

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月29日

【事業年度】 自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日

【発行者の名称】 スペイン開発金融公庫
(Instituto de Crédito Oficial, E.P.E)

【代表者の役職氏名】 アントニオ・コルデロ
資金調達・財務部長
(Antonio Cordero, Head of Funding and Treasury)

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収
同 井 上 貴美子
同 宗 川 帆 南
同 宮 崎 太 郎

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1380

【縦覧に供する場所】 該当なし

第1 【募集（売出）債券の状況】

募集債券の状況

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末の 未償還額	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名
スペイン王国保証第3回 スペイン開発金融公庫円 貨債券(2014)(1)	2014年2月	105億円	105億円	0	該当なし

(1) 2017年2月17日に全額償還されている。

売出債券の状況

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末の 未償還額	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名
スペイン王国保証 スペイン 開発金融公庫 2017年1 月30日満期円建債券(1)	2014年1月	104億1,000万円	104億1,000万円	0	該当なし

(1) 2017年1月30日に全額償還されている。

第2 【外国為替相場の推移】

(1) 【最近5年間の会計年度(又は事業年度)別為替相場の推移】

該当なし

(2) 【当会計年度(又は事業年度)中最近6月間の月別為替相場の推移】

該当なし

(3) 【最近日の為替相場】

該当なし

第3 【発行者の概況】

- 注記(1) 本書中、「発行者」、「IC0」または「当公庫」とあるのはスペイン開発金融公庫 (Instituto de Crédito Oficial, E.P.E) を指すものとし、「スペイン」とあるのはスペイン王国を指すものとする。
- (2) 別段の表示のない限り、本書中の「ユーロ」とは欧州連合ユーロを指すものとする。本書中では、すべての金額は、別段の定めのない限り、ユーロで表示される。参考までに、2018年6月20日現在の株式会社三菱UFJ銀行により発表されたユーロの日本円に対する対顧客電信直物売買相場の仲値は1ユーロ当たり127.45円であった。
- (3) 発行者およびスペイン王国の会計年度は、暦年と一致している。
- (4) 本書中、表中の数字が四捨五入されている場合、合計は数字の総和と必ずしも一致しない。
- (5) 本書中、表中の数字で()で囲まれた数字は負の値である。

1 【発行者が国である場合】

該当なし

2 【発行者が地方公共団体である場合】

該当なし

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1) 【設立】

スペイン開発金融公庫 (Instituto de Crédito Oficial, E.P.E) (「発行者」、「IC0」または「当公庫」) は、スペイン王国の政府金融機関の組織および管理に関する1971年法律第13号 (Ley 13/1971 Sobre Organización y Régimen del Crédito Oficial) (「1971年法」) に基づきスペイン王国の独立した金融機関として1971年6月19日に設立された。当該法律により、その独占的職務は政府信用供与の管理、政府金融機関の調整および管理ならびに政府金融機関を介して行うスペイン経済の特定部門に対する中・長期の融資の提供として明確にされていた。

1988年一般国家予算に関する1987年法律第33号 (Ley 33/1987 de Presupuestos Generales del Estado para 1988) (「1988年予算法」) に従い、当公庫の法的地位は国が全額出資する国有法人 (Sociedad Estatal) に変更された。1988年予算法により、当公庫は金融機関規則および管理に関する1988年7月29日法律第26号 (Ley de Disciplina e Intervención de las Entidades de Crédito) が (金融機関の組織、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号 (Ley 10/2014, de 26 de junio, de ordenación, supervisión y solvencia de entidades de crédito) に替わるまで) 適用された「金融機関」として区分されていた。同様に1988年予算法に従い当公庫は、政府金融機関 (OCI) であるバンク・デ・クレディト・アグリコラ・エセ・アー、バンク・デ・クレディト・ロカル・デ・エスパーニャ・エセ・アー、バンク・デ・クレディト・インダストリアル・エセ・アーおよびバンク・ヒポテカリオ・デ・エスパーニャ・エセ・アーの全株を保有する持株会社になった。

国有金融機関の新組織を定める1991年5月3日勅令法第3号 (por la que se establece una nueva organización de las entidades de crédito de capital público estatal) に従い、当公庫はOCIならびにその他の営利企業の株式を国家に譲渡した。当該勅令法により、コーポラシオン・バンカリア・デ・エスパーニャ (事業上の名称 : アルヘンタリア) がOCIの株式を保有する目的で設立された。

1995年に、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令法第12号 (Real Decreto-Ley 12/1995) (「1995年勅令法」) が制定され、1996年1月1日に発効した。1995年勅令法により、当公

庫の法的地位は金融機関の法的性質を有する国有法人として確認され、その目的は以下に述べる通り、国家の財務代理人として特定されている。

2015年に、公共部門の法体制に関する2015年10月1日法律第40号（Ley de Régimen Jurídico del Sector Público）（「2015年法」）が、国家経済政策および国家一般行政に従い運営される公的機関（Sector Público Institucional Estatal）に適用される一般条項を規定するために制定された。2015年法に基づき公的機関は、（ ）自治機関および（ ）公共の利益のために事業活動を行い、サービスを提供する公共事業体からなる。1999年4月30日勅令第706号（「1999年勅令」）により、当公庫を2015年法に適合させ、当公庫の定款を承認した。当公庫は2015年法の第84条第1項a) 2に基づく公共事業体である。

現在、当公庫は（ ）2015年法、（ ）1995年勅令法、（ ）一定事項に関し適用される2003年11月26日法律第47号により承認された一般財政法、（ ）1999年勅令（2015年勅令第1149号により改正）により承認された定款および（ ）上記（ ）から（ ）の規則によって規制されない事項で、金融機関に適用される特定の規則ならびに民法、商法および労働法上の一般的な規則に服している。

スペイン政府との関係

スペイン王国の保証が、当公庫の定款を承認し、当公庫を2015年法へ適合させた1995年勅令法および1999年勅令に基づき供与される。当公庫の定款第24条に基づき当公庫の債務は、第三者についてスペイン王国の法定保証を享受する。スペイン王国の保証は、直接、明示的、取消不能および無条件の保証である。

当公庫は国家金融機関としてみなされており、経済・企業省に帰属し、報告義務を負っている。

当公庫の計算書類はインターベンシオン・ヘネラル・デ・ラ・アドминистраシオン・デル・エスタド（国家の一般会計監査院）によって監査されなければならない。トリビュナル・デ・クエンタス（財務裁判所）はその後それらに関する報告書をスペインの議会に提出しなければならない。

金融機関の組織、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号に基づき、当公庫はスペイン中央銀行によって監督され、金融機関としてその職務を遂行している。

目的および業務

当公庫の目的は経済を成長させて、国家の富をより公平に分配し、とりわけ社会、文化、技術革新または環境の面から価値ある開発を行うことに貢献するために、経済活動を支援、促進することである。そのため当公庫は財政均衡の原則および目的達成手段の適合性を常時厳格に遵守する。

さらに、当公庫の役割は以下の通りである。

- (a) 内閣または政府経済問題委員会の適切な指図に従い、深刻な経済危機、自然災害またはこれに類似の状況により生じる経済に対する影響を緩和するように支援すること。
- (b) 当公庫の運営理事会が採択した規則および決議に従い、内閣または政府経済問題委員会もしくは経済・企業省の定める基本的な方針を遵守して、経済政策を実施する機関として行為すること。

発行者は相互金利調整契約（「CARI」）および法人国際化基金（「FIEM」）により輸出取引に融資する。CARIは、プログラムに参加している金融機関による固定レートの輸出信用に関し最低収益率を保証する輸出援助プログラムである。FIEMは2010年6月に、スペイン企業の国際化を支援、スペインの輸出および外国への直接投資を促進するため設立された。FIEMは政府貿易事務局を通じてスペインの経済・企業省により管理されている。発行者は国家の財務代理人として行為し、FIEMの定型化、運営および計算書の提出を任されている。発行者はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は発行者の他の事業部門から独立して、契約、管理および計算が行われている。

発行者は、国家の財務代理人として行為し、開発プロモーション基金（「FONPRODE」）の定型化、運営および計算書の提出を任されている。FONPRODEは協力の手段として2010年10月に設立された。FONPRODEは、国際協力担当大臣およびスペイン国際開発協力機構（「AECID」）を通じて、外務・協力省により管理されている。その主な目的は貧困の根絶、社会的平等の獲得、人権の擁護および発展途上国における人間の発達を促すことである。

スペイン王国の財務代理人としての当公庫の主な目的は、中長期資金の分配によるスペインの経済および社会の発展ならびにスペインの地域経済を促進することである。

当公庫のほとんどの貸付は中小企業に対し、直接または仲介貸付のいずれかにより行われる。

日本との関係

特記すべき事項はない。

(2) 【資本構成】

以下の表は、2017年12月31日現在の当公庫の資本構成である。(1)

(単位：千ユーロ)

純資産および準備金	
資本金(2)	4,313,067
準備金	996,289
当期損益	101,923
評価調整額	(130,880)
資本合計	5,280,399
負債	
中央銀行による預金合計	0
金融機関による預金合計	11,495,137
顧客による預金	859,679
ICOの債券、約束手形およびその他証券	22,845,774
その他の金融負債	857,380
償却原価金融負債	36,057,970
総合計	41,338,369

- (1) 監査済みの数値である。また、2017年12月31日以降、当公庫の資本構成に重大な変更はない。
 (2) 当公庫の資本金は国が全額出資している。

(3) 【組織】

当公庫の運営理事会は、理事長およびその他10名の理事により構成され、全員が経済・企業省の推薦に従い、内閣によって任命される。

運営理事会は当公庫の統制上および運営上の最高機関である。理事会の理事の指名（指名の取消を含む。）は経済・企業省の提案により、契約を通じて、内閣が対応している。当該理事は、ICOの活動分野において定評があり、専門的能力を有する人物から選出される。その理事のうち4名は、公共部門の業務に携わる従業員ではないという意味で、社外の者であるものとする。また、理事のうち6名は公共部門の業務に携わる非常に有能な従業員から選出されるものとする。ICOの事業の金融資産および金融負債の取引に関連する議案の決議においては、社外の理事はそれぞれ二票の投票権を持つ。

理事会の主要な権限は、内閣、政府経済委員会または経済・企業省が定める基本的な指針に従い、一定の経済政策を実施するための規則および決定の承認、当公庫の年次財務書類、財務書類注記および経営陣報告書の承認、当公庫とスペインの異なる行政組織および欧州連合に属するその他の機関、ならびにその他の公的機関または民間機関、国内または外国の機関と締結されなければならない協力協定の承認である。

運営委員会は当公庫の日々の運営管理の責任を負っており、その性質により同委員会の範疇にある業務のすべてについて運営理事会に従う。当公庫の理事長の下で、運営委員会は15名以内の委員で構成され、委員は当公庫の者（必ず当公庫の業務執行役員を含む。）から理事長に任命される。

業務執行役員の選任および解任は当公庫の理事長が対応する。当公庫の理事長は当公庫の内部レベルでの副部長とともにその他の部門部長の任命、ならびに労働体制の変更および決定にも携わる。

理事会の2016年12月31日現在の理事（理事は理事長を除き当公庫の業務執行役員ではない。）は以下の通りである。

氏名	役職
パブロ・ザルバ	理事長
アルベルト・マーティン・デル・カンボ	経済・企業省法律・金融政策副局長
ハイメ・イグレシアス	財務省予算局長
ロドリゴ・マドラソ	経済・企業省経済政策局長
ホセ・マリア・エスピ	社外理事
ラファエル・パンピジョン	社外理事
ハイメ・レケイホ	社外理事
ホセ・マヌエル・レジェロ	社外理事

理事会の有価証券報告書提出日現在の理事は、理事長および9名の理事である。

氏名	役職
ホセ・カルロス・ガルシア・デ・ケベード	理事長
アルベルト・マルティン・デル・カンポ	経済・企業省法律・金融政策副局長
ハイメ・イグレシアス	財務省予算局長
ロドリゴ・マドラソ	経済・企業省経済政策局長
ミゲル・オードーズゴティ	農業・水産業・食糧省業務局長
アナ・ラケル・ガルシア	財務省首相官邸参与
ホセ・マリア・エスピ	社外理事
ラファエル・パンピジョン	社外理事
ハイメ・レケイホ	社外理事
ホセ・マヌエル・レジェロ	社外理事

運営理事会の社外理事の任期は3年間で、その後一度は再任が可能である。

IC0の2016年12月31日現在の業務執行役員は以下の通りである。

氏名	役職
パブロ・ザルバ	理事長
フェルナンド・ナバレッテ	最高財務責任者
-	最高投資責任者
ヘラルド・ヒメノ	最高リスク管理責任者
テレサ・モヒン	最高人事責任者

IC0の有価証券報告書提出日現在の業務執行役員は以下の通りである。

氏名	役職
ホセ・カルロス・ガルシア・デ・ケベード	理事長
イグナシオ・ヴィセンテ	最高財務責任者
マリアノ・コルメナー	最高投資責任者
ヘラルド・ヒメノ	最高リスク管理責任者
テレサ・モヒン	最高人事責任者

従業員

当公庫の使命を遂行するための要素はその高度に熟練した労働力にある。当公庫の人的資本は、国有金融機関としてのその目的を効果的に成就するための重要な要素となっている。2017年12月31日現在、当公庫は324名の従業員を雇用しており、2016年末と比較して16名上回る。

雇用に関する事項は、労働法 (Estatuto de los Trabajadores) による実体法上の規制を受けている。

(4) 【業務の概況】

2017年において、スペイン経済は継続して堅調な経済成長データを示し、2014年に始まった上昇トレンドを継続させた。特に、GDPは3.1%増となり、2016年に見られた3.3%からは小幅減少であるが、それでもユーロ圏の平均値を上回っていた。この減速は、年初に予想されていたものよりも緩やかであった。好景気は、輸出が好調であると同時に、雇用の改善に支えられた内需の強さに基づいている。ユーロ圏においては、経済活動が促進され、2017年通年で2.5%成長し、前年の1.7%を上回った。この上昇傾向は年度の上半期より下半期により急速に進んだ。

スペインおよび欧州経済のこの成長は、数ある政策の中でもとりわけ、欧州中央銀行（ECB）の例外的な拡大金融政策の継続により強化されている。2017年中は、適用金利に関し何も決定が下されず、継続して主要政策金利を0.00%、限界貸付ファシリティ金利を0.25%、預金ファシリティ金利をマイナス0.40%とした。資産買入れ額は第1四半期において1ヶ月当たり80十億ユーロを継続したが、発表に従い、4月からは1ヶ月当たり60十億ユーロになった。また、償還額の再投資は継続されるが、2018年1月からは30十億ユーロに減額されることも発表されている。結果として、ECBのバランス・シートは引続き記録的な水準にある。

中小企業の外部資金調達の改善状況は確固たるものとなっている。適用金利は、歴史的な低さにある。

金融政策は引続き、金融資産の利回りに寄与しており、また、銀行ローンの低金利という形で、家計および企業にも貢献している。特に、スペインの小規模事業者（1百万ユーロ未満、中小企業向け貸付に近似）に適用される金利は、一年を通して下降トレンドを示し、連続して歴史的に低い値（12月は2.2%に対し1月は2.6%）を示した。実際には、ドイツにおけるこのタイプの貸付との金利差は、年間12ヶ月のうち10ヶ月間にわたって、スペインの会社に有利であり、11月には、金利差が最大で23ベース・ポイントに達した。

250,000ユーロを上限とする最小貸付においても金利動向は下降基調であり、ドイツにおける同様の貸付から57ベース・ポイント低く、年度末には2.3%となった。これは、より小規模な中小企業部門においては、2017年の資金調達が、スペインにおいてドイツおよびユーロ圏の平均より低い金利で行えたことを示している。この金利の引き下げに加え、新しい取引件数の増加（1百万ユーロ未満の取引は、2016年と比べ2017年は8.2%増となり、また、25万ユーロ未満の取引は、2017年は前年比で7.3%増となった。）もみられた。

このような新規取引件数の改善にもかかわらず、銀行の企業への貸付残高は、貸付の満期および貸借対照表からの流出が新規貸付による流入よりも多かったために、減少し続けた。

国立中央銀行との協力でECBにより発表された銀行貸付調査では、スペインの中小企業による新規借り入れ需要が、年度の特定の時期に増加し、金融機関は需要が継続するであろうと楽観的であるという結果を示した。

債務不履行は2011年以降で最も低い水準である。

スペインの信用機関の債務不履行に関しては、2017年は継続して減少の道のりを辿り、2016年度末の9.1%に比べて、当年度末には7.8%であった。この指標は、2011年12月以来最も低い水準であり、16%に低下した不良債権の大幅な減少により支えられていた。

IC0は新しい経済および金融シナリオに順応し続ける。

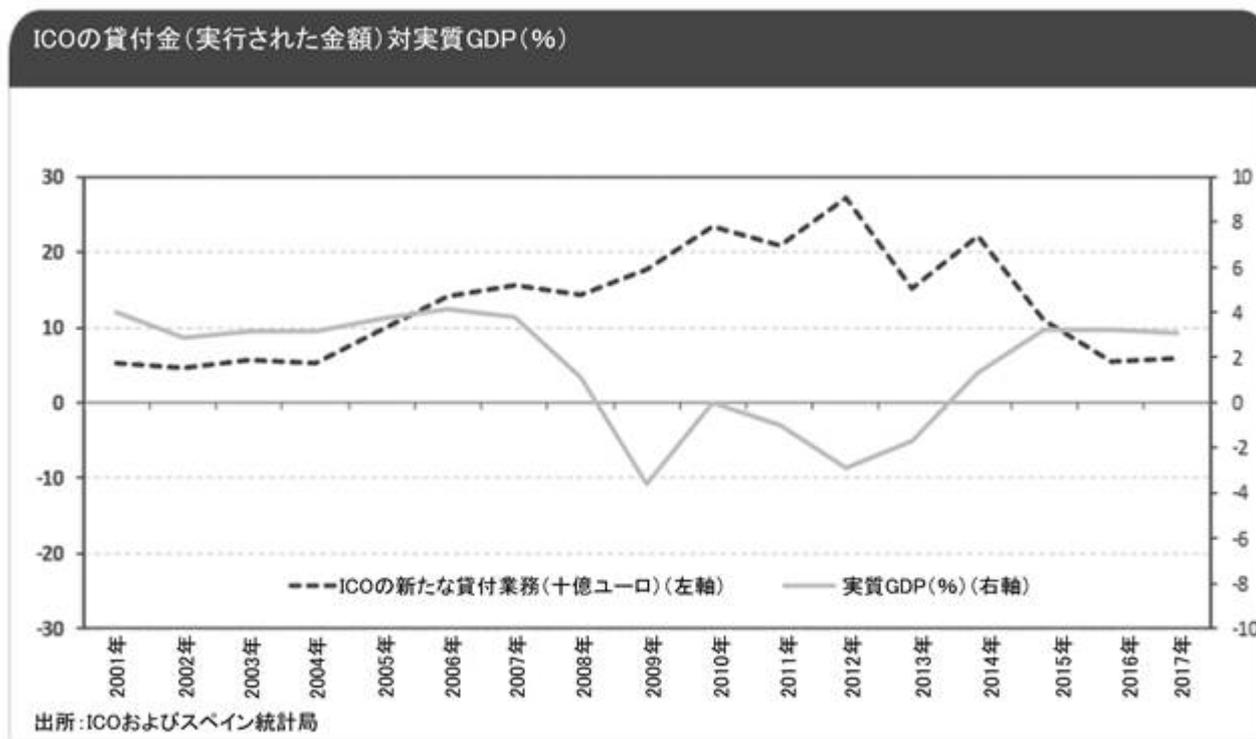
スペインにおける経済活動の伸びが確固たるものとなり、民間金融セクターから企業への貸付の流れが平常化された結果、スペイン開発金融公庫は、危機期間中の広範囲にわたる貸付業務モデルから、事業融

資につき、専門性と付加価値の創造に基づいて、経済成長下でより典型的で集中的な別の貸付業務モデルに移行している。

同様に、この新しい経済、金融および機動的なシナリオは、当公庫に、この環境の需要に当公庫の役割を順応させるために必要な仕組みを認識させ、当公庫は以下に戦略目標として定義される2018年から2021年の戦略計画を準備している。かかる戦略目標とは、企業の国際化を促進し、長期投資を促進し、インフラストラクチャーおよびその他の公共資産への投資を増加し、資金調達の代替源を奨励することである。

当公庫の反循環的な性質により、貸付は2015年から継続して減少し、2017年は経済危機前の水準に達した。この間、ICOは信用不足を緩和させる活動を大幅に増加した。

グラフはGDPの変化と当公庫の年間活動の相関関係を示している。



ICOのファシリティーは、中小企業および自営業者への融資においてベンチマークである。

経済の回復と民間貸付の正常化のこの新しい段階においては、ICOは、スペインの金融システムにおいて継続して、自営業者、企業および企業体の支援に関してベンチマークであり続ける。2017年にICOは、総額5.893十億ユーロの貸付を実行した。

年間総額のうち、4.570十億ユーロの貸付が、スペインで業務を行う信用機関と共同で行われた「仲介ファシリティー」と呼ばれる資金分配のメカニズムの取引79,908件を通じて提供された。この貸付を通じて、ICOは、システム全体で実行された新規取引でかつ非金融企業を含む1百万ユーロ未満の取引の合計フローの2.3%に貢献した。

また、直接貸付業務を通じて、当公庫は合計1.323十億ユーロの貸付を実行した。これらの取引は、スペインの経済および雇用に対してポジティブな持ち越し効果を有する重要な投資およびインフラストラクチャー・プロジェクトを実施する中規模および大規模企業を対象としており、スペイン企業の持続可能な成長および国際化にとって重要な手段である。

以下の表は、当公庫により2017年に実行された貸付業務を種類別で要約したものである。

2017年における貸付業務により実行された金額(種類別)(百万ユーロおよび取引件数)

	金額	取引件数
--	----	------

仲介ファシリティー	4,570	79,908
直接貸付	1,323	53
合計	5,893	79,961

IC0の最初の仲介ファシリティーの導入から25周年。

1993年に、IC0は金融機関と協力して初めて仲介ファシリティーを実行した。IC0ピメ93 (IC0 Pyme 93) は、欧州レベルで、長期の中小企業向け民間投資を強化する必要性から導入され、43の金融機関との合意を通して開始された。1993年中、IC0ピメ93は、5年から7年の返済期間の3,250件の貸付を実行し、その合計額は370百万ユーロに値した。

それ以降、IC0のファシリティーは、市場で確固たる商品となった。この25年間（1993年から2017年まで）に、貸付合計額は、3,100,000件の取引を通じて178十億ユーロに達し、とりわけ自営業者および企業の投資計画および国際活動が融資を受けられるようにしている。

企業の国際化はIC0の戦略的目標の一つである。

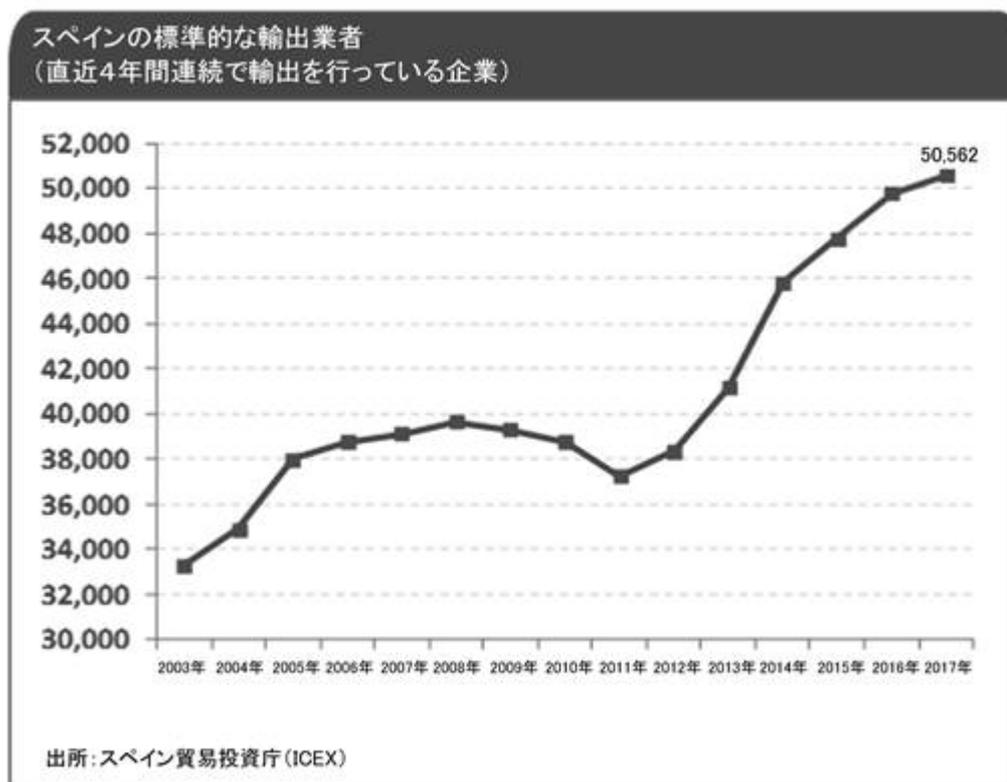
IC0の優先目標の一つに、外国で事業を行う企業を支援し、かつそれらの企業の国際的な拡大のために金融商品を提供することがある。当公庫は、近年、債券（長期融資もしくは輸出インボイスのファクタリング）、保証または資本参加といった、外国展開における企業のすべての需要を網羅する包括的な範囲の商品を通じて、この戦略を強化している。

仲介ファシリティーにおいては、2012年以降、海外のスペイン企業の投資に融資するための伝統的なIC0国際ファシリティーは、輸出業務のインボイスのファクタリングまたは輸出される製品の製造およびサービスの提供に必要な資金供与のいずれかを通じて、企業の海外活動を促進させる目的の商品である、IC0輸出業者向けファシリティーにより補完されている。同様に、2016年に、IC0国際局ファシリティーが、多国間機関および現地金融機関と共同で開始された。この商品は、現地通貨での融資計画の可能性といった既存のファシリティーとは違った特徴を提供する商品であり、契約の締結先である国際金融機関の市場知識を利用するものである。

これにより、スペイン企業の国際化のために、仲介ファシリティーを通じてIC0により実行された貸付高は、近年著しく増加した。2012年から2017年の間に158,000件近い取引がスペイン企業の国際化のために実行され、その累積額は12.3十億ユーロ超となり、当該期間中にIC0により実行された取引合計額の約20%に相当した。2017年に、スペイン企業の国際化支援のために仲介ファシリティーを通じて実行された貸付高は、677百万ユーロであった。

直接貸付に関し、スペイン企業の国際的な展開を促進するために当公庫により実行された貸付高もまた、近年で大幅に増加した。それ故に、2012年から2017年にこの手段を通じて実行された貸付合計の40%が国際化活動に対するものであった。2017年に、IC0により国際化を支援するために直接割り当てられた金額は、535百万ユーロであり、2016年より87%増加した。

結果として、IC0は、経済回復の主な推進力としての輸出セクターの著しい拡大を支援し、近年のスペイン企業を特徴づける自由貿易を支持することで、輸出企業、輸出先の国数および輸出商品の種類の大幅な増加をもたらし、2013年から始まったスペイン経済の段階的な回復過程に貢献している。



ICOによる融資は経済活動に顕著な影響を及ぼしている。

上記のように、現在の経済成長および拡張的な信用サイクルの傾向の中で、ICOは、その仲介ファシリティーを通じた信用供与活動および直接貸付がスペインの経済に影響を及ぼし、大きく貢献しているという点で、スペインの金融部門において引続き重要な役割を担っている。

仲介ファシリティーを通じて2017年に付与された融資による経済活動への影響に関してICOが出したGDPとの関係での見積額は、17.196十億ユーロであり、これはGDPの1.5%に相当する。創出されたまたは維持された雇用への影響については、322,000名超分の雇用に相当し、これはフルタイム当量雇用の合計の1.8%に相当する。

2017年中にICOにより直接実行された取引の影響は、GDPに関して6.082十億ユーロと見積もられており、これはGDPの0.5%に相当する。創出されたまたは維持された雇用に関しては、92,000名超分の雇用に相当し、これはフルタイム当量雇用の合計の0.5%に相当する。

ICOはスペイン企業の投資への支援を促すために欧州の機関との協力を続けている。

スペイン開発金融公庫は、欧州の政策に沿った革新的なプロジェクトのために500十億ユーロを動員することを目指す戦略である「ユンケル・プラン」のスペインにおける実施において、欧州投資銀行(EIB)との協力を積極的に行っている。

2017年に、ICOは、スペイン全域の起業家および機関を対象とした投資計画についての情報提供とその一般市民に対する普及という任務を継続する中で、EIBならびに欧州共同体のマネージャーおよび専門家と非常に積極的に協力した。この目的で、スペイン内の多くの州において情報セミナーが企画されており、会議の開催や、上述の計画に基づきどのように融資を得るかについてのプレゼンテーションが行われた。

その他の欧州の政府系開発銀行との協力の範囲内で、また上述の「ユンケル・プラン」の目標に寄与するために、再生可能エネルギー、輸送インフラおよびデジタルインフラへの投資の促進剤としての役割を果たすことを目的とした汎欧州キャピタル・ファンドである、「マーガレット ファンド」の2017年の始動は特に注目に値するものである。

このファンドは700百万ユーロを当初の資本として設立され、そのうち200百万ユーロについてはEIBが出資し、五つの公的金融機関（そのうちの一つはICO）がそれぞれ100百万ユーロの出資を行った。「マーガレット ファンド」は、既に全額の出資が完了しているエネルギー、気候変動、インフラのための2020年欧州ファンド（別称「マーガレット・ファンド」）の役割を引き継ぐ予定である。

またこの協力の範囲内で注目すべきは、2018年に上市される予定の新たな仲介ファシリティー（ICO IDEAエネルギー効率化と呼ばれる。）への出資を行うべく、EIBとの契約を締結したことである。2017年に承認されたこのファシリティーは、エネルギー効率を改善させることで二酸化炭素の排出量と最終エネルギー消費を抑制するホテルの施設、工業部門および商業部門に対して行われる投資への融資に利用される予定である。

ICOは引続き銀行融資への代替融資および民間資本の推進を支援している。

当公庫がスペイン企業に提供する商品のラインアップには、銀行業と比べ、民間資本の促進を通じて行う多様な代替融資資源があり、その役割は当公庫の子会社であるAXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダッド・ヘストーラ・デ・エンティダデス・デ・インベルシオン・コレクティブaS.A. S.M.E.（以下「AXIS」）を介して当公庫が担う。

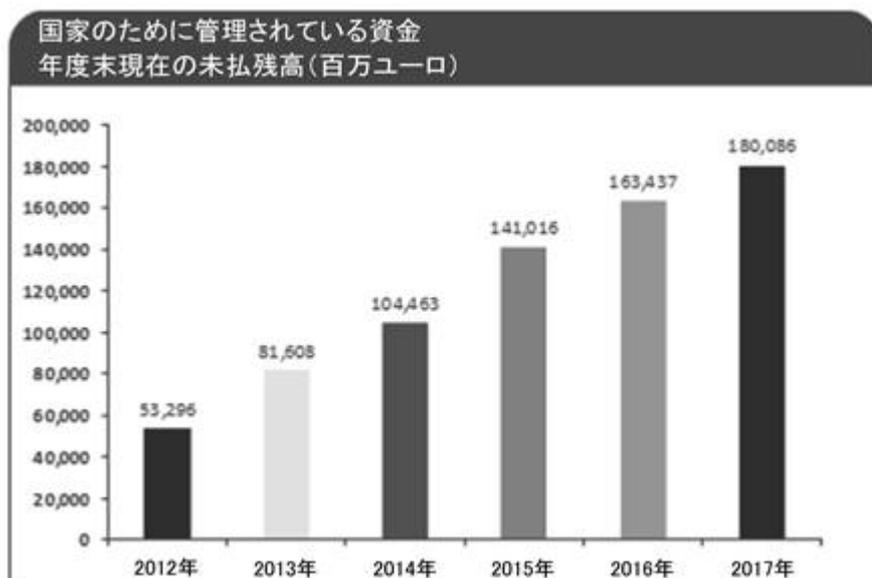
AXISは、当該部門において最も活発な運用会社の一つであり、FOND-ICOグローバル、FOND-ICOパイムおよびFOND-ICOインフラストラクチャスを通じて20億ユーロを運用している。ICOはそれに単独で参加している。

特に注目に値するのは、スペインで設立された初めてのベンチャー・キャピタルの「ファンド・オブ・ファンズ」であるFOND-ICOグローバルが行う活動である。2013年の設立以来、ICOからの資金と合わせて64のファンドにおいて1.424十億ユーロの投資を承認しており、これはスペイン企業への最低5.546十億ユーロの投資を意味する。かかる構想は、スペインにおける民間資本、ならびに公的機関および民間機関の協力のモデルとしての、そして企業に対する代替的融資方針の推進力としての民間資本の重要性を変容させ、活性化させている。2017年12月31日現在、FOND-ICOグローバルが投資したファンドが今度は、100,000名を超える従業員の雇用を提供する355社のスペイン企業に投資している。資金を受領している企業の87%が中小企業である。

公的ファンドの管理者としてのICO

ICOが政府系開発銀行として直接融資を行う業務に加え、当公庫が財務代理人として行う業務も依然として非常に重要である。これに関連して、ICOは法人国際化基金（FIEM）、開発プロモーション基金（FONPRODE）または相互金利調整契約（CARI）等の外国部門に関連する商品を管理している。それに加えて、ICOは引続き州融資基金（FFCCAA）および地方自治体融資基金（FFEELL）の運用および管理を行っている。ICOは、国家を代理してこれらの活動を実行しているが、このような活動に対応する収支はICOの財務書類には含まれていない。

2017年末には、国家資金を用いて実行された取引の未払残高は180.086十億ユーロとなり、2016年末と比較して10.2%の増加となった。



ICOはソーシャル・ボンド部門へのコミットメントを強化し、その存在感を高めた。

ICOはその活動を継続するため、2017年に中期および長期の融資により6.225十億ユーロを調達した。このうち、84.5%は資本市場で発行された証券により取得したものであり、残りの14.5%は様々な多国間組織から付与された貸付によるものであった。

資本市場における融資については、当公庫はソーシャル・ボンド部門において中心的な役割を担っており、ICOが一人当たりのGDPがスペイン国内の平均を下回る地方の企業のプロジェクトへの融資に取り組むことにより、商品の開発を推進している。2015年以降、当公庫は四回のソーシャル・ボンドの発行を行っており、その発行総額は2十億ユーロ超となった。

一回目の発行が成功した後、2017年には新たに二つの取引が実行された。そのうちの一つはスウェーデン・クローナで発行され、ソーシャル・ボンド部門の開発への取組みを強化し、様々な市場においてこの種の発行を広めるICOの戦略が拡大された。

多国間組織からの融資については、ICOは近年、これらの組織の融資を導く取組みを強化し、価格、条件および利用可能性に関して、スペイン企業に対して市場よりも良い条件で融資を提供できるようにしている。2017年には、総額750百万ユーロの取引がEIBによって承認された。

国際金融市場への正常なアクセスを強化させたことにより、2013年および2014年にドイツ復興金融公庫(KfW)から調達した1十億ユーロに及ぶ融資の2017年における早期解約が可能となった。この取引の解約は財務費用の削減を促し、ICOが中小企業に対してより良い融資状況を提供することを可能にした。

管理指標は引続き好調に成長した。

以下の表は、2017年におけるICOの業務に関する主要な数値および管理指標を示している。

2017年のICOの主要な数値

(単位：百万ユーロまたは%)

残高	
資産合計	42,186
資本金	5,280
負債合計	36,906
損益勘定	
利ざや	(69)

売上総利益	16
税引前利益	146
純利益	102
<hr/>	
比率	
支払能力	32.9%
カバレッジ	121.0%
不履行	9.0%
<hr/>	

A. 2017年におけるICOの貸付業務

A.1. 仲介ファシリティーを通じて分配される融資枠

2017年を通じて、ICOは、いわゆる仲介ファシリティーによる信用の触媒としての役割を維持しており、生産的投資プロジェクトが実施できるよう流動性および融資の需要の両方に対応する広範囲の商品を提供している。この分配システムを通じて、ICOは、スペイン国内で営業を行っている信用機関の商業上のネットワークにより資金を提供し、当該商品の主な融資の特性、受取先、目的および条件を決定する。これに対して、信用機関側は、取引の処理、検討および承認に対して責任を負い、最終受取先の信用リスクを負う。

かかるファシリティーは、自営業者、企業および法人を対象としており、短期（1年未満）から超長期（20年間）まで広範囲の期間にわたって融資を提供する。

2017年において、ICOの業務は専門化および価値の貢献において強化された。

民間金融機関が低コストでの融資の利用を標準化している現在の経済環境において、多額の流動性資産の提供者としてのICOの貢献は、もはやそれほど重要ではない。

したがって、2017年において、ICOは、量の貢献に基づく外部モデルから専門化および価値の貢献を軸とする別のモデルに移行して、その新たな役割を強化し、結果的に活動の重点を特にスペイン企業の国際化において経済成長を支えるという業務に置いている。

様々な仲介ファシリティーを通じて、2017年において、ICOは4.570十億ユーロの79,908件の融資取引を実行した。

ICOは、引続きスペインの中小企業向けの融資において重要な役割を担う。

反循環的な性格を考慮すると、ICOの業務の新たな景気循環への必要とされる適応は、事業組織への付加価値の提供および海外事業における企業の支援等、スペインの金融制度におけるこれらに該当する役割を継続する。

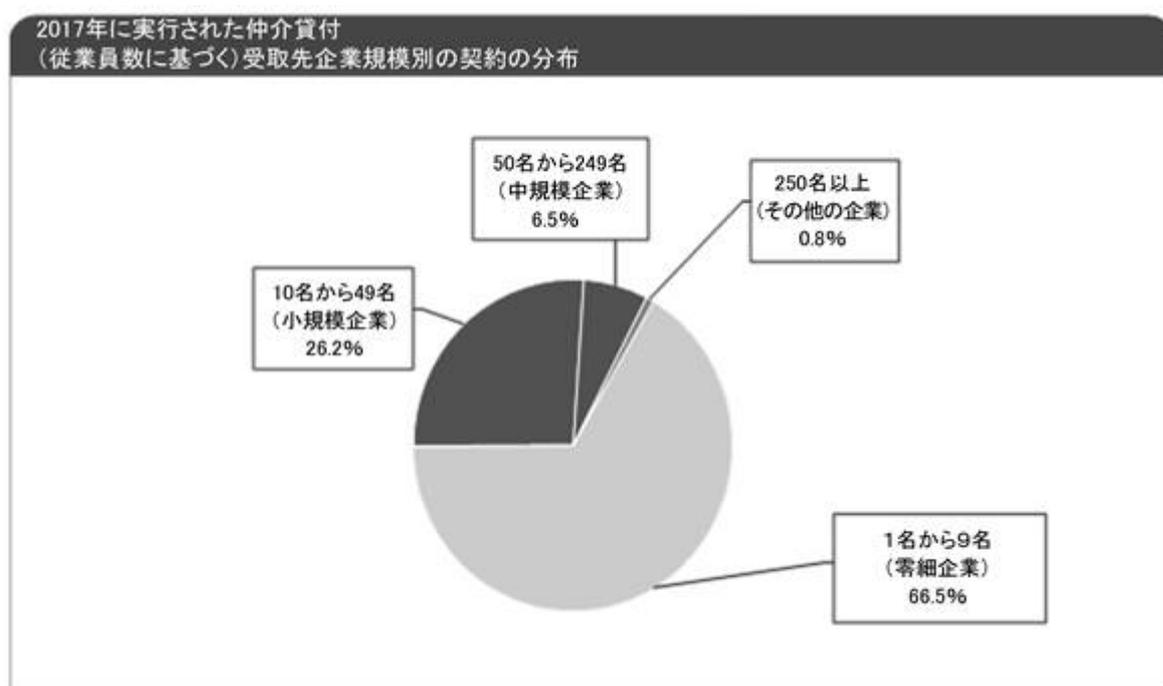
2017年におけるICOの仲介業務は、スペインの金融制度が全体として非金融企業に提供した総額1百万ユーロ未満の新たな取引のフロー合計の2.3%を占めた。2017年度末現在、ICOが非金融企業に付与した1年超の当初期間での貸付残高は、スペインの金融制度全体の6%を占めた。

融資を受けている事業の規模別で、当年度中に実行された取引の66.5%が零細企業（1名から9名の従業員）に対するものだった。49名以下の従業員を擁する小規模企業を含めると、かかる割合は92.7%に増加する。

2017年に実行された仲介貸付
 (従業員数に基づく)受取先企業規模別の契約の分布

	2017年			
	貸付額 (百万ユーロ)	貸付額合計に 占める割合 (%)	取引件数	取引件数合計に 占める割合 (%)
1名から9名(零細企業)	2,015	44.6	53,170	66.5
10名から49名(小規模企業)	1,538	34.1	20,915	26.2
50名から249名(中規模企業)	735	16.3	5,190	6.5
250名以上(その他の企業)	227	5.0	631	0.8
合計	4,515	100.0	79,906	100.0

内訳が入手不能であるため、55百万ユーロのIC0国際局ファシリティーによる契約を除く。



貸付額別の業務の分布によれば、実行された取引の52.9%は25,000ユーロ以下の合計額に関するものであり、82.9%は75,000ユーロを超えなかった。2017年における仲介貸付の平均額は、56,500ユーロであった。

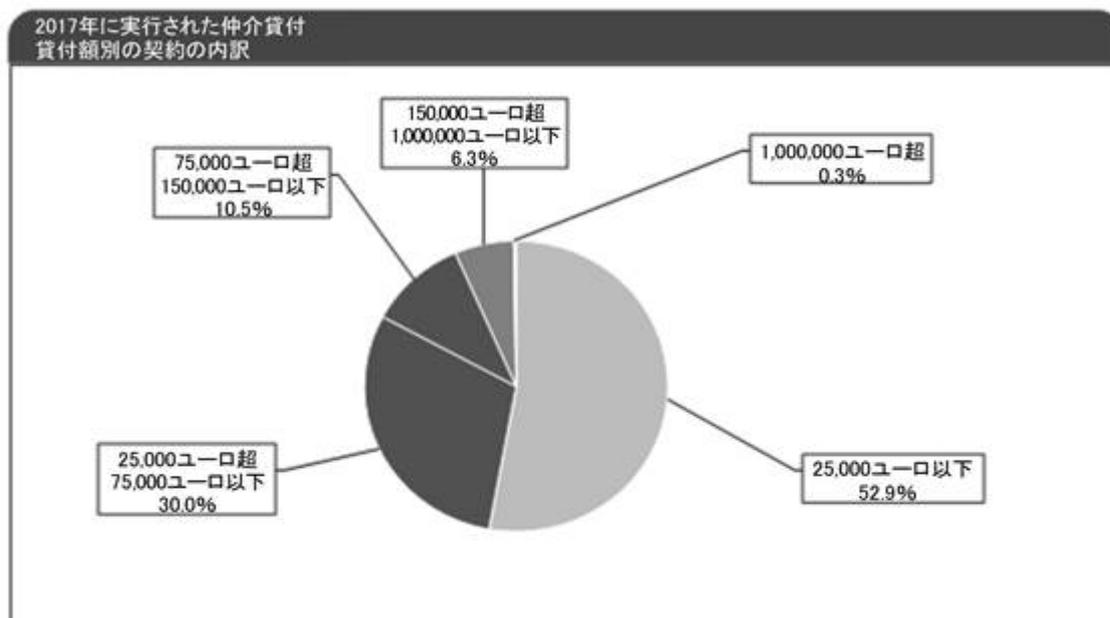
会社の規模および信用額に関するこれらの指標は、主に自営業者および中小規模企業を照準としたIC0の仲介ファシリティーにより付与された融資の大きな広がりを表しており、当公庫を中小企業向けの融資のための参照事業体に位置付けるものである。

2017年に実行された仲介貸付
 貸付額別の契約の分布

	2017年			
	貸付額 (百万ユーロ)	貸付額合計に 占める割合 (%)	取引件数	取引件数合計に 占める割合 (%)
25,000ユーロ以下	538	11.9	42,261	52.9
25,000ユーロ超75,000ユーロ以下	1,045	23.1	24,006	30.0

75,000ユーロ超150,000ユーロ以下	898	19.9	8,402	10.5
150,000ユーロ超1,000,000ユーロ以下	1,626	36.1	5,029	6.3
1,000,000ユーロ超	408	9.0	208	0.3
合計	4,515	100.0	79,906	100.0

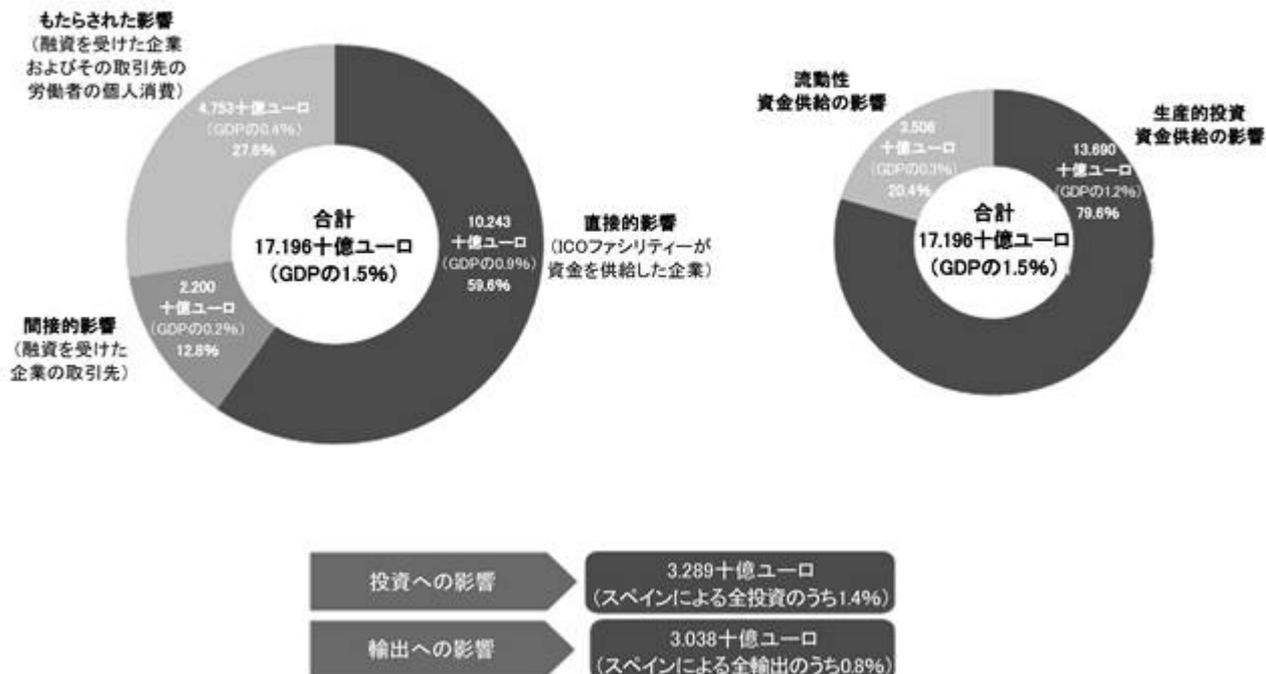
内訳が入手不能であるため、55百万ユーロのIC0国際局ファシリティによる契約を除く。



IC0のファシリティによるスペイン経済への影響。経済発展への貢献。

IC0は、融資業務により生じるマクロ経済上の影響を定量化する方法を開発した。この分析は、統計および計量経済学的手法と併用して国家会計制度の産業連関表を用いた方法に基づき、スペインの金融部門における関連する組織としてのIC0のプレゼンスが、経済に顕著な影響を及ぼし、GDP、輸出、投資または雇用等の特定のマクロ経済上の変数に大きく貢献したことを示している。

2017年のICOの仲介ファシリティー
 GDPへの貢献: 17.196十億ユーロ (GDPの1.5%)

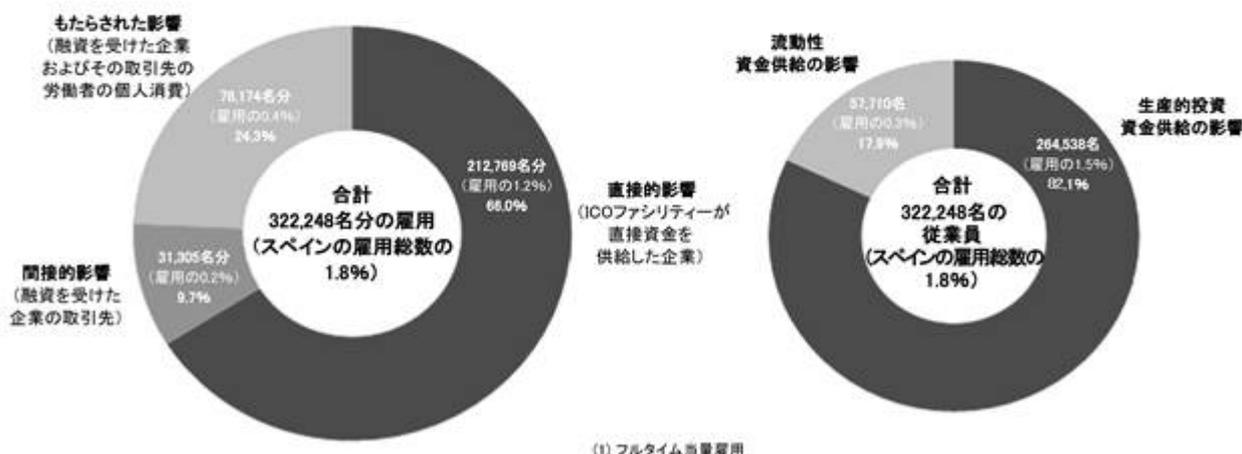


仲介ファシリティーを通じて2017年にICOが行った融資による経済活動への影響に関して、見積額はGDPの1.5%に相当する17.196十億ユーロである。同様に、この融資業務がもたらした影響は、投資において3.289十億ユーロであり、これは昨年のスペインの総固定資本形成 (GFCF) の1.4%を占める。

輸出に関して、ICOの融資がもたらした影響は、3.038十億ユーロと見積もられ、スペインの輸出合計額の0.8%を占めた。

仲介ファシリティーによる2017年のICOの業務の結果創出されたまたは維持された雇用への影響は、322,000名超分の職と見積もられ、これはフルタイム当量雇用の合計の1.8%に相当する。

2017年のICOの仲介ファシリティー
 雇用への貢献: 維持および/または創出された322,248名の雇用
 (スペインの雇用総数の1.8%)⁽¹⁾



最後に、経済発展への貢献に関して、2017年におけるICOの仲介ファシリティーを通じて提供された金額の57.4%は1人当たりGDPがスペイン国内平均を下回る地域にある自営業者、企業および事業体を対象とし

たものだった。この点で、2017年における融資の35.6%は当年度初めの平均失業率を上回る地域にある受取先を対象としたものだった。

ICOの融資業務は、したがって、最大の難問を抱える地理的地域にある企業の経済発展に貢献している。

**2017年に実行された仲介貸付
 地域発展への貢献**

	金額 (百万ユーロ)	合計に占める割合 (%)
GDPが平均を下回る地域に対するもの	2,592	57.4
失業率が平均を上回る地域に対するもの	1,605	35.6

内訳が入手不能であるため、ICO国際局による契約を除く。

ICOは、外国投資および輸出支援を引続き促進している。

仲介ファシリティーを通じて、2017年に、ICOは、外国投資に資金を供給し、144ヶ国における輸出業務を拡大するための13,400件の取引により677百万ユーロを実行したが、その詳細は以下の表の通りである。

2017年に実行された仲介貸付
 被投資国別の投資の分布

	金額 (百万ユーロ)	合計に占める割合 (%)
フランス	105	15.5
ドイツ	69	10.2
イタリア	61	8.9
ポルトガル	48	7.1
英国	32	4.7
米国	22	3.3
オランダ	21	3.1
中国	21	3.1
メキシコ	17	2.5
モロッコ	15	2.3
キューバ	15	2.2
スイス	12	1.8
チリ	10	1.5
アルジェリア	8	1.3
デンマーク	8	1.2
サウジアラビア	7	1.1
ポーランド	7	1.0
ベルギー	6	0.9
ロシア	6	0.9
D.R. コンゴ	6	0.8
アルゼンチン	5	0.8
イスラエル	5	0.7
トルコ	4	0.6
オーストリア	4	0.6
ペルー	4	0.6
その他 ^(*)	157	23.2
合計	677	100.0

(*)119ヶ国向けの取引および55百万ユーロの累積額のIC0国際局ファシリティーを通じて実行された取引を含む。

その結果、国際業務は引続きIC0の業務の戦略軸の一つである。2012年から2017年まで、仲介ファシリティーを通じて行われた融資の20%がスペイン企業の海外進出のためだった。

工業および商業は、ICOの仲介業務において最も顕著な特徴となっている部門である。

2017年のICOのファシリティーを通じて実行された額は、特に大きな割合を占める工業、商業、ならびにインフラストラクチャーおよび運輸において、広い部門分布を示している。

**2017年に実行された仲介ファシリティー
 業務部門別の分布**

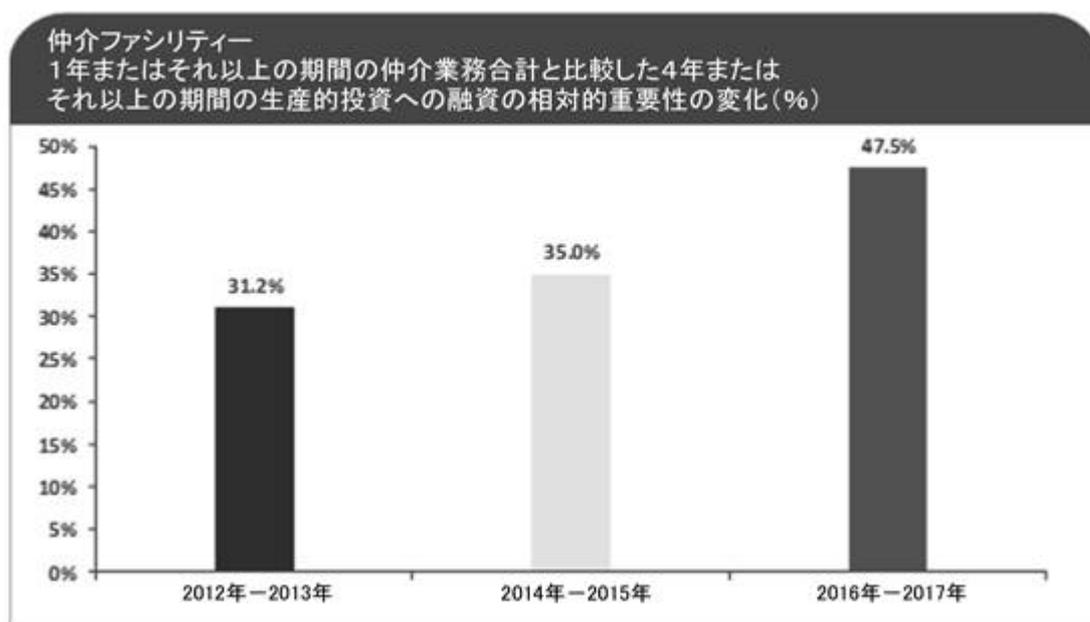
実行済み合計に占める割合
 (%)

工業	24.7
貿易	23.4
インフラストラクチャーおよび運輸	19.3
金融、専門、科学および行政に関わる活動	8.8
農業、畜産業および漁業	5.9
接客業	5.4
その他サービス	4.3
情報、通信、芸術活動、娯楽	4.0
保健および社会福祉サービス	2.4
教育	0.9
エネルギー	0.9
合計	100.0

内訳が入手不能であるため、ICO国際局ファシリティーによる契約を除く。

ICOは、引続き長期生産的融資への貢献を強化する。

2017年において、4年以上の期間の生産的投資への融資を目標とする仲介業務の割合は、1年以上の期間の融資商品により付与された合計額の45%に達した。添付のグラフは、この要因によるプラスの成長を示しており、長期生産的投資への融資において当公庫が従った専門化のプロセスおよび経済成長を支える部門および業務に対して行われた援助を裏付けるものである。



ICOが提供する様々なファシリティーにおける資金の分配。

当公庫は、企業および起業家ならびに国際化という業務の二つの大きな領域または戦略軸に分類された極めて様々な貸付ファシリティーを販売する。ICOが提供する商品のカタログは、2017年において、その目

的を販売予定商品の原資を賙う（事前融資）までに拡大したことに合わせて、ICO商業保証ファシリティーにおいて追加ファシリティーを含むように修正された。

2017年におけるICOファシリティーの業務の分布は、業務の戦略軸によれば、下記の表に示される。

2017年に実行された仲介貸付 業務の軸別の分布

	金額 (百万ユーロ)	取引件数
企業および起業家	3,893	66,486
国際	677	13,422
合計	4,570	79,908

企業および起業家の戦略的分野

その目的は、スペインの自営業者および企業に対して、国内における投資を行い、その流動性需要を満たすために、資金供与を行うことである。2017年において、合計3.893十億ユーロの66,486件の取引が承認された。かかる業務の範囲は、下記のファシリティーを含む。

- ・ ICOの企業および起業家向けファシリティー：流動性需要ならびに住宅所有者の団体および個人が行う建物および資産の改修プロジェクトへの資金供給に加えて、スペイン国内での投資に最大100%を融資することを目的としている。
- ・ ICO商業保証ファシリティー：短期商業業務により発行された請求書の額のファクタリングおよびスペインで販売予定の商品または役務の生産段階への融資を通じて、企業に流動性を提供する。
- ・ ICOのSGR/SAECA保証ファシリティー：融資に関して、相互保証会社（SGR）または農業保証政府機関（SAECA）による保証を企業に提供する。ICOは、ICOの商品および融資事業に関するSGRの恩恵の認知度を高めるイニシアチブを共同で促進して、かかる部門と緊密に協力している。

2017年に実行された仲介貸付 ファシリティー別の分布

	金額 (百万ユーロ)	取引件数
企業および起業家	3,893	66,486
ICOの企業および起業家向けファシリティー	3,804	63,016
ICOのSGR/SAECA保証ファシリティー	8	74
ICO商業保証ファシリティー	81	3,396

国際化の戦略的分野

2012年以降、当公庫は、スペイン企業のすべての投資ニーズを満たし、また、保証を得るため、スペイン企業による対外ベンチャーを促進する目的で考案された一連の商品を開発している。

ICOは、輸出の分野における総合的な一連の商品を考案して、持続した成長の重要なレベルおよびスペイン経済の回復への貢献者としての地位を強固にした経済活動に包括的サポートを提供している。

2017年において、以下のファシリティーを通じて、総額677百万ユーロとなる13,422件の取引が実行された。

- ・ ICOの輸出業者向けファシリティー：輸出用製品の製造費用を賙うために流動性需要を満たすことだけでなく、輸出業務の請求額の短期前払いにより輸出業者に対して流動性を提供する。
- ・ ICOの国際ファシリティー：スペイン国外への投資を行い、流動性需要を満たし、輸出を促進するための融資財源をスペイン企業に提供する。
- ・ ICO国際局ファシリティー：地方銀行のサポートと合わせて、国際金融機関によるスペイン企業の国際化への融資の提供を支援して、当公庫のセカンドフロアバンクまたはサードフロアバンクとしての役

割を促進する。2017年において、ICOは、この融資スキームに基づき、中米経済統合銀行（CABEI）と25百万ユーロの取引、ペルー米州金融銀行（Banco Interamericano de Finanzas de Perú）（BANBIF）と30百万ユーロの取引を実行した。同様に、ICOの理事会は、かかる種類の新契約の実行を承認したが、かかる契約は、2017年12月31日現在実行が保留されている。これらの契約に基づき、スペイン企業は、すべてのラテンアメリカおよびカリブ海諸国における投資プロジェクト、流動性需要および中長期の輸出に融資することができる。

2017年に実行された仲介貸付 ファシリティー別分布

	金額 (百万ユーロ)	取引件数
国際化	677	13,422
ICOの国際ファシリティー	51	255
ICOの輸出業者向けファシリティー	571	13,165
ICOの国際局ファシリティー	55	2

A.2. ICOによって直接行われた取引

前述の通り、ICOの貸付業務の大部分は、スペインの事業組織を支えている小規模企業を対象としており、小規模企業には仲介ファシリティーを通じて融資が行われている。また一方、当公庫は様々な直接貸付のソリューションも提供しており、スペイン国内の大規模な投資プロジェクトおよびスペイン企業により推進され外国で実施される大規模な投資プロジェクトの両方の促進を図っている。

かかる形態の下、ICOは取引への融資に参加し、また、取引のストラクチャーにつき共同作業を行い、信用リスクを商業銀行との間で分担するとともに、かかる活動を構成するために必須となる相補性の原則および補完性の原則を尊重する。

ICOは包括的なソリューションを提供しており、スペイン国内および外国の両方においてあらゆる金融ニーズに対する支援を行い、企業向け貸付、プロジェクト・ファイナンス、保証、ブリッジ・ローン、特定ベンチャー・キャピタル・ファンド等を通じた国際化に特に重点を置いている。

直接融資は長期的なインフラストラクチャー・プロジェクトおよびスペイン企業の国際化に重点を置いている。

2014年以降の景気回復により、ICOが豊富な経験を有する分野である大規模な投資プロジェクトへの直接融資を再開することが可能となった。

ICOはインフラストラクチャー・プロジェクトのための長期融資およびスペイン企業の国際化に係る業務に重点的に取り組んでおり、スペインの大企業による投資プロジェクトの実施時に、かかる大企業に従属する中小企業の国際化を遅らせるプロジェクトに特別な注意を払っている。

近年、スペイン企業の国際展開を促進するための当公庫による実行高は大幅な増加を示している。そのため、2012年から2017年まで、国際化に係る業務はICOによる実行高合計の40%を占めた。

2017年において、ICOは1.323十億ユーロの直接貸付取引および保証取引を実行し、そのうち535百万ユーロは外国でのプロジェクトに割り当てられた。その目標は2017年の間において、2016年から87%の伸びを示した。

活動部門別で、特に注目すべきは、電力生産・送電プロジェクトが、気候変動に対応するために採られる対策への貢献に対して特別な関心を引いていることであり、2017年においてICOにより約定された金額のうち36.4%を占めている。交通インフラストラクチャーの建設に係る長期融資はICOにとって同様に重要であり、この資金の分布システムを通じて実行された総額の25.3%を占めている。

2017年に実行された直接貸付および保証
 活動部門別の分布

	金額 (百万ユーロ)	合計に占める割合 (%)
エネルギー	482	36.4
交通インフラストラクチャー	335	25.3
金融、専門職、科学および行政に関わる活動	258	19.5
貿易	107	8.1
工業	85	6.5
農業、畜産業および漁業	50	3.7
情報、通信、芸術活動および娯楽	6	0.5
合計	1,323	100.0

ICOの直接貸付のスペイン経済への影響。

仲介ファシリティーを通じた業務の影響を測定するために用いられるのと同じ方法論的手法を用いて、2017年に、ICOは、直接的な貸手としての業務についての一定のマクロ経済変数に対する影響を見積もった。

2017年においてICOが実行した直接貸付取引により生じた経済活動への影響の見積額は6.082十億ユーロであり、GDPの0.5%に相当する。

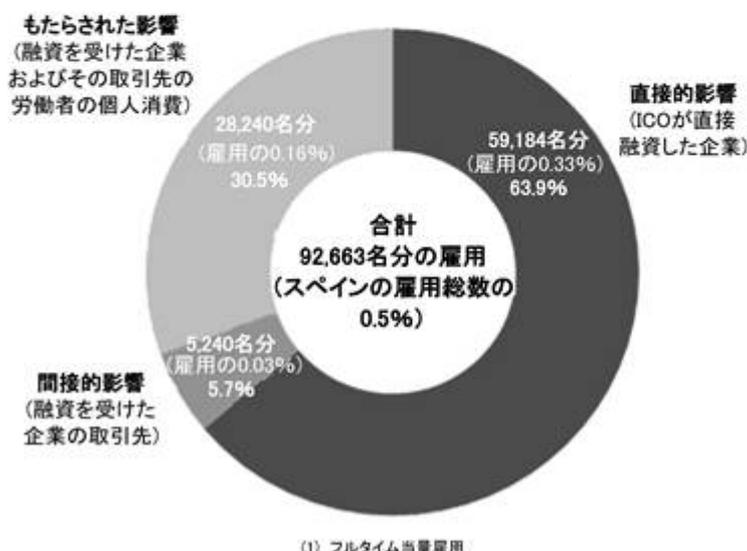
2017年におけるICOの直接融資
 GDPへの貢献 6.082十億ユーロ(GDPの0.5%)



同様に、かかる直接貸付取引は、投資において1.253十億ユーロとなり、これは2017年にスペインにおいて実施された総固定資本形成（GFCF）合計の0.5%を占め、また輸出には479百万ユーロと見積もられる影響を生じさせ、これはスペインの輸出合計額の0.1%を占めている。

かかる直接貸付取引の結果創出または維持された雇用ベースでみると、92,000名超分の職に相当し、これはフルタイム当量雇用の合計の0.5%に相当する。

2017年におけるICOの直接融資
 雇用への貢献:維持および/または創出された92,663名の雇用
 (スペインの雇用総数の0.5%)⁽¹⁾



ICOは、スペイン企業への投資を支援するため、欧州機関および政府系開発銀行と協力している。

「ユンケル・プラン」と称される欧州のための投資計画は、欧州委員会の優先事項の一つである。このプランの中核は、戦略的なインフラ（デジタルおよび交通）、研究およびイノベーション、教育、再生可能エネルギーの発展ならびにエネルギー効率に関する分野において、大企業、中規模資本企業ならびに中小企業の計画に融資を行うものとして設立された欧州戦略的投資ファンド（EFSI）である。

ICOは、スペイン政府が定めたこのプランに参加するための当初投資額に従い、1.5十億ユーロをもって、EIBに対し、直接融資プログラムおよびプライベート・キャピタル・ファンドを通じた、インフラ計画および中小企業への融資を促進する革新的なストラクチャーの提案に尽力してきた。

全体では、2017年12月現在、51.3十億ユーロの融資が承認され、256.9十億ユーロ近い額の投資資金が動員されており、28の加盟国において計画が実行されている。スペインでは、融資が5.6十億ユーロに達し、承認済みの70の計画において約31.9十億ユーロの投資が動員され、これによりフランスおよびイタリアに次いで、スペインは第3位の資金受領国となっている。

2017年において、ICOはEIBならびに欧州連合の幹部および専門家との間で、スペイン全土の企業家および機関向けの公的な情報周知という懸命にかつ継続的に取り組むべき課題に関して、非常に積極的に協力した。スペインの多くの州で、情報セミナーが開催されており、前述のプランの下で、企業家および機関の発展のために融資を得る方法に関してカンファレンスが行われ、プレゼンテーションがなされた。

同様に汎欧州レベルで協力し、「ユンケル・プラン」の目的に貢献するために設立された注目すべきファンドは、2017年に設立した、当初資本金が700百万ユーロ（そのうちEIBが200百万ユーロを出資し、残りの500百万ユーロを、ICOを含む五つの欧州の公的金融機関が均等に出資した。）の「マーガレット ファンド」である。

「マーガレット ファンド」は、全額投資済みの「マーガレット・ファンド」の使命を引き継ぎ、その前身であるファンドと同様、再生可能エネルギー、電力、交通およびデジタルインフラストラクチャーへの投資を促すことを目的とする汎欧州のキャピタル・ファンドであり、これは欧州のための投資計画の目的に沿ったものである。

また、この協力関係の範囲で注目すべきは、2018年中に販売される予定の新規の仲介ファシリティー向けのファンドを、提供するというEIBとの間の契約の締結であり、これはICO IDAEエネルギー効率化と称されている。2017年に承認され、エネルギー効率を改善することにより、二酸化炭素の排出量および最終エネルギー消費を削減するホテル部門、産業部門および商業部門の設備の財政投資へ使用される。エネルギー多様化・省エネルギー研究所（IDAE）および参加する金融機関は、それぞれ出資した事業のリスクの50%ずつを引き受ける。

ICOは国際機関および国際組織との間で業務提携契約を締結した。

2017年において、ICOはその国際業務を強化し、貸付または保証事業を通じて融資活動を補完するため、他国の類似機関および多国間組織との間で業務提携契約を引き続き締結した。これは、情報交換、各調印国の企業に対する融資および支援に関する共同・協力活動ならびに共通の利益を得ることができる共同融資による投資計画に関するものである。

2017年中、ICOは以下の機関との間で契約を締結している。

- ・ メキシコ産業金融公社（NAFIN）：かかる協力体制を促すプログラムを構築するためのICO-NAFIN間の包括的な協力枠組みの刷新。
- ・ 欧州投資ファンド（EIF）：投資計画に含まれる目的の一端として、両当事者が資本投資の潜在的な協力機会を模索することができる枠組みを、予備的かつ拘束力のない形で明確化することを目的として業務提携契約が締結された。

B. 資本、擬似資本および保証基金への投資

2017年、ICOはスペイン企業の資本化を奨励し、それらが参加するファンドとは異なる当公庫自身の子会社であるAXISまたはその他の機関もしくは企業が運営するファンドを推進することによって、銀行融資に対する融資の代替手段を引続き促進した。

AXISは、1986年にスペイン証券市場委員会に登録された初のベンチャー・キャピタル運用会社として設立された。設立以降、AXISはスペイン企業への銀行融資に対する融資、その資本化の改善ならびに革新、起業家および国際化を牽引する代替手段として民間資本を推進している。

その主な目的は、運用されるファンドの継続性を確保するために当該ファンドの財務バランスを常に維持することである。AXISは、民間資本市場において最も活発な運用会社の一つであり、FOND-ICOグローバル、FOND-ICOパイムおよびFOND-ICOインフラストラクチャラスという三つのファンドを通じて20億ユーロを運用している。ICOがこれらのファンドの単独株主である。

FOND-ICOグローバル

FOND-ICOグローバルは、スペインの公的資本による初めてのファンド・オブ・ファンズである。ベンチャー・キャピタル部門の主な需要の一つ（公共部門に対し、企業への銀行融資を代替する資金調達手段に関してさらなる関与を要請していた。）に対処するため2013年に設立された。

FOND-ICOグローバルの目標は、元手資金およびスタートアップ段階といったその全成長段階においてスペイン企業への投資を行う、民間で運用されるベンチャー・キャピタル・ファンドの設立を、それらのファンドの拡大および国際化を推進するための開発資本を通じて促進することである。当該ファンドは、スペインに所在する民間運用会社により運用される新たな民間ベンチャー・キャピタル・ファンドの設立の原動力として運用されている。

当該ファンドが投資するベンチャー・キャピタル・ファンドは、その大部分が民間資本により構成されていなければならない、対応する各ファンドに対してFOND-ICOグローバルが投資する資本の金額は、当該ファンドの段階および規模により決まる。

FOND-ICOグローバルは、銀行融資に対する代替的な融資を強化し、企業の資本化ならびにそれらの国際化および成長を促進することを目的としている。当該ファンドは、当初から、民間ファンドの運用原則を基礎とし、企業の成長段階および活動部門の両方に関して、幅広い投資を維持している。

FOND-ICOグローバルは、1.2十億ユーロの当初資金により運用を開始した。当該ファンドの好調な発展、多数の申込者、およびスペインのベンチャー・キャピタル部門の活性化への当該ファンドの多大な貢献を考慮して、資本金は、2015年11月に1.5十億ユーロに増加した。

AXISが実施するファンドの選定プロセスは、広告、競争、平等および透明性という公開入札の基本原則に基づいて構成されている。そのため、選定プロセスには、関心を持ったファンドが応答する公開の提案募集を含む。2017年末までに、新たに9件のコールが完了した。

FOND-ICOグローバルは、スペイン企業に投資を行うため、5.5十億ユーロ超を動員する。

FOND-ICOグローバルは、スペインにおける民間資本部門の促進および企業の資金源の多様化の促進において重要である。

完了した9件のコールの一部として、64本の民間ファンドに対する合計1.42十億ユーロの投資が承認された。かかる金額は、重要な相乗効果を有しており、スペイン企業に対する最低でも5.54十億ユーロの投資をもたらした。つまり、公的資本のユーロすべてがFOND-ICOグローバルにより投資され、民間ファンドは、最低でも3.90ユーロの投資を約定した。

2017年12月31日現在、FOND-ICOグローバルが投資を行ったファンドは、その後100,000超の労働者の雇用を創出する355のスペイン企業に投資した。資金提供を受けている企業の87%は、中小企業である。

2017年末より前に選定されたファンドの区分は、23本が設備投資、24本がベンチャー・キャピタル、15本が企業支援および2本が債務であった。約30%のファンドが国際的なファンドであり、スペインに対す

る海外投資の誘致において当該手段が重要であることを示している。FOND-ICOグローバルに参加している海外投資家の関心を示している。

FOND-ICOグローバル

(単位:百万ユーロ)

提案募集	対象ファンド	スペインにおける 対象投資額	FOND-ICOグローバルの コミットメント	スペインにおける 投資の乗数
2013年12月	685	660	189	3.5x
2014年5月	3,785	665	248	2.7x
2014年11月	4,125	668	194	3.4x
2015年3月	756	573	124	4.6x
2015年11月	671	606	121	5.0x
2016年6月	668	272	71	3.8x
2016年10月	727	659	157	4.2x
2017年5月	1,041	625	161	3.9x
2017年11月	7,594	817	159	5.1x
合計	20,051	5,546	1,424	3.9x

FOND-ICOパイム (FCR)

FOND-ICOパイム・ベンチャー・キャピタル・ファンドは、1993年に設立され、250百万ユーロの最大限に利用可能な資金を保有しており、2022年に満期を迎える予定である。当該ファンドは多目的ファンドであり、ある程度成熟しているがさらなる拡大、技術開発、成長および国際化のための資金を必要としている企業、また、より程度は少ないが第一の段階を乗り切って引続き発展していくための資金を必要としている初期段階にいる企業を主に対象としている。

設立時から、FOND-ICOパイムは、企業の拡大計画を支援し、事業部門の発展、雇用創出および経済のダイナミズムを促進してきた。FOND-ICOパイムはまた、民間部門の資源を最大限に動員することを目指している。当該ファンドの資源は、効率性を高めるために二つの方法で使用されている。一方では、起業家または経営陣を置き換えることなく、財務基準を適用して、その市場セグメントのトップ企業の長期的成長を支援するために直接投資を使用している。これは、主に共同投資により行われる。他方では、より広範囲にわたる資源の分配を達成するために、FOND-ICOパイムが投資しているファンドに間接的に投資している。

当初から、当該ファンドは220百万ユーロを超える資本および株主融資を通じて60社超の企業および20本超のファンドを支援してきた。

一方、AXISはまた、FOND-ICOパイムを通じて、スペインにおける銀行融資に対する代替手段を促進するため、フォンド・イザベル・ラ・カトリカおよびフォンド・NEOTEC等の欧州の別のイニシアチブの実施にも協力した。

- ・ 起業に関連する初期段階もカバーするために、2012年、FOND-ICOパイムは、EIFおよびNEOTECの主導の下、ビジネス・エンジェルによる投資を支援する目的で、「フォンド・イザベル・ラ・カトリカ・ヨーロッパ・エンジェルズ・ファンド」を組成した。かかる汎欧州プロジェクトは、プロジェクトの当初段階においてプロの投資家およびビジネス・エンジェルズの関与を通じ、スペインの起業家に対する支援を行うことを目的としている。

かかるファンドは、30百万ユーロの当初金額で設立され、EIFにより運用されている。2017年末、かかるイニシアチブは、12のビジネス・エンジェルズとの共同投資契約を通じて、19百万ユーロ超の投資コミットメントを締結し、現在では72社の企業に投資している。

2017年に行われたAXISの取締役会において一度承認され、現在実行されている第一のファンドの成功を考慮して、第二のファンド・イザベル・ラ・カトリカ - ヨーロピアン・エンジェルズ・ファンド・スペインは40百万ユーロ規模になる計画だ。

- NEOTECは2006年に設立され、EIFにより運用されているファンド・オブ・ファンズである。NEOTECは、成長の早期段階にある、強固な技術的要素を有する革新的企業に重点を置いている。NEOTECの183百万ユーロに上る投資コミットメントは、12本のファンドおよび2社の共同投資形態の下のファンドの直接持分により規定さる。

2017年12月31日現在のFOND-ICOパイム投資残高のポートフォリオは、以下の通りである。

**FOND-ICOパイム・FCR
 実行された投資ポートフォリオ(2017年12月の残高)**

	金額 (百万ユーロ)
資本投資(株式および持分)	28.1
株主融資	8.2
その他ベンチャー・キャピタル企業への投資	54.3
合計	90.6

FOND-ICOインフラストラクチャラス(FICC)

このファンドは、250百万ユーロの最大限に利用可能な財源をもって2011年に設立され、2034年に満期を迎える予定である。これは、スペイン国内外で行われているグリーンフィールド運輸インフラストラクチャー・プロジェクトならびに社会、エネルギーおよび環境のためのプロジェクトに主に投資する、ノンバンク融資の手段である。

当該ファンドの目標は、公共および民間のパートナーシップ構想に焦点を置くインフラストラクチャー・プロジェクトおよび共同管理を支援することにある。そのため、当該ファンドは、インフラストラクチャー管理会社に対して資本および少数資本または擬似資本への参加プロジェクトを提供する。FOND-ICOインフラストラクチャラスは、安定した長期投資家のコミットメントの保有期間にわたり、市場の収益性指標に基づき、活動していく。

2017年12月31日現在、FOND-ICOインフラストラクチャラスは、7件のプロジェクトに出資しており、合計85百万ユーロを約定し、合計1.002十億ユーロの投資に貢献した。部門別では、投資の40%が運輸プロジェクト、35%が社会インフラストラクチャー・プロジェクト、残りの25%がエネルギー・プロジェクトに割り当てられた。

2017年12月31日現在のFOND-ICOインフラストラクチャラス投資残高のポートフォリオは、以下の通りである。

**FOND-ICOインフラストラクチャラス・FICC
 実行された投資ポートフォリオ(2017年12月の残高)**

	金額 (百万ユーロ)
資本投資(株式および持分)	7.8
株主融資	20.5
その他ベンチャー・キャピタル企業への投資	8.3
合計	36.6

その他のキャピタル・ファンド

IC0はまた、下記のキャピタル・ファンドに対して異なる金額の拠出を行っている。

- ・ **フォン・メディテラニア・キャピタル** インスティテュート・カタルーニャ・デ・ファイナンス（ICF）および欧州投資銀行の協力の下、IC0により設立および考案されたベンチャー・キャピタル・ファンドである。当該ファンドは、モロッコ、チュニジアおよびアルジェリアで投資取引を実施するという、広範かつ多角的な投資目標を掲げている。当該ファンドは、現在売却の過程にある。
- ・ **マーガレット・ファンド** 欧州投資銀行、ドイツ復興金融公庫、欧州委員会、預託貸付公庫、フランス預金供託公庫およびPKOバンク・ポルスキS.A.との協力の下、IC0により考案された欧州のキャピタル・ファンドである。当該ファンドの目的は、欧州のインフラストラクチャー・プロジェクト市場における資本不足を解消することであった。当該ファンドは、現在全額の投資が完了され、当初の目標は達成している。
- ・ **マーガレット ファンド** 2017年にその前身であるマーガレット・ファンドの活動を継続するために設立された。当該ファンドは、その前身と同様に、再生可能エネルギー、エネルギー、輸送インフラおよびデジタルインフラへの投資の原動力としての役割を果たすことを目的とした汎欧州キャピタル・ファンドである。当該ファンドは、10年を期限として700百万ユーロを資本として設立された。かかる資本のうち、200百万ユーロは欧州投資銀行が出資する。残り500百万ユーロは、IC0および以下四つの公的金融機関の間で均等に出資される予定である：ポーランド開発銀行（BGK）（Bank Gospodarstwa Krajowego）、フランス預金供託公庫（CDC）（Caisse des Dépôts Group）、イタリア預託貸付公庫（CDP）（Cassa Depositi e Prestiti）およびドイツ復興金融公庫（KfW）である。

C. 国家を代理して扱われている取引

ICOは、政府金融機関として、スペイン国家が輸出および開発支援促進のために提供する公的な基金、ならびに州および地方自治体の経済支援の両方を扱う。当該機関は、国家の代理としてこれらの取引の実行、運用および管理の責任を負う。これらの基金運用に関する会計帳簿が別個に作成され、また残高がICOの財務書類の一部でないとしても、ICOは手数料を受取る。

ICOは、国家の代理として管理している資金を増額し続けている。2017年度末には、管理資金は前年度比で10.2%超の180十億ユーロ超となった。ICOによって国家の代理で管理された資金の未払残高は、過去6年間で3倍超となった。

国家を代理して扱われている取引 12月31日現在の残高

	(単位：百万ユーロ)
	2017年
州融資基金	166,161
地方自治体融資基金	6,918
法人国際化基金(FIEM)	4,546
相互金利調整契約(CARI)	1,804
開発プロモーション基金(FONPRODE)	639
水および衛生協力基金(FCAS)	17
合計	180,086

州融資基金 (FFCCAA)

スペインの自治区および地方自治体の金融持続可能性の確保に関する2014年勅令法第17号に基づき、これら行政に対し流動性を付与することを目的とし、州融資基金 (FFCCAA) が設立された。当基金は、廃止された自治区流動性基金 (FLA) および供給者支払のための融資基金 (FFPP) の権利義務を引継ぎ、上記基金の資産を引き受けている。

ICOは当基金の財務管理者に任命された。その職務には、自治区との金融取引の実行ならびに技術器具、会計、現金、支払代理人、統制サービスおよび当基金に請求される承認された取引に関するすべての金融サービスの提供が含まれる。

2017年においてFFCCAAの下で締結された取引額は27.675十億ユーロとなった。2017年12月31日現在の当基金の未払残高は、166.161十億ユーロであった。

地方自治体融資基金 (FFEELL)

前述の2014年勅令法第17号に従い、流動性を提供し、地方政府の資金ニーズに対処することにより財政面の持続可能性を確保することを目的とした地方自治体融資基金 (FFEELL) も設立された。かかる新たな基金は、現在は廃止されているFFPPから、地方自治体に割当てられた資産を引き受けた。ICOはまた、当基金の財務代理人に任命され、FFCCAAで規定されたものと同様の職務を行う。

2017年において当基金を通じて締結された取引額は816百万ユーロとなり、2017年度末現在の未払残高は、6.918十億ユーロであった。

州および地方自治体の金融持続可能性を目的としたこれら二つの仕組みを通じ、過去6年間で約100十億ユーロの直接流動性が経済にもたらされた。これは、12.6百万件を超える請求書の支払によって可能となり、360,000社を超える企業が恩恵を受けた。さらに、95.872十億ユーロの地方自治体金融負債が処理された。

法人国際化基金（FIEM）

法人国際化基金（FIEM）は、外国におけるスペインの直接投資に加え、スペイン企業の海外進出促進のための公的な支援基金である。当基金は、経済・企業省の監督下であり、民間市場の補完を目的とした政府貿易事務局により運用されている。当基金は、スペインの商品およびサービスの獲得またはスペインもしくは国益にかなう投資プロジェクトの実行を含む、返済可能ベースでの譲許的または市場に合わせた資金調達プロジェクトにより、これを達成している。

IC0は、スペイン政府の名において、また国家を代理して、FIEMに関連する信用協定、貸付または寄付金協定を実行する。さらに当公庫は、FIEMに請求される承認された取引に関連するすべての金融サービスに加え、技術器具、会計、現金、支払代理人、および統制サービスを提供する。

また、IC0はパリクラブ、欧州評議会の公的支援を有する輸出信用グループおよびOECD加盟国といった国際フォーラムで、当基金の運営に関する特定の事項に関する助言を経済・企業省に対し提供している。

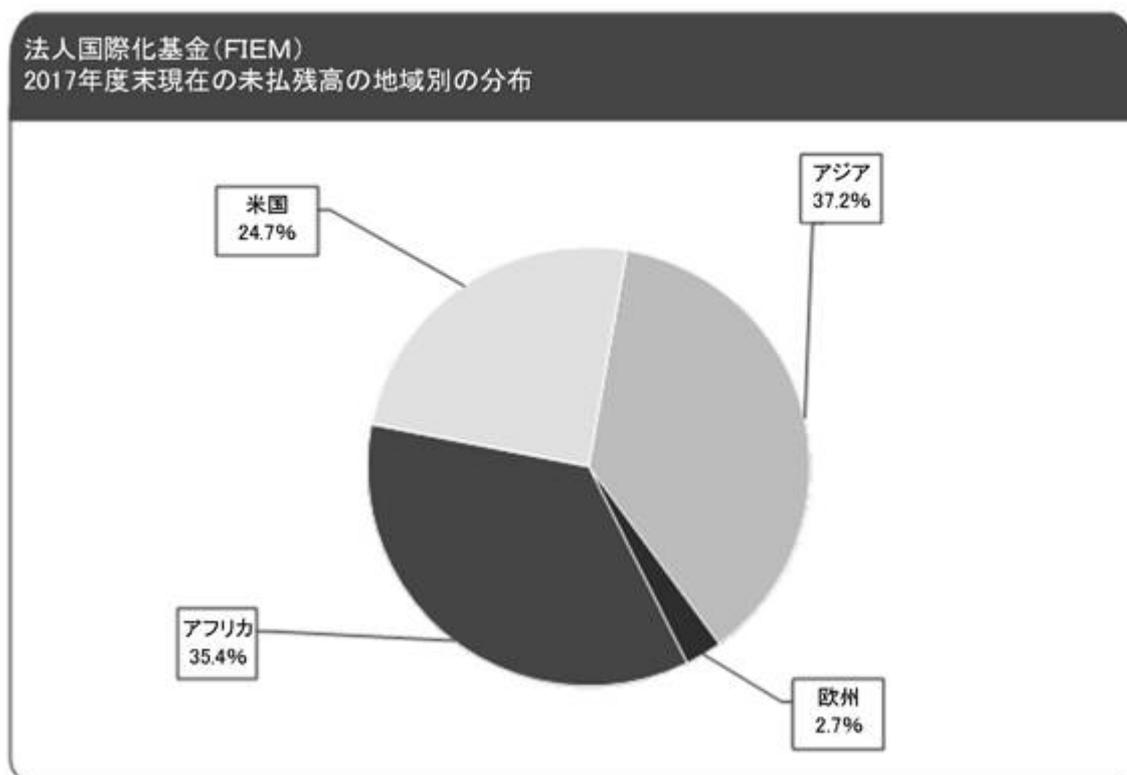
2017年において、FIEMに請求された取引が173百万ユーロで実行された。

法人国際化基金(FIEM) 当年度に承認および実行された取引

(単位：百万ユーロ)

2017年	
貸付承認額	173
実行された貸付額	40

FIEMは、自らをスペイン企業の国際化への支援を提供する重要な公的機関として強化し続けている。2017年12月31日現在の信用ポートフォリオの未払残高は、4.546十億ユーロであり、その地理別の分布は下図の通りである。



相互金利調整契約（CARI）

CARIは、スペインの輸出を促進し、金融機関が固定金利で長期信用貸付を付与するよう動機付けることを目的とした、金利保険契約と類似の金融商品である。

相互金利調整契約は、貸手が当該システムの下で各貸付の未払残高に係る一定の金融利鞘を受領することを保証しており、貸付の固定金利と資金調達源に係る通常の費用との差額により生じるリスクを排除する。差額がマイナスの場合、国はICOを通じて貸手に対して当該差額を支払う。結果がプラスの場合、貸手は計算された差額をICOに対して支払う。

当該金融商品は、組成期間、支払額および返済計画に合わせて順応できるため、銀行および輸出業者に対し柔軟性を提供する。一方で、使用通貨や取引の大きさにかかわらず、常に上場の可能性があり、さらにそれはスペイン輸出信用機関（CESCE）によって保証されている。

当該システムを使用する要件の一つは、案件に対して貸出機関が設定した金利が経済協力開発機構（OECD）のコンセンサスに記載されたものでなければならないことである。

CARIの使用はここ数年でとりわけ増加した。2017年において総額1.651十億ユーロの取引が承認された。

2017年12月31日現在のCARIのポートフォリオの未払残高は1.804十億ユーロとなり、その地理別の分布は以下の通りである。

**相互金利調整契約(CARI)
当年度に承認および実行された取引**

	(単位：百万ユーロ)
	2017年
貸付承認額	1,651
実行された貸付額	606

**相互金利調整契約(CARI)
2017年度末現在の未払残高の地域別の分布**

	(単位：合計に占める割合%)
アジア	34%
米国	53%
欧州	1%
アフリカ	12%
合計	100%

開発プロモーション基金（FONPRODE）

開発プロモーション基金は、国際協力担当ならびにイベロアメリカおよびカリブ海地域担当事務局の一部を構成するスペイン国際開発協力機構（AECID）を通じて、外務・協力省により運用されている開発支援に用いられる手段である。

FONPRODEは貧困の根絶、個人および地域における社会的不平等の削減、男女平等、人権の保護ならびにラテンアメリカおよびカリブ海地域における、人道的で持続可能な開発の促進を目標としている。これらの目的は、小口融資の承認、多国間組織への払戻可能供与および投資ファンドを通じた資金の提供により達成される。

ICOはスペイン政府の名において、また国家の代理として受益者との合意を実行する。ICOはまた、技術器具、会計、現金、支払代理人および統制サービスならびに一般的に、FONPRODEに請求される承認された取引に関するすべての金融サービスを提供する。2017年には、27百万ドルに上る取引が実行された。

以下の表によれば、ポートフォリオには年度末現在で639百万ユーロの未払残高がある。

開発プロモーション基金(FONPRODE)
 2017年度末現在の未払残高

(単位：百万ユーロおよび割合%)

	2017年	ポートフォリオ合計に占める割合(%)
投資ファンドを通じた資金の提供	164	25.7%
貸付額	475	74.3%
多国間組織に対する払戻可能寄与	327	51.2%
小口融資	142	22.2%
政府への貸付	6	0.9%
合計	639	100.0%

水および衛生協力基金(FCAS)

2008年一般国家予算に関する2007年12月26日法律第51号に従い、国際開発協力機構の方針に基づき、ラテンアメリカ諸国における水および衛生設備への一般アクセスを容易にすることを目的とした、金融活動の手段として、水および衛生協力基金(Fondo de Cooperación para Agua y Saneamiento (FCAS))が設立された。当基金は、スペイン国際開発協力機構(AECID)のラテンアメリカおよびカリブ海地域協力委員会により運用されている。

当基金は、返済不要援助や、該当する場合には、超国家的組織または民間機関を含む受益国の国家当局との共同融資制度に基づく貸出金を付与する。ICOHは、スペイン政府の名において、また国家の代理として関連するFCAS融資契約を実行し、承認された取引に関するすべての金融サービスを提供する。

設立以来、基金に対する支出は514百万ユーロ超となり、うち全額が払戻不可能なプログラムに該当する。

D. 資金調達

当公庫は、資本市場における債券の発行および相対貸付によって資金を調達している。2017年に、ICOは、中期および長期基金により合計6.225十億ユーロの資金を調達した。このうち、85.5%（5.325十億ユーロ）は、債券の発行により調達され、残りの14.5%（900百万ユーロ）は、様々な国際機関からの貸付により調達された。

後者に関して、ICOは、欧州における欧州投資銀行の主要パートナーの一つである。2015年7月の欧州委員会による公式報告においては、政府系開発銀行とEIBの協調および補完性の要件に関して、数ある目標の中でも、特に中小企業に対するより良い財務状況の提供および「ユンケル・プラン」への支援が求められている。

2017年における資金調達

種類別の分布

	金額 (百万ユーロ)	合計に占める割合 (%)
資本市場	5,325	85.5
相対貸付	900	14.5
合計	6,225	100.0

資本市場での発行。ICOは投資家基盤の拡大を継続する。

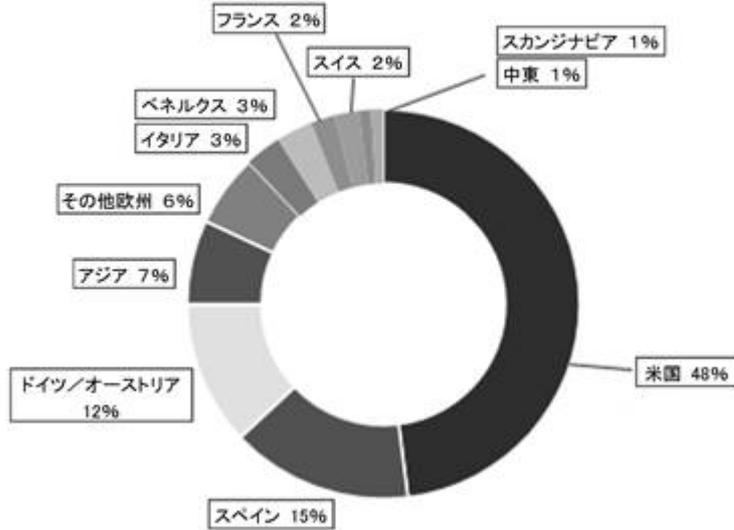
2017年に、ICOは資本市場において総額5.325十億ユーロの資金を調達した。かかる資金調達の大部分は、公募債および仕組み私募債の発行によるものであった。ICOは、スペイン財務省に続き、債券の発行において2番目の規模を有するスペインの公的機関であり、資金調達によりICOが契約する負債およびその他の債務は、スペイン政府により保証されている。

一般的にみて、タイプ別および地域別の双方における投資家の多様性は、ICOにより発行された債券に対する市場の関心を裏付けるものである。

発行された債券のうち、外国投資家が占める割合は全体の85%であった。これは、スペインの発行体に関する資本市場の正常化を裏付けている。

発行が行われた地域別の分布において特に大きな割合を占めたのは、米国市場（48%）、スペイン市場（15%）およびドイツ/オーストリア市場（12%）であった。

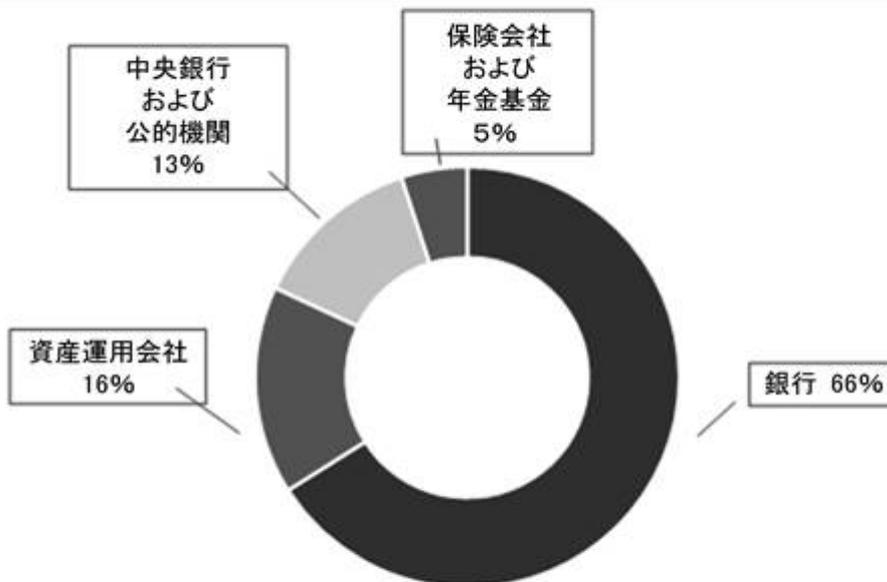
2017年の資本市場における資金調達
国別の分布



投資家タイプ別の分布においては、2017年にICOの証券の主要な引受人となった民間銀行および資産運用会社が、それぞれ調達総額の66%および16%を占めた。

2017年に、ICOは、その影響力、革新性、投資を誘致する能力および社会的影響が注目され、インターナショナル・グローバル・キャピタル誌から、金融機関または多国間機関による私募債発行において年間最優秀の評価を受けた。

2017年の資本市場における資金調達
投資家タイプ別の分布



ICOはソーシャル・ボンド市場に対するコミットメントを強化している。

2017年中、スペイン開発金融公庫は、ソーシャル・ボンド市場における主導的な地位を確立するために様々な措置を講じた。この種の債券の発行を通じて調達した資金により、ICOは、GDPが全国平均を下回るスペインの地域に所在する企業のプロジェクトに対して融資を行っている。

前年において、ICOは、取引を通じて500百万ユーロ相当の第3回ソーシャル・ボンド発行を行い、この部門の発展に係るコミットメントを強化した。また2017年において、ICOは、500百万スウェーデン・クローナ（約52百万ユーロ）相当の第1回スウェーデン・クローナ建ソーシャル・ボンド発行を行い、新たな通貨建てソーシャル・ボンドを発行することで投資家基盤をさらに拡大させた。

これらの取引により、当公庫は、市場においてこの種の取引を4回行った国内初の発行体となり（取引総額は20億ユーロ超）、この革新的な商品におけるリーダーシップ戦略を強化した。これにより、当公庫の投資家基盤を拡大することおよびスペインの事業部門に対する融資の影響を評価することが可能となっている。

最後に、当公庫が、投資家に対する透明性に係るコミットメントに従い、2015年および2016年に発行されたソーシャル・ボンドに対応するデータを含めたインパクトレポートを作成したことに注目すべきである。ICOは、これらの取引で調達された総額1.5十億ユーロの資金により、35,100を超える中小企業のプロジェクトへの融資を行うことが可能となった。

多国間組織との相対貸付の締結、優遇条件での融資へのアクセス。

近年、ICOは、国際金融機関および多国間組織からの借入をさらに強化し、資本市場から調達する融資を補完する代替源を探すことに力を入れている。有利な価格、条件および有用な状況でのこれらの取引によって、ICOはその資金調達費用を削減することができ、その結果、スペイン企業に対してより良い融資条件を提供することができる。

2017年には、多国間機関との間の相対貸付により、900百万ユーロの資金が集められた。その内訳は、欧州投資銀行からの750百万ユーロおよび欧州評議会開発銀行からの150百万ユーロであった。

EIBから調達された資金の大部分は、特定の種類の活動または経済部門に対して、また適用ある場合は、従業員数、年間取引高または貸借対照表の様式において、一定の条件を満たす企業に対して、融資するために使用されなければならない、資金使途が限定されている。

国際金融市場への通常のアクセスが整備されたことにより、2013年および2014年に行われた総額10億ユーロに及ぶドイツ復興金融公庫（KfW）からの融資を2017年に早期に解約することが可能となった。上記融資の解約により資金調達費用が削減されたことで、ICOはスペインの中小企業に対してより良い融資条件を提供することが可能となった。

E. 企業への投資

2017年末現在、スペイン開発金融公庫は、下記の法人の株式を保有している。

企業	保有割合
AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレスSGEIC, S.A. S.M.E. (Axis Participaciones Empresariales SGEIC, S.A. S.M.E.) : 1986年に設立されたベンチャー・キャピタル・ファンドの運用会社	100%
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフianzaミエントS.A. (CERSA) (Compañía Española de Reafianzamiento, S.A.) : 経済・企業省に属する国有企業。同企業の最終的な目的は、スペインの中小企業および自営業者、特に新しく創設された企業および小規模企業がすべての種類の融資を受けることができるよう手助けすることである。CERSAは、CERSA、保証会社20社と農業保証政府機関 (SAECA) の間で統合された相互保証制度を再確認することによってそのヘッジを通じて支援を提供する。かかる保証会社により想定されるリスクは、CERSAを通じて政府により支えられる。	24.15%
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージヨS.A. (COFIDES) (Compañía Española de Financiación al Desarrollo, S.A.) : 収益性に基づき、投資を受ける国々の発展ならびに経済およびスペインの企業の国際化の両方に関して支援を行う上でスペインにとって何らかの利益が認められる、国における実行可能な民間投資プロジェクトへの中長期の融資を行うための国有企業。	20.31%
EFC2EジェスティオンS.L. (EFC2E Gestión, S.L.) : スペイン企業向けカーボン・ファンド (FC2E) の資産運用会社。	50%

F. 当年度の貸借対照表および損益計算書

IC0の自己資本は、5.411十億ユーロに達したが、これらは、最高の質の自己資本（自己生成した資本金および準備金）である。当公庫は、いかなるハイブリッド債券も発行していない。

年度末現在のIC0の支払能力比率は、32.9%と高い比率を維持しており、規制の最低水準を優に上回っている。

損益計算書

(単位：百万ユーロ)

2017年12月31日

利息収益	523
利息費用	(592)
利ざや	(69)
その他の経常利益および費用	85
総営業利益 / (損失) 純額	16
人件費	(19)
その他の管理費	(15)
減価償却費	(6)
引当金および価値減損（戻入）	170
継続事業の税引き前利益	146
継続事業の税引き後利益	102
継続事業利益の税金費用	(44)
当期利益（損失）	102

貸借対照表

(単位：百万ユーロ)

2017年12月31日

現金、中央銀行およびその他の預金場所の預金	2,307
取引に係る金融資産	165
売却可能金融資産	1,376
貸付および受取債権	27,536
満期保有投資	9,841
デリバティブヘッジ会計	517
子会社、合併企業および関連会社への投資	44
有形資産および無形資産	98
税金資産およびその他の資産	302
資産合計	42,186
自己資本	5,411
その他の累積包括利益	(131)
資本合計	5,280
取引に係る金融負債	161
償却原価金融負債	36,059
デリバティブヘッジ会計	363
引当金	305

税金負債およびその他の負債	18
負債合計	36,906
資本および負債合計	42,186

(5) 【経理の状況】

以下に掲げる2016年12月31日に終了した会計年度および2017年12月31日に終了した会計年度の単体財務書類は当公庫の会計記録に基づき作成されたものであり、また、2016年12月31日に終了した会計年度および2017年12月31日に終了した会計年度の連結財務書類は当公庫および当グループを構成する企業の会計記録に基づき作成されたものであり、したがって、その資本および財政状態ならびに終了した会計年度における経営成績およびキャッシュフローの概観を、すべての重要な側面に関して真実かつ公正に表示している。両会計年度の単体財務書類および連結財務書類は、スペインにおいて有効な規制上の監査基準および財務情報に関する適用ある会計規則、また特にその中で定められている会計の原則および基準に基づき作成されている。

両会計年度の単体財務書類および連結財務書類についてはアーンスト・アンド・ヤング（Ernst&Young）が監査している。

以下に掲げる当公庫の2016年12月31日に終了した会計年度および2017年12月31日に終了した会計年度の単体財務書類は、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号（その後の改正を含む。）ならびにスペイン商法、資本企業法およびその他の適用ある法律に基づき作成されている。また、2016年12月31日に終了した会計年度および2017年12月31日に終了した会計年度の連結財務書類は、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号（その後の改正を含む。）に含まれる、一般公衆用の財務報告基準および財務書類におけるモデルに関する原則および基準、ならびにスペイン商法、資本企業法またはその他の適用あるスペインの法律に基づき、欧州連合（EU）が採用した国際財務報告基準（IFRS）に従い表示されている。

(訳 文)

独立監査人が発行した連結財務書類に係る監査報告書

スペイン開発金融公庫理事会 殿

意見

我々は、2017年12月31日現在の連結貸借対照表ならびに同日に終了した年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本変動表、連結キャッシュフロー計算書およびこれらの注記により構成される、スペイン開発金融公庫（「親会社または公庫」）およびその子会社（「グループ」）の連結財務書類を監査した。

我々の意見において、添付の連結財務書類は、欧州連合が採用している国際財務報告基準（「IFRS-EU」）およびスペインで適用ある規制枠組みのその他の規定に準拠して、すべての重要な点において、2017年12月31日現在のグループの連結資本および連結財務状態ならびに同日に終了した年度の連結の経営成績および連結キャッシュフローについて真実かつ公正に表示している。

意見の基礎

我々は、スペインの現行の監査規制に準拠し、監査を行った。かかる基準に基づく我々の責任は、我々の報告書の「連結財務書類の監査に係る監査人の責任」の項に詳述されている。

我々は、現行の監査規制が要求している、スペインにおける連結財務書類の我々による監査と関係のある倫理基準（独立性に関する要件を含む。）に則り、グループとは独立した立場にある。この関連で、我々は、監査以外のサービスを提供しておらず、また上記基準により禁じられる方法で我々の必須の独立性を損ねた可能性のある事態または状況も生じさせていない。

我々は、我々が得た監査証拠は、我々の意見の根拠を提供するにあたり、十分かつ適切であると確信している。

最も重要な監査上の問題

最も重要な監査上の問題は、我々の職業専門家としての判断にあたって、当期の連結財務書類の監査において重大な虚偽記載がなされるという最も重大な評価リスクである。これらのリスクは、連結財務書類全体の監査の文脈および我々の監査意見の形成にあたって言及され、我々はこれらのリスクに関して個別に意見を述べてはいない。

顧客に対する貸付金による信用減損の見積り

説明

信用リスクの減損の見積りは、グループの財務報告手続きの最も重要かつ複雑な要素の1つである。添付の連結財務書類の注記2.7は、グループが適用している主要な原則および基準についての説明である。

一般的に、グループは、最初の認識後、顧客に対する貸付金の予測キャッシュフローに将来的にマイナスの影響を及ぼす1または複数の事象が起きた場合、減損の客観的証拠が存在するものと見積もっている。減損の客観的証拠は、グループが重要であると判断した債券については個別に、これ以外については総体的に決定される。総体的評価において、グループは、とりわけ元利金を返済する借り手の財務能力、商品の性格、部門、担保の種類および返済期日超過日数を示す、同様の信用リスクの特徴を有する債券を包括する。

特定減損および包括的減損を決定するために、グループは、かかる部門の実績および情報に基づき、スペイン銀行が定めたパラメーターを用いている。

監査対応

この監査対応の観点から実施された監査手順の中で、我々は、内部統制を査定および評価し、個別および総体の両方で査定された減損に関する実証性テストを実施した。

内部統制に関して、我々のテストは以下に重点を置いた。

- ・グループが策定した方針および手順が適用ある規制要件に準拠し、効果的に適用されているかの評価
- ・承認手続きにおける、借り手の将来のキャッシュフローおよび財務情報の分析に基づく取引の総体の評価のためにグループが策定した手順の検討
- ・主に財務情報の更新および減損の客観的証拠の特定に関連する借り手の資料の定期的検討手続き、ならびに借り手のリスクの特徴、商品の性格、部門、担保の種類および返済期日超過日数等の基礎的データに関連する借り手の資料の定期的検討手続きの評価

我々は、主に以下からなる実証的な手続きも実施した。

- ・経営陣が減損の特定および見積りのために用いた前提条件（借り手のリスクの特徴、商品の性格、部門、担保の種類および返済期日超過日数を含む。）に対する評価を目的とした、取引のサンプルに対する監査手続きを実施した。
- ・総体的に決定された信用損失について、我々は、とりわけ銀行部門の実績および情報に基づくパラメーターの使用を評価し、また我々は、信用リスク・エクスポージャーの分類、部門、返済期日超過日数、担保価値およびエクスポージャー値の評価を対象とした詳細のテストを実施した。
- ・我々は、信用リスク減損を再計算した。

その他の事項

一般予算法第47/2003号第168条により、スペインの公共部門の監査基準に従って、国家行政介入局（「IGAE」）がスペイン開発金融公庫の連結財務書類の監査を行い、その後監査報告書が発行される。公庫の連結財務書類の監査の実施においてIGAEと協働するためにアーンスト・アンド・ヤング・エセ・エルおよび財務・行政省との間で締結された契約は、スペインで一般に公正妥当と認められた監査基準およびそれらに含まれる規定を用いたこの監査報告書の発行に取り組むものである。

その他の情報：連結経営報告書

その他の情報は、その作成が公庫の総裁の責任であり、連結財務書類の一部を構成しない、2017年連結経営報告書のみを参照している。

連結財務書類に係る我々の監査意見は、連結経営報告書を対象としていない。スペインの現行の監査規制に準拠して、連結経営報告書に係る我々の責任は、連結財務書類の監査の際に我々が入手した事業体についての情報（監査の過程で証拠として入手できなかった情報を含まない。）に基づき、連結経営報告書と連結財務書類との整合性について評価および報告することである。さらに、我々の責任は、連結経営報告書の内容および表示が適用ある規制に準拠しているかについて評価および報告することである。履行した職務に基づき、我々が重大な虚偽記載が存在すると判断した場合、我々にはその開示義務がある。

上記段落に記載のとおり、履行した職務に基づき、連結経営報告書に含まれる情報は、2017年連結財務書類に記載された情報と一致しており、その内容および表示は適用ある規則に準拠している。

連結財務書類に係る公庫の総裁の責任

公庫の総裁は、IFRS-EUおよびスペインにおけるグループに適用される規制枠組みのその他の規定に準拠し、グループの資本、財務状態および経営成績に関し、真実かつ公正な意見を表明できるよう添付の連結財務書類の作成を行うこと、また不正または過失によるかを問わず、当該連結財務書類の作成にあたり、重要な虚偽記載をなくすことを可能にするために必要な内部統制を行うことに責任を有する。

連結財務書類の作成において、公庫の総裁は、公庫の総裁がグループを清算する、もしくは事業を停止する意向であるか、またはそうする以外に現実的な代替案を有さないような場合でない限り、ゴーイングコンサーンとして継続するグループの能力を評価し、ゴーイングコンサーンに関連する事項（存在する場合）を開示し、また会計においてゴーイングコンサーン基準を使用する責任を負う。

連結財務書類の監査に係る監査人の責任

我々の目的は、不正または過失によるかを問わず連結財務書類全体に重要な虚偽記載がないか合理的な保証を得、我々の意見を含む監査報告書を発行することである。

合理的な保証は、高水準の保証ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、スペインの現行の監査規制に準拠して行った監査が、常に当該重大な虚偽記載を発見するという保証を意味するものではない。虚偽記載は、不正または過失に起因する可能性があり、これらの連結財務書類に基づきその利用者が行った経済的意思決定に、個別又は総体で影響を及ぼすと合理的に予想されうる場合に、重大とみなされる。

スペインの現行の監査規制に準拠した監査の一環として、我々は、職業専門家としての判断を行い、監査を通じて職業専門家としての懐疑の見方を維持する。我々は、以下のことも行う。

- ・連結財務書類に係る不正または過失であるかを問わない重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、かかるリスクに対応する監査手順を策定および履行し、ならびに我々の意見の基礎の提供に十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正には共謀、偽造、意図的な不記載、虚偽表明または内部統制の無視が含まれるため、不正により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも大きい。
- ・状況に応じた監査手続きを設計するため、監査に関連する内部統制の情報を入手するが、これはグループの内部統制の有効性に関し意見を表明する目的のためではない。
- ・使用されている会計方針の適切性ならびに経営陣による会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性の評価。
- ・公庫の総裁による会計のゴーイングコンサーン基準の使用の適切性および、入手した監査証拠に基づき、ゴーイングコンサーンとして継続するグループの能力に対して重大な疑念を投げかける可能性のある事象または状況に関連する重大な不確実性の存否について結論を示す。我々が重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は、監査報告書において連結財務書類上の関連する開示に着目しなければならず、またかかる開示が不適切な場合には、我々の意見を修正しなければならない。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、グループがゴーイングコンサーンとして継続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務書類が公正な表示を実現する方法で基礎になる取引および事象を表示しているか否か、ならびに連結財務書類の全体的な表示、構造および内容（開示を含む。）を評価する。
- ・連結財務書類に対する意見を表明するための、グループ内の事業体または事象活動の財務情報に関する十分に適切な監査証拠を入手する。我々は、グループの監査の指示、監督および履行に責任を負う。我々は、唯一我々の監査意見のみに責任を負う。

我々は、とりわけ、監査の予定された範囲および時期ならびに重要な監査結果（我々が監査において特定した内部統制の重大な欠陥を含む。）に関して、公庫の総裁と連絡を行う。

公庫の総裁に連絡した重大なリスクから、我々は、当期の財務書類の監査において最も重大なリスクを決定し、その結果これが最も重大と評価されたリスクとなる。

我々は、法律または規制により当該事項に関する公の開示が不可能でない限り、我々の監査報告書に当該リスクを記載する。

2018年4月3日

ホセ・カルロス・ヘルナンデス・バラスース
アーンスト・アンド・ヤング・エセ・エル

(訳 文)

独立監査人が発行した財務書類に係る監査報告書

スペイン開発金融公庫理事会 殿

意見

我々は、2017年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書、包括利益計算書、資本変動表、キャッシュフロー計算書およびこれらの注記により構成される、スペイン開発金融公庫（「公庫」）の財務書類を監査した。

我々の意見において、添付の財務書類は、スペインで適用ある財務情報に関する規制枠組み（添付の財務書類の注記1.2に示されている）、とりわけ、そこに含まれている会計原則および会計基準に準拠して、すべての重要な点において、2017年12月31日現在の公庫の資本および財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績およびキャッシュフローについて真実かつ公正に表示している。

意見の基礎

我々は、スペインの現行の監査規制に準拠し、監査を行った。かかる基準に基づく我々の責任は、我々の報告書の「財務書類の監査に係る監査人の責任」の項に詳述されている。

我々は、現行の監査規制が要求している、スペインにおける財務書類の我々による監査と関係のある倫理基準（独立性に関する要件を含む。）に則り、公庫とは独立した立場にある。この関連で、我々は、監査以外のサービスを提供しておらず、また上記基準により禁じられる方法で我々の必須の独立性を損ねた可能性のある事態または状況も生じさせていない。

我々は、我々が得た監査証拠は、我々の意見の根拠を提供するにあたり、十分かつ適切であると確信している。

最も重要な監査上の問題

最も重要な監査上の問題は、我々の職業専門家としての判断にあたって、当期の財務書類の監査において重大な虚偽記載がなされるという最も重大な評価リスクである。これらのリスクは、財務書類全体の監査の文脈および我々の監査意見の形成にあたって言及され、我々はこれらのリスクに関して個別に意見を述べてはいない。

顧客に対する貸付金による信用減損の見積り

説明

信用リスクの減損の見積りは、公庫の財務報告手続きの最も重要かつ複雑な要素の1つである。添付の財務書類の注記2.7は、公庫が適用している主要な原則および基準についての説明である。

一般的に、公庫は、最初の認識後、顧客に対する貸付金の予測キャッシュフローに将来的にマイナスの影響を及ぼす1または複数の事象が起きた場合、減損の客観的証拠が存在するものと見積もっている。減損の客観的証拠は、公庫が重要であると判断した債券については個別に、これ以外については総体的に決定される。総体的評価において、公庫は、とりわけ元利金を返済する借手手の財務能力、商品の性格、部門、担保の種類および返済期日超過日数を示す、同様の信用リスクの特徴を有する債券を包括する。

特定減損および包括的減損を決定するために、公庫は、かかる部門の実績および情報に基づき、スペイン銀行が定めたパラメーターを用いている。

監査対応

この監査対応の観点から実施された監査手順の中で、我々は、内部統制を査定および評価し、個別および総体の両方で査定された減損に関する実証性テストを実施した。

内部統制に関して、我々のテストは以下に重点を置いた。

- ・ 公庫が策定した方針および手順が適用ある規制要件に準拠し、効果的に適用されているかの評価
- ・ 承認手続きにおける、借り手の将来のキャッシュフローおよび財務情報の分析に基づく取引の総体の評価のために公庫が策定した手順の検討
- ・ 主に財務情報の更新および減損の客観的証拠の特定に関連する借り手の資料の定期的検討手続き、ならびに借り手のリスクの特徴、商品の性格、部門、担保の種類および返済期日超過日数等の基礎的データに関連する借り手の資料の定期的検討手続きの評価

我々は、主に以下からなる実証的な手続きも実施した。

- ・ 経営陣が減損の特定および見積りのために用いた前提条件（借り手のリスクの特徴、商品の性格、部門、担保の種類および返済期日超過日数を含む。）に対する評価を目的とした、取引のサンプルに対する監査手続きを実施した。
- ・ 総体的に決定された信用損失について、我々は、とりわけ銀行部門の実績および情報に基づくパラメーターの使用を評価し、また我々は、信用リスク・エクスポージャーの分類、部門、返済期日超過日数、担保価値およびエクスポージャー値の評価を対象とした詳細のテストを実施した。
- ・ 我々は、信用リスク減損を再計算した。

その他の事項

一般予算法第47/2003号第168条により、スペインの公共部門の監査基準に従って、国家行政介入局（「IGAE」）がスペイン開発金融公庫の財務書類の監査を行い、その後監査報告書が発行される。公庫の財務書類の監査の実施においてIGAEと協働するためにアーンスト・アンド・ヤング・エセ・エルおよび財務・行政省との間で締結された契約は、スペインで一般に公正妥当と認められた監査基準およびそれらに含まれる規定を用いたこの監査報告書の発行に取り組むものである。

その他の情報：経営報告書

その他の情報は、その作成が公庫の総裁の責任であり、財務書類の一部を構成しない、2017年経営報告書のみを参照している。

財務書類に係る我々の監査意見は、経営報告書を対象としていない。スペインの現行の監査規制に準拠して、経営報告書に係る我々の責任は、財務書類の監査の際に我々が入手した事業体についての情報（監査の過程で証拠として入手できなかった情報を含まない。）に基づき、経営報告書と財務書類との整合性について評価および報告することである。さらに、我々の責任は、経営報告書の内容および表示が適用ある規制に準拠しているかについて評価および報告することである。履行した職務に基づき、我々が重大な虚偽記載が存在すると判断した場合、我々にはその開示義務がある。

上記段落に記載のとおり、履行した職務に基づき、経営報告書に含まれる情報は、2017年財務書類に記載された情報と一致しており、その内容および表示は適用ある規則に準拠している。

財務書類に係る公庫の総裁の責任

公庫の総裁は、スペインにおいて公庫に適用される財務情報に関する規制枠組みに準拠し、公庫の資本、財務状態および経営成績に関し、真実かつ公正な意見を表明できるよう添付の財務書類の作成を行う

こと、また不正または過失によるかを問わず、当該財務書類の作成にあたり、重要な虚偽記載をなくすことを可能にするために必要な内部統制を行うことに責任を有する。

財務書類の作成において、公庫の総裁は、公庫の総裁が公庫を清算する、もしくは事業を停止する意向であるか、またはそうする以外に現実的な代替案を有さないような場合でない限り、ゴーイングコンサーンとして継続する公庫の能力を評価し、ゴーイングコンサーンに関連する事項（存在する場合）を開示し、また会計においてゴーイングコンサーン基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に係る監査人の責任

我々の目的は、不正または過失によるかを問わず財務書類全体に重要な虚偽記載がないか合理的な保証を得、我々の意見を含む監査報告書を発行することである。

合理的な保証は、高水準の保証ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、スペインの現行の監査規制に準拠して行った監査が、常に当該重大な虚偽記載を発見するという保証を意味するものではない。虚偽記載は、不正または過失に起因する可能性があり、これらの財務書類に基づきその利用者が行った経済的意思決定に、個別又は総体で影響を及ぼすと合理的に予想されうる場合に、重大とみなされる。

スペインの現行の監査規制に準拠した監査の一環として、我々は、職業専門家としての判断を行い、監査を通じて職業専門家としての懐疑的見方を維持する。我々は、以下のことも行う。

- ・財務書類に係る不正または過失であるかを問わない重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、かかるリスクに対応する監査手順を策定および履行し、ならびに我々の意見の基礎の提供に十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正には共謀、偽造、意図的な不記載、虚偽表明または内部統制の無視が含まれるため、不正により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも大きい。
- ・状況に応じた監査手続きを設計するため、監査に関連する内部統制の情報を入手するが、これは公庫の内部統制の有効性に関し意見を表明する目的のためではない。
- ・使用されている会計方針の適切性ならびに経営陣による会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性の評価。
- ・公庫の総裁による会計のゴーイングコンサーン基準の使用の適切性および、入手した監査証拠に基づき、ゴーイングコンサーンとして継続する公庫の能力に対して重大な疑念を投げかける可能性のある事象または状況に関連する重大な不確実性の存否について結論を示す。我々が重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は、監査報告書において財務書類上の関連する開示に着目しなければならず、またかかる開示が不適切な場合には、我々の意見を修正しなければならない。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、公庫がゴーイングコンサーンとして継続できなくなる可能性がある。
- ・財務書類が公正な表示を実現する方法で基礎になる取引および事象を表示しているか否か、ならびに財務書類の全体的な表示、構造および内容（開示を含む。）を評価する。

我々は、とりわけ、監査の予定された範囲および時期ならびに重要な監査結果（我々が監査において特定した内部統制の重大な欠陥を含む。）に関して、公庫の総裁と連絡を行う。

公庫の総裁に連絡した重大なリスクから、我々は、当期の財務書類の監査において最も重大なリスクを決定し、その結果これが最も重大と評価されたリスクとなる。

我々は、法律または規制により当該事項に関する公の開示が不可能でない限り、我々の監査報告書に当該リスクを記載する。

2018年4月3日

ホセ・カルロス・ヘルナンデス・バラスース
アーンスト・アンド・ヤング・エセ・エル

(訳 文)

連結財務書類に係る監査報告書

概要

一般国家予算法第168条により付与された権限を持つ国家行政会計監査役長が、監査局を通じてスペイン開発金融公庫およびその子会社の2016年12月31日現在の連結貸借対照表ならびに同日に終了した年度の連結損益計算書、連結資本変動表、連結キャッシュフロー計算書およびこれらの連結報告書を含む下記の連結財務書類を監査した。

国家行政会計監査役長の提案により、財務・行政局との間で締結された合意の下、監査法人であるアーンスト・アンド・ヤングが前節の監査業務を担っている。国家行政会計監査役長は本報告書の作成にあたって、公監査における私監査人との連携に関する2007年4月11日付技術基準を適用している。

国家行政会計監査役長は監査法人であるアーンスト・アンド・ヤングS.L.の作成書類に基づき本報告書を作成している。

スペイン開発金融公庫（ICO）の理事は、添付の報告書の注記1.2に記載されている財務報告書の枠組み（特に会計原則および基準）に基づいてICOの年次財務書類を作成する責任を負っている。さらに、理事は本年次財務書類の記載に重大な虚偽記載が含まれないことを保証するために必要とされる内部統制を行う責任を負っている。

本報告書が参照する連結財務書類は、2017年3月27日にスペイン開発金融公庫の理事によって作成されており、2017年4月10日に監査局に提出されている。

年次財務書類に係る情報は国家行政会計監査役長のCICEP.red application内のファイル「 GB0721_2016_F_170410_093031_Cuentas.zip 」 （ 電 子 版 要 約 は 「 235AEC0824346B0867FD28A1A5B1E6809B68AF99F77BAE33EA1E1328F89F6EC9 」 ） に掲載されている。

本報告書の目的および範囲：監査人の責任

我々の責任は、公共部門監査基準に従って、添付の連結財務書類に対し、その内容が正確かつ公正な見解を示しているかどうかの意見を発表することである。当該基準は、我々に対し、連結財務書類に重要な虚偽記載がないか、確定的ではないが合理的な保証を得るために監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、連結財務書類における金額および開示された情報に関する監査証拠を得るための手順の利用が含まれる。かかる手順は、財務書類の重要な虚偽記載に対するリスクの評価を含む監査人の判断により、選択される。当該リスク評価を行うにあたり、監査人は、状況に応じた適切な監査手順を設計するため、親会社の役員による、連結財務書類の準備に関連する内部統制を考慮するが、これは事業体の内部統制の機能の有効性に関し意見を表明する目的のためではない。監査には、使用されている会計方針の適切性および会計上の見積りの評価だけでなく、連結財務書類の全体的な表示の評価も含まれる。

我々の職務にAXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダ
デス・デ・キャピタル・リエスゴS.A. (100%保有)、コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアン
ツァミエントS.A. (CERSA) (株式24.15%保有)、コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシ
オン・デル・デサロージョS.A. (COFIDES) (株式20.31%保有)またはEFC 2 EヘスティオンS.L. (株式
50%保有)の2016年度財務書類の監査は含まれない。前述の事業体の年次財務書類に対する監査報告書は
現在作成されていない。しかしながら、添付の連結年次財務書類における前述の事業体の簿価総額は、資
産合計の1%である。

我々は、我々が得た監査証拠は、監査意見の根拠を公表するにあたり、十分かつ適切であると確信して
いる。

．意見

我々の意見において、我々の監査およびその他の監査人により提出された報告書に基づいて、添付の連
結財務書類は、適用ある会計報告の規制枠組、また特にそこに含まれる会計原則および基準に準拠して、
すべての重要な点において、2016年12月31日現在のスペイン開発金融公庫およびその子会社の連結資本お
よび連結財政状態ならびに当該日に終了した年度の連結の経営成績および連結キャッシュフローについて
真実かつ公正に表示している。

．その他法的要件および規制要件

スペイン開発金融公庫はその規則において、ICOの現況および成長に関して適切と判断された詳細と財務
書類の重要な一部分とはならない内容を含んだ経営陣報告書を作成しなくてはならない。

我々の業務は、本報告書が該当する規制に準じて作成され、また記載の会計情報が監査済み連結年次財
務書類に記載されている情報と一致することを確認することに限定されている。

本監査報告書は、2017年4月10日にマドリッドにおいて監査局局長および監査局監査チームマネー
ジャーにより国家行政会計監査官のCICEP. red applicationを用いた電子署名付で掲載されている。

(訳 文)

財務書類に係る監査報告書

概要

一般国家予算法第168条により付与された権限を持つ国家行政会計監査役長が、監査局を通じてスペイン開発金融公庫（IC0）の2016年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書、資本変動表、キャッシュフロー計算書およびこれらの報告書を含む下記の財務書類を監査した。

国家行政会計監査役長の提案により、財務・行政局との間で締結された合意の下、監査法人であるアーンスト・アンド・ヤングが前節の監査業務を担っている。国家行政会計監査役長は本報告書の作成にあたって、公監査における私監査人との連携に関する2007年4月11日付技術基準を適用している。

国家行政会計監査役長は監査法人であるアーンスト・アンド・ヤングの作成書類に基づき本報告書を作成している。

スペイン開発金融公庫の理事は、添付の報告書の注記1.2に記載されている財務報告書の枠組み（特に会計原則および基準）に基づいてIC0の財務書類を作成する責任を負っている。さらに、理事は本財務書類の記載に重大な虚偽記載が含まれないことを保証するために必要とされる内部統制を行う責任を負っている。

本報告書が参照する財務書類は、2017年3月27日にIC0の理事によって作成されており、2017年4月10日に監査局に提出されている。

財務書類に係る情報は国家行政会計監査役長のCICEP.red application内のファイル「BA0721_2016_F_170410_092535_Cuentas.zip」（電子版要約は「C80B11C5DAFB854026EEB694F69FA5E58528EDAE0867C36529459333F0148E4C」）に掲載されている。

本報告書の目的および範囲：監査人の責任

我々の責任は、公共部門監査基準に従って、添付の財務書類に対し、その内容が正確かつ公正な見解を示しているかどうかの意見を発表することである。当該基準は、我々に対し、財務書類に重要な虚偽記載がないか、確定的ではないが合理的な保証を得るために監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務書類における金額および記載された情報に関する適切かつ十分な証拠を得るための手順の利用が含まれる。かかる手順は、財務書類の重要な虚偽記載に対するリスクの評価を含む監査人の判断により、選択される。当該リスク評価を行うにあたり、監査人は、状況に応じた適切な監査手順を設計するため、責任者による、財務書類の合理的な準備および開示に関連する内部統制を考慮するが、これは事業体の内部統制の機能の有効性に関し意見を表明する目的のためではない。監査には、使用されている会計基準の適切性および会計上の見積りの評価だけでなく、財務書類の全体的な表示の評価も含まれる。

我々は、我々が得た監査証拠は、監査意見の根拠を公表するにあたり、十分かつ適切であると確信している。

．意見

我々の意見において、添付の財務書類は、適用ある会計報告の規制枠組、また特にそこに含まれる会計原則および基準に準拠して、2016年12月31日現在のスペイン開発金融公庫の資産および財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績およびキャッシュフローについて、すべての重要な側面から、真実かつ公正に表示している。

．その他法的要件および規制要件

スペイン開発金融公庫はその規則において、ICOの現況および成長に関して適切と判断された詳細と財務書類の重要な一部分とはならない内容を含んだ経営陣報告書を作成しなくてはならない。

さらに、一般国家予算法第129.3条に基づき、スペイン開発金融公庫は、その財務書類とともに、公共部門企業として負っている経済的および財務的義務の遵守に関する報告を提出しなくてはならない。

我々の業務は、本報告書が該当する規制に準じて作成され、また記載の会計情報が監査済み財務書類に記載されている情報と一致することを確認することに限定されている。

本監査報告書は、2017年4月10日にマドリッドにおいて監査局局長および監査局監査チームマネージャーにより国家行政会計監査官のCICEP.red applicationを用いた電子署名付で掲載されている。

[次へ](#)

2017年度連結財務書類

連結貸借対照表
 2017年および2016年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資産	注記	2017年	2016年
現金、中央銀行等への預金および要求払預金	6	2,306,411	437,826
売買目的保有の金融資産	7	164,770	254,389
デリバティブ		164,770	254,389
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-
損益を通じて公正価額で評価した金融資産		-	-
売却可能金融資産	8	1,376,391	1,800,530
持分証券		521,429	428,939
負債性証券		854,962	1,371,591
貸付金		-	-
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-
貸付および受取債権	9	27,535,827	34,237,813
負債性証券		266,775	1,675,187
貸付金		27,269,052	32,562,626
信用機関		16,077,669	19,164,816
顧客		11,191,383	13,397,810
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-
満期保有投資	10	9,840,836	10,504,208
負債性証券		9,840,836	10,504,208
貸付金		-	-
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-

連結貸借対照表
 2017年および2016年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資産	注記	2017年	2016年
デリバティブヘッジ	11	517,145	1,222,013
金利リスクのポートフォリオヘッジにおける ヘッジ項目の公正価額の変動		-	-
子会社、合併企業および関連企業への投資	12	58,860	57,750
合併企業		-	-
関連企業		58,860	57,750
有形資産	13	89,977	82,219
有形固定資産		89,977	82,219
自己使用目的		89,977	82,219
(備忘事項)ファイナンスリースによる取得		-	-
無形資産	14	7,944	9,129
その他の無形資産		7,944	9,129
税金資産	15	264,512	222,547
当期		130,193	127,172
繰延		134,319	95,375
その他の資産	16	38,052	36,860
売却目的保有の非流動資産	17	22	-
資産合計		42,200,747	48,865,284

連結貸借対照表
 2017年および2016年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

負債	注記	2017年	2016年
売買目的保有の金融負債	7	161,007	249,858
デリバティブ		161,007	249,858
損益を通じて公正価額で評価した金融負債		-	-
償却原価金融負債	18	36,047,024	42,385,361
預金		12,343,870	14,378,976
信用機関		11,495,137	13,375,016
顧客		848,733	1,003,960
市場性を有する負債性証券		22,845,774	26,954,455
その他の金融負債		857,380	1,051,930
デリバティブヘッジ	11	363,492	218,726
金利リスクのポートフォリオヘッジにおけるヘッジ項目の公正 価額の変動		-	-
引当金	19	304,665	239,260
年金および年金類似債務		423	365
税金およびその他の法的臨時費の引当金		-	-
偶発債務および不確定約定額の引当金		1,197	14
その他の引当金		303,045	238,881
税金負債	15	15,447	66,837
当期		935	877
繰延		14,512	65,960
その他の負債	16	4,119	8,066
金融負債性資本		-	-
負債合計		36,895,754	43,168,108

連結貸借対照表
 2017年および2016年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資本	注記	2017年	2016年
自己資本	20	5,435,873	5,580,443
資本金または寄付金		4,313,067	4,312,585
累積準備金		-	-
再評価準備金		23,591	23,591
その他の準備金		996,115	927,248
当期損益		103,100	317,019
配当金および分配金控除		-	-
その他の累積包括損益	21	(130,880)	116,733
損益として再分類可能な要素		(130,880)	116,733
キャッシュフロー・ヘッジ		(127,567)	117,145
売却可能金融資産	8	(3,313)	(412)
債務証券		2,972	9,187
持分証券		(6,285)	(9,599)
資本合計		5,304,993	5,697,176
資本および負債合計		42,200,747	48,865,284
備忘事項			
付与された保証	22	605,138	824,186
不確定付与約定額	22	3,225,921	2,748,003

連結認識損益計算書

2017年および2016年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2017年	2016年
利息および類似収益	24	522,590	899,788
利息および類似費用	25	(591,697)	(874,163)
利息収益純額		(69,107)	25,625
配当金収益	26	173	552
持分法適用会社の損益	27	1,245	1,579
受取手数料	28	56,494	60,558
支払手数料	28	(3,388)	(12,898)
公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益(純額)	29	(3,620)	(152,151)
償却原価金融資産		5,146	-
償却原価金融負債		(8,766)	(152,151)
売買目的保有の金融資産および金融負債による損益(純額)	30	11,326	10,551
為替差損益(純額)	2.4	24,553	2,839
その他の営業収益	31	4,868	1,541
その他の営業費用	31	(3)	(2)
営業利益純額		22,541	(61,806)
管理費		(38,140)	(37,049)
人件費	32	(20,641)	(20,505)
その他の一般管理費	33	(17,499)	(16,544)
減価償却費		(6,040)	(5,260)
有形資産	13	(2,501)	(2,286)
無形資産	14	(3,539)	(2,974)
引当金経費または引当金の戻入	19	3,843	96,598

連結認識損益計算書

2017年および2016年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2017年	2016年
損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入		156,547	458,002
売却可能金融資産	8	446	(2)
貸付および受取債権	9	156,101	458,004
非金融資産の減損または減損の戻入(純額)		9,876	(141)
営業権およびその他の無形資産	14	-	-
その他の資産	13、17	9,876	(141)
廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益	17	182	1,132
継続事業税引前利益		148,809	451,476
継続事業法人税	23	(45,709)	(134,457)
当期継続事業利益		103,100	317,019
当期廃止事業利益		-	-
当期連結利益純額		103,100	317,019
親会社による利益		103,100	317,019
少数株主持分による利益		-	-

資本変動表

I. 連結認識損益計算書

2017年および2016年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2017年	2016年
当期利益		103,100	317,019
その他の認識損益		(247,613)	62,510
売却可能金融資産		(4,144)	(876)
評価損益		(4,144)	(876)
損益計算書に移転された金額	21	-	-
再分類		-	-
キャッシュフロー・ヘッジ		(349,589)	90,176
評価損益		(349,589)	90,176
損益計算書に移転された金額	21	-	-
ヘッジ項目の当初簿価に移転された金額		-	-
再分類		-	-
外国事業への純投資ヘッジ		-	-
評価損益		-	-
損益計算書に移転された金額		-	-
法人税		-	-
為替差額		-	-
換算損益		-	-
損益計算書に移転された金額		-	-
再分類		-	-
売却目的保有の非流動資産		-	-
評価利益		-	-
損益計算書に移転された金額		-	-
再分類		-	-
保険数理による年金損益		-	-
その他の認識損益		-	-
法人税		106,120	(26,790)
認識損益合計		(144,513)	379,529

[次へ](#)

資本変動表

・ 連結資本変動総額表

2017年および2016年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

2017年12月31日現在

株主資本

	資本金 / 寄付金	資本 剰余金	累積準備金 (損失)	持分法を通 して連結し た企業から の準備金 (損失)	その他の 持分証券	自己株式 控除	当期利益 純額	配当金 および 分配金控除	自己資本 合計	その他の 累積包括 損益	少数株主 持分	資本純額 合計
2016年12月31日付期末残高	4,312,585	-	937,172	13,667	-	-	317,019	-	5,580,443	116,733	-	5,697,176
認識損益合計	-	-	-	-	-	-	103,100	-	103,100	(247,613)	-	(144,513)
その他の純資本変動	482	-	67,422	1,445	-	-	(317,019)	-	(247,670)	-	-	(247,670)
資本金 / 寄付金の増加	482	-	-	-	-	-	-	-	482	-	-	482
資本の減少	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本間移転	-	-	67,422	1,445	-	-	(317,019)	248,000	(152)	-	-	(152)
その他の資本増減	-	-	-	-	-	-	-	(248,000)	(248,000)	-	-	(248,000)
2017年12月31日付期末残高	4,313,067	-	1,004,594	15,112	-	-	103,100	-	5,435,873	(130,880)	-	5,304,993

2016年12月31日現在

株主資本

	資本金/ 寄付金	資本 剰余金	累積準備金 (損失)	持分法を通 して連結し た企業から の準備金 (損失)	その他の 持分証券	自己株式 控除	当期利益 純額	配当金 および 分配金控除	自己資本 合計	その他の 累積包括 損益	少数株主 持分	資本純額 合計
2015年12月31日付期末残高	4,311,855	-	930,230	11,522	-	-	33,844	-	5,287,451	54,223	-	5,341,674
認識損益合計	-	-	-	-	-	-	317,019	-	317,019	62,510	-	379,529
その他の純資本変動	730	-	6,942	2,145	-	-	(33,844)	-	(24,027)	-	-	(24,027)
資本金 / 寄付金の増加	730	-	-	-	-	-	-	-	730	-	-	730
資本の減少	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本間移転	-	-	6,942	2,145	-	-	(33,844)	25,000	243	-	-	243
その他の資本増減	-	-	-	-	-	-	-	(25,000)	(25,000)	-	-	(25,000)
2016年12月31日付期末残高	4,312,585	-	937,172	13,667	-	-	317,019	-	5,580,443	116,733	-	5,697,176

[前へ](#)

[次へ](#)

資本変動表
連結キャッシュフロー計算書
 2017年および2016年12月31日に終了した年度
 (単位：千ユーロ)

	注記	2017年	2016年
A. 営業活動からのキャッシュフロー		1,393,397	(293,391)
1. 当期連結利益		103,100	317,019
2. 損益調整額		(108,633)	(414,303)
減価償却費		6,040	5,260
その他の調整額		(114,673)	(419,563)
3. 営業資産純増減額		7,919,418	12,983,066
取引ポートフォリオ		89,619	(100,499)
損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産		-	-
売却可能金融資産		424,139	190,369
貸付および受取債権		6,701,986	12,367,046
その他の営業資産		703,674	526,150
4. 営業負債純増減額		(6,427,133)	(13,231,387)
取引ポートフォリオ		(88,851)	101,209
損益を通じて公正価額で評価したその他の金融負債		-	-
償却原価金融負債		(6,338,337)	(13,654,558)
その他の営業負債		55	321,962
5. 法人税の回収および支払		(93,355)	52,214
B. 投資活動からのキャッシュフロー		660,706	303,047
6. 支払		(6,185,624)	(8,642,172)
有形資産	13	(383)	(308)
無形資産	14	(2,334)	(8,605)
株式	12	-	-
その他のビジネス・ユニット		-	-
売却目的保有の非流動資産および負債	17	(22)	-
満期保有投資ポートフォリオ	10	(6,182,885)	(8,633,259)
投資活動に関連するその他の支払		-	-

資本変動表
連結キャッシュフロー計算書
 2017年および2016年12月31日に終了した年度
 (単位：千ユーロ)

	注記	2017年	2016年
7. 回収		6,846,330	8,945,219
有形資産	13	73	18
無形資産	14	-	5,498
株式	12	-	-
売却目的保有の非流動資産および負債	17	-	-
満期保有投資ポートフォリオ	10	6,846,257	8,939,703
投資活動に関連するその他の回収		-	-
C. 財務活動からのキャッシュフロー		(185,518)	(24,270)
8. 支払		(186,000)	(25,000)
配当金		(186,000)	(25,000)
劣後債務		-	-
持分証券の償還		-	-
自己持分証券の購入		-	-
その他の受領された資金		-	-
9. 回収		482	730
劣後債務		-	-
自己持分証券の発行		-	-
自己持分証券の処分		-	-
その他の請求した資金		482	730
D. 為替レート変動影響額		-	-
E. 現金および現金同等物の純増減額		1,868,585	(14,614)
F. 現金および現金同等物の期首残高		437,826	452,440
G. 現金および現金同等物の期末残高		2,306,411	437,826
備忘事項		-	-
当期末における現金および同等物部分		-	-
現金	6	10	10
現金同等物の中央銀行等への残高	6	2,027,159	56,033
その他の金融残高	6	279,242	381,783
払戻し可能な当座借越し控除		-	-

2017年12月31日に終了した年度
 の連結財務書類の注記

注記 1 概要、財務書類の作成方針およびその他の情報

1.1 当公庫の概要

スペイン開発金融公庫(「当公庫」または「IC0」)は政府金融機関の組織および管理に関する1971年6月19日法律第13号により設立され、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令第12号が公表されるまで、1988年一般国家予算に関する1987年12月30日法律第33号第127条および1971年法律第13号の廃止されなかった特定の条項により規制された。

当公庫は、マドリッドのパセオ・デル・ブラド4に所在し、すべての活動を同地で行い、スペイン国内にその他の支店網を有していない。

当公庫は公共部門法体制に関する2016年10月1日法律第40号第103条に定める形態の公共事業体であり、経済・企業支援担当大臣を通じて経済・産業・競争力省に報告を行い、金融機関としての法的性質および国家の財務代理人としての資格を有し、目的達成のための経営の独立性に加えて、法人格、資産および財産を保有している。

経済・企業支援担当大臣は当公庫の戦略的経営、ならびに事業活動の業績の評価および管理について責任を負う。

当公庫は、公共部門法体制に関する2015年10月1日法律第40号の条項、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令第12号追加条項第6条、1998年9月23日勅令第1091号により承認された一般予算法の適用条項、1997年4月14日法律第6号へのIC0の適合に関して1999年4月30日勅令第706号により承認されたIC0の定款およびかかる定款の承認(1999年5月13日政府官報第114号)、また上記の規則によって規定されていないその他の事項で、金融機関に適用される特別の規則ならびに民法、商法および労働法に服している。

企業統治業務の改善策を導入するため、スペイン開発金融公庫(IC0)のいくつかの指針を修正する2015年12月18日勅令第1149号が2016年末に、内閣によって承認された。同年10月に公共部門法体制に関する法律が、上記勅令により成立し、かかる法律により初めて政府金融機関の4人の社外取締役の情報共有された。目標の選択基準は、また、プレステージ、研修および不適合性となっており、マンドートは3年間有効で、3年以上に一度だけ更新することができる。当公庫において財政問題が生じた場合、社外取締役はそれぞれ2票投票することができ、よって理事会(理事会は、理事長と10名の理事(以前は9名)で構成される。)においては社外取締役が多数派となる。さらに、すべての理事の任命および解職は経済・産業・競争力大臣の提案の下、内閣に委ねられる。

内閣によって承認された勅令により以下の修正が行われる。社外取締役として選任されるための要件には、以下が含まれる。商業的かつ専門的な高い社会的評価ならびに適切な知識および経験を有し、潜在的かつ永続的な利益相反がなく、また、自営または雇用された立場において、ICOの競合になりうる活動を展開しないこと。さらに、信用機関、金融信用機関、投資機関、集団投資スキームおよびリスク・キャピタル企業またはその子会社もしくはかかる企業が所属するグループ会社または組合に関係がない者であることが要件となっている。

理事会の理事は、常にICOの利益のために機能しなくてはならず、またその業務を行う上で得た情報、データ、レポートおよび機密の経歴を、かかる業務が終了した後も外部に漏らしてはならない。経済・産業・競争力大臣により辞職が承認された場合、社外役員の任期が終了した場合、また、公共部門の従業員に関しては解雇された場合は、解職されることがある。守秘義務の重大な違反または利益相反など、社外取締役の適性が予期せず欠如している場合には、解雇されることがある。

当公庫の目的は国富の増大および分配の増進に寄与する経済活動、とりわけ社会、文化、技術革新および環境の面から奨励に値する活動を支援、促進することである。

かかる目的を達成するために、当公庫は財政の均衡原則および手段と目的の一致を厳格に遵守する。

また当公庫の職務は以下の通り定められている。

- a) 内閣または政府経済問題委員会の指図に従い、深刻な経済危機、自然災害またはこれに類似の状況により生じる経済に対する影響を緩和するように貢献すること。
- b) 当公庫の理事会により採択された規則および決定に従い、内閣、政府経済問題委員会または経済・産業・競争力省の定める基本的な方針を遵守して、経済政策の諸措置を実施する主たる機関として行為すること。

かかる目的および職務の中に含まれる業務の種類は、以下の通りである。

1. 中小企業、住宅建設、通信、スペイン事業の国際化等の一定の部門および戦略的活動に対して金融支援を行う直接的な貸付業務および仲介業務、ならびに1993年1月15日閣議決定（「RCM」）に従い、現在のバンコ・デ・ビルバオ・ピスカヤ・アルヘンタリア・エセ・アー（「BBVA」）に統合されている国立銀行から移譲された業務。
2. 相互金利調整契約（スペイン語表記の頭文字をとって「CARI」）。かかる輸出援助システムは、当該システムを利用するスペインまたは外国の金融機関のために良好な財務実績を保証する。当公庫は仲介機関としてのみ行為し、各年度の一般国家予算法で許容されている通り管理費用は国家が負担する。

関与した各銀行との金利調整純額は、各調整額が、受取残または支払残のいずれであるかにより、国家が支払うか、または当公庫を通じて支払われるかが決まる。

3. 開発プロモーション基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FONPRODE」）。かかる基金は2010年に2010年法律第36号の下設立された。その目的は国家から国家への補助金という形で発展途上国の開発プロジェクトおよび開発計画に資金供給することである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算で許容されている通り、ICOに対して管理費用が補填される。2010年12月現在、この特定の基金は、1998年以降FONPRODEに統合されるまで、同じく当公庫によって管理されている小口融資を供与するための基金を取得した。
4. 法人国際化基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FIEM」）。かかる基金は2010年に2010年法律第11号の下設立された。その活動は、利権または市場条件の下、スペインの財貨およびサービス

の取得ならびにスペインの投資プロジェクトの遂行または国益の取得および遂行に結びつくプロジェクトに対して、返済可能な資金供給を行うことである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算で許容されている通り、ICOに対して管理費用が補填される。

5. 水道および公衆衛生協力基金。当該基金は、2008年度一般国家予算に関する2007年12月26日法律第51号追加条項第61条に基づき設立された。その目的は、中南米諸国の国家機関との金融取り決めの下、とりわけスペインとの協力を重視し、水道および公衆衛生プロジェクトに対して資金を提供することである。
 6. 2014年12月26日勅令法第17号により、地方団体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を保証するものである。当ファンドの自己資本は供給者支払のための融資基金（2012年勅令第4号および2012年勅令第7号により成立）の清算（2015年1月1日付で、その完全なる権利および義務のもと施行される。）により供給されたもある。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には関連する取引手数料が生じている。
 7. 2014年12月26日勅令法第17号により、自治体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を保証するものである。当ファンドの自己資本は2012年勅令第21号により設立された自治区流動性基金の清算（2015年1月1日付で、その完全なる権利および義務のもと施行される。）により供給されたもある。さらに、自治体に関しては、供給者への支払に関する融資メカニズムの自己資本部分に含まれている。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には取引手数料が生じている。
- 2.から7.の業務は、それぞれに適用される法律に従って、当公庫の勘定には含まれない。

1.2 連結財務書類の作成方針

当グループは、財務報告基準および財務書類の公式な指定様式に関する、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号（「2004年通達第4号」）に記載されている原則および基準に従い、欧州連合に採用された国際財務報告基準（「IFRS-EU」）に基づいて連結財務書類を作成している。当該2004年通達第4号は、スペイン金融機関の単体財務書類への適用が義務付けられている。

よって、本連結財務書類は、2017年12月31日現在の当グループの純資産および財務状態、ならびに同日に終了した年度の業績、資本変動および連結キャッシュフローを公正に開示するため、当グループ企業の会計記録に基づき、欧州連合が採用するIFRS-EU、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号（その後の改正を含む。）、スペイン商法、資本企業法またはその他に適用されるスペインの法律に従って作成された。

本2016年連結財務書類に記載される情報は、2017年に関連する情報との比較のみを目的として表示され、当グループの2016年年次財務書類を構成するものではない。

2017年1月1日から12月31日の間の期間に発生した主な規制変更

以下は、当公庫に適用される規制において2017年に発生した主な変更であり、報告された数字または当該数字に基づく表示および内訳のいずれに対しても重大な影響を与えることなく、本年年次財務書類の作成にあたり考慮されている。

2014年1月31日通達第2号を修正する、2013年EU規則第575号（健全性に関する要件）に記載される規制上のオプション取引の実施に関する2017年10月24日通達第3号

この規則において、スペイン中央銀行は、2014年通達第2号（重要性の低い事業体のみを対象とする）の適用範囲に関する特定の点およびその内容（ECBのガイドラインと整合性を持たせるため）を修正する。

信用機関向けの財務書類の公開および機密の報告基準およびモデルに関する2017年11月27日通達第4号

2018年1月1日、2017年スペイン中央銀行通達第4号は、信用機関向けの新たな会計の規制上の枠組みとして発効し、そのため同通達はIC0にも適用される。信用機関向けの公開および機密の報告基準および財務書類のモデルに関する2017年11月27日通達第4号は、2018年1月1日からIFRS第15号およびIFRS第9号という2つの新たな国際財務報告基準を適用した結果として、信用機関向けのスペインの会計制度を欧州の会計規則の変更に適用することを目的としている。これらの基準により、顧客との契約および金融商品からの収益の会計基準がそれぞれ修正される。

新規則の効果は、特に2018年度のIC0の会計に影響を及ぼす。

- 信用リスク引当金の調整。同規則により、減損モデルの変更が規定され、同モデルはもはや既発生損失に基づかず、予想損失に基づくことになる。その結果、（IC0が適用した）2016年スペイン中央銀行通達第4号に規定される代替ソリューションの計上比率は、標準エクスポージャー、標準の警戒リストエクスポージャーおよび遅滞による回収不確実エクスポージャーのそれぞれについて更新されている。カンントリー・リスク引当金も、同様に修正されている。これらの調整の適用は遡及的であり、その結果、当年度の利益（損失）ではなく準備金に対して直接計上される。これらの調整の効果がIC0に及ぼす影響は、122,310千ユーロの準備金の減少であり、2018年1月に認識された。

- 測定目的で金融資産が計上されるポートフォリオの変更。金融資産のポートフォリオは一般に、償却原価で測定された金融資産、その他の包括利益により公正価額で測定された金融資産および損益により公正価額で測定された金融資産として分類される。同通達は、関連基準が発効した場合の特定項目の遡及的再分類を規定している。IC0への影響の概要は、以下のとおりである。

2018年1月、IC0の運営機関は、同通達で規定した変更を反映する事業モデルを承認した。一般に、関連資産は、そうするための要件を満たした以降は、等価のポートフォリオに分類されることを考慮すると、これまで適用されていたのと同じ基準を用いて測定される。

さらに、同月において、IC0は、債券から構成される金融資産ポートフォリオ全体向けのSPPIテスト（元本および利息の支払のみ）の遵守を検証するための特別な分析を完了した。その結論は、2018年1月1日現在の貸借対照表における売却可能な満期保有ポートフォリオが、かかるテストを遵守しているというものである。

同通達に従って、IC0は、特定の金融資産（債券）を償却原価ポートフォリオ（従来は満期保有ポートフォリオ）での金融資産からその他の包括利益による公正価額での金融資産に再分類することに同意している。再分類額は970百万ユーロであり、包括利益への見積影響額は19百万ユーロであった。

さらに、IC0は、従来は包括利益による公正価額で測定された特定の持分証券を損益による公正価額での金融資産に再分類することに同意した。この基準の遡及的適用により、準備金が5百万ユーロ増加した。

- 最後に、上記基準が定めた会計ヘッジの規制上の変更は、同通達により許可されたとおり、ICGがマクロヘッジに国際基準を適用することが必要となるまで、これまで有効なモデルを引続き適用することを選択したため、ICGに影響を及ぼさない。

当グループの財務書類の公表日現在、公表されているが未施行の基準および解釈指針は下記に開示されている。当グループは、該当する場合、これらの基準が施行され次第、導入する予定である。

- **IAS第16号およびIAS第38号の修正「有形固定資産の減価償却および無形固定資産の減価償却の許容される方法の明確化」**

本修正は、収益は、資産を使用して消費される経済的利益ではなく、当該資産を保有している事業の経営から生じる経済的利益を反映していることを明確化する。結果、有形固定資産の減価償却において収益ベースの方法を使用することは出来ず、非常に限定的な例において、無形固定資産の減価償却の際にのみ使用することができる。本修正は2017年1月1日以降に開始する年度より施行される予定であり、早期適用が許可されている。当グループはその非流動資産の償却において収益ベースの方法を使用していなかったため、本修正による影響はないと予想している。

- **IAS第27号の修正「個別財務諸類における持分法」**

本修正により、企業は子会社、合弁企業および関連会社への投資関して、それぞれ個別の財務書類において持分法を使用して計上することができる。すでにIFRSに適用し、個別財務書類において持分法適用へと変移しようとしている事業体は、かかる変移を遡及的に行わなくてはならない。IFRSを初めて適用し、かつその個別財務書類において持分法を適用しようとしている場合は、持分法適用日をIFRSへの移行と同日にしなくてはならない。本修正は2017年1月1日以降に開始する年度より施行され、早期適用が許可されている。本修正は当グループの連結財務書類に一切の影響を持たない。

- **IFRS第10号およびIAS第28号の修正「投資者とその関連会社または合弁企業間の資産の売却または拋出」**

本修正は、IFRS第10号とIAS第28号の関連会社または合弁企業に売却もしくは拋出された子会社の支配の喪失に関する矛盾に対処するものである。本修正はIFRS第3号の通り、投資者とその関連会社または合弁企業間の事業を構成する資産の売却または拋出から生じる損益は、完全に認識されるということを明確化する。しかしながら、事業を構成しない資産の売却または拋出から生じる損益に関しては、関連会社または合弁企業への関連性のない投資家の利益のおよぶ範囲のみ認識される。これらの修正はあらかじめ適用されなくてはならず、2017年1月1日以降に開始する年度より施行され、早期適用が許可されている。本修正は当グループの連結財務書類に一切の影響を持たないと予想されている。

年次改善 2012年-2014年サイクル

下記の改善策は2016年1月1日以降に開始する年度より施行される。

- **IFRS第5号「売却目的保有の非流動資産および廃止事業」**

資産（または処分グループ）は通常持株主への売却または配当のどちらかによって処分される。今回の修正により、一つの処分方法から新たな処分方法へと移行する場合、かかる方法は新しい方法ではなく、従来の方法を継続しているとみなされることを明確化している。したがって、IFRS第5号においては、その要件の適用の中止はない。本修正はあらかじめ適用されなくてはならない。

- **IFRS第7号「金融商品：開示」**

(i) サービス契約

本修正は、手数料を含むサービス契約が金融資産として継続的関与の性質を有することを明確化する。企業は開示が必要かを、かかる手数料および取り決めの本質をIFRS第7号の継続的関与の規則にそって判断しなくてはならない。サービス契約が継続的関与の性質を有するか否かについてはの判断は、遡及的に行われなくてはならない。しかしながら、必要とされる開示は、企業がかかる修正を初めて適用した年度以前に開始した期間については行わなくてよいものとされている。

(ii) 中間財務書類の要約におけるIFRS第7号の修正の適用

本修正は中間財務書類の要約に関しては、かかる開示が直近の年次報告書に記載の内容に重大な改訂を及ぼさない限り、開示の相殺要件は適用されないことを明確化している。本修正は遡及的に適用されなくてはならない。

- IAS第1号の修正「開示イニシアチブ」

IAS第1号「財務諸類の表示」に対する本修正は、既存のIAS第1号の要件を大幅に変更するのではなく、明確化するものである。本修正は以下を明確化する。

- IAS第1号の重要な要件
- 損益計算書および資本変動表における特定の項目は細分類されることがある。
- 財務書類の注記の順番に関しては、企業が柔軟に決定することができる。
- 持分法を使用して計上した、関連会社および合弁企業の政府金融機関が保有する株式に関しては、単一の項目として、後に損益に再分類される項目と再分類されない項目の間に表示されなくてはならない。

さらに、本修正は財務状態および損益ならびに政府金融機関の項目に小計が追加された場合適用される要件を明確化している。本修正は2017年1月1日以降に開始する年度より施行され、早期適用が許可されている。本修正は当グループに一切の影響を持たないと予想されている。

- IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第28号の修正「投資企業：連結の例外の適用」

本修正は、IFRS第10号の下、投資企業の例外適用を行う際に生じた問題に対処するものである。IFRS第10号の修正は、その子会社すべてを公正価額で計上している投資企業の子会社である親会社に関しては、連結財務書類の開示の例外が適用されると明確化している。

さらに、IFRS第10号の修正は、投資企業にサービスを提供するのみで、その企業自体が投資企業ではない企業の子会社に関してのみ、連結とみなすことを明確化している。それ以外のすべての投資企業の子会社は公正価額で計上される。IAS第28号の修正により、投資家が持分法を適用する際に、投資企業の関連会社または合弁企業によって計算されたその子会社の公正価額を維持することができる。

これら修正は遡及的に適用されなくてはならず、2016年1月1日以降に開始する年度より施行され、早期適用が許可されている。これらの修正は当グループに一切の影響を持たないと予想されている。

本財務書類の作成において、重大な影響を及ぼすすべての必須の会計原則および測定基準が適用されている。注記2において、連結財務書類中で用いられている主要な会計原則および測定基準の概要を記載している。本連結財務書類に含まれる情報については、当グループの親会社の総裁が責任を負う。

当グループの2017年の連結財務書類は、2018年3月26日付で当公庫の理事長により作成され、当公庫の理事会による承認を依然として待っている状態であるが、当グループの親会社は、重大な変更なく承認する見込みである。当該連結財務書類の単位は、別段の記載のない限り、千ユーロである。

1.3 情報および予測に対する責任

2017年12月31日に終了した年度の財務書類およびその注記に記載される情報の作成責任は当公庫の理事長にある。財務書類作成に備えて、IC0による以下に関する見積りが、かかる財務書類に含まれる特定の資産、負債、収益、支出および約定額の数値化に使われている。

- 一部資産の減損（注記2.7）
- 退職給付金に関する負債および約定額その他の従業員に対する長期約定額の保険数理上の計算基礎（注記2.10.2）
- 固定資産および無形資産の耐用年数（注記2.12および2.13）
- 偶発リスクから生じる将来の債務に関する損失（注記2.14）
- 一部の簿外資産の公正価額（注記2.2.3）
- 繰越税金資産の回収（注記15）

これらの見積りは、その対象について、2017年12月31日現在で入手可能な最良の情報に基づいているが、当該年度の損益計算書における見積りの変動の影響を認識するために、今後数年のうちに、将来の何らかの出来事により、予め見積りの（上方または下方の）大幅な修正がなされる可能性がある。

1.4 旧アルヘンタリアからの資産および負債の譲受

今は存在しない会社であるが、アルヘンタリア、カハ・ポスタルおよびバンコ・イポテカリオ・エセ・アーは、コルポラシオン・バンカリア・デ・エスパーニャ・エセ・アー、バンコ・エクステリオール・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BEX）、カハ・ポスタル・エセ・アーおよびバンコ・イポテカリオ・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BHE）の合併の結果、1998年9月30日付の合併証書で正式に設立された。その後、バンコ・デ・クレディト・アグリコラ・エセ・アー（BCA）はカハ・ポスタル・エセ・アーにより吸収され、バンコ・デ・クレディト・ロカル・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BCL）は前記の法人に所属し法人格を維持している。

1993年1月15日のACMの規定に従い、当公庫は、1992年12月31日、スペイン政府または当公庫が保証している経済政策業務から生じるBCL、BHE、BCAおよびBEXの資産および負債を取得した。この中には、とりわけリストラ（事業の再構築）および産業再編改革法に基づきリストラ中の企業に対する信用供与および保証、洪水の犠牲者に対する特別融資およびかかる金融機関が上場株式会社になる前に供与した貸付、ならびにその他の資産、権利および企業持分が含まれる。

1993年3月25日にもまた、関係銀行と移転した資産および負債に関する管理契約が調印された。同契約は、現行の銀行法に従う管理および正確な会計について定める。過去に生じた管理手数料は、2017年および2016年のそれぞれにおいて合計397千ユーロおよび277千ユーロであった。

以下は2017年および2016年12月31日現在の内容別による譲渡された資産および負債である。当該日現在、その管理はBBVA（上記すべての統合により設立された会社）により行われている。

BBVAにより管理される資産および負債の残高	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
信用機関	9	9
スペイン公的機関に対する貸付金	159	225
その他の居住者部門に対する貸付金	3	18
不良資産(*)	1,855	1,844
非流動資産	383	382
雑勘定	191	190
資産合計	2,600	2,668

雑勘定	215	220
IC0との合同勘定	2,295	2,311
当期利益	90	137
負債合計	2,600	2,668

(*) 総額。金額は、引当金を100%計上している。

1.5 単体財務書類の表示

スペイン商法第42条に従い、当公庫は本連結財務書類と同日付で単体財務書類を作成した。

以下に、当グループが連結財務書類に適用したものと同一の会計原則および評価基準に従い作成された、2017年および2016年12月31日に終了した年度の当公庫の単体貸借対照表、単体損益計算書、単体資本変動表および単体キャッシュフロー計算書の概要を示す。

a) 2017年および2016年12月31日現在の単体貸借対照表

(単位：千ユーロ)

	2017年	2016年
現金および中央銀行等への預金	2,306,410	437,825
売買目的保有の金融資産	164,770	254,389
売却可能金融資産	1,376,391	1,800,530
貸付および受取債権	27,535,698	34,237,709
満期保有投資ポートフォリオ	9,840,836	10,504,208
デリバティブヘッジ	517,145	1,222,013
株式	44,444	44,446
有形資産	89,965	82,204
無形資産	7,880	9,079
税金資産	264,509	222,544
その他の資産	37,812	36,526
売却目的保有の非流動資産	22	-
資産合計	42,185,882	48,851,473
売買目的保有の金融負債	161,007	249,858
償却原価金融負債	36,057,970	42,396,682
デリバティブヘッジ	363,492	218,726
引当金	304,665	239,260
税金負債	15,447	66,837
その他の負債	2,902	6,503
負債合計	36,905,483	43,177,866
その他の累積包括損益	(130,880)	116,733
自己資本:	5,411,279	5,556,874
資本金または寄付金	4,313,067	4,312,585
準備金	996,289	928,945
当期損益	101,923	315,344
資本合計	5,280,399	5,673,607
資本および負債合計	42,185,882	48,851,473
偶発リスク	605,138	824,186
不確定約定額	3,225,921	2,748,003
備忘事項合計	3,831,059	3,572,189

b) 2017年および2016年12月31日に終了した年度の単体損益計算書

(単位：千ユーロ)

	2017年	2016年
利息および類似収益	521,488	899,753
利息および類似費用	(590,599)	(874,163)
利息収益純額	(69,111)	25,590
持分証券による収入	5,173	5,552
受取手数料	46,197	50,248
支払手数料	(3,388)	(12,898)
公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益（純額）	(3,620)	(152,151)
売買目的保有の金融資産による損益	11,326	10,551
為替差損益（純額）	24,553	2,839
その他の営業収益	4,794	1,468
その他の営業費用	-	-
営業利益純額	15,924	(68,801)
管理費	(34,354)	(33,437)
減価償却費	(6,031)	(5,251)
引当金経費または引当金の戻入	3,843	96,598
公正価額で評価しない金融資産の減損損失（純額）	156,547	458,002
非金融資産の減損損失（純額）	9,876	(141)
売却目的保有の非流動資産による損益	182	1,132
当期継続事業税引前利益	145,987	448,102
当期継続事業法人税	(44,064)	(132,758)
当期継続事業利益	101,923	315,344
廃止事業による損益（純額）	-	-
当期利益	101,923	315,344

c) 資本変動表 2017年および2016年12月31日に終了した年度の単体認識損益計算書

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
当期利益:	101,923	315,344
その他の認識損益:	(247,613)	62,510
売却可能金融資産	(4,144)	(876)
資本変動表における公正価額で評価した金融負債	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ	(349,589)	90,176
外国事業への純投資ヘッジ	-	-
為替差額	-	-
売却目的保有の非流動資産	-	-
法人税	106,120	(26,790)
当期認識損益合計	(145,690)	377,854

[前へ](#)

[次へ](#)

d) 2017年および2016年12月31日に終了した年度の単体資本変動表

(単位：千ユーロ)

株主資本

	資本金/ 寄付金	資本 剰余金	準備金	その他の 持分証券	自己株式 控除	当期利益	配当金 および 分配金控除	自己資本 合計	その他の 累積包括 損益	資本純額 合計
2017年12月31日現在										
2016年12月31日付期末残高	4,312,585	-	928,945	-	-	315,344	-	5,556,874	116,733	5,673,607
認識損益合計	-	-	-	-	-	101,923	-	101,923	(247,613)	(145,690)
その他の純資本増減：										
資本金/寄付金の増加におけるその他の変動	482	-	-	-	-	-	-	482	-	482
資本間移転	-	-	67,344	-	-	(315,344)	248,000	-	-	-
その他の純資本増減	-	-	-	-	-	-	(248,000)	(248,000)	-	(248,000)
その他の純資本増減合計	482	-	67,344	-	-	(315,344)	-	(247,518)	-	(247,518)
2017年12月31日付期末残高	4,313,067	-	996,289	-	-	101,923	-	5,411,279	(130,880)	5,280,399

(単位：千ユーロ)

株主資本

	資本金/ 寄付金	資本 剰余金	準備金	その他の 持分証券	自己株式 控除	当期利益	配当金 および 分配金控除	自己資本 合計	その他の 累積包括 損益	資本純額 合計
2016年12月31日現在										
2015年12月31日付期末残高	4,311,855	-	911,568	-	-	42,377	-	5,265,800	54,223	5,320,023
認識損益合計	-	-	-	-	-	315,344	-	315,344	62,510	377,854
その他の純資本増減：										
資本金/寄付金の増加におけるその他の変動	730	-	-	-	-	-	-	730	-	730
資本間移転	-	-	17,377	-	-	(42,377)	25,000	-	-	-
その他の純資本増減	-	-	-	-	-	-	(25,000)	(25,000)	-	(25,000)
その他の純資本増減合計	730	-	17,377	-	-	(42,377)	-	(24,270)	-	(24,270)
2016年12月31日付期末残高	4,312,585	-	928,945	-	-	315,344	-	5,556,874	116,733	5,673,607

[前へ](#) [次へ](#)

e) 2017年および2016年12月31日に終了した年度の単体キャッシュフロー計算書

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
営業活動からのキャッシュフロー純額	1,393,395	(293,429)
当期利益	101,923	315,344
営業活動からのキャッシュフローの調整	(115,286)	(421,011)
営業資産純増減額	7,919,351	12,983,036
営業負債純増減額	(6,419,238)	(13,223,015)
法人税の回収および支払	(93,355)	52,217
投資活動からのキャッシュフロー純額	660,708	303,085
支払	(6,185,624)	(8,642,172)
回収	6,846,332	8,945,257
財務活動からのキャッシュフロー純額	(185,518)	(24,270)
為替レート変動影響額	-	-
現金および現金同等物の純増減額	1,868,585	(14,614)
現金および現金同等物の期首残高	437,825	452,439
現金および現金同等物の期末残高	2,306,410	437,825

1.6 環境影響および温室効果ガス排出権

当グループの国際取引は、環境保護に関する法律に従っている。当公庫は、当グループがこれらの法律に実質的に準拠しており、その準拠を確保および奨励するよう設計された手続きを維持していると考えている。

当公庫は、当グループが適切な環境保護・改善措置を実施し、環境影響を可能な限り最小化する措置を行い、これについての規則を遵守していると考えている。2017年および2016年、当グループは重大な環境投資を実施しておらず、環境リスクおよび費用のための引当金を計上する必要はないと考えている。また、当公庫は、環境保護・改善に関連する重大な偶発事象が存在するとは考えていない。さらに、IC0は温室効果ガス排出権を有していない。

1.7 最低資本

1.7.1 最低自己資本比率

スペイン中央銀行は2008年5月22日付で、最低自己資本の識別および管理に関して、2008年通達第3号を發布した。前記通達は、投資比率、自己資本および情報についての金融仲介機関の義務、ならびに他の金融システムに関する2007年11月16日法律第36号（1985年5月25日法律第13号を改正）により發布された自己資本および連結ベースでの金融機関の監督に関する法制度等（金融機関自己資本に関する2008年2月15日勅令第216号を含む。）について、金融機関業界における最終的な展開を示している。前記通達はまた、スペインの金融機関の法制度に、金融機関の事業に関する欧州議会および理事会による2006年6月14日の2006年EC指令第48号（改正後）、ならびに投資サービス会社および金融機関の自己資本比率に関する欧州議会および理事会による2006年6月14日の2006年EC指令第49号（改正後）を適合させる過程を完了させるものでもあった。かかる二つの指令は、バーゼル銀行監督委員会により採択された同様の規制（バーゼルとして知られている。）を受けて、金融機関および金融機関の連結グループが満たすべき最低資本要件について大幅に改正された。

従前の銀行業の健全性規制に関する法令（1985年5月25日法律第13号および2008年スペイン中央銀行通達第3号）に替わり、2014年1月1日より、金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号が施行された。これまで欧州連合は、その法制度として2010年12月付のバーゼルに移行しており、2012年EU規則第648号を修正する金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する欧州議会および理事会による2013年6月26日の2013年EU規則第575号、ならびに2002年EC指令第87号を修正する金融機関の活動ならびに金融機関および投資サービス会社の健全性監督に関する欧州議会および理事会による2013年6月26日の2013年EU指令第36号を採用し、また欧州連合の監督および金融機関の支払能力の基準にスペインの法律を適合させるための緊急措置として、11月29日の2013年勅令第14号に当公庫のシステムを置き換えることで、2006年EC指令第48号および2006年EC指令第49号を廃止した。

2014年6月26日法律第10号の主な目的は、2013年6月26日EU規則第575号（CRR）の規定を直接的に組み込み、正式に2013年6月26日EU指令第36号（CRD）に移行することで、国際舞台および欧州連合に課せられている規制変更にスペインの法律を適合させることである。当該コミュニティ規制は、監督体制、資本要件および罰則等の側面が大々的に修正されてきたことにより、金融機関に適用される規則の実質的な変更をもたらした。

CRRおよびCRDは、欧州連合における資本要件を規制し、以下に記載するバーゼルの資本規制の枠組みまたは協定に定められた提案を含む。

- 加盟国に直接適用されるCRRは、金融機関の健全性要件を含み、とりわけ以下の事項を扱っている。
- ハイブリッド商品が満たさなければならない要件を設定し、少数株主持分の適格性を制限する、適格自己資本の要素の定義。
- 各資本区分における調整項目および控除項目の定義。この点において、規則はバーゼルに新たな控除項目（繰延税金資産、年金基金）を組み入れ、既存の控除項目の変更を導入する。一方で、規則はその完全な実施までに、5年から10年の段階的な予定を設定している。

- 自己資本の三つの水準（普通株式等Tier 1比率4.5%、Tier 1比率6%および最低資本合計比率8%）を定める最低要件の設定（第一の柱）。
- 金融機関がレバレッジ比率（Tier 1をリスクに対して未調整の総エクスポージャーで除した値として定義される。）を算定するための要件。開示要件は、2015年以降に適用される。最終のレバレッジ比率は、委員会が最終的な定義および水準調整を決定する2017年までの試行期間中にテストされる。
- 加盟国が、それぞれの基準に従って、国内法令に組み込まなければならないICRDの意図および主たる目的は、金融機関および投資会社の活動の透明性ならびにその統治および監督の枠組みについて国内法令を調整することである。CRDは、とりわけ、CRRで設定された資本要件に加えて、2019年までに段階的に導入される資本要件を含んでいる。以下に従わないことは、利益の任意分配に対する制限を伴う。
 - バーゼル の規制の枠組みを拡大する、金融規則の景気循環増幅効果を軽減するための資本保全バッファーおよび反循環的な資本バッファー。すべての金融機関は、普通株式等Tier 1に上乗せする2.5%の資本保全バッファーおよび普通株式等Tier 1に上乗せする、機関特有の反循環的な資本バッファーを維持しなければならない。
 - グローバルなシステム上重要な機関およびその他のシステム上重要な機関が、システムックリスクまたはマクロ健全性リスク（すなわち、特定の加盟国における金融システムおよび実体経済に深刻な悪影響を与えうる、金融システムの混乱リスク）を軽減するためのシステムックリスクバッファー。
 - さらに、CRDは、監督責任の範囲内で、所轄官庁が、CRRに記載の最低要件（第二の柱）を上回る自己資本額の維持を金融機関に要求することが可能であると規定している。

金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号の追加条項第8条によると、規則により規定されていない限り、スペイン開発金融公庫は、当該法律のタイトル（金融機関の支払能力）、タイトル（監督）およびタイトル（法的罰則）ならびに情報の守秘義務に関する規定を適用する。

2015年から、スペイン中央銀行の2014年通達第2号に従い、この基準において設定された資本バッファーが適用される。この意味において、今年度の銀行監督者によって設定された特定の反循環的な資本バッファーの金額に左右されず、IC0は資本保全バッファー（2.5%）に準拠する。IC0は、グローバルなシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EISM」）ではなく、またシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EIS」）としてみなされることもない。

2017年および2016年12月31日現在のIC0グループの算出可能な資本は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
普通株式等Tier 1 (*)	5,277,868	5,204,344
- 資本金	4,313,068	4,312,585
- 準備金および調整項目 (**)	964,800	891,759
Tier 2	19,854	20,836
- その他の準備金 (**)	-	-
- 一般支払不能リスク補填	19,854	20,836
算出可能資本合計	5,297,722	5,225,180
最低資本合計 (***)	1,289,525	1,419,740

(*) 当グループは追加の普通株式等Tier 1を有していない。

(**) 当グループの算出可能資本の計算に用いる合計準備金は、資本の計算において、無形資産の修正および準備金の修正が行われているため、連結貸借対照表の額とは異なる。

(***) 2013年EU規則第575号に従い、リスク加重資産 (RWA) を8%として計算している。

2017年および2016年12月31日現在の当グループの最低資本の最重要データは、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
Tier 1	5,277,868	5,204,344
リスク加重資産	16,119,064	17,746,746
Tier 1 比率 (%)	32.74%	29.33%
算出可能資本合計	5,297,722	5,225,180
算出可能資本合計比率 (%)	32.87%	29.44%
最低算出可能資本比率 (%) (*)	10.5%	10.5%

(*) IC0の最低算出可能資本比率は、資本バッファを考慮すると、10.5%である。

2017年および2016年12月31日現在、当グループの算出可能資本は、必要に応じて、連結ベースでは、適用ある規則により規定されている最低要件をそれぞれ4,008,197千ユーロおよび3,805,440千ユーロ上回っている。

1.7.2 最低支払準備率

当公庫は最低支払準備率を満たすために、ユーロ圏の国の中央銀行に預けられている資金の最低レベルを維持しなくてはならない。2017年12月31日現在、このレベルは算出可能な負債の2%であった。2011年11月24日に2011年EU規則第1358号が発効し、追加的な算出可能な負債（2年超の通知期間を条件として引出可能な2年超の定期預金、現先取引による販売および2年超の満期を持つ株式以外の証券）について1%が要求される。この修正は2012年1月18日に開始した積立期間の後に適用された。

2017年および2016年12月現在、ならびに2017年および2016年中、当グループは適用あるスペインの規制に基づく最低比率を遵守した。

1.7.3 資本管理

当グループは、支払能力に関し適用される法制度（2013年EU規則第575号）に規制される算出可能なTier 1およびTier 2の管理を目的として、資本を検討している。

この意味において、常に10.5%を超える支払能力比率を維持するための資本管理システムに、資本要件規制は直接的に盛り込まれている。この目標は、適切な資本計画によって達成されている。

1.8 後発事象

上記2006年法律第42号で修正された租税、行政および社会保障措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項に従い、旧金融公庫と当公庫が付与した一定の与信および保証枠に基づき中央政府がICOから借入れた債務の返済によって回収される金額は、当公庫の資本の一部を構成する。2017年の見積総額は500千ユーロであり、2018年に計上される。

2017年と同様、2018年度一般国家予算の第 章では、当公庫の資本に対する新たな拠出は想定されていない。

2018年、スペイン開発金融公庫は、国家財務当局の地位において政府の命令を受け、事業および個人に対する新たな信用枠を打ち出した。当方針の目的は、スペインの信用制度に更なる流動化をもたらす、組織的目標の枠組み内における他の需要に取り組むことである。承認を得た主な信用枠は、以下の通りである。

- Línea ICO Empresas y Emprendedores 2018 : このICOの信用枠は、国内で投資を行い、かつ流動性ニーズを満たす必要のある自営業者および企業に対して融資を行う。個人および家主団体も、住宅の修復のためにこの信用枠を利用することができる。
- Línea ICO Garantía SGR/SAECA 2018 : このICOの信用枠は、相互保証会社（スペイン語表記の頭文字をとって「SGR」）または国有企業であるCaución Agraria（スペイン語表記の頭文字をとって「SAECA」）の範囲内で、スペインにおける資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。
- Línea ICO Crédito Comercial 2018 : このICOの信用枠は、スペイン国内の営利事業による前払い金を通じて流動性を得ようとする自営業者およびスペイン企業またはスペインにおいて設立された多国籍企業に対して融資を行う。
- ICO-IDEAエネルギー効率ファシリティ-2017-2018は、以下を対象として融資を行う：
 - 産業および商業 : IDAEの措置目録にも含まれている、日々の炭素排出量および最終エネルギー消費量を削減するための設備の構築を行った産業および商業セクターの企業。
 - ホスピタリティ : Renoveエネルギー効率および当該セクターの貯蓄計画の措置目録に含まれるイニシアチブを実施しているホスピタリティ事業を行う個人および企業。
- Línea ICO Internacional 2018 : このICOの信用枠は、外国で生産的な投資を行っており、かつ/または流動性ニーズを満たす必要のある、スペインの資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。
- Línea ICO Exportadores 2018 : このICOの信用枠は、流動性を必要とする自営業者およびスペイン企業に対して融資を行い、輸出活動による前払い金を通じて彼らを支援し、または彼らが輸出する製品の開発段階および製造にかかるコストを肩代わりする。
- LIC0国際チャネル・ファシリティ-2018 : 自営業の専門家および企業の国際化の過程を支援するために融資を行う。当該商品と、Línea ICO InternacionalおよびLínea ICO Exportadoresの間の主たる違いは、貸付が地方銀行に適用されるか、または投資プロジェクトもしくは輸出活動が行われている国に本部がある国際機関に適用されるかということである。
- これらの信用枠の合計額は、4,900百万ユーロに達する。2018年1月中、ICOおよびこれらの信用枠の申請書を提出した金融機関は、契約を作成および書名した。

当該期末（2017年12月31日）から連結財務書類承認日（2018年3月26日）までの間、前述以外に重要な事実は発生していない。

1.9 事業セグメント別情報

当グループの主な活動は、信用枠の付与および直接貸付を行うことである。したがって、該当する法律に従い、当グループの事業についてセグメント別の情報は不要とみなされる。

また、当グループはスペイン領域内外で活動を行っており、すべての事業はスペインの利益に寄与するものであると認められている。

1.10 「ICOダイレクト」貸付業務

2010年6月、ICOは「ICOダイレクト」として、機械、家具、IT製品および建物に新たに投資するため、自営業の個人、中小企業、およびスペインの非営利団体（1年を超えて活動している団体）に対して融資を行うことを目的とした新しい事業セグメントを開始した。この事業セグメントは、金融機関の仲介を通して行われるICOの通常の貸付業務を補っており、中小企業および自営業の個人向けの金

融手段を広めるよう務めている。IC0ダイレクトは、2011年および2012年に更新され、2012年6月に終了した。

IC0ダイレクトにおける取引は、バンコ・サンタンデル（BS）およびバンコ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア（BBVA）によって公的に処理および管理されていた。これらの金融機関はこの目的においてIC0に対し競争入札をしている。

IC0ダイレクトの2017年および2016年12月31日現在の経営事業体毎の資産および負債の性質別の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	2017年		2016年	
	BBVA	BS	BBVA	BS
IC0ダイレクトによる資産および負債				
その他の居住者部門に対する貸付金	6,215	5,764	13,928	18,224
不良資産	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
資産合計	6,215	5,764	13,928	18,224
雑勘定	-	-	-	-
当公庫との合同勘定	1,679	2,892	12,902	15,135
当期利益	4,536	2,872	1,026	3,089
負債合計	6,215	5,764	13,928	18,224

1.11 2011年のIC0の地方自治体向け貸付業務

2011年IC0地方自治体向け融資は、スペイン内閣により2011年7月に承認された公会計および社会的保護の安定性を高めるための勅令法の結果として開始された。その目的は、低迷する経済を踏まえ、地方自治体に提供する備品、労働およびサービスに係る徴収権を決済する主要な問題に苦しむ多くの自営専門職および小企業の問題を緩和することであった。

この信用枠は、2011年4月30日まで未払いの請求書を決済するための流動性を地方自治体に提供することを目的としていた。主として、証明書および書類の経過年数に基づき自営業の個人および中小企業に対する債務の返済を支援することを目的としていた。

IC0地方自治体向け融資は、2011年7月から2011年11月まで実施されていた。同期間中、当該融資により、スペイン全域にわたる1,029の地方、地域および島域間町議会が、38,338の自営業の個人および中小企業により2011年中に提供された備品、労働およびサービスに対する未払請求書222,975件（総額967百万ユーロ）を支払うことができた。

2011年IC0地方自治体向け融資業務の定式化および運営は、当プロジェクトに追加されたいくつかのEECCを通じて実行されている。

2011年IC0地方自治体向け融資に関連する2017年12月31日および2016年12月31日現在の経営事業体毎の資産および負債の性質別の内訳は下記の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
2011年IC0のEELL向け融資資産および負債貸借対照表		
スペイン行政に対する貸付金	-	-
不良資産	5,202	6,800
その他	-	-
資産合計	5,202	6,800

当公庫との合同勘定	5,202	6,800
当期利益	-	-
負債合計	5,202	6,800

EELLの借入に関し、この信用枠は、国家収益の割当（スペイン語表記の頭文字をとって「PTE」）により、当公庫へ保証されている。PTEの下、開始から2017年12月31日までにおける当該信用枠の残高の減少は、60.1百万ユーロ（2016年12月31日現在で58.8百万ユーロ）である。2017年12月31日までの間に、1,029の事業体のうち、合計で409の事業体がPTEを頼らなければならなくなった。2017年12月31日現在、依然として20のEELLにPTEの削減を要求しており、その残高は5.2百万ユーロであった。

注記2 適用される会計原則、方針および評価基準

当グループの2017年12月31日および2016年12月31日に終了した年度の連結財務書類の作成において用いられた会計原則、方針および評価基準は、以下の通りである。

a) 継続企業の原則

財務書類を作成するにあたり、当公庫の経営は当面継続していくと判断された。したがって、会計基準の適用は、清算の場合における、全部もしくは一部の譲渡を目的とする純資産価値を算定するためのものではない。

b) 発生主義原則

キャッシュフロー計算書に関連するものを除き、財務書類は、支払日または回収日にかかわらず、実際の物品およびサービスの発生に基づいて作成されている。

c) その他一般的な原則

財務書類は、取得原価法に基づき作成されているが、土地および建物（2004年1月1日までのものに限る。）（注記13を参照のこと。）、売却可能金融資産ならびに金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）の公正価額でなされた再評価により修正されている。

2.1 株式

2.1.1 子会社

「子会社」とは、当公庫が支配権を有する企業である。企業が投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する場合、かつ投資先に対する支配権を通じて、投資先の利益に影響を及ぼす資格を有する場合に、企業は投資先を支配していると解釈される。

子会社としてみなされるためには、以下を必要とする。

- 支配権：投資家は、関連活動（すなわち、投資先の利益に大きな影響を及ぼす活動）の管理を可能にする既存の権利を有する場合に、投資先に対する支配権を有する。
- 利益：投資家は、投資先との関与による利益が、投資先の実績によって変動する可能性がある場合に、投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する。投資家の利益は、プラスのみ、マイナスのみ、またはプラスとマイナスの両方になることがある。
- 支配権と利益のつながり：投資家は、投資先に対する支配権ならびに投資先との関与による変動利益に対するエクスポージャーおよび権利を有するだけでなく、投資先との関与による投資家の利益に影響を及ぼす支配権を行使する資格を有する場合に、投資先を支配する。

子会社の財務書類は、現行の規則に定める完全連結法を用いて当公庫の財務書類と連結される。したがって、完全連結企業間の取引から生じる重大な残高は、連結に際して除外されている。当公庫は、当グループの99%の議決権を有する、当グループの親会社としてみなされている。

さらに、第三者の持分は、以下の通りとする。

- ・当グループの資本においては、連結貸借対照表の「少数株主持分」に記載され、2017年および2016年12月31日現在の残高はない。
- ・当期連結損益においては、連結損益計算書の「少数株主持分に帰属する剰余金」に記載され、2017年および2016年12月31日現在の残高はない。

当該年度中に当グループが取得した子会社から生じる損益は、取得日から期末までの期間の金額のみを考慮して連結する。

別紙 には、これらの企業に関する情報を記載する。これらの企業の会計年度末は、すべて12月31日である。

2.1.2 関連企業

関連企業とは、当公庫とともに単一的意思決定機関を構成せず、また共同支配に服しないが、当公庫が重大な影響力を及ぼす企業をいう。通常重大な影響力とは、議決権の20%以上の直接的または間接的な持分を表す。

「関連企業」の株式は財務書類において貸借対照表の「子会社、合併企業および関連企業への投資」に減損調整後の取得原価で評価される。

関連企業とグループ企業間の取引の損益は、当グループの関連企業における持分を示す割合から除外される。上記の除外の後、関連企業による当該年度の損益により、連結財務書類の該当する株式は増減する。当該損益は、連結損益計算書の「持分法適用会社の損益」に計上される（注記27を参照のこと。）。

取得日後の関連企業の評価調整額は株式の増減として計上される。これらの変動は連結資本変動表の「その他の累積包括損益」に計上される。

別紙 には、これらの企業に関する情報を記載する。

2.2 金融商品

2.2.1 金融商品の当初の認識

金融商品は当初、当グループが該当する契約の当事者となった際に当該契約の条件に従い貸借対照表において認識される。特に、貸付および現金預金等の債務証書は、現金を受領する権利または支払う義務が発生する日現在でそれぞれ認識される。一般に金融デリバティブは契約日に計上される。

従来の契約を通じて行われる金融資産の売買は、すべての所有権に内在する利益、リスク、権利および義務が取得者に移転した日に計上される。当事者の相互義務に基づくこれらの契約は、規制または市場慣行により設定された期間内に履行されなければならない。株式市場取引または通貨先物取引等のように差額で決済することができない。購入または売却した金融資産の種類に応じて、契約日、決済日または引渡日となる。特に、外国為替現金取引市場で行われた取引は、決済日に認識され、スペインの証券市場で取引される持分証券を用いて実施される取引は、契約日に計上され、スペインの証券市場で取引される債務証書を用いて行われる取引は、決済日に計上される。

2.2.2 金融商品の譲渡および処分

金融商品の譲渡は、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益を移転させる方法を考慮して記録される。それは、以下の基準に基づいて行われる。

- リスクおよび権利が実質的に第三者に移転された場合、譲渡金融商品は、その譲渡により留保または発生した権利または義務すべてを認識した上で、貸借対照表上から除外される。なお、この譲渡に含まれるのは、無条件的売却、取得日における公正価額での売却および買戻、購入選択権もしくは深刻な資産危機状態での売却権が伴う金融資産の売却、譲与者が劣後融資を留保しない資産の証券化、または新たな所有者に対する信用補完等である。
- 譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が留保された場合、譲渡金融商品は貸借対照表上から除外されず、移転前と同様の基準に従って測定される。なおこの留保に含まれるのは、現先取引がされた金融資産の固定価格または利息付の売却額での売却、借方が同様または同等の価値の資産の返済を求められるローン契約等である。しかし、受領対価と同額に係る金融負債は認識される。その後、償却原価で評価され、認識はされないが、譲渡金融資産の収入および新たな金融負債額になる。
- 売買された購入選択権付き金融資産の売却（内部貨幣または外部貨幣での売却ではない。）、譲与者が譲渡資産の株式に対する劣後融資または信用補完をすることを想定する証券化等、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が、実質的に移転または留保されない場合には、以下の通り区別される。

- 企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保しない場合、貸借対照表上から除外され、その移転により留保または発生した権利または義務は、すべて認識される。
- 企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保する場合、起こりうる価値変動と同額のエクスポージャーが貸借対照表上で認識され続け、受領対価と同額の金融負債が認識される。損益を通じて公正価額で評価した金融負債として分類されるための条件を満たさない限り、かかる負債は、後に償却原価で評価される。この金融負債額を計算するため、金融資産が移転された企業に対する融資を構成する金融商品（資産担保証券および貸付金等）の価格は控除される。その控除額は、かかる金融商品が、とりわけ譲渡資産を融資する際の価格とまったく同額である。譲渡資産とそれに係る負債との間の純額に関して、譲渡資産が償却原価にて評価された場合は、留保された権利および義務の減価償却額になる。また、譲渡資産が公正価額で評価された場合は、留保された権利および義務の公正価額になる。

以上の通り、金融資産が貸借対照表上から除外されるのは、発生したキャッシュフローが消滅した場合または内在的なリスクおよび利益が第三者に移転した場合である。

同様に、金融負債が貸借対照表上から除外されるのは、発生した義務が消滅した場合またはこの金融負債が取消もしくは交換の意図を持って購入された場合である。

2.2.3 金融商品の公正価額および償却原価

金融資産

金融商品のある日の公正価額は、適切な知識を有する当事者間の公正な取引において、当該日に取得または売却されると見込まれる金額である。金融商品の公正価額として参照できる、最も客観的で一般的な価格は、組織的で透明性が高く信用できる市場で支払われるであろう金額（「見積価格」または「市場価格」）である。

特定の金融商品に市場価格がない場合、その公正価額は、類似の金融商品の最近の取引に基づき見積もられる。それができない場合には、評価される金融商品の特性、特に金融商品に関連する様々な種類のリスクを考慮して、国際的な会計協会が承認した評価手法を用いる。

とりわけ、組織的で透明性が高く信用できる市場で取引されている売買目的保有のデリバティブ金融商品の公正価額は、日々の市場価格と同じである。例外的な場合において、いずれかの日に価格を設定することができない場合には、組織的な市場で取引されていないデリバティブに適用されるものと同様の手法を用いて測定される。

組織的な市場で取引されていないデリバティブまたは規模が小さいもしくは透明性に欠ける組織的な市場で取引されているデリバティブの公正価額は、金融市場で認められる評価手法（「純現在価値」（NPV）、オプション価格決定モデル等）を用いて当該商品から発生する将来のキャッシュフローの合計を測定日で割り引いたもの（「現在価値」または「理論値」）と同額である。

償却原価は、金融資産または負債の取得原価を元利金の返済、また該当する場合には、金融商品の当初価格と返済価額の差異の一部（実効利率法を用いて損益計算書で認識される。）について（上方または下方に）調整した額である。金融資産の償却原価には、発生したであろう減損調整も含まれる。

実効利率は、金融商品の当初価格を残存期間中に見積キャッシュフローの全額と一致させる割引利率である。固定利付金融商品の場合、実効利率は、取得に際して決定した約定利率であり、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号の条項に従い実効利率の計算に含まなければならない手数料および取引費用の調整がなされている。変動利付金融商品の実効利率は、固定利付金融商品と同様に見積もられ、契約に定める各金利見直し日に商品の将来のキャッシュフローの変動を考慮して再計算される。

公正価額の客観的な評価が不可能なその他の企業の株式および金融デリバティブ（裏付資産のような商品を保有し、交付により決済されるもの。）は、それが適切とされれば、発生した減損損失のため、価格調整される。

金融資産価格の変動は、通常、損益計算書内の対応項目とともに計上される。それは、「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」の項目で、純額で計上され、「利息および類似収益」で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、その他に起因するものとを差異化する。

しかし、為替差額から生起しない限り、「売却可能金融資産」のポートフォリオに含まれる商品価値の変動は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」の項目に計上される。損益計算書で償却された際、貸借対照表資産内の該当箇所から除外されるまでは、「評価調整額」の項目に記載される金額は、資本純額の一部として残る。

また、「売却目的保有の非流動資産」の項目に計上されるものの価格変動は、連結資本純額の調整として「その他の累積包括損益」に計上される。

本財務書類における金融商品の公正価額での評価は、以下の公正価額レベルを用いて分類される。

-) レベル : 活発な市場における同一の商品の市場価格（調整前）により得られた適正な額
-) レベル : 活発な市場において類似の金融商品に用いられる評価手法、最近の取引において値付けされた価額もしくは予測キャッシュフロー、またはすべての重要な投入資本が直接的にまたは間接的に観察可能である市場データに基づくその他の評価手法により得られた公正価額
-) レベル : いくつかの重要な投入資本が、観察可能な市場データに基づいていない評価手法により得られた公正価額

ヘッジ対象およびヘッジ会計として指定された金融資産に関しては、その評価差額は以下の基準を考慮して計上される。

- 公正価額ヘッジに関して、ヘッジ・リスクの種類と関連して補填されたものおよび補填対象の中で生じた差異は、損益計算書で直接認識される。
- キャッシュフロー・ヘッジおよび純外国投資の非効率に関する評価差額は、損益計算書に直接計上される。
- キャッシュフロー・ヘッジに関して、補填対象の実効補填において生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」の項目に計上される。
- 純外国投資カバレッジに関して、補填対象の実効補填において生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」の項目に計上される。

最後の二つの事例に関しては、ヘッジ対象の損益が損益計算書に計上されるまで、またはヘッジ対象の満期日まで、最終的に評価差額は認識されない。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクの公正価額ヘッジに関して、ヘッジ商品を査定する際に生じた損益は、損益計算書で直接認識される。その一方で、ヘッジ対象リスクに関しては、公正価額の変動を補填する金額の損益は、マクロカバレッジによる金融資産の調整として「その他の累積包括損益」に計上される。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクのキャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ商品の価値変動の有効な部分は、予定された取引がなされるまでは、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」に計上され、その後、損益計算書に計上される。ヘッジ・デリバティブの価値変動の非有効部分は、損益計算書に直接計上される。

金融負債

前述の金融資産に関して定義されているように、金融負債は以下の場合を除いて、償却原価で計上される。

- 前述の金融資産に関して定義されているように、「売買目的保有の金融負債」、「損益を通じて公正価額で評価した金融負債」および「資本変動表における公正価額で評価した金融負債」の項目に含まれる金融負債は、公正価額で評価される。公正価額ヘッジ取引により補填される金融負債については、ヘッジ取引で補填されるヘッジ対象リスクに関連するこれら公正価額の変動が計上され、調整される。
- 裏付資産が持分証券であり、公正価額を十分な客観性をもって決定できず、当契約書の交付によって決済される金融デリバティブは、原価で評価される。

金融負債額の変動は、通常、損益計算書上で相殺されて計上される。これは、「利息および類似収益」の項目で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、他の要因（連結損益計算書の「公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益」の項目で、純額で計上されるもの。）に起因するものを差異化する。

しかし、「資本変動表における公正価額で評価した金融負債」の項目に含まれるものは、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」に計上される。損益計算書上で計上された際に、負債が貸借対照表の該当箇所から除外されるまでは、前述の金額は資本純額の一部として残る。

ヘッジ対象およびヘッジ会計差額として指定された金融負債は、前記注記に記載された金融資産に関する、上記の基準を考慮した上で計上される。

2.2.4 金融資産および金融負債の区分および測定

金融商品は当グループの貸借対照表で以下の区分に分類される。

- 中央銀行および信用機関に対する預金とは、現金残高ならびにスペイン中央銀行、その他の中央銀行およびその他の信用機関が保有する残高である。

- 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債は、取引ポートフォリオに分類される金融商品ならびに損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債により構成される。
 - ・取引ポートフォリオに含まれる金融資産とは、短期間で現金化するために取得したものとまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定される金融商品のポートフォリオの一部を構成するものである。また、当該ポートフォリオでは、ヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品は、適用ある会計規則に従いハイブリッド金融商品から分離される商品を含むものとする。
 - ・金融負債とは、取引ポートフォリオに含まれる、近い将来に買い戻すために発行したものとまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定され、もしくは共同で運用される金融商品のポートフォリオの一部を構成し、選択性でない現先取引に基づき取得した資産の売却から生じる証券のショート・ポジションおよび証券の貸付ならびにヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品（ハイブリッド金融商品から分離される商品を含む。）をいう。金融負債は資産取引に融資するために用いられるという事実自体は、この区分には含まれない。
 - ・損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債とは、以下のものをいう。
 - ハイブリッド金融資産とみなされ、公正価額で評価される取引ポートフォリオに含まれない金融資産。「公正価額で評価される保険契約」に基づく負債または公正価額の変動へのエクスポージャーを軽減する目的および効果を持つ金融デリバティブとともに運用されるもの。あるいは、金利リスクへの全体的なエクスポージャーを軽減する金融負債およびデリバティブとともに運用されるもの。
 - 企業による当初の認識でみなされた金融負債、または、一度みなされたものに関して、以下の理由により、さらなる関連情報が得られるもの。
 - ・当該情報により、資産もしくは負債の評価、または損益の認識において生じる認識または評価の不一致は、別の基準によって解消または大きく軽減される。
 - ・金融負債または金融資産および金融負債グループは管理され、その成績はリスク管理または投資情報戦略の下、公正価額に基づいて評価される。文書化されたグループの情報は、公正価額に基づいて、管理局長に対して提出される。
- 満期保有投資ポートフォリオには、当グループが十分な財務能力をもって、当初および保有を意図した日から最終満期日まで保有すると分類した固定満期の、キャッシュフローが特定され、または特定できる負債性証券で構成される。

本科目に含まれる負債性証券は当初公正価額で計上され、直接金融資産の取得に帰属する取引費用について調整され、適用ある会計規則において定義される実効利率法を用いて連結損益計算書で認識される。これらは実効利率に基づき計算する償却原価で計上される。
- 貸付および受取債権には簿外負債性証券、連結企業が行う通常の信用供与および貸付活動から生じる第三者への融資ならびに資産の買主およびサービス利用者が被る負債が含まれる。本科目には、グループ企業が貸主となるファイナンスリース取引も含む。

本科目に含まれる金融資産は当初公正価額で計上され、直接金融資産の取得に帰属する手数料および取引費用について調整され、適用ある会計規則に基づく実効利率法を用いて連結損益計算書で認識しなければならない。取得後、取得された資産は償却原価で計上される。

割引で取得された資産は、支払った価格で計上され、返済額と当該支払価格との差額は、満期までの期間に実効利率法を適用し、金融収益として認識される。

一般に、当公庫は貸付および信用供与を最終満期日まで保有する予定であるため、貸借対照表において償却原価で計上されている。

本科目に含まれる資産の未収利息は、実効利率法を用いて計算され、連結損益計算書の「利息および類似収益」において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。これらの証券の減損損失は、注記2.7に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる負債性証券は、注記2.3に記載の通り計上される。

- 売却可能金融資産は、信用供与、貸付および割引のように満期保有投資には分類されない負債性証券、または損益計算書を通じた公正価額での評価、および当グループに関連する子会社、合併企業または関連企業以外のグループ企業に保有される持分証券であり、損益計算書を通じて公正価額で評価されるものに分類されないものを含む。

本科目に含まれる金融商品は当初公正価額で測定され、満期まで直接金融資産の取得に帰属する取引費用について調整され、実効利率法を用いて連結損益計算書で認識される。ただし、金融資産の満期が固定していない場合には、減損が生じた時点で連結損益計算書に計上されるか、または連結貸借対照表で損金処理される。取得の後、本科目に含まれる金融資産は、公正価額で評価される。

上記にかかわらず、十分に客観的な方法で公正価額を決定することができない持分証券は、注記2.7に記載の通り計算された減損を控除して、財務書類に原価で計上される。

対応するものとして、未払いの利息または配当金に関連する売却可能金融資産の公正価額の変動は、連結損益計算書の「利息および類似収益」（実効利率法を用いて計算する。）および「配当金収益」にそれぞれ計上される。これらの商品の減損損失は注記2.7に記載の通り計上される。ユーロ以外の外国通貨建ての金融資産に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジでカバーされる金融資産の公正価額の変動は、注記2.3に記載の通り計上される。

対応するものとして、売却可能金融資産の取得日から金融資産が償却されるまでの間の公正価額の変動は、残高が連結損益計算書の「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益 - 売却可能金融資産」に計上される際に、売却可能金融資産を測定する際の調整として、当グループの資本の部の「その他の累積包括損益」に計上される。

- 償却原価金融負債は、上記の科目には含まれない金融負債に関連する金融商品で構成される。

本科目に含まれる金融負債は、当初公正価額で評価され、直接金融負債の発行に帰属する取引費用について調整され、実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後金融負債は、実効利率法を適用して計算される償却原価で測定される。

実効利率法を用いて計算されるこれらの資産について発生する利息は、連結損益計算書の「利息および類似収益」において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる金融負債は、注記2.3に記載の通り計上される。

上記にかかわらず、売却可能非流動資産に分類されるべき金融商品は、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号規則第34条に基づき注記2.16に記載の通り連結財務書類に計上される。

金融商品ポートフォリオ間での再分類は、もっぱら以下の想定に基づいて行われる。

- a) 下記d)に記載される例外的な状況が生じた場合を除いて、一度取得、発行または承継された金融商品は、「損益を通じて公正価額で評価した」の区分へまたはかかる区分から再分類はされない。
- b) 意図的にまたは財政能力の変化により、金融資産が「満期保有投資ポートフォリオ」の項目への分類から外れた場合、「売却可能金融資産」の区分へ再分類される。この場合、この再分類が、適用法が許可する状況（償還期限が迫った売却、ほぼすべての主要金融資産または当グループが予期し難く、一度限りの出来事に起因する売却）に含まれない限り、「満期保有投資ポートフォリオ」に分類されたすべての金融商品と同様の処理が施される。
- c) 我々が金融資産または金融負債に、信頼できる評価を与える場合、この金融資産または金融負債は公正価額で評価され、簿価との差額はポートフォリオの種類にある要件に従って維持される。なお、この場合の信頼できる評価は、以前は不可能であり、公正価額での評価が必須なもの（市場価格のない持分証券および裏付資産によるデリバティブ等）である。
- d) 当公庫の意図もしくは財政能力の変化の結果として、または2年間の罰則（満期保有投資ポートフォリオに分類される金融資産の売却の際に適用される規制が課す。）の後、「売却可能金融資産」の区分に含まれる特定の金融資産（負債性金融商品）は、「満期保有投資ポートフォリオ」に再分類される。譲渡日における金融商品の公正価額は、新たな償却原価になり、この価格と償還価格との差額は、連結損益計算書に計上される。この際、商品の残りの期日に対しては、実効利率法を用いる。
- e) 2008年以降、売却目的または短期買戻としての保持がなされなくなったデリバティブ金融商品ではない金融資産は、取引ポートフォリオの外へ分類される可能性がある。それは、以下の状況の内、いずれかが生じた場合である。
 - 資産が貸付および受取債権の区分に含まれない限りにおける、例外的な状況。かかる例外的状況とは、近い将来に再発生するとは考えられ難い、特異な出来事から生じるものをいう。
 - 当公庫が、近い将来または満期まで金融資産を維持する意図または財政能力を有する場合。この場合、その当初の認識は、投資控除の定義と一致する。

上記の状況では、結果を逆にせずに、資産の再分類は公正価額で行われる。そして、この価値がそれ自体の価格および償却原価とみなされる。この金融資産の再分類は、再度、取引ポートフォリオに再分類することはできない。

2017年および2016年を通じて、本項目に記載される再分類はなされなかった。

2.3 金融デリバティブ

金融デリバティブとは損益を提供する商品であり、特定の状況下では、取引および残高に関連する信用リスクおよび/または市場リスクの総額または一部の補償を認める。その方法としては、金利および特定の利率、個別の証券価格、為替レート・クロスカレンシーまたは同様のその他基準を裏付資産として利用する。当公庫は、組織的な市場または組織的な市場に対応する相対市場（店頭）の両方で取引される金融デリバティブを用いる。

当グループは、中でもとりわけ、金利リスク、為替レートおよび市場レートへのエクスポージャーを軽減するための戦略の一環として金融デリバティブを利用する。これらの取引が2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号規則第31条および第32条の特定要件を満たす場合には、かかる取引は「補填」とみなされる。

当グループがある取引をヘッジとみなす場合には、ヘッジに含まれる取引または商品の開始時からそのようにみなし、ヘッジは適切に文書化される。これらのヘッジ取引を文書化する際には、ヘッジされる商品またはヘッジを行う商品、ヘッジしようとするリスクの性質および当グループが補填しようとするリスクを考慮の上、有効期間中のヘッジの有効性を測定するための条件または手法を特定する。

当グループは、ヘッジ条件の下でのみ極めて効果的なヘッジ取引を考慮する。ヘッジは、予定の期間中にヘッジで補填されたリスクに帰属する公正価額またはキャッシュフローの変動がそれぞれ、ヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で完全に相殺された場合に極めて効果的であるとみなされる。

前記のようなヘッジの有効性を測定するために、当グループは、所定のヘッジ期間の開始日から終了日までに、ヘッジ対象のリスクに帰属するヘッジ項目の公正価額またはキャッシュフローのいずれかに関連ある方の変動がヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で将来的にほぼ完全に相殺されると見込まれるかどうか、および遡及的にヘッジの結果がヘッジ対象の数値結果の80%から125%の測定範囲で変動するかどうかを分析する。

当グループが行うヘッジ取引は以下の科目に分類される。

- 公正価額ヘッジは、連結損益計算書に影響を及ぼす金融資産および金融負債もしくは約定額または特定のリスクに関連するこれらの一部の公正価額の変動に関するリスクを補填する。
- キャッシュフロー・ヘッジは、特定のリスクに関連して、損益計算書に影響を及ぼす金融資産もしくは負債または将来当公庫が行う可能性の非常に高い取引から生じるキャッシュフローの変動を補填する。

測定値の差異は、ヘッジ項目および会計ヘッジとしてみなされた金融商品について特に言及される場合、以下の条件に従って計上される。

- 公正価額ヘッジについては、ヘッジされるリスクの種類に応じて、ヘッジとヘッジ項目双方の公正価額の差異が直接損益計算書で認識される。
- キャッシュフロー・ヘッジについては、ヘッジの有効な部分について生じる測定値の差異は、一時的にキャッシュフロー・ヘッジの評価における調整として「その他の累積包括損益」に計上される。この種類のヘッジが行われた金融商品は、注記2.2に記載される条件に従い、当該ヘッジとみなされたことによる調整を行うことなく計上される。

最後の場合には、測定値の差異は、ヘッジ項目の損益が損益計算書に計上されるまで、または満期まで、結果として認識されない。

キャッシュフロー・ヘッジの有効でない部分に関する測定値の差異は、連結損益計算書の「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」において直接認識される。

当グループは、ヘッジ商品が満了もしくは売却された場合、ヘッジがヘッジ会計の基準を満たさなくなった場合、または取引がヘッジと分類されなくなった場合にヘッジ会計を中止する。

上記の通り公正価額ヘッジ会計が中止され、ヘッジ項目が償却原価で計上される場合には、ヘッジ会計のために行われた評価額調整は、中止日に再計算された実効利率を適用してヘッジ項目の満期日まで損益計算書において認識される。

キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止されなければならない場合には、キャッシュフロー・ヘッジの評価における調整として、貸借対照表の「その他の累積包括損益」におけるヘッジからの累積損益は、予定されたヘッジ取引が行われるまでこの科目に計上され、実行された時点で損益計算書に移転される。また、キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止されなければならない場合で、ヘッジ要素が、金融資産または負債を計上することが予定された取引である場合には、計上される資産または負債の取得原価は調整される。予定された取引が行われないと予測される場合には、当該取引に関連するキャッシュフロー・ヘッジの評価における調整として「その他の累積包括損益」の記載は直ちに損益計算書において認識される。

2.4 外貨建取引及び機能通貨

IC0の機能通貨はユーロである。このため、すべてのユーロ以外の表示の残高および取引は、外貨建てとみなされる。

以下は、2017年および2016年12月31日現在、当グループの親会社であるIC0が保有する外貨建資産および負債を示したものである（単位：千ユーロ）。

	2017年		2016年	
	資産	負債	資産	負債
英ポンド	205,384	-	152,234	365,838
米ドル	1,012,169	6,133,819	1,321,730	4,492,468
スイス・フラン	66	462,475	98	577,016
日本円(百万)	851	192,578	986	491,231
その他の通貨(ユーロ)	203,325	663,300	182,288	350,924
	1,421,795	7,452,172	1,657,336	6,277,477

以下は、2017年および2016年12月31日現在、当公庫が記録した、種類別の外貨建資産および負債に相当するユーロを示したものである。

(単位：千ユーロ)

	2017年		2016年	
	資産	負債	資産	負債
金融機関への貸付	341,976	-	501,443	-
顧客への貸付	1,078,164	-	1,155,893	-
その他の金融資産	1,655	-	-	-
金融機関への預金	-	772,813	-	665,457
負債性証券の発行	-	6,677,695	-	5,612,020
その他の金融負債	-	1,664	-	-
	1,421,795	7,452,172	1,657,336	6,277,477

当初認識される際には、外貨建ての借方と貸方の残高は、認識日の直物為替レート（即時払い用の為替レート）にて、機能通貨に換算される。当初の認識後は、外貨建ての残高を機能通貨に換算する場合には以下の規則が適用される。

- ）貨幣性資産および負債は、年度末の為替レート（財務書類に記載される日付現在の平均直物為替レート）にて換算される。
- ）取得原価で評価される非貨幣性項目は、取得日の為替レートで換算される。
- ）公正価額で評価される非貨幣性項目は、公正価額が決定される日の為替レートで換算される。
- ）収益および費用は、取引日の為替レートを適用して換算される。しかしながら、著しい変動がない限りは、期間の平均為替レートが当該期間中に実施されたすべての取引について適用される。減価償却費は当該資産に適用される為替レートで換算される。

外貨建ての借方と貸方の残高の換算により生じる為替損益は、通常損益計算書に計上される。しかしながら、公正価額で評価される非貨幣性項目について生じる為替損益の場合は、公正価額の調整が「その他の累積包括損益」に計上され、非貨幣性項目の再評価に関する為替レートの要素が分類される。

当グループが事業を行う主要外貨建ての残高を換算する際に使用するものは、2017年および2016年12月31日に欧州中央銀行が発表した市場レートである。

外貨建ての受取債権および支払債務の換算により生じる為替差損益の純額は、2017年12月31日現在、24,553千ユーロの利益（2016年12月31日現在は2,839千ユーロの利益）にまで上った。

2.5 収益および費用の認識

以下の要約は、収益と費用を認識する際に当グループが採用する最も重要な基準である。

2.5.1 受取利息、支払利息、配当金および類似項目

通常、受取利息および支払利息ならびにその類似項目は、会計の目的上、発生主義に基づき適用ある会計規則において定義される実効利率法を用いて認識される。他社より受領する配当金は、当公庫が配当金を受領する権利が発生した時点で、当公庫の損益計算書において認識される。

2.5.2 手数料、報酬および類似項目

事業の実効利率の計算に含まれるべきでない、または金融資産もしくは負債の取得原価を構成しない手数料に関する収益および費用ならびに類似の報酬は、損益を通じて公正価額で評価したものを除き、その性質に基づく様々な基準を用いて損益計算書で認識される。最も重要な項目は以下の通りである。

- 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債に関連する金額は、支払日に損益計算書において認識される。
- 長期取引または役務から生じる金額は、当該取引または役務の期間中に損益計算書において認識される。
- 一度限りの事象に関連する金額は、当該事象が発生した際に損益計算書において認識される。

2.5.3 金融外収益および費用

これらの金額は、発生主義に基づき認識される。

2.5.4 繰延回収および繰延支払

繰延回収および繰延支払は、市場レートで将来キャッシュフローを割り引いて算定した金額で認識される。

2.6 残高の相殺

取引により生じる借方および貸方の残高は、契約上または法律上、相殺が可能であり、会社に存在し、純額で決済されるものまたは現金化と同時に支払われるものに限りに、相殺され、貸借対照表に純額で表示される。

[前へ](#) [次へ](#)

2.7 金融資産の減損

金融資産の簿価は、減損損失が生じたという客観的証拠がある場合には、一般に損益計算書について調整される。

- 貸付および負債性証券等の債務証券については、当初の認識後、将来のキャッシュフローに悪影響を及ぼす事象または様々な事象の複合的な効果が生じる場合
- 持分証券については、当初の認識後、ある事象または様々な事象の複合的な効果により簿価を回収できない場合

原則として、減損金融証券の価額修正は、当該減損が生じた期間の損益計算書に計上され、以前に計上された減損損失の回収（もしあれば）は、損失が解消または軽減された期間の損益計算書において認識される。減損について認識された金額の回収が不可能であると考えられる場合、かかる金額は、貸借対照表上から削除される。しかし、制限期間の満了、消却その他の原因により当公庫の請求権が消滅するまで、当公庫は、かかる金額の回収のために必要な措置を講じることはできる。

債務証券および偶発リスクポートフォリオは、その所有者、保証または仲介にかかわらず、企業が晒される信用リスクを決定し、価額の減損の補償要件を見積もるために分析される。財務書類の作成のため、当公庫は、その起こりうる顧客および国の支払不能リスクを別々に分析することにより信用リスクの観点から運用を分類する。

債務証券の将来キャッシュフロー見積額は、当事業体が証券有効期間中に受領すると考えている元本および利息である全額である。財務書類作成の時点で利用可能な関連情報のすべてが、この見積りの際に考慮される。当該関連情報は、契約上のキャッシュフローの将来の回収の可能性についてのデータを提供するものである。また、証券の将来のキャッシュフローを含み証券を見積もる際、保証の可能性にかかわらず、その取得およびその後の売却の費用の額を差引いて、その実現の結果となるキャッシュフローが考慮される。

見積将来キャッシュフローの額の現在価値の計算において、契約上の利率が固定金利の場合、証券の当初の実効金利が更新利率として使用され、変動金利の場合、契約の財務条件に応じて決定される財務書類が関係する日付の実効金利が使用される。

償却原価で評価する債務証券については、減損損失額は、簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値とのマイナス差額に等しく、見積将来キャッシュフローの現在価値は、固定金利の場合には当初の実効金利、変動金利の場合には契約条件に従い計算される財務書類日現在の実効金利を用いて計算される。上場債務証券の場合には、当グループが回収する価額を表すものと十分に信頼できることを条件として時価が用いられる。

減損が生じたという客観的な証拠は、すべての重要な債務証券については個別に、個別に重要ではない債務証券のグループについては個別にまたは集散的に決定される。特定の証券を類似のリスクを有する資産グループに含めることができない場合には、減損が生じているかどうか個別に分析され、生じている場合には減損損失額を見積もる。

金融資産のグループについては以下の通り集約的に見積減損損失額が評価される。

- 債務証券は、契約条件に従い債務者が全額（元本および利息）を支払う能力を示す類似の信用リスクの特徴を有するグループに分類される。資産をグループ化する際に考慮する信用リスクの特徴は、例えば証券の種類、債務者の業種、営業地域、保証の種類、支払遅延日数等将来キャッシュフローの見積りに関連するものである。
- 債務証券の各グループの将来キャッシュフローは、過去のデータを現在の市況に当てはめるための調整を施した上で、当公庫について類似の信用リスクを有する証券の過去の損失の実績に基づき見積もられる。
- 各グループの減損損失は、グループ全体の債務証券の簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値との差異である。

損益計算書の変動を通じて公正価額で評価されない債務証券、偶発リスクおよび約定額は、顧客または取引に帰属する支払不能リスクに基づき、適用基準（2004年スペイン中央銀行通達第4号）に定められる科目に分類される。標準リスクに分類されない債務証券については、支払遅延日数、提供された保証、顧客の財務状況および適切な場合には保証人を考慮して、上記通達に定める基準に基づき必要とされる特定の減損ヘッジについて見積りが行われる。

同様に、これらの金融商品は、カントリー・リスクから派生する信用リスク（通常の商業リスク以外の状況により顧客が居住する国に関連するリスクであるとする。）を決定するために評価される。

上記の特定の減損ヘッジに加え、当グループは、連結損益計算書を通じて公正価額で評価しない債務証券に内在する損失およびグループ・ヘッジを通じて標準リスクとして分類される偶発リスクに対するヘッジを行う。当該グループ・ヘッジは、特定の取引に割り当てられていない統計手法を用いて計算される、減損実績および財務書類日現在に発生した内在する損失に関連する評価時点におけるその他のよくある状況に基づき計算される。

当公庫は、スペイン中央銀行が業界における経験および情報に基づき設定したパラメーターを使用し、債務証券に内在する減損損失および標準リスクとして分類される偶発リスクを補填するための手法および金額を決定しており、当該パラメーターは、データに応じて定期的に変更される。減損損失の補填を決定する手法は、適用される会計規則で定められる一定の割合に基づいており、これは当該規則で定められる金融商品のリスクの分類に応じて異なる。

基本的に、債務証券の減損は、スペイン中央銀行がそのスペイン市場における経験に基づいて提示したモデルに従い、業務が属するリスクセグメントおよび満期日経過期間に基づき、下記の割合を効果的な担保により回収される額でカバーされない未払いリスクに適用することで計算される。

	90日超～ 6ヶ月	6ヶ月超～ 9ヶ月	9ヶ月超～ 12ヶ月	12ヶ月超～ 15ヶ月	15ヶ月超～ 18ヶ月	18ヶ月超～ 21ヶ月	21ヶ月超
非金融機関および個人起業家							
特別融資							
建設および不動産開発	40	55	70	80	85	95	100
建設土木工事	45	60	70	80	85	95	100
その他の特別融資	20	30	30	55	80	85	100
非特別融資							
大企業	30	70	80	90	95	100	100
中小企業	40	55	65	75	80	90	100
個人起業家	25	40	55	70	80	90	100
住居							
住宅購入							
未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証）	20	30	40	55	65	80	100
未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証）	20	30	40	55	65	80	100
別宅	20	30	40	55	65	80	100
消費者信用（クレジットカード負債を含む。）	60	70	85	90	95	100	100
その他	60	70	85	90	95	100	100

標準リスクとして分類される業務に対する一般的な引当金は、警戒リストにおける標準リスクに対して計算されたものとは異なる。どちらも下記の割合を効果的な保証でカバーされない未払いエクスポージャーに適用することで計算される。

	標準リスク	警戒リストにおけるリスク
非金融機関および個人起業家		
特別融資		
建設および不動産開発	1.7	16.3
建設土木工事	1.7	19.0
その他の特別融資	0.4	2.6
非特別融資		
大企業	0.2	2.3
中小企業	1.0	7.7
個人起業家	1.2	10.1
住居		
住宅購入		
未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証）	0.4	3.7
未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証）	0.4	3.7
別宅	0.4	3.7
消費者信用	2.4	18.6
そのうち：クレジットカード負債	1.4	10.5
その他	2.4	18.6

ヘッジを計算するための効果的な担保の見積りには、以下の該当担保の基準値における推定割引が適用される。

実物保証の種類	基準値における割引率（%）
抵当保証（第一順位）	
建造物および完成建造物構成要素	
住宅	30
オフィス、公共施設、倉庫	40
その他	55
注文された都市部における土地および開発可能用地	60
その他の不動産	50
金融機関の提示された担保	
貨幣預金	0
その他の市場性のある金融機関	10
その他の市場性のない金融機関	20
その他の実物保証（例：二番抵当、動産）	50

該当する補償の評価を目的とした負債の支払において差し押さえたまたは受領した不動産資産については、当該資産の基準値につき以下の割引が適用される。

差押物件の種類	基準値における割引率(%)
建造物および完成建造物構成要素	
住宅	25
オフィス、公共施設、倉庫	35
その他	35
注文された都市部における土地および開発可能用地	40
その他の不動産	35

個別に有効なすべての債務証券および過去3ヶ月間に生じた価格の下落により計算された集合的な減損損失に関し、契約条件に基づく未収利息は、損益計算書において認識されない。

売却可能金融資産に含まれる負債性証券および持分証券の減損損失額は、その取得原価（元本返済額調整後）と公正価額の差額から、すでに損益計算書で認識された減損損失を控除した額に等しい。

公正価額の減少が減損によるものであるという客観的証拠がある場合には、純資本額の調整としての「その他の累積包括損益」に直接認識された潜在的損失は、直ちに損益計算書に計上される。減損損失の全部または一部が後に回収される場合、かかる回収額は、負債性証券の場合には回収期間の損益計算書、持分証券の場合には純資本額の調整としての「その他の累積包括損益」において認識される。

売却目的保有の非流動資産として分類される負債性証券および持分証券については、資本に計上された損失は、実現したものとみなされ、分類が行われた日に損益計算書で認識される。

関連企業、合併企業および子会社における株式については、当公庫は、回収可能額と簿価を比較して減損損失を見積もる。減損損失は、減損損失が生じた年度の損益計算書に計上され、その後の回収は、回収期間の損益計算書に計上される。

減損等として計上される金額は、回収が不可能であると考えられる場合、貸借対照表から削除されるが、当公庫は、終了、取消またはその他の理由によりかかる権利が恒久的に抹消されない限り、回収を試みるのに必要な行動をとることが可能である。

2.8 財務保証および関連引当金

財務保証契約とは、法律上の種類（とりわけ保証、財務保証保険契約、または信用デリバティブ）を問わず、債務者が債務証書の当初のまたは修正された条件に基づく特定の支払義務の履行をしない場合に、債権者が被った損失を返済するために特定の支払を行うことを発行者に要求する契約をいう。

財務保証契約の発行者は、保険会社により発行された契約を除き、当該契約につき、公正価額に取引費用（その発行に直接起因する。）を加えた額を「その他の金融負債」の項目に計上した。

当初は、相互独立条件における単独取引の範囲内で関係のない第三者に発行された財務保証契約の公正価額は、受領されたプレミアムに受領されるキャッシュフローの現在価値を足した額であり、類似の条件およびリスクで企業が発行した金融資産と類似の金利を使用する。同時に、上記の金利で受領される将来キャッシュフローの現在価値は受取債権として認識される。

当初の認識後、契約は以下の基準に従い扱われる。

- ）受領する財務保証の手数料またはボーナス価額は、損益計算書に差異を金融収益として計上することにより更新される。
- ）不良と認められていない財務保証契約の価額は、保証の予定有効期間にわたり定額法で、またはその他の基準により損益計算書に計上される部分を差引いた当初の認識額である。ただし、これがより正確に保証の認識による経済リスクと利益を反映することを条件とする。

財務保証契約を不良と分類することは、「偶発債務および不確定約定額の引当金」の項目に含まれる関連するヘッジを意味する。

2.9 リース会計

2.9.1 ファイナンスリース

ファイナンスリースとは、リース対象資産が有する実質的にすべてのリスクおよび報酬を借主に転嫁するものをいう。

当公庫がファイナンスリース取引においてある資産の貸主として行為する場合には、借主が受領する金額の現在価値と保証された残余価値の合計（通常はリースが終了する際の買取オプション価格）は第三者に対して提供された融資として計上される。そのため、借主の性質に応じて貸借対照表において、「貸付および受取債権」として計上される。

当グループがファイナンスリース取引において借主として行為する場合には、リース対象資産の費用は当該資産の性質に応じて貸借対照表に計上され、同額の負債が計上され、その金額はリース対象資産の公正価額および貸主に対して支払われる金額の現在価値と適切な場合には買取オプション行使価格の合計のいずれか少ない方となる。これらの資産は、当グループの自己使用目的の有形固定資産に適用されるもの（注記2.12を参照のこと。）と同率で減価償却される。

いずれの場合においても、ファイナンスリースにおける金融収益および金融費用はそれぞれ、期間差異を見積もるためにリースについて実効利率法を適用して、適切な基準に基づき計算され、損益計算書の「利息および類似収益」および「利息および類似費用」に計上される。

2.9.2 オペレーティングリース

オペレーティングリースにおいて、リース対象資産の所有権ならびに実質的にすべての所有権に係るリスクおよび報酬は貸主が保有する。

当公庫がオペレーティングリース取引において貸主として行為する場合には、リース対象資産の取得原価は、当該資産の性質に応じて、「不動産投資」の「有形資産」または「オペレーティングリースにより譲渡されたその他の資産」に計上される。これらの資産は、類似の自己使用目的の有形固定資産について採用された方針に基づき減価償却される。リース契約の収益は、定額法で損益計算書の「その他の営業収益」において認識される。

当公庫がオペレーティングリースにおける借主として行為する場合には、リースの費用（貸主により付与される奨励金を含む。）は定額法で損益計算書の「その他の一般管理費」に計上される。

2.10 人件費

2.10.1 短期報酬

従業員への短期報酬とは、従業員が役務を提供した年度末後12ヶ月以内に行われる支払をいう。報酬は一般に、当期の人件費として、受領し、記録した役務について支払われる金額で、調整を行わずに測定され、負債の見越勘定が費用の合計とすでに支払われた金額との差異について計上される。

2.10.2 退職後約定金

当公庫が従業員と締結した年金契約は、有効な団体賃金協約に反映されており、確定拠出契約に相当する。

当グループの従業員は、政府が提供し、2002年11月29日勅令第1号により承認された年金制度および基金規制法および2004年2月20日勅令第304号により承認された同規則の規制を受ける共同従業員年金制度に加入しており、同制度は、ヘスティオン・デ・プレビシオン・イ・ペンシオネス・エンティダ・ヘストラ・デ・フォンドス・デ・ペンシオネスが運用し、BBVAに預託されるBBVAエンブレオ年金基金に含まれる。

確定拠出契約として、当公庫は、キャリア公務員または暫定政府職員、契約社員、臨時社員または上級管理職であるかにかかわらず、毎年5月1日現在勤続年数が2年を超える従業員のために年次拠出を行う。年次拠出額を計算する際に以下のパラメーターが考慮される。

- ・従業員が帰属する専門集団
- ・勤続年数（契約にかかわらず、従業員が政府に勤務した3年間の数とする。）

拠出金額は、毎年一般国家予算で承認された金額である。2017年12月31日現在、当年度において「人件費」として計上された費用はなく、2016年12月31日現在の過年度においてもなかった。

2.10.3 死亡障害給付金および退職金

退職前に当公庫が従業員と締結した退職金および死亡障害給付金についての契約およびその他類似の項目は、財務書類日現在の法定債務および潜在的債務の現在価値を計算し、保険数理上の損失から保険数理上の利益を差し引いたもの、認識されていない過去の役務費用および約定額を保障する資産（保険契約を含む。）の公正価額を控除して見積もられる。過去の役務費用および保険数理上の利益または損失の全額は直ちに認識される。

2017年12月31日現在、退職後給付のための引当金423千ユーロ（2016年12月31日現在は365千ユーロ）が計上されている。

2.10.4 退職手当

退職手当は、当公庫が従業員または従業員グループを通常の退職日前に確実に解雇する場合、または従業員の希望退職の奨励金として報酬を支払う場合に限り、連結損益計算書の「人件費」および貸借対照表の「引当金」において「年金および年金類似債務引当金」に計上される。

2017年および2016年12月31日現在、当グループはこの項目について引当金を計上しておらず、当該割当を要する制度または契約も存在しない。

2.11 法人税

法人税は、費用とみなされ、一般に損益計算書の「継続事業法人税」の項目に計上される。

当期法人税費用は、当該年度の課税所得について支払うべき金額として計算され、当該年度の一時差異から生じる資産および負債の残高の変動、税額控除および欠損金繰越について調整される（注記23を参照のこと。）。

当グループは、資産または負債の簿価と課税標準額に差異がある場合には、一時差異があるとみなす。税務上資産または負債に帰属する金額は課税標準とみなされる。課税対象一時差異とは、当グループが将来政府に対する支払債務を負うことである。控除可能一時差異とは、当グループに対して償還権が生じ、または将来政府に支払うべき金額が減少することをいう。

税額控除および欠損金繰越とは、活動が完了し、または結果が得られたとしても、税制に定める条件が満たされるまで税務上確定申告には適用されない金額をいい、当公庫は、将来適用する可能性がある。

当期税金資産および負債とは、税金が認識された日から12ヶ月以内に当グループが該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。繰延税金資産および負債とは、将来当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。

繰延税金負債は、すべての課税対象一時差異について認識される。上記にかかわらず、営業権の認識に基づく繰延税金負債は計上されない。

当公庫は、以下の条件を満たす場合に、控除可能一時差異、税額控除または欠損金繰越から生じる繰延税金資産のみを認識する。

- 繰延税金資産は、当公庫が相殺するに十分な将来の課税所得が生じるとみなす場合に限り認識される。
- 欠損金から生じる繰延税金資産の場合には、今後繰り返して生じる可能性が低い理由により生じたものとする。

資産が当初認識される場合、企業結合から発生しない場合、かつ認識時に、帳簿または課税所得に影響を及ぼさない場合には、繰延税金資産または負債は認識されない。

各決算時に、繰延税金資産および負債は有効であることを確認するために見直され、評価の結果に基づき調整される。

2.12 有形固定資産

2.12.1 自己使用目的の有形固定資産

自己使用目的の有形固定資産には、当公庫が管理目的で現在または将来の自己使用のためまたは資産の製造または供給のために保有する資産で、1会計年度を超えて使用する予定のファイナンスリースに基づき所有または取得した資産が含まれる。とりわけ、この科目には当グループが第三者に対する債権を表章する金融資産の全部または一部の決済として受領する有形固定資産で、内部での継続的な使用が見込まれるものが含まれる。

自己使用目的の有形固定資産は、貸借対照表に取得原価で計上され、取得原価は、支払われた対価の公正価額に支払済みまたは支払予定の金銭を加え、累積減価償却費および（必要に応じて）各項目の正味価格と対応する回収可能価格とを比較して決定される見積減損損失額を差引いた金額となる。

上記の目的において、当グループの自己使用目的の有形固定資産の一部を構成する担保実行資産の取得原価は、担保実行と引き換えの金融資産の正味価格に類似している。

減価償却費は、定額法で、取得原価から残余価値を差引いて計算される。建物その他建造物が建っている土地は、期間無制限であるため、減価償却されない。

有形固定資産の減価償却費は損益計算書の「減価償却費 - 有形固定資産」に計上され、該当資産の推定耐用平均年数に基づき計算される以下の減価償却率に相当する。

	年率
建造物	2%
備品	4%から15%
器具および事務機器	10%
コンピューター機器	25%
輸送機器	16%

各決算期において、当グループは、内部または外部で有形固定資産の正味価値が回収可能価格を超える兆候があるか否かを判断する。兆候がある場合には、該当資産の簿価は回収可能価格に減額され、将来の減価償却費用は、新たな見積りを要する場合には調整後の簿価および新たな残余耐用年数に比例的に調整される。自己使用目的の有形固定資産の簿価の減額は、必要に応じて損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」に計上される。

同様に、有形固定資産の減損が回収されたことを示す場合には、当公庫は、過年度に計上された減損損失の解消を損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」において認識し、将来の減価償却費を調整する。いかなる場合においても、資産に関連する減損損失の解消は、過年度に減損損失が認識されなかった場合に得たはずの簿価を上回らない。

また、自己使用目的の有形固定資産の推定耐用年数は、少なくとも年に一度大幅な変動がないか見直される。変動がある場合には、新たな推定耐用年数に基づき将来損益計算書に計上する減価償却費を訂正することで調整される。

自己使用目的の有形固定資産に関する維持管理費用は、かかる費用が発生した年度の損益計算書の「その他の一般管理費」に計上される。自己使用目的の有形固定資産のための資金調達により発生した金融費用は、発生時に損益計算書に計上され、当該費用は取得原価に含まれない。

2.12.2 不動産投資

貸借対照表の「不動産投資」においては、賃貸用または将来の時価の上昇により売却益を得るために保有している土地、建物その他建造物の正味価値を認識する。

不動産投資の取得原価の認識について減価償却、それぞれの耐用年数の見積りおよび減損損失の記録に適用される基準は、自己使用目的の有形固定資産に関するものと一致する（注記2.12.1を参照のこと。）。

2.13 無形資産

無形資産とは、物理的に存在せず、取引の結果生じ、または当公庫が内部で開発した特定可能な非貨幣性資産をいう。客観的に合理的な原価を見積もることができ、当公庫が将来財務的利益をもたらすとみなす無形資産のみが会計上認識される。

営業権以外の無形資産は、取得原価または生産原価から累積減価償却費および減損損失を調整した額で貸借対照表において認識される。

無形資産は、あらゆる要素について評価し、当公庫に対して純キャッシュフローを生じる期間に予測可能な期限がない場合には、無期限の耐用年数を有するものとし、その他のあらゆる場合には期限付耐用年数を有するものとする。

各決算期に、当グループは、無期限の継続を確認するために、それぞれの残存耐用年数を見直す。無期限の耐用年数を有する無形資産は償却されない。これ以外の場合には必要な措置を取る。

期限付耐用年数を有する無形資産は、有形固定資産に適用されるものと類似のいくつかの基準を用いて償却される。これらの無形資産についての年次減価償却費は損益計算書の「減価償却費 - 無形資産」に計上される。

耐用年数の期限の有無にかかわらず、当グループは、無形資産の減損を認識し、対応するものとして、連結損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」にそれらを計上する。これらの資産に対する減損損失および適切な場合には過年度に認識された減損損失の解消の認識に適用される手法は有形固定資産に適用されるものと同様である（注記2.12.1を参照のこと。）。

2.14 引当金および偶発債務

財務書類を作成するにあたり、当グループは、引当金と偶発債務を以下の通りに区別した。

- 引当金とは、事業体に対して金融損失が生じる過去の事象から派生した貸借対照表日現在有効な債務を対象とする貸方残高である。かかる損失が発生する可能性は高く、種類を特定できるが、その金額または決済日を決定することはできない。
- 偶発債務とは、過去の事象の結果として生じる可能性がある債務のうち、当グループの支配を超える一つまたは複数の将来の事象を条件として存在するものである。

当グループの財務書類には発生のある可能性がある債務に対するすべての重要な引当金が含まれる。偶発債務は、財務書類において認識されないが、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号の要件に基づき情報が開示される（注記19を参照のこと。）。

引当金は、当該事象の状況に関して入手可能な最善の情報を用いて数量化され、年度末に再度見積もられる。当該引当金は、当初認識した特定の債務を充足するために使用されるが、当該債務が消滅または減少した場合には、全部または一部が繰り入れられる。

2017年および2016年末、当公庫に対して、通常の業務から生じる法的手続きおよび請求が多数提起された。当公庫の法律顧問および取締役は、これらの手続きおよび請求の終了により、これらが終了する年度の財務書類に必要に応じて開示されるもの以外に重大な影響を及ぼさないと理解している。

前期の基準に従い必要とみなされる引当金は、損益計算書の「引当金経費または引当金の戻入」に計上される。

2.15 キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書において用いられる用語は、以下の意味を有する。

- キャッシュフローとは、現金および現金同等物の流入および流出をいい、流動性が高く、価値の変動リスクが低い短期投資をいう。
- 営業活動とは、一般的な金融機関の活動および投資または財務活動に分類されないその他の活動をいう。
- 投資活動とは、非流動資産ならびに現金および現金同等物に含まれないその他の投資の取得、売却またはその他の手段による処分をいう。
- 財務活動とは、持分および負債の規模および構成を変更する活動のうち、営業活動を構成しないものをいう。

2.16 売却目的保有の非流動資産および売却目的保有の非流動資産に関連する負債

貸借対照表の「売却目的保有の非流動資産」には、現状で財務書類日から1年以内に売却される可能性が高い個別の項目の簿価が計上される。

例外的に、1年を超える期間にわたって売却されることが予想される場合には、当グループは、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」の項目における時間的価値の変動を加味し、最新の売却価格を算定する。

その結果、金融資産または金融外資産であるこれらの項目の簿価は、継続的な使用ではなく売却価格を通じて回収される。

特に、債務者の当公庫に対する支払義務の全部または一部の決済のために当グループが受領した不動産その他の非流動資産は、当グループがこれらの資産を継続して使用することを決定しない限りは、売却目的保有の非流動資産とみなされる。

対称的に、「売却目的保有の非流動資産に関連する負債」は、グループに関連するまたは当公庫の業務の障害に関する貸方残高を含む。

売却目的保有の非流動資産は、一般に認識時の簿価と見積売却費用を調整した公正価額のいずれか低い方で測定される。種類に応じて減価償却される有形固定資産および無形資産は、本科目に含まれる間は減価償却されない。

資産の簿価が売却費用を調整した公正価額を上回る場合には、当公庫は、資産の簿価を超過額分調整し、対応するものとして、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。資産の公正価額がその後増加する場合には、当グループは、すでに計上した損失を取り消し、減損前の価格を上限として簿価を増額し、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。

売却目的保有の資産の売却の結果については、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に示されている。

ただし、中断されている事業の一部である、金融資産、従業員給与からの資産、繰延税金資産および保険契約のための資産は、前段落に従うのではなく、この概念に適用される注記2の上記の段落に説明のある原則および規則に従って評価される。

注記3 顧客支援サービス

2004年7月24日、EC0734法令が制定された。これは顧客支援サービス業務に関連するもので、顧客支援サービスならびに銀行サービスおよび金融機関の擁護官の規制を目的としている。当グループは、顧客サービス部門の設置を義務付けられてはいないが、かかるサービスに関し、金融機関として遂行する業務に関して受けるあらゆる要求および苦情に対処している。質の高いサービスを提供するため、2006年12月、当公庫はIC0の貸付者、利用者および顧客からのあらゆる苦情および提案を受け、処理し、対応し、かつ返答する業務を集中的に行う部署の設置を決めた。

2017年に受けた苦情の件数は72件であり（2016年は107件）、平均4.6営業日以内に処理された（2016年は4.9営業日以内）。全苦情の74%が仲介業務における与信取引関連であり、そのためこれらは該当する金融機関に引き渡された。その他13%の苦情は、IC0ダイレクト業務の払戻しまたは決議に関するものであり、また7%の苦情は、州政府流動性基金または地方自治体融資基金による取引と関連する問題に関するものであった。

注記4 利益の分配

連結財務書類作成日現在での2017年における103,100千ユーロに上る利益の分配については、当グループの各事業体の一般理事会および株主総会によりまだ決定されていない。かかる分配は、法律に従って行われる。

注記5 リスク・エクスポージャー

5.1 リスク - その全般的特徴

リスクは金融活動に内在するものである。リスクを正しく測定し、管理し、制御することにより、顧客、投資家および従業員の信頼の基礎となる適切な利益率の達成と支払能力の維持が容易になる。

金融機関が抱えるリスクを詳細に分類することを目的としなければ、流動性リスク、市場リスク、信用リスクおよびオペレーション・リスクの4種類に分類することができる。

- ・ 流動性リスクとは、債務返済に見合うだけの十分な流動資産が欠如する結果生じるリスクをいう。これは、不適切な資産および負債の満期構造または例外的な市場危機によって起こる。
- ・ 市場リスクとは、国内外通貨の金利、為替、株価のような金融変数の不利な変動により生じる損益計算書および資本に影響を及ぼすリスクをいう。かかるリスクは、貸借対照表上または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオに関する市場リスクの二つに大別される。
- ・ 信用リスクとは、投資の推定期間内にかかる投資の元利金全額が回収できないリスクをいう。かかるリスクは、銀行との関係における相手方リスクおよび投資活動における信用リスクの二つに大別される。
- ・ オペレーション・リスクとは、予測不能な状況における管理上、社内手続上、会計上、IT関連、法的または外的な過誤の結果生じるリスクをいう。

金融機関として、IC0は、これらの種類のリスクに晒されており、理事会が承認したリスク方針マニュアルに従って、これらを効果的に管理するよう、識別し、計量化し、監視しなければならない。かかるマニュアルは、様々な方法、適用ある規制・手続きおよび組織構造を編集したものである。

5.2 組織構造

あらゆるリスクをカバーするため、当公庫は、（2017年12月16日理事長通達第2号に基づき）管理およびリスク・財務局長の管轄下のリスク副局長の下に特別部署を設置した。

リスク副局長の職務には、内部リスク方針および当公庫の全リスクの分析・管理・監視方法の作成および提案、IC0の信用リスクの許容性の評価ならびに国内および国際的なリスク規制にIC0が適合しているかの監督、また同時にその権限の下にある部門の業務遂行の運営、調整および監督を含む。

四つのリスク専門の部署とは、グローバル・リスク部、リスク承認部、監視部および監督部であり、それぞれが決められた職務を遂行している。

グローバル・リスク部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 当公庫の金融リスクの計量化技法の作成、提案および管理。
- ・ 金融リスクの上限および承認済みのリスク方針の遵守の監督。
- ・ 借り手の信用枠の定期的な分析、監視および見直しならびに貸付仲介業者の水準の監視。
- ・ リスク計量化システム、バックテストおよびストレステストの定義および見直し。
- ・ 新規金融商品のための市場価額基準の提案、リスクの計量化および潜在的（追加）リスクに係る技法の設定。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の法律の適用についての分析。
- ・ 新規商品の市場価格および構造ならびにその潜在的（追加）リスクの評価。
- ・ リスクに係る承認された技法の正確な適用の監督。
- ・ 流動性枠証券化ファンドの運営における信用リスクの分析。
- ・ 流動性、市場、信用度および新規商品に関する新たなリスク限度枠の提案。
- ・ 資産および負債に係る委員会、管理部門および評議会に向けたリスクの状況の報告および分析。
- ・ スペイン中央銀行に対する金利リスク、流動性比率およびバーゼル比率の状態の報告。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するEU指令およびスペイン国内の規則の採用についての分析。
- ・ リスク調整後リターン（RAR）ツールの更新および維持管理
- ・ リスク調整後資本利益率（RORAC）におけるIC0の価格統制ツールの更新および維持管理
- ・ リスク・アペタイト・フレームワーク（RAF）

リスク承認部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 新規資産商品および自動化手続きに含まれていない直接信用供与のリスクが許容範囲内であるかどうかの評価。
- ・ 顧客および顧客の金融グループに関し、IC0により承認された直接信用供与のリスク限度枠が適切であるかどうかの分析。
- ・ すでに形成されており意思決定機関の承認が求められる事業の変更をIC0が実行する上でのリスクの分析および評価。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。
- ・ IC0からの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会の調整。
- ・ 直接信用供与のリスク方針および/または適切である場合にはIC0によりすでに承認された方針の変更に関し、IC0内部の意思決定機関による承認の定義および提案。

監督・取引回復部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 直接融資業務のリスクのコントロールおよび追跡を行い、不良取引、破綻処理された取引および損失処理された取引に起因する収支の回復を促進し、既存のファシリティーにおけるポートフォリオの諸条件の順守を監視すること。
- ・ 提案された仲介貸付枠につきIC0の信用リスクの観点から分析および評価。
- ・ パートナー非金融機関から最終受益者に提供されるIC0の仲介貸付枠の条件の遵守の管理・検証、また、違反を発見した場合、必要に応じた是正措置の提案。
- ・ IC0の直接的な顧客および顧客の金融グループに関する内部格付システム、カントリー・リスク格付システムおよび信用リスク制限技法の設定および維持。大規模なリスク・エクスポージャーの統制および報告。
- ・ すべての必要な情報を用いたIC0のポートフォリオの質の確保。
- ・ IC0からの直接貸付ポートフォリオに関する監視委員会の調整。
- ・ 現行の法令に基づく標準リスクのリスク引当金の提案。
- ・ IC0からの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会への出席。
- ・ 該当する法務・事業分野と連携した、遅滞、決済および不履行となった金融取引に関する適切な回収手続きの推進。
- ・ 規制機関（内外の監査人、監査人の裁判所およびスペイン中央銀行等）および格付機関からの要望に対する応答。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。

監視およびリテール監督部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 小売業者に対する直接業務のリスクのコントロールおよび追跡。
- ・ 対象とする部門に関する金融業務の実行可能性の分析。
- ・ 取締役会とのリテールの借換業務の承認に関する2週間毎の情報交換。IC0内部の意思決定機関による承認のための、融資の額に応じたかかる業務のリスク特性、顧客タイプ、縮小する占有率および承認の報告。
- ・ 当公庫から他企業へ管理が外注されている、IC0が保有する貸付金の回収作業の監視およびコントロール。かかる作業は、中小企業、零細企業、自営業者および個人へのサービス提供契約を通じて行われている。
- ・ 中小企業、零細企業、自営業者および個人に対して当公庫が直接的に経営管理を遂行している、IC0によって保有されている貸付金の回収管理。
- ・ 個々の分野の記録（決議提案、失敗、借換契約、取消、直接管理への業務移行等）に関するIC0内部の意思決定機関への提案準備。
- ・ 監視委員会における、リテールリスクの貸付ポートフォリオの状況の作成および提示。
- ・ 事業体に移転される事由の対応と解決に関する金融業務および経済政策の法律顧問部門の調整。かかる事業体には、係争回復のサービスの提供が委任されており、また裁判上の請求の過程および倒産の手続きまたは同様の特性を有する事柄において、IC0が様々な局面に置かれることが要求されるその他の行動が委任されている。
- ・ リテールポートフォリオのすべての貸付の保有者および/または保証人が顧客サービス部を通じて受けた依頼の管理。
- ・ 重大な経済危機、自然災害またはその他類似の出来事の結果、政府取引される直接金融業務の監視、承認および企画。その後における、当該状況および一定の借り手グループの活動範囲に関連する政府機関への移転に対する取組みまたは行動提案の評価。

IC0は様々な種類のリスクに関する専門家集団を擁しており、それぞれが職務における責任を持ってかかるリスクについての原則、有効なリスク方針マニュアルおよび既存の内部手続きに従い任務を遂行している。

5.3 IC0における流動性リスク

スペインのコミュニティ法およびその発展は、本件に関しては事業体における流動性リスクの測定、コントロールおよび管理のシステムに対する一般的な要件を規定するのみであるが、以下の規范文書に含まれる。

- 金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する2013年6月26日EU規則第575号第6部。
- 流動性カバレッジ要件（LCR）に関して2013年EU規則第575号を補完する、2014年10月10日欧州委員会による2015年EU委任規則第61号。
- 2013年規則第575号第7章第7a項および第7の3項に従い技術的施行規則を規定する、2014年4月16日施行規則第680号。
- 流動性カバレッジ要件（LCR）の制定に関する監督報告に係る技術的基準の履行を定め、2014年欧州委員会施行規則第680号を修正する、2016年2月16日欧州委員会施行規則第322号。
- 流動性の報告における監視の指標に関して2014年欧州委員会施行規則第680号を修正する、2016年3月1日欧州委員会施行規則第313号。
- 金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月28日法律第10号第41条、第42条および付則8。
- 2014年法律第10号第53条を発展させる2015年2月13日勅令第84号。
- 証券化ファンドの会計基準、年度会計、公的財務書類および積立統計情報を規定する、2016年2月2日通達第2号。これは、2008年5月22日通達第3号（廃止）の規則51、DT6および別紙に置き換わる。
- 2004年通達第4号、規則59第4項、規則60第D.2項ならびに規則72第3項および第8項。
- 2018年1月1日に効力を生じ、2004年通達第4号を廃止する2017年11月27日通達第4号。

一般的に、2016年通達第2号のリスクの取扱いに関する第6章の規則51に含まれる、従うべき一連の行動基準（質的要件）を超える流動性リスクに関する特定の資本要件は存在しない。かかる通達はまた、第5章に含まれる資本の自己評価の過程および監督上の見直しの過程において実行された行動を報告する必要性にも言及しており、これはすべて、その内部資本がその現在および将来の活動を補填するのに十分であるかどうかを評価するためのものである。

現在、更新版のバーゼル の流動性および支払能力に関する文書「銀行および銀行システムを強化するための世界的な規制の枠組み」ならびに「バーゼル：計量に関する国際的な枠組み」の公表に伴い、流動性リスクの基準および監視が、流動性の計量および管理のより効率的なパラメーターを保証する指針となる新たな措置となっている。2013年1月1日、バーゼル委員会は、「流動性カバレッジ比率および流動性リスク管理ツール」を公表し、これにより短期流動性比率の定義付けおよび監視が前進した。また、これは2014年1月12日における「市場に基づく流動性指標の監督ガイダンス」により補足された。

かかる方面において、2015年1月17日に流動性カバレッジ比率（LCR）に関し、欧州議会および欧州理事会の2013年自己資本規制（CRR）第575号を修正する、2015年委任規則第61号が公表され、2015年10月1日から60%以上、2016年1月1日から70%以上、2017年1月1日から80%以上、また2018年1月1日には完全な適用となるよう義務付けられた。

2014年1月、長期流動性比率の定義および計算に関する協議書類「バーゼル : 安定調達比率 (NSFR)」が公表され、2014年4月11日までの協議段階を経て、2014年10月に最終文書が公表された。これにより、2018年1月1日以降、安定調達比率の最低水準の計算および維持が必要となる。

2013年および2014年の活動中、当公庫は追加の流動性管理として、短期流動性比率および長期流動性比率の計算を毎月行った。当公庫は、すべての期間において将来適用される制限の範囲内に収まる結果を得た。

さらに、2015年を見越して、また2014年10月にBISにより公表された「バーゼル : 安定調達比率」に基づき、四半期毎にその結果が計算され、安定調達比率に関する1年後(2018年12月まで)の様々なシナリオを導入したIC0の残高が提供される。

IC0では、流動性リスクの報告、監視、管理を担当する組織構造が明確に定められている。

貸借対照表上の流動性リスクを監視するために用いられている計量化技法は、流動性ギャップである。この流動性ギャップは、キャッシュフローを生じさせるすべてのオンバランス項目およびオフバランス項目について実際の実行日の資金の流入と流出の差額に関する情報を、毎日、12ヶ月を上限とする期間において提供する。

流動性ギャップは1週間、1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の期間で計量化されている。それぞれの期間において、当公庫の負債合計の次の割合を越えてはならない。1週間期間については0.5%以内、1ヶ月期間については1%以内、3ヶ月期間については2.5%以内および6ヶ月期間については5%以内である。

短期流動性の監視は、毎日行われる。限度額の監視および管理も1週間、1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の単位で毎週および月末に行われる。

IC0は流動性の危機的水準の予測が可能となる計量化された限度額および警報システムを設定した。

また、当年度の融資計画に加えてこれに続く2年度分の融資計画を想定しており、流動性リスクを低減するために基本的な資金調達源を多角化する方針を採り、年次資金調達計画の必要資金額および資金調達日についての情報を確立するために、新規事業活動の予定を含む流動性を定期的に見直している。

IC0は通常、銀行間取引市場、レポおよび同時流動性ならびに大規模あるいは小口の負債性証券の発行等、流動性を様々な方法で調達する。

アメリカのサブプライム市場不況に端を発する国際および国内市場に影響を与える金融危機は、金融市場に著しい低迷を引き起こし、国内外の金融法人の資金調達のための資源を著しく減少させた。結果として、銀行間取引市場または負債性証券の発行を通じての資金調達にも深刻な影響を及ぼした。

この新たな状況のため、IC0は、期日に間に合う正確な支払義務、また、戦略的な経営、投資および成長目標を達成するための確実な流動性にするために、従前と同様に2017年を通して新しい状況に適應するための決断をした。これらの方策により、2018年におけるIC0の流動性の欠乏は免れた。

ユーロ建て取引およびデリバティブヘッジの満期分析

以下の表は、2017年および2016年12月31日現在の金融資産および金融負債として認識されるユーロ建てデリバティブにおける契約満期（デリバティブ内蔵ハイブリッド金融商品を除く。）、および金融デリバティブとみなされるローン契約（現金、またはその他の金融資産により調整の上、決済される契約であって、当公庫のキャッシュフローの見積りを理解するために満期を最も重要とするもの。）を概念的に示したものである。

2017年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1年未満	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	合計
売買目的保有のデリバティブ	-	3,333	57,446	-	-	60,779
- そのうち: デリバティブとして みなす貸付承諾	-	-	-	-	-	-
デリバティブヘッジ	6,210,519	3,740,974	1,166,643	303,764	-	11,421,900
	6,210,519	3,744,307	1,224,089	303,764	-	11,482,679

2016年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1年未満	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	合計
売買目的保有のデリバティブ	-	6,000	46,542	13,439	-	65,981
- そのうち: デリバティブとして みなす貸付承諾	-	-	-	-	-	-
デリバティブヘッジ	10,365,520	8,320,512	2,475,759	307,706	-	21,469,497
	10,365,520	8,326,512	2,522,301	321,145	-	21,535,478

上記の表に記載された情報は、以下の点に注意を要する。

- ・ 支払時期を相手方が選択できる場合、当該デリバティブは当公庫への支払を要求される第1ピリオドに割り当てられる。
- ・ 上記の表に記載された金額は、値引きされていない契約額である。金利スワップは、差額による決済の場合はその純額で、デリバティブとみなされるローン契約はその総額で、およびその他すべての金融デリバティブは、差額により決済されず、その換算契約額で記載されている。
- ・ インデックスの実績により決定される等の理由により報告日に契約額が明記されていないデリバティブは、残存期日を分類することを目的とする上記の表においては、それぞれ2017年および2016年12月31日現在の主導的状況を基礎として決定された。

流動性GAPによる分析

上述のように、IC0の主な流動性マネジメントとしては、契約上の満期ではなく主に予測の満期を基盤として、複数の金融資産および金融負債の満期の分析をすることを基本的な特徴とする。

IC0が上記の分析方法を用いる理由は、前例にも示される通り、かかる方法によることが、当公庫の資産の流入および流出をより正確に表すからである。

以下の表は、12ヶ月までの異なる満期の資産の流入と流出を比較したものである。外貨による流入および流出はその額に相当するユーロで表されている。

2017年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月
ユーロによる流入相当額	6,900,224	4,404,361	3,620,626	6,557,284
ユーロによる流出相当額	(5,741,071)	(5,040,388)	(3,482,611)	(7,960,132)
GAPの一部	1,159,153	(636,027)	138,015	(1,402,848)
GAPの累積	1,159,153	523,126	661,141	(741,707)

2016年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月
ユーロによる流入相当額	4,426,494	2,644,412	7,249,176	8,094,830
ユーロによる流出相当額	(5,082,123)	(2,266,113)	(3,026,045)	(11,447,635)
GAPの一部	(655,629)	378,299	4,223,131	(3,352,805)
GAPの累積	(655,629)	(277,330)	3,945,801	592,996

5.4 IC0における市場リスク

上述のように、市場リスクは二つの大きなグループに分類することができる。貸借対照表または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオ・リスクである。IC0は内部方針として、現在のところ取引ポートフォリオの最小化を図っており、現行の会計法規の適用によりヘッジまたは投資に分類することができないものだけを保有している。したがって、当公庫の市場リスクはほぼすべて通常の業務から生じるものとなっている。

(1) 標準的基準

金利および為替の変動へのエクスポージャーが具体化される標準的基準は、利益率と支払能力の二つからなる。

利益率：IC0においては、主に損益計算書に基づき計算され、関連する変数は利ざやである。

支払能力：当公庫の資本はその借り手にとっては主たる保証といえる。資本または株式資本の価額は支払能力を測定するための重要な基準である。

以上を考慮の上、下記が存在する場合、IC0は、a) 年間の利ざや感応度、b) 純資本価値の感応度、およびc) 仮想取引ポートフォリオの「想定最大損失額」の計算という3本柱に基づき市場リスク計量化システムを実行する。

(2) 計量化技法

利ざやに関するリスク残を計量化するために、2015年より前までは加重平均返済期限分離ギャップ法が使用されていた。これは資産額と負債額の差額および12ヶ月以内に返済期限が到来するかまたは更新される金利の付されたオフバランス取引を、それらが利ざやに影響を及ぼす期間で加重平均して計算される。

資本の感応度を計量化するために、2015年より前まではデュレーション・ギャップ法が使用されていた。デュレーション・ギャップは資産および負債の残存期間の差異として得ることができ、差異が求められると感応度ギャップの計算が可能となる。

両方法は、2014年半ばに利息収益および純資産に基づく他のシミュレーションに変更された。

想定最大損失額については、ポートフォリオの種類によってその計量化の方法が決定され、パラメトリック法、ヒストリカルシミュレーション法およびモンテカルロ法に基づくことができる。

(3) リスクの程度

IC0が負うリスクの程度の決定は、リスク会計局長の提案に基づき上級経営陣がその責任を負い、IC0独自の特徴に応じて許容限度を設定する。かかる許容限度は定期的に(最低年1回)見直される。

2014年、IC0は、カーブの下方シフト時の利ざや感応度を評価するため、当初のカーブシナリオにおけるマイナスの比率に対しては0%のフロアは採用せず、当初のシナリオ比率でトランシェがプラスである場合のみ0%のフロアを採用することを決定した。すなわち、運用上、下方シフトは、当初のシナリオにおける比率がマイナスである場合には変更がないままとして、監視下におけるトランシェのカーブにおいてプラスの比率である場合のみフロアを0%として引き下げるものとする。以下は、かかる基準の適用結果を示している。

かかる金利変動に伴う±200ベース・ポイントの変動を採用した結果、2017年12月31日現在におけるIC0の利ざやの感応度は、合計1.21百万ユーロであり、このうちユーロにおける収支は0、米ドルにおける収支は339千ユーロ、英ポンドにおける収支は512千ユーロであった。為替感応度(米ドル/ユーロおよび英ポンド/ユーロにおいて変動率±10%)は、米ドルが161千ユーロ、英ポンドが200千ユーロであった。

同様に、資本感応度の設定において、市場カーブの変動を、上記のような利ざやの感応度を得るためのカーブの変動と同様の構造で、±200ベース・ポイントとした。すなわち、下方シフトにおいて、当初のシナリオにおける利率がプラスの場合にのみ0%のフロアが適用され、当初のシナリオにおけるマイナスの比率は変更がないままとした。

2017年12月31日現在、IC0の純資産の感応度は、合計0.84%に達し、このうちユーロ金利が0.56%、米ドル金利が0.11%、英ポンド金利が0.05%であった。為替感応度は、米ドルが0.09%、英ポンドが0.03%であった。

(4) リスクの修正

効果的なリスク管理の最後の手段として、満期およびデュレーション・ギャップをその時々求められるリスク価値に当てはめて修正する方法がある。その結果、オンバランスおよびオフバランスの金融商品は、市況に基づき、同目的上付与された権限の範囲内での経営陣の判断ならびに金融管理部、投資および金融統括管理、または事業委員会に従い、使用される。

当公庫が2017年12月31日現在の貸借対照表で使用した主要通貨はユーロ、米ドルおよび英ポンドであり、かかる通貨建ての取引が全体（オフバランス取引を含む。）の96%を占め、そのうちユーロ建てが約80%、米ドル建てが16%となっている。

貸借対照表の資産を見ると、ユーロが全体の約96.5%と集中しており、米ドルは約2%である。一方、他の通貨は、残りに分配される。

IC0が利用するユーロおよび米ドル以外の通貨について、ユーロ、米ドルおよび英国ポンドの残高を除き、その残高は金利リスクまたは為替リスクを排除しているが、これは、当該通貨建てで資金調達を行い為替変動を完全にカバーするデリバティブを用いてユーロ建てに転換するため、または、特定の資産の資金調達が当該リスクを回避するよう企図されているためである。

リスク限度、リスクの監視および定期的な遵守の管理の設定に加え、IC0は、関連ある金融変数の動きの異なるシナリオが利ざやまたは純資本価値に及ぼす影響を精査するために、リスクの計量化、管理および制御のために適用する統一システムを確立している。したがって、IC0は、例えば、市場における金利カーブまたはストレスの状況が平行移動しない場合にIC0の分析サービスにより提供される将来見積りを用いる等、複数のシナリオにおいて制御された変数が被る変化を定期的に監視する。

5.5 IC0における信用リスク

すでに述べている通り、当公庫では信用リスクを二つの大きなグループに分類している。相手方リスクとカントリー・リスクである。

相手方リスクには、オンバランスまたはオフバランスで行われる金融機関との取引が含まれる。取引の管理と取引により発生するリスクの管理とをリアルタイムで統合するシステムにより、モニタリング活動が行われ、担当者にいつでも利用可能な相手方信用枠について最新の情報を提供している。

IC0内の管轄機関は、市場価格による取引の評価額に将来のリスクまたは追加リスク（取引の額面価値に対する割合として計量化され、取引期間中の信頼水準95%の潜在的な最大損失として計算される。）を加えた数値に基づいて相手方信用枠を使用する手法を定めて、これを承認した。この手法は定期的に（最低年1回）見直され、最低半期に一度の頻度で追加リスクが調整される。

また、IC0の理事会は、相手方信用枠の設定に関する基本基準を半年毎に承認し、各相手方信用枠の個別分析をする。かかる相手方信用枠は、IC0の取引の特徴により、現金取引のための相手方信用枠と仲介取引のための相手方信用枠という二つのグループに大別される。仲介取引では、IC0は例えば事業枠および起業家枠または国際化枠のようにスペイン国内の異なる事業体が締結した貸付枠の契約を通じて異なる投資プロジェクトに貸付けている。

現在、IC0が契約したデリバティブを伴う取引の相手方は信用度が高く、少なくともそのうちの多くが格付機関より投資適格の格付を取得している。これらの相手方金融機関はスペイン内外で営業を行っている。

仲介および財務管理の分野におけるIC0の金融機関との活動は、カウンターパーティー（うち92%超が投資適格の格付を保有している。）と行われている。

コーポレート信用リスクについて、IC0は承認、監視および監督ならびに警戒解除という別々の評価および管理体制を有している。

「承認」プロセスでは、当公庫は、継続事業評価に基づき企業および事業を分析し、リスクおよび潜在的な顧客についての意見書を発行するために保証を分析するが、これらは事業委員会または理事会による適切な意思決定の基礎となる。

「監視」プロセスは、当公庫の貸付ポートフォリオが最高の品質を有していること、すなわち、貸付が合意された日に決められた通りに返済されることの実現を目的としている。取引に影響を及ぼす事由は顧客およびそのグループの格付にも影響を及ぼすため、基本的な監視対象は取引ではなく顧客である。この監視プロセスは、経済的および財政的な状態の定期的な見直しならびに意思決定のための支援ツールの更新の継続を用いた恒久的な管理により実現される。そしてそれは、警告の兆候を見つuckerことも、供与された資金の返済を最大にするために問題のあるリスクに対する行動計画を促進することも可能にする。

「監督」プロセスは、融資先の企業がIC0の間接的な顧客である場合の仲介貸付において行われ、金融機関の管理体制の確立および維持のため、また（ ）IC0の資金により融資された投資がなされることについて、および（ ）受益者の条件が関連する契約に従っていることについて、金融機関が締結した契約の遵守を検証するために行われる。

最後に、「監視およびリテールの警戒解除」分野の警戒解除の役割の重点は、電話、郵便またはEメールを通じて、債務不履行となった業務の債権回収することにある。また、かかる業務が訴訟の段階に入った場合における支払合意の交渉および債権者の入札における当公庫の票を確立するための入札にかけられた業務の調査にも焦点をあてている。

信用リスクについては、カントリー・リスクとして知られるリスクについて特記しなければならない。カントリー・リスクは、地理的、政治的および法的に「国家」として定義される地域に帰属していることを特徴とした相手方すべての支払能力に関するものである。

これに関連して、IC0は、現行の規則に沿ったカントリー・リスク計量化技法を承認している。これは、複数の基準に基づいてリスク・グループ別に国を評価するという目的に沿ったものである。これにより、カントリー・リスクのための引当を行う際の明確な基準が得られ、直接信用供与を評価し、非居住者貸付のポートフォリオを分別する。国家をリスク・グループおよび当該区分に分類するに当たっては、格付機関と経済協力開発機構（OECD）およびスペイン輸出信用機関（CESCE）の評価をその情報源として使用している。

5.6 IC0におけるオペレーション・リスク

特に新自己資本比率規制（バーゼル ）を考慮した場合、オペレーション・リスクの計量化および管理がよりいっそう重要となる。このリスクには、業務を実際に行う過程で生じる不適切な処理、不正確な記録、システムの不具合等に起因するリスク、法的リスクおよび損失リスクが含まれる。

この領域においては、オペレーション・リスクの取扱いを容易にする一定の手段が開発されており、管理委員会および活動指標の毎月の監視方針、プロセスおよび内部手続きの開発、顧客および事業を監視する方針の定義、事故の内部管理ならびに既存の危機管理計画が特筆される。また、内外の監査人により実行される監査手続きおよび監査業務の定期的な管理も強調されるべき点である。

[前へ](#)

[次へ](#)

5.7 企業に関する既存の信用リスク

5.7.1 産業別の分類

産業別の分類によると、既存のリスク^(*)の分布は以下の通りである。

	(単位：百万ユーロ)			
	2017年		2016年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
産業別の既存のリスク：				
不動産投資	699	6	867	5
公共販売住宅の建設	12	0	30	0
公共賃貸住宅の建設	476	4	568	4
土地の取得および開発	193	2	222	1
その他	18	0	47	0
無形資産投資	-	-	-	-
有形資産投資	8,529	70	9,726	62
再生可能エネルギー	1,222	10	1,162	7
水道インフラ	268	2	368	2
電力インフラ	629	5	716	5
ガスおよび化石燃料インフラ	715	6	870	6
輸送インフラ	4,500	37	5,315	34
観光・娯楽産業	38	0	45	0
医療／保健事業インフラ	158	2	192	1
電気通信事業	18	0	18	0
オーディオ機器の生産および展示	27	0	34	0
産業地区その他の建設	7	0	10	0
その他	701	6	716	5
調査開発の物資に対する投資	17	0	20	0
ICO融資ライン 自治体 代理店	229	2	260	2
企業買収	246	2	476	3
一般的企業ニーズ	589	5	770	5
債務の再編	485	4	638	4
一般国家予算	1,548	13	1,973	13
金融仲介サービス	75	0	1,291	8
	12,171	100	15,741	100

(*) 評価調整または減損損失(「その他の金融資産」を除く。)を除く顧客への貸付金を含む。また、顧客に対する金融保証ならびに貸付金および未収金として公的機関が分類した居住者の負債性証券を含む。

2017年および2016年12月31日現在の総エクスポージャーは、主に三つの分野に集中している。「有形資産投資」が全リスクに対して占める割合は、2016年の62%に対し2017年は70%であり、「一般国家予算」は13%（2016年と同比率）、「不動産投資」分野は、2017年は全リスクの合計の6%（2016年と同比率）であった。

「有形資産投資」分野において、2017年のリスクの37%（2016年は34%）を占めた「輸送インフラ」による影響は強調すべき点である。

5.7.2 金融投資の地域別の分類

2017年12月31日現在のリスクは、87%が10,605百万ユーロに増加したスペイン国内における投資活動への融資に関するものであり（2016年12月31日現在は14,044百万ユーロであり、89%）、13%がその他の国における投資プロジェクトへの融資に関するものであった。

既存のリスクの自治区分別分布については、マドリッド州、カタルーニャ州およびアンダルシア州が最もリスクが集中していた自治区でそれぞれ9%（2016年はそれぞれ8%、13%および11%）を占め、続いてバレンシア州が8%（2016年は7%）を占めた。国内全体に帰属するあらゆるリスクにかかわらず、関連する取引は、その性質上、特定地域には帰属していないが、領域全体にわたり拡大している。

国際市場で行われた取引の2017年および2016年12月31日現在の分布は、国外の既存リスクに従い、以下の通りである。

	2017年		2016年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
欧州経済共同体(EEC)	407	26	355	21
中南米	475	30	445	26
米国	193	12	403	24
EEC加盟国以外の欧州諸国	-	-	24	1
その他	489	32	470	28
	1,564	100	1,697	100

5.8 供給者に対する支払遅延に関する情報

スペイン会計士協会（ICAC）の2016年1月29日決議が、財務書類の注記に含められるべき商取引における供給者に対する支払遅延に係る情報に関して制定し、商取引における支払遅延に対する措置を定めた2010年7月5日法律第15号（2004年12月29日法律第3号を修正するもの。）に従い、当公庫は下記の点を指摘しなければならない。

- ・ IC0の中核事業（金融活動）の内容を踏まえ、本注記に記載されている支払遅延に関する情報は、IC0にサービスを提供している業者に対する支払ならびにIC0の証券の預託者および保有者を除く民間供給者に対する支払のみに関連するものとなっている。後者に関しては、要求があり次第支払期日が到来する債務および繰延払債務のいずれの支払も、その契約上および法律上の支払期限までに適式に行われた。営業債権者とみなされない固定資産の供給者等、供給者に対する支払に関して提供される一切の情報についても、前述のICAC決議の規定に従うかかる義務的な開示の範囲から除外されない。

- ・2010年7月5日法律第15号により義務付けられている、以下に示される当公庫の民間供給者およびサービス提供者に関する情報に関して、2017年1月29日ICAC決議の第6条に含まれるものを勘案し、前段落に定義される範囲で、かかる規制により情報が要求されている。

	2017年	2016年
(単位：日)		
支払事業の比率	7	7
未払取引の比率	3.5	3.5
供給者に対する平均支払期間	6.75	6.75
(単位：千ユーロ)		
支払額合計	23,272	24,804
未払金合計	946	1,095

当グループ間の支払債務および受取債権に係る支払は、上記のデータから除かれている。

5.9 リスクの集中

2017年および2016年12月31日現在、当グループは、当公庫の定款の規定に従い、適用される規制（2013年EU規則第575号第4部および2008年スペイン中央銀行通達第3号）に定められた大規模エクスポージャーの制限を免除されている。

2012年3月31日勅令第12号は、EU加盟国に所在する金融機関のエクスポージャーの取扱いを定めた。

5.10 建設および不動産開発のための融資に関する情報および関連する担保実行資産

不動産リスクポートフォリオの方針および戦略に関して、当公庫はかかる種類の商品につきいくつ
 かの方針（例えば経験豊富な開発者、認定販売の割合、独立した専門家による賃貸需要のデータ）か
 らなる承認プロセスを有し、プロジェクトの経済的および財政的実現可能性を評価している。

認証された仕事に対する支払は後に有効化および管理され、建設経過は監督され、販売は管理され
 ている。

さらに、取引を首尾よく完了させることのできる解決策を提案する目的の下、現在未払いがある顧
 客の支払を困難にしている理由を発見するために調査がなされてきた。

以下の表は、建設および不動産開発に対する融資について詳述したものである。

- 建設および不動産開発ならびに関連するヘッジのために提供された融資

(単位：千ユーロ)

	2017年			2016年		
	総額	担保 超過分	特定の引当金	総額	担保 超過分	特定の引当金
不動産貸付：	652,302	633,753	235,707	1,126,072	1,126,072	578,967
そのうち：破綻懸念先	169,852	474,717	160,132	474,717	474,717	469,480
備忘事項：						
債務不履行貸付	-	-	-	-	-	-

(単位：千ユーロ)

	2017年	2016年
備忘事項：		
地方政府を除く他の債務者への貸付金合計	7,922,276	9,464,300
資産合計	42,185,882	48,851,473
一般引当金合計	18,680	20,822

2017年12月31日現在の建設および不動産開発のための合計融資は、貸借対照表合計の1.55%（2016年12月31日現在は2.30%）を占めている。

- 建設および不動産開発のための融資（総額）

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
1.不動産担保なし	203,993	381,204
2.不動産担保付	448,309	744,868
2.1 完成された建物	436,886	564,744
2.1.1 住宅	425,323	538,590
2.1.2 その他	11,563	26,154
2.2 建築中の建物	11,423	331
2.2.1 住宅	11,423	331
2.2.2 その他	-	-
2.3 土地	-	179,793
2.3.1 開発済みの土地	-	1,883
2.3.2 その他の土地	-	177,910
合計	652,302	1,126,072

- 住宅購入口ーン

	（単位：千ユーロ）			
	2017年		2016年	
	総額	そのうち： 破綻懸念先	総額	そのうち： 破綻懸念先
住宅ローン	15,031	-	16,348	-
不動産担保なし	14,043	-	15,064	-
不動産担保付	988	-	1,284	-

- 不動産担保付の住宅購入口ーン（最新の入手可能な査定額のリスクの割合（LTV））

2017年12月31日現在

	（単位：千ユーロ）				
	LTV 40% 未満	LTV 40%超 60%未満	LTV 60%超 80%未満	LTV 80%超 100%未満	LTV 100%超
総額	779	209	-	-	-
そのうち：破綻懸念先					

2016年12月31日現在

	（単位：千ユーロ）				
	LTV 40% 未満	LTV 40%超 60%未満	LTV 60%超 80%未満	LTV 80%超 100%未満	LTV 100%超
総額	939	346	-	-	-
そのうち：破綻懸念先					

- 不動産建設および開発債務の清算において受領した担保実行資産

当公庫の貸借対照表（注記17を参照のこと。）記載の担保実行資産はいずれも、建設会社および不動産開発業者に対して提供された融資または住宅購入のために一般家庭に対して提供されたモーゲージローンに起因するものではなく、当該資産を保有する非連結会社の株式、かかる会社への投資または融資で構成されるものでもない。

5.11 当グループのトップとしての、当公庫の借換済業務および再構築済業務に関する情報

2013年スペイン中央銀行通達第6号において公開および留保された金融情報に関するルールについて要求されている通り、次の表に2017年および2016年12月31日現在の借換済業務および再構築済業務に関する詳細な情報（総額）が記載されている。

2017年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）

	その他の保証	保証なし	合計	特定ヘッジ合計
公的機関	8,217	383,422	391,639	97,235
不良	8,217	49,876	58,093	
企業および事業主	1,291,880	339,761	1,631,641	684,156
不良	609,561	96,085	705,646	
通常不動産金融	-	-	-	
不良不動産金融	6,735	-	6,735	6,735
その他個人	-	-	-	-
合計	1,300,097	723,183	2,023,280	781,391

2016年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）

	その他の保証	保証なし	合計	特定ヘッジ合計
公的機関	-	193,098	193,098	36,689
不良	-	-	-	
企業および事業主	1,637,097	691,048	2,328,145	1,120,552
不良	889,434	219,865	1,109,299	
通常不動産金融	217,218	78,088	295,306	
不良不動産金融	217,218	77,110	294,328	294,309
その他個人	-	-	-	-
合計	1,637,097	884,146	2,521,243	1,157,241

注記6 現金、中央銀行等への預金および要求払預金

2017年および2016年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の残高の内容は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
現金	10	10
スペイン中央銀行への預金	2,027,159	56,033
法定預金準備金(*)	2,027,159	56,033
その他の要求払預金	279,242	381,783
	2,306,411	437,826

(*) 利息を含む。

注記7 取引による金融資産および金融負債

2017年および2016年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の残高総額は、デリバティブ取引からなる。

デリバティブ取引を伴う取引は、当公庫が貸借対照表上のポジションを包括的に管理するが、ヘッジ商品に指定されるための規範的要件を満たしておらず、そのため取引ポートフォリオに分類される商品を主に対象としている。

以下は、2017年および2016年12月31日現在の当グループのデリバティブ取引の公正価額およびその名目元本（当該デリバティブに係る将来の支払額および回収額のベースとなる金額）をデリバティブの種類毎に示したものである。

	(単位：千ユーロ)					
	名目元本		資 産		負 債	
	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年
市場別：						
組織的市場	-	-	-	-	-	-
非組織的市場	1,138,808	3,109,874	164,770	254,389	161,007	249,858
	1,138,808	3,109,874	164,770	254,389	161,007	249,858
商品別：						
スワップ	1,138,808	3,109,874	164,770	254,389	161,007	249,858
	1,138,808	3,109,874	164,770	254,389	161,007	249,858
相手方別：						
信用機関	763,919	1,613,409	562	-	161,007	249,858
その他の金融機関		-	-	-	-	-
その他の部門	374,889	1,496,465	164,208	254,389	-	-
	1,138,808	3,109,874	164,770	254,389	161,007	249,858
リスク別：						
為替リスク	1,078,098	3,043,893	159,410	247,702	155,731	243,085
金利リスク	60,710	65,981	5,360	6,687	5,276	6,773
	1,138,808	3,109,874	164,770	254,389	161,007	249,858

公正価額は、2017年および2016年を100%として計算されており、貨幣市場および公債のインプリシット・カーブを参照している。

2017年および2016年12月31日現在、公正価額で測定し、注記2.2.3記載の公正価額レベルを考慮した取引ポートフォリオの分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2017年			2016年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
デリバティブ取引目的保有資産	-	164,770	-	-	254,389	-
デリバティブ取引目的保有負債	-	161,007	-	-	249,858	-

以下の表は、2017年および2016年における、当公庫の未実現の利益および損失に関する取引ポートフォリオに含まれる金融資産の公正価額の変動に関連して、損益計算書で認識されている額を示す(注記30を参照のこと。)。価額が活発な市場の指値を考慮して評価された金融資産(レベル)、資金が観察可能な評価手法により計算される金融資産(レベル)、そしてその他(レベル)と区別される。

	(単位：千ユーロ)					
	2017年			2016年		
	利益	損失	純額	利益	損失	純額
レベル	-	-	-	-	-	-
レベル	1,907,134	1,895,808	11,326	295,604	285,053	10,551
レベル	-	-	-	-	-	-

2017年および2016年におけるレベル に分類されたデリバティブの公正価額の変動は、もっぱらレベル間の再分類を行わない評価手法の適用による売買および公正価額の変動が原因であった。

注記8 売却可能金融資産

2017年および2016年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の残高の商品別の内容は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
持分証券:		
FONDICO PYME(1)	80,729	77,042
FONDICOインフラストラクチャラス(2)	28,612	76,943
フォンディコ・グローバル(3)	329,158	190,292
ファンド・フォンス・メディテラネア・ファンド・デ・カピタル・リエスゴ(4)	5,480	11,235
ファンド・マーガレット(5)	63,931	59,168
ファンド・カルボノ・エムプレサス・エスパニョラス(6)	-	-
FEI、ファンド・エウロペオ・デ・インベルシオネス(7)	12,370	12,667
SWIFT(8)	4	3
EDW(9)	206	206
GAMジェネラル・デ・アルキレル・イ・マキナリア(10)	939	1,383
ハピタット・インモビリアリア(11)	-	-
ヌエバ・ベスカノバ(12)	-	-
アベンゴア(13)	-	-
	521,429	428,939
債務証券 (14)	854,962	1,371,591
	1,376,391	1,800,530

- (1) ファンドは1993年5月に設立され、当グループの親会社である当公庫が唯一の出資者であり、AXISバルティシバシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2017年12月31日現在の支払債務残高は127,866千ユーロであった。2017年に拠出金の支払によりかかるファンドの資本は減少しなかった(2016年は53,490千ユーロの減少)。
- (2) 投資ファンドは2012年に設立され、当公庫が100%所有者であり、AXISビジネス・ユニットにより管理されている。2017年、当公庫による拠出金は1,101千ユーロ(2016年は10,048千ユーロ)であった。2017年、ファンドは、拠出金の返金により51,267千ユーロ(2016年は2,648千ユーロ)純資産が減少した。
- (3) 投資ファンドは2014年に設立され、当公庫が100%所有者であり、AXISビジネス・ユニットにより管理されている。2017年、当公庫による拠出金は180,000千ユーロ(2016年は120,000千ユーロ)であった。2017年、ファンドは、拠出金の返金により43,000千ユーロ(2016年は66,000千ユーロ)純資産が減少した。
- (4) ファンドは2005年10月に設立され、当公庫ならびに公的および民間事業者がその出資者である。このファンドはスペインの会社がアフリカン・マグレブで展開するプロジェクトに投資するために設立された。このファンドへの割当は、2017年12月31日現在1,270千ユーロとなった実質資本合計(公正価額の変動は含まない。)の30%の引当金を有している(2016年12月31日現在は2,916千ユーロ)。
- (5) マーガレット・ファンドへの資本参加。主導的な欧州の公的金融機関が参加しており、これは、市場政策に基づく投資家へのリターンの原則と公共政策が定めた目標を同時に実現する目的で、気候変動と闘う欧州連合の主要政策を実施するための、インフラに対する投資促進を目指す欧州の株式ファンドである。2017年、ICOは合計29,650千ユーロ(2016年に拠出金はなし)の拠出金を支払った。2017年の支出は合計34,408千ユーロ(2016年に支払金はなし)であった。
- (6) 2011年より運営を開始したファンドであり、ICOが32.68%の持分を保有している。
- (7) 2017年12月31日現在、株式資本の0.72%に相当する出資を行っている(2016年12月31日現在では0.72%)。2017年、ICOの拠出金はなかった(2016年の期間中もなかった。)。2017年12月31日現在、支出額9,193千ユーロ(2016年12月31日現在では9,193千ユーロ)が未払いである。
- (8) 2008年よりかかる事業者の正式メンバーである当公庫は、かかる事業者に1株式出資している。
- (9) 2012年3月からのデータウェアハウス(EDW)企業への参加による3.70%。

- (10)当公庫の事業の貸付金の一部支払が裁決されたことにより、2016年までに取得された非金融企業GAMの出資証券。2017年12月31日現在（2016年12月現在と同様）、IC0は、事業体に1.49%出資している。かかる証券は、取引のために公式な流通市場に上場される。
- (11)当公庫の事業の貸付金の一部支払が裁決されたことにより、2015年までに取得された非金融企業不動産ハピタットの出資証券。2017年に出資証券は売却され、会計上2,494千ユーロの利益が生じた（注記28を参照のこと。）。
- (12)当公庫からの借入に対する返済の一部として2017年に取得された非金融企業であるヌエバ・ペスカノバの出資証券（1,200千ユーロ、引当金計上済）。
- (13)当公庫からの借入に対する返済の一部として2017年に取得された非金融企業であるアベンゴアの出資証券（87,534千ユーロ、引当金計上済）。当該出資証券は2017年に売却され、会計上2,652千ユーロの利益が生じた（注記28を参照のこと。）。
- (14)IC0は、流動性マネジメント政策の一環として、売却可能金融資産に分類される負債性証券に投資することができる。これらは、スペインの金融機関が発行する固定利付証券であり、主に国家保証付債券からなる。

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
1年満期	854,962	653,345
1年から2年満期	-	718,246
2年から3年満期	-	-
3年超満期	-	-
	854,962	1,371,591

2017年および2016年12月31日における、売却可能金融資産の項目の下の細目の公正価額の変化により生じた資産評価調整後項目としてのその他の累積包括損益残高は、以下の通りである（注記21を参照のこと。）。

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
債務証券	2,972	9,187
持分証券	(6,285)	(9,599)
	(3,313)	(412)

2017年および2016年における売却可能金融資産の変動は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
期首残高	1,800,530	1,990,899
追加購入	299,485	535,102
償却および売上	(718,527)	(724,856)
公正価額の変動(21)	(2,901)	(613)
エンベロープ引当金減損	(446)	-
減損損失の変動(適用後)	(1,750)	(2)
期末残高	1,376,391	1,800,530

2017年および2016年12月31日現在、公正価額で測定し、注記2.2.3に記載される公正価額レベルを考慮した売却可能金融資産の分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2017年			2016年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
負債性証券	854,962	-	-	1,371,591	-	-
その他の資本調達手段	-	-	521,429	-	-	428,939

2017年における売却可能金融資産の処分による利益は、持分証券の売却結果としてIC0の損益計算書において計上され、5,146千ユーロ(2016年において計上された損益なし)となった。(注記29を参照のこと。)

注記9 貸付および受取債権

2017年および2016年12月31日現在の連結貸借対照表の内訳は以下の通りである（減損損失およびその他評価調整額を含む。）。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
負債性証券(注記9.1)	266,775	1,675,187
貸付金	27,269,052	32,562,626
信用機関(注記9.2)	16,077,669	19,164,816
顧客(注記9.3)	11,191,383	13,397,810
	27,535,827	34,237,813

以下の表は、信用リスクを補填するために計上された減損損失の2017年および2016年中の変動と、かかる各年度の期首および期末現在の貸付および受取債権ポートフォリオにおける当該減損の累積額を表している。

	(単位：千ユーロ)			
	カントリー・ リスク	個別引当金	一般引当金	合計
2016年1月1日現在の残高	-	2,102,517	99,157	2,201,674
収益に費用計上された充当額	-	73,918	-	73,918
回収額	-	(449,378)	(78,321)	(527,699)
資金の充当	-	(46,699)	-	(46,699)
その他の変動	-	-	-	-
為替差額の調整	-	452	-	452
2016年12月31日現在の残高	-	1,680,810	20,836	1,701,646
収益に費用計上された充当額	20,586	19,884	18,680	59,150
回収額	-	(187,071)	(20,836)	(207,907)
資金の充当	-	(441,002)	-	(441,002)
その他の変動	-	-	-	-
為替差額の調整	(1,381)	(251)	-	(1,632)
2017年12月31日現在の残高	19,205	1,072,370	18,680	1,110,255

不良債権引当金及び標準エクスポージャーにおいて警戒リストに分類されたリスクにかかる引当金の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
決定されたリスクの引当金：	938,117	1,499,681
顧客滞納	528,949	409,637
顧客滞納以外	409,168	1,090,044
警戒リストにおける標準リスクの引当金	134,253	181,129
合計	1,072,370	1,680,810

基準以下の個別引当金は、2017年12月31日現在の1,934,876千ユーロの信用資産に相当する（2016年12月31日現在は2,378,110千ユーロ）。

貸付および受取債権に分類される金融資産であって、2017年および2016年12月31日現在の信用リスクによって減損認識資産とみなされるものにつき、相手方別に、かつ各取引別に期日からの経過日数の長さに応じて分類した内訳は以下の通りである。中央政府が保証する減損認識資産については注記9.3を参照のこと。

2017年12月31日現在の減損認識資産

	(単位：千ユーロ)								
	不履行なし	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 9ヶ月以内	9ヶ月超 12ヶ月以内	12ヶ月超 15ヶ月以内	15ヶ月超 18ヶ月以内	18ヶ月超 21ヶ月以内	21ヶ月超	合計
相手方別：									
その他の居住者 および 非居住者部門	503,872	6,956	7,858	-	543	-	21,933	500,230	1,041,392

2016年12月31日現在の減損認識資産

	(単位：千ユーロ)								
	不履行なし	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 9ヶ月以内	9ヶ月超 12ヶ月以内	12ヶ月超 15ヶ月以内	15ヶ月超 18ヶ月以内	18ヶ月超 21ヶ月以内	21ヶ月超	合計
相手方別：									
その他の居住者 および 非居住者部門	1,155,133	-	9	2,725	-	-	63,908	407,429	1,629,204

2017年12月31日現在、カントリー・リスクに関連する減損資産は190,144千ユーロであり、カントリー・リスクに関連する補填は19,205千ユーロ（2016年は該当なし。）である。

2017年および2016年の期限経過減損資産はそれぞれ1,290千ユーロおよび15,295千ユーロとなり、これらの資産の両年度における経過期間は1ヶ月ないし3ヶ月である。

回収の可能性が低い（又は回収できない）とみなされた場合、資産と計上されない減損金融資産の変動は以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
期首残高	1,049,933	1,012,313
追加：	332,976	55,618
回収の可能性が低いことによる	308,133	-
その他の事由による	24,843	55,618
回収：	(7,345)	(4,222)
借換え又はリストラクチャリングによる	-	-
追加融資なしに回収した現金	(7,345)	(4,222)
資産の割当のため	-	-
その他	-	-
最終償却：	(467)	(14,996)
免除による	-	-
期間満了による	-	-
その他の事由による	(467)	(14,996)
為替変動の純額	(4,647)	1,220
期末最終残高	1,370,450	1,049,933

2017年および2016年に係る減損が認識されていない満期資産の額は、それぞれ7,344千ユーロおよび4,222千ユーロであり、これらの資産の両年度における期間は1ヶ月ないし3ヶ月である。

9.1 負債性証券

貸付および受取債権として記載されている「負債性証券」の項目には、譲渡不可の金融資産が含まれており、2012年末には「顧客信用 - 居住者公的機関」の項目に含まれ、2013年中に当公庫から「供給者支払のための融資基金」のためのシンジケート・ローンに転換された。

一方で、2013年後半には、当公庫の業務委員会は、当グループの優位事業体として、2016年のIC0信用枠の事業体により作られた、貸付金を債券へ転換する転換業務の対象となる条件および業務を規制するため、2016年のIC0の仲介貸付枠契約に関する枠組みに含まれている別紙5の書類を承認した。かかる承認には、転換される与信枠、金額、利息額、適格な事業体、スケジュールおよび金融機関の報酬額に関する一般的な仕様も含まれている。また、仲介貸付の転換により生じた負債性証券は、貸付および受取債権に関する「負債性証券」の項目にも記載されている。

連結貸借対照表に記載される2017年および2016年12月31日現在のかかる項目の相手方別の総額は以下の通りである。

相手方別：	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
居住者公的機関	75,175	1,294,418
信用機関	191,600	380,769
	266,775	1,675,187

貸付および受取債権に関する「負債性証券 - 居住者AAPP」に分類される2017年および2016年12月31日現在の主要な業務（評価調整額を含むが、資産の減損による変動を含まない。）の満期別内訳は以下の通りである。

満期別：	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
1年以内	75,175	1,219,131
1年超2年以内	-	75,287
2年超3年以内	-	-
3年超4年以内	-	-
4年超5年以内	-	-
5年超	-	-
	75,175	1,294,418

2017年12月31日現在のかかる資産に対する利息は年利4.13%（2016年12月31日現在は4.60%）であった。

2017年および2016年における、かかる資産からの利益はそれぞれ25,290千ユーロおよび128,767千ユーロであり、損益計算書の「利息収益」の欄に計上されている（注記24を参照のこと。）。

2017年および2016年12月31日現在、評価調整を含み、かつ、資産の減損に対する評価調整を除く、貸付および受取債権に関する「負債 - 信用機関」に分類される主要な業務の満期別の詳細は以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
満期別：		
1年以内	144,619	175,217
1年超2年以内	21,999	152,913
2年超3年以内	19,636	24,900
3年超4年以内	1,260	22,391
4年超5年以内	1,260	1,260
5年超	2,826	4,088
	191,600	380,769

2017年12月31日現在のかかる資産の利息は平均年利2.70%（2016年12月31日現在は2.59%）であった。

2017年および2016年における、かかる資産からの利益はそれぞれ7,660千ユーロおよび19,114千ユーロであり、損益計算書の「利息収益」の欄に計上されている（注記24を参照のこと。）。

9.2 信用機関に対する預金

2017年および2016年12月31日現在の連結貸借対照表上の本項目の総額の内容は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2017年	2016年
内容別：		
金融機関に対する預金(注記9.2.1)	2,026,820	1,158,849
仲介貸付(注記9.2.2)	13,773,292	17,736,293
信用事業体へのその他の貸付(注記9.2.3)	319,988	270,380
	16,120,100	19,165,522
(減損損失)	(19,205)	-
その他の評価調整額(*)	(23,226)	(706)
	16,077,669	19,164,816

(*) 評価調整額は、利息および類似収益の発生額ならびに手数料調整額に関連する金額である。

9.2.1 金融機関に対する預金

2017年および2016年12月31日現在の「定期預金」項目の満期別の詳細は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2017年	2016年
1年以内	2,026,820	1,158,849
1年超2年以内	-	-
2年超3年以内	-	-
3年超4年以内	-	-
4年超5年以内	-	-
5年超	-	-
	2,026,820	1,158,849

2017年中、「金融機関における預金」は、年利0.31%（2016年中は0.55%）の平均利息による収益を得た。2017年および2016年12月31日現在のかかる預金は、すべて定期預金である。

これらの貸付金について2017年および2016年に発生した金利はそれぞれ1,954千ユーロおよび996千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

9.2.2 仲介貸付

1993年2月26日の閣議決定に従い、中小企業に対する融資を援助するための仲介貸付枠が当公庫に設けられた。かかる仲介貸付枠は、当公庫が様々な金融機関に供与した貸付を通じて行われ、当該金融機関が各企業に対する正式な貸付を行った。かかる方針は後年も継続され、常にスペインの中小企業に焦点を当てながら、毎年様々な金額および目的に沿った枠が承認された。

1997年12月31日までに付与された仲介貸付に区分される業務において、IC0は資金を受領する事業体の最終的な借り手に対する信用リスクの一定割合を引き受ける。それ以降は、IC0は2009年から2012年の一定の流動性資産枠を除き、最終的な借り手に関する不良債権リスクを引き受けていない。

2009年から2012年に設けられ、また2017年12月31日現在に総エクスポージャー156百万ユーロ（2016年12月31日現在は378百万ユーロ）である仲介貸付枠は、中小企業のための、流動性リスクを伴う一定のICO信用枠である。かかる枠につき、ICOは、仲介に失敗した金融機関による全般的および総合的なリスクを引き受けた。2009年および2010年に供与されたかかる枠につき、かかるリスクは当該枠の引当金額の5%を上限とした。一方で、2011年および2012年に供与された枠については、不動産金融取引を除く金融機関セクターの平均不履行率が最大想定リスクとされている。2017年および2016年において、当公庫が引き受けたリスクにつき、新たな枠は承認されていない。

2017年12月31日現在、当公庫はICOのリスクに係るすべての仲介貸付枠のために82,849千ユーロ（2016年12月31日現在は170,989千ユーロ）の引当金を設定している（注記19を参照のこと。）。かかる引当金は、当初は当該仲介枠により当公庫に対して発生する受取利息を参照できるが、期待された成長が見られなかった場合は例外的にICOによって調整される。最終的に認識された引当金がかかる不履行をカバーするのに不十分な場合、かかる差額は直接1995年勅令付法第12号に基づき設定されたRDLファンドに請求され、当公庫における損失は一切発生しない。

2017年および2016年12月31日現在における仲介貸付残高の満期別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
1年以内	4,884,065	7,014,579
1年超2年以内	3,179,600	3,750,769
2年超3年以内	1,968,496	2,585,683
3年超4年以内	1,288,504	1,408,560
4年超5年以内	747,317	910,194
5年超	1,705,310	2,066,508
	13,773,292	17,736,293

2017年および2016年12月31日現在の仲介貸付の平均年利はそれぞれ1.43%および1.76%であった。

仲介貸付により生じた利息は2017年および2016年には、それぞれ231,399千ユーロおよび395,570千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

9.2.3 信用機関へのその他の貸付

本項目は、信用機関に対して直接行われた貸付取引の残高を含む（仲介貸付ではない。）。

2017年および2016年12月31日現在のこれらの貸付残高の満期別の詳細は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
1年以内	-	104
1年超2年以内	24,614	20,790
2年超3年以内	24,614	20,790
3年超4年以内	24,614	20,790
4年超5年以内	24,614	20,790
5年超	221,532	187,116
	319,988	270,380

2017年および2016年12月31日現在の仲介貸付の平均年利はそれぞれ1.43%および1.76%発生した。

これらの貸付金について2017年および2016年中に発生した金利は、それぞれ8,219千ユーロおよび7,040千ユーロであり、損益計算書の「受取利息」の項目に認識される（注記24を参照のこと。）。

本項目には、カントリー・リスクとして減損損失合計19,205千ユーロが含まれる（注記9を参照のこと。）。

9.3 顧客向貸付金

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表において、本項目の残高の相手方別の内訳は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2017年	2016年
相手方別：		
居住者公的機関	3,111,759	3,761,952
非居住者公的機関	31,213	38,613
その他の居住者部門	7,993,874	10,395,411
その他の非居住者部門	813,264	813,278
その他の金融資産	266,129	13,092
	12,216,239	15,022,346
(減損損失)	(1,091,050)	(1,701,646)
その他の評価調整額(*)	66,194	77,110
	11,191,383	13,397,810

(*) 評価調整額は、利息および類似収益ならびに手数料調整額に関連する金額である。

経済利益グループにおける投資の取引帳簿価額（2017年12月31日現在では24,578千ユーロおよび2016年12月31日現在では23,653千ユーロ）は、当該投資が利益保証型であることを考慮し、「その他の居住者部門」に含まれている。

これらの機関のマイナスの課税標準が当公庫の課税標準に含まれているため、本表に記載されている分配は会計財務要素を含んでいる。投資に対する最終利益の確定に伴い会計財務利益を調整するために連結損益計算書の所得税に対して引当金が毎年計上されている（注記19および注記23を参照のこと。）。

以下は、上記の相手方別残高のうち、公的に保証されている取引（2017年および2016年12月31日現在の「顧客に対する貸付金」の項目に分類される「その他の居住者部門」および「居住者公的機関」の項目に含まれる。）を相手方別および商品別に記載したものである。

(単位：千ユーロ)

	2017年	2016年
「居住者公的機関」に含まれる残高：		
中央政府に対する貸付	992,349	1,400,466
地方自治政府に対する貸付	2,119,410	2,361,486
評価調整額	(140,245)	(93,369)
	2,971,514	3,668,583
「その他の居住者部門」に含まれる残高：		
国家により保証されている不良資産	59,962	185,444
その他の公共機関に対する貸付	2,465,207	2,934,685
国家により保証されているその他の部門に対する貸付	162,187	703,148
	2,687,356	3,823,277
国家により保証されている取引合計	5,658,870	7,491,860

2017年および2016年12月31日現在の「中央政府に対する貸付」の内訳は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2017年	2016年
国家およびその自治機関に対する貸付	990,301	1,139,965
国庫からの受取勘定	2,048	255,050
国家からのその他の受取勘定	-	5,451
	992,349	1,400,466

2016年12月31日現在「国庫からの受取勘定」は、248,607千ユーロであり、これは、「i+d+iおよび福利厚生に関するFEDERの運営プログラムに含まれるテクニカル・ファンド・IC0・イノベーション2015-2016年」の策定によるものであった。2017年において、本項目に関連する金額（248,607千ユーロ）は「その他の金融資産」に含まれていた。さらに国庫に支払った金額であって、仲介貸付の金利差を調整するための助成金として有効に返戻されていない金額である。

2016年において、「国家からのその他の受取勘定」には、当公庫のCARI取引額が計上される。これらの金額の残高は額面価格で表示され、利息は一切付されない。

2017年および2016年における公共部門機関による損益に寄与した利息および類似収益は以下の通りである（注記24を参照のこと。）。

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
中央政府	7,528	12,091
地方自治政府	20,540	31,551
その他の公共部門機関	27,782	38,530
	55,850	82,172

2017年および2016年12月31日現在、「顧客に対する貸付金」に分類される貸付元本（評価調整額を含む。）の満期別詳細は以下の通りである。

満期別：	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
1年以内	1,503,992	2,185,197
1年超2年以内	998,472	1,680,600
2年超3年以内	1,465,753	1,601,534
3年超4年以内	1,214,130	1,492,280
4年超5年以内	1,594,436	1,355,531
5年超	5,505,650	6,784,314
	12,282,433	15,099,456

スペイン中央銀行の現行の規則に従い、偶発債務および不確定約定額の引当金は貸借対照表の「引当金 - 偶発債務および不確定約定額の引当金」項目に計上されている。

2017年および2016年12月31日現在のその他の債務者向貸付金の年率はそれぞれ1.46%および1.50%であった。

2017年12月31日現在、損益計算書には、貸付および受取債権として分類された金融資産の損益は計上されなかった（2016年12月31日現在も計上されなかった。）（注記28を参照のこと。）。

注記10 満期保有投資ポートフォリオ

2017年および2016年12月31日現在の満期保有投資ポートフォリオの相手方別の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
相手方別：		
スペイン公的機関	8,962,724	9,529,114
居住者金融機関	844,159	971,027
その他の居住者部門	4,011	4,067
不良資産	29,942	-
	9,840,836	10,504,208
減損損失	-	-
減損に係る評価調整額	-	-
	9,840,836	10,504,208

2017年におけるポートフォリオの平均補償率は、0.60%であった（2016年は1.33%であった。）。

「居住者金融機関」は、スペインの金融機関により発行された負債性証券を含む。かかる負債性証券は、当公庫が契約当初およびそれ以後において、満期まで保持の意思と財務能力を有するものであって、市場において運用され、固定満期で、かつ、そのキャッシュフローが確定しているか確定可能なものである。

2017年12月31日現在および2016年12月31日現在、当公庫は、満期を迎えた投資有価証券ポートフォリオの信用リスクによる減損損失を補うための引当金を割り当てていない。

満期保有投資ポートフォリオの項目のうち2017年および2016年における変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
当初残高	10,504,208	10,810,652
買取追加額	6,182,885	8,633,259
減損の変動	-	-
償還額および売却額	(6,846,257)	(8,939,703)
期末残高	9,840,836	10,504,208

2017年および2016年12月31日における期間毎の残存期間の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
要求払い	413,270	1,370,505
3ヶ月以内	749,324	696,217
3ヶ月超1年以内	10,876	1,349,673
1年超5年以内	8,640,177	7,060,403
5年超	27,189	27,410
合計	9,840,836	10,504,208

注記11 デリバティブヘッジ（借方および貸方）

添付の貸借対照表のこの項目には、注記2.3記載の説明に従った公正価額でのヘッジ商品が計上されている。

契約済みのデリバティブ取引およびヘッジ項目は、基本的には以下の通りである。

- 主にグループが発行するEuribor以外のレートで計算される金融商品をヘッジする金利スワップ
- 複数の金融商品に関連する公正価額とキャッシュフローの変動をカバーする為替ヘッジ

デリバティブの公正価額を決定するために使用する評価方法は、金利デリバティブや為替リスク・デリバティブを評価する割引キャッシュフロー法である。

2017年および2016年12月31日現在「デリバティブヘッジ」の項目に記載されている金融デリバティブの名目価値および公正価額は、相手方別、残存期間別およびリスク別で以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

	名目価値		資 産		負 債	
	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年
市場別：						
組織的市場	-	-	-	-	-	-
非組織的市場	16,374,428	28,414,644	517,145	1,222,013	363,492	218,726
	16,374,428	28,414,644	517,145	1,222,013	363,492	218,726
商品別：						
スワップ	16,374,428	28,414,644	517,145	1,222,013	363,492	218,726
	16,374,428	28,414,644	517,145	1,222,013	363,492	218,726
相手方別：						
信用機関	16,374,428	28,414,644	517,145	1,222,013	363,492	218,726
その他の金融機関	-	-	-	-	-	-
その他の部門	-	-	-	-	-	-
	16,374,428	28,414,644	517,145	1,222,013	363,492	218,726
リスク別：						
為替リスク	8,510,605	3,135,733	226,224	673,358	277,773	105,493
金利リスク	7,863,823	25,278,911	290,921	548,655	85,719	113,233
	16,374,428	28,414,644	517,145	1,222,013	363,492	218,726

2017年および2016年12月31日現在、公正価額で測定し、注記2.2.3記載の公正価額レベルを考慮したデリバティブヘッジの分類は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2017年		2016年			
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
資産						
- 売買目的保有デリバティブ	-	517,145	-	-	1,222,013	-
負債						
- 売買目的保有デリバティブ	-	363,492	-	-	218,726	-

公正価額は、2017年および2016年を100%として計算されており、貨幣および公債市場のインプリシット・カーブを参照している。

2013年1月1日付でIFRS第13号が効力発生したことにより、当公庫は相手方および当公庫によるデリバティブ金融商品評価額、リスク評価調整額を含んでいる（注記7および注記30を参照のこと。）。

[前へ](#) [次へ](#)

注記12 子会社、合併企業および関連企業への投資

2017年および2016年中の連結貸借対照表における、会社別の株式の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)
	<u>関連企業</u>
2016年1月1日現在残高	55,929
追加額	1,821
処分額 / 使用額	-
その他の変動	-
減損	-
2016年12月31日現在残高	57,750
追加額	1,110
処分額 / 使用額	-
その他の変動	-
減損	-
2017年12月31日現在残高	58,860

2017年および2016年12月31日現在の株式および持分に係る情報は、別紙 に記載されている。
 2017年および2016年における増加は、連結調整に相当する。

注記13 有形固定資産

2017年および2016年の有形固定資産の変動およびこれに関連する累積償却額は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	自己使用の建物	設備、車両 その他の固定資産	不動産投資	合計
費用				
2017年1月1日現在の残高	113,785	15,723	-	129,508
追加額	195	188	-	383
処分額その他の償却額	-	(73)	-	(73)
2017年12月31日現在の残高	113,980	15,838	-	129,818
累積償却額				
2017年1月1日現在の残高	29,413	7,349	-	36,762
充当額	1,961	540	-	2,501
移転額その他の変動額	-	(73)	-	(73)
2017年12月31日現在の残高	31,374	7,816	-	39,190
減損損失				
2017年12月31日	-	651	-	651
有形固定資産純額				
2017年12月31日現在の残高	82,606	7,371	-	89,977
費用				
2016年1月1日現在の残高	113,566	15,652	-	129,218
追加額	219	89	-	308
処分額その他の償却額	-	(18)	-	(18)
2016年12月31日現在の残高	113,785	15,723	-	129,508
累積償却額				
2016年1月1日現在の残高	27,798	6,695	-	34,493
充当額	1,615	671	-	2,286
移転額その他の変動額	-	(17)	-	(17)
2016年12月31日現在の残高	29,413	7,349	-	36,762
減損損失				
2016年12月31日	9,876	651	-	10,527
有形固定資産純額				
2016年12月31日現在の残高	74,496	7,723	-	82,219

2017年12月31日現在、総額約16,460千ユーロ（2016年12月31日現在は15,445千ユーロ）で償却された自己使用目的の有形固定資産があった。

当公庫の方針に従い、すべての有形固定資産は2017年および2016年12月31日現在、保険が付保されている。

2004年スペイン中央銀行通達第4号の暫定規則第1、B)6項によれば、有形固定資産の公正価額による評価が認められている。この評価調整を実行するため、当グループは運用資産について関連する評価を実施し、それにより当グループの有形固定資産の価値は53,106千ユーロ増加した。租税効果を控除後のこれらのキャピタルゲインのために再評価準備金が設定された。再評価された簿価はその時点で帰属費用として充当される。

2017年12月31日現在、再評価準備金は23,591千ユーロ（2016年12月31日現在は23,591千ユーロ）であった（注記20を参照のこと。）。

下記の表は2017年および2016年12月31日現在の当グループの一部の有形固定資産の公正価額を当時の簿価とともに区分毎に表したものである。

（単位：千ユーロ）

	2017年		2016年	
	簿価	公正価額	簿価	公正価額
自己使用目的の有形固定資産	89,977	114,167	82,219	86,208
建造物	82,606	106,796	74,496	78,485
その他	7,371	7,371	7,723	7,723
不動産投資	-	-	-	-
建設中不動産	-	-	-	-

上記の有形固定資産の公正価額は、下記に従って見積もられた。

- スペイン中央銀行承認の価格査定人による評価の更新がされなかった資産については、事業体により類似した資産の価格傾向の市場データに基づき公正価額が見積もられた。
- スペイン中央銀行承認の価格査定人による評価の更新がなされた資産については2003年省令805号の評価方法に従い公正価額が見積もられた。

すべての自己使用目的不動産は、2017年および2016年12月31日付で、承認された鑑定人であるスペイン中央銀行により比較方法を用いて評価された。

注記14 無形資産

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表における無形資産は、もっぱらその他の無形資産の項目に分類される。

	推定耐用年数	(単位：千ユーロ)	
		2017年	2016年
耐用年数(無期限)	-	-	-
耐用年数(期限付)	3年から10年	39,942	37,588
総計		39,942	37,588
内訳：			
内部開発	3年	32,162	29,077
その他	10年	7,780	8,511
累積償却額		(29,861)	(26,322)
減損損失		(2,137)	(2,137)
		7,944	9,129

2017年および2016年12月31日現在のすべての無形資産はコンピューターのアプリケーションに関連するものである。2017年12月31日現在の全額償却された無形資産は24,208千ユーロ（2016年12月31日現在は21,665千ユーロであった。）。

注記15 税金資産および税金負債

2017年および2016年12月31日現在の税金資産および負債の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	資産		負債	
	2017年	2016年	2017年	2016年
当期税金：	130,193	127,172	935	877
法人税	130,170	127,163	-	-
VAT	23	9	77	30
所得税(源泉)	-	-	440	457
社会保障負担	-	-	418	390
繰延税金：	134,319	95,375	14,512	65,960
信用供与、貸付および割引に係る減損損失	79,648	95,375	-	-
キャッシュフロー・ヘッジの評価(注記21)	54,671	-	-	50,205
資産の修正	-	-	15,932	15,932
売却可能金融資産の修正	-	-	(1,420)	(177)
	264,512	222,547	15,447	66,837

2017年および2016年の繰延税金資産および負債の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	資産		負債	
	2017年	2016年	2017年	2016年
期首残高	95,375	228,381	65,960	39,170
信用供与、貸付および割引に係る減損損失	(15,727)	(133,006)	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ評価額(注記21)	54,671	-	(50,205)	27,053
資産の修正	-	-	-	-
売却可能金融資産の修正(注記21)	-	-	(1,243)	(263)
期末残高	134,319	95,375	14,512	65,960

注記16 その他の資産および負債

2017年および2016年12月31日現在の「その他の資産」の本項目の残高は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
その他の資産	7,828	7,051
付加利子	30,224	29,809
	38,052	36,860

「付加利子」の項目には、供給者支払のための融資基金、自治区流動性基金および自治体の融資基金の業務管理についての当グループの親会社である当公庫の受取手数料およびその他が含まれている(注記1.1を参照のこと。)。2017年において、ICOの受取手数料総額は年間25百万ユーロ(2016年12月31日現在も25百万ユーロ)であり、これらの金額は損益計算書の「手数料収入」にも計上されている(注記28を参照のこと。)

2017年および2016年12月31日現在のその他の負債の本項目の残高は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
その他の負債	1,432	3,034
付加利子	2,687	5,032
	4,119	8,066

本項目「その他の負債」は、基本的に、今は存在しないアルヘンタリアからの資産および負債の譲受に関連する当グループに係る様々な支払義務に対応する(注記1.4を参照のこと。)

「付加利子」の項目には、「2017年ラベル仲介融資枠」の750千ユーロ(2016年は700千ユーロ)に基づき金融機関に支払われる未収の受取手数料が含まれている。

注記17 売却目的保有の非流動資産

「売却目的保有の非流動資産」の総額は、担保権実行資産に相当する。2017年12月31日現在および2016年12月31日現在記載されている担保権実行資産のうち、不動産開発およびその他の不動産開発事業に関連した資金調達に起因するものはない。

2017年および2016年の貸借対照表に記載される本項目の残高の変動は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	費用	減損	合計
2016年1月1日現在残高	72,888	(72,888)	-
追加額	208	(141)	67
処分額 / 使用額	(206)	139	(67)
移転額	-	-	-
2016年12月31日現在残高	72,890	(72,890)	-
追加額	22	-	22
処分額 / 使用額	(469)	469	-
移転額	-	-	-
2017年12月31日現在残高	72,443	(72,421)	22

「売却目的保有の非流動資産」の金額は2017年および2016年12月31日現在に完全に引当金を計上した単一の資産48,678千ユーロと対応する。

2017年には、売却目的保有の非流動資産の売却益として182千ユーロ（2016年は1,132千ユーロの利益）が計上されている。

当公庫の取締役会はこれらの資産に対して投資の引上げ計画を毎年承認している。

2004年スペイン中央銀行通達第4号第55項の規則60記載の通り、売却目的保有の非流動資産は、居住用、産業用および商業用別に、都市部における土地および都市化から分断された未開地ならびに建物と幅広く分類される。以下の表は、評価会社、資産評価の方法および会社 / 代理店の評価額が示されている。

居住用建物		
最終評価額 (単位：千ユーロ)	評価会社	評価方法
11	GRUPO TASVALOR	動的残余
3	ALIA TASACIONES	動的残余
275	ALIA TASACIONES	費用および比較
439	GRUPO TASVALOR	費用および比較
13	ARCO VALORACIONES	費用および比較
50	GRUPO TASVALOR	比較
286	JUDICIAL	その他
1,077		
産業用建物		
最終評価額 (単位：千ユーロ)	評価会社	評価方法
2,296	GESVALT	費用および比較
2,296		

第三次利用建造物

最終評価額 (単位:千ユーロ)	評価会社	評価方法
81	GRUPO TASVALOR	
11	GRUPO TASVALOR	比較
811	GRUPO TASVALOR	費用および比較
44	GRUPO TASVALOR	費用
5,131	EUROVAL	費用
6,078		

都市部における土地および開発可能用地

最終評価額 (単位:千ユーロ)	評価会社	評価方法
712	ALIA TASACIONES	動的残余
8,982	GRUPO TASVALOR	動的残余
218	EUROVAL	動的残余
31	GESVALT	動的残余
3	ALIA TASACIONES	静的残余
19	GRUPO TASVALOR	静的残余
172	GRUPO TASVALOR	比較
10,137		

未開地		
最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
25	GRUPO TASVALOR	費用および比較
128	ALIA TASACIONES	比較
102	GRUPO TASVALOR	比較
65	GRUPO TASVALOR	比較
8	GRUPO TASVALOR	賃貸料の更新
18	GESVALT	その他
117	JUDICIAL	その他
463		
20,051		

注記18 償却原価金融負債

貸借対照表の本項目の残高を構成する項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

相手方別：	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
信用機関による預金(注記18.1)	11,495,137	13,375,016
顧客による預金(注記18.2)	848,733	1,003,960
市場性を有する債券(注記18.3)	22,845,774	26,954,455
その他の金融負債(注記18.4)	857,380	1,051,930
	36,047,024	42,385,361

18.1 信用機関による預金

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

種類別：	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
欧州投資銀行からの借入金	10,081,159	10,419,575
銀行間借入金	186,000	758,699
その他の金融機関からの借入金	1,164,578	2,090,697
その他の取引	-	497
評価調整額 - 見越勘定	63,400	105,548
	11,495,137	13,375,016

銀行間預金は、2017年および2016年12月31日現在から起算して1年以内にそれぞれ期限が到来する。

「その他の取引」の項目には最終承認を待っている金融企業からの収益が含まれる。

「その他の金融機関からの借入金」の償還期限の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
1年以内	1,572,052	1,007,588
1年超2年以内	2,029,155	1,577,796
2年超3年以内	1,967,323	2,067,437
3年超4年以内	1,882,750	1,649,959
4年超5年以内	1,246,522	1,778,584
5年超	1,383,357	2,338,211
	10,081,159	10,419,575

「欧州投資銀行からの借入金」の最終償還期限は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
1年以内	104,750	119,504
1年超2年以内	186,000	239,779
2年超3年以内	204,750	358,493
3年超4年以内	234,750	358,493
4年超5年以内	76,750	358,493
5年超	357,578	655,935
	1,164,578	2,090,697

18.2 顧客による預金

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

相手方別：	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
公的機関	804,913	922,698
その他の居住者部門(1)	43,471	81,003
その他の非居住者部門	-	-
評価調整額 - 見越勘定	349	259
	848,733	1,003,960

(1) うち、2017年および2016年12月31日現在、50,286千ユーロおよび88,194千ユーロはそれぞれ経常収支であった。

2017年および2016年12月31日現在、「公的機関」の項目に記載された残高の種類別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
特別国家借入金	-	-
相互金利調整契約(CARI)	6,756	11,688
公的機関の経常勘定およびその他の項目	798,157	911,010
	804,913	922,698

18.3 市場性を有する債券

2017年および2016年12月31日現在の「市場性を有する債券」の項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
発行済債券	22,124,860	26,109,430
評価調整額(*)	720,914	845,025
	22,845,774	26,954,455

(*) ヘッジ会計士による取引費用および価格調整を含む。

2017年度中および2016年度中の負債性証券 - 債券および債務の項目における変動実績は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
期首残高	26,109,430	40,480,490
発行数	27,509,063	11,118,769
償却費	(31,023,445)	(25,622,875)
為替差損益	(470,188)	133,046
期末残高	22,124,860	26,109,430

以下の表は、2017年および2016年12月31日現在の発行済債券の主な特徴を、通貨、利率および最終償還期日で示したものである。

発行数		通貨	償還期日	年利率	(単位：千ユーロ)	
2017年	2016年				2017年	2016年
3	3	ノルウェー・クローネ	2021年	4.28% - 5.36%	120,981	131,020
1	1	カナダ・ドル	2020年	4.53% - 5.00%	166,234	176,205
43	36	米ドル	2022年	複数年	5,536,911	4,081,407
78	108	ユーロ	2032年	複数年	15,465,264	20,497,410
3	4	スイス・フラン	2024年	2% - 3.25%	358,892	577,016
-	3	英ポンド	2017年	複数年	-	365,838
1	-	豪ドル	2018年	1.95%	324,237	-
1	-	スウェーデン・クローネ	2022年	0.963%	50,793	-
4	6	円	2030年	0.52% - 2.9%	101,548	280,534
					22,124,860	26,109,430

各発行の内容は、当グループの親会社である当公庫公式サイト (www.ico.es) の「投資 - 発行債券情報」のページを参照されたい。

2017年にユーロ建ておよびその他通貨建ての債券の金融費用の総額は損益計算書の「利息および類似費用」の項目に計上されており、金額は876,354千ユーロであり、その平均年利は4.03%（会計ヘッジを考慮すると2.05%）であった。2016年の金融費用は1,259,547千ユーロであり、その平均年利は4.08%（会計ヘッジを考慮すると2.45%）であった（注記25を参照のこと。）。

2017年現在、一定の償却原価金融負債（ICOにより発行された債券）の買戻しの結果として、8,766千ユーロの純営業損失が計上された（かかる金額は、かかる排出を補填するために買戻しに関連したデリバティブの消却の結果を含む。）。2016年に同様の概念で計上された損失は、152,151千ユーロであり、これは「公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益」に計上されている（注記29を参照のこと。）。

18.4 その他の金融負債

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表における本項目の残高は以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
国庫準備金	586,853	775,028
その他	270,527	276,902
	857,380	1,051,930

「国庫準備金」には、当グループが受領し、各項目に適用される条件に従い返済する資金が含まれる。これらの各資金に関連する詳細については、当公庫のウェブサイト（www.ico.es）を参照のこと。

最も重要な与信枠に関連する資金は以下のものである。

- 「Línea FOMIT」 - Renove Turisumo（FOMIT - 観光与信枠）：かかる与信枠は、インフラおよび観光地の修復および近代化を目指す計画への資金援助を提供する。
- 「Línea Avanza」（高度与信枠）：かかる与信枠は、ICOとともに、市民および企業による新情報技術（ブロードバンドおよびそれに必要な技術的サポート）の利用のための支援および資金を供給する。かかる対象に応じて、TIC向貸付金（中小企業）、若者および大学生向貸付金（特定グループ）ならびにデジタル顧客向貸付金（一般的な市民）が実施される。
- 「Línea Préstamos Renta Universidad」：かかる与信枠は、2011年から2012年までの博士号または修士号の大学院過程における将来所得を保証する。
- 「Línea Futur E」：かかる与信枠は、エネルギーの合理的使用、再生可能エネルギーの使用、水の使用量の削減および廃棄物管理の観点に立ちスペインにおけるツーリズムの基盤を固めるため、持続可能な観光を支えるためのプロジェクトに対する動機を提供し、持続可能性および環境へ配慮からの観点から現在のツーリズムを再構築する手助けをし、環境および持続的発展に関連した要素に着眼するものである。

ICOによる市場資金調達を通して資金供給される他の公庫与信枠とは異なり、これらの業務に指定された財政資金は、関連省庁の代理で当公庫が開設した勘定に、国家より直接資金供給される。これらの資金残高は、（上記与信枠の残高を反映する。）関連する勘定の金額および残高が与信枠供給のために当公庫が受領する金額と常に同額であるために、「貸付および受取債権」（純額、未償却）としても記載される公式の取引により供給される金額と常に一致する。

2017年および2016年12月31日現在のこれらの資金の残高は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
FOMIT	205,200	259,743
Avanza	30,085	109,594
Préstamos Renta Universidad	142,355	175,392
Futur E	41,847	70,405
その他	167,366	159,894
	586,853	775,028

「その他」の項目には、ICOおよびERDFからの資金を含む中小企業および自営業に対する特定の仲介貸付枠への融資のためのICO・イノベーション・ファンド2013-2015年の設立に相当する金額（2017年および2016年12月31日現在において248,607千ユーロ）が含まれる。

2013年12月、I+D+IのためのFEDER運営プログラムは、C 決定（2007）6316を通じて、テクノロジカル・ファンド2013-2016年による企業の利益のために承認された。財務・行政省の共有資金総局は、スペインにおける当該プログラムの管理に指名されている公的機関である。当該プログラムは、資金の一部を管理するため、「ICO・イノベーション・テクノロジカル・ファンド2013-2016年」を含む金融商品を利用する可能性を含む。当該金融商品「ICO・イノベーション・テクノロジカル・ファンド2013-2016年」により、革新的企業に対する融資へのアクセスの促進を目的とする構造基金（ERDF）との協調融資が開始される。

注記19 引当金

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表における本項目の残高の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
年金および年金類似債務引当金	423	365
偶発債務および不確定約定額の引当金	1,197	14
その他の引当金	303,045	238,881
	304,665	239,260

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」の残高の内訳は以下の通りである。

	(単位:千ユーロ)	
	2017年	2016年
1995年勅令第12号に基づく基金	177,926	107,428
流動性特別貸付金にかかる引当金(注記9.2.2)	88,361	82,849
BBVAからの回収額のための資金	357	174
プレステージ船事故補償資金	10,980	11,376
AIEの株式損益補償のための資金(注記9.3)	14,401	16,277
偶発債務積立資金	10,000	20,000
その他の資金	1,020	777
	303,045	238,881

1995年勅令第12号

1995年12月28日勅令第12号(1995年12月30日の官報(BOE)に掲載され、1996年1月1日より効力が生じる。)は、金融機関に関して現在有効な規則に従い、閣僚会議決議(1987年12月11日)のセクション4.1で言及される国家借入金から得られる資金を充当することにより、注記1に記載する業務から将来履行が疑わしいまたは貸倒れの発生する可能性のある貸付金に関し、引当金に繰入れるために、IC0が最大で総額150,253千ユーロのファンド(注記19.2を参照のこと。)を設定することを規定した。租税、行政および社会秩序措置に関する1997年12月30日法律第66号追加条項第4条は、これらの規則の適用にかかわらず、一般国家予算における特定の補償を受けないことを条件として、閣僚会議またはCDGAEが、通常の業務において発生する債務不履行に、1995年勅令第12号に基づき設定される特別引当金ファンドを充当する権限をIC0に付与することを規定した。当該ファンドは、「その他の引当金」の項目で1996年に設立された。

取引条件に基づき当該ファンドへの充当を要するこれらの貸付金および取引は、当該ファンドの費用の形で計上されている。したがって、当公庫の損益計算書に影響はない。

当該ファンドで補填される貸付金は、同ファンドによりすでに引当が行われているため、一般および特別貸倒引当金の計算には算入されない。

前段落で記載される通り、当該ファンドは、初回の割当に加え、IC0が得た利益や国による損失の引受や補填の実行または承認による利益から、または信用に影響を与える適切な制度取引を通しての、将来の割当をも期して設定されている。同様に、当該ファンドは、引当金が計上されているかまたは不履行が宣言され、当該ファンドに対して請求される借入金から得られる回収額(2017年は7,724千ユーロ、2016年は8,319千ユーロであった。)ならびに当該ファンドに割り当てられる資金の運用からの収益(2017年は(164)千ユーロ、2016年は85千ユーロであった。)で設定されている。

一般国家予算に関する1996年12月30日法律第12号の規定に従い、1997年に追加の150,253千ユーロが一般国家借入金を充当することにより当該ファンドに割り当てられた。

2004年、総額249,500千ユーロの割当が2004年7月30日の閣僚会議決議に従ってIC0に付与された国家借入金に対して充当された。

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」に計上された資金の2017年および2016年の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)
2016年1月1日現在の残高	100,009
利息の資本組入れ	85
国による拠出金	-
貸付金の回収(元本および利息)	8,319
使用額	(985)
2016年12月31日現在の残高	107,428
利息の資本組入れ	(164)
国による拠出金	3,466
2016年のIC0による使用結果	62,000
貸付金の回収(元本および利息)	9,724
使用額	(4,528)
2017年12月31日現在の残高	177,926

2017年においては、2016年にIC0によって分配された純利益の一部として、特別拠出金62,000千ユーロが計上された。

BBVAからの回収額のための資金

当グループの親会社である当公庫は、「BBVAからの回収額のための資金」の項目に関し、2001年と2002年に租税、行政および社会秩序措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項第11条を適用した。これにより、旧政府金融機関が付与し、政府が保証した一定の貸付および保証によって国が当公庫に対して負担することとなった金額を消却するために当公庫の株式の一部を割り当てた。

しかし、IC0は、この消却処理による影響を受けた業務管理によりかかる貸付に関する回収金を引き続き受領することとなったが、慎重な会計原則に従い、当該回収金は通常、損益計算書の利益として認識されない。利益として計上されたものについては、関連する負債の引当金が、2017年および2016年12月31日現在でそれぞれ357千ユーロおよび174千ユーロ計上され、2001年法律第24号追加条項第10.1項(2006年法律第42号による修正に従う。)に従い資本に組み入れられる。

プレステージ船事故補償資金

プレステージ船事故補償資金は、2002年11月22日勅令第7号に基づいており、かかる特別引当金ファンドに従い、プレステージ船事故補償貸付金による不良債権額に、1995年勅令第12号に基づく特別引当金ファンドを充当する権限を与えるものである。

AIEの株式損益補償のための資金

AIEの株式損益補償のための資金には、経済利益グループを介して行われた取引による利益を運用成績に対して調整する引当金が含まれる（注記9.3を参照のこと。）。この引当金は、利益勘定の法人税の項目として認識され、2017年および2016年において、それぞれ1,876千ユーロおよび92千ユーロとなった（注記23を参照のこと。）。2017年において、日程表通りAIEが解散した後、関連する投資を除外するための適用は行われていない（2016年度においては、4,701千ユーロが適用された。）。

偶発債務積立資金

この項目は、2010年に設定され、2017年12月31日現在の一般偶発債務（オペレーショナル・リスクを含む。）に対する一般引当金は10,000千ユーロであった（2016年12月31日現在は20,000千ユーロであった。）。

貸借対照表における本項目の引当金の2017年および2016年の変動は以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）				
	税金引当金	年金基金	偶発債務および 不確定約定額の 引当金	その他の 引当金	合計
2016年1月1日現在の 残高	-	343	19,540	316,034	335,917
割当(純額)(1)	-	22	-	9,955	9,977
回収	-	-	(19,526)	(87,049)	(106,575)
資金の使用	-	-	-	(4,935)	(4,935)
移転およびその他の変動(2)	-	-	-	4,876	4,876
為替差損益	-	-	-	-	-
2016年12月31日現在の 残高	-	365	14	238,881	239,260
割当(純額)(1)	-	58	-	4,948	6,189
回収	-	-	1,183	(10,034)	(10,034)
資金の使用	-	-	-	(622)	(622)
移転およびその他の変動(2)	-	-	-	69,872	69,872
為替差損益	-	-	-	-	-
2017年12月31日現在の 残高	-	423	1,197	303,045	304,665

- (1) 2017年の利益および損失の純額には、当該ファンド自身の報酬に関して発生する利息の資本組入れのための特別引当金ファンド（1995年勅令第12号に基づく基金）への支払に関連して、164千ユーロ（2016年は82千ユーロ）が含まれる。また、4,509千ユーロ（2016年は85,808千ユーロ）に上るIC0のリスク（注記9.2.2を参照のこと。）に伴うIC0の流動性枠のための引当金および10,000千ユーロ（2016年12月31日現在は9,699千ユーロ）の偶発債務積立資金への割当も含む。
- (2) 2017年12月31日現在の「移転およびその他の変動」は、主にAIEの株式損益補償のための資金（1,876千ユーロ）（注記23を参照のこと。）およびBBVAの商品の回収のための出資（2001年12月27日法律第24号の追加条項第11号）によるその他の再分類（62,000千ユーロ）に関連している。2016年12月31日現在、変動はAIEの株式損益補償のための資金799千ユーロおよびその他の再分類（6,911千ユーロ）に関連している。

注記20 自己資本

連結貸借対照表の「資本」の項目の2017年および2016年の期首および期末の簿価の調整は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)				
	資本	修正準備金	その他の準備金	利益	合計
2016年1月1日現在の残高	4,311,855	24,501	917,251	33,844	5,287,451
利益の分配	-	-	8,844	(33,844)	(25,000)
その他の準備金の増加	-	(910)	910	-	-
年度利益	-	-	-	317,019	317,019
その他の変動	730	-	243	-	973
2016年12月31日現在の残高	4,312,585	23,591	927,248	317,019	5,580,443
利益の分配	-	-	69,019	(317,019)	(248,000)
その他の準備金の増加	-	-	(152)	-	(152)
年度利益	-	-	-	103,100	103,100
その他の変動	482	-	-	-	482
2017年12月31日現在の残高	4,313,067	23,591	996,115	103,100	5,435,873

2016年の「利益の分配」は、2017年7月27日付の経済・産業・競争力省の承認を受けて、合計248,000千ユーロとなった。このうち、62,000千ユーロは、1995年勅令第12号に基づくファンドへの拠出金として計上された（注記19を参照のこと。）。

「その他の変動」は主に以下の内容を含む。

- 財務、行政および社会対策に関する2001年12月27日法律第24号追加条項第11条に基づき、旧政府金融機関および当公庫によって供与された、一定の貸付および保証の結果、IC0とともに国家が負担する債務の取消により当該資金が回復した。これに関連し2017年においては資本へ482千ユーロ（2016年は730千ユーロ）が計上された。

20.1 完全または比例連結企業における準備金

2017年および2016年12月31日現在の連結貸借対照表における「資本 - 準備金 - 累積準備金」における残高の連結企業別の内訳は以下の通りである。そのうち一部は、連結時に発生し、連結財務書類において完全または比例連結企業について分析された残高である。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレスS.A.	8,305	8,227
スペイン開発金融公庫	996,289	928,945
	1,004,594	937,172

20.2 持分法適用会社における準備金および為替差損益

2017年および2016年12月31日現在の連結貸借対照表における「資本 - 準備金 - 持分法適用会社の準備金」における一部は、連結時に発生し、連結財務書類において持分法適用会社について分析された残高である。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES)	15,120	13,659
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A.(CERSA)	(44)	(44)
その他の企業	36	52
	15,112	13,667

注記21 その他の累積包括損益（評価調整額）

総額および租税効果に貢献している評価調整額の残高は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2017年			2016年		
	総額	租税効果 (注記15)	純額	総額	租税効果 (注記15)	純額
売却可能金融資産	(4,733)	1,420	(3,313)	(589)	177	(412)
キャッシュフロー・ヘッジ	(182,239)	54,672	(127,567)	167,350	(50,205)	117,145
合計	(186,972)	56,092	(130,880)	166,761	(50,028)	116,733

本項目の残高は、貸借対照表における「売却可能金融資産」および「評価額 - キャッシュフロー・ヘッジ・デリバティブ」の勘定に関連するものである。一つ目の勘定では、注記2.2.4に従い、当グループの資本の一部に含まなければならない、売却可能と分類される資産の公正価額の変動額（純額）を計上する。二つ目の勘定では、キャッシュフロー・ヘッジ商品の公正価額の変動額（純額）を計上する。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
期首残高	116,733	54,223
売却可能金融資産の公正価額の変動(注記8)	(2,901)	(613)
キャッシュフロー・ヘッジ	(244,712)	63,163
期末残高	(130,880)	116,733

注記22 第三者向け財務保証および金額

貸借対照表上の本項目は、通常の業務における約定額（付与された保証）及び第三者が使用可能な額（不確定約定額）に応じて、支払義務を負う第三者が支払わなかった場合、当該第三者に代わり当グループが支払うべき金額を記載している。

以下は2017年および2016年12月31日現在の本項目の内訳である。

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
偶発リスク		
保証およびその他の担保	605,138	824,186
	605,138	824,186
付与された不確定約定額		
第三者向け	260,434	
信用機関	2,122,178	2,086,095
公的機関部門	640,621	416,893
その他の居住者部門	193,495	245,015
非居住者部門	9,193	-
	3,225,921	2,748,003
その他の約定額	-	-
	3,831,059	3,572,189

保証商品（保証およびその他の担保）からの収益は、連結損益計算書の「受取手数料」の項目に計上され、契約で定められた利率を保証の額面価額に適用することによって算出される。

注記23 租税

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表の「会計上の負債」の項目には、当公庫に適用される税金に関する負債が含まれている。

予算、租税、財政および雇用に係る緊急措置に関する1993年2月26日勅令第3号の規定に従い、当グループの親会社である当公庫は1993年から1996年まで法人税の支払を免除されていた。当公庫は、法人税に関する1995年12月27日法律第43号暫定条項第13条に従い、1997年および1998年に関しても同税を免除され、1999年からは一般法人税が課税されている。

法人税上の課税標準に対する2017年および2016年の当グループの親会社としての当公庫の利益の調整は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
税引前簿価利益	145,987	448,102
永久差異		
支払外国税	581	542
会計処理されていない会計利益	6,031	(379)
被投資会社により生じる税務上の欠損金の繰越	2,106	(4,171)
過年度からの損金算入	-	-
	154,705	444,094
一時差異：		
減損および控除不能引当金	8,056	52,318
他年度発生一時差異の反転	(60,478)	(495,682)
	(52,422)	(443,364)
過年度における繰越損失の補償	(25,571)	
税務評価	76,712	730
税金総額(30%)	23,014	219
控除および引当金	(1,380)	(378)
源泉徴収税および中間納付	(33,219)	(113,577)
支払税額(注記16)	(11,585)	(113,736)
法人税	45,940	132,850
為替差損益調整額	-	-
その他の調整額(注記19)	(1,876)	(92)
法人税	44,064	132,758

相殺可能な税務上の欠損金はない。当該年度において、当グループの親会社であるICOが様々な割合で出資している経済利益グループからの欠損金が組み込まれた（2017年12月現在で2,106千ユーロおよび2016年12月現在でマイナス4,171千ユーロ）。欠損金は、各グループ会社が提供した情報に基づき割り当てられた。これらの項目は、経済利益グループの貸借対照表の期末と同年度に認識されることになっている。

2015年からの未払い補償税の負の税基盤は16,691千ユーロである。2017年には、かかる25,571千ユーロの負の課税価額は相殺された。

2017年および2016年に適用された税制優遇措置の控除はなかった。国際二重課税（支払税額）の控除額はそれぞれ472千ユーロおよび378千ユーロに上った。2017年度末現在、未払いの国際二重課税に対する控除はない。

特別事由による固定資産の減価償却方法に変更はなかった。

当公庫の確定申告およびその他の税金債務は、直近4年間税務当局による閲覧が可能である。

基本的に法人税の免除期間後に新たに発生する法人税負債に関し、一定の取引に適用される税規則の解釈によっては一定の偶発税金負債が存在する場合がある。ただし、当公庫の税務担当者の判断では、かかる負債が発生する可能性は少なく、いかなる場合においてもこれにより生じる税金債務が添付の財務書類を大幅に影響することはないものと見込まれる。

注記24 利息および類似収益

2017年および2016年の利息および類似収益の内訳は以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
売却可能金融資産	39,163	285,091
貸付および受取債権	421,609	612,684
満期保有投資	58,769	-
デリバティブ、銅会計	(10,040)	1,898
その他の資産	134	115
負債からの利息収益	12,955	-
	522,590	899,788

注記25 利息および類似費用

2017年および2016年の損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2017年	2016年
償却原価金融負債	1,004,826	1,373,158
デリバティブヘッジ	(418,396)	(499,008)
その他の負債	10	13
資産に係る支払利息	5,257	-
	591,697	874,163

注記26 配当金収益

本概念による収益はすべて株式ポートフォリオに対応しており、2017年および2016年においてそれぞれ173千ユーロおよび552千ユーロに上昇した。

注記27 参加方式により評価された事業体の損益

2017年および2016年において連結損益計算書に計上された本項目に関する利益の合計額は、それぞれ1,245千ユーロおよび1,579千ユーロに上昇した。別紙 には、参加方式についての詳細ならびに2017年および2016年12月31日現在の最も関連性の高いデータが記載されている。

注記28 受取手数料および支払手数料

損益計算書における本項目の残高の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
受取手数料		
偶発リスク	1,665	2,056
受取可能手数料	6,620	5,191
その他の手数料	48,209	53,311
	56,494	60,558
支払手数料		
署名リスク	(1,612)	(1,774)
その他の手数料	(1,776)	(11,124)
	(3,388)	(12,898)
手数料純額	53,106	47,660

2017年12月31日現在、手数料収入の「その他の手数料」の項目は、FFPPおよびFLAの管理手数料に関連する25,000千ユーロ（2016年12月31日現在では25,000千ユーロ）を含む（注記16を参照のこと。）。

注記29 公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益

構成する項目に基づく損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
売却可能金融資産(注記8)	5,146	-
貸付および受取債権(注記9.3)	-	-
償却原価金融負債(注記18.3)	(8,766)	(152,151)
	(3,620)	(152,151)

注記30 売買目的保有の金融資産および金融負債による損益

構成する項目に基づく損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
デリバティブヘッジ(注記7)	11,326	10,551
	11,326	10,551

IFRS第13号の施行後(2013年1月1日)、当グループはデリバティブ証券の評価につき、相手方のリスクおよび資本信用リスク(CVA-DVA)に対応する調整を組み込まなかった。2017年12月31日現在、本項目において行われた調整(この項目を含む。)は、マイナス5,835千ユーロに上った(2016年12月31日現在ではマイナス844千ユーロ)。

注記31 その他の営業収益および営業費用

連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

その他の営業収益	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
不動産投資による営業収益	1,035	913
その他(*)	3,833	628
	4,868	1,541

(*) 主に剰余金の返還、BBVAのアセットマネジメントを通じての前払金から得た収益が含まれている。

その他の営業費用	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
その他	(3)	(2)
	(3)	(2)

注記32 人件費

2017年および2016年の連結損益計算書における本項目の構成は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
賃金および給与	15,570	15,491
従業員福利厚生費	3,748	3,561
その他の費用	1,323	1,453
	20,641	20,505

2017年および2016年12月31日現在、職務別および男女別の従業員数は以下の通りである。

	従業員の数			
	男性		女性	
	2017年	2016年	2017年	2016年
経営陣	11	8	4	5
管理職および技術者	112	112	156	142
事務職員	8	8	53	50
	131	128	213	197

2017年および2016年における当公庫の職務別および男女別の従業員数の平均は以下の通りである。

	従業員の平均数			
	男性		女性	
	2017年	2016年	2017年	2016年
経営陣	10	10	5	5
管理職および技術者	114	110	150	146
事務職員	8	8	52	50
	132	128	207	201

注：第5 団体協約（2008年10月24日の官報に掲載された。）の調印以降、一般業務職員は専務職員として分類されている。

2017年において、33%を超える障害を持つ当公庫の平均従業員数は3名である（2016年においても同様）。

理事会の報酬およびその他の給付金

当公庫は、理事会のメンバーが受領する報酬について、賃金、日当、その他の報酬として、2017年に125千ユーロおよび2016年に98千ユーロを損益計算書に計上した。これらの報酬は、適用ある規制法に従い国庫に支払われた。

代表取締役および同様の役割を遂行している他の者が、2017年および2016年中に受け取った報酬は以下の通りである（単位：千ユーロ）。

2017年

従業員数(*)	給与および賃金			合計
	固定	変動	その他の賃金	
5	533	76	2	611

(*) 2017年2月に1名の取締役が加わった。当該取締役は、2017年において満額の年収またはいずれの変動報酬も受け取らなかった。2016年に退任した取締役に対して2017年に支払われた変動報酬も含まれる。

2016年

従業員数(*)	給与および賃金			合計
	固定	変動	その他の賃金	
6	537	77	3	617

(*) 2016年中、「当公庫」の総裁として代理人が存在した。

2017年および2016年12月31日現在、当公庫の理事会役員に付与された貸付金はなかった。2017年12月31日現在、従業員への貸付に関する内部規制に基づき付与された貸付金は、残存金額15,879千ユーロとなり、平均金利は2.51%（2016年12月31日現在で17,293千ユーロとなり、平均金利は2.51%）であった。

さらに、2017年12月31日現在、理事会の過去または現在の理事は年金または生命保険の義務を負っていない。

注記33 その他の管理費

損益計算書における本項目の残高の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
建物、設備および資材	780	980
コンピューター	3,070	3,086
通信	1,923	1,720
宣伝および広告	987	873
金利および租税	1,440	1,182
その他の一般管理費	9,299	8,703
	17,499	16,544

監査費用

年度会計監査は、国家行政介入局（スペイン語表記の頭文字をとって「IGAE」）により行われた。したがって、監査人の役割は（財務・行政大臣による）一般的介入により担われるため、この概念における監査人に対する報酬は存在しない。

アーンスト・アンド・ヤング（2017年および2016年の財務書類の監査人）グループが当グループに2017年および2016年に行った監査業務以外のサービスについて請求した金額（税込）の詳細は下記の表の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	監査		その他	
	2017年	2016年	2017年	2016年
IC0	-	-	54	48
Cofides(1)	16	27	-	-
Axis(2)	6	10	19	-
	22	37	73	48

(1) IC0のCofidesへの参加に関連する費用の割合。

(2) Axisに請求された金額のみが含まれており、かかる事業体によって管理されるファンドに請求された金額は含まれていない。

注記34 公正価額

その市場価額を確実に見積もることができない貸付および受取債権を除き、上記の通り、金融資産は貸借対照表において公正価額で計上される。

同様に、取引ポートフォリオに含まれるものを除き、金融負債は貸借対照表において償却原価で計上される。

2017年および2016年12月31日現在の連結貸借対照表の「貸付および受取債権」に基づき計上された資産および「償却原価金融負債」の項目に基づき計上された負債の一部は、年次金利改訂を伴う変動金利で計上されており、利率の動向の結果としての公正価額は、連結貸借対照表において計上されるものと有意差があるとはいえない。これらの公正価額は、割引フローを使用し公正価額の計算を進める加重平均残存月数および加重平均レートを使用して得たものである。2017年および2016年12月31日現在、当該運用のために計算された価値は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	簿価		公正価額	
	2017年	2016年	2017年	2016年
資産				
貸付および受取債権				
信用機関に対する預金	16,359,782	19,541,659	20,509,876	24,001,408
顧客向貸付金	11,188,383	13,402,645	11,414,263	13,859,642
負債				
償却原価金融負債				
信用機関による預金	11,495,137	13,375,016	12,111,910	14,325,815
顧客預金	859,678	1,015,281	899,160	1,063,208

2017年および2016年には、マネー・マーケットおよび公債市場のインプリシット・カーブを参照した、全分類に関する公正価額が計算された。

注記35 子会社、合併会社および関連企業の運用

子会社、合併会社および関連企業に関連する企業の2017年および2016年12月における残高は以下の通りである。

CERSA

- 顧客への預金（償却原価金融負債）：2017年12月31日現在では4,198千ユーロ（2016年12月31日現在では29,198千ユーロ）

別紙

2017年12月31日および2016年12月31日現在の株式
 (親会社としての100の直接所有株式および間接所有株式)

2017年および2016年12月31日現在の子会社および関連企業の株式に関する主要な情報は以下の通りである。

2017年12月31日現在

所在地	事業内容	所有持分割合			投資の簿価			被投資会社の数値			
		直接	間接	合計	総額	減損	純額	資産	資本	損益	
関連企業											
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・レアフイアンツァミエントS.A.(CERGA)	パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド	相互保証会社により延長された保証取引の借換	24.15%	-	24.15%	34,039	-	34,039	426,951	275,366	-
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES)	プリンシベ・デ・ベルガラ・132-マドリッド	スペイン企業の持分を有する国外の発展途上国における民間プロジェクトに対する金融支援	20.31%	-	20.31%	8,463	-	8,463	126,694	122,334	6,180
EFC 2EヘステイオンS.L.	パセオ・デル・ブラド・4-マドリッド	アセットマネジメント	50.00%	-	50.00%	2	-	2	58	52	(20)
						42,504	-	42,504			
子会社											
AXIS/バルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A.	ロス・マドラソ・38-マドリッド	金融投資	100.00%	-	100.00%	1,940	-	1,940	11,395	10,178	4,933
						44,444	-	44,444			

2017年12月31日現在の財務情報(未監査)。

2016年12月31日現在

所在地	事業内容	所有持分割合			投資の簿価			被投資会社の数値			
		直接	間接	合計	総額	減損	純額	資産	資本	損益	
関連企業											
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・レアフイアンツァミエントS.A.(CERGA)	パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド	相互保証会社により延長された保証取引の借換	24.15%	-	24.15%	34,039	-	34,039	425,229	271,753	-
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES)	プリンシベ・デ・ベルガラ・132-マドリッド	スペイン企業の持分を有する国外の発展途上国における民間プロジェクトに対する金融支援	20.31%	-	20.31%	8,465	-	8,465	119,996	108,960	8,505
EFC 2EヘステイオンS.L.	パセオ・デル・ブラド・4-マドリッド	アセットマネジメント	50.00%	-	50.00%	2	-	2	78	72	(34)
						42,506	-	42,506			
子会社											
AXIS/バルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A.	ロス・マドラソ・38-マドリッド	金融投資	100.00%	-	100.00%	1,940	-	1,940	11,828	10,265	5,097
						44,446	-	44,446			

2016年12月31日現在の財務情報(未監査)。

別紙 年次銀行報告書

本年次銀行報告書は、金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号第87条に準じて作成されたものである。第87条に従い、2016年1月1日より、金融機関は、スペイン中央銀行に対し、一般的な監査基準に従い監査されており、かかる金融機関が事業所を有する国別に内訳を出した財務書類の別紙として、以下に関する連結ベースの情報を提出し、毎年開示しなければならない。

- a) 名称、事業活動の性質および地理的所在地
- b) 収益
- c) 従業員数（フルタイム当量）
- d) 税引前総利益
- e) 法人税
- f) 政府から受けた補助金および援助

2017年および2016年に係る年次銀行報告書の作成に用いられた基準は以下の通りである。

- a) 名称、事業活動の性質および地理的所在地

この情報は当グループの連結年次財務書類の注記1において開示されている。スペイン開発金融公庫グループが行う主要な事業活動は、直接融資および仲介ファシリティーを通じた融資である。ICOが国外に事業所も子会社も有していないため、同活動は、スペインの法域内のみに限定されている。

- b) 収益

本報告書において、収益は、当グループの連結年次財務書類の一部を構成する連結損益計算書において定義および示される、営業利益純額の合計である。

- c) 従業員数（フルタイム当量）

フルタイム当量従業員についてのデータは、当グループの平均従業員数から得られたものである。

- d) 税引前総利益

本報告書において、税引前総利益は、当グループの連結損益計算書において定義および示される、継続事業の税引前利益である。

- e) 法人税

連結損益計算書において、未収の税金および法人税として計上されている税金が用いられている。

- f) 政府から受けた補助金および援助

現行の法律の下で義務付けられている開示に関し、政府から受けた補助金および援助は、国庫補助に関する欧州委員会のガイドラインに基づく援助および補助金をいう。この点について、当グループの企業は、2017年および2016年のいずれにおいても公的な援助および補助金を受けていない。

2017年および2016年における主要な数値の詳細は、以下の通りである（単位：千ユーロ）。

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

地域	収益	平均従業員数	税引前総利益	法人税
スペイン	22,541	339	148,809	45,709

2016年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

地域	収益	平均従業員数	税引前総利益	法人税
スペイン	(61,806)	329	451,476	134,457

2017年12月31日現在、当グループの資産利益率（ROA）（継続事業の連結税引前利益を資産合計の平均で除したもの。）は、0.32%と見積もられた（2016年は0.82%）。

スペイン開発金融公庫

2017年12月31日現在の連結財務書類の承認

現行の法律に従い、議長は、このページより前の書類で構成され、スペイン語原文で163ページにおよぶ2017年に関する当公庫および従属事業体の連結財務書類、連結経営報告書ならびに利益分配案を承認する。

マドリッド、2018年3月26日

D.パブロ・ザルバ・ビデゲイン
議長

[前へ](#)

[次へ](#)

2017年度財務書類

貸借対照表
 2017年および2016年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資産	注記	2017年	2016年
現金、中央銀行等への預金および要求払預金	6	2,306,410	437,825
売買目的保有の金融資産	7	164,770	254,389
デリバティブ		164,770	254,389
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-
損益を通じて公正価額で評価した金融資産		-	-
売却可能金融資産	8	1,376,391	1,800,530
持分証券		521,429	428,939
負債性証券		854,962	1,371,591
貸付金		-	-
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-
貸付および受取債権	9	27,535,698	34,237,709
負債性証券		266,775	1,675,187
貸付金		27,268,923	32,562,522
信用機関		16,077,540	19,164,712
顧客		11,191,383	13,397,810
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-
満期保有投資	10	9,840,836	10,504,208
負債性証券		9,840,836	10,504,208
貸付金		-	-
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-

貸借対照表
 2017年および2016年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資産	注記	2017年	2016年
デリバティブヘッジ	11	517,145	1,222,013
金利リスクのポートフォリオヘッジにおける ヘッジ項目の公正価額の変動		-	-
子会社、合併企業および関連企業への投資	12	44,444	44,446
子会社		1,940	1,940
合併企業		-	-
関連企業		42,504	42,506
有形資産	13	89,965	82,204
有形固定資産		89,965	82,204
自己使用目的		89,965	82,204
(備忘事項)ファイナンスリースによる取得		-	-
無形資産	14	7,880	9,079
その他の無形資産		7,880	9,079
税金資産	15	264,509	222,544
当期		130,193	127,172
繰延		134,316	95,372
その他の資産	16	37,812	36,526
売却目的保有の非流動資産	17	22	-
資産合計		42,185,882	48,851,473

貸借対照表
 2017年および2016年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

負債	注記	2017年	2016年
売買目的保有の金融負債	7	161,007	249,858
デリバティブ		161,007	249,858
損益を通じて公正価額で評価した金融負債		-	-
償却原価金融負債	18	36,057,970	42,396,682
預金		12,354,816	14,390,297
中央銀行		-	-
信用機関		11,495,137	13,375,016
顧客		859,679	1,015,281
市場性を有する負債性証券		22,845,774	26,954,455
その他の金融負債		857,380	1,051,930
デリバティブヘッジ	11	363,492	218,726
金利リスクのポートフォリオヘッジにおけるヘッジ項目の公正 価額の変動		-	-
引当金	19	304,665	239,260
年金および年金類似債務		423	365
税金およびその他の法的臨時費の引当金		-	-
偶発債務および不確定約定額の引当金		1,197	14
その他の引当金		303,045	238,881
税金負債	15	15,447	66,837
当期		935	877
繰延		14,512	65,960
持分払戻し		-	-
その他の負債	16	2,902	6,503
売却目的保有の処分グループの負債		-	-
負債合計		36,905,483	43,177,866

貸借対照表
 2017年および2016年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資本	注記	2017年	2016年
自己資本	20	5,411,279	5,556,874
資本金または寄付金		4,313,067	4,312,585
累積準備金		-	-
再評価準備金		23,591	23,591
その他の準備金		972,698	905,354
当期損益		101,923	315,344
配当金および分配金控除		-	-
その他の累積包括損益	21	(130,880)	116,733
損益として再分類可能な要素		(130,880)	116,733
キャッシュフロー・ヘッジ		(127,567)	117,145
売却可能金融資産	8	(3,313)	(412)
債務証券		2,972	9,187
持分証券		(6,285)	(9,599)
資本合計		5,280,399	5,673,607
資本および負債合計		42,185,882	48,851,473
備忘事項			
付与された保証	22	605,138	824,186
不確定付与約定額	22	3,225,921	2,748,003

認識損益計算書
 2017年および2016年12月31日に終了した年度
 (単位：千ユーロ)

	注記	2017年	2016年
利息および類似収益	24	522,586	899,753
利息および類似費用	25	(591,697)	(874,163)
利息収益純額		(69,111)	25,590
配当金収益	26	5,173	5,552
受取手数料	27	46,197	50,248
支払手数料	27	(3,388)	(12,898)
公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益 (純額)	28	(3,620)	(152,151)
売却可能金融資産		5,146	-
償却原価金融負債		(8,766)	(152,151)
売買目的保有の金融資産および金融負債による損益(純額)	29	11,326	10,551
為替差損益(純額)	2.4	24,553	2,839
その他の営業収益	30	4,794	1,468
その他の営業費用	30	-	-
営業利益純額		15,924	(68,801)
管理費		(34,354)	(33,437)
人件費	31	(19,425)	(19,300)
その他の一般管理費	32	(14,929)	(14,137)
減価償却費		(6,031)	(5,251)
有形資産	13	(2,498)	(2,283)
無形資産	14	(3,533)	(2,968)
引当金経費または引当金の戻入	19	3,843	96,598

認識損益計算書
 2017年および2016年12月31日に終了した年度
 (単位：千ユーロ)

	注記	2017年	2016年
損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入		156,547	458,002
売却可能金融資産	8	446	(2)
貸付および受取債権	9	156,101	458,004
非金融資産の減損または減損の戻入(純額)		9,876	(141)
営業権およびその他の無形資産	14	-	-
その他の資産	13、17	9,876	(141)
廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益	17	182	1,132
継続事業税引前利益		145,987	448,102
継続事業法人税	23	(44,064)	(132,758)
当期継続事業利益		101,923	315,344
当期廃止事業利益		-	-
当期利益純額		101,923	315,344

資本変動表

I. 認識損益計算書

2017年および2016年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2017年	2016年
当期利益		101,923	315,344
その他の認識損益		(247,613)	62,510
売却可能金融資産		(4,144)	(876)
評価損益	21	(4,144)	(876)
損益計算書に移転された金額		-	-
再分類		-	-
キャッシュフロー・ヘッジ		(349,589)	90,176
評価損益	21	(349,589)	90,176
損益計算書に移転された金額		-	-
ヘッジ項目の当初簿価に移転された金額		-	-
再分類		-	-
外国事業への純投資ヘッジ		-	-
評価損益		-	-
損益計算書に移転された金額		-	-
法人税		-	-
為替差額		-	-
換算損益		-	-
損益計算書に移転された金額		-	-
再分類		-	-
売却目的保有の非流動資産		-	-
評価利益		-	-
損益計算書に移転された金額		-	-
再分類		-	-
保険数理による年金損益		-	-
その他の認識損益		-	-
法人税		106,120	(26,790)
認識損益合計		(145,690)	377,854

[前へ](#) [次へ](#)

資本変動表

・ 資本変動総額表

2017年および2016年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

2017年12月31日現在

株主資本

	資本金 / 寄付金	資本 剰余金	準備金	その他の 持分証券	自己株式 控除	当期利益 純額	配当金 および 分配金控除	自己資本 合計	その他の 累積包括 損益	資本純額 合計
2016年12月31日付期末残高	4,312,585	-	928,945	-	-	315,344	-	5,556,874	116,733	5,673,607
認識損益合計	-	-	-	-	-	101,923	-	101,923	(247,613)	(145,690)
その他の純資本変動										
資本金 / 寄付金の増加	482	-	-	-	-	-	-	482	-	482
資本間移転	-	-	67,344	-	-	(315,344)	248,000	-	-	-
その他の資本増減	-	-	-	-	-	-	(248,000)	(248,000)	-	(248,000)
その他の純資本変動合計	482	-	67,344	-	-	(315,344)	-	(247,518)	-	(247,518)
2017年12月31日付期末残高	4,313,067	-	996,289	-	-	101,923	-	5,411,279	(130,880)	5,280,399

2016年12月31日現在

株主資本

	資本金 / 寄付金	資本 剰余金	準備金	その他の 持分証券	自己株式 控除	当期利益 純額	配当金 および 分配金控除	自己資本 合計	その他の 累積包括 損益	資本純額 合計
2015年12月31日付期末残高	4,311,855	-	911,568	-	-	42,377	-	5,265,800	54,223	5,320,023
認識損益合計	-	-	-	-	-	315,344	-	315,344	62,510	377,854
その他の純資本変動										
資本金 / 寄付金の増加	730	-	-	-	-	-	-	730	-	730
資本間移転	-	-	17,377	-	-	(42,377)	25,000	-	-	-
その他の資本増減	-	-	-	-	-	-	(25,000)	(25,000)	-	(25,000)
その他の純資本変動合計	730	-	17,377	-	-	(42,377)	-	(24,270)	-	(24,270)
2016年12月31日付期末残高	4,312,585	-	928,945	-	-	315,344	-	5,556,874	116,733	5,673,607

[前へ](#)

[次へ](#)

キャッシュフロー計算書
 2017年および2016年12月31日に終了した年度
 (単位：千ユーロ)

	注記	2017年	2016年
A. 営業活動からのキャッシュフロー		1,393,395	(293,429)
1. 当期利益		101,923	315,344
2. 損益調整額		(115,286)	(421,011)
減価償却費		6,031	5,251
その他の調整額		(121,317)	(426,262)
3. 営業資産純増減額		7,919,351	12,983,036
取引ポートフォリオ		89,619	(100,499)
損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産		-	-
売却可能金融資産		424,139	190,369
貸付および受取債権		6,702,011	12,366,991
その他の営業資産		703,582	526,175
4. 営業負債純増減額		(6,419,238)	(13,223,015)
取引ポートフォリオ		(88,851)	101,209
損益を通じて公正価額で評価したその他の金融負債		-	-
償却原価金融負債		(6,338,712)	(13,654,300)
その他の営業負債		8,325	330,076
5. 法人税の回収および支払		(93,355)	52,217
B. 投資活動からのキャッシュフロー		660,708	303,085
6. 支払		(6,185,624)	(8,642,172)
有形資産	13	(383)	(308)
無形資産	14	(2,334)	(8,605)
株式	12	-	-
その他のビジネス・ユニット		-	-
売却目的保有の非流動資産および負債	17	(22)	-
満期保有投資ポートフォリオ	10	(6,182,885)	(8,633,259)
投資活動に関連するその他の支払		-	-

キャッシュフロー計算書
2017年および2016年12月31日に終了した年度
 (単位：千ユーロ)

	注記	2017年	2016年
7. 回収		6,846,332	8,945,257
有形資産	13	73	18
無形資産	14	-	5,536
株式	12	2	-
売却目的保有の非流動資産および負債	17	-	-
満期保有投資ポートフォリオ	10	6,846,257	8,939,703
投資活動に関連するその他の回収		-	-
C. 財務活動からのキャッシュフロー		(185,518)	(24,270)
8. 支払		(186,000)	(25,000)
配当金		(186,000)	(25,000)
劣後債務		-	-
持分証券の償還		-	-
自己持分証券の購入		-	-
その他の受領された資金		-	-
9. 回収		482	730
劣後債務		-	-
自己持分証券の発行		-	-
自己持分証券の処分		-	-
その他の請求した資金		482	730
D. 為替レート変動影響額		-	-
E. 現金および現金同等物の純増減額		1,868,585	(14,614)
F. 現金および現金同等物の期首残高		437,825	452,439
G. 現金および現金同等物の期末残高		2,306,410	437,825
備忘事項			
当期末における現金および同等物部分			
現金	6	9	9
現金同等物の中央銀行等への残高	6	2,027,159	56,033
その他の金融残高	6	279,242	381,783
払戻し可能な当座借越し控除		-	-

2017年12月31日に終了した年度
 の財務書類の注記

注記 1 概要、財務書類の作成方針およびその他の情報

1.1 当公庫の概要

スペイン開発金融公庫(「当公庫」または「IC0」)は政府金融機関の組織および管理に関する1971年6月19日法律第13号により設立され、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令第12号が公表されるまで、1988年一般国家予算に関する1987年12月30日法律第33号第127条および1971年法律第13号の廃止されなかった特定の条項により規制された。

当公庫は、マドリッドのパセオ・デル・ブラド4に所在し、すべての活動を同地で行い、スペイン国内にその他の支店網を有していない。

当公庫は公共部門法体制に関する2015年10月1日法律第40号第103条に定める形態の公共事業体であり、経済・企業支援担当大臣を通じて経済・産業・競争力省に報告を行い、金融機関としての法的性質および国家の財務代理人としての資格を有し、目的達成のための経営の独立性に加えて、法人格、資産および財産を保有している。

経済・企業支援担当大臣は当公庫の戦略的経営、ならびに事業活動の業績の評価および管理について責任を負う。

当公庫は、公共部門法体制に関する2015年10月1日法律第40号の条項、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令第12号追加条項第6条、1998年9月23日勅令第1091号により承認された一般予算法の適用条項、1997年4月14日法律第6号へのIC0の適合に関して1999年4月30日勅令第706号により承認されたIC0の定款およびかかる定款の承認(1999年5月13日政府官報第114号)、また上記の規則によって規定されていないその他の事項で、金融機関に適用される特別の規則ならびに民法、商法および労働法に服している。

企業統治業務の改善策を導入するため、スペイン開発金融公庫(IC0)のいくつかの指針を修正する2015年12月18日勅令第1149号が2015年末に、内閣によって承認された。同年10月に公共部門法体制に関する法律が、上記勅令により成立し、かかる法律により初めて政府金融機関の4人の社外取締役が情報が共有された。目標の選択基準は、また、プレステージ、研修および不適合性となっており、マンドートは3年間有効で、3年以上に一度だけ更新することができる。当公庫において財政問題が生じた場合、社外取締役はそれぞれ2票投票することができ、よって理事会(理事会は、理事長と10名の理事(以前は9名)で構成される。)においては社外取締役が多数派となる。さらに、すべての理事の任命および解職は経済・産業・競争力大臣の提案の下、内閣に委ねられる。

内閣によって承認された勅令により以下の修正が行われる。社外取締役として選任されるための要件には、以下が含まれる。商業的かつ専門的な高い社会的評価ならびに適切な知識および経験を有し、潜在的かつ永続的な利益相反がなく、また、自営または雇用された立場において、IC0の競合になりうる活動を展開しないこと。さらに、信用機関、金融信用機関、投資機関、集団投資スキームおよびリスク・キャピタル企業またはその子会社もしくはかかる企業が所属するグループ会社または組合に関係がない者であることが要件となっている。

理事会の理事は、常にIC0の利益のために機能しなくてはならず、またその業務を行う上で得た情報、データ、レポートおよび機密の経歴を、かかる業務が終了した後も外部に漏らしてはならない。経済・産業・競争力大臣により辞職が承認された場合、社外役員の任期が終了した場合、また、公共部門の従業員に関しては解雇された場合は、解職されることがある。守秘義務の重大な違反または利益相反など、社外取締役の適性が予期せず欠如している場合には、解雇されることがある。

当公庫の目的は国富の増大および分配の増進に寄与する経済活動、とりわけ社会、文化、技術革新および環境の面から奨励に値する活動を支援、促進することである。

かかる目的を達成するために、当公庫は財政の均衡原則および手段と目的の一致を厳格に遵守する。

また当公庫の職務は以下の通り定められている。

- a) 内閣または政府経済問題委員会の指図に従い、深刻な経済危機、自然災害またはこれに類似の状況により生じる経済に対する影響を緩和するように貢献すること。
- b) 当公庫の理事会により採択された規則および決定に従い、内閣、政府経済問題委員会または経済・産業・競争力省の定める基本的な方針を遵守して、経済政策の諸措置を実施する主たる機関として行為すること。

かかる目的および職務の中に含まれる業務の種類は、以下の通りである。

1. 中小企業、住宅建設、通信、スペイン事業の国際化等の一定の部門および戦略的活動に対して金融支援を行う直接的な貸付業務および仲介業務、ならびに1993年1月15日閣議決定（「RCM」）に従い、現在のバンコ・デ・ビルバオ・ピスカヤ・アルヘンタリア・エセ・アー（「BBVA」）に統合されている国立銀行から移譲された業務。
2. 相互金利調整契約（スペイン語表記の頭文字をとって「CARI」）。かかる輸出援助システムは、当該システムを利用するスペインまたは外国の金融機関のために良好な財務実績を保証する。当公庫は仲介機関としてのみ行為し、各年度の一般国家予算法で許容されている通り管理費用は国家が負担する。

関与した各銀行との金利調整純額は、各調整額が、受取残または支払残のいずれであるかにより、国家が支払うか、または当公庫を通じて支払われるかが決まる。
3. 開発プロモーション基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FONPRODE」）。かかる基金は2010年に2010年法律第36号の下設立された。その目的は国家から国家への補助金という形で発展途上国の開発プロジェクトおよび開発計画に資金供給することである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算で許容されている通り、IC0に対して管理費用が補填される。2010年12月現在、この特定の基金は、1998年以降FONPRODEに統合されるまで、同じく当公庫によって管理されている小口融資を供与するための基金を取得した。
4. 法人国際化基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FIEM」）。かかる基金は2010年に2010年法律第11号の下設立された。その活動は、利権または市場条件の下、スペインの財貨およびサービス

の取得ならびにスペインの投資プロジェクトの遂行または国益の取得および遂行に結びつくプロジェクトに対して、返済可能な資金供給を行うことである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算で許容されている通り、IC0に対して管理費用が補填される。

5. 水道および公衆衛生協力基金。当該基金は、2008年度一般国家予算に関する2007年12月26日法律第51号追加条項第61条に基づき設立された。その目的は、中南米諸国の国家機関との金融取り決めの下、とりわけスペインとの協力を重視し、水道および公衆衛生プロジェクトに対して資金を提供することである。
 6. 2014年12月26日勅令法第17号により、地方団体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を保証するものである。当ファンドの自己資本は供給者支払のための融資基金（2012年勅令第4号および2012年勅令第7号により成立）の清算（2015年1月1日付で、その完全なる権利および義務のもと施行される。）により供給されたもある。IC0は、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には関連する取引手数料が生じている。
 7. 2014年12月26日勅令法第17号により、自治体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を保証するものである。当ファンドの自己資本は2012年勅令第21号により設立された自治区流動性基金の清算（2015年1月1日付で、その完全なる権利および義務のもと施行される。）により供給されたもある。さらに、自治体に関しては、供給者への支払に関する融資メカニズムの自己資本部分に含まれている。IC0は、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には取引手数料が生じている。
- 2.から7.の業務は、それぞれに適用される法律に従って、当公庫の勘定には含まれない。

1.2 連結財務書類の作成方針

当公庫の2017年12月31日に終了した年度の財務書類は、信用機関を対象とした、公開情報および機密情報の財務報告規則および様式に関する、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号（「2004年通達第4号」）（その後の改正を含む。）の条項に従って開示されている。2004年通達第4号（その後の改正を含む。）は、国際会計基準の適用に関する、欧州議会および理事会による2002年7月19日の2002年EC規則第1606号に従った、欧州連合により採用された国際財務報告基準（「IFRS-EU」）をスペインの信用機関に対し導入および適用するものである。さらに、かかる財務書類の作成にあたり、その他の一般的なスペインの業務基準および会計基準ならびにその他の適用あるスペイン中央銀行の通達および基準も用いられており、必要に応じて、財務書類の注記に、これらの基準が要求する開示内容が含まれている。

当公庫の2017年12月31日に終了した年度の財務書類は、すべての重要な側面において真実かつ公正な見解を示すため、適用ある全ての会計原則、会計基準および委任された測定基準に準拠して作成された。2017年12月31日現在の当公庫の資本および財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績およびキャッシュフローについても、前述の財務情報の報告に関する枠組み、また特にそこに含まれる会計原則および基準に準拠して作成されている。

本2016年財務書類に記載される情報は、2017年に関連する情報との比較のみを目的として表示され、IC0の2016年年次財務書類を構成するものではない。

当公庫の2017年12月31日に終了した年度の財務書類を作成するにあたり、適用となった主要な会計原則および測定基準は、注記2に記載されている。

2017年1月1日から12月31日までの期間における主な規制変更

以下は、当公庫に適用される規制において2017年に発生した主な変更であり、報告された数字または当該数字に基づく表示および内訳のいずれに対しても重大な影響を与えることなく、本年次財務書類の作成にあたり考慮されている。

2014年1月31日通達第2号を修正する、2013年EU規則第575号（健全性に関する要件）に記載される規制上のオプション取引の実施に関する2017年10月24日通達第3号

この規則において、スペイン中央銀行は、2014年通達第2号（重要性の低い事業体のみを対象とする）の適用範囲に関する特定の点およびその内容（ECBのガイドラインと整合性を持たせるため）を修正する。

信用機関向けの財務書類の公開および機密の報告基準およびモデルに関する2017年11月27日通達第4号

2018年1月1日、2017年スペイン中央銀行通達第4号は、信用機関向けの新たな会計の規制上の枠組みとして発効し、そのため同通達はIC0にも適用される。信用機関向けの公開および機密の報告基準および財務書類のモデルに関する2017年11月27日通達第4号は、2018年1月1日からIFRS第15号およびIFRS第9号という2つの新たな国際財務報告基準を適用した結果として、信用機関向けのスペインの会計制度を欧州の会計規則の変更に適用することを目的としている。これらの基準により、顧客との契約および金融商品からの収益の会計基準がそれぞれ修正される。

新規則の効果は、特に2018年度のIC0の会計に影響を及ぼす。

- 信用リスク引当金の調整。同規則により、減損モデルの変更が規定され、同モデルはもはや既発生損失に基づかず、予想損失に基づくことになる。その結果、（IC0が適用した）2016年スペイン中央銀行通達第4号に規定される代替ソリューションの計上比率は、標準エクスポージャー、標準の警戒リストエクスポージャーおよび遅滞による回収不確実エクスポージャーのそれぞれについて更新されている。カンントリー・リスク引当金も、同様に修正されている。これらの調整の適用は遡及的であり、その結果、当年度の利益（損失）ではなく準備金に対して直接計上される。これらの調整の効果がIC0に及ぼす影響は、122,310千ユーロの準備金の減少であり、2018年1月に認識された。
- 測定目的で金融資産が計上されるポートフォリオの変更。金融資産のポートフォリオは一般に、償却原価で測定された金融資産、その他の包括利益により公正価額で測定された金融資産および損益により公正価額で測定された金融資産として分類される。同通達は、関連基準が発効した場合の特定項目の遡及的再分類を規定している。IC0への影響の概要は、以下のとおりである。2018年1月、IC0の運営機関は、同通達規定した変更を反映する事業モデルを承認した。一般に、関連資産は、そうするための要件を満たした以降は、等価のポートフォリオに分類されることを考慮すると、これまで適用されていたのと同じ基準を用いて測定される。さらに、同月において、IC0は、債券から構成される金融資産ポートフォリオ全体向けのSPPIテスト（元本および利息の支払のみ）の遵守を検証するための特別な分析を完了した。その結論は、2018年1月1日現在の貸借対照表における売却可能な満期保有ポートフォリオが、かかるテストを遵守しているというものである。

同通達に従って、IC0は、特定の金融資産（債券）を償却原価ポートフォリオ（従来は満期保有ポートフォリオ）での金融資産からその他の包括利益による公正価額での金融資産に再分類することに同意している。再分類額は970百万ユーロであり、包括利益への見積影響額は19百万ユーロであった。

さらに、IC0は、従来は包括利益による公正価額で測定された特定の持分証券を損益による公正価額での金融資産に再分類することに同意した。この基準の遡及的適用により、準備金が5百万ユーロ増加した。

- 最後に、上記基準が定めた会計ヘッジの規制上の変更は、同通達により許可されたとおり、IC0がマクロヘッジに国際基準を適用することが必要となるまで、これまで有効なモデルを引続き適用することを選択したため、IC0に影響を及ぼさない。

当グループの財務書類の公表日現在、公表されているが未施行の基準および解釈指針は下記に開示されている。当グループは、該当する場合、これらの基準が施行され次第、導入する予定である。

1.3 情報および予測に対する責任

2017年12月31日に終了した年度の財務書類およびその注記に記載される情報の作成責任は当公庫の理事長にある。財務書類作成に備えて、IC0による以下に関する見積りが、かかる財務書類に含まれる特定の資産、負債、収益、支出および約定額の数値化に使われている。

- 一部資産の減損（注記2.7）
- 退職給付金に関する負債および約定額その他の従業員に対する長期約定額の保険数理上の計算基礎（注記2.10.2）
- 固定資産および無形資産の耐用年数（注記2.12および2.13）
- 偶発リスクから生じる将来の債務に関する損失（注記2.14）
- 一部の簿外資産の公正価額（注記2.2.3）
- 繰越税金資産の回収（注記15）

これらの見積りは、その対象について、2017年12月31日現在で入手可能な最良の情報に基づいているが、当該年度の損益計算書における見積りの変動の影響を認識するために、今後数年のうちに、将来の何らかの出来事により、予め見積りの（上方または下方の）大幅な修正がなされる可能性がある。

1.4 旧アルヘンタリアからの資産および負債の譲受

今は存在しない会社であるが、アルヘンタリア、カハ・ポスタルおよびバンコ・イポテカリオ・エセ・アーは、コルポラシオン・バンカリア・デ・エスパーニャ・エセ・アー、バンコ・エクステリアル・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BEX）、カハ・ポスタル・エセ・アーおよびバンコ・イポテカリオ・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BHE）の合併の結果、1998年9月30日付の合併証書で正式に設立された。その後、バンコ・デ・クレディト・アグリコラ・エセ・アー（BCA）はカハ・ポスタル・エセ・アーにより吸収され、バンコ・デ・クレディト・ロカル・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BCL）は前記の法人に所属し法人格を維持している。

1993年2月15日のACMの規定に従い、当公庫は、1992年12月31日、スペイン政府または当公庫が保証している経済政策業務から生じるBCL、BHE、BCAおよびBEXの資産および負債を取得した。この中には、とりわけリストラ（事業の再構築）および産業再編改革法に基づきリストラ中の企業に対する信用供与および保証、洪水の犠牲者に対する特別融資およびかかる金融機関が上場株式会社になる前に供与した貸付、ならびにその他の資産、権利および企業持分が含まれる。

1993年3月25日にもまた、関係銀行と移転した資産および負債に関する管理契約が調印された。同契約は、現行の銀行法に従う管理および正確な会計について定める。過去に生じた管理手数料は、2017年および2016年のそれぞれにおいて合計397千ユーロおよび277千ユーロであった。

以下は2017年および2016年12月31日現在の内容別による譲渡された資産および負債である。当該日現在、その管理はBBVA（上記すべての統合により設立された会社）により行われている。

(単位：千ユーロ)

BBVAにより管理される資産および負債の残高	2017年		2016年	
	単体	連結	単体	連結
信用機関	9		9	
スペイン公的機関に対する貸付金	159		225	
その他の居住者部門に対する貸付金	3		18	
不良資産(*)	1,855		1,844	
非流動資産	383		382	
雑勘定	191		190	
資産合計	2,600		2,668	
雑勘定	215		220	
IC0との合同勘定	2,295		2,311	
当期利益	90		137	
負債合計	2,600		2,668	

(*) 総額。金額は、引当金を100%計上している。

1.5 単体財務書類の表示

当公庫により直接運営される事業に加えて、IC0は、様々な活動に従事する当グループの親会社であり、合わせて全IC0グループを構成している。したがって、当公庫は自らの年次財務書類の他、合併企業および関連会社の保有に関して、現行の法律に従ってIC0グループの連結財務書類を作成した。

スペイン商法第42条に従い、当公庫は本財務書類と同日付で連結財務書類を作成した。2017年および2016年12月31日現在の当公庫の貸借対照表、損益計算書、資本変動総額表および認識損益計算書の連結による影響は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2017年		2016年	
	単体	連結	単体	連結
資産	42,185,882	42,200,747	48,851,473	48,865,284
資本	5,280,399	5,304,993	5,673,607	5,697,176
当期損益	101,923	103,100	315,344	317,019
資本における認識損益合計	(145,690)	(144,513)	377,854	379,529
現金または現金同等物の純増減額	1,868,585	1,868,585	(14,614)	(14,614)

[前へ](#) [次へ](#)

1.6 環境影響および温室効果ガス排出権

IC0の国際取引は、環境保護に関する法律に従っている。当公庫は、当公庫がこれらの法律に実質的に準拠しており、その準拠を確保および奨励するよう設計された手続きを維持していると考えている。

また、当公庫は、当公庫が適切な環境保護・改善措置を実施し、環境影響を可能な限り最小化する措置を行い、これについての規則を遵守していると考えている。2017年および2016年、当公庫は重大な環境投資を実施しておらず、環境リスクおよび費用のための引当金を計上する必要はないと考えている。また、当公庫は、環境保護・改善に関連する重大な偶発事象が存在するとは考えておらず、温室効果ガス排出権を有してもしない。

1.7 最低資本

1.7.1 最低自己資本比率

スペイン中央銀行は2008年5月22日付で、最低自己資本の識別および管理に関して、2008年通達第3号を發布した。前記通達は、投資比率、自己資本および情報についての金融仲介機関の義務、ならびに他の金融システムに関する2007年11月16日法律第36号（1985年5月25日法律第13号を改正）により發布された自己資本および連結ベースでの金融機関の監督に関する法制度等（金融機関自己資本に関する2008年2月15日勅令第216号を含む。）について、金融機関業界における最終的な展開を示している。前記通達はまた、スペインの金融機関の法制度に、金融機関の事業に関する欧州議会および理事会による2006年6月14日の2006年EC指令第48号（改正後）、ならびに投資サービス会社および金融機関の自己資本比率に関する欧州議会および理事会による2006年6月14日の2006年EC指令第49号（改正後）を適合させる過程を、完了させるものでもあった。かかる二つの指令は、バーゼル銀行監督委員会により採択された同様の規制（バーゼルとして知られている。）を受けて、金融機関および金融機関の連結グループが満たすべき最低資本要件について大幅に改正された。

従前の銀行業の健全性規制に関する法令（1985年5月25日法律第13号および2008年スペイン中央銀行通達第3号）に替わり、2014年1月1日より、金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号が施行された。これまで欧州連合は、その法制度として2010年12月付のバーゼルに移行しており、2012年EU規則第648号を修正する金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する欧州議会および理事会による2013年6月26日の2013年EU規則第575号、ならびに2002年EC指令第87号を修正する金融機関の活動ならびに金融機関および投資サービス会社の健全性監督に関する欧州議会および理事会による2013年6月26日の2013年EU指令第36号を採用し、また欧州連合の監督および金融機関の支払能力の基準にスペインの法律を適合させるための緊急措置として、11月29日の2013年勅令第14号に当公庫のシステムを置き換えることで、2006年EC指令第48号および2006年EC指令第49号を廃止した。

2014年6月26日法律第10号の主な目的は、2013年6月26日EU規則第575号（CRR）の規定を直接的に組み込み、正式に2013年6月26日EU指令第36号（CRD）に移行することで、国際舞台および欧州連合に課せられている規制変更に対応してスペインの法律を適合させることである。当該コミュニティ規制は、監督体制、資本要件および罰則等の側面が大々的に修正されてきたことにより、金融機関に適用される規則の実質的な変更をもたらした。

CRRおよびCRDは、欧州連合における資本要件を規制し、以下に記載するバーゼルの資本規制の枠組みまたは協定に定められた提案を含む。

- 加盟国に直接適用されるCRRは、金融機関の健全性要件を含み、とりわけ以下の事項を扱っている。

- ハイブリッド商品が満たさなければならない要件を設定し、少数株主持分の適格性を制限する、適格自己資本の要素の定義。
- 各資本区分における調整項目および控除項目の定義。この点において、規則はバーゼル に新たな控除項目（繰延税金資産、年金基金）を組み入れ、既存の控除項目の変更を導入する。一方で、規則はその完全な実施までに、5年から10年の段階的な予定を設定している。
- 自己資本の三つの水準（普通株式等Tier 1比率4.5%、Tier 1比率6%および最低資本合計比率8%）を定める最低要件の設定（第一の柱）。
- 金融機関がレバレッジ比率（Tier 1 をリスクに対して未調整の総エクスポージャーで除した値として定義される。）を算定するための要件。開示要件は、2016年以降に適用される。最終のレバレッジ比率は、委員会が最終的な定義および水準調整を決定する2017年までの試行期間中にテストされる。
- 加盟国が、それぞれの基準に従って、国内法令に組み込まなければならないICRDの意図および主たる目的は、金融機関および投資会社の活動の透明性ならびにその統治および監督の枠組みについて国内法令を調整することである。CRDは、とりわけ、CRRで設定された資本要件に加えて、2019年までに段階的に導入される資本要件を含んでいる。以下に従わないことは、利益の任意分配に対する制限を伴う。
 - バーゼル の規制の枠組みを拡大する、金融規則の景気循環増幅効果を軽減するための資本保全バッファおよび反循環的な資本バッファ。すべての金融機関は、普通株式等Tier 1 に上乗せする2.5%の資本保全バッファおよび普通株式等Tier 1 に上乗せする、機関特有の反循環的な資本バッファを維持しなければならない。
 - グローバルなシステム上重要な機関およびその他のシステム上重要な機関が、システムミックリスクまたはマクロ健全性リスク（すなわち、特定の加盟国における金融システムおよび実体経済に深刻な悪影響を与え得る、金融システムの混乱リスク）を軽減するためのシステムミックリスクバッファ。
 - さらに、CRDは、監督責任の範囲内で、所轄官庁が、CRRに記載の最低要件（第二の柱）を上回る自己資本額の維持を金融機関に要求することが可能であると規定している。

金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号の追加条項第8条によると、規則により規定されていない限り、スペイン開発金融公庫は、当該法律のタイトル（金融機関の支払能力）、タイトル（監督）およびタイトル（法的罰則）ならびに情報の守秘義務に関する規定を適用する。

2015年から、スペイン中央銀行の2014年通達第2号に従い、この基準において設定された資本バッファが適用される。この意味において、今年度の銀行監督者によって設定された特定の反循環的な資本バッファの金額に左右されず、IC0は資本保全バッファ（2.5%）に準拠する。IC0は、グローバルなシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EISM」）ではなく、またシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EIS」）としてみなされることもない。

2017年および2016年12月31日現在のIC0グループの算出可能な資本は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
普通株式等Tier 1 (*)	5,277,868	5,204,344
- 資本金	4,313,068	4,312,585
- 準備金および調整項目 (**)	964,800	891,759
Tier 2	19,854	20,836
- その他の準備金 (**)	-	-
- 一般支払不能リスク補填	19,854	20,836
算出可能資本合計	5,297,722	5,225,180
最低資本合計 (***)	1,289,525	1,419,740

(*) 当グループは追加のTier 1を有していない。

(**) 当グループの算出可能資本の計算に用いる合計準備金は、資本の計算において、無形資産の修正および準備金の修正が行われているため、連結貸借対照表の額とは異なる。

(***) 2013年EU規則第575号に従い、リスク加重資産 (RWA) を8%として計算している。

2017年および2016年12月31日現在の当グループの最低資本の最重要データは、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
Tier 1	5,277,868	5,204,344
リスク加重資産	16,119,064	17,746,746
Tier 1 比率 (%)	32.74%	29.33%
算出可能資本合計	5,297,722	5,225,180
算出可能資本合計比率 (%)	32.87%	29.44%
最低算出可能資本比率 (%) (*)	10.5%	10.5%

(*) IC0の最低算出可能資本比率は、資本バッファを考慮すると、10.5%である。

2017年および2016年12月31日現在、当グループの算出可能資本は、必要に応じて、連結ベースでは、適用ある規則により規定されている最低要件をそれぞれ4,008,197千ユーロおよび3,805,440千ユーロ上回っている。

1.7.2 最低支払準備率

当公庫は最低支払準備率を満たすために、ユーロ圏の国の中央銀行に預けられている資金の最低レベルを維持しなくてはならない。2017年12月31日現在、このレベルは算出可能な負債の2%であった。2011年11月24日に2011年EU規則第1358号が発効し、追加的な算出可能な負債（2年超の通知期間を条件として引出可能な2年超の定期預金、現先取引による販売および2年超の満期を持つ株式以外の証券）について1%が要求される。この修正は2012年1月18日に開始した積立期間の後に適用された。

2017年および2016年12月現在、ならびに2017年および2016年中、IC0は適用あるスペインの規制に基づく最低比率を遵守した。

1.7.3 資本管理

当公庫は、支払能力に関し適用される法制度（2013年EU規則第575号）に規制される算出可能なTier 1およびTier 2の管理を目的として、資本を検討している。

この意味において、常に10.5%を超える支払能力比率を維持するための資本管理システムに、資本要件規制は直接的に盛り込まれている。この目標は、適切な資本計画によって達成されている。

1.8 後発事象

上記2006年法律第42号で修正された租税、行政および社会保障措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項に従い、旧金融公庫と当公庫が付与した一定の与信および保証枠に基づき中央政府がIC0から借入れた債務の返済によって回収される金額は、当公庫の資本の一部を構成する。2017年の見積総額は500千ユーロであり、2018年に計上される。

過年度と異なり、2018年度一般国家予算の第 章では、当公庫の資本に対する新たな拠出は想定されていない。

2018年、スペイン開発金融公庫は、国家財務当局の地位において政府の命令を受け、事業および個人に対する新たな信用枠を打ち出した。当方針の目的は、スペインの信用制度に更なる流動化をもたらす、組織的目標の枠組み内における他の需要に取り組むことである。承認を得た主な信用枠は、以下の通りである。

- Línea ICO Empresas y Emprendedores 2018 : このICOの信用枠は、国内で投資を行い、かつ流動性ニーズを満たす必要のある自営業者および企業に対して融資を行う。個人および家主団体も、住宅の修復のためにこの信用枠を利用することができる。
- Línea ICO Garantía SGR/SAECA 2018 : このICOの信用枠は、相互保証会社（スペイン語表記の頭文字をとって「SGR」）または国有企業であるCaución Agraria（スペイン語表記の頭文字をとって「SAECA」）の範囲内で、スペインにおける資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。
- Línea ICO Crédito Comercial 2018 : このICOの信用枠は、スペイン国内の営利事業による前払い金を通じて流動性を得ようとする自営業者およびスペイン企業またはスペインにおいて設立された多国籍企業に対して融資を行う。
- ICO-IDEAエネルギー効率ファシリティ-2017-2018は、以下を対象として融資を行う：
 - 産業および商業：IDAEの措置目録にも含まれている、日々の炭素排出量および最終エネルギー消費量を削減するための設備の構築を行った産業および商業セクターの企業。
 - ホスピタリティ：Renoveエネルギー効率および当該セクターの貯蓄計画の措置目録に含まれるイニシアチブを実施しているホスピタリティ事業を行う個人および企業。
- Línea ICO Internacional 2018 : このICOの信用枠は、外国で生産的な投資を行っており、かつ／または流動性ニーズを満たす必要のある、スペインの資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。
- Línea ICO Exportadores 2018 : このICOの信用枠は、流動性を必要とする自営業者およびスペイン企業に対して融資を行い、輸出活動による前払い金を通じて彼らを支援する。
- Línea ICO国際チャネル・ファシリティ-2018 : 自営業の専門家および企業の国際化の過程を支援するために融資を行う。当該商品と、Línea ICO InternacionalおよびLínea ICO Exportadoresの間の主たる違いは、貸付が地方銀行に適用されるか、または投資プロジェクトもしくは輸出活動が行われている国に本部がある国際機関に適用されるかということである。

これらの信用枠の合計額は、4,900百万ユーロに達する。2018年1月中、ICOおよびこれらの信用枠の申請書を提出した金融機関は、契約を作成および書名した。

当該期末（2017年12月31日）から財務書類承認日（2018年3月26日）までの間、前述以外に重要な事実は発生していない。

1.9 事業セグメント別情報

当公庫の主な活動は、信用枠の付与および直接貸付を行うことである。したがって、該当する法律に従い、ICOの事業についてセグメント別の情報は不要とみなされる。

また、ICOはスペイン領域内外で活動を行っており、すべての事業はスペインの利益に寄与するものであると認められている。

1.10 「ICOダイレクト」貸付業務

2010年6月、ICOは「ICOダイレクト」として、機械、家具、IT製品および建物に新たに投資するため、自営業の個人、中小企業、およびスペインの非営利団体（1年を超えて活動している団体）に対して融資を行うことを目的とした新しい事業セグメントを開始した。この事業セグメントは、金融機関の仲介を通して行われるICOの通常の貸付業務を補っており、中小企業および自営業の個人向けの金融手段を広めるよう務めている。ICOダイレクトは、2011年および2012年に更新され、2012年6月に終了した。

IC0ダイレクトにおける取引は、バンコ・サンタンデル（BS）およびバンコ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア（BBVA）によって公的に処理および管理されていた。これらの金融機関はこの目的においてIC0に対し競争入札をしている。

IC0ダイレクトの2017年12月31日および2016年12月31日現在の経営事業体毎の資産および負債の性質別の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	2017年		2016年	
	BBVA	BS	BBVA	BS
IC0ダイレクトによる資産および負債				
その他の居住者部門に対する貸付金	6,215	5,764	13,928	18,224
不良資産	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
資産合計	6,215	5,764	13,928	18,224
雑勘定	-	-	-	-
当公庫との合同勘定	1,679	2,892	12,902	15,135
当期利益	4,536	2,872	1,026	3,089
負債合計	6,215	5,764	13,928	18,224

1.11 2011年のIC0の地方自治体向け貸付業務

2011年IC0地方自治体向け融資は、スペイン内閣により2011年7月に承認された公会計および社会的保護の安定性を高めるための勅令法の結果として開始された。その目的は、低迷する経済を踏まえ、地方自治体に提供する備品、労働およびサービスに係る徴収権を決済する主要な問題に苦しむ多くの自営専門職および小企業の問題を緩和することであった。

この信用枠は、2011年4月30日まで未払いの請求書を決済するための流動性を地方自治体に提供することを目的としていた。主として、証明書および書類の経過年数に基づき自営業の個人および中小企業に対する債務の返済を支援することを目的としていた。

IC0地方自治体向け融資は、2011年7月から2011年11月まで実施されていた。同期間中、当該融資により、スペイン全域にわたる1,029の地方、地域および島域間町議会が、38,338の自営業の個人および中小企業により2011年中に提供された備品、建設およびサービスに対する未払請求書222,975件（総額967百万ユーロ）を支払うことができた。

2011年IC0地方自治体向け融資業務の定式化および運営は、当プロジェクトに追加されたいくつかのEECCを通じて実行されている。

2011年IC0地方自治体向け融資に関連する2017年12月31日および2016年12月31日現在の経営事業体毎の資産および負債の性質別の内訳は下記の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
2011年IC0のEELL向け融資資産および負債貸借対照表		
スペイン行政に対する貸付金	-	-
不良資産	5,202	6,800
その他	-	-
資産合計	5,202	6,800
当公庫との合同勘定	5,202	6,800
当期利益	-	-

負債合計

5,202

6,800

EELLの借入に関し、この信用枠は、国家収益の割当（スペイン語表記の頭文字をとって「PTE」）により、当公庫へ保証されている。PTEの下、開始から2017年12月31日までにおける当該信用枠の残高の減少は、60.1百万ユーロ（2016年12月31日現在で58.8百万ユーロ）である。2017年12月31日までの間に、1,029の事業体のうち、合計で409の事業体がPTEを頼らなければならなくなった。2017年12月31日現在、依然として20のEELLにPTEの削減を要求しており、その残高は5.2百万ユーロであった。

注記2 適用される会計原則、方針および評価基準

IC0の2017年および2016年12月31日に終了した年度の財務書類の作成において用いられた会計原則、方針および評価基準は、以下の通りである。

a) 継続企業の原則

財務書類を作成するにあたり、当公庫の経営は当面継続していくと判断された。したがって、会計基準の適用は、清算の場合における、全部もしくは一部の譲渡を目的とする純資産価値を算定するためのものではない。

b) 発生主義原則

キャッシュフロー計算書に関連するものを除き、財務書類は、支払日または回収日にかかわらず、実際の物品およびサービスの発生に基づいて作成されている。

c) その他一般的な原則

財務書類は、取得原価法に基づき作成されているが、土地および建物（2004年1月1日までのものに限る。）（注記13を参照のこと。）、売却可能金融資産ならびに金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）の公正価額でなされた再評価により修正されている。

2.1 株式

2.1.1 子会社

「子会社」とは、当公庫が支配権を有する企業である。企業が投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する場合、かつ投資先に対する支配権を通じて、投資先の利益に影響を及ぼす資格を有する場合に、企業は投資先を支配していると解釈される。

子会社としてみなされるためには、以下を必要とする。

- 支配権：投資家は、関連活動（すなわち、投資先の利益に大きな影響を及ぼす活動）の管理を可能にする既存の権利を有する場合に、投資先に対する支配権を有する。
- 利益：投資家は、投資先との関与による利益が、投資先の実績によって変動する可能性がある場合に、投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する。投資家の利益は、プラスのみ、マイナスのみ、またはプラスとマイナスの両方になることがある。
- 支配権と利益のつながり：投資家は、投資先に対する支配権ならびに投資先との関与による変動利益に対するエクスポージャーおよび権利を有するだけでなく、投資先との関与による投資家の利益に影響を及ぼす支配権を行使する資格を有する場合に、投資先を支配する。

これらの株式は、本財務書類において貸借対照表の「子会社、合併企業および関連企業への投資」の項目に記載されており、減損調整後の取得原価で評価されている。

2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号の規定に従い、これらの株式に減損の証拠が認められる場合、減損額は、回収可能な金額（株式の公正価額から売却に必要な費用を引いた額または株式から配当として受領することが見込まれるキャッシュフローおよび株式の処分もしくはその他の利用に係るキャッシュフローの現在価値としての使用価値のいずれか大きい方として計算される。）および簿価の、負の差額であると見積もられる。これらの株式に影響する減損損失およびかかる損失の回復はそれぞれ、損益計算書の「金融資産および金融負債による損益」の項目で借方または貸方に計上されている。

当年度中のこれらの株式に係る未払い配当金は、損益計算書の「配当金収益」の項目（注記26を参照のこと。）に計上されている。

注記12には、本項の2017年および2016年12月31日現在の会計データに関する情報が記載されている。

別紙には、これらの企業に関する情報を記載する。これらの企業の会計年度末は、すべて12月31日である。

2.1.2 関連企業

関連企業とは、当公庫とともに単一的意思決定機関を構成せず、また共同支配に服しないが、当公庫が重大な影響力を及ぼす企業をいう。通常重大な影響力とは、議決権の20%以上の直接的または間接的な持分を表す。

新規制の規定に従い、支配権とは、企業の事業活動から利益を得ることを目的として、その企業の事業方針および財務方針を管理する権利であるとみなされる。

「関連企業」の株式は財務書類において貸借対照表の「子会社、合併企業および関連企業への投資 - 関連企業」に減損調整後の取得原価で評価される。

2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号の規定に従い、これらの株式に減損の証拠が認められる場合、減損額は、回収可能な金額（株式の公正価額から売却に必要な費用を引いた額または株式から配当として受領することが見込まれるキャッシュフローおよび株式の処分もしくはその他の利用に係るキャッシュフローの現在価値としての使用価値のいずれか大きい金額として計算される。）およ

び簿価の、負の差額であると見積もられる。これらの株式に影響する減損損失およびかかる損失の回復はそれぞれ、損益計算書の「金融資産および金融負債による損益」の項目で借方または貸方に計上されている。

当年度中にこれらの株式について発生した配当は、損益計算書の「配当金収益」の項目（注記26を参照のこと。）に計上されている。

別紙 には、これらの企業に関する情報を記載する。

2.2 金融商品

2.2.1 金融商品の当初の認識

金融商品は当初、当公庫が該当する契約の当事者となった際に当該契約の条件に従い貸借対照表において認識される。特に、貸付および現金預金等の債務証書は、現金を受領する権利または支払う義務が発生する日現在でそれぞれ認識される。一般に金融デリバティブは契約日に計上される。

従来の契約を通じて行われる金融資産の売買は、すべての所有権に内在する利益、リスク、権利および義務が取得者に移転した日に計上される。当事者の相互義務に基づくこれらの契約は、規制または市場慣行により設定された期間内に履行されなければならない。株式市場取引または通貨先物取引等のように差額で決済することができない。購入または売却した金融資産の種類に応じて、契約日、決済日または引渡日となる。特に、外国為替現金取引市場で行われた取引は、決済日に認識され、スペインの証券市場で取引される持分証券を用いて実施される取引は、契約日に計上され、スペインの証券市場で取引される債務証書を用いて行われる取引は、決済日に計上される。

2.2.2 金融商品の譲渡および処分

金融商品の譲渡は、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益を移転させる方法を考慮して記録される。それは、以下の基準に基づいて行われる。

- リスクおよび権利が実質的に第三者に移転された場合、譲渡金融商品は、その譲渡により留保または発生した権利または義務すべてを認識した上で、貸借対照表上から除外される。なお、この譲渡に含まれるのは、無条件的売却、取得日における公正価額での売却および買戻、購入選択権もしくは深刻な資産危機状態での売却権が伴う金融資産の売却、譲与者が劣後融資を留保しない資産の証券化、または新たな保有者に対する信用補完等である。
- 譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が留保された場合、譲渡金融商品は貸借対照表上から除外されず、移転前と同様の基準に従って測定される。なおこの留保に含まれるのは、現先取引がされた金融資産の固定価格または利息付の売却額での売却、借方が同様または同等の価値の資産の返済を求められるローン契約等である。しかし、受領対価と同額に係る金融負債は認識される。その後、償却原価で評価され、認識はされないが、譲渡金融資産の収入および新たな金融負債額になる。
- 売買された購入選択権付き金融資産の売却（内部貨幣または外部貨幣での売却ではない。）、譲与者が譲渡資産の株式に対する劣後融資または信用補完をすることを想定する証券化等、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が、実質的に移転または留保されない場合には、以下の通り区別される。
 - 企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保しない場合、貸借対照表上から除外され、その移転により留保または発生した権利または義務は、すべて認識される。
 - 企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保する場合、起こりうる価値変動と同額のエクスポージャーが貸借対照表上で認識され続け、受領対価と同額の金融負債が認識される。損益を通じて公正価額で評価した金融負債として分類されるための条件を満たさない限り、かかる負債

は、後に償却原価で評価される。この金融負債額を計算するため、金融資産が移転された企業に対する融資を構成する金融商品（資産担保証券および貸付金等）の価格は控除される。その控除額は、かかる金融商品が、とりわけ譲渡資産を融資する際の価格とまったく同額である。譲渡資産とそれに係る負債との間の純額に関して、譲渡資産が償却原価にて評価された場合は、留保された権利および義務の減価償却額になる。また、譲渡資産が公正価額で評価された場合は、留保された権利および義務の公正価額になる。

以上の通り、金融資産が貸借対照表上から除外されるのは、発生したキャッシュフローが消滅した場合または内在的なリスクおよび利益が第三者に移転した場合である。

同様に、金融負債が貸借対照表上から除外されるのは、発生した義務が消滅した場合またはこの金融負債が取消もしくは交換の意図を持って購入された場合である。

2.2.3 金融商品の公正価額および償却原価

金融資産

金融商品のある日の公正価額は、知識を有する当事者間の公正な取引において、当該日に取得または売却されると見込まれる金額である。金融商品の公正価額として参照できる、最も客観的で一般的な価格は、組織的で透明性が高く信用できる市場で支払われるであろう金額（「見積価格」または「市場価格」）である。

特定の金融商品に市場価格がない場合、その公正価額は、類似の金融商品の最近の取引に基づき見積もられる。それができない場合には、評価される金融商品の特性、特に金融商品に関連する様々な種類のリスクを考慮して、国際的な会計協会が承認した評価手法を用いる。

とりわけ、組織的で透明性が高く信用できる市場で取引されている売買目的保有のデリバティブ金融商品の公正価額は、日々の市場価格と同じである。例外的な場合において、いずれかの日に価格を設定することができない場合には、組織的な市場で取引されていないデリバティブに適用されるものと同様の手法を用いて測定される。

組織的な市場で取引されていないデリバティブまたは規模が小さいもしくは透明性に欠ける組織的な市場で取引されているデリバティブの公正価額は、金融市場で認められる評価手法（「純現在価値」（NPV）、オプション価格決定モデル等）を用いて当該商品から発生する将来のキャッシュフローの合計を測定日で割り引いたもの（「現在価値」または「理論値」）と同額である。

償却原価は、金融資産または負債の取得原価を元利金の返済、また該当する場合には、金融商品の当初価格と返済価額の差異の一部（実効利率法を用いて損益計算書で認識される。）について（上方または下方に）調整した額である。金融資産の償却原価には、発生したであろう減損調整も含まれる。

実効利率は、金融商品の当初価格を残存期間中に見積キャッシュフローの全額と一致させる割引利率である。固定利付金融商品の場合、実効利率は、取得に際して決定した約定利率であり、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号の条項に従い実効利率の計算に含まなければならない手数料および取引費用の調整がなされている。変動利付金融商品の実効利率は、固定利付金融商品と同様に見積もられ、契約に定める各金利見直し日に商品の将来のキャッシュフローの変動を考慮して再計算される。

公正価額の客観的な評価が不可能なその他の企業の株式および金融デリバティブ（裏付資産のような商品を保有し、交付により決済されるもの。）は、それが適切とされれば、発生した減損損失のため、価格調整される。

子会社、共同支配会社および関連企業の株式は、それが適切とされれば、発生した減損損失のため、価格調整され計上される。

金融資産価格の変動は、通常、損益計算書内の対応項目とともに計上される。それは、損益計算書における「金融資産および金融負債による損益」の項目で、純額で計上され、「利息および類似収益」の項目で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、その他に起因するものとを差異化する。

しかし、為替差額から生起しない限り、「売却可能金融資産」の項目に含まれる商品価値の変動は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」の項目に計上される。損益計算書で償却された際、貸借対照表資産内の該当箇所から除外されるまでは、「評価調整額」の項目に記載される金額は、資本純額の一部として残る。

また、「売却目的保有の非流動資産」の項目に計上されるものの価格変動は、資本純額の調整として「その他の累積包括損益」に計上される。

本財務書類における金融商品の公正価額での評価は、以下の公正価額レベルを用いて分類される。

-) レベル : 活発な市場における同一の商品の市場価格(調整前)により得られた適正な額
-) レベル : 活発な市場において類似の金融商品に用いられる評価手法、最近の取引において値付けされた価額もしくは予測キャッシュフロー、またはすべての重要な投入資本が直接的にまたは間接的に観察可能である市場データに基づくその他の評価手法により得られた公正価額
-) レベル : いくつかの重要な投入資本が、観察可能な市場データに基づいていない評価手法により得られた公正価額

ヘッジ対象およびヘッジ会計として指定された金融資産に関しては、その評価差額は以下の基準を考慮して計上される。

- 公正価額ヘッジに関して、ヘッジ・リスクの種類と関連して補填されたものおよび補填対象の中で生じた差異は、損益計算書で直接認識される。
- キャッシュフロー・ヘッジおよび純外国投資の非効率に関する評価差額は、損益計算書に直接計上される。
- キャッシュフロー・ヘッジに関して、補填対象の実効補填において生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」の項目に計上される。
- 純外国投資カバレッジに関して、補填対象の実効補填において生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」の項目に計上される。

最後の二つの事例に関しては、ヘッジ対象の損益が損益計算書に計上されるまで、またはヘッジ対象の満期日まで、最終的に評価差額は認識されない。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクの公正価額ヘッジに関して、ヘッジ商品を査定する際に生じた損益は、損益計算書で直接認識される。その一方で、ヘッジ対象リスクに関しては、公正価額の変動を補填する金額の損益は、マクロカバレッジによる金融資産の調整として「その他の累積包括損益」に計上される。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクのキャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ商品の価値変動の有効な部分は、予定された取引がなされるまでは、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」に計上され、その後、損益計算書に計上される。ヘッジ・デリバティブの価値変動の非有効部分は、損益計算書に直接計上される。

金融負債

金融資産に関して定義されているように、金融負債は以下の場合を除いて、償却原価で計上される。

- 金融資産に関して定義されているように、「売買目的保有の金融負債」、「損益を通じて公正価額で評価した金融負債」および「資本変動表における公正価額で評価した金融負債」の項目に含まれる金融負債は、公正価額で評価される。公正価額ヘッジ取引により補填される金融負債については、ヘッジ取引で補填されるヘッジ対象リスクに関連するこれら公正価額の変動が計上され、調整される。
- 裏付資産が持分証券であり、公正価額を十分な客観性をもって決定できず、当契約書の交付によって決済される金融デリバティブは、原価で評価される。

金融負債額の変動は、通常、損益計算書上で相殺されて計上される。これは、「利息および類似費用」の項目で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、他の要因（「損益を通じて公正価額で評価された金融資産および金融負債」の項目で計上されるもの。）に起因するものを差異化する。

しかし、「資本変動表における公正価額で評価した金融負債」の項目に含まれるものは、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」に計上される。損益計算書上で計上された際に、負債が貸借対照表の該当箇所から除外されるまでは、評価調整額の金額は資本純額の一部として残る。

ヘッジ対象およびヘッジ会計差額として指定された金融負債は、前記注記に記載された金融資産に関する、上記の基準を考慮した上で計上される。

2.2.4 金融資産および金融負債の区分および測定

金融商品は当公庫の貸借対照表で以下の区分に分類される。

- 中央銀行および信用機関に対する預金とは、現金残高ならびにスペイン中央銀行、その他の中央銀行およびその他の信用機関が保有する残高である。
- 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債は、取引ポートフォリオに分類される金融商品ならびに損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債により構成される。
 - ・ 取引ポートフォリオに含まれる金融資産とは、短期間で現金化するために取得したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定される金融商品のポートフォリオの一部を構成するものである。また、当該ポートフォリオでは、ヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品は、適用ある会計規則に従いハイブリッド金融商品から分離される商品を含むものとする。
 - ・ 金融負債とは、取引ポートフォリオに含まれる、近い将来に買い戻すために発行したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定され、もしくは共同で運用される金融商品のポートフォリオの一部を構成し、選択性でない現先取引に基づき取得した資産の売却から生じる証券のショート・ポジションおよび証券の貸付ならびにヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品（ハイブリッド金融商品から分離される商品を含む。）をいう。金融負債は資産取引に融資するために用いられるという事実自体は、この区分には含まれない。
 - ・ 損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債とは、以下のものをいう。
 - ハイブリッド金融資産とみなされ、公正価額で評価される取引ポートフォリオに含まれない金融資産。「公正価額で評価される保険契約」に基づく負債または公正価額の変動へのエクスポージャーを軽減する目的および効果を持つ金融デリバティブとともに運用されるもの。

あるいは、金利リスクへの全体的なエクスポージャーを軽減する金融負債およびデリバティブとともに運用されるもの。

- 企業による当初の認識でみなされた金融負債、または、一度みなされたものに関して、以下の理由により、さらなる関連情報が得られるもの。

- ・ 当該情報により、資産もしくは負債の評価、または損益の認識において生じる認識または評価の不一致は、別の基準によって解消または大きく軽減される。
- ・ 金融負債または金融資産および金融負債グループは管理され、その成績はリスク管理または投資情報戦略に従って、公正価額に基づいて評価される。文書化されたグループの情報は、公正価額に基づいて、管理局長に対して提出される。

- 満期保有投資ポートフォリオには、当公庫が十分な財務能力をもって、当初および保有を意図した日から最終満期日まで保有すると分類した固定満期の、キャッシュフローが特定され、または特定できる活発な市場で取引される負債性証券で構成される。

本科目に含まれる負債性証券は当初公正価額で計上され、直接金融資産の取得に帰属する取引費用について調整され、適用ある会計規則（2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号）において定義される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。これらは実効利率に基づき計算する償却原価で計上される。

- 貸付および受取債権には簿外負債性証券、当公庫が行う通常の信用供与および貸付活動から生じる第三者への融資ならびに資産の買主およびサービス利用者が被る負債が含まれる。本科目には、グループ企業が貸主となるファイナンスリース取引も含む。

本科目に含まれる金融資産は当初公正価額で計上され、直接金融資産の取得に帰属する手数料および取引費用について調整され、適用ある会計規則（2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号）に基づく実効利率法を用いて損益計算書で認識しなければならない。取得後、取得された資産は償却原価で計上される。

割引で取得された資産は、支払った価格で計上され、返済額と当該支払価格との差額は、満期まで実効利率法を適用し、金融収益として認識される。

一般に、当公庫はすべての貸付および信用供与を満期まで保有する予定であるため、企業の貸借対照表に含まれている。

本科目に含まれる資産の未収利息は、実効利率法を用いて計算され、損益計算書の「利息および類似収益」において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。これらの証券の減損損失は、注記2.7に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる負債性証券は、注記2.3に記載の通り計上される。

- 売却可能金融資産は、貸付および受取債権のように満期保有投資に分類されない負債性証券、または損益を通じて公正価額で評価した金融資産に分類されない負債性証券および当公庫により保有されており、子会社、合併企業または関連企業以外の事業体に関する、グループ企業に保有される持分証券であり、損益を通じて公正価額で評価されるものに分類されないものを含む。

本科目に含まれる金融商品は当初公正価額で測定され、満期まで直接金融資産の取得に関連する取引費用について調整され、適用ある会計規則（2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号）において定義される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。ただし、金融資産の満期が固定していない場合には、減損が生じた時点で損益計算書に計上されるか、または貸借対照表で損金処理される。その後、本科目に含まれる金融資産は、公正価額で評価される。

上記にかかわらず、十分に客観的な方法で公正価額を決定することができない持分証券は、注記2.7に記載の通り計算された減損を控除して、財務書類に原価で評価される。

未払いの利息および配当金に関連する売却可能金融資産の公正価額の変動は、損益計算書の「利息および類似収益」（実効利率法を用いて計算する。）および「配当金収益」にそれぞれ計上される。これらの商品の減損損失は注記2.7に記載の通り計上される。ユーロ以外の外国通貨建ての金融資産に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジでカバーされる金融資産の公正価額の変動は、注記2.3に記載の通り計上される。

対応するものとして、売却可能金融資産の取得日から金融資産が償却されるまでの間の公正価額の変動は、残高が損益計算書の「損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益 - 売却可能金融資産」に計上される際に、売却可能金融資産を測定する際の調整として、資本の部の「その他の累積包括損益」に計上される。

- 償却原価金融負債は、上記の科目には含まれない金融負債に関連する金融商品を含む。

本科目に含まれる金融負債は、当初公正価額で計上され、満期まで直接金融負債の発行に帰属する取引費用について調整され、適用ある会計規則（2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号）において定義される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後金融負債は、適用ある会計規則（2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号）において定義される実効利率法を適用して計算される償却原価で測定される。

実効利率法を用いて計算されるこれらの資産について発生する利息は、損益計算書の「利息および類似費用」において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる金融負債は、注記2.3に記載の通り計上される。

上記にかかわらず、売却可能非流動資産に分類されるべき金融商品は、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号規則第34条に基づき注記2.16に記載の通り財務書類に計上される。

金融商品ポートフォリオ間での再分類は、もっぱら以下の想定に基づいて行われる。

- a) 下記d)に記載される例外的な状況が生じた場合を除いて、一度取得、発行または承継された金融商品は、「損益を通じて公正価額で評価した」の区分へまたはかかる区分から再分類はされない。
- b) 意図的にまたは財政能力の変化により、金融資産が「満期保有投資ポートフォリオ」の項目への分類から外れた場合、「売却可能金融資産」の区分へ再分類される。この場合、この再分類が、適用法が許可する状況（償還期限が迫った売却、ほぼすべての主要金融資産または当公庫が予期し難く、一度限りの出来事に起因する売却）に含まれない限り、「満期保有投資ポートフォリオ」に分類されたすべての金融商品と同様の処理が施される。
- c) 金融資産または金融負債に、信頼できる評価があると考えられる場合、この金融資産または金融負債は公正価額で評価され、簿価との差額はポートフォリオの種類にある要件に従って維持される。なお、この場合の信頼できる評価は、以前は不可能であり、公正価額での評価が必須なもの（市場価格のない持分証券および裏付資産によるデリバティブ等）である。
- d) 当公庫の意図もしくは財政能力の変化の結果として、または2年間の罰則（満期保有投資ポートフォリオに分類される金融資産の売却の際に適用される規制が課す。）の後、「売却可能金融資産」の区分に含まれる特定の金融資産（負債性金融商品）は、「満期保有投資ポートフォリオ」に再分類される。譲渡日における金融商品の公正価額は、新たな償却原価になり、この価格と償還価格との差額は、損益計算書に計上される。この際、商品の残りの期日に対しては、実効利率法を用いる。

e) 2008年以降、売却目的または短期買戻としての保持がなされなくなったデリバティブ金融商品ではない金融資産は、取引ポートフォリオの外へ分類される可能性がある。それは、以下の状況の内、いずれかが生じた場合である。

- 資産が貸付および受取債権の区分に含まれない限りにおける、例外的な状況。かかる例外的状況とは、近い将来に再発生するとは考えられ難い、特異な出来事から生じるものをいう。
- 当公庫が、近い将来または満期まで金融資産を維持する意図または財政能力を有する場合。この場合、その当初の認識は、投資控除の定義と一致する。

上記の状況では、結果を逆にせずに、資産の再分類は公正価額で行われる。そして、この価値がそれ自体の価格および償却原価とみなされる。この金融資産の再分類は、再度、取引ポートフォリオに再分類することはできない。

2017年および2016年を通じて、取引ポートフォリオに含まれる金融資産の再分類はなされなかった。

2.3 金融デリバティブ

金融デリバティブとは損益を提供する商品であり、特定の状況下では、取引および残高に関連する信用リスクおよび/または市場リスクの総額または一部の補償を認める。その方法としては、金利および特定の利率、個別の証券価格、為替レート・クロスカレンシーまたは同様のその他基準を裏付資産として利用する。当公庫は、組織的な市場または組織的な市場に対応する相対市場（店頭）の両方で取引される金融デリバティブを用いる。

当公庫は、中でもとりわけ、金利リスク、為替レートおよび市場レートへのエクスポージャーを軽減するための戦略の一環として金融デリバティブを利用する。これらの取引が2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号規則第31条および第32条の特定要件を満たす場合には、かかる取引は「補填」とみなされる。

当公庫がある取引をヘッジとみなす場合には、ヘッジに含まれる取引または商品の開始時からそのようにみなし、ヘッジは適切に文書化される。これらのヘッジ取引を文書化する際には、ヘッジされる商品またはヘッジを行う商品、ヘッジしようとするリスクの性質および当公庫が補填しなければならないリスクを考慮の上、有効期間中のヘッジの有効性を測定するための条件または手法を特定する。

当公庫は、ヘッジ期間を通して極めて効果的であると考えられるヘッジに対してのみヘッジ会計を用いる。ヘッジは、予定の期間中にヘッジで補填されたリスクに帰属する公正価額またはキャッシュフローの変動がそれぞれ、ヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で完全に相殺された場合に極めて効果的であるとみなされる。

前記のようなヘッジの有効性を測定するために、当公庫は、所定のヘッジ期間の開始日から終了日まで、ヘッジ対象のリスクに帰属するヘッジ項目の公正価額またはキャッシュフローのいずれかに関連ある方の変動がヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で将来的にほぼ完全に相殺されると見込まれるかどうか、および遡及的にヘッジの結果がヘッジ対象の数値結果の80%から125%の測定範囲で変動するかどうかを分析する。

当公庫が行うヘッジ取引は以下の科目に分類される。

- 公正価額ヘッジは、損益計算書に影響を及ぼす金融資産および金融負債もしくは約定額または特定のリスクに関連するこれらの一部の公正価額の変動に関するリスクを補填する。

- キャッシュフロー・ヘッジは、特定のリスクに関連して、損益計算書に影響を及ぼす金融資産もしくは負債または将来当公庫が行う可能性の非常に高い取引から生じるキャッシュフローの変動を補填する。

測定値の差異は、ヘッジ項目および会計ヘッジとしてみなされた金融商品について特に言及される場合、以下の条件に従って計上される。

- 公正価額ヘッジについては、ヘッジされるリスクの種類に応じて、ヘッジとヘッジ項目双方の公正価額の差異が直接損益計算書で認識される。
- キャッシュフロー・ヘッジについては、ヘッジの有効な部分について生じる測定値の差異は、一時的に「その他の累積包括損益」に計上される。この種類のヘッジが行われた金融商品は、注記2.2に記載される条件に従い、補填された商品とみなされたことによる調整を行うことなく計上される。

最後の場合には、測定値の差異は、ヘッジ項目の損益が損益計算書に計上されるまで、または満期まで、結果として認識されない。

キャッシュフロー・ヘッジの有効でない部分に関するヘッジ商品の評価における差異は、損益計算書の「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」において直接認識される。

当公庫は、ヘッジ商品が満了もしくは売却された場合、ヘッジがヘッジ会計の基準を満たさなくなった場合、または取引がヘッジと分類されなくなった場合にヘッジ会計を中止する。

上記の通り公正価額ヘッジ会計が中止され、ヘッジ項目が償却原価で計上される場合には、ヘッジ会計のために行われた評価額調整は、中止日に再計算された実効利率を適用してヘッジ項目の満期日まで損益計算書において認識される。

キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況においては、ヘッジからの累積損益は、貸借対照表の「その他の累積包括損益」に計上される。それは、予定されたヘッジ取引が行われるまでこの科目に計上され、実行された時点で損益計算書に移転される。また、キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止されなければならない場合で、ヘッジ要素が、金融資産または負債を計上することが予定された取引である場合には、計上される資産または負債の取得原価は調整される。予定された取引が行われないと予測される場合には、当該取引に関連する「その他の累積包括損益」の記載は直ちに損益計算書において認識される。

2.4 外貨建取引及び機能通貨

IC0の機能通貨はユーロである。このため、すべてのユーロ以外の表示の残高および取引は、外貨建てとみなされる。

以下は、2017年および2016年12月31日現在、当公庫が保有する外貨建金融資産および負債の合計を示したものである（単位：千ユーロ）。

	2017年		2016年	
	資産	負債	資産	負債
英ポンド	205,384	-	152,234	365,838
米ドル	1,012,169	6,133,819	1,321,730	4,492,468
スイス・フラン	66	462,475	98	577,016
日本円(百万)	851	192,578	986	491,231
その他の通貨(ユーロ)	203,325	663,300	182,288	350,924
	1,421,795	7,452,172	1,657,336	6,277,477

以下は、2017年および2016年12月31日現在、当公庫が記録した、種類別の外貨建資産および負債に相当するユーロを示したものである。

	2017年		2016年	
	資産	負債	資産	負債
金融機関への貸付	341,976	-	501,443	-
顧客への貸付	1,078,164	-	1,155,893	-
その他の金融資産	1,655	-	-	-
金融機関への預金	-	772,813	-	665,457
負債性証券の発行	-	6,677,695	-	5,612,020
その他の金融負債	-	1,664	-	-
	1,421,795	7,452,172	1,657,336	6,277,477

当初認識される際には、外貨建ての借方と貸方の残高は、認識日の直物為替レート（即時払い用の為替レート）にて、機能通貨に換算される。当初の認識後は、外貨建ての残高を機能通貨に換算する場合には以下の規則が適用される。

- ）貨幣性資産および負債は、年度末の為替レート（財務書類に記載される日付現在の平均直物為替レート）にて換算される。
- ）取得原価で評価される非貨幣性項目は、取得日の為替レートで換算される。
- ）公正価額で評価される非貨幣性項目は、公正価額が決定される日の為替レートで換算される。
- ）収益および費用は、取引日の為替レートを適用して換算される。しかしながら、著しい変動がない限りは、期間の平均為替レートが当該期間中に実施されたすべての取引について適用される。減価償却費は当該資産に適用される為替レートで換算される。

外貨建ての借方と貸方の残高の換算により生じる為替損益は、通常損益計算書に計上される。しかしながら、公正価額で評価される非貨幣性項目について生じる為替損益の場合は、公正価額の調整が「その他の累積包括損益」に計上され、非貨幣性項目の再評価に関する為替レートの要素が分類される。

当公庫が事業を行う主要外貨建ての残高を換算する際に使用するものは、2017年および2016年12月31日に欧州中央銀行が発表した市場レートである。

外貨建ての受取債権および支払債務の換算により生じる為替差損益の純額は、2017年12月31日現在、24,553千ユーロの利益（2016年12月31日現在は2,839千ユーロの利益）にまで上った。

2.5 収益および費用の認識

以下の要約は、収益と費用を認識する際に当公庫が採用する最も重要な基準である。

2.5.1 受取利息、支払利息、配当金および類似項目

通常、受取利息および支払利息ならびにその類似項目は、会計の目的上、発生主義に基づき適用ある会計規則（2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号）において定義される実効利率法を用いて認識される。他社より受領する配当金は、当公庫が配当金を受領する権利が発生した時点で、当公庫の損益計算書において認識される。

2.5.2 手数料、報酬および類似項目

事業の実効利率の計算に含まれるべきでない、または金融資産もしくは負債の取得原価を構成しない手数料に関する収益および費用ならびに類似の報酬は、損益を通じて公正価額で評価したものを除き、その性質に基づく様々な基準を用いて損益計算書で認識される。最も重要な項目は以下の通りである。

- 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債に関連する金額は、支払日に損益計算書において認識される。
- 長期取引または役務から生じる金額は、当該取引または役務の期間中に損益計算書において認識される。
- 一度限りの事象に関連する金額は、当該事象が発生した際に損益計算書において認識される。

2.5.3 金融外収益および費用

これらの金額は、発生主義に基づき認識される。

2.5.4 繰延回収および繰延支払

繰延回収および繰延支払は、市場レートで将来キャッシュフローを割り引いて算定した金額で認識される。

2.6 残高の相殺

取引により生じる借方および貸方の残高は、契約上または法律上、相殺が可能であり、会社に存在し、純額で決済されるものまたは現金化と同時に支払われるものに限り、相殺され、貸借対照表に純額で表示される。

[前へ](#) [次へ](#)

2.7 金融資産の減損

金融資産の簿価は、減損損失が生じたという客観的証拠がある場合には、一般に損益計算書について調整される。

- 貸付および負債性証券等の債務証券については、当初の認識後、将来のキャッシュフローに悪影響を及ぼす事象または様々な事象の複合的な効果が生じる場合
- 持分証券については、当初の認識後、ある事象または様々な事象の複合的な効果により簿価を回収できない場合

原則として、減損金融証券の価額修正は、当該減損が生じた期間の損益計算書に計上され、以前に計上された減損損失の回収（もしあれば）は、損失が解消または軽減された期間の損益計算書において認識される。減損について認識された金額の回収が不可能であると考えられる場合、かかる金額は、貸借対照表上から削除される。しかし、制限期間の満了、消却その他の原因により当公庫の請求権が消滅するまで、当公庫は、かかる金額の回収のために必要な措置を講じることができる。

債務証券および偶発リスクポートフォリオは、その所有者、保証または仲介にかかわらず、企業が晒される信用リスクを決定し、価額の減損の補償要件を見積もるために分析される。財務書類の作成のため、当公庫は、その起こり得る顧客および国の支払不能リスクを別々に分析することにより信用リスクの観点から運用を分類する。

債務証券の将来キャッシュフロー見積額は、当事業体が証券有効期間中に受領すると考えている元本および利息である全額である。財務書類作成の時点で利用可能な関連情報のすべてが、この見積りの際に考慮される。当該関連情報は、契約上のキャッシュフローの将来の回収の可能性についてのデータを提供するものである。また、証券の将来のキャッシュフローを含み証券を見積もる際、保証の可能性にかかわらず、その取得およびその後の売却の費用の額を差引いて、その実現の結果となるキャッシュフローが考慮される。

見積将来キャッシュフローの額の現在価値の計算において、契約上の利率が固定金利の場合、証券の当初の実効金利が更新利率として使用され、変動金利の場合、契約の財務条件に応じて決定される財務書類が関係する日付の実効金利が使用される。

償却原価で評価する債務証券については、減損損失額は、簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値とのマイナス差額に等しく、見積将来キャッシュフローの現在価値は、固定金利の場合には当初の実効金利、変動金利の場合には契約条件に従い計算される財務書類日現在の実効金利を用いて計算される。上場債務証券の場合には、当公庫が回収する価額を表すものと十分に信頼できることを条件として時価が用いられる。

減損が生じたという客観的な証拠は、すべての重要な債務証券については個別に、個別に重要ではない債務証券のグループについては個別にまたは集散的に決定される。特定の証券を類似のリスクを有する資産グループに含めることができない場合には、減損が生じているかどうか個別に分析され、生じている場合には減損損失額を見積もる。

金融資産のグループについては以下の通り集散的に見積減損損失額が評価される。

- 債務証券は、契約条件に従い債務者が全額（元本および利息）を支払う能力を示す類似の信用リスクの特徴を有するグループに分類される。資産をグループ化する際に考慮する信用リスクの特徴は、例えば証券の種類、債務者の業種、営業地域、保証の種類、支払遅延日数等将来キャッシュフローの見積りに関連するものである。
- 債務証券の各グループの将来キャッシュフローは、過去のデータを現在の市況に当てはめるための調整を施した上で、当公庫について類似の信用リスクを有する証券の過去の損失の実績に基づき見積もられる。

- 各グループの減損損失は、グループ全体の債務証書の簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値との差異である。

損益計算書の変動を通じて公正価額で評価されない債務証書、偶発リスクおよび約定額は、顧客または取引に帰属する支払不能リスクに基づき、2004年スペイン中央銀行通達第4号の別紙 に定められる科目に分類される。標準リスクに分類されない債務証書については、支払遅延日数、提供された保証、顧客の財務状況および適切な場合には保証人を考慮して、上記通達に定める基準に基づき必要とされる特定の減損ヘッジについて見積りが行われる。

同様に、これらの金融商品は、カントリー・リスクから派生する信用リスク（通常の商業リスク以外の状況により顧客が居住する国に関連するリスクであるとする。）を決定するために評価される。

上記の特定の減損ヘッジに加え、当公庫は、損益を通じて公正価額で評価しない債務証書に内在する損失およびグループ・ヘッジを通じて標準リスクとして分類される偶発リスクに対するヘッジを行う。当該グループ・ヘッジは、特定の取引に割り当てられていない統計手法を用いて計算される、減損実績および財務書類日現在に発生した内在する損失に関連する評価時点におけるその他のよくある状況に基づき計算される。

当公庫は、スペイン中央銀行が業界における経験および情報に基づき設定したパラメーターを使用し、債務証書に内在する減損損失および標準リスクとして分類される偶発リスクを補填するための手法および金額を決定しており、当該パラメーターは、データに応じて定期的に変更される。減損損失の補填を決定する手法は、適用される会計規則で定められる一定の割合に基づいており、これは2004年スペイン中央銀行通達第4号の別紙 で定められる金融商品のリスクの分類に応じて異なり、当該変更は、当該別紙に記載されている金融商品のリスクの分類によって決まる。

基本的に、債務証書の減損は、業務が属するリスクセグメントおよび満期日経過期間に基づき、下記の割合を効果的な担保により回収される額でカバーされない未払いリスクに適用することで計算される。

	90日超～ 6ヶ月	6ヶ月超～ 9ヶ月	9ヶ月超～ 12ヶ月	12ヶ月超～ 15ヶ月	15ヶ月超～ 18ヶ月	18ヶ月超～ 21ヶ月	21ヶ月超
非金融機関および個人起業家							
特別融資							
建設および不動産開発	40	55	70	80	85	95	100
建設土木工事	45	60	70	80	85	95	100
その他の特別融資	20	30	30	55	80	85	100
非特別融資							
大企業	30	70	80	90	95	100	100
中小企業	40	55	65	75	80	90	100
個人起業家	25	40	55	70	80	90	100
住居							
住宅購入							
未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証）	20	30	40	55	65	80	100
未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証）	20	30	40	55	65	80	100
別宅	20	30	40	55	65	80	100
消費者信用（クレジットカード負債を含む。）	60	70	85	90	95	100	100
その他	60	70	85	90	95	100	100

標準リスクとして分類される業務に対する一般的な引当金は、警戒リストにおける標準リスクに対して計算されたものとは異なる。どちらも下記の割合を効果的な保証でカバーされない未払いエクスポージャーに適用することで計算される。

	標準リスク	警戒リストにおけるリスク
非金融機関および個人起業家		
特別融資		
建設および不動産開発	1.7	16.3
建設土木工事	1.7	19.0
その他の特別融資	0.4	2.6
非特別融資		
大企業	0.2	2.3
中小企業	1.0	7.7
個人起業家	1.2	10.1
住居		
住宅購入		
未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証）	0.4	3.7
未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証）	0.4	3.7
別宅	0.4	3.7
消費者信用	2.4	18.6
そのうち：クレジットカード負債	1.4	10.5
その他	2.4	18.6

ヘッジを計算するための効果的な担保の見積りには、以下の該当担保の基準値における推定割引が適用される。

実物保証の種類	基準値における割引率（%）
抵当保証（第一順位）	
建造物および完成建造物構成要素	
住宅	30
オフィス、公共施設、倉庫	40
その他	55
注文された都市部における土地および開発可能用地	60
その他の不動産	50
金融機関の提示された担保	
貨幣預金	0
その他の市場性のある金融機関	10
その他の市場性のない金融機関	20
その他の実物保証（例：二番抵当、動産）	50

該当する補償の評価を目的とした負債の支払において差し押さえたまたは受領した不動産資産については、当該資産の基準値につき以下の割引が適用される。

差押物件の種類	基準値における割引率(%)
建造物および完成建造物構成要素	
住宅	25
オフィス、公共施設、倉庫	35
その他	35
注文された都市部における土地および開発可能用地	40
その他の不動産	35

個別に有効なすべての債務証券および過去3ヶ月間に生じた価格の下落により計算された集合的な減損損失に関し、契約条件に基づく未収利息は、損益計算書において認識されない。

売却可能金融資産に含まれる負債性証券および持分証券の減損損失額は、その取得原価(元本返済額調整後)と公正価額の差額から、すでに損益計算書で認識された減損損失を控除した額に等しい。

公正価額の減少が減損によるものであるという客観的証拠がある場合には、純資本額の調整としての「その他の累積包括損益」に直接認識された潜在的損失は、直ちに損益計算書に計上される。減損損失の全部または一部が後に回収される場合、かかる回収額は、負債性証券の場合には回収期間の損益計算書、持分証券の場合には純資本額の調整としての「その他の累積包括損益」において認識される。

売却目的保有の非流動資産として分類される負債性証券および持分証券については、資本に計上された損失は、実現したものとみなされ、分類が行われた日に損益計算書で認識される。

関連企業、合併企業および子会社における株式については、当公庫は、回収可能額と簿価を比較して減損損失を見積もる。減損損失は、減損損失が生じた年度の損益計算書に計上され、その後の回収は、回収期間の損益計算書に計上される。

減損等として計上される金額は、回収が不可能であると考えられる場合、貸借対照表から削除されるが、当公庫は、終了、取消またはその他の理由によりかかる権利が恒久的に抹消されない限り、回収を試みるのに必要な行動をとることが可能である。

2.8 財務保証および関連引当金

財務保証契約とは、法律上の種類（とりわけ保証、財務保証保険契約、または信用デリバティブ）を問わず、債務者が債務証書の当初のまたは修正された条件に基づく特定の支払義務の履行をしない場合に、債権者が被った損失を返済するために特定の支払を行うことを発行者に要求する契約をいう。

財務保証契約の発行者は、保険会社により発行された契約を除き、当該契約につき、公正価額に取引費用（その発行に直接起因する。）を加えた額を「その他の金融負債」の項目に計上した。

当初は、相互独立条件における単独取引の範囲内で関係のない第三者に発行された財務保証契約の公正価額は、受領されたプレミアムに受領されるキャッシュフローの現在価値を足した額であり、類似の条件およびリスクで企業が発行した金融資産と類似の金利を使用する。同時に、上記の金利で受領される将来キャッシュフローの現在価値は受取債権として認識される。

当初の認識後、契約は以下の基準に従い扱われる。

- ）受領する財務保証の手数料またはボーナス価額は、損益計算書に差異を金融収益として計上することにより更新される。
- ）不良と認められていない財務保証契約の価額は、保証の予定有効期間にわたり定額法で、またはその他の基準により損益計算書に計上される部分を差引いた当初の認識額である。ただし、これがより正確に保証の認識による経済リスクと利益を反映することを条件とする。

財務保証契約を不良と分類することは、「偶発債務および不確定約定額の引当金」の項目に含まれる関連するヘッジを意味する。

2.9 リース会計

2.9.1 ファイナンスリース

ファイナンスリースとは、リース対象資産が有する実質的にすべてのリスクおよび報酬を借主に転嫁するものをいう。

当公庫がファイナンスリース取引においてある資産の貸主として行為する場合には、借主が受領する金額の現在価値と保証された残余価値の合計（通常はリースが終了する際の買取オプション価格）は第三者に対して提供された融資として計上される。そのため、借主の性質に応じて貸借対照表において、「貸付および受取債権」として計上される。

当公庫がファイナンスリース取引において借主として行為する場合には、リース対象資産の費用は当該資産の性質に応じて貸借対照表に計上され、同額の負債が計上され、その金額はリース対象資産の公正価額および貸主に対して支払われる金額の現在価値と適切な場合には買取オプション行使価格の合計のいずれか少ない方となる。これらの資産は、当公庫の自己使用目的の有形固定資産に適用されるもの（注記2.12を参照のこと。）と同率で減価償却される。

いずれの場合においても、ファイナンスリースにおける金融収益および金融費用はそれぞれ、期間差異を見積もるためにリースについて実効利率法を適用して、現行のスペインの法令（2004年12月22日通達第4号）に基づき計算され、損益計算書の「利息および類似収益」および「利息および類似費用」に計上される。

2.9.2 オペレーティングリース

オペレーティングリースにおいて、リース対象資産の所有権ならびに実質的にすべての所有権に係るリスクおよび報酬は貸主が保有する。

当公庫がオペレーティングリース取引において貸主として行為する場合には、リース対象資産の取得原価は、当該資産の性質に応じて、「不動産投資」の「有形資産」または「オペレーティングリースにより譲渡されたその他の資産」に計上される。これらの資産は、類似の自己使用目的の有形固定資産について採用された方針に基づき減価償却される。リース契約の収益は、定額法で損益計算書の「その他の営業収益」において認識される。

当公庫がオペレーティングリースにおける借主として行為する場合には、リースの費用（貸主により付与される奨励金を含む。）は定額法で損益計算書の「その他の一般管理費」に計上される。

2.10 人件費

2.10.1 短期報酬

従業員への短期報酬とは、従業員が役務を提供した年度末後12ヶ月以内に行われる支払をいう。報酬は一般に、当期の人件費として、受領し、記録した役務について支払われる金額で、調整を行わずに測定され、負債の見越勘定が費用の合計とすでに支払われた金額との差異について計上される。

2.10.2 退職後約定金

当公庫が従業員と締結した年金契約は、有効な団体賃金協約に反映されており、確定拠出契約に相当する。

当公庫の従業員は、政府が提供し、2002年11月29日勅令第1号により承認された年金制度および基金規制法および2004年2月20日勅令第304号により承認された同規則の規制を受ける共同従業員年金制度に加入しており、同制度は、ヘスティオン・デ・プレビシオン・イ・ペンシオネス・エンティダ・ヘストラ・デ・fondos・デ・ペンシオネスが運用し、BBVAに預託されるBBVAエンプレオ年金基金に含まれる。

確定拠出契約として、当公庫は、キャリア公務員または暫定政府職員、契約社員、臨時社員または上級管理職であるかにかかわらず、毎年5月1日現在勤続年数が2年を超える従業員のために年次拠出を行う。年次拠出額を計算する際に以下のパラメーターが考慮される。

- ・従業員が帰属する専門集団
- ・勤続年数（契約にかかわらず、従業員が政府に勤務した3年間の数とする。）

拠出金額は、毎年一般国家予算で承認された金額である。2017年12月31日現在、当年度において「人件費」として計上された費用はなく、2016年12月31日現在の過年度においてもなかった。

2.10.3 死亡障害給付金および退職金

退職前に当公庫が従業員と締結した退職金および死亡障害給付金についての契約およびその他類似の項目は、財務書類日現在の法定債務および潜在的債務の現在価値を計算し、保険数理上の損失から保険数理上の利益を差し引いたもの、認識されていない過去の役務費用および約定額を保障する資産（保険契約を含む。）の公正価額を控除して見積もられる。過去の役務費用および保険数理上の利益または損失の全額は直ちに認識される。

2017年12月31日現在、退職後給付のための引当金423千ユーロ（2016年12月31日現在は365千ユーロ）が計上されている。

2.10.4 退職手当

退職手当は、当公庫が従業員または従業員グループを通常の退職日前に確実に解雇する場合、または従業員の希望退職の奨励金として報酬を支払う場合に限り、損益計算書の「人件費」および貸借対照表の「引当金」において「年金および年金類似債務引当金」に計上される。

2017年および2016年12月31日現在、当公庫はこの項目について引当金を計上しておらず、当該割当を要する制度または契約も存在しない。

2.11 法人税

法人税は、費用とみなされ、一般に損益計算書の「法人税」の項目に計上される。

当期法人税費用は、当該年度の課税所得について支払うべき金額として計算され、当該年度の一時差異から生じる資産および負債の残高の変動、税額控除および欠損金繰越について調整される（注記23を参照のこと。）。

当公庫は、資産または負債の簿価と課税標準額に差異がある場合には、一時差異があるとみなす。税務上資産または負債に帰属する金額は課税標準とみなされる。課税対象一時差異とは、当公庫が将来政府に対する支払債務を負うことである。控除可能一時差異とは、当公庫に対して償還権が生じ、または将来政府に支払うべき金額が減少することをいう。

税額控除および欠損金繰越とは、活動が完了し、または結果が得られたとしても、税制に定める条件が満たされるまで税務上確定申告には適用されない金額をいい、当公庫は、将来適用する可能性がある。

当期税金資産および負債とは、税金が認識された日から12ヶ月以内に当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。繰延税金資産および負債とは、将来当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。

繰延税金負債は、すべての課税対象一時差異について認識される。上記にかかわらず、営業権の認識に基づく繰延税金負債は計上されない。

当公庫は、以下の条件を満たす場合に、控除可能一時差異、税額控除または欠損金繰越から生じる繰延税金資産のみを認識する。

- 繰延税金資産は、当公庫が相殺するに十分な将来の課税所得が生じるとみなす場合に限り認識される。
- 欠損金から生じる繰延税金資産の場合には、今後繰り返して生じる可能性が低い理由により生じたものとする。

資産が当初認識される場合、企業結合から発生しない場合、かつ認識時に、帳簿または課税所得に影響を及ぼさない場合には、繰延税金資産または負債は認識されない。

各決算時に、繰延税金資産および負債は有効であることを確認するために見直され、評価の結果に基づき調整される。

2.12 有形固定資産

2.12.1 自己使用目的の有形固定資産

自己使用目的の有形固定資産には、当公庫が管理目的で現在または将来の自己使用のためまたは資産の製造または供給のために保有する資産で、1会計年度を超えて使用する予定のファイナンスリースに基づき所有または取得した資産が含まれる。とりわけ、この科目には当公庫が第三者に対する債権を表章する金融資産の全部または一部の決済として受領する有形固定資産で、内部での継続的な使用が見込まれるものが含まれる。自己使用目的の有形固定資産は、貸借対照表に取得原価で計上され、取得原価は、支払われた対価の公正価額に支払済みまたは支払予定の金銭を加え、累積減価償却費および（必要に応じて）各項目の正味価格と対応する回収可能価格とを比較して決定される見積減損損失額を差引いた金額となる。

上記の目的において、当公庫の自己使用目的の有形固定資産の一部を構成する担保実行資産の取得原価は、担保実行と引き換えの金融資産の正味価格に類似している。

減価償却費は、定額法で、取得原価から残余価値を差引いて計算される。建物その他建造物が建っている土地は、期間無制限であるため、減価償却されない。

有形固定資産の減価償却費は損益計算書の「減価償却費 - 有形固定資産」に計上され、該当資産の推定耐用平均年数に基づき計算される以下の減価償却率に相当する。

	年率
建造物	2%
備品	4%から15%
器具および事務機器	10%
コンピューター機器	25%
輸送機器	16%

各決算期において、当公庫は、内部または外部で有形固定資産の正味価値が回収可能価格を超える兆候があるか否かを判断する。兆候がある場合には、該当資産の簿価は回収可能価格に減額され、将来の減価償却費用は、新たな見積りを要する場合には調整後の簿価および新たな残余耐用年数に比例的に調整される。自己使用目的の有形固定資産の簿価の減額は、必要に応じて損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」に計上される。

同様に、有形固定資産の減損が回収されたことを示す場合には、当公庫は、過年度に計上された減損損失の解消を損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」において認識し、将来の減価償却費を調整する。いかなる場合においても、資産に関連する減損損失の解消は、過年度に減損損失が認識されなかった場合に得たはずの簿価を上回らない。

また、自己使用目的の有形固定資産の推定耐用年数は、少なくとも年に一度大幅な変動がないか見直される。変動がある場合には、新たな推定耐用年数に基づき将来損益計算書に計上する減価償却費を訂正することで調整される。

自己使用目的の有形固定資産に関する維持管理費用は、かかる費用が発生した年度の損益計算書の「その他の一般管理費」に計上される。自己使用目的の有形固定資産のための資金調達により発生した金融費用は、発生時に損益計算書に計上され、当該費用は取得原価に含まれない。

2.12.2 不動産投資

貸借対照表の「不動産投資」においては、賃貸用または将来の時価の上昇により売却益を得るために保有している土地、建物その他建造物の正味価値を認識する。

不動産投資の取得原価の認識について減価償却、それぞれの耐用年数の見積りおよび減損損失の記録に適用される基準は、自己使用目的の有形固定資産に関するものと一致する（注記2.12.1を参照のこと。）。

2.13 無形資産

無形資産とは、物理的に存在せず、取引の結果生じ、または当公庫が内部で開発した特定可能な非貨幣性資産をいう。客観的に合理的な原価を見積もることができ、当公庫が将来財務的利益をもたらすとみなす無形資産のみが会計上認識される。

営業権以外の無形資産は、取得原価または生産原価から累積減価償却費および減損損失を調整した額で貸借対照表において認識される。

無形資産は、あらゆる要素について評価し、当公庫に対して純キャッシュフローを生じる期間に予測可能な期限がない場合には、無期限の耐用年数を有するものとし、その他のあらゆる場合には期限付耐用年数を有するものとする。

各決算期に、当公庫は、無期限の継続を確認するために、それぞれの残存耐用年数を見直す。無期限の耐用年数を有する無形資産は償却されない。これ以外の場合には必要な措置を取る。

期限付耐用年数を有する無形資産は、有形固定資産に適用されるものと類似のいくつかの基準を用いて償却される。これらの無形資産についての年次減価償却費は損益計算書の「減価償却費 - 無形資産」に計上される。

耐用年数の期限の有無にかかわらず、当公庫は、無形資産の減損を認識し、対応するものとして、損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」にそれらを計上する。これらの資産に対する減損損失および適切な場合には過年度に認識された減損損失の解消の認識に適用される手法は有形固定資産に適用されるものと同様である（注記2.12.1を参照のこと。）。

2.14 引当金および偶発債務

財務書類を作成するにあたり、当公庫は、引当金と偶発債務を以下の通りに区別した。

- 引当金とは、事業体に対して金融損失が生じる過去の事象から派生した貸借対照表日現在有効な債務を対象とする貸方残高である。かかる損失が発生する可能性は高く、種類を特定できるが、その金額または決済日を決定することはできない。
- 偶発債務とは、過去の事象の結果として生じる可能性がある債務のうち、当公庫の支配を超える一つまたは複数の将来の事象を条件として存在するものである。

当公庫の財務書類には発生のある可能性がある債務に対するすべての重要な引当金が含まれる。偶発債務は、財務書類において認識されないが、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号の要件に基づき情報が開示される（注記19を参照のこと。）。

引当金は、当該事象の状況に関して入手可能な最善の情報を用いて数量化され、年度末に再度見積もられる。当該引当金は、当初認識した特定の債務を充足するために使用されるが、当該債務が消滅または減少した場合には、全部または一部が繰り入れられる。

2017年および2016年末、当公庫に対して、通常の業務から生じる法的手続きおよび請求が多数提起された。当公庫の法律顧問および取締役は、これらの手続きおよび請求の終了により、これらが終了する年度の財務書類に必要に応じて開示されるもの以外に重大な影響を及ぼさないと理解している。

前期の基準に従い必要とみなされる引当金は、損益計算書の「引当金経費または引当金の戻入」に計上される。

2.15 キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書において用いられる用語は、以下の意味を有する。

- キャッシュフローとは、現金および現金同等物の流入および流出をいい、流動性が高く、価値の変動リスクが低い短期投資をいう。
- 営業活動とは、一般的な金融機関の活動および投資または財務活動に分類されないその他の活動をいう。
- 投資活動とは、非流動資産ならびに現金および現金同等物に含まれないその他の投資の取得、売却またはその他の手段による処分をいう。
- 財務活動とは、持分および負債の規模および構成を変更する活動のうち、営業活動を構成しないものをいう。

2.16 売却目的保有の非流動資産および売却目的保有の非流動資産に関連する負債

貸借対照表の「売却目的保有の非流動資産」には、現状で財務書類日から1年以内に売却される可能性が高い個別の項目の簿価が計上される。

例外的に、1年を超える期間にわたって売却されることが予想される場合には、当公庫は、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」の項目における時間的価値の変動を加味し、最新の売却価格を算定する。

その結果、金融資産または金融外資産であるこれらの項目の簿価は、継続的な使用ではなく売却価格を通じて回収される。

特に、債務者の当公庫に対する支払義務の全部または一部の決済のために当公庫が受領した不動産その他の非流動資産は、当公庫がこれらの資産を継続して使用することを決定しない限りは、売却目的保有の非流動資産とみなされる。

対称的に、「売却目的保有の非流動資産に関連する負債」は、グループに関連するまたは当公庫の業務の障害に関する貸方残高を含む。

売却目的保有の非流動資産は、一般に認識時の簿価と見積売却費用を調整した公正価額のいずれか低い方で測定される。種類に応じて減価償却される有形固定資産および無形資産は、本科目に含まれる間は減価償却されない。

資産の簿価が売却費用を調整した公正価額を上回る場合には、当公庫は、資産の簿価を超過額分調整し、対応するものとして、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。資産の公正価額がその後増加する場合には、当公庫は、すでに計上した損失を取り消し、減損前の価格を上限として簿価を増額し、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。

売却目的保有の非流動資産の売却の結果については、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に示されている。

ただし、中断されている事業の一部である、金融資産、従業員給与からの資産、繰延税金資産および保険契約のための資産は、前段落に従うのではなく、この概念に適用される注記2の上記の段落に説明のある原則および規則に従って評価される。

2.17 企業結合

一企業の買収をその最終的な実績に含む、取得された企業が当公庫から独立した法律上の地位を維持する企業結合は、損益計算書の「株式 - 子会社」に計上される（注記2.1を参照のこと。）。

注記3 顧客支援サービス

2004年7月24日、EC0734法令が制定された。これは顧客支援サービス業務に関連するもので、顧客支援サービスならびに銀行サービスおよび金融機関の擁護官の規制を目的としている。ICOは、顧客サービス部門の設置を義務付けられてはいないが、かかるサービスに関し、金融機関として遂行する業務に関して受けるあらゆる要求および苦情に対処している。質の高いサービスを提供するため、2006年12月、当公庫はICOの貸付者、利用者および顧客からのあらゆる苦情および提案を受付け、処理し、対応し、かつ返答する業務を集中的に行う部署の設置を決めた。

2017年に受けた苦情の件数は72件であり（2016年は107件）、平均4.6営業日以内に処理された（2016年は4.9営業日以内）。全苦情の74%が仲介業務における与信取引関連（「ICOダイレクト」および「ICO SGR」）であり、そのためこれらは該当する金融機関に引き渡された。その他13%の苦情は、ICOダイレクト業務の払戻しまたは決議に関するものであった。

注記4 利益の分配

2017年における101,923千ユーロに上る利益の分配については、当公庫の理事会によりまだ決定されていない。かかる分配は、法律に従って行われる。

注記5 リスク・エクスポージャー

5.1 リスク - その全般的特徴

リスクは金融活動に内在するものである。リスクを正しく測定し、管理し、制御することにより、顧客、投資家および従業員の信頼の基礎となる適切な利益率の達成と支払能力の維持が容易になる。

金融機関が抱えるリスクを詳細に分類することを目的としなければ、流動性リスク、市場リスク、信用リスクおよびオペレーション・リスクの4種類に分類することができる。

- ・ 流動性リスクとは、債務返済に見合うだけの十分な流動資産が欠如する結果生じるリスクをいう。これは、不適切な資産および負債の満期構造または例外的な市場危機によって起こる。
- ・ 市場リスクとは、国内外通貨の金利、為替、株価のような金融変数の不利な変動により生じる損益計算書および資本に影響を及ぼすリスクをいう。かかるリスクは、貸借対照表上または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオに関する市場リスクの二つに大別される。

- ・ 信用リスクとは、投資の推定期間内にかかる投資の元利金全額が回収できないリスクをいう。かかるリスクは、銀行との関係における相手方リスクおよび投資活動における信用リスクの二つに大別される。
- ・ オペレーション・リスクとは、予測不能な状況における管理上、社内手続上、会計上、IT関連、法的または外的な過誤の結果生じるリスクをいう。

金融機関として、IC0は、これらの種類のリスクに晒されており、理事会が承認したリスク方針マニュアルに従って、これらを効果的に管理するよう、識別し、計量化し、監視しなければならない。かかるマニュアルは、様々な方法、適用ある規制・手続きおよび組織構造を編集したものである。

5.2 リスク - 組織構造

あらゆるリスクをカバーするため、当公庫は、(2017年12月16日理事長通達第2号に基づき)管理およびリスク・財務局長の管轄下のリスク副局長の下に特別部署を設置した。

リスク副局長の職務には、内部リスク方針および当公庫の全リスクの分析・管理・監視方法の作成および提案、IC0の信用リスクの許容性の評価ならびに国内および国際的なリスク規制にIC0が適合しているかの監督、また同時にその権限の下にある部門の業務遂行の運営、調整および監督を含む。

四つのリスク専門の部署とは、グローバル・リスク部、リスク承認部、監視部および監督部であり、それぞれが決められた職務を遂行している。

グローバル・リスク部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 当公庫の金融リスクの計量化技法の作成、提案および管理。
- ・ 金融リスクの上限および承認済みのリスク方針の遵守の監督。
- ・ 借り手の信用枠の定期的な分析、監視および見直しならびに貸付仲介業者の水準の監視。
- ・ リスク計量化システム、バックテストおよびストレステストの定義および見直し。
- ・ 新規金融商品のための市場価額基準の提案、リスクの計量化および潜在的(追加)リスクに係る技法の設定。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の法律の適用についての分析。
- ・ 新規商品の市場価格および構造ならびにその潜在的(追加)リスクの評価。
- ・ リスクに係る承認された技法の正確な適用の監督。
- ・ 流動性枠証券化ファンドの運営における信用リスクの分析。
- ・ 流動性、市場、信用度および新規商品に関する新たなリスク限度枠の提案。
- ・ 資産および負債に係る委員会、管理部門および評議会に向けたリスクの状況の報告および分析。
- ・ スペイン中央銀行に対する金利リスク、流動性比率およびバーゼル比率の状態の報告。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するEU指令およびスペイン国内の規則の採用についての分析。

リスク承認部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 新規資産商品および自動化手続きに含まれていない直接信用供与のリスクが許容範囲内であるかどうかの評価。
- ・ 顧客および顧客の金融グループに関し、IC0により承認された直接信用供与のリスク限度枠が適切であるかどうかの分析。
- ・ すでに形成されており意思決定機関の承認が求められる事業の変更をIC0が実行する上でのリスクの分析および評価。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。

- ・ IC0からの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会の調整。
- ・ 直接信用供与のリスク方針および/または適切である場合にはIC0によりすでに承認された方針の変更に関し、IC0内部の意思決定機関による承認の定義および提案。

監督・取引回復部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 直接融資業務のリスクのコントロールおよび追跡。
- ・ 提案された仲介貸付枠につきIC0の信用リスクの観点から分析および評価。
- ・ パートナー金融機関から最終受益者に提供されるIC0の仲介貸付枠の条件の遵守の管理・検証、また、違反を発見した場合、必要に応じた是正措置の提案。
- ・ IC0の直接的な顧客および顧客の金融グループに関する内部格付システム、カントリー・リスク格付システム、オペレーション・リスクの技法および信用リスク制限技法の設定および維持。大規模なリスク・エクスポージャーの統制および報告。
- ・ すべての必要な情報を用いたIC0のポートフォリオの質の確保。
- ・ IC0からの直接貸付ポートフォリオに関する監視委員会の調整。
- ・ 支払不能リスク以外の理由により疑わしい警戒リスト内の標準リスクのためのリスク引当金の提案。
- ・ IC0からの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会への出席。
- ・ 該当する法務・事業分野と連携した、遅滞、決済および不履行となった金融取引に関する適切な回収手続きの推進。
- ・ 規制機関（格付機関、内外の監査人、監査人の裁判所およびスペイン中央銀行等）からの要望に対する応答。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。

監視およびリテール監督部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 小売業者に対する直接業務のリスクのコントロールおよび追跡。
- ・ 対象とする部門に関する金融業務の実行可能性の分析。
- ・ 取締役会とのリテールの借換業務の承認に関する2週間毎の情報交換。IC0内部の意思決定機関による承認のための、融資の額に応じたかかる業務のリスク特性、顧客タイプ、縮小する占有率および承認の報告。
- ・ 当公庫から他企業へ管理が外注されている、IC0が保有する貸付金の回収作業の監視およびコントロール。かかる作業は、中小企業、零細企業、自営業者および個人へのサービス提供契約を通じて行われている。
- ・ 中小企業、零細企業、自営業者および個人に対して当公庫が直接的に経営管理を遂行している、IC0によって保有されている貸付金の回収管理。
- ・ 個々の分野の記録（決議提案、失敗、借換契約、取消、直接管理への業務移行等）に関するIC0内部の意思決定機関への提案準備。
- ・ 監視委員会における、リテールリスクの貸付ポートフォリオの状況の作成および提示。
- ・ 事業体に移転される事由の対応と解決に関する金融業務および経済政策の法律顧問部門の調整。かかる事業体には、係争回復のサービスの提供が委任されており、また裁判上の請求の過程および倒産の手続きまたは同様の特性を有する事柄において、IC0が様々な局面に置かれることが要求されるその他の行動が委任されている。

- ・ リテールポートフォリオのすべての貸付の保有者および/または保証人が顧客サービス部を通じて受けた依頼の管理。
- ・ 重大な経済危機、自然災害またはその他類似の出来事の結果、政府取引される直接金融業務の監視、承認および企画。その後における、当該状況および一定の借り手グループの活動範囲に関連する政府機関への移転に対する取組みまたは行動提案の評価。

IC0は様々な種類のリスクに関する専門家集団を擁しており、それぞれが職務における責任を持ってかかるリスクについての原則、有効なリスク方針マニュアルおよび既存の内部手続きに従い任務を遂行している。

5.3 IC0における流動性リスク

スペインのコミュニティ法およびその発展は、本件に関しては事業体における流動性リスクの測定、コントロールおよび管理のシステムに対する一般的な要件を規定するのみであるが、以下の規範文書に含まれる。

- 金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する2013年6月26日EU規則第575号第6部。
- 2013年規則第575号第7章第7の2項および第7の3項に従い技術的施行規則を規定する、2014年4月16日施行規則第680号。
- 金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月28日法律第10号第41条、第42条および付則8。
- 2014年法律第10号第53条を発展させる2015年2月13日勅令第84号。
- 証券化ファンドの会計基準、年度会計、公的財務書類および積立統計情報を規定する、2016年2月2日通達第2号。これは、2008年5月22日通達第3号（廃止）の規則51、DT6および別紙に置き換わる。
- 2004年通達第4号、規則59第4項、規則60第D.2項ならびに規則72第3項および第8項。

一般的に、2016年通達第2号のリスクの取扱いに関する第6章の規則51に含まれる、従うべき一連の行動基準（質的要件）を超える流動性リスクに関する特定の資本要件は存在しない。かかる通達はまた、第5章に含まれる資本の自己評価の過程および監督上の見直しの過程において実行された行動を報告する必要性にも言及しており、これはすべて、その内部資本がその現在および将来の活動を補填するのに十分であるかどうかを評価するためのものである。

現在、更新版のバーゼル の流動性および支払能力に関する文書「銀行および銀行システムを強化するための世界的な規制の枠組み」ならびに「バーゼル：計量に関する国際的な枠組み」の公表に伴い、流動性リスクの基準および監視が、流動性の計量および管理のより効率的なパラメーターを保証する指針となる新たな措置となっている。2013年1月1日、バーゼル委員会は、「流動性カバレッジ比率および流動性リスク管理ツール」を公表し、これにより短期流動性比率の定義付けおよび監視が前進した。また、これは2014年1月12日における「市場に基づく流動性指標の監督ガイダンス」により補足された。

かかる方面において、2015年1月17日に流動性カバレッジ比率（LCR）に関し、欧州議会および欧州理事会の2013年自己資本規制（CRR）第575号を修正する、2015年委任規則第61号が公表され、2015年10月1日から60%以上、2016年1月1日から70%以上、2017年1月1日から80%以上、また2018年1月1日からは完全な適用（100%）となるよう義務付けられた。

2014年1月、長期流動性比率の定義および計算に関する協議書類「バーゼル：安定調達比率（NSFR）」が公表され、2014年4月11日までの協議段階を経て、2014年10月に最終文書が公表された。これにより、2018年1月1日以降、安定調達比率の最低水準の計算および維持が必要となる。

2013年および2014年の活動中、当公庫は追加の流動性管理として、短期流動性比率および長期流動性比率の計算を毎月行った。当公庫は、すべての期間において将来適用される制限の範囲内に収まる結果を得た。

さらに、2015年を見越して、また2014年10月にBISにより公表された「バーゼル Ⅲ：安定調達比率」に基づき、四半期毎にその結果が計算され、安定調達比率に関する1年後（2018年）の様々なシナリオを導入したIC0の残高が提供される。

IC0では、流動性リスクの報告、監視、管理を担当する組織構造が明確に定められている。

貸借対照表上の流動性リスクを監視するために用いられている計量化技法は、流動性ギャップである。この流動性ギャップは、キャッシュフローを生じさせるすべてのオンバランス項目およびオフバランス項目について実際の実行日の資金の流入と流出の差額に関する情報を、毎日、12ヶ月を上限とする期間において提供する。

流動性ギャップは1週間、1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の期間で計量化されている。それぞれの期間において、当公庫の負債合計の次の割合を越えてはならない。1週間期間については0.5%以内、1ヶ月期間については1%以内、3ヶ月期間については2.5%以内および6ヶ月期間については5%以内である。

短期流動性の監視は、毎日行われる。限度額の監視および管理も1週間、1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の単位で毎週および月末に行われる。

IC0は流動性の危機的水準の予測が可能となる計量化された限度額および警報システムを設定した。

また、流動性リスクを低減するために基本的な資金調達源を多角化する方針を採り、年次資金調達計画の必要資金額および資金調達日についての情報を確立するために、新規事業活動の予定を含む流動性を定期的に見直している。

IC0は通常、銀行間取引市場、レポおよび同時流動性ならびに大規模あるいは小口の負債性証券の発行等、流動性を様々な方法で調達する。

アメリカのサブプライム市場不況に端を発する国際および国内市場に影響を与える金融危機は、金融市場に著しい低迷を引き起こし、国内外の金融法人の資金調達のための資源を著しく減少させた。結果として、銀行間取引市場または負債性証券の発行を通じての資金調達にも深刻な影響を及ぼした。

この新たな状況のため、IC0は、期日に間に合う正確な支払義務、また、戦略的な経営、投資および成長目標を達成するための確実な流動性にするために、従前と同様に2017年を通して新しい状況に適應するための決断をした。これらの方策により、2018年におけるIC0の流動性の欠乏は免れた。

ユーロ建て取引およびデリバティブヘッジの満期分析

以下の表は、2017年および2016年12月31日現在の金融資産および金融負債として認識されるユーロ建てデリバティブにおける契約満期（デリバティブ内蔵ハイブリッド金融商品を除く。）、および金融デリバティブとみなされるローン契約（現金、またはその他の金融資産により調整の上、決済される契約であって、当公庫のキャッシュフローの見積りを理解するために満期を最も重要とするもの。）を概念的に示したものである。

2017年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1年未満	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	合計
売買目的保有のデリバティブ	-	3,333	57,446	-	-	60,779
- そのうち:デリバティブとして みなす貸付承諾	-	-	-	-	-	-
デリバティブヘッジ	6,210,519	3,740,974	1,166,643	303,764	-	11,421,900
	6,210,519	3,744,307	1,224,089	303,764	-	11,482,679

2016年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1年未満	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	合計
売買目的保有のデリバティブ	-	6,000	46,542	13,439	-	65,981
- そのうち:デリバティブとして みなす貸付承諾	-	-	-	-	-	-
デリバティブヘッジ	10,365,520	8,320,512	2,475,759	307,706	-	21,469,497
	10,365,520	8,326,512	2,522,301	321,145	-	21,535,478

上記の表に記載された情報は、以下の点に注意を要する。

- ・ 支払時期を相手方が選択できる場合、当該デリバティブは当公庫への支払を要求される第1ピリオドに割り当てられる。
- ・ 上記の表に記載された金額は、値引きされていない契約額である。金利スワップは、差額による決済の場合はその純額で、デリバティブとみなされるローン契約はその総額で、およびその他すべての金融デリバティブは、差額により決済されず、その換算契約額で記載されている。
- ・ インデックスの実績により決定される等の理由により報告日に契約額が明記されていないデリバティブは、残存期日を分類することを目的とする上記の表においては、それぞれ2017年および2016年12月31日現在の主導的状況を基礎として決定された。

流動性GAPによる分析

上述のように、IC0の主な流動性マネジメントとしては、契約上の満期ではなく主に予測の満期を基盤として、複数の金融資産および金融負債の満期の分析をすることを基本的な特徴とする。

IC0が上記の分析方法を用いる理由は、前例にも示される通り、かかる方法によることが、当公庫の資産の流入および流出をより正確に表すからである。

以下の表は、12ヶ月までの異なる満期の資産の流入と流出を比較したものである。外貨による流入および流出はその額に相当するユーロで表されている。

2017年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月
ユーロによる流入相当額	6,900,224	4,404,361	3,620,626	6,557,284
ユーロによる流出相当額	(5,741,071)	(5,040,388)	(3,482,611)	(7,960,132)
GAPの一部	1,159,153	(636,027)	138,015	(1,402,848)
GAPの累積	1,159,153	523,126	661,141	(741,707)

2016年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月
ユーロによる流入相当額	4,426,494	2,644,412	7,249,176	8,094,830
ユーロによる流出相当額	(5,082,123)	(2,266,113)	(3,026,045)	(11,447,635)
GAPの一部	(655,629)	378,299	4,223,131	(3,352,805)
GAPの累積	(655,629)	(277,330)	3,945,801	592,996

5.4 IC0における市場リスク

上述のように、市場リスクは二つの大きなグループに分類することができる。貸借対照表または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオ・リスクである。IC0は内部方針として、現在のところ取引ポートフォリオの最小化を図っており、現行の会計法規の適用によりヘッジまたは投資に分類することができないものだけを保有している。したがって、当公庫の市場リスクはほぼすべて通常の業務から生じるものとなっている。

(1) 標準的基準

金利および為替の変動へのエクスポージャーが具体化される標準的基準は、利益率と支払能力の二つからなる。

利益率：IC0においては、主に損益計算書に基づき計算され、関連する変数は利ざやである。

支払能力：当公庫の資本はその借り手にとっては主たる保証といえる。資本または株式資本の価額は支払能力を測定するための重要な基準である。

以上を考慮の上、下記が存在する場合、IC0は、a) 年間の利ざや感応度、b) 純資本価値の感応度、およびc) 仮想取引ポートフォリオの「想定最大損失額」の計算という3本柱に基づき市場リスク計量化システムを実行する。

(2) 計量化技法

利ざやに関するリスク残を計量化するために、2015年より前までは加重平均返済期限分離ギャップ法が使用されていた。これは資産額と負債額の差額および12ヶ月以内に返済期限が到来するかまたは更新される金利の付されたオフバランス取引を、それらが利ざやに影響を及ぼす期間で加重平均して計算される。

資本の感応度を計量化するために、2015年より前まではデュレーション・ギャップ法が使用されていた。デュレーション・ギャップは資産および負債の残存期間の差異として得ることができ、差異が求められると感応度ギャップの計算が可能となる。

両方法は、2014年半ばに利息収益および純資産に基づく他のシミュレーションに変更された。

想定最大損失額については、ポートフォリオの種類によってその計量化の方法が決定され、パラメトリック法、ヒストリカルシミュレーション法およびモンテカルロ法に基づくことができる。

(3) リスクの程度

IC0が負うリスクの程度の決定は、リスク会計局長の提案に基づき上級経営陣がその責任を負い、IC0独自の特徴に応じて許容限度を設定する。かかる許容限度は定期的に(最低年1回)見直される。

2014年、IC0は、カーブの下方シフト時の利ざや感応度を評価するため、当初のカーブシナリオにおけるマイナスの比率に対しては0%のフロアは採用せず、当初のシナリオ比率でトランシェがプラスである場合のみ0%のフロアを採用することを決定した。すなわち、運用上、下方シフトは、当初のシナリオにおける比率がマイナスである場合には変更がないままとして、監視下におけるトランシェのカーブにおいてプラスの比率である場合のみフロアを0%として引き下げるものとする。以下は、かかる基準の適用結果を示している。

かかる金利変動に伴う ± 200 ベース・ポイントの変動を採用した結果、2017年12月31日現在におけるIC0の利ざやの感応度は、合計1.21百万ユーロであり、このうちユーロにおける収支は0、米ドルにおける収支は339千ユーロ、英ポンドにおける収支は512千ユーロであった。為替感応度(米ドル/ユーロおよび英ポンド/ユーロにおいて変動率 $\pm 10\%$)は、米ドルが161千ユーロ、英ポンドが200千ユーロであった。

同様に、資本感応度の設定において、市場カーブの変動を、上記のような利ざやの感応度を得るためのカーブの変動と同様の構造で、 ± 200 ベース・ポイントとした。すなわち、下方シフトにおいて、当初のシナリオにおける利率がプラスの場合にのみ0%のフロアが適用され、当初のシナリオにおけるマイナスの比率は変更がないままとした。

2017年12月31日現在、IC0の純資産の感応度は、合計0.84%に達し、このうちユーロ金利が0.56%、米ドル金利が0.11%、英ポンド金利が0.05%であった。為替感応度は、米ドルが0.09%、英ポンドが0.03%であった。

(4) リスクの修正

効果的なリスク管理の最後の手段として、満期およびデュレーション・ギャップをその時々求められるリスク価値に当てはめて修正する方法がある。その結果、オンバランスおよびオフバランスの金融商品は、市況に基づき、同目的上付与された権限の範囲内での経営陣の判断ならびに金融管理部、投資および金融統括管理、または事業委員会に従い、使用される。

当公庫が2017年12月31日現在の貸借対照表で使用した主要通貨はユーロ、米ドルおよび英ポンドであり、かかる通貨建ての取引が全体（オフバランス取引を含む。）の96%を占め、そのうちユーロ建てが約80%、米ドル建てが16%となっている。

貸借対照表の資産を見ると、ユーロが全体の約96.5%と集中しており、米ドルは約2%である。一方、他の通貨は、残りに分配される。

当公庫が利用するユーロおよび米ドル以外の通貨について、その残高は金利リスクまたは為替リスクを排除しているが、これは、当該通貨建てで資金調達を行い為替変動を完全にカバーするデリバティブを用いてユーロ建てに転換するため、または、特定の資産の資金調達が当該リスクを回避するよう企図されているためである。

リスク限度、リスクの監視および定期的な遵守の管理の設定に加え、IC0は、関連ある金融変数の動きの異なるシナリオが利ざやまたは純資本価値に及ぼす影響を精査するために、リスクの計量化、管理および制御のために適用する統一システムを確立している。したがって、IC0は、例えば、市場における金利カーブまたはストレスの状況が平行移動しない場合にIC0の分析サービスにより提供される将来見積りを用いる等、複数のシナリオにおいて制御された変数が被る変化を定期的に監視する。

5.5 IC0における信用リスク

すでに述べている通り、当公庫では信用リスクを二つの大きなグループに分類している。相手方リスクとカントリー・リスクである。

相手方リスクには、オンバランスまたはオフバランスで行われる金融機関との取引が含まれる。取引の管理と取引により発生するリスクの管理とをリアルタイムで統合するシステムにより、モニタリング活動が行われ、担当者にいつでも利用可能な相手方信用枠について最新の情報を提供している。

IC0内の管轄機関は、市場価格による取引の評価額に将来のリスクまたは追加リスク（取引の額面価値に対する割合として計量化され、取引期間中の信頼水準95%の潜在的な最大損失として計算される。）を加えた数値に基づいて相手方信用枠を使用する手法を定めて、これを承認した。この手法は定期的に（最低年1回）見直され、最低半期に一度の頻度で追加リスクが調整される。

また、ICOの理事会は、相手方信用枠の設定に関する基本基準を半年毎に承認し、各相手方信用枠の個別分析をする。かかる相手方信用枠は、ICOの取引の特徴により、現金取引のための相手方信用枠と仲介取引のための相手方信用枠という二つのグループに大別される。仲介取引では、ICOは例えば事業枠および起業家枠または国際化枠のようにスペイン国内の異なる事業体が締結した貸付枠の契約を通じて異なる投資プロジェクトに貸付けている。

現在、ICOが契約したデリバティブを伴う取引の相手方は信用度が高く、格付機関より投資適格の格付を取得している。これらの相手方金融機関はスペイン内外で営業を行っている。

仲介および財務管理の分野におけるICOの金融機関との活動は、カウンターパーティー（うち92%超が投資適格の格付を保有している。）と行われている。

コーポレート信用リスクについて、ICOは承認、監視および監督ならびに警戒解除という別々の評価および管理体制を有している。

「承認」プロセスでは、当公庫は、継続事業評価に基づき企業および事業を分析し、リスクおよび潜在的な顧客についての意見書を発行するために保証を分析するが、これらは事業委員会または理事会による適切な意思決定の基礎となる。

「監視」プロセスは、当公庫の貸付ポートフォリオが最高の品質を有していること、すなわち、貸付が合意された日に決められた通りに返済されることの実現を目的としている。取引に影響を及ぼす事由は顧客およびそのグループの格付にも影響を及ぼすため、基本的な監視対象は取引ではなく顧客である。この監視プロセスは、経済的および財政的な状態の定期的な見直しならびに意思決定のための支援ツールの更新の継続を用いた恒久的な管理により実現される。そしてそれは、警告の兆候を見つけたことも、供与された資金の返済を最大にするために問題のあるリスクに対する行動計画を促進することも可能にする。

「監督」プロセスは、融資先の企業がICOの間接的な顧客である場合の仲介貸付において行われ、金融機関の管理体制の確立および維持のため、また（ ）ICOの資金により融資された投資がなされることについて、および（ ）受益者の条件が関連する契約に従っていることについて、金融機関が締結した契約の遵守を検証するために行われる。

最後に、「監視およびリテールの警戒解除」分野の警戒解除の役割の重点は、電話、郵便またはEメールを通じて、債務不履行となった業務の債権回収をすることにある。また、かかる業務が訴訟の段階に入った場合における支払合意の交渉および債権者の入札における当公庫の票を確立するための入札にかけられた業務の調査にも焦点をあてている。

信用リスクについては、カントリー・リスクとして知られるリスクについて特記しなければならない。カントリー・リスクは、地理的、政治的および法的に「国家」として定義される地域に帰属していることを特徴とした相手方すべての支払能力に関するものである。

これに関連して、ICOは、現行の規則に沿ったカントリー・リスク計量化技法を承認している。これは、複数の基準に基づいてリスク・グループ別に国を評価するという目的に沿ったものである。これにより、カントリー・リスクのための引当を行う際の明確な基準が得られ、直接信用供与を評価し、非居住者貸付のポートフォリオを分別する。国家をリスク・グループに分類するに当たっては、格付機関と経済協力開発機構（OECD）およびスペイン輸出信用機関（CESCE）の評価をその情報源として使用している。

5.6 ICOにおけるオペレーション・リスク

特に新自己資本比率規制（バーゼル ）を考慮した場合、オペレーション・リスクの計量化および管理がよりいっそう重要となる。このリスクには、業務を実際に行う過程で生じる不適切な処理、不正確な記録、システムの不具合等に起因するリスク、法的リスクおよび損失リスクが含まれる。

この領域においては、オペレーション・リスクの取扱いを容易にする一定の手段が開発されており、管理委員会および活動指標の毎月の監視方針、プロセスおよび内部手続きの開発、顧客および事業を監視する方針の定義、事故の内部管理ならびに既存の危機管理計画が特筆される。また、内外の監査人により実行される監査手続きおよび監査業務の定期的な管理も強調されるべき点である。

[前へ](#)

[次へ](#)

5.7 企業に関する既存の信用リスク

5.7.1 産業別の分類

産業別の分類によると、既存のリスク^(*)の分布は以下の通りである。

	(単位：百万ユーロ)			
	2017年		2016年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
産業別の既存のリスク：				
不動産投資	699	6	867	5
公共販売住宅の建設	12	0	30	0
公共賃貸住宅の建設	476	4	568	4
土地の取得および開発	193	2	222	1
その他	18	0	47	0
無形資産投資	-	-	-	-
有形資産投資	8,529	70	9,726	62
再生可能エネルギー	1,222	10	1,162	7
水道インフラ	268	2	368	2
電力インフラ	629	5	716	5
ガスおよび化石燃料インフラ	715	6	870	6
輸送インフラ	4,500	37	5,315	34
観光・娯楽産業	38	0	45	0
医療／保健事業インフラ	158	2	192	1
電気通信事業	18	0	18	0
オーディオ機器の生産および展示	27	0	34	0
産業地区その他の建設	7	0	10	0
その他	701	6	716	5
調査開発の物資に対する投資	17	0	20	0
ICO融資ライン 自治体 代理店	229	2	260	2
企業買収	246	2	476	3
一般的企業ニーズ	589	5	770	5
債務の再編	485	4	638	4
一般国家予算	1,548	13	1,973	13
金融仲介サービス	75	0	1,291	8
	12,171	100	15,741	100

(*) 評価調整または減損損失(「その他の金融資産」を除く。)を除く顧客への貸付金を含む。また、顧客に対する金融保証ならびに貸付金および未収金として公的機関が分類した居住者の負債性証券を含む。

2017年および2016年12月31日現在の総エクスポージャーは、主に三つの分野に集中している。「有形資産投資」が全リスクに対して占める割合は、2016年の62%に対し2017年は70%であり、「一般国家予算」は13%（2016年と同比率）、「不動産投資」分野は、2017年は全リスクの合計の6%（2016年と同比率）であった。

「有形資産投資」分野において、2017年のリスクの37%（2016年は34%）を占めた「輸送インフラ」による影響は強調すべき点である。

5.7.2 金融投資の地域別の分類

2017年12月31日現在のリスクは、87%が10,605百万ユーロに増加したスペイン国内における投資活動への融資に関するものであり（2016年12月31日現在は14,044百万ユーロであり、89%）、13%がその他の国における投資プロジェクトへの融資に関するものであった。

既存のリスクの自治区別分布については、マドリッド州、カタルーニャ州およびアンダルシア州が最もリスクが集中していた自治区でそれぞれ9%（2016年はそれぞれ8%、13%および11%）を占め、続いてバレンシア州が8%（2016年は7%）を占めた。国内全体に帰属するあらゆるリスクにかかわらず、関連する取引は、その性質上、特定地域には帰属していないが、領域全体にわたり拡大している。

国際市場で行われた取引の2017年および2016年12月31日現在の分布は、国外の既存リスクに従い、以下の通りである。

（単位：百万ユーロ）

	2017年		2016年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
欧州経済共同体(EEC)	407	26	355	21
中南米	475	30	445	26
米国	193	12	403	24
EEC加盟国以外の欧州諸国	-	-	24	1
その他	489	32	470	28
	1,564	100	1,697	100

5.8 供給者に対する支払遅延に関する情報

スペイン会計士協会（ICAC）の2016年1月29日決議が、財務書類の注記に含められるべき商取引における供給者に対する支払遅延に係る情報に関して制定し、商取引における支払遅延に対する措置を定めた2010年7月5日法律第15号（2004年12月29日法律第3号を修正するもの。）に従い、当公庫は下記の点を指摘しなければならない。

- ・IC0の中核事業（金融活動）の内容を踏まえ、本注記に記載されている支払遅延に関する情報は、IC0にサービスを提供している業者に対する支払ならびにIC0の証券の預託者および保有者を除く民間供給者に対する支払のみに関連するものとなっている。後者に関しては、要求があり次第支払期日が到来する債務および繰延払債務のいずれの支払も、その契約上および法律上の支払期限までに適式に行われた。営業債権者とみなされない固定資産の供給者等、供給者に対する支払に関して提供される一切の情報についても、前述のICAC決議の規定に従うかかる義務的な開示の範囲から除外されない。
- ・2010年7月5日法律第15号により義務付けられている、以下に示される当公庫の民間供給者およびサービス提供業者に関する情報に関して、2016年1月29日ICAC決議の第6条に含まれるものを勘案し、前段落に定義される範囲で、かかる規制により情報が要求されている。

	2017年	2016年
（単位：日）		
支払事業の比率	7	7
未払取引の比率	3.5	3.5
供給者に対する平均支払期間	6.75	6.75
（単位：千ユーロ）		
支払額合計	23,272	24,804
未払金合計	946	1,095

当グループ間の支払債務および受取債権に係る支払は、上記のデータから除かれている。

5.9 リスクの集中

2017年および2016年12月31日現在、当グループは、当公庫の定款の規定に従い、適用される規制（2013年EU規則第575号第4部および2008年スペイン中央銀行通達第3号）に定められた大規模エクスポージャーの制限を免除されている。

2012年3月31日勅令第12号は、EU加盟国に所在する金融機関のエクスポージャーの取扱いを定めた。

5.10 建設および不動産開発のための融資に関する情報および関連する担保実行資産

不動産リスクポートフォリオの方針および戦略に関して、当公庫はかかる種類の商品につきいくつ
 かの方針（例えば経験豊富な開発者、認定販売の割合、独立した専門家による賃貸需要のデータ）か
 らなる承認プロセスを有し、プロジェクトの経済的および財政的実現可能性を評価している。

認証された仕事に対する支払は後に有効化および管理され、建設経過は監督され、販売は管理され
 ている。

さらに、取引を首尾よく完了させることのできる解決策を提案する目的の下、現在未払いがある顧
 客の支払を困難にしている理由を発見するために調査がなされてきた。

以下の表は、建設および不動産開発に対する融資について詳述したものである。

- 建設および不動産開発ならびに関連するヘッジのために提供された融資

(単位：千ユーロ)

	2017年			2016年		
	総額	担保 超過分	特定の引当金	総額	担保 超過分	特定の引当金
不動産貸付：	652,302	633,753	235,707	1,126,072	1,126,072	578,967
そのうち：破綻懸念先	169,852	474,717	160,132	474,717	474,717	469,480
備忘事項：						
債務不履行貸付	-	-	-	-	-	-

(単位：千ユーロ)

	2017年	2016年
備忘事項：		
地方政府を除く他の債務者への貸付金合計	7,922,276	9,464,300
資産合計	42,185,882	48,851,473
一般引当金合計	18,680	20,822

2017年12月31日現在の建設および不動産開発のための合計融資は、貸借対照表合計の1.55%（2016年12月31日現在は2.30%）を占めている。

- 建設および不動産開発のための融資（総額）

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
1.不動産担保なし	203,993	381,204
2.不動産担保付	448,309	744,868
2.1 完成された建物	436,886	564,744
2.1.1 住宅	425,323	538,590
2.1.2 その他	11,563	26,154
2.2 建築中の建物	11,423	331
2.2.1 住宅	11,423	331
2.2.2 その他	-	-
2.3 土地	-	179,793
2.3.1 開発済みの土地	-	1,883
2.3.2 その他の土地	-	177,910
合計	652,302	1,126,072

- 住宅購入口ーン

	（単位：千ユーロ）			
	2017年		2016年	
	総額	そのうち： 破綻懸念先	総額	そのうち： 破綻懸念先
住宅ローン	15,031	-	16,348	-
不動産担保なし	14,043	-	15,064	-
不動産担保付	988	-	1,284	-

- 不動産担保付の住宅購入口ーン（最新の入手可能な査定額のリスクの割合（LTV））

2017年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)				
	LTV 40% 未満	LTV 40%超 60%未満	LTV 60%超 80%未満	LTV 80%超 100%未満	LTV 100%超
総額	779	209	-	-	-
そのうち：破綻懸念先					

2016年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)				
	LTV 40% 未満	LTV 40%超 60%未満	LTV 60%超 80%未満	LTV 80%超 100%未満	LTV 100%超
総額	939	346	-	-	-
そのうち：破綻懸念先					

- 不動産建設および開発債務の清算において受領した担保実行資産

当公庫の貸借対照表（注記17を参照のこと。）記載の担保実行資産はいずれも、建設会社および不動産開発業者に対して提供された融資または住宅購入のために一般家庭に対して提供されたモーゲージローンに起因するものではなく、当該資産を保有する非連結会社の株式、かかる会社への投資または融資で構成されるものでもない。

5.11 当公庫の借換済業務および再構築済業務に関する情報

2013年スペイン中央銀行通達第6号において公開および留保された金融情報に関するルールについて要求されている通り、次の表に2017年および2016年12月31日現在の借換済業務および再構築済業務に関する詳細な情報（総額）が記載されている。

2017年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）

	その他の保証	保証なし	合計	特定ヘッジ合計
公的機関	8,217	383,422	391,639	97,235
不良	8,217	49,876	58,093	
企業および事業主	1,291,880	339,761	1,631,641	684,156
不良	609,561	96,085	705,646	
通常不動産金融	-	-	-	
不良不動産金融	6,735	-	6,735	6,735
その他個人	-	-	-	-
合計	1,300,097	723,183	2,023,280	781,391

2016年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）

	その他の保証	保証なし	合計	特定ヘッジ合計
公的機関	-	193,098	193,098	36,689
不良	-	-	-	
企業および事業主	1,637,097	691,048	2,328,145	1,120,552
不良	889,434	219,865	1,109,299	

通常不動産金融	217,218	78,088	295,306	
不良不動産金融	217,218	77,110	294,328	294,309
その他個人	-	-	-	-
合計	1,637,097	884,146	2,521,243	1,157,241

注記6 現金、中央銀行等への預金および要求払預金

2017年および2016年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の金額の内訳は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
現金	9	9
スペイン中央銀行への預金	2,027,159	56,033
法定預金準備金	2,027,159	56,033
その他の要求払預金	279,242	381,783
	2,306,410	437,825

注記7 取引による金融資産および金融負債

2017年および2016年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の残高総額は、デリバティブ取引からなる。

デリバティブ取引を伴う取引は、当公庫が貸借対照表上のポジションを包括的に管理するが、ヘッジ商品に指定されるための規範的要件を満たしておらず、そのため取引ポートフォリオに分類される商品を主に対象としている。

以下は、2017年および2016年12月31日現在の当公庫のデリバティブ取引の公正価額およびその名目元本（当該デリバティブに係る将来の支払額および回収額のベースとなる金額）をデリバティブの種類毎に示したものである。

	(単位：千ユーロ)					
	名目元本		資 産		負 債	
	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年
市場別：						
組織的市場	-	-	-	-	-	-
非組織的市場	1,138,808	3,109,874	164,770	254,389	161,007	249,858
	1,138,808	3,109,874	164,770	254,389	161,007	249,858
商品別：						
スワップ	1,138,808	3,109,874	164,770	254,389	161,007	249,858
	1,138,808	3,109,874	164,770	254,389	161,007	249,858
相手方別：						
信用機関	763,919	1,613,409	562	-	161,007	249,858
その他の金融機関	-	-	-	-	-	-
その他の部門	374,889	1,496,465	164,208	254,389	-	-
	1,138,808	3,109,874	164,770	254,389	161,007	249,858
リスク別：						
為替リスク	1,078,098	3,043,893	159,410	247,702	155,731	243,085
金利リスク	60,710	65,981	5,360	6,687	5,276	6,773
	1,138,808	3,109,874	164,770	254,389	161,007	249,858

公正価額は、2017年および2016年を100%として計算されており、貨幣市場および公債のインプリシット・カーブを参照している。

2017年および2016年12月31日現在、公正価額で測定し、注記2.2.3記載の公正価額レベルを考慮した取引ポートフォリオの分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2017年			2016年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
デリバティブ取引目的保有資産	-	164,770	-	-	254,389	-
デリバティブ取引目的保有負債	-	161,007	-	-	249,858	-

以下の表は、2017年および2016年における、当公庫の未実現の利益および損失に関する取引ポートフォリオに含まれる金融資産の公正価額の変動に関連して、損益計算書で認識されている額を示す(注記29を参照のこと。)。価額が活発な市場の指値を考慮して評価された金融資産(レベル)、資金が観察可能な評価手法により計算される金融資産(レベル)、そしてその他(レベル)と区別される。

	(単位：千ユーロ)					
	2017年			2016年		
	利益	損失	純額	利益	損失	純額
レベル	-	-	-	-	-	-
レベル	1,907,134	1,895,808	11,326	295,604	285,053	10,551
レベル	-	-	-	-	-	-

2017年および2016年におけるレベル に分類されたデリバティブの公正価額の変動は、もっぱらレベル間の再分類を行わない評価手法の適用による売買および公正価額の変動が原因であった。

注記8 売却可能金融資産

2017年および2016年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の残高の商品別の内容は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
持分証券：		
FONDICO PYME(1)	80,729	77,042
FONDICOインフラストラクチャラス(2)	28,612	76,943
フォンディコ・グローバル(3)	329,158	190,292
ファンド・フONS・メディテラネア・ファンド・デ・カピタル・リエスゴ(4)	5,480	11,235
ファンド・マーガレット(5)	63,931	59,168
ファンド・カルボノ・エムプレサス・エスパニョラス(6)	-	-
FEI、ファンド・エウロペオ・デ・インベルシオネス(7)	12,370	12,667
SWIFT(8)	4	3
EDW(9)	206	206
GAMジェネラル・デ・アルキレル・イ・マキナリア(10)	939	1,383
ハピタット・インモビリアリア(11)	-	-
ヌエバ・ベスカノバ(12)	-	-
アベンゴア(13)	-	-
	521,429	428,939
債務証券(14)	854,962	1,371,591
	1,376,391	1,800,530

- (1) ファンドは1993年5月に設立され、当グループの親会社である当公庫が唯一の出資者であり、AXISバルティシバシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2017年12月31日現在の支払債務残高は127,866千ユーロであった。2017年に拠出金の支払によりかかるファンドの資本は減少しなかった(2016年は53,490千ユーロの減少)。
- (2) 投資ファンドは2012年に設立され、当公庫が100%所有者であり、AXISビジネス・ユニットにより管理されている。2017年、当公庫による拠出金は1,101千ユーロ(2016年は10,048千ユーロ)であった。2017年、ファンドは、拠出金の返金により51,267千ユーロ(2016年は2,648千ユーロ)純資産が減少した。
- (3) 投資ファンドは2014年に設立され、当公庫が100%所有者であり、AXISビジネス・ユニットにより管理されている。2017年、当公庫による拠出金は180,000千ユーロ(2016年は120,000千ユーロ)であった。2017年、ファンドは、拠出金の返金により43,000千ユーロ(2016年は66,000千ユーロ)純資産が減少した。
- (4) ファンドは2005年10月に設立され、当公庫ならびに公的および民間事業者がその出資者である。このファンドはスペインの会社がアフリカン・マグレブで展開するプロジェクトに投資するために設立された。このファンドへの割当は、2017年12月31日現在1,270千ユーロとなった実質資本合計(公正価額の変動は含まない。)の30%の引当金を有している(2016年12月31日現在は2,916千ユーロ)。
- (5) マーガレット・ファンドへの資本参加。主導的な欧州の公的金融機関が参加しており、これは、市場政策に基づく投資家へのリターンの原則と公共政策が定めた目標を同時に実現する目的で、気候変動と闘う欧州連合の主要政策を実施するための、インフラに対する投資促進を目指す欧州の株式ファンドである。2017年、ICOは合計29,650千ユーロ(2016年に拠出金はなし)の拠出金を支払った。2017年の支出は合計34,408千ユーロ(2016年に支払金はなし)であった。
- (6) 2011年より運営を開始したファンドであり、ICOが32.68%の持分を保有している。
- (7) 2017年12月31日現在、株式資本の0.72%に相当する出資を行っている(2016年12月31日現在では0.72%)。2017年、ICOの拠出金はなかった(2016年の期間中もなかった。)。2017年12月31日現在、支出額9,193千ユーロ(2016年12月31日現在では9,193千ユーロ)が未払いである。
- (8) 2008年よりかかる事業者の正式メンバーである当公庫は、かかる事業者に1株式出資している。
- (9) 2012年3月からのデータウェアハウス(EDW)企業への参加による3.70%。

- (10)当公庫の事業の貸付金の一部支払が裁決されたことにより、2016年までに取得された非金融企業GAMの出資証券。2017年12月31日現在（2016年12月現在と同様）、IC0は、事業体に1.49%出資している。かかる証券は、取引のために公式な流通市場に上場される。
- (11)当公庫の事業の貸付金の一部支払が裁決されたことにより、2015年までに取得された非金融企業不動産ハビタットの出資証券。2017年に出資証券は売却され、会計上2,494千ユーロの利益が生じた（注記28を参照のこと。）。
- (12)当公庫からの借入に対する返済の一部として2017年に取得された非金融企業であるヌエバ・ペスカノバの出資証券（1,200千ユーロ、引当金計上済）。
- (13)当公庫からの借入に対する返済の一部として2017年に取得された非金融企業であるアベンゴアの出資証券（87,534千ユーロ、引当金計上済）。当該出資証券は2017年に売却され、会計上2,652千ユーロの利益が生じた（注記28を参照のこと。）。
- (14)IC0は、流動性マネジメント政策の一環として、売却可能金融資産に分類される負債性証券に投資することができる。これらは、スペインの金融機関が発行する固定利付証券であり、主に国家保証付債券からなる。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
1年満期	854,962	653,345
1年から2年満期	-	718,246
2年から3年満期	-	-
3年超満期	-	-
	854,962	1,371,591

2017年および2016年12月31日における、売却可能金融資産の項目の下の細目の公正価額の変化により生じた資産評価調整後項目としてのその他の累積包括損益残高は、以下の通りである（注記21を参照のこと。）。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
債務証券	2,972	9,187
持分証券	(6,285)	(9,599)
	(3,313)	(412)

2017年および2016年における売却可能金融資産の変動は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2017年		2016年	
期首残高	1,800,530		1,990,899	
追加購入	299,485		535,102	
償却および売上	(718,527)		(724,856)	
公正価額の変動(21)	(2,901)		(613)	
エンベロープ引当金減損	(446)		-	
減損損失の変動(適用後)	(1,750)		(2)	
期末残高	1,376,391		1,800,530	

2017年および2016年12月31日現在、公正価額で測定し、注記2.2.3に記載される公正価額レベルを考慮した売却可能金融資産の分類は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2017年			2016年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
負債性証券	854,962	-	-	1,371,591	-	-
その他の資本調達手段	-	-	521,429	-	-	428,939

2017年中、当公庫の損益計算書上、売却可能金融資産のポートフォリオに分類された負債性証券の売却により生じた売買益として、5,146千ユーロが計上されている(2016年の記録はなし。)(注記28を参照のこと。)

注記9 貸付および受取債権

2017年および2016年12月31日現在の、資産の減損による正味評価の変動につき調整された、貸付および受取債権の種類および状況別の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
負債性証券(注記9.1)	266,775	1,675,187
貸付金	27,268,923	32,562,522
信用機関(注記9.2)	16,077,540	19,164,712
顧客(注記9.3)	11,191,383	13,397,810
	27,535,698	34,237,709

以下の表は、信用リスクを補填するために計上された減損損失の2017年および2016年中の変動と、かかる各年度の期首および期末現在の貸付および受取債権ポートフォリオにおける当該減損の累積額を表している。

	(単位：千ユーロ)			
	カントリー・リスク	個別引当金	一般引当金	合計
2016年1月1日現在の残高	-	2,102,517	99,157	2,201,674
収益に費用計上された充当額	-	73,918	-	73,918
回収額	-	(449,378)	(78,321)	(527,699)
資金の充当	-	(46,699)	-	(46,699)
その他の変動	-	-	-	-
為替差額の調整	-	452	-	452
2016年12月31日現在の残高	-	1,680,810	20,836	1,701,646
収益に費用計上された充当額	20,586	19,884	18,680	59,150
回収額	-	(187,071)	(20,836)	(207,907)
資金の充当	-	(441,002)	-	(441,002)
その他の変動	-	-	-	-
為替差額の調整	(1,381)	(251)	-	(1,632)
2017年12月31日現在の残高	19,205	1,072,370	18,680	1,110,255

以下の表は、決定基準に基づく個別引当金明細の内訳を示している。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
決定：	938,117	1,499,681
顧客滞納	528,949	409,637
顧客滞納以外	409,168	1,090,044
警戒リストにおける標準リスク(2016年) / 基準以下(2015年)	134,253	181,129
合計	1,072,370	1,680,810

基準以下の個別引当金は、2017年12月31日現在の1,934,876千ユーロの信用資産に相当する(2016年12月31日現在は2,378,110千ユーロ)。

以下の表は、2017年および2016年12月31日現在の信用リスクによって減損とみなされる貸付および受取債権に分類される金融資産につき、相手方ごと、及び上記の期日における未払残高の支払期限およびリスク期限からの経過日数ごとの内訳を示している。中央政府が保証する減損認識資産については注記9.3を参照のこと。

2017年12月31日現在の減損認識資産

	(単位：千ユーロ)								
	不履行なし	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 9ヶ月以内	9ヶ月超 12ヶ月以内	12ヶ月超 15ヶ月以内	15ヶ月超 18ヶ月以内	18ヶ月超 21ヶ月以内	21ヶ月超	合計
相手方別：									
一般企業	503,872	6,956	7,858	-	543	-	21,933	500,230	1,041,392

2016年12月31日現在の減損認識資産

	(単位：千ユーロ)								
	不履行なし	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 9ヶ月以内	9ヶ月超 12ヶ月以内	12ヶ月超 15ヶ月以内	15ヶ月超 18ヶ月以内	18ヶ月超 21ヶ月以内	21ヶ月超	合計
相手方別：									
一般企業	1,155,133	-	9	2,725	-	-	63,908	407,429	1,629,204

2017年12月31日現在、カントリー・リスクに関連する減損資産は190,144千ユーロであり、カントリー・リスクに関連する補填は19,205千ユーロ（2016年は該当なし。）である。

2017年および2016年の期限経過減損資産はそれぞれ1,290千ユーロおよび15,295千ユーロとなり、これらの資産の両年度における経過期間は1ヶ月ないし3ヶ月である。

回収の可能性が低い（又は回収できない）とみなされた場合、資産と計上されない減損金融資産の変動は以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
期首残高	1,049,933	1,012,313
追加：	332,976	55,618
回収の可能性が低いことによる	308,133	-
その他の事由による	24,843	55,618
回収：	(7,345)	(4,222)
借換え又はリストラクチャリングによる	-	-
追加融資なしに回収した現金	(7,345)	(4,222)
資産の割当のため	-	-
その他	-	-
最終償却：	(467)	(14,996)
免除による	-	-
期間満了による	-	-
その他の事由による	(467)	(14,996)
為替変動の純額	(4,647)	1,220
期末最終残高	1,370,450	1,049,933

2017年および2016年に係る減損が認識されていない満期資産の額は、それぞれ7,344千ユーロおよび4,222千ユーロであり、これらの資産の両年度における期間は1ヶ月ないし3ヶ月である。

9.1 負債性証券

貸付および受取債権として記載されている「負債性証券」の項目には、譲渡不可の金融資産が含まれており、2012年末には「顧客信用 - 居住者公的機関」の項目に含まれ、2013年中に当公庫から「供給者支払のための融資基金」のためのシンジケート・ローンに転換された。

一方で、2013年後半には、当公庫の業務委員会は、2015年のIC0信用枠の事業体により作られた、貸付金を債券へ転換する転換業務の対象となる条件および業務を規制するため、2015年のIC0の仲介貸付枠契約に関する枠組みに含まれている別紙5の書類を承認した。かかる承認には、転換される与信枠、金額、利息額、適格な事業体、スケジュールおよび金融機関の報酬額に関する一般的な仕様も含まれている。また、仲介貸付の転換により生じた負債性証券は、貸付および受取債権に関する「負債性証券」の項目にも記載されている。

貸借対照表に記載される2017年および2016年12月31日現在のかかる項目の金額の内訳は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2017年	2016年
相手方別：		
居住者公的機関	75,175	1,294,418
信用機関	191,600	380,769
	266,775	1,675,187

貸付および受取債権に関する「負債性証券 - 居住者AAPP」に分類される2017年および2016年12月31日現在の主要な業務（評価調整額を含むが、資産の減損による変動を含まない。）の満期別内訳は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2017年	2016年
満期別：		
1年以内	75,175	1,219,131
1年超2年以内	-	75,287
2年超3年以内	-	-
3年超4年以内	-	-
4年超5年以内	-	-
5年超	-	-
	75,175	1,294,418

2017年12月31日現在のかかる資産に対する利息は年利4.13%（2016年12月31日現在は4.60%）であった。

2017年および2016年における、かかる資産からの利益はそれぞれ25,290千ユーロおよび128,767千ユーロであり、損益計算書の「利息収益」の欄に計上されている（注記24を参照のこと。）。

2017年および2016年12月31日現在、評価調整を含み、かつ、資産の減損に対する評価調整を除く、貸付および受取債権に関する「負債 - 信用機関」に分類される主要な業務の満期別の詳細は以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
満期別：		
1年以内	144,619	175,217
1年超2年以内	21,999	152,913
2年超3年以内	19,636	24,900
3年超4年以内	1,260	22,391
4年超5年以内	1,260	1,260
5年超	2,826	4,088
	191,600	380,769

2017年12月31日現在のかかる資産の利息は平均年利2.70%（2016年12月31日現在は2.59%）であった。

2017年および2016年における、かかる資産からの利益はそれぞれ7,660千ユーロおよび19,114千ユーロであり、損益計算書の「利息収益」の欄に計上されている（注記24を参照のこと。）。

9.2 信用機関に対する預金

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表上の本項目の総額の内容は、以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
内容別：		
金融機関に対する預金(注記9.2.1)	2,026,691	1,158,849
仲介貸付(注記9.2.2)	13,773,292	17,736,293
信用事業体へのその他の貸付(注記9.2.3)	319,988	270,276
	16,119,971	19,165,418
(減損損失)	(19,205)	-
その他の評価調整額(*)	(23,226)	(706)
	16,077,540	19,164,712

(*) 評価調整額は、利息および類似収益の発生額ならびに手数料調整額に関連する金額である。

9.2.1 金融機関に対する預金

2017年および2016年12月31日現在の「定期預金」項目の満期別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
1年以内	2,026,691	1,158,849
1年超2年以内	-	-
2年超3年以内	-	-
3年超4年以内	-	-
4年超5年以内	-	-
5年超	-	-
	2,026,691	1,158,849

2017年中、「金融機関における預金」は、年利0.31%（2016年中は0.55%）の平均利息による収益を得た。2017年および2016年12月31日現在のかかる預金は、すべて定期預金である。

これらの貸付金について2017年および2016年に発生した金利はそれぞれ1,954千ユーロおよび996千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

9.2.2 仲介貸付

1993年2月26日の閣議決定に従い、中小企業に対する融資を援助するための仲介貸付枠が当公庫に設けられた。かかる仲介貸付枠は、当公庫が様々な金融機関に供与した貸付を通じて行われ、当該金融機関が各企業に対する正式な貸付を行った。かかる方針は後年も継続され、常にスペインの中小企業に焦点を当てながら、毎年様々な金額および目的に沿った枠が承認された。

1997年12月31日までに付与された仲介貸付に区分される業務において、IC0は資金を受領する事業者の最終的な借り手に対する信用リスクの一定割合を引き受ける。それ以降は、IC0は2009年から2012年の一定の流動性資産枠を除き、最終的な借り手に関する不良債権リスクを引き受けていない。

2009年から2012年に設けられ、また2017年12月31日現在に総エクスポージャー156百万ユーロ（2016年12月31日現在は378百万ユーロ）である仲介貸付枠は、中小企業のための、流動性リスクを伴う一定のIC0信用枠である。かかる枠につき、IC0は、仲介に失敗した金融機関による全般的および総合的なリスクを引き受けた。2009年および2010年に供与されたかかる枠につき、かかるリスクは当該枠の引当金額の5%を上限とした。一方で、2011年および2012年に供与された枠については、不動産金融取引を除く金融機関セクターの平均不履行率が最大想定リスクとされている。2017年および2016年において、当公庫が引き受けたリスクにつき、新たな枠は承認されていない。

2017年12月31日現在、当公庫はIC0のリスクに係るすべての仲介貸付枠のために88,361千ユーロ（2016年12月31日現在は82,849千ユーロ）の引当金を設定している（注記19を参照のこと。）。かかる引当金は、当初は当該仲介枠により当公庫に対して発生する受取利息を参照できるが、期待された成長が見られなかった場合は例外的にIC0によって調整される。最終的に認識された引当金がかかる不履行をカバーするのに不十分な場合、かかる差額は直接1995年勅令付法第12号に基づき設定されたRDLファンドに請求され、当公庫における損失は一切発生しない。

2017年および2016年12月31日現在における仲介貸付残高の満期別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年

1年以内	4,884,065	7,014,579
1年超2年以内	3,179,600	3,750,769
2年超3年以内	1,968,496	2,585,683
3年超4年以内	1,288,504	1,408,560
4年超5年以内	747,317	910,194
5年超	1,705,310	2,066,508
	13,773,292	17,736,293

2017年および2016年12月31日現在の仲介貸付の平均年利はそれぞれ1.43%および1.76%であった。仲介貸付により生じた利息は2017年および2016年には、それぞれ231,399千ユーロおよび395,570千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

9.2.3 信用機関へのその他の貸付

本項目は、信用機関に対して直接行われた貸付取引の残高を含む（仲介貸付ではない。）。

2017年および2016年12月31日現在のこれらの貸付残高の満期別の詳細は、以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
1年以内	-	-
1年超2年以内	24,614	20,790
2年超3年以内	24,614	20,790
3年超4年以内	24,614	20,790
4年超5年以内	24,614	20,790
5年超	221,532	187,116
	319,988	270,276

2017年および2016年12月31日現在の仲介貸付の平均年利はそれぞれ1.43%および1.76%発生した。これらの貸付金について2017年および2016年中に発生した金利は、それぞれ8,219千ユーロおよび7,040千ユーロであり、損益計算書の「受取利息」の項目に認識される（注記24を参照のこと。）。

本項目には、カントリー・リスクとして減損損失合計19,205千ユーロが含まれる（注記9を参照のこと。）。

9.3 顧客向貸付金

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表において、本項目の残高の相手方別の内訳は以下の通りである。

相手方別：	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
居住者公的機関	3,111,759	3,761,952
非居住者公的機関	31,213	38,613
その他の居住者部門	7,993,874	10,395,411
その他の非居住者部門	813,264	813,278
その他の金融資産	266,129	13,092

	12,216,239	15,022,346
(減損損失)	(1,091,050)	(1,701,646)
その他の評価調整額(*)	66,194	77,110
	11,191,383	13,397,810

(*) 評価調整額は、利息および類似収益ならびに手数料調整額に関連する金額である。

経済利益グループにおける投資の取引帳簿価額（2017年12月31日現在では24,578千ユーロおよび2016年12月31日現在では23,653千ユーロ）は、当該投資が利益保証型であることを考慮し、「その他の居住者部門」に含まれている。

これらの機関のマイナスの課税標準が当公庫の課税標準に含まれているため、本表に記載されている分配は会計財務要素を含んでいる。投資に対する最終利益の確定に伴い会計財務利益を調整するために連結損益計算書の所得税に対して引当金が毎年計上されている（注記19および注記23を参照のこと。）。

以下は、上記の相手方別残高のうち、公的に保証されている取引（2017年および2016年12月31日現在の「顧客に対する貸付金」の項目に分類される「その他の居住者部門」および「居住者公的機関」の項目に含まれる。）を相手方別および商品別に記載したものである。

(単位：千ユーロ)

	2017年	2016年
「居住者公的機関」に含まれる残高：		
中央政府に対する貸付	992,349	1,400,466
地方自治政府に対する貸付	2,119,410	2,361,486
評価調整額	(140,245)	(93,369)
	2,971,514	3,668,583
「その他の居住者部門」に含まれる残高：		
国家により保証されている不良資産	59,962	185,444
その他の公共機関に対する貸付	2,465,207	2,934,685
国家により保証されているその他の部門に対する貸付	162,187	703,148
	2,687,356	3,823,277
国家により保証されている取引合計	5,658,870	7,491,860

2017年および2016年12月31日現在の「中央政府に対する貸付」（評価調整額は含まない。）の内訳は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2017年	2016年
国家およびその自治機関に対する貸付	990,301	1,139,965
国庫からの受取勘定	2,048	255,050
国家からのその他の受取勘定	-	5,451
	992,349	1,400,466

2017年12月31日現在「国庫からの受取勘定」は、248,607千ユーロであり（2016年12月31日現在は248,607千ユーロ）、これは、「i+d+iおよび福利厚生に関するFEDERの運営プログラムに含まれるテクノロジーカル・ファンド・IC0・イノベーション2015-2016年」の策定によるものであった。さらに国庫に支払った金額であって、仲介貸付の金利差を調整するための助成金として有効に返戻されていない金額である。

「国家からのその他の受取勘定」には、当公庫のCARI取引額が計上される。

これらの金額の残高は額面価格で表示され、利息は一切付されない。

2017年および2016年における公共部門機関による損益に寄与した利息および類似収益は以下の通りである（注記24を参照のこと。）。

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
中央政府	7,528	12,091
地方自治政府	20,540	31,551
その他の公共部門機関	27,782	38,530
	55,850	82,172

2017年および2016年12月31日現在、「顧客に対する貸付金」に分類される貸付元本（評価調整額を含む。）の満期別詳細は以下の通りである。

満期別：	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
1年以内	1,503,992	2,185,197
1年超2年以内	998,472	1,680,600
2年超3年以内	1,465,753	1,601,534
3年超4年以内	1,214,130	1,492,280
4年超5年以内	1,594,436	1,355,531
5年超	5,505,650	6,784,314
	12,282,433	15,099,456

スペイン中央銀行の現行の規則に従い、偶発債務および不確定約定額の引当金は貸借対照表の「引当金 - 偶発債務および不確定約定額の引当金」項目に計上されている。

2017年および2016年12月31日現在のその他の債務者向貸付金の年率はそれぞれ1.46%および1.50%であった。

2017年12月31日現在、損益計算書には、貸付および受取債権として分類された金融資産の損益は計上されなかった（2016年12月31日現在も計上されなかった。）（注記28を参照のこと。）。

注記10 満期保有投資ポートフォリオ

2017年および2016年12月31日現在の満期保有投資ポートフォリオの相手方別の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
相手方別：		
スペイン公的機関	8,962,724	9,529,114
居住者金融機関	844,159	971,027
その他の居住者部門	4,011	4,067
その他の非居住者部門	29,942	-
	9,840,836	10,504,208
減損損失	-	-
減損に係る評価調整額	-	-
	9,840,836	10,504,208

2017年におけるポートフォリオの平均補償率は、0.60%であった（2016年は1.33%であった。）。

「居住者金融機関」は、スペインの金融機関により発行された負債性証券を含む。かかる負債性証券は、当公庫が契約当初およびそれ以後において、満期まで保持の意思と財務能力を有するものであって、市場において運用され、固定満期で、かつ、そのキャッシュフローが確定しているか確定可能なものである。

2017年12月31日現在および2016年12月31日現在、当公庫は、満期を迎えた投資有価証券ポートフォリオの信用リスクによる減損損失を補うための引当金を割り当てていない。

満期保有投資ポートフォリオの項目のうち2017年および2016年における変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
当初残高	10,504,208	10,810,652
買取追加額	6,182,885	8,633,259
減損の変動	-	-
償還額および売却額	(6,846,257)	(8,939,703)
期末残高	9,840,836	10,504,208

2017年および2016年12月31日における期間毎の残存期間の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
要求払い	413,270	1,370,505
3ヶ月以内	749,324	696,217
3ヶ月超1年以内	10,876	1,349,673
1年超5年以内	8,640,177	7,060,403
5年超	27,189	27,410
合計	9,840,836	10,504,208

注記11 デリバティブヘッジ（借方および貸方）

添付の貸借対照表のこの項目には、注記2.3記載の説明に従った公正価額でのヘッジ商品が計上されている。

契約済みのデリバティブ取引およびヘッジ項目は、基本的には以下の通りである。

- 主にグループが発行するEuribor以外のレートで計算される金融商品をヘッジする金利スワップ
- 複数の金融商品に関連する公正価額とキャッシュフローの変動をカバーする為替ヘッジ

デリバティブの公正価額を決定するために使用する評価方法は、金利デリバティブや為替リスク・デリバティブを評価する割引キャッシュフロー法である。

2017年および2016年12月31日現在「デリバティブヘッジ」の項目に記載されている金融デリバティブの名目価値および公正価額は、相手方別、残存期間別およびリスク別で以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	名目価値		資産		負債	
	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年
市場別：						
組織的市場	-	-	-	-	-	-
非組織的市場	16,374,428	28,414,644	517,145	1,222,013	363,492	218,726
	16,374,428	28,414,644	517,145	1,222,013	363,492	218,726
商品別：						
スワップ	16,374,428	28,414,644	517,145	1,222,013	363,492	218,726
	16,374,428	28,414,644	517,145	1,222,013	363,492	218,726
相手方別：						
信用機関	16,374,428	28,414,644	517,145	1,222,013	363,492	218,726
その他の金融機関	-	-	-	-	-	-
その他の部門	-	-	-	-	-	-
	16,374,428	28,414,644	517,145	1,222,013	363,492	218,726
リスク別：						
為替リスク	8,510,605	3,135,733	226,224	673,358	277,773	105,493
金利リスク	7,863,823	25,278,911	290,921	548,655	85,719	113,233
	16,374,428	28,414,644	517,145	1,222,013	363,492	218,726

2017年および2016年12月31日現在、公正価額で測定し、注記2.2.3記載の公正価額レベルを考慮したデリバティブヘッジの分類は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2017年			2016年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
資産						
- 売買目的保有デリバティブ	-	517,145	-	-	1,222,013	-
負債						
- 売買目的保有デリバティブ	-	363,492	-	-	218,726	-

公正価額は、2017年および2016年を100%として計算されており、貨幣のインプリシット・カーブを参照している。

2013年1月1日付でIFRS第13号が効力発生したことにより、当公庫は相手方および当公庫によるデリバティブ金融商品評価額、リスク評価調整額を含んでいる（注記7および注記29を参照のこと。）。

[前へ](#) [次へ](#)

注記12 子会社、合併企業および関連企業への投資

2017年および2016年中の連結貸借対照表における、会社別の株式の詳細は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	子会社	合併会社	関連企業	合計
2016年1月1日現在残高	1,940	-	42,506	44,446
追加額	-	-	-	-
処分額 / 使用額	-	-	-	-
その他の変動	-	-	-	-
減損	-	-	-	-
2016年12月31日現在残高	1,940	-	42,506	44,446
追加額	-	-	-	-
処分額 / 使用額	-	-	(2)	(2)
その他の変動	-	-	-	-
減損	-	-	-	-
2017年12月31日現在残高	1,940	-	42,504	42,504

2017年および2016年12月31日現在の株式および持分に係る情報は、別紙 に記載されている。

注記13 有形固定資産

2017年および2016年の有形固定資産の変動およびこれに関連する累積償却額は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	自己使用の建物	設備、車両 その他の固定資産	不動産投資	合計
費用				
2017年1月1日現在の残高	113,781	15,133	-	128,914
追加額	195	188	-	383
処分額その他の償却額	-	(73)	-	(73)
2017年12月31日現在の残高	113,976	15,248	-	129,224
累積償却額				
2017年1月1日現在の残高	29,381	6,802	-	36,183
充当額	1,958	540	-	2,498
移転額その他の変動額	-	(73)	-	(73)
2017年12月31日現在の残高	31,339	7,269	-	38,608
減損損失				
2017年12月31日	-	651	-	651
有形固定資産純額				
2017年12月31日現在の残高	82,637	7,328	-	89,965
費用				
2016年1月1日現在の残高	113,562	15,062	-	128,624
追加額	219	89	-	308
処分額その他の償却額	-	(18)	-	(18)
2016年12月31日現在の残高	113,781	15,133	-	128,914
累積償却額				
2016年1月1日現在の残高	27,766	6,151	-	33,917
充当額	1,615	668	-	2,283
移転額その他の変動額	-	(17)	-	(17)
2016年12月31日現在の残高	29,381	6,802	-	36,183
減損損失				
2016年12月31日	9,876	651	-	10,527
有形固定資産純額				
2016年12月31日現在の残高	74,524	7,680	-	82,204

2017年12月31日現在、総額約16,460千ユーロ（2016年12月31日現在は15,445千ユーロ）で償却された自己使用目的の有形固定資産があった。

当公庫の方針に従い、すべての有形固定資産は2017年および2016年12月31日現在、保険が付保されている。

2004年スペイン中央銀行通達第4号の暫定規則第1、B）6項によれば、有形固定資産の公正価額による評価が認められている。この評価調整を実行するため、当グループは運用資産について関連する評価を実施し、それにより当グループの有形固定資産の価値は53,106千ユーロ増加した。租税効果を控除後のこれらのキャピタルゲインのために再評価準備金が設定された。再評価された簿価はその時点で帰属費用として充当される。

2017年12月31日現在、再評価準備金は23,591千ユーロ（2016年12月31日現在は23,591千ユーロ）であった（注記20を参照のこと。）。

下記の表は2017年および2016年12月31日現在の当グループの一部の有形固定資産の公正価額を当時の簿価とともに区分毎に表したものである。

（単位：千ユーロ）

	2017年		2016年	
	簿価	公正価額	簿価	公正価額
自己使用目的の有形固定資産	89,965	114,124	82,204	86,165
建造物	82,637	106,796	74,524	78,485
その他	7,328	7,328	7,680	7,680
不動産投資	-	-	-	-
建設中不動産	-	-	-	-

上記の有形固定資産の公正価額は、下記に従って見積もられた。

- スペイン中央銀行承認の価格査定人による評価の更新がされなかった資産については、事業体により類似した資産の価格傾向の市場データに基づき公正価額が見積もられた。
- スペイン中央銀行承認の価格査定人による評価の更新がなされた資産については2003年省令805号の評価方法に従い公正価額が見積もられた。

すべての自己使用目的不動産は、2017年および2016年12月31日付で、承認された鑑定人であるスペイン中央銀行により比較方法を用いて評価された。

注記14 無形資産

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表における無形資産は、もっぱら「その他の無形資産」の項目に分類される。

	推定耐用年数	(単位：千ユーロ)	
		2017年	2016年
耐用年数(無期限)	-	-	-
耐用年数(期限付)	3年から10年	39,824	37,490
総計		39,824	37,490
内訳：			
内部開発	3年	32,162	29,077
その他	10年	7,662	8,413
累積償却額		(29,807)	(26,274)
減損損失		(2,137)	(2,137)
		7,880	9,079

2017年および2016年12月31日現在のすべての無形資産はコンピューターのアプリケーションに関連するものである。2017年12月31日現在の全額償却された無形資産は24,208千ユーロ（2016年12月31日現在は21,665千ユーロであった。）。

注記15 税金資産および税金負債

2017年および2016年12月31日現在の税金資産および負債の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	資産		負債	
	2017年	2016年	2017年	2016年
当期税金：	130,193	127,172	935	877
法人税(注記23)	130,170	127,163	-	-
VAT	23	9	77	30
所得税(源泉)	-	-	440	457
社会保障負担	-	-	418	390
繰延税金：	134,316	95,372	14,512	65,960
信用供与、貸付および割引に係る減損損失	79,645	95,372	-	-
キャッシュフロー・ヘッジの評価(注記21)	54,671	-	-	50,205
資産の修正	-	-	15,932	15,932
売却可能金融資産の修正	-	-	(1,420)	(177)
	264,509	222,544	15,447	66,837

2017年および2016年の繰延税金資産および負債の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	資産		負債	
	2017年	2016年	2017年	2016年
期首残高	95,372	228,381	65,960	39,170
信用供与、貸付および割引に係る減損損失	(15,727)	(133,009)	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ評価額(注記21)	54,671	-	(50,205)	27,053
資産の修正	-	-	-	-
売却可能金融資産の修正(注記21)	-	-	(1,243)	(263)
期末残高	134,316	95,372	14,512	65,960

注記16 その他の資産および負債

2017年および2016年12月31日現在の「その他の資産」の本項目の残高は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
その他の資産	7,588	6,734
付加利子	30,224	29,792
	37,812	36,526

「付加利子」の項目には、供給者支払のための融資基金、自治区流動性基金および自治体の融資基金の業務管理についての当公庫の受取手数料およびその他が含まれている（注記1.1を参照のこと。）。2017年において、ICOの受取手数料総額は年間25百万ユーロ（2016年12月31日現在も25百万ユーロ）であり、これらの金額は損益計算書の「手数料収入」にも計上されている（注記27を参照のこと。）。

2017年および2016年12月31日現在の「その他の負債」の本項目の残高は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
その他の負債	205	1,471
付加利子	2,697	5,032
	2,902	6,503

本項目「その他の負債」は、基本的に、今は存在しないアルヘンタリアからの資産および負債の譲受に関連する様々な支払義務に対応する（注記1.4を参照のこと。）。

「付加利子」の項目には、「2017年ラベル仲介融資枠」の750千ユーロ（2016年は700千ユーロ）に基づき金融機関に支払われる未収の受取手数料が含まれている。

注記17 売却目的保有の非流動資産

「売却目的保有の非流動資産」の総額は、担保権実行資産に相当する。2017年12月31日現在および2016年12月31日現在記載されている担保権実行資産のうち、不動産開発およびその他の不動産開発事業に関連した資金調達に起因するものはない。

2017年および2016年の貸借対照表に記載される本項目の残高の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)		
	費用	減損	合計
2016年1月1日現在残高	72,888	(72,888)	-
追加額	208	(141)	67
処分額 / 使用額	(206)	139	(67)
移転額	-	-	-
2016年12月31日現在残高	72,890	(72,890)	-
追加額	22	-	22
処分額 / 使用額	(469)	469	-
移転額	-	-	-
2017年12月31日現在残高	72,443	(72,421)	22

「売却目的保有の非流動資産」の金額は2017年および2016年12月31日現在に完全に引当金を計上した単一の資産48,678千ユーロと対応する。

2017年には、売却目的保有の非流動資産の売却益として182千ユーロ（2016年は1,132千ユーロの利益）が計上されている。

当公庫の取締役会はこれらの資産に対して投資の引上げ計画を毎年承認している。

2004年スペイン中央銀行通達第4号第55項の規則60記載の通り、売却目的保有の非流動資産は、居住用、産業用および商業用別に、都市部における土地および都市化から分断された未開地ならびに建物と幅広く分類される。以下の表は、評価会社、資産評価の方法および会社 / 代理店の評価額が示されている。

産業用建物

最終評価額 (単位：千ユーロ)	評価会社	評価方法
2,296	GESVALT	費用および比較
2,296		

居住用建物

最終評価額 (単位：千ユーロ)	評価会社	評価方法
11	GRUPO TASVALOR	静的残余
3	ALIA TASACIONES	動的残余
275	ALIA TASACIONES	費用および比較
439	GRUPO TASVALOR	費用および比較
13	ARCO VALORACIONES	比較
50	GRUPO TASVALOR	その他
286	JUDICIAL	その他
1,077		

第三次利用建造物

最終評価額 (単位:千ユーロ)	評価会社	評価方法
11	GRUPO TASVALOR	比較
811	GRUPO TASVALOR	費用および比較
44	GRUPO TASVALOR	動的残余
5,131	EUROVAL	費用
81	TASVALOR	費用
6,078		

都市部における土地および開発可能用地

最終評価額 (単位:千ユーロ)	評価会社	評価方法
712	ALIA TASACIONES	動的残余
8,982	GRUPO TASVALOR	動的残余
218	EUROVAL	動的残余
31	GESVALT	動的残余
3	ALIA TASACIONES	静的残余
19	GRUPO TASVALOR	静的残余
172	GRUPO TASVALOR	比較
10,137		

未開地

最終評価額(単位:千ユーロ)	評価会社	評価方法
25	TASVALOR	費用および比較
128	ALIA TASACIONES	比較
102	GESVALT	比較
65	TASVALOR	比較
8	ALIA TASACIONES	賃貸料の更新
18	GESVALT	その他
117	JUDICIAL	その他
463		
20,051		

注記18 償却原価金融負債

貸借対照表の本項目の残高を構成する項目の詳細は以下の通りである。

(単位:千ユーロ)

	2017年	2016年
相手方別:		
信用機関による預金(注記18.1)	11,495,137	13,375,016
顧客による預金(注記18.2)	859,679	1,015,281
市場性を有する債券(注記18.3)	22,845,774	26,954,455
その他の金融負債(注記18.4)	857,380	1,051,930
	36,057,970	42,396,682

18.1 信用機関による預金

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

種類別：	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
欧州投資銀行からの借入金	10,081,159	10,419,575
銀行間借入金	186,000	758,699
その他の金融機関からの借入金	1,164,578	2,090,697
その他の取引	-	497
評価調整額 - 見越勘定	63,400	105,548
	11,495,137	13,375,016

銀行間預金は、2017年および2016年12月31日現在から起算して1年以内にそれぞれ期限が到来する。

「その他の取引」の項目には最終承認を待っている金融企業からの収益が含まれる。

「欧州投資銀行からの借入金」の最終償還期限は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
1年以内	1,572,052	1,007,588
1年超2年以内	2,029,155	1,577,796
2年超3年以内	1,967,323	2,067,437
3年超4年以内	1,882,750	1,649,959
4年超5年以内	1,246,522	1,778,584
5年超	1,383,357	2,338,211
	10,081,159	10,419,575

「その他の金融機関からの借入金」の償還期限の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
1年以内	104,750	119,504
1年超2年以内	186,000	239,779
2年超3年以内	204,750	358,493
3年超4年以内	234,750	358,493
4年超5年以内	76,750	358,493
5年超	357,578	655,935
	1,164,578	2,090,697

18.2 顧客による預金

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

相手方別：	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
公的機関	804,913	922,698
その他の居住者部門(1)	54,417	92,324
その他の非居住者部門	-	-
評価調整額 - 見越勘定	349	259
	859,679	1,015,281

(1) うち、2017年および2016年12月31日現在、50,286千ユーロおよび88,194千ユーロはそれぞれ経常収支であった。

2017年および2016年12月31日現在、「公的機関」の項目に記載された残高の種類別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
特別国家借入金	-	-
相互金利調整契約(CARI)	6,756	11,688
公的機関の経常勘定およびその他の項目	798,157	911,010
	804,913	922,698

18.3 市場性を有する債券

2017年および2016年12月31日現在の「市場性を有する債券」の項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
発行済債券	22,124,860	26,109,430
評価調整額(*)	720,914	845,025
	22,845,774	26,954,455

(*) ヘッジ会計士による取引費用および価格調整を含む。

2017年度中および2016年度中の負債性証券 - 債券および債務の項目における変動実績は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
期首残高	26,109,430	40,480,490
発行数	27,509,063	11,118,769
償却費	(31,023,445)	(25,622,875)
為替差損益	(470,188)	133,046
期末残高	22,124,860	26,109,430

以下の表は、2017年および2016年12月31日現在の発行済債券の主な特徴を、通貨、利率および最終償還期日で示したものである。

発行数		通貨	償還期日	年利率	(単位：千ユーロ)	
2017年	2016年				2017年	2016年
3	3	ノルウェー・クローネ	2021年	4.28% - 5.36%	120,981	131,020
1	1	カナダ・ドル	2020年	4.53% - 5.00%	166,234	176,205
43	36	米ドル	2022年	複数年	5,536,911	4,081,407
78	108	ユーロ	2032年	複数年	15,465,264	20,497,410
3	4	スイス・フラン	2024年	2% - 3.25%	358,892	577,016
-	3	英ポンド	2017年	複数年	-	365,838
1	-	豪ドル	2018年	1.95%	324,237	-
1	-	スウェーデン・クローネ	2022年	0.963%	50,793	-
4	6	円	2030年	0.52% - 2.9%	101,548	280,534
					22,124,860	26,109,430

各発行の内容は、当グループの親会社である当公庫公式サイト (www.ico.es) の「投資 - 発行債券情報」のページを参照されたい。

2017年にユーロ建ておよびその他通貨建ての債券の金融費用の総額は損益計算書の「利息および類似費用」の項目に計上されており、金額は876,354千ユーロであり、その平均年利は4.03%（会計ヘッジを考慮すると2.05%）であった。2016年の金融費用は1,259,547千ユーロであり、その平均年利は4.08%（会計ヘッジを考慮すると2.45%）であった（注記25を参照のこと。）。

2017年現在、一定の償却原価金融負債（ICOにより発行された債券）の買戻しの結果として、8,766千ユーロの純営業損失が計上された（かかる金額は、かかる排出を補填するために買戻しに関連したデリバティブの消却の結果を含む。）。2016年に同様の概念で計上された損失は、152,151千ユーロであり、これは「公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益」に計上されている（注記28を参照のこと。）。

18.4 その他の金融負債

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表における本項目の残高は以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
国庫準備金	586,853	775,028
その他	270,527	276,902
	857,380	1,051,930

「国庫準備金」には、当グループが受領し、各項目に適用される条件に従い返済する資金が含まれる。これらの各資金に関連する詳細については、当公庫のウェブサイト（www.ico.es）を参照のこと。

最も重要な与信枠に関連する資金は以下のものである。

- 「Línea FOMIT」 - Renove Turismo（FOMIT - 観光与信枠）：かかる与信枠は、インフラおよび観光地の修復および近代化を目指す計画への資金援助を提供する。
- 「Línea Avanza」：かかる与信枠は、ICOとともに、市民および企業による新情報技術（ブロードバンドおよびそれに必要な技術的サポート）の利用のための支援および資金を供給する。かかる対象に応じて、TIC向貸付金（中小企業）、若者および大学生向貸付金（特定グループ）ならびにデジタル顧客向貸付金（一般的な市民）が実施される。
- 「Línea Préstamos Renta Universidad」：かかる与信枠は、2011年から2012年までの博士号または修士号の大学院過程における将来所得を保証する。
- 「Línea Futur E」：かかる与信枠は、エネルギーの合理的使用、再生可能エネルギーの使用、水の使用量の削減および廃棄物管理の観点に立ちスペインにおけるツーリズムの基盤を固めるため、持続可能な観光を支えるためのプロジェクトに対する動機を提供し、持続可能性および環境へ配慮からの観点から現在のツーリズムを再構築する手助けをし、環境および持続的発展に関連した要素に着眼するものである。

ICOによる市場資金調達を通して資金供給される他の公庫与信枠とは異なり、これらの業務に指定された財政資金は、関連省庁の代理で当公庫が開設した勘定に、国家より直接資金供給される。これらの資金残高は、（上記与信枠の残高を反映する。）関連する勘定の金額および残高が与信枠供給のために当公庫が受領する金額と常に同額であるために、「貸付および受取債権」（純額、未償却）としても記載される公式の取引により供給される金額と常に一致する。

2017年および2016年12月31日現在のこれらの資金の残高は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
FOMIT	205,200	259,743
Avanza	30,085	109,594
Préstamos Renta Universidad	142,355	175,392
Futur E	41,847	70,405
その他	167,366	159,894
	586,853	775,028

「その他」の項目には、ICOおよびERDFからの資金を含む中小企業および自営業に対する特定の仲介貸付枠への融資のためのICO・イノベーション・ファンド2013-2015年の設立に相当する金額（2017年および2016年12月31日現在において248,607千ユーロ）が含まれる。

2013年12月、I+D+IのためのFEDER運営プログラムは、C 決定（2007）6316を通じて、テクノロジカル・ファンド2013-2015年による企業の利益のために承認された。財務・行政省の共有資金総局は、スペインにおける当該プログラムの管理に指名されている公的機関である。当該プログラムは、資金の一部を管理するため、「ICO・イノベーション・テクノロジカル・ファンド2013-2015年」を含む金融商品を利用する可能性を含む。当該金融商品「ICO・イノベーション・テクノロジカル・ファンド2013-2015年」により、革新的企業に対する融資へのアクセスの促進を目的とする構造基金（ERDF）との協調融資が開始される。

注記19 引当金

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表における本項目の残高の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
年金および年金類似債務引当金	423	365
偶発債務および不確定約定額の引当金	1,197	14
その他の引当金	303,045	238,881
	304,665	239,260

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」の残高の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
1995年勅令第12号に基づく基金	177,926	107,428
流動性特別貸付金にかかる引当金(注記9.1.2)	88,361	82,849
BBVAからの回収額のための資金	357	174
プレステージ船事故補償資金	10,980	11,376
AIEの株式損益補償のための資金(注記9.2)	14,401	16,277
偶発債務積立資金	10,000	20,000
その他の資金	1,020	777
	303,045	238,881

1995年勅令第12号

1995年12月28日勅令第12号(1995年12月30日の官報(BOE)に掲載され、1996年1月1日より効力が生じる。)は、金融機関に関して現在有効な規則に従い、閣僚会議決議(1987年12月11日)のセクション4.1で言及される国家借入金から得られる資金を充当することにより、注記1に記載する業務から将来履行が疑わしいまたは貸倒れの発生する可能性のある貸付金に関し、引当金に繰入れるために、IC0が最大で総額150,253千ユーロのファンド(注記19.2を参照のこと。)を設定することを規定した。租税、行政および社会秩序措置に関する1997年12月30日法律第66号追加条項第4条は、これらの規則の適用にかかわらず、一般国家予算における特定の補償を受けないことを条件として、閣僚会議またはCDGAEが、通常の業務において発生する債務不履行に、1995年勅令第12号に基づき設定される特別引当金ファンドを充当する権限をIC0に付与することを規定した。当該ファンドは、「その他の引当金」の項目で1996年に設立された。

取引条件に基づき当該ファンドへの充当を要するこれらの貸付金および取引は、当該ファンドの費用の形で計上されている。したがって、当公庫の損益計算書に影響はない。

当該ファンドで補填される貸付金は、同ファンドによりすでに引当が行われているため、一般および特別貸倒引当金の計算には算入されない。

前段落で記載される通り、当該ファンドは、初回の割当に加え、IC0が得た利益や国による損失の引受や補填の実行または承認による利益から、または信用に影響を与える適切な制度取引を通しての、将来の割当をも期して設定されている。同様に、当該ファンドは、引当金が計上されているかまたは不履行が宣言され、当該ファンドに対して請求される借入金から得られる回収額(2017年は7,724千ユーロ、2016年は8,319千ユーロであった。)ならびに当該ファンドに割り当てられる資金の運用からの収益(2017年は(164)千ユーロ、2016年は85千ユーロであった。)で設定されている。

一般国家予算に関する1996年12月30日法律第12号の規定に従い、1997年に追加の150,253千ユーロが一般国家借入金を充当することにより当該ファンドに割り当てられた。

2004年、総額249,500千ユーロの割当が2004年7月30日の閣僚会議決議に従ってIC0に付与された国家借入金に対して充当された。

2017年および2016年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」に計上された資金の2017年および2016年の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)
2016年1月1日現在の残高	100,009
利息の資本組入れ	85
国による拠出金	-
貸付金の回収(元本および利息)	8,319
使用額	(985)
2016年12月31日現在の残高	107,428
利息の資本組入れ	(164)
国による拠出金	3,466
2016年のIC0による使用結果	62,000
貸付金の回収(元本および利息)	9,724
使用額	(4,528)
2017年12月31日現在の残高	177,926

2017年においては、2016年にIC0によって分配された純利益の一部として、特別拠出金62,000千ユーロが計上された。

BBVAからの回収額のための資金

当グループの親会社である当公庫は、「BBVAからの回収額のための資金」の項目に関し、2001年と2002年に租税、行政および社会秩序措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項第11条を適用した。これにより、旧政府金融機関が付与し、政府が保証した一定の貸付および保証によって国が当公庫に対して負担することとなった金額を消却するために当公庫の株式の一部を割り当てた。

しかし、IC0は、この消却処理による影響を受けた業務管理によりかかる貸付に関する回収金を引続き受領することとなったが、慎重な会計原則に従い、当該回収金は通常、損益計算書の利益として認識されない。利益として計上されたものについては、関連する負債の引当金が、2017年および2016年12月31日現在でそれぞれ357千ユーロおよび174千ユーロ計上され、2001年法律第24号追加条項第10.1項(2006年法律第42号による修正に従う。)に従い資本に組み入れられる。

プレステージ船事故補償資金

プレステージ船事故補償資金は、2002年11月22日勅令第7号に基づいており、かかる特別引当金ファンドに従い、プレステージ船事故補償貸付金による不良債権額に、1995年勅令第12号に基づく特別引当金ファンドを充当する権限を与えるものである。

AIEの株式損益補償のための資金

AIEの株式損益補償のための資金には、経済利益グループを介して行われた取引による利益を運用成績に対して調整する引当金が含まれる（注記9.3を参照のこと。）。この引当金は、利益勘定の法人税の項目として認識され、2017年および2016年において、それぞれ1,876千ユーロおよび92千ユーロとなった（注記23を参照のこと。）。2017年において、日程表通りAIEが解散した後、関連する投資を除外するための適用は行われていない（2016年度においては、4,701千ユーロが適用された。）。

偶発債務積立資金

この項目は、2010年に設定され、2017年12月31日現在の一般偶発債務（オペレーショナル・リスクを含む。）に対する一般引当金は10,000千ユーロであった（2016年12月31日現在は20,000千ユーロであった。）。

貸借対照表における本項目の引当金の2017年および2016年の変動は以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）				
	税金引当金	年金基金	偶発債務および 不確定約定額の 引当金	その他の 引当金	合計
2016年1月1日現在の 残高	-	343	19,540	316,034	335,917
割当(純額)(1)	-	22	-	9,955	9,977
回収	-	-	(19,526)	(87,049)	(106,575)
資金の使用	-	-	-	(4,935)	(4,935)
移転およびその他の変動(2)	-	-	-	4,876	4,876
為替差損益	-	-	-	-	-
2016年12月31日現在の 残高	-	365	14	238,881	239,260
割当(純額)(1)	-	58	1,183	4,948	6,189
回収	-	-	-	(10,034)	(10,034)
資金の使用	-	-	-	(622)	(622)
移転およびその他の変動(2)	-	-	-	69,872	69,872
為替差損益	-	-	-	-	-
2017年12月31日現在の 残高	-	423	1,197	303,045	304,665

- (1) 2017年の利益および損失の純額には、当該ファンド自身の報酬に関して発生する利息の資本組入れのための特別引当金ファンド（1995年勅令法第12号に基づく基金）への支払に関連して、164千ユーロ（2016年は82千ユーロ）が含まれる。また、4,509千ユーロ（2016年は85,808千ユーロ）に上るIC0のリスク（注記9.2.2を参照のこと。）に伴うIC0の流動性枠のための引当金および10,000千ユーロ（2016年12月31日現在は9,699千ユーロ）の偶発債務積立資金への割当も含む。
- (2) 2017年12月31日現在の「移転およびその他の変動」は、主にAIEの株式損益補償のための資金（1,876千ユーロ）（注記23を参照のこと。）およびBBVAの商品の回収のための出資（2001年12月27日法律第24号の追加条項第11号）によるその他の再分類（62,000千ユーロ）に関連している。2016年12月31日現在、変動はAIEの株式損益補償のための資金799千ユーロおよびその他の再分類（6,911千ユーロ）に関連している。

注記20 自己資本

連結貸借対照表の「資本」の項目の2017年および2016年の期首および期末の簿価の調整は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)				
	資本	修正準備金	その他の準備金	利益	合計
2016年1月1日現在の残高	4,311,855	24,501	887,067	42,377	5,265,800
利益の分配	-	-	17,377	(42,377)	(25,000)
その他の準備金の増加	-	(910)	910	-	-
年度利益	-	-	-	315,344	315,344
その他の変動	730	-	-	-	730
2016年12月31日現在の残高	4,312,585	23,591	905,354	315,344	5,556,874
利益の分配	-	-	67,344	(315,344)	(248,000)
その他の準備金の増加	-	-	-	-	-
年度利益	-	-	-	101,923	101,923
その他の変動	482	-	-	-	482
2017年12月31日現在の残高	4,313,067	23,591	972,698	101,923	5,411,279

2016年の「利益の分配」は、2017年7月27日付の経済・産業・競争力省の承認を受けて、合計248,000千ユーロとなった。このうち、62,000千ユーロは、1995年勅令第12号に基づくファンドへの拠出金として計上された（注記19を参照のこと。）。

「その他の変動」は主に以下の内容を含む。

- 財務、行政および社会対策に関する2001年12月27日法律第24号追加条項第11条に基づき、旧政府金融機関および当公庫によって供与された、一定の貸付および保証の結果、IC0とともに国家が負担する債務の取消により当該資金が回復した。これに関連し2017年においては資本へ482千ユーロ（2016年は730千ユーロ）が計上された。

注記21 その他の累積包括損益（評価調整額）

総額および租税効果に貢献している評価調整額の残高は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2017年			2016年		
	総額	租税効果 (注記15)	純額	総額	租税効果 (注記15)	純額
売却可能金融資産（注記8）	(4,733)	1,420	(3,313)	(589)	177	(412)
キャッシュフロー・ヘッジ	(182,239)	54,672	(127,567)	167,350	(50,205)	117,145
合計	(186,972)	56,092	(130,880)	166,761	(50,028)	116,733

本項目の残高は、貸借対照表における「売却可能金融資産」および「評価額 - キャッシュフロー・ヘッジ・デリバティブ」の勘定に関連するものである。一つ目の勘定では、注記2.2.4に従い、当グループの資本の一部に含まなければならない、売却可能と分類される資産の公正価額の変動額（純額）を計上する。二つ目の勘定では、キャッシュフロー・ヘッジ商品の公正価額の変動額（純額）を計上する。

(単位：千ユーロ)	
2017年	2016年

期首残高	116,733	54,223
売却可能金融資産の公正価額の変動(注記8)	(2,901)	(613)
キャッシュフロー・ヘッジ	(244,712)	63,163
期末残高	(130,880)	116,733

注記22 第三者向け財務保証および金額

貸借対照表上の本項目は、通常の業務における約定額（付与された保証）及び第三者が使用可能な額（不確定約定額）に応じて、支払義務を負う第三者が支払わなかった場合、当該第三者に代わりICOが支払うべき金額を記載している。

以下は2017年および2016年12月31日現在の本項目の内訳である。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
偶発リスク		
保証およびその他の担保	605,138	824,186
	605,138	824,186
付与された不確定約定額		
第三者向け		
信用機関	260,434	-
公的機関部門	2,122,178	2,086,095
その他の居住者部門	640,621	416,893
非居住者部門	193,495	245,015
発行済価額未払い金	9,193	-
	3,225,921	2,748,003
	3,831,059	3,572,189

保証商品（保証およびその他の担保）からの収益は、連結損益計算書の「受取手数料」の項目に計上され、契約で定められた利率を保証の額面価額に適用することによって算出される。

注記23 租税

予算、租税、財政および雇用に係る緊急措置に関する1993年2月26日勅令第3号の規定に従い、当公庫は1993年から1996年まで法人税の支払を免除されていた。当公庫は、法人税に関する1995年12月27日法律第43号暫定条項第13条に従い、1997年および1998年に関しても同税を免除され、1999年からは一般法人税が課税されている。

法人税上の課税標準に対する2017年および2016年のIC0の親会社としての当公庫の利益の調整は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
税引前簿価利益	145,987	448,102
永久差異		
支払外国税	581	542
会計処理されていない会計利益	6,031	(379)
被投資会社により生じる税務上の欠損金の繰越	2,106	(4,171)
過年度からの損金算入	-	-
	154,705	444,094
一時差異：		
減損および控除不能引当金	8,056	52,318
他年度発生一時差異の反転	(60,478)	(495,682)
	(52,422)	(443,364)
過年度における繰越損失の補償	(25,571)	
税務評価	76,712	730
税金総額(30%)	23,014	219
控除および引当金	(1,380)	(378)
源泉徴収税および中間納付	(33,219)	(113,577)
支払税額(注記16)	(11,585)	(113,736)
法人税	45,940	132,850
為替差損益調整額	-	-
その他の調整額(注記19)	(1,876)	(92)
法人税	44,064	132,758

相殺可能な税務上の欠損金はない。当該年度において、当グループの親会社であるIC0が様々な割合で出資している経済利益グループからの欠損金が組み込まれた(2017年12月現在で2,106千ユーロおよび2016年12月現在でマイナス4,171千ユーロ)。欠損金は、各グループ会社が提供した情報に基づき割り当てられた。これらの項目は、経済利益グループの貸借対照表の期末と同年度に認識されることになっている。

2015年からの未払い補償税の負の税基盤は16,691千ユーロである。2017年には、かかる25,571千ユーロの負の課税価額は相殺された。

2017年および2016年に適用された税制優遇措置はなかった。国際二重課税(支払税額)の控除額はそれぞれ472千ユーロおよび378千ユーロに上った。2017年度末現在、未払いの国際二重課税に対する控除はない。

特別事由による固定資産の減価償却方法に変更はなかった。

当公庫の確定申告およびその他の税金債務は、直近4年間税務当局による閲覧が可能である。

基本的に法人税の免除期間後に新たに発生する法人税負債に関し、一定の取引に適用される税規則の解釈によっては一定の偶発税金負債が存在する場合がある。ただし、当公庫の税務担当者の判断では、かかる負債が発生する可能性は少なく、いかなる場合においてもこれにより生じる税金債務が添付の財務書類を大幅に影響することはないものと見込まれる。

注記24 利息および類似収益

2017年および2016年の利息および類似収益の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
売却可能金融資産	39,163	285,091
貸付および受取債権	421,609	612,653
満期保有投資	58,769	-
デリバティブ、銅会計	(10,040)	1,898
その他の資産	130	111
負債からの利息収益	12,955	-
	522,586	899,753

注記25 利息および類似費用

2017年および2016年の損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
償却原価金融負債	1,004,826	1,373,158
デリバティブヘッジ	(418,396)	(499,008)
その他の負債	10	13
資産に係る支払利息	5,257	-
	591,697	874,163

注記26 配当金収益

本概念による収益はすべて株式ポートフォリオに対応しており、2017年および2016年においてそれぞれ5,173千ユーロおよび5,552千ユーロに上昇した。

注記27 受取手数料および支払手数料

損益計算書における本項目の残高の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
受取手数料		
偶発リスク	1,665	2,056
受取可能手数料	6,620	5,191
その他の手数料	37,912	43,001
	46,197	50,248
支払手数料		
署名リスク	(1,612)	(1,774)
その他の手数料	(1,776)	(11,124)

	(3,388)	(12,898)
手数料純額	42,809	37,350

2017年12月31日現在、手数料収入の「その他の手数料」の項目は、FFPPおよびFLAの管理手数料に関連する25,000千ユーロ（2016年12月31日現在では25,000千ユーロ）を含む（注記16を参照のこと。）。

注記28 公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益

構成する項目に基づく損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）	
	2017年	2016年
売却可能金融資産(注記8)	5,146	-
貸付および受取債権(注記9.3)	-	-
償却原価金融負債(注記18.3)	(8,766)	(152,151)
	(3,620)	(152,151)

注記29 売買目的保有の金融資産および金融負債による損益

構成する項目に基づく損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
デリバティブヘッジ(注記7)	11,326	10,551
	11,326	10,551

IFRS第13号の施行後(2013年1月1日)、当グループはデリバティブ証券の評価につき、相手方のリスクおよび資本信用リスク(CVA-DVA)に対応する調整を組み込まなかった。2017年12月31日現在、本項目において行われた調整(この項目を含む。)は、マイナス5,835千ユーロに上った(2016年12月31日現在ではマイナス844千ユーロ)。

注記30 その他の営業収益および営業費用

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

その他の営業収益	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
不動産投資による営業収益	1,035	913
その他(*)	3,759	555
	4,794	1,468

(*) 主に剰余金の返還、BBVAのアセットマネジメントを通じての前払金から得た収益が含まれている。

2017年12月31日および2016年12月31日における「その他の営業費用」の残高はない。

注記31 人件費

2017年および2016年の損益計算書における本項目の構成は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2017年	2016年
賃金および給与	14,354	14,365
従業員福利厚生費	3,748	3,561
その他の費用	1,323	1,374
	19,425	19,300

2017年および2016年12月31日現在、職務別および男女別の従業員数は以下の通りである。

	従業員の数			
	男性		女性	
	2017年	2016年	2017年	2016年
経営陣	10	7	4	5
管理職および技術者	107	108	145	134
事務職員	7	7	51	47
	124	122	200	186

2017年および2016年における当公庫の職務別および男女別の従業員数の平均は以下の通りである。

	従業員の平均数			
	男性		女性	
	2017年	2016年	2017年	2016年
経営陣	9	9	5	5
管理職および技術者	110	106	141	138
事務職員	7	7	49	47
	126	122	195	190

注：第5 団体協約（2008年10月24日の官報に掲載された。）の調印以降、一般業務職員は専務職員として分類されている。

2017年において、33%を超える障害を持つ当公庫の平均従業員数は3名である（2016年においても3名）。

理事会の報酬およびその他の給付金

当公庫は、理事会のメンバーが受領する報酬について、賃金、日当、その他の報酬として、2017年に125千ユーロおよび2016年に98千ユーロを損益計算書に計上した。これらの報酬は、適用ある規制法に従い国庫に支払われた。

代表取締役および同様の役割を遂行している他の者が、2017年および2016年中に受け取った報酬は以下の通りである（単位：千ユーロ）。

2017年

従業員数(*)	給与および賃金			合計
	固定	変動	その他の賃金	
5	533	76	2	611

(*) 2017年2月に1名の取締役が加わった。当該取締役は、2017年において満額の年収またはいずれの変動報酬も受け取らなかった。2016年に退任した取締役に対して2017年に支払われた変動報酬も含まれる。

2016年

従業員数(*)	給与および賃金			合計
	固定	変動	その他の賃金	
6	537	77	3	617

(*) 2016年中、「当公庫」の総裁として代理人が存在した。

2017年および2016年12月31日現在、当公庫の理事会役員に付与された貸付金はなかった。2017年12月31日現在、従業員への貸付に関する内部規制に基づき付与された貸付金は、残存金額15,879千ユーロとなり、平均金利は2.51%（2016年12月31日現在で17,293千ユーロとなり、平均金利は2.51%）であった。

さらに、2017年12月31日現在、理事会の過去または現在の理事は年金または生命保険の義務を負っていない。

注記32 その他の管理費

損益計算書における本項目の残高の内訳は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2017年	2016年
建物、設備および資材	780	795
コンピューター	3,070	3,064
通信	1,923	1,720
宣伝および広告	987	819
金利および租税	1,440	1,182
その他の一般管理費	6,729	6,557
	14,929	14,137

監査費用

年度会計監査は、国家行政介入局（スペイン語表記の頭文字をとって「IGAE」）により行われた。したがって、監査人の役割は（財務・行政大臣による）一般的介入により担われるため、この概念における監査人に対する報酬は存在しない。

アーンスト・アンド・ヤング（2017年および2016年の財務書類の監査人）グループが2017年に行った監査業務以外のサービスについて請求した金額は、113千ユーロ（2016年は48千ユーロ）であった。

注記33 公正価額

その市場価額を確実に見積もることができない貸付および受取債権を除き、上記の通り、金融資産は貸借対照表において公正価額で計上される。

同様に、取引ポートフォリオに含まれるものを除き、金融負債は貸借対照表において償却原価で計上される。

2017年および2016年12月31日現在の連結貸借対照表の「貸付および受取債権」に基づき計上された資産および「償却原価金融負債」の項目に基づき計上された負債の一部は、年次金利改訂を伴う変動金利で計上されており、利率の動向の結果としての公正価額は、連結貸借対照表において計上されるものと有意差があるとはいえない。これらの公正価額は、割引フローを使用し公正価額の計算を進める加重平均残存月数および加重平均レートを使用して得たものである。2017年および2016年12月31日現在、当該運用のために計算された価値は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	簿価		公正価額	
	2017年	2016年	2017年	2016年
資産				
貸付および受取債権				
信用機関に対する預金	16,359,782	19,541,659	20,509,876	24,001,408
顧客向貸付金	11,188,383	13,402,645	11,414,263	13,859,642
負債				
償却原価金融負債				
信用機関による預金	11,495,137	13,375,016	12,111,910	14,325,815
顧客預金	859,678	1,015,281	899,160	1,063,208

2017年および2016年には、マネー・マーケットおよび公債市場のインプリシット・カーブを参照した、全分類に関する公正価額が計算された。

注記34 子会社、合併会社および関連企業の運用

子会社、合併会社および関連企業に関連する企業の2017年および2016年12月における残高は以下の通りである。

AXIS

- 顧客への預金（償却原価金融負債）：2017年12月31日現在では10,946千ユーロ（2016年12月31日現在では11,321千ユーロ）

CERSA

- 顧客への預金（償却原価金融負債）：2017年12月31日現在では4,198千ユーロ（2016年12月31日現在では29,198千ユーロ）

別紙

2017年12月31日および2016年12月31日現在の株式
 (直接所有株式および間接所有株式)

2017年および2016年12月31日現在の子会社および関連企業の株式に関する主要な情報は以下の通りである。

2017年12月31日現在

所在地	事業内容	所有持分割合			投資の簿価			被投資会社の数値			
		直接	間接	合計	総額	減損	純額	資産	資本	損益	
関連企業											
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A.(CERSA)	パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド	相互保証会社により延長された保証取引の借換	24.15%	-	24.15%	34,039	-	34,039	426,951	275,366	-
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES)	プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド	スペイン企業の持分を有する国外の発展途上国における民間プロジェクトに対する金融支援	20.31%	-	20.31%	8,463	-	8,463	126,694	122,334	6,180
EFC 2EヘステイオンS.L.	パセオ・デル・ブラド・4-マドリッド	アセットマネジメント	50.00%	-	50.00%	2	-	2	58	52	(20)
						42,504	-	42,504			
子会社											
AXIS/バルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダダス・デ・キャピタル・リエスゴS.A.	ロス・マドラソ・38-マドリッド	金融投資	100.00%	-	100.00%	1,940	-	1,940	11,395	10,178	4,933
						44,444	-	44,444			

2017年12月31日現在の財務情報(未監査)。

2016年12月31日現在

所在地	事業内容	所有持分割合			投資の簿価			被投資会社の数値			
		直接	間接	合計	総額	減損	純額	資産	資本	損益	
関連企業											
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A.(CERSA)	パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド	相互保証会社により延長された保証取引の借換	24.15%	-	24.15%	34,039	-	34,039	425,229	271,753	-
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES)	プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド	スペイン企業の持分を有する国外の発展途上国における民間プロジェクトに対する金融支援	20.31%	-	20.31%	8,465	-	8,465	119,996	108,960	8,505
EFC 2EヘステイオンS.L.	パセオ・デル・ブラド・4-マドリッド	アセットマネジメント	50.00%	-	50.00%	2	-	2	78	72	(34)
						42,506	-	42,506			
子会社											
AXIS/バルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダダス・デ・キャピタル・リエスゴS.A.	ロス・マドラソ・38-マドリッド	金融投資	100.00%	-	100.00%	1,940	-	1,940	11,828	10,265	5,097
						44,446	-	44,446			

2016年12月31日現在の財務情報(未監査)。

スペイン開発金融公庫

2017年12月31日現在の財務書類の承認

現行の法律に従い、議長は、このページより前の書類で構成され、スペイン語原文で151ページにおよぶ2017年に関する当公庫の財務書類、経営報告書ならびに利益分配案を承認する。

マドリッド、2018年3月26日

D.パブロ・ザルバ・ビデゲイン
議長

[前へ](#)

[次へ](#)

2016年度連結財務書類

連結貸借対照表
 2016年および2015年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資産	注記	2016年	2015年(*)
現金、中央銀行等への預金および要求払預金	6	437,826	452,440
売買目的保有の金融資産	7	254,389	153,890
デリバティブ		254,389	153,890
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-
損益を通じて公正価額で評価した金融資産		-	-
売却可能金融資産	8	1,800,530	1,990,899
持分証券		428,939	402,621
負債性証券		1,371,591	1,588,278
貸付金		-	-
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-
貸付および受取債権	9	34,237,813	46,594,227
負債性証券		1,675,187	4,748,097
貸付金		32,562,626	41,846,130
信用機関		19,164,816	26,932,816
顧客		13,397,810	14,913,314
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-
満期保有投資	10	10,504,208	10,810,652
負債性証券		10,504,208	10,810,652
貸付金		-	-
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-

連結貸借対照表
 2016年および2015年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資産	注記	2016年	2015年(*)
デリバティブヘッジ	11	1,222,013	1,755,253
金利リスクのポートフォリオヘッジにおける ヘッジ項目の公正価額の変動		-	-
子会社、合併企業および関連企業への投資	12	57,750	55,929
合併企業		-	-
関連企業		57,750	55,929
有形資産	13	82,219	84,198
有形固定資産			
自己使用目的		82,219	84,198
(備忘事項)ファイナンスリースによる取得		-	-
無形資産	14	9,129	8,996
その他の無形資産		9,129	8,996
税金資産	15	222,547	248,339
当期		127,172	19,958
繰延		95,375	228,381
その他の資産	16	36,860	29,770
売却目的保有の非流動資産	17	-	-
資産合計		48,865,284	62,184,593

(*)注記1.2を参照のこと。

連結貸借対照表
 2016年および2015年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

負債	注記	2016年	2015年
売買目的保有の金融負債	7	249,858	148,649
デリバティブ		249,858	148,649
損益を通じて公正価額で評価した金融負債		-	-
償却原価金融負債	18	42,385,361	56,039,918
預金		14,378,976	12,690,054
中央銀行		-	-
信用機関		13,375,016	11,633,435
顧客		1,003,960	1,056,619
市場性を有する負債性証券		26,954,455	41,835,142
その他の金融負債		1,051,930	1,514,722
デリバティブヘッジ	11	218,726	271,857
金利リスクのポートフォリオヘッジにおけるヘッジ項目の公正価額の変動		-	-
引当金	19	239,260	335,917
年金および年金類似債務		365	343
税金およびその他の法的臨時費の引当金		-	-
偶発債務および不確定約定額の引当金		14	19,540
その他の引当金		238,881	316,034
税金負債	15	66,837	40,416
当期		877	1,246
繰延		65,960	39,170
その他の負債	16	8,066	6,162
金融負債性資本		-	-
負債合計		43,168,108	56,842,919

連結貸借対照表
 2016年および2015年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資本	注記	2016年	2015年
自己資本	20	5,580,443	5,287,451
資本金または寄付金		4,312,585	4,311,855
累積準備金		-	-
再評価準備金		23,591	24,501
その他の準備金		927,248	917,251
当期損益		317,019	33,844
配当金および分配金控除		-	-
その他の累積包括損益	21	116,733	54,223
損益として再分類可能な要素		116,733	54,223
キャッシュフロー・ヘッジ		117,145	54,022
売却可能金融資産	8	(412)	201
債務		9,187	11,832
持分証券		(9,599)	(11,631)
資本合計		5,697,176	5,341,674
資本および負債合計		48,865,284	62,184,593
備忘事項			
付与された保証	22	824,186	972,700
不確定付与約定額	22	2,748,003	3,562,167

連結認識損益計算書

2016年および2015年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2016年	2015年
利息および類似収益	24	899,788	1,458,187
利息および類似費用	25	(874,163)	(1,359,036)
利息収益純額		25,625	99,151
配当金収益	26	552	353
持分法適用会社の損益	27	1,579	1,901
受取手数料	28	60,558	54,885
支払手数料	28	(12,898)	(8,436)
公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益(純額)	29	(152,151)	(56,790)
償却原価金融負債		(152,151)	(56,790)
売買目的保有の金融資産および金融負債による損益(純額)	30	10,551	(11,581)
為替差損益(純額)	2.4	2,839	1,532
その他の営業収益	31	1,541	1,619
その他の営業費用	31	(2)	(3)
営業利益純額		(61,806)	82,631
管理費		(37,049)	(37,728)
人件費	32	(20,505)	(20,797)
その他の一般管理費	33	(16,544)	(16,931)
減価償却費		(5,260)	(4,940)
有形資産	13	(2,286)	(2,490)
無形資産	14	(2,974)	(2,450)
引当金経費または引当金の戻入	19	96,598	(5,265)

連結認識損益計算書

2016年および2015年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2016年	2015年
損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入		458,002	17,651
売却可能金融資産	8	(2)	(1,906)
貸付および受取債権	9	458,004	19,557
非金融資産の減損または減損の戻入(純額)		(141)	(107)
営業権およびその他の無形資産	14	-	-
その他の資産	13、17	(141)	(107)
廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益	17	1,132	475
継続事業税引前利益		451,476	52,717
継続事業法人税	23	(134,457)	(18,873)
当期継続事業利益		317,019	33,844
当期廃止事業利益		-	-
当期連結利益純額		317,019	33,844
親会社による利益		317,019	33,844
少数株主持分による利益		-	-

資本変動表

I. 連結認識損益計算書

2016年および2015年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2016年	2015年
当期利益		317,019	33,844
その他の認識損益		62,510	67,369
売却可能金融資産		(876)	(6,032)
評価損益		(876)	(6,032)
損益計算書に移転された金額	21	-	-
再分類		-	-
キャッシュフロー・ヘッジ		90,176	102,273
評価損益		90,176	102,273
損益計算書に移転された金額	21	-	-
ヘッジ項目の当初簿価に移転された金額		-	-
再分類		-	-
外国事業への純投資ヘッジ		-	-
評価損益		-	-
損益計算書に移転された金額		-	-
法人税		-	-
為替差額		-	-
換算損益		-	-
損益計算書に移転された金額		-	-
再分類		-	-
売却目的保有の非流動資産		-	-
評価利益		-	-
損益計算書に移転された金額		-	-
再分類		-	-
保険数理による年金損益		-	-
その他の認識損益		-	-
法人税		(26,790)	(28,872)
認識損益合計		379,529	101,213

[前へ](#) [次へ](#)

資本変動表

・ 連結資本変動総額表

2016年および2015年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

2016年12月31日現在

株主資本

	資本金/ 寄付金	資本 剰余金	累積準備金 (損失)	その他の 持分証券	自己株式 控除	当期利益 純額	配当金 および 分配金控除	自己資本 合計	その他の 累積包括 損益	少数株主 持分	資本純額 合計
2015年12月31日付期末残高	4,311,855	-	941,752	-	-	33,844	-	5,287,451	54,223	-	5,341,674
認識損益合計	-	-	-	-	-	317,019	-	317,019	62,510	-	379,529
その他の純資本変動	730	-	9,087	-	-	(33,844)	-	(24,027)	-	-	24,027
資本金/寄付金の増加	730	-	-	-	-	-	-	730	-	-	730
資本の減少	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本間移転	-	-	9,087	-	-	(33,844)	25,000	243	-	-	243
その他の資本増減	-	-	-	-	-	-	(25,000)	(25,000)	-	-	(25,000)
2016年12月31日付期末残高	4,312,585	-	950,839	-	-	317,019	-	5,580,443	116,733	-	5,697,176

2015年12月31日現在

株主資本

	資本金/ 寄付金	資本 剰余金	累積準備金 (損失)	その他の 持分証券	自己株式 控除	当期利益 純額	配当金 および 分配金控除	自己資本 合計	その他の 累積包括 損益	少数株主 持分	資本純額 合計
2014年12月31日付期末残高	3,960,893	-	898,190	-	-	80,739	-	4,939,822	(13,146)	-	4,926,676
認識損益合計	-	-	-	-	-	33,844	-	33,844	67,369	-	101,213
その他の純資本変動	350,962	-	43,562	-	-	(80,739)	-	313,785	-	-	313,785
資本金/寄付金の増加	350,962	-	-	-	-	-	-	350,962	-	-	350,962
資本の減少	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本間移転	-	-	43,562	-	-	(80,739)	37,177	-	-	-	-
その他の資本増減	-	-	-	-	-	-	(37,177)	(37,177)	-	-	(37,177)
2015年12月31日付期末残高	4,311,855	-	941,752	-	-	33,844	-	5,287,451	54,223	-	5,341,674

[前へ](#)

[次へ](#)

連結キャッシュフロー計算書
 2016年および2015年12月31日に終了した年度
 (単位：千ユーロ)

	注記	2016年	2015年(*)
A. 営業活動からのキャッシュフロー		(293,391)	(3,429,145)
1. 当期連結利益		317,019	33,844
2. 損益調整額		(414,303)	11,549
減価償却費		5,260	4,940
その他の調整額		(419,563)	6,609
3. 営業資産純増減額		12,983,066	18,708,272
取引ポートフォリオ		(100,499)	155,660
損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産		-	-
売却可能金融資産		190,369	(1,078,221)
貸付および受取債権		12,367,046	19,454,563
その他の営業資産		526,150	176,270
4. 営業負債純増減額		(13,231,387)	(22,218,766)
取引ポートフォリオ		101,209	(141,350)
損益を通じて公正価額で評価したその他の金融負債		-	-
償却原価金融負債		(13,654,558)	(22,025,454)
その他の営業負債		321,962	(51,962)
5. 法人税の回収および支払		52,214	35,956
B. 投資活動からのキャッシュフロー		303,047	3,177,935
6. 支払		(8,642,172)	(17,597,686)
有形資産	13	(308)	(1,265)
無形資産	14	(8,605)	(7,216)
株式	12	-	(1,654)
その他のビジネス・ユニット		-	-
売却目的保有の非流動資産および負債	17	-	-
満期保有投資ポートフォリオ	10	(8,633,259)	(17,587,551)
投資活動に関連するその他の支払		-	-

連結キャッシュフロー計算書
 2016年および2015年12月31日に終了した年度
 (単位：千ユーロ)

	注記	2016年	2015年(*)
7. 回収		8,945,219	20,775,621
有形資産	13	18	681
無形資産	14	5,498	4,301
株式	12	-	-
売却目的保有の非流動資産および負債	17	-	-
満期保有投資ポートフォリオ	10	8,939,703	20,725,481
投資活動に関連するその他の回収		-	45,158
C. 財務活動からのキャッシュフロー		(24,270)	328,785
8. 支払		(25,000)	(37,177)
配当金		(25,000)	(36,888)
劣後債務		-	-
持分証券の償還		-	-
自己持分証券の購入		-	-
その他の受領された資金		-	(289)
9. 回収		730	365,962
劣後債務		-	-
自己持分証券の発行		-	-
自己持分証券の処分		-	-
その他の請求した資金		730	365,962
D. 為替レート変動影響額		-	-
E. 現金および現金同等物の純増減額		(14,614)	77,575
F. 現金および現金同等物の期首残高		452,440	374,865
G. 現金および現金同等物の期末残高		437,826	452,440
備忘事項		-	-
当期末における現金および同等物部分		-	-
現金	6	10	11
現金同等物の中央銀行等への残高	6	56,033	60,014
その他の金融残高	6	381,783	392,415
払戻し可能な当座借越し控除		-	-

(*) 注記1.2を参照のこと。

2016年12月31日に終了した年度
の連結財務書類の注記

注記 1 概要、財務書類の作成方針およびその他の情報

1.1 当公庫の概要

スペイン開発金融公庫(「当公庫」または「IC0」)は政府金融機関の組織および管理に関する1971年6月19日法律第13号により設立され、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令第12号が公表されるまで、1988年一般国家予算に関する1987年12月30日法律第33号第127条および1971年法律第13号の廃止されなかった特定の条項により規制された。

当公庫は、マドリッドのパセオ・デル・プラド4に所在し、すべての活動を同地で行い、スペイン国内にその他の支店網を有していない。

当公庫は公共部門法体制に関する2015年10月1日法律第40号第103条に定める形態の公共事業体であり、経済・企業支援担当大臣を通じて経済・産業・競争力省に報告を行い、金融機関としての法的性質および国家の財務代理人としての資格を有し、目的達成のための経営の独立性に加えて、法人格、資産および財産を保有している。

経済・企業支援担当大臣は当公庫の戦略的経営、ならびに事業活動の業績の評価および管理について責任を負う。

当公庫は、公共部門法体制に関する2015年10月1日法律第40号の条項、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令第12号追加条項第6条、1998年9月23日勅令第1091号により承認された一般予算法の適用条項、1997年4月14日法律第6号へのIC0の適合に関して1999年4月30日勅令第706号により承認されたIC0の定款およびかかる定款の承認(1999年5月13日政府官報第114号)、また上記の規則によって規定されていないその他の事項で、金融機関に適用される特別の規則ならびに民法、商法および労働法に服している。

企業統治業務の改善策を導入するため、スペイン開発金融公庫(IC0)のいくつかの指針を修正する2015年12月18日勅令第1149号が2015年末に、内閣によって承認された。同年10月に公共部門法体制に関する法律が、上記勅令により成立し、かかる法律により初めて政府金融機関の4人の社外取締役が情報が共有された。目標の選択基準は、また、プレステージ、研修および不適合性となっており、マンドートは3年間有効で、3年以上に一度だけ更新することができる。当公庫において財政問題が生じた場合、社外取締役はそれぞれ2票投票することができ、よって理事会(理事会は、理事長と10名の理事(以前は9名)で構成される。)においては社外取締役が多数派となる。さらに、すべての理事の任命および解職は経済・産業・競争力大臣の提案の下、内閣に委ねられる。

内閣によって承認された勅令により以下の修正が行われる。社外取締役として選任されるための要件には、以下が含まれる。商業的かつ専門的な高い社会的評価ならびに適切な知識および経験を有し、潜在的かつ永続的な利益相反がなく、また、自営または雇用された立場において、ICOの競合になりうる活動を展開しないこと。さらに、信用機関、金融信用機関、投資機関、集団投資スキームおよびリスク・キャピタル企業またはその子会社もしくはかかる企業が所属するグループ会社または組合に関係がない者であることが要件となっている。

理事会の理事は、常にICOの利益のために機能しなくてはならず、またその業務を行う上で得た情報、データ、レポートおよび機密の経歴を、かかる業務が終了した後も外部に漏らしてはならない。経済・産業・競争力大臣により辞職が承認された場合、社外役員の任期が終了した場合、また、公共部門の従業員に関しては解雇された場合は、解職されることがある。守秘義務の重大な違反または利益相反など、社外取締役の適性が予期せず欠如している場合には、解雇されることがある。

当公庫の目的は国富の増大および分配の増進に寄与する経済活動、とりわけ社会、文化、技術革新および環境の面から奨励に値する活動を支援、促進することである。

かかる目的を達成するために、当公庫は財政の均衡原則および手段と目的の一致を厳格に遵守する。

また当公庫の職務は以下の通り定められている。

- a) 内閣または政府経済問題委員会の指図に従い、深刻な経済危機、自然災害またはこれに類似の状況により生じる経済に対する影響を緩和するように貢献すること。
- b) 当公庫の理事会により採択された規則および決定に従い、内閣、政府経済問題委員会または経済・産業・競争力省の定める基本的な方針を遵守して、経済政策の諸措置を実施する主たる機関として行為すること。

かかる目的および職務の中に含まれる業務の種類は、以下の通りである。

1. 中小企業、住宅建設、通信、スペイン事業の国際化等の一定の部門および戦略的活動に対して金融支援を行う直接的な貸付業務および仲介業務、ならびに1993年1月15日閣議決定（「RCM」）に従い、現在のバンコ・デ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア・エセ・アー（「BBVA」）に統合されている国立銀行から移譲された業務。
2. 相互金利調整契約（スペイン語表記の頭文字をとって「CARI」）。かかる輸出援助システムは、当該システムを利用するスペインまたは外国の金融機関のために良好な財務実績を保証する。当公庫は仲介機関としてのみ行為し、各年度の一般国家予算法で許容されている通り管理費用は国家が負担する。
関与した各銀行との金利調整純額は、各調整額が、受取残または支払残のいずれであるかにより、国家が支払うか、または当公庫を通じて支払われるかが決まる。
3. 開発プロモーション基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FONPRODE」）。かかる基金は2010年に2010年法律第36号の下設立された。その目的は国家から国家への補助金という形で発展途上国の開発プロジェクトおよび開発計画に資金供給することである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算で許容されている通り、ICOに対して管理費用が補填される。2010年12月現在、この特定の基金は、1998年以降FONPRODEに統合されるまで、同じく当公庫によって管理されている小口融資を供与するための基金を取得した。
4. 法人国際化基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FIEM」）。かかる基金は2010年に2010年法律第11号の下設立された。その活動は、利権または市場条件の下、スペインの財貨およびサービスの取得ならびにスペインの投資プロジェクトの遂行または国益の取得および遂行に結びつくプロジェクトに対して、返済可能な資金供給を行うことである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算で許容されている通り、ICOに対して管理費用が補填される。
5. 水道および公衆衛生協力基金。当該基金は、2008年度一般国家予算に関する2007年12月26日法律第51号追加条項第61条に基づき設立された。その目的は、中南米諸国の国家機関との金融取り決めの下、とりわけスペインとの協力を重視し、水道および公衆衛生プロジェクトに対して資金を提供することである。
6. 2014年12月26日勅令第17号により、地方団体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を保証するものである。当ファンドの自己資本は供給者支払のための融資基金（2012年勅令第4号および2012年勅令第7号により成立）の清算（2015年1月1日付で、その完全なる権利および義務のもと施行される。）により供給されたもある。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には関連する取引手数料が生じている。

7. 2014年12月26日勅令第17号により、自治体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を保証するものである。当ファンドの自己資本は2012年勅令第21号により設立された自治区流動性基金の清算（2015年1月1日付で、その完全なる権利および義務のもと施行される。）により供給されたもある。さらに、自治体に関しては、供給者への支払に関する融資メカニズムの自己資本部分に含まれている。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には取引手数料が生じている。
- 2.から7.の業務は、それぞれに適用される法律に従って、当公庫の勘定には含まれない。

1.2 連結財務書類の作成方針

当グループは、財務報告基準および財務書類の公式な指定様式に関する、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号（「2004年通達第4号」）に記載されている原則および基準に従い、欧州連合に採用された国際財務報告基準（「IFRS-EU」）に基づいて連結財務書類を作成している。当該2004年通達第4号は、スペイン金融機関の単体財務書類への適用が義務付けられている。

よって、本連結財務書類は、2015年12月31日現在の当グループの純資産および財務状態、ならびに同日に終了した年度の業績、資本変動および連結キャッシュフローを公正に開示するため、当グループ企業の会計記録に基づき、欧州連合が採用するIFRS-EU、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号（その後の改正を含む。）、スペイン商法、資本企業法またはその他に適用されるスペインの法律に従って作成された。

本2015年連結財務書類に記載される情報は、2016年に関連する情報との比較のみを目的として表示され、当グループの2015年年次財務書類を構成するものではない。

本連結年次財務書類は、2014年11月28日スペイン中央銀行通達第5号および2015年7月29日スペイン中央銀行通達第3号ならびにスペイン中央銀行が発表した2004年12月22日通達第4号に適合しており、2015年連結年次財務書類について、財務書類における一部の項目の専門用語および表示は変更されている。同様に、本連結年次財務書類に含まれる2015年の情報は、かかる基準に基づき、比較手法により再策定されている。

表示目的の主な再分類は、連結貸借対照表の資産項目において行われており、信用機関の当座預金につき、以前計上されていた「貸付および受取債権（以前は「信用出資」項目として知られていた。）」項目から除外され、2015年12月31日現在の金額で392,415千ユーロを「現金、中央銀行等への預金および要求払預金」項目に計上されるようになった。財務書類のその他の項目における再分類は重大ではなかった。

2016年1月1日から12月31日の間の期間に発生した主な規制変更

以下は、当公庫に適用される規制において2016年に発生した主な変更であり、報告された数字または当該数字に基づく表示および内訳のいずれに対しても重大な影響を与えることなく、本年次財務書類の作成にあたり考慮されている。

2013年EU規則第36号および2013年EU規則第575号へのスペインの法秩序の適合を完成させた、監督および支払能力に関する2016年2月2日スペイン中央銀行通達第2号

この基準において、スペイン中央銀行は、公共部門機関のエクスポージャーの取扱い、適用される資本バッファおよび内部運営に関するその他の問題点につき、支払能力および監督に関する欧州規則の枠組において発展させた。

信用機関に対する公開および留保された金融情報に関する規則および財務書類の様式に関する2004年12月22日通達第4号を修正する、2016年4月27日スペイン中央銀行通達第4号ならびにリスクの主要情報に関する2013年5月24日通達第1号

主な修正は、以下の方法に基づく。

- IFRSに準拠する会計の枠組みとの完全な適合を維持するために、信用機関に対する公開および留保された金融情報に関する規則および財務書類の様式に関する2004年12月22日通達第4号の別紙を、銀行法における最新の改正に適合させる。この通達により導入された別紙の更新は、)信用リスク管理の方針、計量化技法、手続および基準(会計方法における受領保証に関連するものも含む。)、)信用リスクに関連する業務の会計分類ならびに)引当金の単体および集積的な見積りに影響を及ぼす基準を補強することにより、現行の会計の枠組みの一貫した適用を促進することを目的としている。見積りにおけるこの変更は、2016年において当公庫に重大な影響を与えた。このため、基本的に、2015年までに「基準以下」と分類されたものは、特別監督下の標準リスク業務に再分類された。このように調整された関連引当金(通達の代替案)は、収益に全体で438百万ユーロの影響を与えた(注記9を参照のこと。)
- スペイン中央銀行に対する公開および留保されたへの新たな単体および連結財務書類ならびに既存の単体および連結財務書類の形式の修正。
- この2016年通達第4号により2004年通達第4号に導入された変更に対する情報要件に適合させるための、中央信用報告機関(スペイン語表記の頭文字をとって「CIR」)に関する2013年5月24日通達第1号の修正。

当グループの財務書類の公表日現在、公表されているが未施行の基準および解釈指針は下記に開示されている。当グループは、該当する場合、これらの基準が施行され次第、導入する予定である。

- IFRS第9号「金融商品」

2014年7月にIASBはIAS第39号「金融商品：分類および測定」およびIFRS第9号のすべて従前の案を代替する、IFRS第9号「金融商品」の最終版を発行した。IFRS第9号は次の3つの金融商品プロジェクトの会計方法を統合する：分類および測定、減損ならびにヘッジ会計である。IFRS第9号は、2018年1月1日以降に開始する年度より施行され、早期適用が許可されている。ヘッジ会計を除いて遡及的適用が必須であるが、比較情報の提供は強制ではない。ヘッジ会計に関しては、主に要件はあらかじめ適用されているが、いくつか限定的な例外もある。

(a)減損

IFRS第9号により、当グループはそのすべての負債性証券、貸付金および貿易受取債権にかかる予測信用損失を、12ヶ月ベースもしくは存続期間ベースで記録しなくてはならない。

(b)ヘッジ会計

当グループは、現状有効なヘッジ関係に指定されている既存のヘッジ関係は、IFRS第9号の下でもヘッジ会計に該当すると考えている。IFRS第9号によって、企業が有効なヘッジに対してどのような計上方法を行うかという点に関して主な指針は変更されていないため、当グループはIFRS第9号の適用による重大な影響はないと予測している。当グループはオプションの時間価値、繰越ポイントまたは通貨ベースの計上に関しては、可能性のある変更を見積もり、それらの詳細については今後公表する。

- IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号が2014年5月に発行され、顧客との契約から生じる収益の計上に関する5段階モデルを制定した。IFRS第15号では、収益は企業が取得を予定するそれらの財貨およびサービスを顧客に提供する対価を反映した金額で認識されている。

この新しい収益基準は、IFRSにおける既存のすべての収益認識要件に優先する。IASBがIFRS第15号の発効日を1年延期するための訂正案を仕上げる予定である2018年1月1日以降に開始する年度より、完全遡及的適用または修正された遡及的適用が要求されており、早期適用が許可されている。当グループは完全遡及的な手段を使って、かかる発効日より新たな基準を適用する予定である。

- IAS第16号およびIAS第38号の修正「有形固定資産の減価償却および無形固定資産の減価償却の許容される方法の明確化」

本修正は、収益は、資産を使用して消費される経済的利益ではなく、当該資産を保有している事業の経営から生じる経済的利益を反映していることを明確化する。結果、有形固定資産の減価償却において収益ベースの方法を使用することは出来ず、非常に限定的な例において、無形固定資産の減価償却の際にのみ使用することができる。本修正は2016年1月1日以降に開始する年度より施行される予定であり、早期適用が許可されている。当グループはその非流動資産の償却において収益ベースの方法を使用していなかったため、本修正による影響はないと予想している。

- IAS第27号の修正「個別財務諸類における持分法」

本修正により、企業は子会社、合併企業および関連会社への投資に関して、それぞれ個別の財務書類において持分法を使用して計上することができる。すでにIFRSに適用し、個別財務書類において持分法適用へと変移しようとしている事業体は、かかる変移を遡及的に行わなくてはならない。IFRSを初めて適用し、かつその個別財務書類において持分法を適用しようとしている場合は、持分法適用日をIFRSへの移行と同日にしなくてはならない。本修正は2016年1月1日以降に開始する年度より施行され、早期適用が許可されている。本修正は当グループの連結財務書類に一切の影響を持たない。

**- IFRS第10号およびIAS第28号の修正「投資者とその関連会社または合併企業間の資産の売却または
抛出」**

本修正は、IFRS第10号とIAS第28号の関連会社または合併企業に売却もしくは抛出された子会社の支配の喪失に関する矛盾に対処するものである。本修正はIFRS第3号の通り、投資者とその関連会社または合併企業間の事業を構成する資産の売却または抛出から生じる損益は、完全に認識されるということを確認化する。しかしながら、事業を構成しない資産の売却または抛出から生じる損益に関しては、関連会社または合併企業への関連性のない投資家の利益のおよび範囲のみ認識される。これらの修正はあらかじめ適用されなくてはならず、2016年1月1日以降に開始する年度より施行され、早期適用が許可されている。本修正は当グループの連結財務書類に一切の影響を持たないと予想されている。

年次改善 2012年-2014年サイクル

下記の改善策は2016年1月1日以降に開始する年度より施行される。

- IFRS第5号「売却目的保有の非流動資産および廃止事業」

資産（または処分グループ）は通常持株主への売却または配当のどちらかによって処分される。今回の修正により、一つの処分方法から新たな処分方法へと移行する場合、かかる方法は新しい方法ではなく、従来の方法を継続しているとみなされることを明確化している。したがって、IFRS第5号においては、その要件の適用の中止はない。本修正はあらかじめ適用されなくてはならない。

- IFRS第7号「金融商品：開示」

(i) サービス契約

本修正は、手数料を含むサービス契約が金融資産として継続的関与の性質を有することを明確化する。企業は開示が必要かを、かかる手数料および取り決めの本質をIFRS第7号の継続的関与の規則にそって判断しなくてはならない。サービス契約が継続的関与の性質を有するか否かについてはの判断は、遡及的に行われなくてはならない。しかしながら、必要とされる開示は、企業がかかる修正を適用した年度以前に開始した期間については行わなくてよいものとされている。

(ii) 中間財務書類の要約におけるIFRS第7号の修正の適用

本修正は中間財務書類の要約に関しては、かかる開示が直近の年次報告書に記載の内容に重大な改訂を及ぼさない限り、開示の相殺要件は適用されないことを明確化している。本修正は遡及的に適用されなくてはならない。

- IAS第1号の修正「開示イニシアチブ」

IAS第1号「財務諸類の表示」に対する本修正は、既存のIAS第1号の要件を大幅に変更するのではなく、明確化するものである。本修正は以下を明確化する。

- IAS第1号の重要な要件
- 損益計算書および資本変動表における特定の項目は細分類されることがある。
- 財務書類の注記の順番に関しては、企業が柔軟に決定することができる。
- 持分法を使用して計上した、関連会社および合併企業の政府金融機関が保有する株式に関しては、単一の項目として、後に損益に再分類される項目と再分類されない項目の間に表示されなくてはならない。

さらに、本修正は財務状態および損益ならびに政府金融機関の項目に小計が追加された場合適用される要件を明確化している。本修正は2016年1月1日以降に開始する年度より施行され、早期適用が許可されている。本修正は当グループに一切の影響を持たないと予想されている。

- IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第28号の修正「投資企業：連結の例外の適用」

本修正は、IFRS第10号の下、投資企業の例外適用を行う際に生じた問題に対処するものである。IFRS第10号の修正は、その子会社すべてを公正価額で計上している投資企業の子会社である親会社に関しては、連結財務書類の開示の例外が適用されると明確化している。

さらに、IFRS第10号の修正は、投資企業にサービスを提供するのみで、その企業自体が投資企業ではない企業の子会社に関してのみ、連結とみなすことを明確化している。それ以外のすべての投資企業の子会社は公正価額で計上される。IAS第28号の修正により、投資家が持分法を適用する際に、投資企業の関連会社または合併企業によって計算されたその子会社の公正価額を維持することができる。

これら修正は遡及的に適用されなくてはならず、2016年1月1日以降に開始する年度より施行され、早期適用が許可されている。これらの修正は当グループに一切の影響を持たないと予想されている。

本財務書類の作成において、重大な影響を及ぼすすべての必須の会計原則および測定基準が適用されている。注記2において、連結財務書類中で用いられている主要な会計原則および測定基準の概要を記載している。本連結財務書類に含まれる情報については、当グループの親会社の総裁が責任を負う。

当グループの2016年の連結財務書類は、2017年3月27日付で当公庫の理事長により作成され、当公庫の理事会による承認を依然として待っている状態であるが、当グループの親会社は、重大な変更なく承認する見込みである。当該連結財務書類の単位は、別段の記載のない限り、千ユーロである。

1.3 情報および予測に対する責任

2016年12月31日に終了した年度の財務書類およびその注記に記載される情報の作成責任は当公庫の理事長にある。財務書類作成に備えて、IC0による以下に関する見積りが、かかる財務書類に含まれる特定の資産、負債、収益、支出および約定額の数値化に使われている。

- 一部資産の減損（注記2.7）
- 退職給付金に関する負債および約定額その他の従業員に対する長期約定額の保険数理上の計算基礎（注記2.10.2）
- 固定資産および無形資産の耐用年数（注記2.12および2.13）
- 偶発リスクから生じる将来の債務に関する損失（注記2.14）
- 一部の簿外資産の公正価額（注記2.2.3）
- 繰越税金資産の回収（注記15）

これらの見積りは、その対象について、2016年12月31日現在で入手可能な最良の情報に基づいているが、当該年度の損益計算書における見積りの変動の影響を認識するために、今後数年のうちに、将来の何らかの出来事により、予め見積りの（上方または下方の）大幅な修正がなされる可能性がある。

1.4 旧アルヘンタリアからの資産および負債の譲受

今は存在しない会社であるが、アルヘンタリア、カハ・ポスタルおよびバンコ・イポテカリオ・エセ・アーは、コルポラシオン・バンカリア・デ・エスパーニャ・エセ・アー、バンコ・エクステリオール・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BEX）、カハ・ポスタル・エセ・アーおよびバンコ・イポテカリオ・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BHE）の合併の結果、1998年9月30日付の合併証書で正式に設立された。その後、バンコ・デ・クレディト・アグリコラ・エセ・アー（BCA）はカハ・ポスタル・エセ・アーにより吸収され、バンコ・デ・クレディト・ロカル・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BCL）は前記の法人に所属し法人格を維持している。

1993年2月15日のACMの規定に従い、当公庫は、1992年12月31日、スペイン政府または当公庫が保証している経済政策業務から生じるBCL、BHE、BCAおよびBEXの資産および負債を取得した。この中には、とりわけリストラ（事業の再構築）および産業再編改革法に基づきリストラ中の企業に対する信用供与および保証、洪水の犠牲者に対する特別融資およびかかる金融機関が上場株式会社になる前に供与した貸付、ならびにその他の資産、権利および企業持分が含まれる。

1993年3月25日にもまた、関係銀行と移転した資産および負債に関する管理契約が調印された。同契約は、現行の銀行法に従う管理および正確な会計について定める。過去に生じた管理手数料は、2016年および2015年のそれぞれにおいて合計277千ユーロおよび408千ユーロであった。

以下は2016年および2015年12月31日現在の内容別による譲渡された資産および負債である。当該日現在、その管理はBBVA（上記すべての統合により設立された会社）により行われている。

(単位：千ユーロ)

BBVAにより管理される資産および負債の残高	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
信用機関	9	9
スペイン公的機関に対する貸付金	225	297
その他の居住者部門に対する貸付金	18	36
不良資産(*)	1,844	2,074
非流動資産	382	370
雑勘定	190	191
資産合計	2,668	2,977
雑勘定	220	225
当公庫との合同勘定	2,311	2,605
当期利益	137	147
負債合計	2,668	2,977

(*) 総額。金額は、引当金を100%計上している。

1.5 単体財務書類の表示

スペイン商法第42条に従い、当公庫は本連結財務書類と同日付で単体財務書類を作成した。

以下に、当グループが連結財務書類に適用したものと同一の会計原則および評価基準に従い作成された、2016年および2015年12月31日に終了した年度の当公庫の単体貸借対照表、単体損益計算書、単体資本変動表および単体キャッシュフロー計算書の概要を示す。

a) 2016年および2015年12月31日現在の単体貸借対照表

(単位：千ユーロ)

	2016年	2015年
現金および中央銀行等への預金	437,825	452,439
売買目的保有の金融資産	254,389	153,890
売却可能金融資産	1,800,530	1,990,899
貸付および受取債権	34,237,709	46,594,067
満期保有投資ポートフォリオ	10,504,208	10,810,652
デリバティブヘッジ	1,222,013	1,755,253
株式	44,446	44,446
有形資産	82,204	84,180
無形資産	9,079	8,978
税金資産	222,544	248,339
その他の資産	36,526	29,462
売却目的保有の非流動資産	-	-
資産合計	48,851,473	62,172,605
売買目的保有の金融負債	249,858	148,649
償却原価金融負債	42,396,682	56,050,982
デリバティブヘッジ	218,726	271,857
引当金	239,260	335,917
税金負債	66,837	40,416
その他の負債	6,503	4,761
負債合計	43,177,866	56,852,582
その他の累積包括損益	116,733	54,223
自己資本:	5,556,874	5,265,800
資本金または寄付金	4,312,585	4,311,855
準備金	928,945	911,568
当期損益	315,344	42,377
資本合計	5,673,607	5,320,023
資本および負債合計	48,851,473	62,172,605
偶発リスク	824,186	972,700
不確定約定額	2,748,003	3,562,167
備忘事項合計	3,572,189	4,534,867

b) 2016年および2015年12月31日に終了した年度の単体損益計算書

(単位：千ユーロ)

	2016年	2015年
利息および類似収益	899,753	1,458,170
利息および類似費用	(874,163)	(1,359,036)
利息収益純額	25,590	99,134
持分証券による収入	5,552	15,353
受取手数料	50,248	45,126
支払手数料	(12,898)	(8,436)
公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益(純額)	(152,151)	(56,790)
売買目的保有の金融資産による損益	10,551	(11,581)
為替差損益(純額)	2,839	1,532
その他の営業収益	1,468	1,619
その他の営業費用	-	-
営業利益純額	(68,801)	85,957
管理費	(33,437)	(34,327)
減価償却費	(5,251)	(4,908)
引当金経費または引当金の戻入	96,598	(5,266)
公正価額で評価しない金融資産の減損損失(純額)	458,002	17,651
非金融資産の減損損失(純額)	(141)	(107)
売却目的保有の非流動資産による損益	1,132	475
当期継続事業税引前利益	448,102	59,475
当期継続事業法人税	(132,758)	(17,098)
当期継続事業利益	315,344	42,377
廃止事業による損益(純額)	-	-
当期利益	315,344	73,777

c) 資本変動表 2016年および2015年12月31日に終了した年度の単体認識損益計算書

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
当期利益:	315,344	42,377
その他の認識損益:	62,510	67,369
売却可能金融資産	(876)	(6,032)
資本変動表における公正価額で評価した金融負債	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ	90,176	102,273
外国事業への純投資ヘッジ	-	-
為替差額	-	-
売却目的保有の非流動資産	-	-
法人税	(26,790)	(28,872)
当期認識損益合計	377,854	109,746

[前へ](#)

[次へ](#)

d) 2016年および2015年12月31日に終了した年度の単体資本変動表

(単位：千ユーロ)

株主資本

	資本金/ 寄付金	資本 剰余金	準備金	その他の 持分証券	自己株式 控除	当期利益	配当金 および 分配金控除	自己資本 合計	その他の 累積包括 損益	資本純額 合計
2016年12月31日現在										
2015年12月31日付期末残高	4,311,855	-	911,568	-	-	42,377	-	5,265,800	54,223	5,320,023
認識損益合計	-	-	-	-	-	315,344	-	315,344	62,510	377,854
その他の純資本増減：										
資本金/寄付金の増加におけるその 他の変動	730	-	-	-	-	-	-	730	-	730
資本間移転	-	-	17,377	-	-	(42,377)	25,000	-	-	-
その他の純資本増減	-	-	-	-	-	-	(25,000)	(25,000)	-	(25,000)
その他の純資本増減合計	730	-	17,377	-	-	(42,377)	-	(24,270)	-	(24,270)
2016年12月31日付期末残高	4,312,585	-	928,945	-	-	315,344	-	5,556,874	116,733	5,673,607

(単位：千ユーロ)

株主資本

	資本金/ 寄付金	資本 剰余金	準備金	その他の 持分証券	自己株式 控除	当期利益	配当金 および 分配金控除	自己資本 合計	その他の 累積包括 損益	資本純額 合計
2015年12月31日現在										
2014年12月31日付期末残高	3,960,893	-	874,679	-	-	73,777	-	4,909,349	(13,146)	4,896,203
認識損益合計	-	-	-	-	-	42,377	-	42,377	67,369	109,746
その他の純資本増減：										
資本金/寄付金の増加におけるその 他の変動	350,962	-	-	-	-	-	-	350,962	-	350,962
資本間移転	-	-	36,889	-	-	(73,777)	36,888	-	-	-
その他の純資本増減	-	-	-	-	-	-	(36,888)	(36,888)	-	(36,888)
その他の純資本増減合計	350,962	-	36,889	-	-	(73,777)	-	314,074	-	314,074
2015年12月31日付期末残高	4,311,855	-	911,568	-	-	42,377	-	5,265,800	54,223	5,320,023

[前へ](#) [次へ](#)

e) 2016年および2015年12月31日に終了した年度の単体キャッシュフロー計算書

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
営業活動からのキャッシュフロー純額	(293,429)	(3,450,291)
当期利益	315,344	42,377
営業活動からのキャッシュフローの調整	(421,011)	(5,258)
営業資産純増減額	12,983,036	18,705,790
営業負債純増減額	(13,223,015)	(22,229,144)
法人税の回収および支払	52,217	35,944
投資活動からのキャッシュフロー純額	303,085	3,211,384
支払	(8,642,172)	(17,596,029)
回収	8,945,257	20,807,413
財務活動からのキャッシュフロー純額	(24,270)	314,074
為替レート変動影響額	-	-
現金および現金同等物の純増減額	(14,614)	75,167
現金および現金同等物の期首残高	452,439	377,272
現金および現金同等物の期末残高	437,825	452,439

1.6 環境影響および温室効果ガス排出権

当グループの国際取引は、環境保護に関する法律に従っている。当公庫は、当グループがこれらの法律に実質的に準拠しており、その準拠を確保および奨励するよう設計された手続を維持していると考えている。

当公庫は、当グループが適切な環境保護・改善措置を実施し、環境影響を可能な限り最小化する措置を行い、これについての規則を遵守していると考えている。2016年および2015年、当グループは重大な環境投資を実施しておらず、環境リスクおよび費用のための引当金を計上する必要はないと考えている。また、当公庫は、環境保護・改善に関連する重大な偶発事象が存在するとは考えていない。さらに、IC0は温室効果ガス排出権を有していない。

1.7 最低資本

1.7.1 最低自己資本比率

スペイン中央銀行は2008年5月22日付で、最低自己資本の識別および管理に関して、2008年通達第3号を發布した。前記通達は、投資比率、自己資本および情報についての金融仲介機関の義務、ならびに他の金融システムに関する2007年11月16日法律第36号（1985年5月25日法律第13号を改正）により發布された自己資本および連結ベースでの金融機関の監督に関する法制度等（金融機関自己資本に関する2008年2月15日勅令第216号を含む。）について、金融機関業界における最終的な展開を示している。前記通達はまた、スペインの金融機関の法制度に、金融機関の事業に関する欧州議会および理事会による2006年6月14日の2006年EC規則第48号（改正後）、ならびに投資サービス会社および金融機関の適正資本量に関する欧州議会および理事会規則による2006年6月14日の2006年EC規則第49号（改正後）を適合させる過程を、完了させるものでもあった。かかる二つの規則は、バーゼル銀行監督委員会により採択された同様の規制（バーゼルとして知られている。）を受けて、金融機関および金融機関の連結グループが満たすべき最低資本要件について大幅に改正された。

従前の銀行業の健全性規制に関する立法機関（1985年5月25日法律第13号および2008年スペイン中央銀行通達第3号）に替わり、2014年1月1日より、金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号が施行された。これまで欧州連合は、その法制度として2010年12月付のバーゼルに移行しており、2012年EU規則第648号を修正する金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する欧州議会および理事会による2013年6月26日の2013年EU規則第575号、ならびに2002年EC規則第87号を修正する金融機関の活動ならびに金融機関および投資サービス会社の健全性監督に関する欧州議会および理事会による2013年6月26日の2013年EU規則第36号を採用し、また欧州連合の監督および金融機関の支払能力の基準にスペインの法律を適合させるための緊急措置として、11月29日の2013年勅令法第14号に当公庫のシステムを置き換えることで、2006年EC規則第48号および2006年EC規則第49号を廃止した。

2014年6月26日法律第10号の主な目的は、2013年6月26日EU規制第575号（CRR）の規定を直接的に組み込み、正式に2013年6月26日EU規則第36号（CRD）に移行することで、国際舞台および欧州連合に課せられている規制変更をスペインの法律に適合させることである。監督体制、資本要件および罰則等の側面が大々的に修正されてきたことにより、金融機関に適用される規則に関し、当該コミュニティ規制は、実質的に変更されてきた。

CRRおよびCRDは、欧州連合における資本要件を規制し、以下に記載するバーゼルの資本規制の枠組みまたは協定に定められた提案を含む。

- 加盟国に直接適用されるCRRは、金融機関の健全性要件を含み、とりわけ以下の事項を扱っている。
 - ハイブリッド商品が満たさなければならない要件を設定し、少数株主持分の適格性を制限する、適格自己資本の要素の定義。
 - 各資本区分における調整項目および控除項目の定義。この点において、規則はバーゼルに新たな控除項目（繰延税金資産、年金基金）を組み入れ、既存の控除項目の変更を導入する。一方で、規則はその完全な実施までに、5年から10年の段階的な予定を設定している。
 - 自己資本の三つの水準（普通株式等Tier 1比率4.5%、Tier 1比率6%および最低資本合計比率8%）を定める最低要件の設定（第一の柱）。
 - 金融機関がレバレッジ比率（Tier 1をリスクに対して未調整の総エクスポージャーで除した値として定義される。）を算定するための要件。開示要件は、2015年以降に適用される。レバレッジ比率は、委員会が最終的な定義および水準調整を決定する2017年までの試行期間中にテストされる。

- 加盟国が、それぞれの基準に従って、国内法令に組み込まなければならないICRDの意図および目的は、金融機関および投資会社の活動の透明性ならびにその統治および監督の枠組みについて国内法令を調整することである。CRDは、とりわけ、CRRで設定された資本要件に加えて、2019年までに段階的に導入される資本要件を含んでいる。以下に従わないことは、利益の任意分配に対する制限を伴う。
 - バーゼル の規制の枠組みを拡大する、金融規則の景気循環増幅効果を軽減するための資本保全バッファおよび反循環的な資本バッファ。すべての金融機関は、普通株式等Tier 1 に上乗せする2.5%の資本保全バッファおよび普通株式等Tier 1 に上乗せする、機関特有の反循環的な資本バッファを維持しなければならない。
 - グローバルなシステム上重要な機関およびその他のシステム上重要な機関が、システミックリスクまたはマクロ健全性リスク（すなわち、特定の加盟国における金融システムおよび実体経済に深刻な悪影響を与えうる、金融システムの混乱リスク）を軽減するためのシステミックリスクバッファ。
 - さらに、CRDは、監督責任の範囲内で、所轄官庁が、CRRに記載の最低要件（第二の柱）を上回る自己資本額の維持を金融機関に要求することが可能であると規定している。

金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号の追加条項第8条によると、規則により規定されていない限り、スペイン開発金融公庫は、当該法律のタイトル（金融機関の支払能力）、タイトル（監督）およびタイトル（法的罰則）ならびに情報の守秘義務に関する規定を適用する。

2015年から、スペイン中央銀行の2016年通達第2号に従い、この基準において設定された資本バッファが適用される。この意味において、今年度の銀行監督者によって設定された特定の反循環的な資本バッファの金額に左右されず、IC0は資本保全バッファ（2.5%）に準拠する。IC0は、グローバルなシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EISM」）ではなく、またシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EIS」）としてみなされることもない。

2016年および2015年12月31日現在のIC0グループの算出可能な資本は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
普通株式等Tier 1 (*)	5,204,344	5,184,303
- 資本金	4,312,585	4,311,855
- 準備金および調整項目 (**)	891,759	872,448
Tier 2	20,836	118,513
- その他の準備金 (**)	-	-
- 一般支払不能リスク補填	20,836	118,513
算出可能資本合計	5,225,180	5,302,816
最低資本合計 (***)	1,419,740	1,289,988

(*) 当グループは追加の普通株式等Tier 1を有していない。

(**) 当グループの算出可能資本の計算に用いる合計準備金は、資本の計算において、無形資産の修正および準備金の修正が行われているため、連結貸借対照表の額とは異なる。

(***) 2013年EU規則第575号に従い、リスク加重資産 (RWA) を8%として計算している。

2016年および2015年12月31日現在の当グループの最低資本の最重要データは、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
Tier 1	5,204,344	5,184,303
リスク加重資産	17,746,746	16,124,853
Tier 1 比率 (%)	29.33	32.15
算出可能資本合計	5,225,180	5,302,816
算出可能資本合計比率 (%)	29.44	32.89
最低算出可能資本比率 (%) (*)	10.5	10.5

(*) IC0の最低算出可能資本比率は、資本バッファを考慮すると、10.5%である。

2016年および2015年12月31日現在、当グループの算出可能資本は、必要に応じて、連結ベースでは、適用ある規則により規定されている最低要件をそれぞれ3,805,440千ユーロおよび4,012,828千ユーロ上回っている。

1.7.2 最低支払準備率

当公庫は最低支払準備率を満たすために、ユーロ圏の国の中央銀行に預けられている資金の最低レベルを維持しなくてはならない。2016年12月31日現在、このレベルは算出可能な負債の2%であった。2011年11月24日に2011年EU規則第1358号が発効し、追加的な算出可能な負債（2年超の通知期間を条件として引出可能な2年超の定期預金、現先取引による販売および2年超の満期を持つ株式以外の証券）について1%が要求される。この修正は2012年1月18日に開始した積立期間の後に適用された。

2016年および2015年12月現在、ならびに2016年および2015年中、当グループは適用あるスペインの規制に基づく最低比率を遵守した。

1.7.3 資本管理

当グループは、支払能力に関し適用される法制度（2013年EU規則第575号）に規制される算出可能なTier 1およびTier 2の管理を目的として、資本を検討している。

この意味において、常に10.5%を超える支払能力比率を維持するための資本管理システムに、資本要件規制は直接的に盛り込まれている。この目標は、適切な資本計画によって達成されている。

1.8 後発事象

上記2006年法律第42号で修正された租税、行政および社会保障措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項に従い、旧金融公庫と当公庫が付与した一定の与信および保証枠に基づき中央政府がICOから借入れた債務の返済によって回収される金額は、当公庫の資本の一部を構成する。2016年の見積総額は500千ユーロであり、2017年に計上される。

過年度と異なり、2017年度一般国家予算法第 章では、当公庫の資本に対する新たな拠出は想定されていない。

2017年、スペイン開発金融公庫は、国家財務当局の地位において政府の命令を受け、事業および個人に対する新たな信用枠を打ち出した。当方針の目的は、スペインの信用制度に更なる流動化をもたらす、組織的目標の枠組み内における他の需要に取り組むことである。承認を得た主な信用枠は、以下の通りである。

- Línea ICO Empresas y Emprendedores 2017 : このICOの信用枠は、国内で投資を行い、かつ流動性ニーズを満たす必要のある自営業者および企業に対して融資を行う。個人および家主団体も、住宅の修復のためにこの信用枠を利用することができる。
- Línea ICO Garantía SGR/SAECA 2017 : このICOの信用枠は、相互保証会社（スペイン語表記の頭文字をとって「SGR」）または国有企業であるCaución Agraria（スペイン語表記の頭文字をとって「SAECA」）の範囲内で、スペインにおける資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。
- Línea ICO Crédito Comercial 2017 : このICOの信用枠は、スペイン国内の営利事業による前払い金を通じて流動性を得ようとする自営業者およびスペイン企業またはスペインにおいて設立された多国籍企業に対して融資を行う。
- Línea ICO Internacional 2017 : このICOの信用枠は、外国で生産的な投資を行っており、かつ／または流動性ニーズを満たす必要のある、スペインの資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。
- Línea ICO Exportadores 2017 : このICOの信用枠は、流動性を必要とする自営業者およびスペイン企業に対して融資を行い、輸出活動による前払い金を通じて彼らを支援する。

これらの信用枠の合計額は、6,590百万ユーロに達する。2017年1月中、ICOおよびこれらの信用枠の申請書を提出した金融機関は、契約を作成および書名した。

当該期末（2016年12月31日）から財務書類承認日（2017年3月27日）までの間、前述以外に重要な事実は発生していない。

1.9 セグメント別情報

当グループの主な活動は、信用枠および直接貸付を付与することである。したがって、該当する法律に従い、当グループの事業についてセグメント別の情報は不要とみなされる。

また、当グループはスペイン領域内外で活動を行っており、すべての事業はスペインの利益に寄与するものであると認められている。

1.10 「ICOダイレクト」貸付業務

2010年6月、ICOは「ICOダイレクト」として、機械、家具、IT製品および建物に新たに投資するため、自営業の個人、中小企業、およびスペインの非営利団体（1年を超えて活動している団体）に対して融資を行うことを目的とした新しい事業セグメントを開始した。この事業セグメントは、金融機関の仲介を通して行われるICOの通常の貸付業務を補っており、中小企業および自営業の個人向けの金融手段を広めるよう務めている。ICOダイレクトは、2011年および2012年に更新され、2012年6月に終了した。

ICOダイレクトにおける取引は、バンク・サンタンデル（BS）およびバンク・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア（BBVA）によって公的に処理および管理されていた。これらの金融機関はこの目的においてICOに対し競争入札をしている。

ICOダイレクトの2016年および2015年12月31日現在の経営事業体毎の資産および負債の性質別の内訳は以下の通りである。

ICOダイレクトによる資産および負債	(単位：千ユーロ)			
	2016年		2015年	
	BBVA	BS	BBVA	BS
その他の居住者部門に対する貸付金	13,928	18,224	24,617	33,048

不良資産	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
資産合計	13,928	18,224	24,617	33,048
雑勘定	-	-	-	-
当公庫との合同勘定	12,902	15,135	23,052	30,871
当期利益	1,026	3,089	1,565	2,177
負債合計	13,928	18,224	24,617	33,048

1.11 2011年のIC0の地方自治体向け貸付業務

2011年IC0地方自治体向け融資は、スペイン国会により2011年7月に承認された公会計および社会的保護の安定性を高めるための勅令法の結果として開始された。その目的は、低迷する経済を踏まえ、地方自治体に提供する備品、労働およびサービスに係る徴収権を決済する主要な問題に苦しむ多くの自営専門職および小企業の問題を緩和することであった。

この信用枠は、2011年4月30日まで未払いの請求書を決済するための流動性を地方自治体に提供することを目的としていた。主として、証明書および書類の経過年数に基づき自営業の個人および中小企業に対する債務の返済を支援することを目的としていた。

IC0地方自治体向け融資は、2011年7月から2011年11月まで実施されていた。同期間中、当該融資により、スペイン全域にわたる1,029の地方、地域および島域間町議会が、38,338の自営業の個人および中小企業により2011年中に提供された備品、労働およびサービスに対する未払請求書222,975件（総額967百万ユーロ）を支払うことができた。

2011年IC0地方自治体向け融資業務の形式化および運営は、当プロジェクトに追加されたいくつかのEECCを通じて実行されている。

2011年IC0地方自治体向け融資に関連する2016年12月31日および2015年12月31日現在の経営事業体毎の資産および負債の性質別の内訳は下記の通りである。

2011年IC0のEELL向け融資資産および負債貸借対照表	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
スペイン行政に対する貸付金	-	10,908
不良資産	6,800	7,391
その他	-	-
資産合計	6,800	18,299
当公庫との合同勘定	6,800	18,191
当期利益	-	108
負債合計	6,800	18,299

EELLの借入に関し、この信用枠は、国家収益の割当（スペイン語表記の頭文字をとって「PTE」）により、当公庫へ保証されている。PTEの下、開始から2016年12月31日までにおける当該信用枠の残高の減少は、58.2百万ユーロ（2015年12月31日現在で55.74百万ユーロ）である。2016年12月31日までの間に、1,029の事業体のうち、合計で409の事業体がPTEを頼らなければならなくなった。2016年12月31日現在、依然として41のEELLにPTEの削減を要求しており、その残高は6.8百万ユーロであった。

注記2 適用される会計原則、方針および評価基準

当グループの2016年12月31日および2015年12月31日に終了した年度の連結財務書類の作成において用いられた会計原則、方針および評価基準は、以下の通りである。

a) 継続企業の原則

財務書類を作成するにあたり、当公庫の経営は当面継続していくと判断された。したがって、会計基準の適用は、清算の場合における、全部もしくは一部の譲渡を目的とする純資産価値を算定するためのものではない。

b) 発生主義原則

キャッシュフロー計算書に関連するものを除き、財務書類は、支払日または回収日にかかわらず、実際の物品およびサービスの発生に基づいて作成されている。

c) その他一般的な原則

財務書類は、取得原価法に基づき作成されているが、土地および建物（2004年1月1日までのものに限る。）（注記14を参照のこと。）、売却可能金融資産ならびに金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）の公正価額でなされた再評価により修正されている。

2.1 株式

2.1.1 子会社

「子会社」とは、当公庫が支配権を有する企業である。企業が投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する場合、かつ投資先に対する支配権を通じて、投資先の利益に影響を及ぼす資格を有する場合に、企業は投資先を支配していると解釈される。

子会社としてみなされるためには、以下を必要とする。

- 支配権：投資家は、関連活動（すなわち、投資先の利益に大きな影響を及ぼす活動）の管理を可能にする既存の権利を有する場合に、投資先に対する支配権を有する。
- 利益：投資家は、投資先との関与による利益が、投資先の実績によって変動する可能性がある場合に、投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する。投資家の利益は、プラスのみ、マイナスのみ、またはプラスとマイナスの両方になることがある。
- 支配権と利益のつながり：投資家は、投資先に対する支配権ならびに投資先との関与による変動利益に対するエクスポージャーおよび権利を有するだけでなく、投資先との関与による投資家の利益に影響を及ぼす支配権を行使する資格を有する場合に、投資先を支配する。

子会社の財務書類は、現行の規則に定める完全連結法を用いて当公庫の財務書類と連結される。したがって、完全連結企業間の取引から生じる重大な残高は、連結に際して除外されている。当公庫は、当グループの99%の議決権を有する、当グループの親会社としてみなされている。

さらに、第三者の持分は、以下の通りとする。

- ・当グループの資本においては、連結貸借対照表の「少数株主持分」に記載され、2016年および2015年12月31日現在の残高はない。
- ・当期連結損益においては、連結損益計算書の「少数株主持分に帰属する剰余金」に記載され、2016年および2015年12月31日現在の残高はない。

当該年度中に当グループが取得した子会社から生じる損益は、取得日から期末までの期間の金額のみを考慮して連結する。

別紙 には、これらの企業に関する情報を記載する。これらの企業の会計年度末は、すべて12月31日である。

2.1.2 関連企業

関連企業とは、当公庫とともに単一的意思決定機関を構成せず、また共同支配に服しないが、当公庫が重大な影響力を及ぼす企業をいう。通常重大な影響力とは、議決権の20%以上の直接的または間接的な持分を表す。

「関連企業」の株式は財務書類において貸借対照表の「子会社、合併企業および関連企業への投資」に減損調整後の取得原価で評価される。

関連企業とグループ企業間の取引の損益は、当グループの関連企業における持分を示す割合から除外される。上記の除外の後、関連企業による当該年度の損益により、連結財務書類の該当する株式は増減する。当該損益は、連結損益計算書の「持分法適用会社の損益」に計上される（注記27を参照のこと。）。

取得日後の関連企業の評価調整額は株式の増減として計上される。これらの変動は連結資本変動表の「その他の累積包括損益」に計上される。

別紙 には、これらの企業に関する情報を記載する。

2.2 金融商品

2.2.1 金融商品の当初の認識

金融商品は当初、当グループが該当する契約の当事者となった際に当該契約の条件に従い貸借対照表において認識される。特に、貸付および現金預金等の債務証書は、現金を受領する権利または支払う義務が発生する日現在でそれぞれ認識される。一般に金融デリバティブは契約日に計上される。

従来の契約を通じて行われる金融資産の売買は、すべての所有権に内在する利益、リスク、権利および義務が取得者に移転した日に計上される。当事者の相互義務に基づくこれらの契約は、規制または市場慣行により設定された期間内に履行されなければならない。株式市場取引または通貨先物取引等のように差額で決済することができない。購入または売却した金融資産の種類に応じて、契約日、決済日または引渡日となる。特に、外国為替現金取引市場で行われた取引は、決済日に認識され、スペインの証券市場で取引される持分証券を用いて実施される取引は、契約日に計上され、スペインの証券市場で取引される債務証書を用いて行われる取引は、決済日に計上される。

2.2.2 金融商品の譲渡および処分

金融商品の譲渡は、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益を移転させる方法を考慮して記録される。それは、以下の基準に基づいて行われる。

- リスクおよび権利が実質的に第三者に移転された場合、譲渡金融商品は、その譲渡により留保または発生した権利または義務すべてを認識した上で、貸借対照表上から除外される。なお、この譲渡に含まれるのは、無条件的売却、取得日における公正価額での売却および買戻、購入選択権もしくは深刻な資産危機状態での売却権が伴う金融資産の売却、譲与者が劣後融資を留保しない資産の証券化、または新たな保有者に対する信用補完等である。
- 譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が留保された場合、譲渡金融商品は貸借対照表上から除外されず、移転前と同様の基準に従って測定される。なおこの留保に含まれるのは、現先取引がされた金融資産の固定価格または利息付の売却額での売却、借方が同様または同等の価値の資産の返済を求められるローン契約等である。しかし、受領対価と同額に係る金融負債は認識される。その後、償却原価で評価され、認識はされないが、譲渡金融資産の収入および新たな金融負債額になる。
- 売買された購入選択権付き金融資産の売却（内部貨幣または外部貨幣での売却ではない。）、譲与者が譲渡資産の株式に対する劣後融資または信用補完をすることを想定する証券化等、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が、実質的に移転または留保されない場合には、以下の通り区別される。
 - 企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保しない場合、貸借対照表上から除外され、その移転により留保または発生した権利または義務は、すべて認識される。
 - 企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保する場合、起こりうる価値変動と同額のエクスポージャーが貸借対照表上で認識され続け、受領対価と同額の金融負債が認識される。損益を通じて公正価額で評価した金融負債として分類されるための条件を満たさない限り、かかる負債は、後に償却原価で評価される。この金融負債額を計算するため、金融資産が移転された企業に対する融資を構成する金融商品（資産担保証券および貸付金等）の価格は控除される。その控除額は、かかる金融商品が、とりわけ譲渡資産を融資する際の価格とまったく同額である。譲渡資産とそれに係る負債との間の純額に関して、譲渡資産が償却原価にて評価された場合は、留保された権利および義務の減価償却額になる。また、譲渡資産が公正価額で評価された場合は、留保された権利および義務の公正価額になる。

以上の通り、金融資産が貸借対照表上から除外されるのは、発生したキャッシュフローが消滅した場合または内在的なリスクおよび利益が第三者に移転した場合である。

同様に、金融負債が貸借対照表上から除外されるのは、発生した義務が消滅した場合またはこの金融負債が取消もしくは交換の意図を持って購入された場合である。

2.2.3 金融商品の公正価額および償却原価

金融資産

金融商品のある日の公正価額は、適切な知識を有する当事者間の公正な取引において、当該日に取得または売却されると見込まれる金額である。金融商品の公正価額として参照できる、最も客観的で一般的な価格は、組織的で透明性が高く信用できる市場で支払われるであろう金額（「見積価格」または「市場価格」）である。

特定の金融商品に市場価格がない場合、その公正価額は、類似の金融商品の最近の取引に基づき見積もられる。それができない場合には、評価される金融商品の特性、特に金融商品に関連する様々な種類のリスクを考慮して、国際的な会計協会が承認した評価手法を用いる。

とりわけ、組織的で透明性が高く信用できる市場で取引されている売買目的保有のデリバティブ金融商品の公正価額は、日々の市場価格と同じである。例外的な場合において、いずれかの日に価格を設定することができない場合には、組織的な市場で取引されていないデリバティブに適用されるものと同様の手法を用いて測定される。

組織的な市場で取引されていないデリバティブまたは規模が小さいもしくは透明性に欠ける組織的な市場で取引されているデリバティブの公正価額は、金融市場で認められる評価手法（「純現在価値」（NPV）、オプション価格決定モデル等）を用いて当該商品から発生する将来のキャッシュフローの合計を測定日で割り引いたもの（「現在価値」または「理論値」）と同額である。

償却原価は、金融資産または負債の取得原価を元利金の返済、また該当する場合には、金融商品の当初価格と返済価額の差異の一部（実効利率法を用いて損益計算書で認識される。）について（上方または下方に）調整した額である。金融資産の償却原価には、発生したであろう減損調整も含まれる。

実効利率は、金融商品の当初価格を残存期間中に見積キャッシュフローの全額と一致させる割引利率である。固定利付金融商品の場合、実効利率は、取得に際して決定した約定利率であり、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号の条項に従い実効利率の計算に含まなければならない手数料および取引費用の調整がなされている。変動利付金融商品の実効利率は、固定利付金融商品と同様に見積もられ、契約に定める各金利見直し日に商品の将来のキャッシュフローの変動を考慮して再計算される。

公正価額の客観的な評価が不可能なその他の企業の株式および金融デリバティブ（裏付資産のような商品を保有し、交付により決済されるもの。）は、それが適切とされれば、発生した減損損失のため、価格調整される。

金融資産価格の変動は、通常、損益計算書内の対応項目とともに計上される。それは、「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」の項目で、純額で計上され、「利息および類似収益」で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、その他に起因するものとを差異化する。

しかし、為替差額から生起しない限り、「売却可能金融資産」のポートフォリオに含まれる商品価値の変動は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」の項目に計上される。損益計算書で償却された際、貸借対照表資産内の該当箇所から除外されるまでは、「評価調整額」の項目に記載される金額は、資本純額の一部として残る。

また、「売却目的保有の非流動資産」の項目に計上されるものの価格変動は、連結資本純額の調整として「その他の累積包括損益」に計上される。

本財務書類における金融商品の公正価額での評価は、以下の公正価額レベルを用いて分類される。

- ） レベル ：活発な市場における同一の商品の市場価格（調整前）により得られた適正な額
- ） レベル ：活発な市場において類似の金融商品に用いられる評価手法、最近の取引において値付けされた価額もしくは予測キャッシュフロー、またはすべての重要な投入資本が直接的にまたは間接的に観察可能である市場データに基づくその他の評価手法により得られた公正価額
- ） レベル ：いくつかの重要な投入資本が、観察可能な市場データに基づいていない評価手法により得られた公正価額

ヘッジ対象およびヘッジ会計として指定された金融資産に関しては、その評価差額は以下の基準を考慮して計上される。

- 公正価額ヘッジに関して、ヘッジ・リスクの種類と関連して補填されたものおよび補填対象の中で生じた差異は、損益計算書で直接認識される。
- キャッシュフロー・ヘッジおよび純外国投資の非効率に関する評価差額は、損益計算書に直接計上される。
- キャッシュフロー・ヘッジに関して、補填対象の実効補填において生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」の項目に計上される。
- 純外国投資カバレッジに関して、補填対象の実効補填において生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」の項目に計上される。

最後の二つの事例に関しては、ヘッジ対象の損益が損益計算書に計上されるまで、またはヘッジ対象の満期日まで、最終的に評価差額は認識されない。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクの公正価額ヘッジに関して、ヘッジ商品を査定する際に生じた損益は、損益計算書で直接認識される。その一方で、ヘッジ対象リスクに関しては、公正価額の変動を補填する金額の損益は、マクロカバレッジによる金融資産の調整として「その他の累積包括損益」に計上される。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクのキャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ商品の価値変動の有効な部分は、予定された取引がなされるまでは、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」に計上され、その後、損益計算書に計上される。ヘッジ・デリバティブの価値変動の非有効部分は、損益計算書に直接計上される。

金融負債

前述の金融資産に関して定義されているように、金融負債は以下の場合を除いて、償却原価で計上される。

- 前述の金融資産に関して定義されているように、「売買目的保有の金融負債」、「損益を通じて公正価額で評価した金融負債」および「資本変動表における公正価額で評価した金融負債」の項目に含まれる金融負債は、公正価額で評価される。公正価額ヘッジ取引により補填される金融負債については、ヘッジ取引で補填されるヘッジ対象リスクに関連するこれら公正価額の変動が計上され、調整される。
- 裏付資産が持分証券であり、公正価額を十分な客観性をもって決定できず、当契約書の交付によって決済される金融デリバティブは、原価で評価される。

金融負債額の変動は、通常、損益計算書上で相殺されて計上される。これは、「利息および類似収益」の項目で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、他の要因（連結損益計算書の「公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益」の項目で、純額で計上されるもの。）に起因するものを差異化する。

しかし、「資本変動表における公正価額で評価した金融負債」の項目に含まれるものは、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」に計上される。損益計算書上で計上された際に、負債が貸借対照表の該当箇所から除外されるまでは、前述の金額は資本純額の一部として残る。

ヘッジ対象およびヘッジ会計差額として指定された金融負債は、前記注記に記載された金融資産に関する、上記の基準を考慮した上で計上される。

2.2.4 金融資産および金融負債の区分および測定

金融商品は当グループの貸借対照表で以下の区分に分類される。

- 中央銀行および信用機関に対する預金とは、現金残高ならびにスペイン中央銀行、その他の中央銀行およびその他の信用機関が保有する残高である。
- 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債は、取引ポートフォリオに分類される金融商品ならびに損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債により構成される。
 - ・取引ポートフォリオに含まれる金融資産とは、短期間で現金化するために取得したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定される金融商品のポートフォリオの一部を構成するものである。また、当該ポートフォリオでは、ヘッジ商品として指定されていない

デリバティブ金融商品は、適用ある会計規則に従いハイブリッド金融商品から分離される商品を含むものとする。

- ・金融負債とは、取引ポートフォリオに含まれる、近い将来に買い戻すために発行したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定され、もしくは共同で運用される金融商品のポートフォリオの一部を構成し、選択性でない現先取引に基づき取得した資産の売却から生じる証券のショート・ポジションおよび証券の貸付ならびにヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品（ハイブリッド金融商品から分離される商品を含む。）をいう。金融負債は資産取引に融資するために用いられるという事実自体は、この区分には含まれない。
- ・損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債とは、以下のものをいう。
 - ハイブリッド金融資産とみなされ、公正価額で評価される取引ポートフォリオに含まれない金融資産。「公正価額で評価される保険契約」に基づく負債または公正価額の変動へのエクスポージャーを軽減する目的および効果を持つ金融デリバティブとともに運用されるもの。あるいは、金利リスクへの全体的なエクスポージャーを軽減する金融負債およびデリバティブとともに運用されるもの。
 - 企業による当初の認識でみなされた金融負債、または、一度みなされたものに関して、以下の理由により、さらなる関連情報が得られるもの。
 - ・当該情報により、資産もしくは負債の評価、または損益の認識において生じる認識または評価の不一致は、別の基準によって解消または大きく軽減される。
 - ・金融負債または金融資産および金融負債グループは管理され、その成績はリスク管理または投資情報戦略の下、公正価額に基づいて評価される。文書化されたグループの情報は、公正価額に基づいて、管理局長に対して提出される。
- 満期保有投資ポートフォリオには、当グループが十分な財務能力をもって、当初および保有を意図した日から最終満期日まで保有すると分類した固定満期の、キャッシュフローが特定され、または特定できる負債性証券で構成される。

本科目に含まれる負債性証券は当初公正価額で計上され、直接金融資産の取得に帰属する取引費用について調整され、適用ある会計規則において定義される実効利率法を用いて連結損益計算書で認識される。これらは実効利率に基づき計算する償却原価で計上される。
- 貸付および受取債権には簿外負債性証券、連結企業が行う通常の信用供与および貸付活動から生じる第三者への融資ならびに資産の買主およびサービス利用者が被る負債が含まれる。本科目には、グループ企業が貸主となるファイナンスリース取引も含む。

本科目に含まれる金融資産は当初公正価額で計上され、直接金融資産の取得に帰属する手数料および取引費用について調整され、適用ある会計規則に基づく実効利率法を用いて連結損益計算書で認識しなければならない。取得後、取得された資産は償却原価で計上される。

割引で取得された資産は、支払った価格で計上され、返済額と当該支払価格との差額は、満期までの期間に実効利率法を適用し、金融収益として認識される。

一般に、当公庫は貸付および信用供与を最終満期日まで保有する予定であるため、貸借対照表において償却原価で計上されている。

本科目に含まれる資産の未収利息は、実効利率法を用いて計算され、連結損益計算書の「利息および類似収益」において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。これらの証券の減損損失は、注記2.7に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる負債性証券は、注記2.3に記載の通り計上される。

- 売却可能金融資産は、信用供与、貸付および割引のように満期保有投資には分類されない負債性証券、または損益計算書を通じた公正価額での評価、および当グループに関連する子会社、合併企業または関連企業以外のグループ企業に保有される持分証券であり、損益計算書を通じて公正価額で評価されるものに分類されないものを含む。

本科目に含まれる金融商品は当初公正価額で測定され、満期まで直接金融資産の取得に帰属する取引費用について調整され、実効利率法を用いて連結損益計算書で認識される。ただし、金融資産の満期が固定していない場合には、減損が生じた時点で連結損益計算書に計上されるか、または連結貸借対照表で損金処理される。取得の後、本科目に含まれる金融資産は、公正価額で評価される。

上記にかかわらず、十分に客観的な方法で公正価額を決定することができない持分証券は、注記2.7に記載の通り計算された減損を控除して、財務書類に原価で計上される。

対応するものとして、未払いの利息または配当金に関連する売却可能金融資産の公正価額の変動は、連結損益計算書の「利息および類似収益」（実効利率法を用いて計算する。）および「配当金収益」にそれぞれ計上される。これらの商品の減損損失は注記2.7に記載の通り計上される。ユーロ以外の外国通貨建ての金融資産に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジでカバーされる金融資産の公正価額の変動は、注記2.3に記載の通り計上される。

対応するものとして、売却可能金融資産の取得日から金融資産が償却されるまでの間の公正価額の変動は、残高が連結損益計算書の「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益 - 売却可能金融資産」に計上される際に、売却可能金融資産を測定する際の調整として、当グループの資本の部の「その他の累積包括損益」に計上される。

- 償却原価金融負債は、上記の科目には含まれない金融負債に関連する金融商品で構成される。

本科目に含まれる金融負債は、当初公正価額で評価され、直接金融負債の発行に帰属する取引費用について調整され、実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後金融負債は、実効利率法を適用して計算される償却原価で測定される。

実効利率法を用いて計算されるこれらの資産について発生する利息は、連結損益計算書の「利息および類似収益」において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる金融負債は、注記2.3に記載の通り計上される。

上記にかかわらず、売却可能非流動資産に分類されるべき金融商品は、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号規則第34条に基づき注記2.16に記載の通り連結財務書類に計上される。

金融商品ポートフォリオ間での再分類は、もっぱら以下の想定に基づいて行われる。

- a) 下記d)に記載される例外的な状況が生じた場合を除いて、一度取得、発行または承継された金融商品は、「損益を通じて公正価額で評価した」の区分へまたはかかる区分から再分類はされない。
- b) 意図的にまたは財政能力の変化により、金融資産が「満期保有投資ポートフォリオ」の項目への分類から外れた場合、「売却可能金融資産」の区分へ再分類される。この場合、この再分類が、適用法が許可する状況（償還期限が迫った売却、ほぼすべての主要金融資産または当グループが予期し難く、一度限りの出来事に起因する売却）に含まれない限り、「満期保有投資ポートフォリオ」に分類されたすべての金融商品と同様の処理が施される。
- c) 我々が金融資産または金融負債に、信頼できる評価を与える場合、この金融資産または金融負債は公正価額で評価され、簿価との差額はポートフォリオの種類にある要件に従って維持される。なお、この場合の信頼できる評価は、以前は不可能であり、公正価額での評価が必須なもの（市場価格のない持分証券および裏付資産によるデリバティブ等）である。
- d) 当公庫の意図もしくは財政能力の変化の結果として、または2年間の罰則（満期保有投資ポートフォリオに分類される金融資産の売却の際に適用される規制が課す。）の後、「売却可能金融資産」の区分に含まれる特定の金融資産（負債性金融商品）は、「満期保有投資ポートフォリオ」に再分類される。譲渡日における金融商品の公正価額は、新たな償却原価になり、この価格と償還価格との差額は、連結損益計算書に計上される。この際、商品の残りの期日に対しては、実効利率法を用いる。
- e) 2008年以降、売却目的または短期買戻としての保持がなされなくなったデリバティブ金融商品ではない金融資産は、取引ポートフォリオの外へ分類される可能性がある。それは、以下の状況の内、いずれかが生じた場合である。
 - 資産が貸付および受取債権の区分に含まれない限りにおける、例外的な状況。かかる例外的状況とは、近い将来に再発生するとは考えられ難い、特異な出来事から生じるものをいう。
 - 当公庫が、近い将来または満期まで金融資産を維持する意図または財政能力を有する場合。この場合、その当初の認識は、投資控除の定義と一致する。

上記の状況では、結果を逆にせずに、資産の再分類は公正価額で行われる。そして、この価値がそれ自体の価格および償却原価とみなされる。この金融資産の再分類は、再度、取引ポートフォリオに再分類することはできない。

2016年および2015年を通じて、本項目に記載される再分類はなされなかった。

2.3 金融デリバティブ

金融デリバティブとは損益を提供する商品であり、特定の状況下では、取引および残高に関連する信用リスクおよび/または市場リスクの総額または一部の補償を認める。その方法としては、金利および特定の利率、個別の証券価格、為替レート・クロスカレンシーまたは同様のその他基準を裏付資産として利用する。当公庫は、組織的な市場または組織的な市場に対応する相対市場（店頭）の両方で取引される金融デリバティブを用いる。

当グループは、中でもとりわけ、金利リスク、為替レートおよび市場レートへのエクスポージャーを軽減するための戦略の一環として金融デリバティブを利用する。これらの取引が2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号規則第31条および第32条の特定要件を満たす場合には、かかる取引は「補填」とみなされる。

当グループがある取引をヘッジとみなす場合には、ヘッジに含まれる取引または商品の開始時からそのようにみなし、ヘッジは適切に文書化される。これらのヘッジ取引を文書化する際には、ヘッジされる商品またはヘッジを行う商品、ヘッジしようとするリスクの性質および当グループが補填しようとするリスクを考慮の上、有効期間中のヘッジの有効性を測定するための条件または手法を特定する。

当グループは、ヘッジ条件の下でのみ極めて効果的なヘッジ取引を考慮する。ヘッジは、予定の期間中にヘッジで補填されたリスクに帰属する公正価額またはキャッシュフローの変動がそれぞれ、ヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で完全に相殺された場合に極めて効果的であるとみなされる。

前記のようなヘッジの有効性を測定するために、当グループは、所定のヘッジ期間の開始日から終了日までに、ヘッジ対象のリスクに帰属するヘッジ項目の公正価額またはキャッシュフローのいずれかに関連ある方の変動がヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で将来的にほぼ完全に相殺されると見込まれるかどうか、および遡及的にヘッジの結果がヘッジ対象の数値結果の80%から125%の測定範囲で変動するかどうかを分析する。

当グループが行うヘッジ取引は以下の科目に分類される。

- 公正価額ヘッジは、連結損益計算書に影響を及ぼす金融資産および金融負債もしくは約定額または特定のリスクに関連するこれらの一部の公正価額の変動に関するリスクを補填する。
- キャッシュフロー・ヘッジは、特定のリスクに関連して、損益計算書に影響を及ぼす金融資産もしくは負債または将来当公庫が行う可能性の非常に高い取引から生じるキャッシュフローの変動を補填する。

測定値の差異は、ヘッジ項目および会計ヘッジとしてみなされた金融商品について特に言及される場合、以下の条件に従って計上される。

- 公正価額ヘッジについては、ヘッジされるリスクの種類に応じて、ヘッジとヘッジ項目双方の公正価額の差異が直接損益計算書で認識される。
- キャッシュフロー・ヘッジについては、ヘッジの有効な部分について生じる測定値の差異は、一時的にキャッシュフロー・ヘッジの評価における調整として「その他の累積包括損益」に計上される。この種類のヘッジが行われた金融商品は、注記2.2に記載される条件に従い、当該ヘッジとみなされたことによる調整を行うことなく計上される。

最後の場合には、測定値の差異は、ヘッジ項目の損益が損益計算書に計上されるまで、または満期まで、結果として認識されない。

キャッシュフロー・ヘッジの有効でない部分に関する測定値の差異は、連結損益計算書の「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」において直接認識される。

当グループは、ヘッジ商品が満了もしくは売却された場合、ヘッジがヘッジ会計の基準を満たさなくなった場合、または取引がヘッジと分類されなくなった場合にヘッジ会計を中止する。

上記の通り公正価額ヘッジ会計が中止され、ヘッジ項目が償却原価で計上される場合には、ヘッジ会計のために行われた評価額調整は、中止日に再計算された実効利率を適用してヘッジ項目の満期日まで損益計算書において認識される。

キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止されなければならない場合には、キャッシュフロー・ヘッジの評価における調整として、貸借対照表の「その他の累積包括損益」におけるヘッジからの累積損益は、予定されたヘッジ取引が行われるまでこの科目に計上され、実行された時点で損益計算書に移転される。また、キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止されなければならない場合で、ヘッジ要素が、金融資産または負債を計上することが予定された取引である場合には、計上される資産または負債の取得原価は調整される。予定された取引が行われないと予測される場合には、当該取引に関連するキャッシュフロー・ヘッジの評価における調整として「その他の累積包括損益」の記載は直ちに損益計算書において認識される。

2.4 外貨建取引

2.4.1 機能通貨

IC0の機能通貨はユーロである。このため、すべてのユーロ以外の表示の残高および取引は、外貨建てとみなされる。

以下は、2016年および2015年12月31日現在、当公庫が保有する外貨建資産および負債の合計を示したものである（単位：各通貨につき千単位）。

	2016年		2015年	
	資産	負債	資産	負債
英ポンド	118,469	313,890	122,218	284,973
米ドル	1,289,196	4,789,226	1,655,117	5,598,610
カナダ・ドル	73,089	312,007	71,946	650,002
スイス・フラン	106	619,878	284	970,256
ノルウェー・クローネ	-	1,200,012	-	3,450,004
日本円(百万)	122	60,908	127	73,816
豪ドル	122	-	122	-
その他の取引通貨(ユーロ)	21,752	-	29,186	-
その他の非取引通貨(ユーロ)	108,965	-	121,027	-

以下は、2016年および2015年12月31日現在、当公庫が記録した、種類別の外貨建資産および負債に相当するユーロを示したものである。

	(単位：千ユーロ)			
	2016年		2015年	
	資産	負債	資産	負債
スペイン国内のスペイン金融機関	252,916	43,701	554,165	-
スペイン国外のスペイン金融機関	25,044	-	29,700	-
スペイン国外の外国金融機関	225,873	661,196	222,443	467,774
スペイン公的機関の貸付 / 預金	-	-	-	-
その他の居住者部門の貸付 / 預金	546,136	-	564,600	-
非居住者公的機関の貸付 / 預金	20,061	-	27,187	-
その他の非居住者部門の貸付 / 預金	471,944	-	482,751	-
外貨建引当金	-	-	-	-
発行済債券およびその他	2,825	5,627,930	5,064	7,310,912
	1,544,799	6,332,827	1,885,910	7,778,686

当初認識される際には、外貨建ての借方と貸方の残高は、認識日の直物為替レート（即時払い用の為替レート）にて、機能通貨に換算される。当初の認識後は、外貨建ての残高を機能通貨に換算する場合には以下の規則が適用される。

- ）貨幣性資産および負債は、年度末の為替レート（財務書類に記載される日付現在の平均直物為替レート）にて換算される。
- ）取得原価で評価される非貨幣性項目は、取得日の為替レートで換算される。
- ）公正価額で評価される非貨幣性項目は、公正価額が決定される日の為替レートで換算される。
- ）収益および費用は、取引日の為替レートを適用して換算される。しかしながら、著しい変動がない限りは、期間の平均為替レートが当該期間中に実施されたすべての取引について適用される。減価償却費は当該資産に適用される為替レートで換算される。

外貨建ての借方と貸方の残高の換算により生じる為替損益は、通常損益計算書に計上される。しかしながら、公正価額で評価される非貨幣性項目について生じる為替損益の場合は、公正価額の調整が「その他の累積包括損益」に計上され、非貨幣性項目の再評価に関する為替レートの要素が分類される。

当グループが事業を行う主要外貨建ての残高を換算する際に使用するものは、2016年および2015年12月31日に欧州中央銀行が発表した市場レートである。

外貨建ての受取債権および支払債務の換算により生じる為替差損益の純額は、2016年12月31日現在、2,839千ユーロの利益（2015年12月31日現在は1,532千ユーロの利益）にまで上った。

2.5 収益および費用の認識

以下の要約は、収益と費用を認識する際に当グループが採用する最も重要な基準である。

2.5.1 受取利息、支払利息、配当金および類似項目

通常、受取利息および支払利息ならびにその類似項目は、会計の目的上、発生主義に基づき適用ある会計規則において定義される実効利率法を用いて認識される。他社より受領する配当金は、当公庫が配当金を受領する権利が発生した時点で、当公庫の損益計算書において認識される。

2.5.2 手数料、報酬および類似項目

事業の実効利率の計算に含まれるべきでない、または金融資産もしくは負債の取得原価を構成しない手数料に関する収益および費用ならびに類似の報酬は、損益を通じて公正価額で評価したものを除き、その性質に基づく様々な基準を用いて損益計算書で認識される。最も重要な項目は以下の通りである。

- 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債に関連する金額は、支払日に損益計算書において認識される。
- 長期取引または役務から生じる金額は、当該取引または役務の期間中に損益計算書において認識される。
- 一度限りの事象に関連する金額は、当該事象が発生した際に損益計算書において認識される。

2.5.3 金融外収益および費用

これらの金額は、発生主義に基づき認識される。

2.5.4 繰延回収および繰延支払

繰延回収および繰延支払は、市場レートで将来キャッシュフローを割り引いて算定した金額で認識される。

2.6 残高の相殺

取引により生じる借方および貸方の残高は、契約上または法律上、相殺が可能であり、会社に存在し、純額で決済されるものまたは現金化と同時に支払われるものに限り、相殺され、貸借対照表に純額で表示される。

2.7 金融資産の減損

金融資産の簿価は、減損損失が生じたという客観的証拠がある場合には、一般に損益計算書について調整される。

- 貸付および負債性証券等の債務証券については、当初の認識後、将来のキャッシュフローに悪影響を及ぼす事象または様々な事象の複合的な効果が生じる場合
- 持分証券については、当初の認識後、ある事象または様々な事象の複合的な効果により簿価を回収できない場合

原則として、減損金融証券の価額修正は、当該減損が生じた期間の損益計算書に計上され、以前に計上された減損損失の回収（もしあれば）は、損失が解消または軽減された期間の損益計算書において認識される。減損について認識された金額の回収が不可能であると考えられる場合、かかる金額

は、貸借対照表上から削除される。しかし、制限期間の満了、消却その他の原因により当公庫の請求権が消滅するまで、当公庫は、かかる金額の回収のために必要な措置を講じることができる。

債務証書および偶発リスクポートフォリオは、その所有者、保証または仲介にかかわらず、企業が晒される信用リスクを決定し、価額の減損の補償要件を見積もるために分析される。財務書類の作成のため、当公庫は、その起こり得る顧客および国の支払不能リスクを別々に分析することにより信用リスクの観点から運用を分類する。

債務証書の将来キャッシュフロー見積額は、当事業体が証書有効期間中に受領すると考えている元本および利息である全額である。財務書類作成の時点で利用可能な関連情報のすべてが、この見積りの際に考慮される。当該関連情報は、契約上のキャッシュフローの将来の回収の可能性についてのデータを提供するものである。また、証券の将来のキャッシュフローを含み証書を見積もる際、保証の可能性にかかわらず、その取得およびその後の売却の費用の額を差引いて、その実現の結果となるキャッシュフローが考慮される。

見積将来キャッシュフローの額の現在価値の計算において、契約上の利率が固定金利の場合、証書の当初の実効金利が更新利率として使用され、変動金利の場合、契約の財務条件に応じて決定される財務書類が関係する日付の実効金利が使用される。

償却原価で評価する債務証書については、減損損失額は、簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値とのマイナス差額に等しく、見積将来キャッシュフローの現在価値は、固定金利の場合には当初の実効金利、変動金利の場合には契約条件に従い計算される財務書類日現在の実効金利を用いて計算される。上場債務証書の場合には、当グループが回収する価額を表すものと十分に信頼できることを条件として時価が用いられる。

減損が生じたという客観的な証拠は、すべての重要な債務証書については個別に、個別に重要ではない債務証書のグループについては個別にまたは集合的に決定される。特定の証券を類似のリスクを有する資産グループに含めることができない場合には、減損が生じているかどうか個別に分析され、生じている場合には減損損失額を見積もる。

金融資産のグループについては以下の通り集合的に見積減損損失額が評価される。

- 債務証券は、契約条件に従い債務者が全額（元本および利息）を支払う能力を示す類似の信用リスクの特徴を有するグループに分類される。資産をグループ化する際に考慮する信用リスクの特徴は、例えば証券の種類、債務者の業種、営業地域、保証の種類、支払遅延日数等将来キャッシュフローの見積りに関連するものである。
- 債務証券の各グループの将来キャッシュフローは、過去のデータを現在の市況に当てはめるための調整を施した上で、当公庫について類似の信用リスクを有する証券の過去の損失の実績に基づき見積もられる。
- 各グループの減損損失は、グループ全体の債務証券の簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値との差異である。

損益計算書の変動を通じて公正価額で評価されない債務証券、偶発リスクおよび約定額は、顧客または取引に帰属する支払不能リスクに基づき、適用基準（2004年スペイン中央銀行通達第4号）に定められる科目に分類される。標準リスクに分類されない債務証券については、支払遅延日数、提供された保証、顧客の財務状況および適切な場合には保証人を考慮して、上記通達に定める基準に基づき必要とされる特定の減損ヘッジについて見積りが行われる。

同様に、これらの金融商品は、カントリー・リスクから派生する信用リスク（通常の商業リスク以外の状況により顧客が居住する国に関連するリスクであるとする。）を決定するために評価される。

上記の特定の減損ヘッジに加え、当グループは、連結損益計算書を通じて公正価額で評価しない債務証券に内在する損失およびグループ・ヘッジを通じて標準リスクとして分類される偶発リスクに対するヘッジを行う。当該グループ・ヘッジは、特定の取引に割り当てられていない統計手法を用いて計算される、減損実績および財務書類日現在に発生した内在する損失に関連する評価時点におけるその他のよくある状況に基づき計算される。

当公庫は、スペイン中央銀行が業界における経験および情報に基づき設定したパラメーターを使用し、債務証券に内在する減損損失および標準リスクとして分類される偶発リスクを補填するための手法および金額を決定しており、当該パラメーターは、データに応じて定期的に変更される。減損損失の補填を決定する手法は、適用される会計規則で定められる一定の割合に基づいており、これは当該規則で定められる金融商品のリスクの分類に応じて異なる。

基本的に、債務証券の減損は、業務が属するリスクセグメントおよび満期日経過の年功に基づき、下記の割合を効果的な担保により回収される額でカバーされない未払いリスクに適用することで計算される。

	90日超～ 6ヶ月	6ヶ月超～ 9ヶ月	9ヶ月超～ 12ヶ月	12ヶ月超～ 15ヶ月	15ヶ月超～ 18ヶ月	18ヶ月超～ 21ヶ月	21ヶ月超
非金融機関および個人起業家							
特別融資							
建設および不動産開発	40	55	70	80	85	95	100
建設土木工事	45	60	70	80	85	95	100
その他の特別融資	20	30	30	55	80	85	100
非特別融資							
大企業	30	70	80	90	95	100	100
中小企業	40	55	65	75	80	90	100
個人起業家	25	40	55	70	80	90	100
住居							
住宅購入							
未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証）	20	30	40	55	65	80	100
未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証）	20	30	40	55	65	80	100
別宅	20	30	40	55	65	80	100
消費者信用（クレジットカード負債を含む。）	60	70	85	90	95	100	100
その他	60	70	85	90	95	100	100

標準リスクとして分類される業務に対する一般的な引当金は、警戒リストにおける標準リスクに対して計算されたものとは異なる。どちらも下記の割合を効果的な保証でカバーされない未払いエクスポージャーに適用することで計算される。

	標準リスク	警戒リストにおけるリスク
非金融機関および個人起業家		
特別融資		
建設および不動産開発	1.7	16.3
建設土木工事	1.7	19.0
その他の特別融資	0.4	2.6
非特別融資		
大企業	0.2	2.3
中小企業	1.0	7.7
個人起業家	1.2	10.1
住居		
住宅購入		
未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証）	0.4	3.7
未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証）	0.4	3.7
別宅	0.4	3.7
消費者信用	2.4	18.6
そのうち：クレジットカード負債	1.4	10.5
その他	2.4	18.6

ヘッジを計算するための効果的な担保の見積りには、以下の該当担保の基準値における推定割引が適用される。

実物保証の種類	基準値における割引率（%）
抵当保証（第一順位）	
建造物および完成建造物構成要素	
住宅	30
オフィス、公共施設、倉庫	40
その他	55
注文された都市部における土地および開発可能用地	60
その他の不動産	50
金融機関の提示された担保	
貨幣預金	0
その他の市場性のある金融機関	10
その他の市場性のない金融機関	20
その他の実物保証（例：二番抵当、動産）	50

該当する補償の評価を目的とした負債の支払において差し押さえまたは受領した不動産資産については、当該資産の基準値につき以下の割引が適用される。

差押物件の種類	基準値における割引率(%)
建造物および完成建造物構成要素	
住宅	25
オフィス、公共施設、倉庫	35
その他	35
注文された都市部における土地および開発可能用地	40
その他の不動産	35

個別に有効なすべての債務証券および過去3ヶ月間に生じた価格の下落により計算された集約的な減損損失に関し、契約条件に基づく未収利息は、損益計算書において認識されない。

売却可能金融資産に含まれる負債性証券および持分証券の減損損失額は、その取得原価（元本返済額調整後）と公正価額の差額から、すでに損益計算書で認識された減損損失を控除した額に等しい。

公正価額の減少が減損によるものであるという客観的証拠がある場合には、純資本額の調整としての「その他の累積包括損益」に直接認識された潜在的損失は、直ちに損益計算書に計上される。減損損失の全部または一部が後に回収される場合、かかる回収額は、負債性証券の場合には回収期間の損益計算書、持分証券の場合には純資本額の調整としての「その他の累積包括損益」において認識される。

売却目的保有の非流動資産として分類される負債性証券および持分証券については、資本に計上された損失は、実現したものとみなされ、分類が行われた日に損益計算書で認識される。

関連企業、合併企業および子会社における株式については、当公庫は、回収可能額と簿価を比較して減損損失を見積もる。減損損失は、減損損失が生じた年度の損益計算書に計上され、その後の回収は、回収期間の損益計算書に計上される。

減損等として計上される金額は、回収が不可能であると考えられる場合、貸借対照表から削除されるが、当公庫は、終了、取消またはその他の理由によりかかる権利が恒久的に抹消されない限り、回収を試みるのに必要な行動をとることが可能である。

2.8 財務保証および関連引当金

財務保証契約とは、法律上の種類（とりわけ保証、財務保証保険契約、または信用デリバティブ）を問わず、債務者が債務証書の当初のまたは修正された条件に基づく特定の支払義務の履行をしない場合に、債権者が被った損失を返済するために特定の支払を行うことを発行者に要求する契約をいう。

財務保証契約の発行者は、保険会社により発行された契約を除き、当該契約につき、公正価額に取引費用（その発行に直接起因する。）を加えた額を「その他の金融負債」の項目に計上した。

当初は、相互独立条件における単独取引の範囲内で関係のない第三者に発行された財務保証契約の公正価額は、受領されたプレミアムに受領されるキャッシュフローの現在価値を足した額であり、類似の条件およびリスクで企業が発行した金融資産と類似の金利を使用する。同時に、上記の金利で受領される将来キャッシュフローの現在価値は受取債権として認識される。

当初の認識後、契約は以下の基準に従い扱われる。

- ）受領する財務保証の手数料またはボーナス価額は、損益計算書に差異を金融収益として計上することにより更新される。
- ）不良と認められていない財務保証契約の価額は、保証の予定有効期間にわたり定額法で、またはその他の基準により損益計算書に計上される部分を差引いた当初の認識額である。ただし、これがより正確に保証の認識による経済リスクと利益を反映することを条件とする。

財務保証契約を不良と分類することは、「偶発債務および不確定約定額の引当金」の項目に含まれる関連するヘッジを意味する。

2.9 リース会計

2.9.1 ファイナンスリース

ファイナンスリースとは、リース対象資産が有する実質的にすべてのリスクおよび報酬を借主に転嫁するものをいう。

当公庫がファイナンスリース取引においてある資産の貸主として行為する場合には、借主が受領する金額の現在価値と保証された残余価値の合計（通常はリースが終了する際の買取オプション価格）は第三者に対して提供された融資として計上される。そのため、借主の性質に応じて貸借対照表において、「貸付および受取債権」として計上される。

当グループがファイナンスリース取引において借主として行為する場合には、リース対象資産の費用は当該資産の性質に応じて貸借対照表に計上され、同額の負債が計上され、その金額はリース対象資産の公正価額および貸主に対して支払われる金額の現在価値と適切な場合には買取オプション行使価格の合計のいずれか少ない方となる。これらの資産は、当グループの自己使用目的の有形固定資産に適用されるもの（注記2.12を参照のこと。）と同率で減価償却される。

いずれの場合においても、ファイナンスリースにおける金融収益および金融費用はそれぞれ、期間差異を見積もるためにリースについて実効利率法を適用して、適切な基準に基づき計算され、損益計算書の「利息および類似収益」および「利息および類似費用」に計上される。

2.9.2 オペレーティングリース

オペレーティングリースにおいて、リース対象資産の所有権ならびに実質的にすべての所有権に係るリスクおよび報酬は貸主が保有する。

当公庫がオペレーティングリース取引において貸主として行為する場合には、リース対象資産の取得原価は、当該資産の性質に応じて、「不動産投資」の「有形資産」または「オペレーティングリースにより譲渡されたその他の資産」に計上される。これらの資産は、類似の自己使用目的の有形固定資産について採用された方針に基づき減価償却される。リース契約の収益は、定額法で損益計算書の「その他の営業収益」において認識される。

当公庫がオペレーティングリースにおける借主として行為する場合には、リースの費用（貸主により付与される奨励金を含む。）は定額法で損益計算書の「その他の一般管理費」に計上される。

2.10 人件費

2.10.1 短期報酬

従業員への短期報酬とは、従業員が役務を提供した年度末後12ヶ月以内に行われる支払をいう。報酬は一般に、当期の人件費として、受領し、記録した役務について支払われる金額で、調整を行わずに測定され、負債の期間差異が費用の合計とすでに支払われた金額との差異について計上される。

2.10.2 退職後約定金

当公庫が従業員と締結した年金契約は、有効な団体賃金協約に反映されており、確定拠出契約に相当する。

当グループの従業員は、政府が提供し、2002年11月29日勅令第1号により承認された年金制度および基金規制法および2004年2月20日勅令第304号により承認された同規則の規制を受ける共同従業員年金制度に加入しており、同制度は、ヘスティオン・デ・プレビシオン・イ・ペンシオネス・エンティダ・ヘストラ・デ・フォンドス・デ・ペンシオネスが運用し、BBVAに預託されるBBVAエンブレオ年金基金に含まれる。

確定拠出契約として、当公庫は、キャリア公務員または暫定政府職員、契約社員、臨時社員または上級管理職であるかにかかわらず、毎年5月1日現在勤続年数が2年を超える従業員のために年次拠出を行う。年次拠出額を計算する際に以下のパラメーターが考慮される。

- ・ 従業員が帰属する専門集団
- ・ 勤続年数（契約にかかわらず、従業員が政府に勤務した3年間の数とする。）

拠出金額は、毎年一般国家予算で承認された金額である。2016年12月31日現在、当年度において「人件費」として計上された費用はなく、2015年12月31日現在の過年度においてもなかった。

2.10.3 死亡障害給付金および退職金

退職前に当公庫が従業員と締結した退職金および死亡障害給付金についての契約およびその他類似の項目は、財務書類日現在の法定債務および潜在的債務の現在価値を計算し、保険数理上の損失から保険数理上の利益を差し引いたもの、認識されていない過去の役務費用および約定額を保障する資産（保険契約を含む。）の公正価額を控除して見積もられる。過去の役務費用および保険数理上の利益または損失の全額は直ちに認識される。

2016年12月31日現在、退職後給付のための引当金365千ユーロ（2015年12月31日現在は343千ユーロ）が計上されている。

2.10.4 退職手当

退職手当は、当公庫が従業員または従業員グループを通常の退職日前に確実に解雇する場合、または従業員の希望退職の奨励金として報酬を支払う場合に限り、連結損益計算書の「人件費」および貸借対照表の「引当金」において「年金および年金類似債務引当金」に計上される。

2016年および2015年12月31日現在、当グループはこの項目について引当金を計上しておらず、当該割当を要する制度または契約も存在しない。

2.11 法人税

法人税は、費用とみなされ、一般に損益計算書の「継続事業に係る法人税」の項目に計上される。

当期法人税費用は、当該年度の課税所得について支払うべき金額として計算され、当該年度の一時差異から生じる資産および負債の残高の変動、税額控除および欠損金繰越について調整される（注記23を参照のこと。）。

当グループは、資産または負債の簿価と課税標準額に差異がある場合には、一時差異があるとみなす。税務上資産または負債に帰属する金額は課税標準とみなされる。課税対象一時差異とは、当グループが将来政府に対する支払債務を負うことである。控除可能一時差異とは、当グループに対して償還権が生じ、または将来政府に支払うべき金額が減少することをいう。

税額控除および欠損金繰越とは、活動が完了し、または結果が得られたとしても、税制に定める条件が満たされるまで税務上確定申告には適用されない金額をいい、当公庫は、将来適用する可能性がある。

当期税金資産および負債とは、税金が認識された日から12ヶ月以内に当グループが該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。繰延税金資産および負債とは、将来当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。

繰延税金負債は、すべての課税対象一時差異について認識される。上記にかかわらず、営業権の認識に基づく繰延税金負債は計上されない。

当公庫は、以下の条件を満たす場合に、控除可能一時差異、税額控除または欠損金繰越から生じる繰延税金資産のみを認識する。

- 繰延税金資産は、当公庫が相殺するに十分な将来の課税所得が生じるとみなす場合に限り認識される。
- 欠損金から生じる繰延税金資産の場合には、今後繰り返して生じる可能性が低い理由により生じたものとする。

資産が当初認識される場合、企業結合から発生しない場合、かつ認識時に、帳簿または課税所得に影響を及ぼさない場合には、繰延税金資産または負債は認識されない。

各決算時に、繰延税金資産および負債は有効であることを確認するために見直され、評価の結果に基づき調整される。

2.12 有形固定資産

2.12.1 自己使用目的の有形固定資産

自己使用目的の有形固定資産には、当公庫が管理目的で現在または将来の自己使用のためまたは資産の製造または供給のために保有する資産で、1会計年度を超えて使用する予定のファイナンスリースに基づき所有または取得した資産が含まれる。とりわけ、この科目には当グループが第三者に対する債権を表章する金融資産の全部または一部の決済として受領する有形固定資産で、内部での継続的な使用が見込まれるものが含まれる。

自己使用目的の有形固定資産は、貸借対照表に取得原価で計上され、取得原価は、支払われた対価の公正価額に支払済みまたは支払予定の金銭を加え、累積減価償却費および（必要に応じて）各項目の正味価格と対応する回収可能価格とを比較して決定される見積減損損失額を差引いた金額となる。

上記の目的において、当グループの自己使用目的の有形固定資産の一部を構成する担保実行資産の取得原価は、担保実行と引き換えの金融資産の正味価格に類似している。

減価償却費は、定額法で、取得原価から残余価値を差引いて計算される。建物その他建造物が建っている土地は、期間無制限であるため、減価償却されない。

有形固定資産の減価償却費は損益計算書の「減価償却費 - 有形固定資産」に計上され、該当資産の推定耐用平均年数に基づき計算される以下の減価償却率に相当する。

	年率
建造物	2%
備品	4%から15%
器具および事務機器	10%
コンピューター機器	25%
輸送機器	16%

各決算期において、当グループは、内部または外部で有形固定資産の正味価値が回収可能価格を超える兆候があるか否かを判断する。兆候がある場合には、該当資産の簿価は回収可能価格に減額され、将来の減価償却費用は、新たな見積りを要する場合には調整後の簿価および新たな残余耐用年数に比例的に調整される。自己使用目的の有形固定資産の簿価の減額は、必要に応じて損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」に計上される。

同様に、有形固定資産の減損が回収されたことを示す場合には、当公庫は、過年度に計上された減損損失の解消を損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」において認識し、将来の減価償却費を調整する。いかなる場合においても、資産に関連する減損損失の解消は、過年度に減損損失が認識されなかった場合に得たはずの簿価を上回らない。

また、自己使用目的の有形固定資産の推定耐用年数は、少なくとも年に一度大幅な変動がないか見直される。変動がある場合には、新たな推定耐用年数に基づき将来損益計算書に計上する減価償却費を訂正することで調整される。

自己使用目的の有形固定資産に関する維持管理費用は、かかる費用が発生した年度の損益計算書の「その他の一般管理費」に計上される。自己使用目的の有形固定資産のための資金調達により発生した金融費用は、発生時に損益計算書に計上され、当該費用は取得原価に含まれない。

2.12.2 不動産投資

貸借対照表の「不動産投資」においては、賃貸用または将来の時価の上昇により売却益を得るために保有している土地、建物その他建造物の正味価値を認識する。

不動産投資の取得原価の認識について減価償却、それぞれの耐用年数の見積りおよび減損損失の記録に適用される基準は、自己使用目的の有形固定資産に関するものと一致する（注記2.12.1を参照のこと。）。

2.13 無形資産

無形資産とは、物理的に存在せず、取引の結果生じ、または当公庫が内部で開発した特定可能な非貨幣性資産をいう。客観的に合理的な原価を見積もることができ、当公庫が将来財務的利益をもたらすとみなす無形資産のみが会計上認識される。

営業権以外の無形資産は、取得原価または生産原価から累積減価償却費および減損損失を調整した額で貸借対照表において認識される。

無形資産は、あらゆる要素について評価し、当公庫に対して純キャッシュフローを生じる期間に予測可能な期限がない場合には、無期限の耐用年数を有するものとし、その他のあらゆる場合には期限付耐用年数を有するものとする。

各決算期に、当グループは、無期限の継続を確認するために、それぞれの残存耐用年数を見直す。無期限の耐用年数を有する無形資産は償却されない。これ以外の場合には必要な措置を取る。

期限付耐用年数を有する無形資産は、有形固定資産に適用されるものと類似のいくつかの基準を用いて償却される。これらの無形資産についての年次減価償却費は損益計算書の「減価償却費 - 無形資産」に計上される。

耐用年数の期限の有無にかかわらず、当グループは、無形資産の減損を認識し、対応するものとして、連結損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」にそれらを計上する。これらの資産に対する減損損失および適切な場合には過年度に認識された減損損失の解消の認識に適用される手法は有形固定資産に適用されるものと同様である（注記2.12.1を参照のこと。）。

2.14 引当金および偶発債務

財務書類を作成するにあたり、当グループは、引当金と偶発債務を以下の通りに区別した。

- 引当金とは、事業体に対して金融損失が生じる過去の事象から派生した貸借対照表日現在有効な債務を対象とする貸方残高である。かかる損失が発生する可能性は高く、種類を特定できるが、その金額または決済日を決定することはできない。
- 偶発債務とは、過去の事象の結果として生じる可能性がある債務のうち、当グループの支配を超える一つまたは複数の将来の事象を条件として存在するものである。

当グループの財務書類には発生のある可能性がある債務に対するすべての重要な引当金が含まれる。偶発債務は、財務書類において認識されないが、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号の要件に基づき情報が開示される（注記19を参照のこと。）。

引当金は、当該事象の状況に関して入手可能な最善の情報を用いて数量化され、年度末に再度見積もられる。当該引当金は、当初認識した特定の債務を充足するために使用されるが、当該債務が消滅または減少した場合には、全部または一部が繰り入れられる。

2016年および2015年末、当公庫に対して、通常の業務から生じる法的手続および請求が多数提起された。当公庫の法律顧問および取締役は、これらの手続および請求の終了により、これらが終了する年度の財務書類に必要に応じて開示されるもの以外に重大な影響を及ぼさないと理解している。

前期の基準に従い必要とみなされる引当金は、損益計算書の「引当金経費または引当金の戻入」に計上される。

2.15 キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書において用いられる用語は、以下の意味を有する。

- キャッシュフローとは、現金および現金同等物の流入および流出をいい、流動性が高く、価値の変動リスクが低い短期投資をいう。

- 営業活動とは、一般的な金融機関の活動および投資または財務活動に分類されないその他の活動をいう。
- 投資活動とは、非流動資産ならびに現金および現金同等物に含まれないその他の投資の取得、売却またはその他の手段による処分をいう。
- 財務活動とは、持分および負債の規模および構成を変更する活動のうち、営業活動を構成しないものをいう。

2.16 売却目的保有の非流動資産および売却目的保有の非流動資産に関連する負債

貸借対照表の「売却目的保有の非流動資産」には、現状で財務書類日から1年以内に売却される可能性が高い個別の項目の簿価が計上される。

例外的に、1年を超える期間にわたって売却されることが予想される場合には、当グループは、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」の項目における時間的価値の変動を加味し、最新の売却価格を算定する。

その結果、金融資産または金融外資産であるこれらの項目の簿価は、継続的な使用ではなく売却価格を通じて回収される。

特に、債務者の当公庫に対する支払義務の全部または一部の決済のために当グループが受領した不動産その他の非流動資産は、当グループがこれらの資産を継続して使用することを決定しない限りは、売却目的保有の非流動資産とみなされる。

対称的に、「売却目的保有の非流動資産に関連する負債」は、グループに関連するまたは当公庫の業務の障害に関する貸方残高を含む。

売却目的保有の非流動資産は、一般に認識時の簿価と見積売却費用を調整した公正価額のいずれか低い方で測定される。種類に応じて減価償却される有形固定資産および無形資産は、本科目に含まれる間は減価償却されない。

資産の簿価が売却費用を調整した公正価額を上回る場合には、当公庫は、資産の簿価を超過額分調整し、対応するものとして、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。資産の公正価額がその後増加する場合には、当グループは、すでに計上した損失を取り消し、減損前の価格を上限として簿価を増額し、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。

売却目的保有の資産の売却の結果については、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に示されている。

ただし、中断されている事業の一部である、金融資産、従業員給与からの資産、繰延税金資産および保険契約のための資産は、前段落に従うのではなく、この概念に適用される注記2の上記の段落に説明のある原則および規則に従って評価される。

注記3 顧客支援サービス

2004年7月24日、EC0734法令が制定された。これは顧客支援サービス業務に関連するもので、顧客支援サービスならびに銀行サービスおよび金融機関の擁護官の規制を目的としている。当グループは、顧客サービス部門の設置を義務付けられてはいないが、かかるサービスに関し、金融機関として遂行する業務に関して受けるあらゆる要求および苦情に対処している。質の高いサービスを提供するため、2006年12月、当公庫は100の貸付者、利用者および顧客からのあらゆる苦情および提案を受け、処理し、対応し、かつ返答する業務を集中的に行う部署の設置を決めた。

2016年に受けた苦情の件数は107件であり（2015年は138件）、平均4.9営業日以内に処理された（2015年は3.8営業日以内）。全苦情の75%が仲介業務における与信取引関連であり、そのためこれらは該当する金融機関に引き渡された。その他14%の苦情は、IC0ダイレクト業務の払戻しまたは決議に関するものであった。

注記4 利益の分配

連結財務書類作成日現在での2016年における317,019千ユーロに上る利益の分配については、当グループの各事業体の一般理事会および株主総会によりまだ決定されていない。かかる分配は、法律に従って行われる。

注記5 リスク・エクスポージャー

5.1 リスク - その全般的特徴

リスクは金融活動に内在するものである。リスクを正しく測定し、管理し、制御することにより、顧客、投資家および従業員の信頼の基礎となる適切な利益率の達成と支払能力の維持が容易になる。

金融機関が抱えるリスクを詳細に分類することを目的としなければ、流動性リスク、市場リスク、信用リスクおよびオペレーション・リスクの4種類に分類することができる。

- ・ 流動性リスクとは、債務返済に見合うだけの十分な流動資産が欠如する結果生じるリスクをいう。これは、不適切な資産および負債の満期構造または例外的な市場危機によって起こる。
- ・ 市場リスクとは、国内外通貨の金利、為替、株価のような金融変数の不利な変動により生じる損益計算書および資本に影響を及ぼすリスクをいう。かかるリスクは、貸借対照表上または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオに関する市場リスクの二つに大別される。
- ・ 信用リスクとは、投資の推定期間内にかかる投資の元利金全額が回収できないリスクをいう。かかるリスクは、銀行との関係における相手方リスクおよび投資活動における信用リスクの二つに大別される。
- ・ オペレーション・リスクとは、予測不能な状況における管理上、社内事務上、会計上、IT関連、法的または外的な過誤の結果生じるリスクをいう。

金融機関として、IC0は、これらの種類のリスクに晒されており、理事会が承認したリスク方針マニュアルに従って、これらを効果的に管理するよう、識別し、計量化し、監視しなければならない。かかるマニュアルは、様々な方法、適用ある規制・手続きおよび組織構造を編集したものである。

5.2 組織構造

あらゆるリスクをカバーするため、当公庫は、（2016年12月16日首相通達第2号に基づき）管理およびリスク・財務局長の管轄下のリスク副局長の下に特別部署を設置した。

リスク副局長の職務には、内部リスク方針および当公庫の全リスクの分析・管理・監視方法の作成および提案、IC0の信用リスクの許容性の評価ならびに国内および国際的なリスク規制にIC0が適合しているかの監督、また同時にその権限の下にある部門の業務遂行の運営、調整および監督を含む。

四つのリスク専門の部署とは、グローバル・リスク部、リスク承認部、監視部および監督部であり、それぞれが決められた職務を遂行している。

グローバル・リスク部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 当公庫の金融リスクの計量化技法の作成、提案および管理。
- ・ 金融リスクの上限および承認済みのリスク方針の遵守の監督。
- ・ 借り手の信用枠の定期的な分析、監視および見直しならびに貸付仲介業者の水準の監視。

- ・ リスク計量化システム、バックテストおよびストレステストの定義および見直し。
- ・ 新規金融商品のための市場価額基準の提案、リスクの計量化および潜在的（追加）リスクに係る技法の設定。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の法律の適用についての分析。
- ・ 新規商品の市場価格および構造ならびにその潜在的（追加）リスクの評価。
- ・ リスクに係る承認された技法の正確な適用の監督。
- ・ 流動性枠証券化ファンドの運営における信用リスクの分析。
- ・ 流動性、市場、信用度および新規商品に関する新たなリスク限度枠の提案。
- ・ 資産および負債に係る委員会、管理部門および評議会に向けたリスクの状況の報告および分析。
- ・ スペイン中央銀行に対する金利リスク、流動性比率およびバーゼル比率の状態の報告。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するEU指令およびスペイン国内の規則の採用についての分析。

リスク承認部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 新規資産商品および自動化手続きに含まれていない直接信用供与のリスクが許容範囲内であるかどうかの評価。
- ・ 顧客および顧客の金融グループに関し、IC0により承認された直接信用供与のリスク限度枠が適切であるかどうかの分析。
- ・ すでに形成されており意思決定機関の承認が求められる事業の変更をIC0が実行する上でのリスクの分析および評価。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。
- ・ IC0からの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会の調整。
- ・ 直接信用供与のリスク方針および/または適切である場合にはIC0によりすでに承認された方針の変更に関し、IC0内部の意思決定機関による承認の定義および提案。

監督・取引回復部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 直接融資業務のリスクのコントロールおよび追跡。
- ・ 提案された仲介貸付枠につきIC0の信用リスクの観点から分析および評価。
- ・ パートナー金融機関から最終受益者に提供されるIC0の仲介貸付枠の条件の遵守の管理・検証、また、違反を発見した場合、必要に応じた是正措置の提案。
- ・ IC0の直接的な顧客および顧客の金融グループに関する内部格付システム、カントリー・リスク格付システム、オペレーション・リスクの計量化技法および信用リスク制限技法の設定および維持。大規模なリスク・エクスポージャーの統制および報告。
- ・ すべての必要な情報を用いたIC0のポートフォリオの質の確保。
- ・ IC0からの直接貸付ポートフォリオに関する監視委員会の調整。
- ・ 支払不能リスク以外の理由による警戒リスト内の標準リスクおよび不良の取引のためのリスク引当金の提案。
- ・ IC0からの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会への出席。
- ・ 該当する法務・事業分野と連携した、遅滞、決済および不履行となった金融取引に関する適切な回収手続きの推進。

- ・ 規制機関（格付機関、内外の監査人、監査人の裁判所およびスペイン中央銀行等）からの要望に対する応答。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。

監視およびリテール監督部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 小売業者に対する直接業務のリスクのコントロールおよび追跡。
- ・ 対象とする部門に関する金融業務の実行可能性の分析。
- ・ 取締役会とのリテールの借換業務の承認に関する2週間毎の情報交換。ICO内部の意思決定機関による承認のための、融資の額に応じたかかる業務のリスク特性、顧客タイプ、縮小する占有率および承認の報告。
- ・ 当公庫から他企業へ管理が外注されている、ICOが保有する貸付金の回収作業の監視およびコントロール。かかる作業は、中小企業、零細企業、自営業者および個人へのサービス提供契約を通じて行われている。
- ・ 中小企業、零細企業、自営業者および個人に対して当公庫が直接的に経営管理を遂行している、ICOによって保有されている貸付金の回収管理。
- ・ 個々の分野の記録（決議提案、失敗、借換契約、取消、直接管理への業務移行等）に関するICO内部の意思決定機関への提案準備。
- ・ 監視委員会における、リテールリスクの貸付ポートフォリオの状況の作成および提示。
- ・ 事業体に移転される事由の対応と解決に関する金融業務および経済政策の法律顧問部門の調整。かかる事業体には、係争回復のサービスの提供が委任されており、また裁判上の請求の過程および倒産の手続きまたは同様の特性を有する事柄において、ICOが様々な局面に置かれることが要求されるその他の行動が委任されている。
- ・ リテールポートフォリオのすべての貸付の保有者および/または保証人が顧客サービス部を通じて受けた依頼の管理。
- ・ 重大な経済危機、自然災害またはその他類似の出来事の結果、政府取引される直接金融業務の監視、承認および企画。その後における、当該状況および一定の借り手グループの活動範囲に関連する政府機関への移転に対する取組みまたは行動提案の評価。

ICOは様々な種類のリスクに関する専門家集団を擁しており、それぞれが職務における責任を持ってかかるリスクについての原則、有効なリスク方針マニュアルおよび既存の内部手続きに従い任務を遂行している。

5.3 ICOにおける流動性リスク

スペインのコミュニティ法およびその発展は、本件に関しては事業体における流動性リスクの測定、コントロールおよび管理のシステムに対する一般的な要件を規定するのみであるが、以下の規範文書に含まれる。

- 金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する2013年6月26日EU規則第575号第6部。
- 2013年規則第575号第7章第7a項および第7の3項に従い技術的施行規則を規定する、2014年4月16日施行規則第680号。
- 金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月28日法律第10号第41条、第42条および付則8
- 2014年法律第10号第53条を発展させる2015年2月13日勅令法第84号。

- 証券化ファンドの会計基準、年度会計、公的財務書類および積立統計情報を規定する、2016年2月2日通達第2号。これは、2008年5月22日通達第3号(廃止)の規則51、DT6および別紙に置き換わる。

- 2004年通達第4号、規則59第4項、規則60第D.2項ならびに規則72第3項および第8項。

一般的に、2016年通達第2号のリスクの取扱いに関する第6章の規則51に含まれる、従うべき一連の行動基準(質的要件)を超える流動性リスクに関する特定の資本要件は存在しない。かかる通達はまた、第5章に含まれる資本の自己評価の過程および監督上の見直しの過程において実行された行動を報告する必要性にも言及しており、これはすべて、その内部資本がその現在および将来の活動を補填するのに十分であるかどうかを評価するためのものである。

現在、更新版のバーゼル の流動性および支払能力に関する文書「銀行および銀行システムを強化するための世界的な規制の枠組み」ならびに「バーゼル : 計量に関する国際的な枠組み」の公表に伴い、流動性リスクの基準および監視が、流動性の計量および管理のより効率的なパラメーターを保証する指針となる新たな措置となっている。2013年1月1日、バーゼル委員会は、「流動性カバレッジ比率および流動性リスク管理ツール」を公表し、これにより短期流動性比率の定義付けおよび監視が前進した。また、これは2014年1月12日における「市場に基づく流動性指標の監督ガイダンス」により補足された。

かかる方面において、2015年1月17日に流動性カバレッジ比率(LCR)に関し、欧州議会および欧州理事会の2013年自己資本規制(CRR)第575号を修正する、2015年委任規則第61号が公表され、2015年10月1日から60%以上、2016年1月1日から70%以上、2017年1月1日から80%以上、また2018年1月1日には完全な適用となるよう義務付けられた。

2014年1月、長期流動性比率の定義および計算に関する協議書類「バーゼル : 安定調達比率(NSFR)」が公表され、2014年4月11日までの協議段階を経て、2014年10月に最終文書が公表された。これにより、2018年1月1日以降、安定調達比率の最低水準の計算および維持が必要となる。

2013年および2014年の活動中、当公庫は追加の流動性管理として、短期流動性比率および長期流動性比率の計算を毎月行った。当公庫は、すべての期間において将来適用される制限の範囲内に収まる結果を得た。

さらに、2015年を見越して、また2014年10月にBISにより公表された「バーゼル : 安定調達比率」に基づき、四半期毎にその結果が計算され、安定調達比率に関する1年後(2016年)の様々なシナリオを導入したIC0の残高が提供される。

IC0では、流動性リスクの報告、監視、管理を担当する組織構造が明確に定められている。

貸借対照表上の流動性リスクを監視するために用いられている計量化技法は、流動性ギャップである。この流動性ギャップは、キャッシュフローを生じさせるすべてのオンバランス項目およびオフバランス項目について実際の実行日の資金の流入と流出の差額に関する情報を、毎日、12ヶ月を上限とする期間において提供する。

流動性ギャップは1週間、1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の期間で計量化されている。それぞれの期間において、当公庫の負債合計の次の割合を越えてはならない。1週間期間については0.5%以内、1ヶ月期間については1%以内、3ヶ月期間については2.5%以内および6ヶ月期間については5%以内である。

短期流動性の監視は、毎日行われる。限度額の監視および管理も1週間、1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の単位で毎週および月末に行われる。

IC0は流動性の危機的水準の予測が可能となる計量化された限度額および警報システムを設定した。

また、流動性リスクを低減するために基本的な資金調達源を多角化する方針を採り、年次資金調達計画の必要資金額および資金調達日についての情報を確立するために、新規事業活動の予定を含む流動性を定期的に見直している。

IC0は通常、銀行間取引市場、レポおよび同時流動性ならびに大規模あるいは小口の負債性証券の発行等、流動性を様々な方法で調達する。

アメリカのサブプライム市場不況に端を発する国際および国内市場に影響を与える金融危機は、金融市場に著しい低迷を引き起こし、国内外の金融法人の資金調達のための資源を著しく減少させた。結果として、銀行間取引市場または負債性証券の発行を通じての資金調達にも深刻な影響を及ぼした。

この新たな状況のため、IC0は、期日に間に合う正確な支払義務、また、戦略的な経営、投資および成長目標を達成するための確実な流動性にするために、従前と同様に2016年を通して新しい状況に適応するための決断をした。これらの方策により、2017年におけるIC0の流動性の欠乏は免れた。

IC0の資産および負債の支払期日

2016年12月31日現在のIC0の資産、負債（評価調整純額および外貨を含む。）の残存期間による分類は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)								
資産	要求払い	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～5年	5年超	合計
現金および中央銀行等への預金	56,043	-	-	-	-	-	-	56,043
信用機関への預金	945,444	1,139,481	246,750	1,212,884	1,681,656	9,197,966	4,838,869	19,263,050
信用機関へのローン	15,678	11,740	50,900	218,391	340,991	4,619,466	8,378,903	13,636,069
-スペイン公的機関	12,120	-	-	34,034	2,101	2,440,184	1,273,513	3,761,952
-その他の居住者部門	3,351	11,740	42,083	177,357	338,841	2,121,542	6,921,660	9,616,574
-非居住者	207	-	8,817	7,000	49	57,740	183,730	257,543
負債性証券	-	1,302,604	446,935	2,521,718	511,733	6,639,477	2,128,519	13,550,986
合意された満期付きのその他の資産	8,492	-	-	-	1,242	107	423	10,264
	1,025,657	2,453,825	744,585	3,952,993	2,535,622	20,457,016	15,346,714	46,516,412

(単位：千ユーロ)								
負債	要求払い	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～5年	5年超	合計
信用機関による預金	497	200,000	-	500,000	-	4,371,425	7,532,089	12,604,011
顧客による預金	1,010,892	130	-	-	-	4,000	-	1,015,022
-スペイン公的機関	922,698	-	-	-	-	-	-	922,698
-その他の居住者部門	88,194	130	-	-	-	4,000	-	92,324
-非居住者	-	-	-	-	-	-	-	-
債券を含む負債性証券	-	2,762,747	367,192	-	5,811,919	10,182,463	1,373,089	20,497,410
合意された満期付きのその他の負債	-	-	-	-	1,048,942	-	-	1,048,942
	1,011,389	2,962,877	367,192	500,000	6,860,861	14,557,888	8,905,178	35,165,385

2015年12月31日現在のIC0の資産、負債（評価調整純額および外貨を含む。）の残存期間による分類は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

資産	要求払い	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～5年	5年超	合計
現金および中央銀行等への預金	60,024	-	-	-	-	-	-	60,024
信用機関への預金	362,626	149,360	629,060	1,321,703	2,040,527	15,269,163	6,727,562	26,500,001
その他の債務者へのローンおよび前払金	49,053	1,083	262,987	194,479	329,640	4,493,322	10,494,982	15,825,546
-スペイン公的機関	25,277	-	-	18,289	48,991	1,177,828	2,319,601	3,589,986
-その他の居住者部門	23,569	1,083	262,987	176,190	280,649	3,272,466	7,950,501	11,967,445
-非居住者	207	-	-	-	-	43,028	224,880	268,115
負債性証券	372,193	2,127,353	787,892	1,763,903	3,401,386	7,571,790	1,122,510	17,147,027
合意された満期付きのその他の資産	3,007	-	-	1,306	142	179	565	5,199
	846,903	2,277,796	1,679,939	3,281,391	5,771,695	27,334,454	18,345,619	59,537,797

(単位：千ユーロ)

負債	要求払い	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～5年	5年超	合計
信用機関による預金	54,367	-	-	-	6,088	1,973,480	9,030,004	11,063,939
顧客による預金	1,044,635	130	-	-	18,543	4,000	-	1,067,308
-スペイン公的機関	947,989	-	-	-	-	-	-	947,989
-その他の居住者部門	96,646	130	-	-	18,543	4,000	-	119,319
-非居住者	-	-	-	-	-	-	-	-
債券を含む負債性証券	-	3,508,160	2,311,583	2,747,247	3,895,839	16,949,516	3,821,036	33,233,381
合意された満期付きのその他の負債	-	-	-	-	1,463,553	-	-	1,463,553
	1,099,002	3,508,290	2,311,583	2,747,247	5,384,023	18,926,996	12,851,040	46,828,181

ユーロ建て取引およびデリバティブヘッジの満期分析

以下の表は、2016年および2015年12月31日現在の金融資産および金融負債として認識されるユーロ建てデリバティブにおける契約満期（デリバティブ内蔵ハイブリッド金融商品を除く。）、および金融デリバティブとみなされるローン契約（現金、またはその他の金融資産により調整の上、決済される契約であって、当公庫のキャッシュフローの見積りを理解するために満期を最も重要とするもの。）を概念的に示したものである。

2016年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1年未満	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	合計
売買目的保有のデリバティブ	-	6,000	46,542	13,439	-	65,981
- そのうち: デリバティブとして みなす貸付承諾	-	-	-	-	-	-
デリバティブヘッジ	10,365,520	8,320,512	2,475,759	307,706	-	21,469,497
	10,365,520	8,326,512	2,522,301	321,145	-	21,535,478

2015年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1年未満	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	合計
売買目的保有のデリバティブ	999	8,667	48,045	14,406	-	72,117
- そのうち: デリバティブとして みなす貸付承諾	-	-	-	-	-	-
デリバティブヘッジ	13,564,278	16,185,455	3,514,415	486,277	200,000	33,950,425
	13,565,277	16,194,122	3,562,460	500,683	200,000	34,022,542

上記の表に記載された情報は、以下の点に注意を要する。

- ・ 支払時期を相手方が選択できる場合、当該デリバティブは当公庫への支払を要求される第1ピリオドに割り当てられる。
- ・ 上記の表に記載された金額は、値引きされていない契約額である。金利スワップは、差額による決済の場合はその純額で、デリバティブとみなされるローン契約はその総額で、およびその他すべての金融デリバティブは、差額により決済されず、その換算契約額で記載されている。
- ・ インデックスの実績により決定される等の理由により報告日に契約額が明記されていないデリバティブは、残存期日を分類することを目的とする上記の表においては、それぞれ2016年および2015年12月31日現在の主導的状況を基礎として決定された。

流動性GAPによる分析

上述のように、IC0の主な流動性マネジメントとしては、契約上の満期ではなく主に予測の満期を基盤として、複数の金融資産および金融負債の満期の分析をすることを基本的な特徴とする。

IC0が上記の分析方法を用いる理由は、前例にも示される通り、かかる方法によることが、当公庫の資産の流入および流出をより正確に表すからである。

以下の表は、12ヶ月までの異なる満期の資産の流入と流出を比較したものである。外貨による流入および流出はその額に相当するユーロで表されている。

2016年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月
ユーロによる流入相当額	4,426,494	2,644,412	7,249,176	8,094,830
ユーロによる流出相当額	(5,082,123)	(2,266,113)	(3,026,045)	(11,447,635)
GAPの一部	(655,629)	378,299	4,223,131	(3,352,805)
GAPの累積	(655,629)	(277,330)	3,945,801	592,996

2015年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月
ユーロによる流入相当額	4,405,382	4,545,397	10,903,080	12,660,205
ユーロによる流出相当額	(4,981,647)	(4,385,992)	(8,384,807)	(10,252,688)
GAPの一部	(576,265)	159,405	2,518,273	2,407,517
GAPの累積	(576,265)	(416,860)	2,101,413	4,508,930

5.4 IC0における市場リスク

上述のように、市場リスクは二つの大きなグループに分類することができる。貸借対照表または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオ・リスクである。IC0は内部方針として、現在のところ取引ポートフォリオの最小化を図っており、現行の会計法規の適用によりヘッジまたは投資に分類することができないものだけを保有している。したがって、当公庫の市場リスクはほぼすべて通常の業務から生じるものとなっている。

(1) 標準的基準

金利および為替の変動へのエクスポージャーが具体化される標準的基準は、利益率と支払能力の二つからなる。

利益率：IC0においては、主に損益計算書に基づき計算され、関連する変数は利ざやである。

支払能力：当公庫の資本はその借り手にとっては主たる保証といえる。資本または株式資本の価額は支払能力を測定するための重要な基準である。

以上を考慮の上、下記が存在する場合、IC0は、a) 年間の利ざや感応度、b) 純資本価値の感応度、およびc) 仮想取引ポートフォリオの「想定最大損失額」の計算という3本柱に基づき市場リスク計量化システムを実行する。

(2) 計量化技法

利ざやに関するリスク残を計量化するために、2015年より前までは加重平均返済期限分離ギャップ法が使用されていた。これは資産額と負債額の差額および12ヶ月以内に返済期限が到来するかまたは更新される金利の付されたオフバランス取引を、それらが利ざやに影響を及ぼす期間で加重平均して計算される。

資本の感応度を計量化するために、2015年より前まではデュレーション・ギャップ法が使用されていた。デュレーション・ギャップは資産および負債の残存期間の差異として得ることができ、差異が求められると感応度ギャップの計算が可能となる。

両方法は、2014年半ばに利息収益および純資産に基づく他のシミュレーションに変更された。

想定最大損失額については、ポートフォリオの種類によってその計量化の方法が決定され、パラメトリック法、ヒストリカルシミュレーション法およびモンテカルロ法に基づくことができる。

(3) リスクの程度

IC0が負うリスクの程度の決定は、リスク会計局長の提案に基づき上級経営陣がその責任を負い、IC0独自の特徴に応じて許容限度を設定する。かかる許容限度は定期的に(最低年1回)見直される。

2014年中、IC0は利ざや感応度を設定するため、計算上、2014年6月におけるベースカーブの変動を±200ベース・ポイントとし、フロアを0%とする方法を採用した。以下は、その結果を示している。

かかる金利変動を採用した結果、2016年12月31日現在におけるIC0の感応度は、合計5.85%であり、このうちユーロは0%、米ドルは3.51%、英ポンドは0.09%であった。為替感応度(米ドル/ユーロおよび英ポンド/ユーロにおいて変動率±10%)は、米ドルが2.19%、英ポンドが0.06%であった。

同様に、資本感応度の設定において、市場曲線の変動を±200ベース・ポイントとし、フロアを0%とした。

2016年12月31日現在、IC0の純資産の感応度は、合計2.28%に達し、このうちユーロ金利が1.95%、米ドル金利が0.13%、英ポンド金利が0.02%であった。為替感応度は、米ドルが0.17%、英ポンドが0.01%であった。

(4) リスクの修正

効果的なリスク管理の最後の手段として、満期およびデュレーション・ギャップをその時々求められるリスク価値に当てはめて修正する方法がある。その結果、オンバランスおよびオフバランスの金融商品は、市況に基づき、同目的上付与された権限の範囲内での経営陣の判断ならびに金融管理部、投資および金融統括管理、または事業委員会に従い、使用される。

当公庫が2016年12月31日現在の貸借対照表で使用した主要通貨はユーロ、米ドルおよび英ポンドであり、かかる通貨建ての取引が全体(オフバランス取引を含む。)の96%を占め、そのうちユーロ建てが約90%、米ドル建てが9%、英ポンド建てが残る1%となっている。

貸借対照表の資産を見ると、ユーロが全体の約97%に集中し、米ドルは約2.5%である。一方、残りの通貨は、残る0.5%に分配される。

IC0が利用するユーロおよび米ドル以外の通貨について、ユーロ、米ドルおよび英国ポンドの残高を除き、その残高は金利リスクまたは為替リスクを排除しているが、これは、当該通貨建てで資金調達を行い為替変動を完全にカバーするデリバティブを用いてユーロ建てに転換するため、または、特定の資産の資金調達が当該リスクを回避するよう企図されているためである。

リスク限度、リスクの監視および定期的な遵守の管理の設定に加え、IC0は、関連ある金融変数の動きの異なるシナリオが利ざやまたは純資本価値に及ぼす影響を精査するために、リスクの計量化、管理および制御のために適用する統一システムを確立している。したがって、IC0は、例えば、市場における金利カーブまたはストレスの状況が平行移動しない場合にIC0の分析サービスにより提供される将来見積りを用いる等、複数のシナリオにおいて制御された変数が被る変化を定期的に監視する。

5.5 IC0における信用リスク

すでに述べている通り、当公庫では信用リスクを二つの大きなグループに分類している。相手方リスクとカントリー・リスクである。

相手方リスクには、オンバランスまたはオフバランスで行われる金融機関との取引が含まれる。取引の管理と取引により発生するリスクの管理とをリアルタイムで統合するシステムにより、モニタリング活動が行われ、担当者にいつでも利用可能な相手方信用枠について最新の情報を提供している。

IC0内の管轄機関は、市場価格による取引の評価額に将来のリスクまたは追加リスク（取引の額面価値に対する割合として計量化され、取引期間中の信頼水準95%の潜在的な最大損失として計算される。）を加えた数値に基づいて相手方信用枠を使用する手法を定めて、これを承認した。この手法は定期的に（最低年1回）見直され、最低半期に一度の頻度で追加リスクが調整される。

また、ICOの理事会は、相手方信用枠の設定に関する基本基準を半年毎に承認し、各相手方信用枠の個別分析をする。かかる相手方信用枠は、ICOの取引の特徴により、現金取引のための相手方信用枠と仲介取引のための相手方信用枠という二つのグループに大別される。仲介取引では、ICOは例えば事業枠および起業家枠または国際化枠のようにスペイン国内の異なる事業体が締結した貸付枠の契約を通じて異なる投資プロジェクトに貸付けている。

現在、ICOが契約したデリバティブを伴う取引の相手方は信用度が高く、少なくともそのうちの多くが格付機関より投資適格の格付を取得している。これらの相手方金融機関はスペイン内外で営業を行っている。

コーポレート信用リスクについて、ICOは承認、監視および監督ならびに警戒解除という別々の評価および管理体制を有している。

「承認」プロセスでは、当公庫は、継続事業評価に基づき企業および事業を分析し、リスクおよび潜在的な顧客についての意見書を発行するために保証を分析するが、これらは事業委員会または理事会による適切な意思決定の基礎となる。

「監視」プロセスは、当公庫の貸付ポートフォリオが最高の品質を有していること、すなわち、貸付が合意された日に決められた通りに返済されることの実現を目的としている。取引に影響を及ぼす事由は顧客およびそのグループの格付にも影響を及ぼすため、基本的な監視対象は取引ではなく顧客である。この監視プロセスは、経済的および財政的な状態の定期的な見直しならびに意思決定のための支援ツールの更新の継続を用いた恒久的な管理により実現される。そしてそれは、警告の兆候を見つuckerことも、供与された資金の返済を最大にするために問題のあるリスクに対する行動計画を促進することも可能にする。

「監督」プロセスは、融資先の企業がICOの間接的な顧客である場合の仲介貸付において行われ、金融機関の管理体制の確立および維持のため、また（ ）ICOの資金により融資された投資がなされることについて、および（ ）受益者の条件が関連する契約に従っていることについて、金融機関が締結した契約の遵守を検証するために行われる。

最後に、「監視およびリテールの警戒解除」分野の警戒解除の役割の重点は、電話、郵便またはEメールを通じて、債務不履行となった業務の債権回収をすることにある。また、かかる業務が訴訟の段階に入った場合における支払合意の交渉および債権者の入札における当公庫の票を確立するための入札にかけられた業務の調査にも焦点をあてている。

信用リスクについては、カントリー・リスクとして知られるリスクについて特記しなければならない。カントリー・リスクは、地理的、政治的および法的に「国家」として定義される地域に帰属していることを特徴とした相手方すべての支払能力に関するものである。

これに関連して、ICOは、現行の規則に沿ったカントリー・リスク計量化技法を承認している。これは、複数の基準に基づいてリスク・グループ別に国を評価するという目的に沿ったものである。これにより、カントリー・リスクのための引当を行う際の明確な基準が得られ、直接信用供与を評価し、非居住者貸付のポートフォリオを分別する。国家をリスク・グループおよび当該区分に分類するに当たっては、格付機関と経済協力開発機構（OECD）およびスペイン輸出信用機関（CESCE）の評価をその情報源として使用している。

以下の表は、2016年および2015年12月31日現在、借入人から債務の履行遵守のために受け入れた担保またはその他の信用補完を控除する前の当公庫の信用リスク・エクスポージャーの最大値を示している。

2016年12月31日現在

商品別：	(単位：千ユーロ)					
	売却可能 金融資産	貸付および 受取債権	満期保有投資 ポートフォリオ	デリバティブ ヘッジ	オフバランス 項目	取引ポート フォリオ
債務証券	1,371,591	1,675,187	10,504,208	-	-	-
信用機関に対する預金	-	19,164,712	-	-	-	-
持分証券	428,939	-	-	-	-	-
貸付および受取債権	-	13,397,810	-	-	-	-
偶発リスク：保証	-	-	-	-	824,186	-
金融デリバティブ	-	-	-	1,222,013	-	254,389
その他の商品	-	-	-	-	-	-
合計	1,800,530	34,237,709	10,504,208	1,222,013	824,186	254,389

2015年12月31日現在

商品別：	(単位：千ユーロ)					
	売却可能 金融資産	貸付および 受取債権	満期保有投資 ポートフォリオ	デリバティブ ヘッジ	オフバランス 項目	取引ポート フォリオ
債務証券	1,588,278	4,748,097	10,810,652	-	-	-
信用機関に対する預金	-	27,038,580	-	-	-	-
持分証券	402,621	-	-	-	-	-
貸付および受取債権	-	14,807,390	-	-	-	-
偶発リスク：保証	-	-	-	-	972,700	-
金融デリバティブ	-	-	-	1,755,253	-	153,890
その他の商品	-	-	-	-	-	-
合計	1,990,899	46,594,067	10,810,652	1,755,253	972,700	153,890

内外から割り当てられた格付に基づく貸付および受取債権の内訳は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2016年		2015年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
外部格付				
信用品質水準 1 (AAA)	-	-	-	-
信用品質水準 2 (AA、AA+)	-	-	-	-
信用品質水準 3 (A)	425,000	3	575	1
その他				
割り当てられなかった金額(格付なし)	14,647,997	97	19,660,829	99
	15,072,997	100	19,661,404	100

5.6 IC0におけるオペレーション・リスク

特に新自己資本比率規制（バーゼル ）を考慮した場合、オペレーション・リスクの計量化および管理がよりいっそう重要となる。このリスクには、業務を実際に行う過程で生じる不適切な処理、不正確な記録、システムの不具合等に起因するリスク、法的リスクおよび損失リスクが含まれる。

この領域においては、オペレーション・リスクの取扱いを容易にする一定の手段が開発されており、管理委員会および活動指標の毎月の監視方針、プロセスおよび内部手続きの開発、顧客および事業を監視する方針の定義、事故の内部管理ならびに既存の危機管理計画が特筆される。また、内外の監査人により実行される監査手続きおよび監査業務の定期的な管理も強調されるべき点である。

5.7 企業に関する既存の信用リスク

5.7.1 産業別の分類

産業別の分類によると、その他の債務者向貸付金および認められた金融保証に分類される既存のリスク（評価調整額は含まない。）の分布は以下の通りである。

（単位：百万ユーロ）

	2016年		2015年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
産業別の既存のリスク：				
不動産投資	867	5	990	5
公共販売住宅の建設	30	0	33	0
公共賃貸住宅の建設	568	4	612	3
土地の取得および開発	222	1	278	1
その他	47	0	67	0
無形資産投資	-	0	-	0
有形資産投資	9,726	62	11,090	55
再生可能エネルギー	1,162	7	1,220	6
水道インフラ	368	2	484	2
電力インフラ	716	5	995	5
ガスおよび化石燃料インフラ	870	6	1,029	5
輸送インフラ	5,315	34	5,944	30
観光・娯楽産業	45	0	45	1
医療／保健事業インフラ	192	1	225	0
電気通信事業	18	0	-	0
オーディオ機器の生産および展示	34	0	35	0
産業地区その他の建設	10	0	13	0
その他	716	5	789	4
調査開発の物資に対する投資	20	0	20	0
ICO融資ライン 自治体 代理店	260	2	291	1
企業買収	476	3	539	3
一般的企業ニーズ	770	5	874	4
債務の再編	638	4	681	3
一般国家予算	1,973	13	2,340	12
金融仲介サービス	1,291	8	3,576	18
	15,741	100	20,090	100

2016年および2015年12月31日現在の総エクスポージャーは、三つの分野に集中している。「有形資産投資」が全リスクに対して占める割合は、2015年の55%に対し2016年は62%であり、「一般国家予算」は13%（2015年は12%）、IC0から供給者支払資金に供給された合計残高を含む「金融仲介サービス」分野は、2016年は8%で2015年は18%を占めた。

「有形資産投資」分野において、2016年のリスクの34%（2015年は30%）を占めた「輸送インフラ」による影響は強調すべき点である。

5.7.2 金融投資の地域別の分類

2016年12月31日現在のリスクは、89%が14,044百万ユーロに増加したスペイン国内における投資活動への融資に関するものであり（2015年12月31日現在は18,375百万ユーロであり、91%）、11%がその他の国における投資プロジェクトへの融資に関するものであった。

既存のリスクの自治区別分布については、カタルーニャ州が最もリスクが集中していた自治区で13%（2015年は11%）を占め、続いてアンダルシア州が11%（2015年は6%）を占めた。国内全体に帰属するあらゆるリスクにかかわらず、関連する取引は、その性質上、特定地域には帰属していないが、領域全体にわたり拡大している。

国際市場で行われた取引の2016年および2015年12月31日現在の分布は、国外の既存リスクに従い、以下の通りである。

	（単位：百万ユーロ）			
	2016年		2015年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
欧州経済共同体(EEC)	355	21	388	23
中南米	445	26	458	27
米国	403	24	538	31
EEC加盟国以外の欧州諸国	24	1	24	1
その他	470	28	307	18
	1,697	100	1,715	100

5.8 供給者に対する支払遅延に関する情報

スペイン会計士協会（ICAC）の2016年1月29日決議が、財務書類の注記に含められるべき商取引における供給者に対する支払遅延に係る情報に関して制定し、商取引における支払遅延に対する措置を定めた2010年7月5日法律第15号（2004年12月29日法律第3号を修正するもの。）に従い、当公庫は下記の点を指摘しなければならない。

- ・IC0の中核事業（金融活動）の内容を踏まえ、本注記に記載されている支払遅延に関する情報は、IC0にサービスを提供している業者に対する支払ならびにIC0の証券の預託者および保有者を除く民間供給者に対する支払のみに関連するものとなっている。後者に関しては、要求があり次第支払期日が到来する債務および繰延払債務のいずれの支払も、その契約上および法律上の支払期限までに適式に行われた。営業債権者とみなされない固定資産の供給者等、供給者に対する支払に関して提供される一切の情報についても、前述のICAC決議の規定に従うかかる義務的な開示の範囲から除外されない。
- ・2010年7月5日法律第15号により義務付けられている、以下に示される当公庫の民間供給者およびサービス提供業者に関する情報に関して、2016年1月29日ICAC決議の第6条に含まれるものを勘案し、前段落に定義される範囲で、かかる規制により情報が要求されている。

	2016年	2015年
（単位：日）		
支払事業の比率	7	6.5
未払取引の比率	3.5	8
供給者に対する平均支払期間	6.75	7
（単位：千ユーロ）		
支払額合計	24,804	29,069
未払金合計	1,095	1,134

当グループ間の支払債務および受取債権に係る支払は、上記のデータから除かれている。

5.9 リスクの集中

2016年および2015年12月31日現在、当グループは、当公庫の定款の規定に従い、適用される規制（2013年EU規則第575号第4部および2008年スペイン中央銀行通達第3号）に定められた大規模エクスポージャーの制限を免除されている。

2012年3月31日勅令第12号は、EU加盟国に所在する金融機関のエクスポージャーの取扱いを定めた。

5.10 建設および不動産開発のための融資に関する情報および関連する担保実行資産

不動産リスクポートフォリオの方針および戦略に関して、当公庫はかかる種類の商品につきいくつ
 かの方針（例えば経験豊富な開発者、認定販売の割合、独立した専門家による賃貸需要のデータ）か
 らなる承認プロセスを有し、プロジェクトの経済的および財政的実現可能性を評価している。

認証された仕事に対する支払は後に有効化および管理され、建設経過は監督され、販売は管理され
 ている。

さらに、取引を首尾よく完了させることのできる解決策を提案する目的の下、現在未払いがある顧
 客の支払を困難にしている理由を発見するために調査がなされてきた。

以下の表は、建設および不動産開発に対する融資について詳述したものである。

- 建設および不動産開発ならびに関連するヘッジのために提供された融資

(単位：千ユーロ)

	2016年			2015年		
	総額	担保 超過分	特定の引当金	総額	担保 超過分	特定の引当金
不動産貸付：	1,126,072	1,126,072	578,967	1,243,428	1,242,444	608,859
そのうち：破綻懸念先	474,717	474,717	469,480	496,105	495,121	481,500
備忘事項：						
債務不履行貸付	-	-	-	-	-	-

(単位：千ユーロ)

	2016年	2015年
備忘事項：		
地方政府を除く他の債務者への貸付金合計	9,464,300	11,359,630
資産合計	48,851,473	62,172,605
一般引当金合計	20,822	118,513

2016年12月31日現在の建設および不動産開発のための合計融資は、貸借対照表合計の2.30%（2015年12月31日現在は2.00%）を占めている。

- 建設および不動産開発のための融資（総額）

	（単位：千ユーロ）	
	2016年	2015年
1.不動産担保なし	381,204	470,747
2.不動産担保付	744,868	772,681
2.1 完成された建物	564,744	563,394
2.1.1 住宅	538,590	563,394
2.1.2 その他	26,154	-
2.2 建築中の建物	331	2,235
2.2.1 住宅	331	2,235
2.2.2 その他	-	-
2.3 土地	179,793	207,052
2.3.1 開発済みの土地	1,883	26,164
2.3.2 その他の土地	172,910	180,888
合計	1,126,072	1,243,428

- 住宅購入口ーン

	（単位：千ユーロ）			
	2016年		2015年	
	総額	そのうち： 破綻懸念先	総額	そのうち： 破綻懸念先
住宅ローン	16,348	-	18,116	-
不動産担保なし	15,064	-	16,518	-
不動産担保付	1,284	-	1,598	-

- 不動産担保付の住宅購入口ーン（最新の入手可能な査定額のリスクの割合（LTV））

2016年12月31日現在

	（単位：千ユーロ）				
	LTV 40% 未満	LTV 40%超 60%未満	LTV 60%超 80%未満	LTV 80%超 100%未満	LTV 100%超
総額	939	346	-	-	-
そのうち：破綻懸念先					

2015年12月31日現在

	（単位：千ユーロ）				
	LTV 40% 未満	LTV 40%超 60%未満	LTV 60%超 80%未満	LTV 80%超 100%未満	LTV 100%超
総額	944	654	-	-	-
そのうち：破綻懸念先					

- 不動産建設および開発債務の清算において受領した担保実行資産

当公庫の貸借対照表（注記17を参照のこと。）記載の担保実行資産はいずれも、建設会社および不動産開発業者に対して提供された融資または住宅購入のために一般家庭に対して提供されたモーゲージローンに起因するものではなく、当該資産を保有する非連結会社の株式、かかる会社への投資または融資で構成されるものでもない。

5.11 当グループのトップとしての、当公庫の借換済業務および再構築済業務に関する情報

2013年スペイン中央銀行通達第6号において公開および留保された金融情報に関するルールについて要求されている通り、次の表に2016年および2015年12月31日現在の借換済業務および再構築済業務に関する詳細な情報（総額）が記載されている。

2016年12月31日現在（総額）

	（単位：千ユーロ）				
	不動産担保の保証	その他の保証	保証なし	合計	特定ヘッジ合計
公的機関					
通常	-	-	-	-	-
基準以下	-	-	193,098	193,098	36,689
不良	-	-	-	-	-
企業および事業主					
通常	-	129,659	239,590	369,249	-
基準以下	11,704	606,300	191,593	809,597	20,846
不良	293,553	595,881	259,865	1,149,299	1,099,706
うち：不動産開発金融					
通常	-	-	-	-	-
基準以下	-	-	978	978	-
不良	-	8,301	77,110	85,411	294,309
その他個人					
通常	-	-	-	-	-
基準以下	-	-	-	-	-
不良	-	-	-	-	-
合計	305,257	1,331,840	884,146	2,521,243	1,157,241

2015年12月31日現在（総額）

（単位：千ユーロ）

	不動産担保の保証	その他の保証	保証なし	合計	特定ヘッジ合計
公的機関					
通常	-	-	-	-	-
基準以下	-	-	146,929	146,929	36,717
不良	-	-	-	-	-
企業および事業主					
通常	-	137,996	332,593	470,589	-
基準以下	5,779	591,903	266,995	864,677	205,361
不良	241,463	684,956	179,436	1,105,855	1,020,511
うち：不動産開発金融					
通常	-	-	-	-	-
基準以下	-	-	8,667	8,667	1,300
不良	202,053	60,778	77,110	339,941	287,464
その他個人					
通常	-	-	-	-	-
基準以下	-	-	-	-	-
不良	-	-	-	-	-
合計	247,242	1,414,855	925,954	2,588,051	1,262,589

注記6 現金、中央銀行等への預金および要求払預金

2016年および2015年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の残高の内容は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

	2016年	2015年
現金	10	11
スペイン中央銀行への預金	56,033	60,014
法定預金準備金(*)	56,033	60,014
その他の要求払預金	381,783	392,415
	437,826	452,440

(*) 利息を含む。

注記7 取引による金融資産および金融負債

2016年および2015年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の残高総額は、デリバティブ取引からなる。

デリバティブ取引を伴う取引は、当公庫が貸借対照表上のポジションを包括的に管理するが、ヘッジ商品に指定されるための規範的要件を満たしておらず、そのため取引ポートフォリオに分類される商品を主に対象としている。

以下は、2016年および2015年12月31日現在の当グループのデリバティブ取引の公正価額およびその名目価値（当該デリバティブに係る将来の支払額および回収額のベースとなる金額）をデリバティブの種類毎に示したものである。

	(単位：千ユーロ)					
	名目価値		資 産		負 債	
	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年
市場別：						
組織的市場	-	-	-	-	-	-
非組織的市場	3,109,874	3,180,141	254,389	153,890	249,858	148,649
	3,109,874	3,180,141	254,389	153,890	249,858	148,649
商品別：						
スワップ	3,109,874	3,180,141	254,389	153,890	249,858	148,649
	3,109,874	3,180,141	254,389	153,890	249,858	148,649
相手方別：						
信用機関	1,613,409	1,630,160	-	-	249,858	148,649
その他の金融機関	-	-	-	-	-	-
その他の部門	1,496,465	1,549,981	254,389	153,890	-	-
	3,109,874	3,180,141	254,389	153,890	249,858	148,649
リスク別：						
為替リスク	3,043,893	3,108,024	247,702	146,486	243,085	140,895
金利リスク	65,981	72,117	6,687	7,404	6,773	7,754
	3,109,874	3,180,141	254,389	153,890	249,858	148,649

公正価額は、2016年および2015年を100%として計算されており、貨幣および公債市場のインプリシット・カーブを参照している。

2016年および2015年12月31日現在、公正価額で測定し、注記2.2.3記載の公正価額レベルを考慮した取引ポートフォリオの分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2016年			2015年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
デリバティブ取引目的保有資産	-	254,389	-	-	153,890	-
デリバティブ取引目的保有負債	-	249,858	-	-	148,649	-

以下の表は、2016年および2015年における、当公庫の未実現の利益および損失に関する取引ポートフォリオに含まれる金融資産の公正価額の変動に関連して、損益計算書で認識されている額を示す（注記30を参照のこと。）。価額が活発な市場の指値を考慮して評価された金融資産（レベル ）、資金が観察可能な評価手法により計算される金融資産（レベル ）、そしてその他（レベル ）と区別される。

（単位：千ユーロ）

	2016年			2015年		
	利益	損失	純額	利益	損失	純額
レベル	-	-	-	-	-	-
レベル	295,604	285,053	10,551	300,723	312,304	(11,581)
レベル	-	-	-	-	-	-

注記8 売却可能金融資産

2016年および2015年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の残高の商品別の内容は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

	2016年	2015年
FONDICO PYME(1)	77,042	128,042
FONDICOインフラストラクチャラス(2)	76,943	69,073
フォンディコ・グローバル(3)	190,292	137,301
ファンド・フォンス・メディテラネア・ファンド・デ・カピタル・リエスゴ(4)	11,235	10,577
ファンド・マーガレット(5)	59,168	43,668
ファンド・カルボノ・エムプレサス・エスパニョラス(6)	-	74
FEI、ファンド・エウロペオ・デ・インベルシオネス(7)	12,667	12,536
SWIFT(8)	3	3
EDW(9)	206	161
GAMジェネラル・デ・アルキレル・イ・マキナリア (10)	1,383	1,186
ハビタット・インモビリアリア(11)	-	-
固定利付ポートフォリオ(12)	1,371,591	1,588,278
	1,800,530	1,990,899

- (1) ファンドは1993年5月に設立され、当グループの親会社である当公庫が唯一の出資者であり、AXISパルティシバシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。かかるファンドは2016年12月および2015年12月に全額支払済みである。2016年、ファンドは、拠出金の返済により53,490千ユーロ純資産が減少した。
- (2) 投資ファンドは2012年に設立され、当公庫が100%所有者であり、AXISビジネス・ユニットにより管理されている。2016年、当公庫による拠出金は10,048千ユーロ（2015年は12,561千ユーロ）であった。2016年、ファンドは、拠出金の返済により2,648千ユーロ純資産が減少した。
- (3) 投資ファンドは2014年に設立され、当公庫が100%所有者であり、AXISビジネス・ユニットにより管理されている。2016年、当公庫による拠出金は120,000千ユーロ（2015年は80,000千ユーロ）であった。2016年、ファンドは、拠出金の返済により66,000千ユーロ純資産が減少した。
- (4) ファンドは2005年10月に設立され、当公庫ならびに公的および民間事業者がその出資者である。このファンドはスペインの会社がアフリカン・マグレブで展開するプロジェクトに投資するために設立された。このファンドへの割当は、2016年12月31日現在2,916千ユーロとなった実質資本合計（公正価額の変動は含まない。）の30%の引当金を有している（2015年12月31日現在は2,914千ユーロ）。
- (5) マーガレット・ファンドへの資本参加。主導的な欧州の公的金融機関が参加しており、これは、市場政策に基づく投資家へのリターン原則と公共政策が定めた目標を同時に実現する目的で、気候変動と闘う欧州連

合の主要政策を実施するための、インフラに対する投資促進を目指す欧州の株式ファンドである。2016年および2015年、IC0によるファンドに対する拠出金はなかった。

- (6) 2011年より運営を開始したファンドであり、IC0が32.68%の持分を保有している。
- (7) 2016年12月31日現在、株式資本の0.72%に相当する出資を行っている（2015年12月31日現在では0.72%）。2016年、IC0の拠出金はなかった（2015年の期間中もなかった。）。2016年12月31日現在、支出額9,193千ユーロ（2015年12月31日現在では9,193千ユーロ）が未払いである。
- (8) 2008年よりかかる事業体の正式メンバーである当公庫は、かかる事業体に1株式出資している。
- (9) 2012年3月からのデータウェアハウス（EDW）企業への参加による3.70%。
- (10) 当公庫の事業の貸付金の一部支払が裁決されたことにより、2015年までに取得された非金融企業GAMの出資証券。2016年12月31日現在（2015年12月現在と同様）、IC0は、事業体に1.49%出資している。かかる証券は、取引のために公式な流通市場に上場される。
- (11) 当公庫の事業の貸付金の一部支払が裁決されたことにより、2015年までに取得された非金融企業不動産ハビタットの出資証券。流通市場に上場されていない当該投資の総価値（2016年12月31日および2015年12月31日現在は1,749千ユーロ）については、会計において完全に引当金が計上される。これらの持分は、売却可能金融資産に分類され、年度末の潜在的価値に基づき、公正価額で評価される。公正価額は投資の性質に基づいて決定され、潜在的価値は最も適切な評価手法を使って算出される。
- (12) IC0は、流動性マネジメント政策の一環として、売却可能金融資産に分類される負債性証券に投資することができる。これらは、スペインの金融機関が発行する固定利付証券であり、主に国家保証付債券からなる。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
1年満期	653,345	196,543
1年から2年満期	718,246	509,949
2年から3年満期	-	881,786
3年超満期	-	-
	1,371,591	1,588,278

2016年および2015年12月31日における、売却可能金融資産の項目の下の細目の公正価額の変化により生じた資産評価調整後項目としてのその他の累積包括損益残高は、以下の通りである（注記21を参照のこと。）。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
負債性証券	9,187	11,832
持分証券	(9,599)	(11,631)
	(412)	201

2016年および2015年における売却可能金融資産の変動は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
期首残高	1,990,899	912,678
追加購入	535,102	1,389,118
償却および売上	(724,856)	(304,997)
公正価額の変動	(613)	(4,222)
減損損失の変動	(2)	(1,678)
期末残高	1,800,530	1,990,899

2016年および2015年12月31日現在、公正価額で測定し、注記2.2.3に記載される公正価額レベルを考慮した売却可能金融資産の分類は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2016年			2015年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
負債性証券	1,371,591	-	-	1,588,278	-	-
その他の資本調達手段	-	-	428,939	-	-	402,621

2016年中、当公庫の損益計算書には、売却可能金融資産のポートフォリオに分類された負債性証券の売却により生じた売買益としての利益または損失は計上されていない(2015年の記録はなし。)(注記29を参照のこと。)

注記9 貸付および受取債権

2016年および2015年12月31日現在の貸付および受取債権の種類および状況別の詳細、資産の減損に対する正味評価変動調整は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

方法および状況：	2016年	2015年
	抵当権設定債務者	29,458
その他の担保を有する債務者	33,690	3,918
資産の一時的取得	217,292	-
その他の中長期債務者	32,236,246	44,711,548
前払金、その他	15,519	5,586
不良資産	1,629,204	1,746,127
評価調整額(減損修正を除く。)	76,404	94,351
	34,237,813	46,594,227

「前払金、その他」の項目には、(期限切れの減損資産を除く)第三者への貸付で未だ経過確認中の貸付金への引当金資金および一時的な前払金が含まれる。

2016年および2015年12月31日現在の連結貸借対照表において、本項目の相手方別の総額の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
相手方別：		
負債性証券(注記9.1)	1,675,187	4,748,097
信用機関(注記9.2)	19,165,522	29,912,302
現先取引に基づき相手方から取得した資産(注記9.3)	217,292	-
居住者公的機関(注記9.3)	3,761,952	3,589,985
非居住者公的機関(注記9.3)	38,613	48,034
その他の居住者部門(注記9.3)	10,178,119	12,551,277
その他の非居住者部門(注記9.3)	813,278	841,599
その他の金融資産(注記9.3)	13,092	10,256
	35,863,055	51,701,550
(減損損失)(注記9.3)	(1,701,646)	(2,201,674)
その他の評価調整額(*)	76,404	94,351
	34,237,813	49,594,227

(*) 評価調整額は、利息および類似収益の発生額ならびに手数料調整額に関連する金額である。

以下の表は、信用リスクを補填するために計上された減損損失の2016年および2015年中の変動と、かかる各年度の期首および期末現在の貸付および受取債権ポートフォリオにおける当該減損の累積額を表している。

(単位：千ユーロ)

	カントリー・ リスク	個別引当金	一般引当金	合計
2015年1月1日現在の残高	-	2,307,570	101,375	2,408,945
収益に費用計上された充当額	-	106,889	-	106,889
回収額	-	(122,686)	(2,218)	(124,904)
資金の充当	-	(196,905)	-	(196,905)
その他の変動	-	-	-	-
為替差額の調整	-	7,649	-	7,649
2015年12月31日現在の残高	-	2,102,517	99,157	2,201,674
収益に費用計上された充当額	-	73,918	-	73,918
回収額	-	(449,378)	(78,321)	(527,699)
資金の充当	-	(46,699)	-	(46,699)
その他の変動	-	-	-	-
為替差額の調整	-	452	-	452
2016年12月31日現在の残高	-	1,680,810	20,836	1,701,646

回収の可能性が低いとみなされる資産に影響を及ぼす変動の結果、添付の2016年および2015年の損益計算書上の繰越純額は、それぞれ4,222千ユーロおよび1,541千ユーロであった。

以下の表は、基準の内訳の決定に基づく個別引当金の詳細を示している。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
決定：	1,499,681	1,487,230
顧客滞納	409,637	565,611
顧客滞納以外	1,090,044	921,619
警戒リストにおける標準リスク(2016年) / 基準以下(2015年)	181,129	615,287
合計	1,680,810	2,102,517

基準以下の個別引当金は、2016年12月31日現在の2,378,110千ユーロの信用資産に相当する(2015年12月31日現在は2,784,315千ユーロ)。

以下の表は、回収の可能性が低いとして償却された金融減損資産についての動向を示す。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
期首残高	1,012,313	865,689
追加：	55,618	162,059
回収の可能性が低いことによる	-	-
その他の事由による	55,618	162,059
回収：	(4,222)	(1,541)
借換えおよび再編による	-	-
追加融資なしに回収した現金	(4,222)	(1,541)
資産の割当のため	-	-
その他	-	-
最終償却：	(14,996)	(17,732)
免除による	-	-
期限切れによる	-	-
その他の事由による	(14,996)	(17,732)
為替変動の純額	1,220	3,838
期末最終残高	1,049,933	1,012,313

以下の表は、貸付および受取債権に分類される金融資産であって、2016年および2015年12月31日現在の信用リスクによって減損とみなされるものであり、相手方別に、上記の期日現在未払いとなっている金額の支払期限およびリスク期限からの経過日数に基づき記載されている。中央政府が保証する減損認識資産については注記9.3を参照のこと。

2016年12月31日現在の減損認識資産

(単位：千ユーロ)

	6ヶ月以内	6ヶ月超 9ヶ月以内	9ヶ月超 12ヶ月以内	12ヶ月超	合計
相手方別：					
その他の居住者および非居住者部門	1,155,133	9	2,725	471,337	1,629,204
	1,155,133	9	2,725	471,337	1,629,204

2015年12月31日現在の減損認識資産

(単位：千ユーロ)

	6ヶ月以内	6ヶ月超 9ヶ月以内	9ヶ月超 12ヶ月以内	12ヶ月超	合計
相手方別：					
その他の居住者および非居住者部門	1,181,189	4,124	-	560,814	1,746,127
	1,181,189	4,124	-	560,814	1,746,127

2016年および2015年12月31日現在、カントリー・リスクに関連する減損資産はない。

2016年および2015年に係る減損が認識されていない満期資産の額は、それぞれ15,295千ユーロおよび5,462千ユーロであり、これらの資産の両年度における期間は1ヶ月ないし3ヶ月である。

9.1 負債性証券

貸付および受取債権として記載されている「負債性証券」の項目には、譲渡不可の金融資産が含まれており、2012年末には「顧客信用 - 居住者公的機関」の項目に含まれ、2013年中に当公庫から「供給者支払のための融資基金」のためのシンジケート・ローンに転換された。

一方で、2013年後半には、当公庫の業務委員会は、当グループの優位事業体として、2015年のIC0信用枠の事業体により作られた、貸付金を債券へ転換する転換業務の対象となる条件および業務を規制するため、2015年のIC0の仲介貸付枠契約に関する枠組みに含まれている別紙5の書類を承認した。かかる承認には、転換される与信枠、金額、利息額、適格な事業体、スケジュールおよび金融機関の報酬額に関する一般的な仕様も含まれている。また、仲介貸付の転換により生じた負債性証券は、貸付および受取債権に関する「負債性証券」の項目にも記載されている。

連結貸借対照表に記載される2016年および2015年12月31日現在のかかる項目の相手方別の総額は以下の通りである。

	(単位:千ユーロ)	
	2016年	2015年
相手方別:		
居住者公的機関	1,294,418	3,583,198
信用機関	380,769	1,164,899
	1,675,187	4,748,097
(減損損失)	-	-
評価調整額	-	-
	1,675,187	4,748,097

貸付および受取債権に関する「負債性証券 - 居住者AAPP」に分類される2016年および2015年12月31日現在の主要な業務(評価調整額を含むが、資産の減損による変動を含まない。)の満期別内訳は以下の通りである。

	(単位:千ユーロ)	
	2016年	2015年
満期別:		
1年以内	1,219,131	2,288,385
1年超2年以内	75,287	1,219,503
2年超3年以内	-	75,310
3年超4年以内	-	-
4年超5年以内	-	-
5年超	-	-
	1,294,418	3,583,198

2016年12月31日現在のかかる資産に対する利息は年利4.60%（2015年12月31日現在は4.90%）であった。

2016年および2015年12月31日現在、評価調整を含み、かつ、資産の減損に対する評価調整を除く、貸付および受取債権に関する「負債 - 信用機関」に分類される主要な業務の満期別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
満期別：		
1年以内	175,217	749,474
1年超2年以内	152,913	185,367
2年超3年以内	24,900	166,223
3年超4年以内	22,391	31,114
4年超5年以内	1,260	27,292
5年超	4,088	5,429
	380,769	1,164,899

2016年12月31日現在のかかる資産の利息は平均年利2.59%（2015年12月31日現在は2.42%）であった。

9.2 信用機関に対する預金

2016年および2015年12月31日現在の連結貸借対照表上の本項目の総額の内容は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
内容別：		
金融機関に対する預金(注記9.2.1)	1,158,849	971,438
仲介貸付(注記9.2.2)	17,736,293	25,657,479
信用事業体へのその他の貸付(注記9.2.3)	270,380	283,385
	19,165,522	26,912,302
(減損損失)	-	-
その他の評価調整額(*)	(706)	20,514
	19,164,816	26,932,816

(*) 評価調整額は、利息および類似収益の発生額ならびに手数料調整額に関連する金額である。

9.2.1 金融機関に対する預金

2016年中、「金融機関における預金」は、年利0.55%（2015年中は0.37%）の平均利息による収益を得た。2016年および2015年12月31日現在のかかる預金は、すべて定期預金である。

2016年および2015年12月31日現在の「定期預金」項目の満期別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
1年以内	1,158,849	971,438
1年超2年以内	-	-
2年超3年以内	-	-
3年超4年以内	-	-
4年超5年以内	-	-
5年超	-	-
	1,158,849	971,438

これらの貸付金について2016年および2015年に発生した金利はそれぞれ996千ユーロおよび846千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

9.2.2 仲介貸付

1993年2月26日の閣議決定に従い、中小企業に対する融資を援助するための仲介貸付枠が当公庫に設けられた。かかる仲介貸付枠は、当公庫が様々な金融機関に供与した貸付を通じて行われ、当該金融機関が各企業に対する正式な貸付を行った。かかる方針は後年も継続され、常にスペインの中小企業に焦点を当てながら、毎年様々な金額および目的に沿った枠が承認された。

1997年12月31日までに付与された仲介貸付に区分される業務において、IC0は資金を受領する事業体の最終的な借り手に対する信用リスクの一定割合を引き受ける。それ以降は、IC0は2009年から2012年の一定の流動性資産枠を除き、最終的な借り手に関する不良債権リスクを引き受けていない。

2009年から2012年に設けられ、また2016年12月31日現在に総エクスポージャー378百万ユーロ（2015年12月31日現在は829百万ユーロ）である仲介貸付枠は、中小企業のための、流動性リスクを伴う一定のIC0信用枠である。かかる枠につき、IC0は、仲介に失敗した金融機関による全般的および総合的なリスクを引き受けた。2009年および2010年に供与されたかかる枠につき、かかるリスクは当該枠の引当金額の5%を上限とした。一方で、2011年および2012年に供与された枠については、不動産金融取引を除く金融機関セクターの平均不履行率が最大想定リスクとされている。2016年および2015年において、当公庫が引き受けたリスクにつき、新たな枠は承認されていない。

2016年12月31日現在、当公庫はIC0のリスクに係るすべての仲介貸付枠のために82,849千ユーロ（2015年12月31日現在は170,989千ユーロ）の引当金を設定している（注記19を参照のこと。）。かかる引当金は、当初は当該仲介枠により当公庫に対して発生する受取利息を参照できるが、期待された成長が見られなかった場合は例外的にIC0によって調整される。最終的に認識された引当金がかかる不履行をカバーするのに不十分な場合、かかる差額は直接1995年勅令付法第12号に基づき設定されたRDLファンドに請求され、当公庫における損失は一切発生しない。

仲介貸付により生じた利息は2016年および2015年には、それぞれ395,570千ユーロおよび667,577千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

2016年および2015年12月31日現在における仲介貸付残高の満期別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
1年以内	7,014,579	9,971,721
1年超2年以内	3,750,769	6,237,719
2年超3年以内	2,585,683	3,440,145
3年超4年以内	1,408,560	2,239,542
4年超5年以内	910,194	1,133,533
5年超	2,066,508	2,634,819
	17,736,293	25,657,479

2016年および2015年12月31日現在の仲介貸付の平均年利はそれぞれ1.76%および2.08%であった。

9.2.3 信用機関へのその他の貸付

本項目は、信用機関に対して直接行われた貸付取引の残高を含む（仲介貸付ではない。）。

これらの貸付金について2016年および2015年中に発生した金利は、それぞれ7,040千ユーロおよび2,757千ユーロであり、損益計算書の「受取利息」の項目に認識される（注記24を参照のこと。）。

2016年および2015年12月31日現在のこれらの貸付残高の満期別の詳細は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
1年以内	104	-
1年超2年以内	20,790	21,787
2年超3年以内	20,790	21,787
3年超4年以内	20,790	21,787
4年超5年以内	20,790	21,787
5年超	187,116	196,237
	270,380	283,385

2016年および2015年12月31日現在の仲介貸付の平均年利はそれぞれ1.76%および2.08%発生した。

9.3 顧客向貸付金

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表において、本項目の残高の相手方別の内訳は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2016年	2015年
相手方別：		
現先取引に基づき相手方から取得した資産	217,292	-
居住者公的機関	3,761,952	3,589,985
非居住者公的機関	38,613	48,034
その他の居住者部門	10,178,119	12,551,277
その他の非居住者部門	813,278	841,599
その他の金融資産	13,092	10,256
	15,022,346	17,041,151
(減損損失)	(1,701,646)	(2,201,674)
その他の評価調整額(*)	77,110	73,837
	13,397,810	14,913,314

(*) 評価調整額は、利息および類似収益ならびに手数料調整額に関連する金額である。

経済利益グループにおける投資の取引帳簿価額（2016年12月31日現在では23,653千ユーロおよび2015年12月31日現在では27,355千ユーロ）は、当該投資が利益保証型であることを考慮し、「その他の居住者部門」に含まれている。

これらの機関のマイナスの課税標準が当公庫の課税標準に含まれているため、本表に記載されている分配は会計財務要素を含んでいる。投資に対する最終利益の確定に伴い会計財務利益を調整するために連結損益計算書の所得税に対して引当金が毎年計上されている（注記19および注記23を参照のこと。）。

以下は、上記の相手方別残高のうち、公的に保証されている取引（2016年および2015年12月31日現在の「顧客に対する貸付金」の項目に分類される「その他の居住者部門」および「居住者公的機関」の項目に含まれる。）を相手方別および商品別に記載したものである。

（単位：千ユーロ）

	2016年	2015年
「居住者公的機関」に含まれる残高		
中央政府に対する貸付	1,400,466	820,262
地方自治政府に対する貸付	2,361,486	2,769,723
評価調整額	(93,369)	(94,898)
	3,668,583	3,495,087
「その他の居住者部門」に含まれる残高		
国家により保証されている不良資産	185,444	196,908
その他の公共機関に対する貸付	2,934,685	4,014,059
国家により保証されているその他の部門に対する貸付	703,148	785,831
	3,823,277	4,996,798
国家により保証されている取引合計	7,491,860	8,491,885

2016年および2015年12月31日現在の「中央政府に対する貸付」（評価調整額は含まない。）の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

	2016年	2015年
国家およびその自治機関に対する貸付	1,139,965	546,627
国庫からの受取勘定	255,050	266,283
国家からのその他の受取勘定	5,451	7,352
	1,400,466	820,262

2016年12月31日現在「国庫からの受取勘定」は、248,607千ユーロ（2015年12月31日現在も248,607千ユーロ）であり、これは、「i+d+iおよび福利厚生に関するFEDERの運営プログラムに含まれるテクノロジー・ファンド・IC0・イノベーション2015-2016年」の策定によるものであった。さらに国庫に支払った金額であって、仲介貸付の金利差を調整するための助成金として有効に返戻されていない金額である。

「国家からのその他の受取勘定」には、当公庫のCARI取引額が計上される。

これらの金額の残高は額面価格で表示され、利息は一切付されない。

2016年および2015年における公共部門機関による損益に寄与した利息および類似収益は以下の通りである（注記24を参照のこと。）。

	（単位：千ユーロ）	
	2016年	2015年
中央政府	12,091	10,324
地方自治政府	31,551	78,626
その他の公共部門機関	38,530	73,753
	82,172	162,703

2016年および2015年12月31日現在、「顧客に対する貸付金」に分類される貸付元本（評価調整額を含む。）の満期別詳細は以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）	
	2016年	2015年
満期別：		
1年以内	2,185,197	2,440,793
1年超2年以内	1,680,600	1,649,693
2年超3年以内	1,601,534	2,304,164
3年超4年以内	1,492,280	1,517,848
4年超5年以内	1,355,531	1,571,157
5年超	6,784,314	7,631,333
	15,099,456	17,114,988

スペイン中央銀行の現行の規則に従い、偶発債務および不確定約定額の引当金は連結貸借対照表の「引当金 - 偶発債務および不確定約定額の引当金」項目に計上されている。

2016年および2015年12月31日現在のその他の債務者向貸付金の年率はそれぞれ1.50%および1.71%であった。

2016年12月31日現在、損益計算書には、貸付および受取債権として分類された金融資産の損益は計上されなかった（2015年12月31日現在も計上されなかった。）（注記29を参照のこと。）。

注記10 満期保有投資ポートフォリオ

2016年および2015年12月31日現在の満期保有投資ポートフォリオの相手方別の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
相手方別：		
スペイン公的機関	9,529,114	8,091,062
居住者金融機関	971,027	2,715,521
その他の居住者部門	4,067	4,069
不良資産	-	-
	10,504,208	10,810,652
減損損失	-	-
減損に係る評価調整額	-	-
	10,504,208	10,810,652

2016年におけるポートフォリオの平均補償率は、1.33%であった（2015年は1.78%であった。）。

「居住者金融機関」は、スペインの金融機関により発行された負債性証券を含む。かかる負債性証券は、当公庫が契約当初およびそれ以後において、満期まで保持の意思と財務能力を有するものであって、市場において運用され、固定満期で、かつ、そのキャッシュフローが確定しているか確定可能なものである。

2016年12月31日現在および2015年12月31日現在、当公庫は、満期を迎えた投資有価証券ポートフォリオの信用リスクによる減損損失を補うための引当金を割り当てていない。

満期保有投資ポートフォリオの項目のうち2016年および2015年における変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
当初残高	10,810,652	13,948,582
買取追加額	8,633,259	17,587,551
減損の変動	-	-
償還額および売却額	(8,939,703)	(20,725,481)
期末残高	10,504,208	10,810,652

2016年および2015年12月31日における期間毎の残存期間の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
要求払い	1,370,505	1,761,070
3ヶ月以内	696,217	1,370,893
3ヶ月超1年以内	1,349,673	3,114,036
1年超5年以内	7,060,403	4,538,289
5年超	27,410	26,364
合計	10,504,208	10,810,652

注記11 デリバティブヘッジ（借方および貸方）

添付の貸借対照表のこの項目には、注記2.3記載の説明に従った公正価額でのヘッジ商品が計上されている。

契約済みのデリバティブ取引およびヘッジ項目は、基本的には以下の通りである。

- 主にグループが発行するEuribor以外のレートで計算される金融商品をヘッジする金利スワップ
- 複数の金融商品に関連する公正価額とキャッシュフローの変動をカバーする為替ヘッジ

デリバティブの公正価額を決定するために使用する評価方法は、金利デリバティブや為替リスク・デリバティブを評価する割引キャッシュフロー法である。

2016年および2015年12月31日現在「デリバティブヘッジ」の項目に記載されている金融デリバティブの名目価値および公正価額は、相手方別、残存期間別およびリスク別で以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	名目価値		資 産		負 債	
	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年
市場別：						
組織的市場	-	-	-	-	-	-
非組織的市場	28,414,644	42,755,512	1,222,013	1,755,253	218,726	271,857
	28,414,644	42,755,512	1,222,013	1,755,253	218,726	271,857
商品別：						
スワップ	28,414,644	42,755,512	1,222,013	1,755,253	218,726	271,857
	28,414,644	42,755,512	1,222,013	1,755,253	218,726	271,857
相手方別：						
信用機関	28,414,644	42,755,512	1,222,013	1,755,253	218,726	271,857
その他の金融機関	-	-	-	-	-	-
その他の部門	-	-	-	-	-	-
	28,414,644	42,755,512	1,222,013	1,755,253	218,726	271,857
リスク別：						
為替リスク	3,135,733	4,648,727	673,358	896,221	105,493	168,539
金利リスク	25,278,911	38,106,785	548,655	859,032	113,233	103,318
	28,414,644	42,755,512	1,222,013	1,755,253	218,726	271,857

2016年および2015年12月31日現在、公正価額で測定し、注記2.2.3記載の公正価額レベルを考慮したデリバティブヘッジの分類は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2016年			2015年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
資産						
- 売買目的保有デリバティブ	-	1,222,013	-	-	1,755,253	-
負債						
- 売買目的保有デリバティブ	-	218,726	-	-	271,857	-

公正価額は、2016年および2015年を100%として計算されており、貨幣および公債市場のインプリシット・カーブを参照している。

2013年1月1日付でIFRS第13号が効力発生したことにより、当公庫は相手方および当公庫によるデリバティブ金融商品評価額、リスク評価調整額を含んでいる（注記7および注記30を参照のこと。）。

[前へ](#)

[次へ](#)

注記12 子会社、合併企業および関連企業への投資

2016年および2015年中の連結貸借対照表における、会社別の株式の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)
	<u>関連企業</u>
2015年1月1日現在残高	54,275
追加額	1,654
処分額 / 使用額	-
その他の変動	-
減損	-
2015年12月31日現在残高	55,929
追加額	1,821
処分額 / 使用額	-
その他の変動	-
減損	-
2016年12月31日現在残高	57,750

2016年および2015年12月31日現在の株式および持分に係る情報は、別紙 に記載されている。
 2016年度および2015年度における増加は、連結調整に相当する。

注記13 有形固定資産

2016年および2015年の有形固定資産の変動およびこれに関連する累積償却額は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	自己使用の建物	設備、車両 その他の固定資産	不動産投資	合計
費用				
2016年1月1日現在の残高	113,566	15,652	-	129,218
追加額	219	89	-	308
処分額その他の償却額	-	(18)	-	(18)
2016年12月31日現在の残高	113,785	15,723	-	129,508
累積償却額				
2016年1月1日現在の残高	27,798	6,695	-	34,493
充当額	1,615	671	-	2,286
移転額その他の変動額	-	(17)	-	(17)
2016年12月31日現在の残高	29,413	7,349	-	36,762
減損損失				
2016年12月31日	9,876	651	-	10,527
有形固定資産純額				
2016年12月31日現在の残高	74,496	7,723	-	82,219
費用				
2015年1月1日現在の残高	113,330	15,304	-	128,634
追加額	236	1,029	-	1,265
処分額その他の償却額	-	(681)	-	(681)
2015年12月31日現在の残高	113,566	15,652	-	129,218
累積償却額				
2015年1月1日現在の残高	26,027	6,552	-	32,579
充当額	1,771	719	-	2,490
移転額その他の変動額	-	(576)	-	(576)
2015年12月31日現在の残高	27,798	6,695	-	34,493
減損損失				
2015年12月31日	9,876	651	-	10,527
有形固定資産純額				
2015年12月31日現在の残高	75,892	8,306	-	84,198

2016年12月31日現在、総額約15,445千ユーロ（2015年12月31日現在は13,437千ユーロ）で償却された自己使用目的の有形固定資産があった。

当公庫の方針に従い、すべての有形固定資産は2016年および2015年12月31日現在、保険が付保されている。

2004年スペイン中央銀行通達第4号の暫定規則第1、B）6項によれば、有形固定資産の公正価額による評価が認められている。この評価調整を実行するため、当グループは運用資産について関連する評価を実施し、それにより当グループの有形固定資産の価値は53,106千ユーロ増加した。租税効果を控除後のこれらのキャピタルゲインのために再評価準備金が設定された。再評価された簿価はその時点で帰属費用として充当される。

2016年12月31日現在、再評価準備金は23,591千ユーロ（2015年12月31日現在は24,501千ユーロ）であった（注記20を参照のこと。）。

下記の表は2016年および2015年12月31日現在の当グループの一部の有形固定資産の公正価額を当時の簿価とともに区分毎に表したものである。

（単位：千ユーロ）

	2016年		2015年	
	簿価	公正価額	簿価	公正価額
自己使用目的の有形固定資産	82,219	86,208	84,180	86,745
建造物	74,496	78,485	75,920	78,485
その他	7,723	7,723	8,260	8,260
不動産投資	-	-	-	-
建設中不動産	-	-	-	-

上記の有形固定資産の公正価額は、下記に従って見積もられた。

- スペイン中央銀行承認の価格査定人による評価の更新がされなかった資産については、事業体により類似した資産の価格傾向の市場データに基づき公正価額が見積もられた。
- スペイン中央銀行承認の価格査定人による評価の更新がなされた資産については2003年省令805号の評価方法に従い公正価額が見積もられた。

すべての自己使用目的不動産は、2016年および2015年12月31日付で、承認された鑑定人であるスペイン中央銀行により比較方法を用いて評価された。

注記14 無形資産

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表における無形資産は、もっぱらその他の無形資産の項目に分類される。

	推定耐用年数	(単位：千ユーロ)	
		2016年	2015年
耐用年数(無期限)	-	-	-
耐用年数(期限付)	3年から10年	37,588	34,481
総計		37,588	34,481
内訳：			
内部開発	3年	29,077	29,983
その他	10年	8,511	4,498
累積償却額		(26,322)	(23,348)
減損損失		(2,137)	(2,137)
		9,129	8,996

2016年および2015年12月31日現在のすべての無形資産はコンピューターのアプリケーションに関連するものである。2016年12月31日現在の全額償却された無形資産は21,665千ユーロ（2015年12月31日現在は21,104千ユーロであった。）。

注記15 税金資産および税金負債

2016年および2015年12月31日現在の税金資産および負債の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	資産		負債	
	2016年	2015年	2016年	2015年
当期税金：	127,172	19,958	877	1,246
法人税	127,163	19,944	-	-
VAT	9	14	30	88
所得税(源泉)	-	-	457	768
社会保障負担	-	-	390	390
繰延税金：	95,375	228,381	65,960	39,170
信用供与、貸付および割引に係る減損損失	95,375	228,381	-	-
キャッシュフロー・ヘッジの評価(注記21)	-	-	50,205	23,152
資産の修正	-	-	15,932	15,932
売却可能金融資産の修正	-	-	(177)	86
	222,547	248,339	66,837	40,416

2016年および2015年の繰延税金資産および負債の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	資産		負債	
	2016年	2015年	2016年	2015年
期首残高	228,381	265,637	39,170	17,827
信用供与、貸付および割引に係る減損損失	(133,006)	(29,726)	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ評価額(注記21)	-	(7,530)	27,053	23,152
資産の修正	-	-	-	-
売却可能金融資産の修正(注記21)	-	-	(263)	(1,809)
期末残高	95,375	228,381	65,960	39,170

注記16 その他の資産および負債

2016年および2015年12月31日現在のその他の資産の本項目の残高は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
その他の資産	7,051	2,233
期間差異	29,809	27,537
	36,860	29,770

「期間差異」の項目には、供給者支払のための融資基金、自治区流動性基金および自治体の融資基金の業務管理についての当グループの親会社である当公庫の受取手数料およびその他が含まれている(注記1.1を参照のこと。)。2016年において、IC0の受取手数料総額は年間25百万ユーロ(2015年12月31日現在も25百万ユーロ)であり、これらの金額は損益計算書の「手数料収入」にも計上されている(注記28を参照のこと。)

2016年および2015年12月31日現在のその他の負債の本項目の残高は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
その他の負債	3,034	2,857
期間差異	5,032	3,305
	8,066	6,162

本項目「その他の負債」は、基本的に、今は存在しないアルヘンタリアからの資産および負債の譲受に関連する当グループに係る様々な支払義務に対応する(注記1.4を参照のこと。)

「期間差異」の項目には、「2016年ラベル仲介融資枠」の700千ユーロ(2015年は692千ユーロ)に基づき金融機関に支払われる未収の受取手数料が含まれている。

注記17 売却目的保有の非流動資産

「売却目的保有の非流動資産」の総額は、担保権実行資産に相当する。2016年12月31日現在および2015年12月31日現在記載されている担保権実行資産のうち、不動産開発およびその他の不動産開発事業に関連した資金調達に起因するものはない。

2016年および2015年の貸借対照表に記載される本項目の残高の変動は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	費用	減損	合計
2015年1月1日現在残高	72,995	(72,995)	-
追加額	135	(107)	28
処分額 / 使用額	(242)	214	(28)
移転額	-	-	-
2015年12月31日現在残高	72,888	(72,888)	-
追加額	208	(141)	67
処分額 / 使用額	(206)	139	(67)
移転額	-	-	-
2016年12月31日現在残高	72,890	(72,890)	-

売却目的保有の非流動資産の金額は2016年および2015年12月31日現在に完全に引当金を計上した単一の資産48,678千ユーロと対応する。

当公庫の取締役会はこれらの資産に対して投資の引上げ計画を毎年承認している。

2004年スペイン中央銀行通達第4号第55項の規則60記載の通り、売却目的保有の非流動資産は、居住用、産業用および商業用別に、都市部における土地および都市化から分断された未開地ならびに建物と幅広く分類される。

以下の表は、評価会社、資産評価の方法および会社 / 代理店の評価額が示されている。

居住用建物		
最終評価額 (単位:千ユーロ)	評価会社	評価方法
146	TAS. HIPOTECARIAS	動的残余
3	ALIA TASACIONES	動的残余
286	ALIA TASACIONES	費用および比較
17	GESVALT	費用および比較
473	TASVALOR	費用および比較
13	ARCO VALORACIONES	比較
404	JUDICIAL	その他
1,342		

産業用建物		
最終評価額 (単位:千ユーロ)	評価会社	評価方法
2,296	GESVALT	費用および比較
2,296		

第三次利用建造物		
最終評価額 (単位:千ユーロ)	評価会社	評価方法
11	TASVALOR	比較
716	ALIA TASACIONES	費用および比較
5,131	EUROVAL	費用
212	TASVALOR	費用
6,070		

都市部における土地および開発可能用地		
最終評価額 (単位:千ユーロ)	評価会社	評価方法
3,152	ALIA TASACIONES	動的残余
7,929	TASVALOR	動的残余
4	ALIA TASACIONES	静的残余
19	TASVALOR	静的残余
218	EUROVAL	費用
11,322		

最終評価額(単位:千ユーロ)	未開地 評価会社	評価方法
66	TASVALOR	費用および比較
167	ALIA TASACIONES	比較
35	GESVALT	比較
59	TASVALOR	比較
42	ALIA TASACIONES	賃貸料の更新
18	GESVALT	その他
154	JUDICIAL	その他
541		
21,571		

注記18 償却原価金融負債

貸借対照表の本項目の残高を構成する項目の詳細は以下の通りである。

(単位:千ユーロ)

	2016年	2015年
相手方別:		
信用機関による預金(注記18.1)	13,375,016	11,633,435
顧客による預金(注記18.2)	1,003,960	1,056,619
市場性を有する債券(注記18.3)	26,954,455	41,835,142
その他の金融負債(注記18.4)	1,051,930	1,514,722
	42,385,381	56,039,918

18.1 信用機関による預金

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

種類別：	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
欧州投資銀行からの借入金	10,419,575	8,894,431
銀行間借入金	758,699	752,600
その他の金融機関からの借入金	2,090,697	1,870,220
その他の取引	497	332
評価調整額 - 期間差異	105,548	115,852
	13,375,016	11,633,435

銀行間預金は、2016年および2015年12月31日現在から起算して1年以内にそれぞれ期限が到来する。

「その他の取引」の項目には最終承認を待っている金融企業からの収益が含まれる。

「欧州投資銀行からの借入金」の最終償還期限は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
1年以内	1,007,588	108,685
1年超2年以内	1,577,796	1,014,814
2年超3年以内	2,067,437	1,583,514
3年超4年以内	1,649,959	1,555,503
4年超5年以内	1,778,584	1,281,786
5年超	2,338,211	3,350,129
	10,419,575	8,894,431

「その他の金融機関からの借入金」の償還期限の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
1年以内	119,504	91,852
1年超2年以内	239,779	119,540
2年超3年以内	358,493	239,849
3年超4年以内	358,493	258,599
4年超5年以内	358,493	258,599
5年超	655,935	901,781
	2,090,697	1,870,220

18.2 顧客による預金

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

相手方別：	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
公的機関	922,698	947,989
その他の居住者部門(1)	81,003	108,255
その他の非居住者部門	-	-
評価調整額 - 期間差異	259	375
	1,003,960	1,056,619

(1) うち、2016年および2015年12月31日現在、81,003千ユーロおよび96,646千ユーロはそれぞれ経常収支であった。

2016年および2015年12月31日現在、「公的機関」の項目に記載された残高の種類別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
特別国家借入金	-	2
相互金利調整契約(CARI)	11,688	19,175
公的機関の経常勘定およびその他の項目	911,010	928,812
	922,698	947,989

18.3 市場性を有する債券

2016年および2015年12月31日現在の「市場性を有する債券」の項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
発行済債券	26,109,430	40,480,490
評価調整額(*)	845,025	1,354,652
	26,954,455	41,835,142

(*) ヘッジ会計士による取引費用および価格調整を含む。

2016年度中および2015年度中の負債性証券 - 債券および債務の項目における変動実績は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
期首残高	40,480,490	52,894,775
発行数	8,048,348	11,811,342
償却費	(22,419,408)	(24,225,627)
期末残高	26,109,430	40,480,490

以下の表は、2016年および2015年12月31日現在の発行済債券の主な特徴を、通貨、利率および最終償還期日で示したものである。

発行数		通貨	償還期日	年利率	(単位：千ユーロ)	
2016年	2015年				2016年	2015年
3	6	ノルウェー・クローネ	2021年	4.28% - 5.36%	131,020	358,273
1	2	カナダ・ドル	2020年	4.53% - 5.00%	176,205	430,008
36	42	米ドル	2020年	複数年	4,081,407	4,815,115
108	157	ユーロ	2032年	複数年	20,497,410	33,233,381
4	6	スイス・フラン	2024年	2% - 3.25%	577,016	895,330
3	2	英ポンド	2017年	複数年	365,838	387,390
6	7	円	2030年	0.52% - 2.9%	280,534	360,993
					26,109,430	40,480,490

各発行の内容は、当グループの親会社である当公庫公式サイト (www.ico.es) の「投資 - 発行債券情報」のページを参照されたい。

2016年にユーロ建ておよびその他通貨建ての債券の金融費用の総額は損益計算書の「利息および類似費用」の項目に計上されており、金額は1,259,547千ユーロであり、その平均年利は4.08%（会計ヘッジを考慮すると2.45%）であった。2015年の金融費用は1,931,217千ユーロであり、その平均年利は4.05%（会計ヘッジを考慮すると2.59%）であった（注記25を参照のこと。）。

2016年に、一定の償却原価金融負債（ICOにより発行された債券）の買戻しの結果として、152,151千ユーロの純営業損失が計上された（かかる金額は、かかる排出を補填するために買戻しに関連したデリバティブの消却の結果を含む。）。2015年に同様の概念で計上された損失は、56,790千ユーロであり、これは「公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益」に計上されている（注記29を参照のこと。）。

18.4 その他の金融負債

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表における本項目の残高は以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）	
	2016年	2015年
国庫準備金	775,028	1,177,514
その他	276,902	337,208
	1,051,930	1,514,722

国庫準備金には、当グループが受領し、各項目に適用される条件に従い返済する資金が含まれる。これらの各資金に関連する詳細については、当公庫のウェブサイト（www.ico.es）を参照のこと。

最も重要な与信枠に関連する資金は以下のものである。

- 「Línea FOMIT」 - Renove Turismo（FOMIT - 観光与信枠）：かかる与信枠は、インフラおよび観光地の修復および近代化を目指す計画への資金援助を提供する。
- 「Línea Avanza」（高度与信枠）：かかる与信枠は、ICOとともに、市民および企業による新情報技術（ブロードバンドおよびそれに必要な技術的サポート）の利用のための支援および資金を供給する。かかる対象に応じて、TIC向貸付金（中小企業）、若者および大学生向貸付金（特定グループ）ならびにデジタル顧客向貸付金（一般的な市民）が実施される。
- 「Línea Préstamos Renta Universidad」：かかる与信枠は、2011年から2012年までの博士号または修士号の大学院過程における将来所得を保証する。
- 「Línea Plan Vive」：かかる与信枠は、15年を超えて保有されている車両をより燃費の良い新車両に交換することを容易にする。
- 「Línea Futur E」：かかる与信枠は、エネルギーの合理的使用、再生可能エネルギーの使用、水の使用量の削減および廃棄物管理の観点に立ちスペインにおけるツーリズムの基盤を固めるため、持続可能な観光を支えるためのプロジェクトに対する動機を提供し、持続可能性および環境へ配慮からの観点から現在のツーリズムを再構築する手助けをし、環境および持続的発展に関連した要素に着眼するものである。

ICOによる市場資金調達を通して資金供給される他の公庫与信枠とは異なり、これらの業務に指定された財政資金は、関連省庁の代理で当公庫が開設した勘定に、国家より直接資金供給される。これらの資金残高は、（上記与信枠の残高を反映する。）関連する勘定の金額および残高が与信枠供給のために当公庫が受領する金額と常に同額であるために、「貸付および受取債権」（純額、未償却）としても記載される公式の取引により供給される金額と常に一致する。

2016年および2015年12月31日現在のこれらの資金の残高は、以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）	
	2016年	2015年
FOMIT	259,743	354,877
Avanza	109,594	289,552
Préstamos Renta Universidad	175,392	189,941
Plan Vive	-	18,926
Futur E	70,405	123,514
その他	159,894	200,704
	775,028	1,177,514

「その他」の項目には、ICOおよびERDFからの資金を含む中小企業および自営業に対する特定の仲介貸付枠への融資のためのICO・イノベーション・ファンド2013-2015年の設立に相当する金額（2016年および2015年12月31日現在において248,607千ユーロ）が含まれる。

2013年12月、I+D+IのためのFEDER運営プログラムは、C 決定（2007）6316を通じて、テクノロジーカル・ファンド2013-2015年による企業の利益のために承認された。財務・行政省の共有資金総局は、スペインにおける当該プログラムの管理に指名されている公的機関である。当該プログラムは、資金の一部を管理するため、「ICO・イノベーション・テクノロジーカル・ファンド2013-2015年」を含む金融商品を利用する可能性を含む。当該金融商品「ICO・イノベーション・テクノロジーカル・ファンド2013-2015年」により、革新的企業に対する融資へのアクセスの促進を目的とする構造基金（ERDF）との協調融資が開始される。

注記19 引当金

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表における本項目の残高の詳細は以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）	
	2016年	2015年
年金および年金類似債務引当金	365	343
偶発債務および不確定約定額の引当金	14	19,540
その他の引当金	238,881	316,034
	239,260	335,917

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」の残高の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
1995年勅令第12号に基づく基金	107,428	100,009
その他の特別貸付引当金流動性(注記9.1.2)	82,849	170,989
BBVAからの回収額のための資金	174	331
プレステージ船事故補償資金	11,376	11,491
AIEの株式損益補償のための資金(注記9.2)	16,277	21,070
偶発債務積立資金	20,000	10,301
その他の資金	777	1,843
	238,881	316,034

1995年勅令第12号

1995年12月28日勅令第12号(1995年12月30日の官報(BOE)に掲載され、1996年1月1日より効力が生じる。)は、金融機関に関して現在有効な規則に従い、閣僚会議決議(1987年12月11日)のセクション4.1で言及される国家借入金から得られる資金を充当することにより、注記1に記載する業務から将来履行が疑わしいまたは貸倒れの発生する可能性のある貸付金に関し、引当金に繰入れるために、IC0が最大で総額150,253千ユーロのファンド(注記19.2を参照のこと。)を設定することを規定した。租税、行政および社会秩序措置に関する1997年12月30日法律第66号追加条項第4条は、これらの規則の適用にかかわらず、一般国家予算における特定の補償を受けないことを条件として、閣僚会議またはCDGAEが、通常の業務において発生する債務不履行に、1995年勅令第12号に基づき設定される特別引当金ファンドを充当する権限をIC0に付与することを規定した。当該ファンドは、「その他の引当金」の項目で1996年に設立された。

取引条件に基づき当該ファンドへの充当を要するこれらの貸付金および取引は、当該ファンドの費用の形で計上されている。したがって、当公庫の損益計算書に影響はない。

当該ファンドで補填される貸付金は、同ファンドによりすでに引当が行われているため、一般および特別貸倒引当金の計算には算入されない。

前段落で記載される通り、当該ファンドは、初回の割当に加え、IC0が得た利益や国による損失の引受や補填の実行または承認による利益から、または信用に影響を与える適切な制度取引を通しての、将来の割当をも期して設定されている。同様に、当該ファンドは、引当金が計上されているかまたは不履行が宣言され、当該ファンドに対して請求される借入金から得られる回収額(2016年は8,319千ユーロ、2015年は13,237千ユーロであった。)ならびに当該ファンドに割り当てられる資金の運用からの収益(2016年は85千ユーロ、2015年は436千ユーロであった。)で設定されている。

一般国家予算に関する1996年12月30日法律第12号の規定に従い、1997年に追加の150,253千ユーロが一般国家借入金を充当することにより当該ファンドに割り当てられた。

2004年、総額249,500千ユーロの割当が2004年7月30日の閣僚会議決議に従ってIC0に付与された国家借入金に対して充当された。

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」に計上された資金の2016年および2015年の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)
2015年1月1日現在の残高	90,740
利息の資本組入れ	436
国による拠出金	-
貸付金の回収(元本および利息)	13,237
使用額	(4,404)
2015年12月31日現在の残高	100,009
利息の資本組入れ	85
国による拠出金	-
貸付金の回収(元本および利息)	8,319
使用額	(985)
2016年12月31日現在の残高	107,428

BBVAからの回収額のための資金

当グループの親会社である当公庫は、「BBVAからの回収額のための資金」の項目に関し、2001年と2002年に租税、行政および社会秩序措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項第11条を適用した。これにより、旧政府金融機関が付与し、政府が保証した一定の貸付および保証によって国が当公庫に対して負担することとなった金額を消却するために当公庫の株式の一部を割り当てた。

しかし、IC0は、この消却処理による影響を受けた業務管理によりかかる貸付に関する回収金を引続き受領することとなったが、慎重な会計原則に従い、当該回収金は通常、損益計算書の利益として認識されない。利益として計上されたものについては、関連する負債の引当金が、2015年および2014年12月31日現在でそれぞれ331千ユーロおよび800千ユーロ計上され、2001年法律第24号追加条項第10.1項(2006年法律第42号による修正に従う。)に従い資本に組み入れられる。

プレステージ船事故補償資金

プレステージ船事故補償資金は、2002年11月22日勅令第7号に基づいており、かかる特別引当金ファンドに従い、プレステージ船事故補償貸付金による不良債権額に、1995年勅令第12号に基づく特別引当金ファンドを充当する権限を与えるものである。

AIEの株式損益補償のための資金

AIEの株式損益補償のための資金には、経済利益グループを介して行われた取引による利益を運用成績に対して調整する引当金が含まれる（注記9.3を参照のこと。）。この引当金は、利益勘定の法人税の項目として認識され、2016年度および2015年度において、それぞれ92千ユーロおよび799千ユーロとなった（注記23を参照のこと。）。2016年度において、日程表通りAIEが解散すると、4,701千ユーロの金額が関連する投資を除外するために適用された（2015年度においては、金額は利用されていない。）。

偶発債務積立資金

この項目は、2010年に設定され、2016年12月31日現在の一般偶発債務（オペレーショナル・リスクを含む。）に対する一般引当金は20,000千ユーロであった（2015年12月31日現在は10,301千ユーロであった。）。

貸借対照表における本項目の引当金の2016年および2015年の変動は以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）				
	税金引当金	年金基金	偶発債務および 不確定約定額の 引当金	その他の 引当金	合計
2015年1月1日現在の 残高	-	216	24,341	302,688	327,245
割当(純額)(1)	-	127	-	22,836	22,963
回収	-	-	(4,801)	(12,896)	(17,697)
資金の使用	-	-	-	(4,304)	(4,304)
移転およびその他の変動(2)	-	-	-	7,710	7,710
為替差損益	-	-	-	-	-
2015年12月31日現在の 残高	-	343	19,540	316,034	335,917
割当(純額)(1)	-	22	-	9,955	9,977
回収	-	-	(19,526)	(87,049)	(106,575)
資金の使用	-	-	-	(4,935)	(4,935)
移転およびその他の変動(2)	-	-	-	4,876	4,876
為替差損益	-	-	-	-	-
2016年12月31日現在の 残高	-	365	14	238,881	239,260

- (1) 2016年度の利益および損失の純額には、当該ファンド自身の報酬に関して発生する利息の資本組入れのための特別引当金ファンド（1995年勅令第12号に基づく基金）への支払に関連して、82千ユーロ（2015年は436千ユーロ）が含まれる。また、85,808千ユーロ（2015年は22,348千ユーロ）に上るIC0のリスク（注記9.2.2を参照のこと。）に伴うIC0の流動性枠のための引当金および9,699千ユーロ（2015年12月31日現在は13,035千ユーロ）の偶発債務積立資金への割当も含む。
- (2) 2016年12月31日現在の「移転およびその他の変動」は、主にAIEの株式損益補償のための資金（92千ユーロ）（注記23を参照のこと。）およびBBVAの商品の回収のための出資（2001年12月27日法律第24号の追加条項第11号）によるその他の再分類（4,701千ユーロ）に関連している。2015年12月31日現在、変動はAIEの株式損益補償のための資金799千ユーロおよびその他の再分類（6,911千ユーロ）に関連している。

注記20 自己資本

連結貸借対照表の「資本」の項目の2016年および2015年の期首および期末の簿価の調整は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)				
	資本	修正準備金	その他の準備金	利益	合計
2015年1月1日現在の残高	3,960,893	25,412	872,778	80,739	4,939,822
利益の分配	-	-	37,177	(80,739)	(43,562)
その他の準備金の増加	-	(911)	911	-	-
年度利益	-	-	-	33,844	33,844
その他の変動	350,962	-	6,385	-	357,347
2015年12月31日現在の残高	4,311,855	24,501	917,251	33,844	5,287,451
利益の分配	-	-	8,844	(33,844)	(25,000)
その他の準備金の増加	-	(910)	910	-	-
年度利益	-	-	-	317,019	317,019
その他の変動	730	-	243	-	973
2016年12月31日現在の残高	4,312,585	23,591	922,248	317,019	5,580,443

2016年の「利益の分配」は、25,000千ユーロであり、2016年4月27日付の評議会法に基づき当公庫の意思決定機関の承認を得ている。

「その他の変動」は主に以下の内容を含む。

- 当公庫の資本を増やすために承認された2014年12月26日一般国家予算法第36号の予算項目15.16.931M.871に計上される拠出金（2016年の拠出金を除き、2015年12月31日は350,000千ユーロ（2014年12月26日一般国家予算法第36号））。
- 財務、行政および社会対策に関する2001年12月27日法律第24号追加条項第11条に基づき、旧政府金融機関および当公庫によって供与された、一定の貸付および保証の結果、IC0とともに国家が負担する債務の取消により当該資金が回復した。これに関連し2016年においては資本へ730千ユーロ（2015年は962千ユーロ）が計上された。

20.1 完全または比例連結企業における準備金

2016年および2015年12月31日現在の連結貸借対照表における「資本 - 準備金 - 累積準備金」における残高の連結企業別の内訳は以下の通りである。そのうち一部は、連結時に発生し、連結財務書類において完全または比例連結企業について分析された残高である。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレスS.A.	8,227	18,662
スペイン開発金融公庫	928,945	911,568
	937,172	930,230

20.2 持分法適用会社における準備金および為替差損益

2016年および2015年12月31日現在の連結貸借対照表における「資本 - 準備金 - 持分法適用会社の準備金」における一部は、連結時に発生し、連結財務書類において持分法適用会社について分析された残高である。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシ オン・デル・デサロージョS.A. (COFIDES)	13,659	11,537
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアン ツァミエントS.A. (CERSA)	(44)	(44)
その他の企業	52	29
	13,667	11,522

注記21 その他の累積包括損益

総額および租税効果に貢献している評価調整額の残高は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2016年			2015年		
	総額	租税効果 (注記15)	純額	総額	租税効果 (注記15)	純額
売却可能金融資産	(589)	177	(412)	287	(86)	201
キャッシュフロー・ヘッジ	167,350	(50,205)	117,145	77,174	(23,152)	54,022
合計	166,761	(50,028)	116,733	77,461	(23,238)	54,223

本項目の残高は、貸借対照表における「売却可能金融資産」および「評価額 - キャッシュフロー・ヘッジ・デリバティブ」の勘定に関連するものである。一つ目の勘定では、注記2.2.4に従い、当グループの資本の一部に含まなければならない、売却可能と分類される資産の公正価額の変動額（純額）を計上する。二つ目の勘定では、キャッシュフロー・ヘッジ商品の公正価額の変動額（純額）を計上する。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
期首残高	54,223	(13,146)
売却可能金融資産の公正価額の変動(注記8)	(613)	(4,222)
キャッシュフロー・ヘッジ	63,163	71,591
期末残高	116,733	54,223

注記22 第三者向け財務保証および金額

貸借対照表上の本項目は、通常の業務における約定額（付与された保証）及び第三者が使用可能な額（不確定約定額）に応じて、支払義務を負う第三者が支払わなかった場合、当該第三者に代わり当グループが支払うべき金額を記載している。

以下は2016年および2015年12月31日現在の本項目の内訳である。

	（単位：千ユーロ）	
	2016年	2015年
偶発リスク		
保証およびその他の担保	824,186	972,700
	824,186	972,700
付与された不確定約定額		
第三者向け		
信用機関	-	12,262
公的機関部門	2,086,095	2,245,316
その他の居住者部門	416,893	1,052,470
非居住者部門	245,015	252,119
	2,748,003	3,562,167
その他の約定額	-	-
	3,572,189	4,534,867

保証商品（保証およびその他の担保）からの収益は、連結損益計算書の「受取手数料」の項目に計上され、契約で定められた利率を保証の額面価額に適用することによって算出される。

注記23 租税

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表の「会計上の負債」の項目には、当公庫に適用される税金に関する負債が含まれている。

予算、租税、財政および雇用に係る緊急措置に関する1993年2月26日勅令第3号の規定に従い、当グループの親会社である当公庫は1993年から1996年まで法人税の支払を免除されていた。当公庫は、法人税に関する1995年12月27日法律第43号暫定条項第13条に従い、1997年および1998年に関しても同税を免除され、1999年からは一般法人税が課税されている。

法人税上の課税標準に対する2016年および2015年の当グループの親会社としての当公庫の利益の調整は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
税引前簿価利益	448,102	59,475
永久差異		
支払外国税	542	771
会計処理されていない会計利益	(379)	-
被投資会社により生じる税務上の欠損金の繰越	(4,171)	(4,150)
過年度からの損金算入	-	-
	444,094	56,096
一時差異		
減損および控除不能引当金	52,318	47,016
他年度発生一時差異の反転	(495,682)	(146,104)
	(443,364)	(99,088)
税務評価	730	(42,992)
税金総額(30%)	219	(12,898)
控除および引当金	(378)	(530)
源泉徴収税および中間納付	(113,577)	(6,516)
支払税額(注記16)	(113,736)	(19,944)
法人税	132,850	16,299
為替差損益調整額	-	-
その他の調整額(注記19)	(92)	799
法人税	132,758	17,098

2016年の連結損益の法人税費用は、Axisに発生した額(1,699千ユーロ)を含み、134,457千ユーロであった。

相殺可能な税務上の欠損金はない。当該年度において、当グループの親会社であるICOが様々な割合で出資している経済利益グループからの欠損金が組み込まれた(2016年12月現在でマイナス4,171千ユーロおよび2015年12月現在で4,150千ユーロ)。欠損金は、各グループ会社が提供した情報に基づき割り当てられた。これらの項目は、経済利益グループの貸借対照表の期末と同年度に認識されることになっている。

2015年に生成され、2016年にも相殺されていない42,992千ユーロの負の課税基準がある。

2016年および2015年に適用された税制優遇措置はなかった。国際二重課税(支払税額)の控除額はそれぞれ378千ユーロおよび530千ユーロに上った。2015年に生成された国際二重課税(530千ユーロ)は、未履行の保証であり、2016年に生成された179千ユーロも同様である。

特別事由による固定資産の減価償却方法に変更はなかった。

当公庫の確定申告およびその他の税金債務は、直近4年間税務当局による閲覧が可能である。

基本的に法人税の免除期間後に新たに発生する法人税負債に関し、一定の取引に適用される税規則の解釈によっては一定の偶発税金負債が存在する可能性がある。ただし、当公庫の税務担当者の判断では、かかる負債が発生する可能性は少なく、いかなる場合においてもこれにより生じる税金債務が添付の財務書類を大幅に影響することはないものと見込まれる。

注記24 利息および類似収益

2016年および2015年の利息および類似収益の内訳は以下の通りである。

	(単位:千ユーロ)	
	2016年	2015年
中央銀行による預金(スペイン中央銀行)	9	33
信用機関による預金(注記9.2)	403,827	672,556
金融市場取引	-	1
顧客向貸付金(注記9.3)	195,016	297,846
公的機関	43,643	88,950
居住者部門	130,514	187,248
非居住者官民パートナーシップ	1,572	1,733
非居住者部門	19,287	19,915
負債性証券	285,091	488,205
会計ヘッジによる収益の調整	1,898	(17,593)
その他の利息	115	90
不良資産	13,832	17,049
	899,788	1,458,187

注記25 利息および類似費用

2016年および2015年の損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
中央銀行による預金	-	89
信用機関による預金	112,817	122,328
金融市場取引	100	199
顧客による預金	694	940
市場性を有する負債性証券	1,259,547	1,931,217
ヘッジ取引費用の調整	(499,008)	(695,757)
その他の利息	13	20
	874,163	1,359,036

注記26 配当金収益

本概念による収益はすべて株式ポートフォリオに対応しており、2016年および2015年においてそれぞれ552千ユーロおよび353千ユーロに上昇した。

注記27 参加方式により評価された事業体の損益

2016年および2015年において連結損益計算書に計上された本項目に関する利益の合計額は、それぞれ1,579千ユーロおよび1,901千ユーロに上昇した。別紙 には、参加方式についての詳細ならびに2016年および2015年12月31日現在の最も関連性の高いデータが記載されている。

注記28 受取手数料および支払手数料

損益計算書における本項目の残高の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
受取手数料		
偶発リスク	2,056	3,505
受取可能手数料	5,191	7,025
その他の手数料	53,311	44,355
	60,558	54,885
支払手数料		
署名リスク	(1,774)	(1,721)
その他の手数料	(11,124)	(6,715)
	(12,898)	(8,436)
手数料純額	47,660	46,449

2016年12月31日現在、手数料収入の「その他の手数料」の項目は、FFPPおよびFLAの管理手数料に関連する25,000千ユーロ（2015年12月31日現在では25,000千ユーロ）を含む（注記16を参照のこと。）。

注記29 公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益

構成する項目に基づく損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
売却可能金融資産(注記8)	-	-
貸付および受取債権(注記9.3)	-	-
償却原価金融負債(注記18.3)	(152,151)	(56,790)
	(152,151)	(56,790)

注記30 売買目的保有の金融資産および金融負債による損益

構成する項目に基づく損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
デリバティブヘッジ(注記7)	10,551	(11,581)
	10,551	(11,581)

IFRS第13号の施行後(2013年1月1日)、当グループはデリバティブ証券の評価につき、相手方のリスクおよび資本信用リスク(CVA-DVA)に対応する調整を組み込まなかった。2016年12月31日現在、本項目において行われた調整(この項目を含む。)は、マイナス844千ユーロに上った(2015年12月31日現在ではマイナス2,594千ユーロ)。

注記31 その他の営業収益および営業費用

連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

その他の営業収益	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
不動産投資による営業収益	913	1,057
その他(*)	628	562
	1,541	1,619

(*) 主に剰余金の返還、BBVAのアセットマネジメントを通じての前払金から得た収益が含まれている。

その他の営業費用	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
その他	(2)	(3)
	(2)	(3)

注記32 人件費

2016年および2015年の連結損益計算書における本項目の構成は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
賃金および給与	15,491	15,633
従業員福利厚生費	3,561	3,528
その他の費用	1,453	1,636
	20,505	20,797

2016年および2015年12月31日現在、職務別および男女別の従業員数は以下の通りである。

	従業員の数			
	男性		女性	
	2016年	2015年	2016年	2015年
経営陣	8	10	5	5
管理職および技術者	112	111	142	150
事務職員	8	9	50	51
	128	130	197	206

2016年および2015年における当公庫の職務別および男女別の従業員数の平均は以下の通りである。

	従業員の平均数			
	男性		女性	
	2016年	2015年	2016年	2015年
経営陣	10	10	5	5
管理職および技術者	110	112	146	150
事務職員	8	10	50	49
	128	132	201	204

注：第5団体協約（2008年10月24日の官報に掲載された。）の調印以降、一般業務職員は専務職員として分類されている。

2016年において、33%を超える障害を持つ当公庫の平均従業員数は3名である。

理事会の報酬およびその他の給付金

当公庫は、理事会のメンバーが受領する報酬について、賃金、日当、その他の報酬として、2016年に98千ユーロおよび2015年に122千ユーロを損益計算書に計上した。これらの報酬は、適用ある規制法に従い国庫に支払われた。

代表取締役および同様の役割を遂行している他の者が、2016年および2015年中に受け取った報酬は以下の通りである（単位：千ユーロ）。

2016年

従業員数(*)	給与および賃金		その他の賃金	合計
	固定	変動		
6	537	77	3	617

(*) 2016年中、「当公庫」の総裁として代理人が存在した。

2015年

従業員数(*)	給与および賃金		その他の賃金	合計
	固定	変動		
6	537	77	4	618

(*) 2015年中、「当公庫」の総裁として代理人が存在した。

2016年および2015年12月31日現在、当公庫の理事会役員に付与された貸付金はなかった。2016年12月31日現在、従業員への貸付に関する内部規制に基づき付与された貸付金は、残存金額17,293千ユーロとなり、平均金利は2.51%（2015年12月31日現在で19,146千ユーロとなり、平均金利は2.51%）であった。

さらに、2016年12月31日現在、理事会の過去または現在の理事は年金または生命保険の義務を負っていない。

注記33 その他の管理費

損益計算書における本項目の残高の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
建物、設備および資材	980	992
コンピューター	3,086	2,643
通信	1,720	1,780
宣伝および広告	873	1,736
金利および租税	1,182	1,373
その他の一般管理費	8,703	8,407
	16,544	16,931

監査費用

年度会計監査は、国家当局（スペイン語表記の頭文字をとって「IGAE」）の一般的介入により行われた。したがって、監査人の役割は（財務・行政大臣による）一般的介入により担われるため、この概念における監査人に対する報酬は存在しない。

アーンスト・アンド・ヤング（2016年および2015年の財務書類の監査人）グループが当グループに2016年および2015年に行った監査業務以外のサービスについて請求した金額（税込）の詳細は下記の表の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	監査		その他	
	2016年	2015年	2016年	2015年
IC0	-	-	48	36
Cofides(1)	27	33	-	30
Axis(2)	10	12	-	-
	37	45	48	66

(1) IC0のCofidesへの参加に関連する費用の割合。

(2) Axisに請求された金額のみが含まれており、かかる事業体によって管理されるファンドに請求された金額は含まれていない。

注記34 公正価額

その市場価額を確実に見積もることができない貸付および受取債権を除き、上記の通り、金融資産は貸借対照表において公正価額で計上される。

同様に、取引ポートフォリオに含まれるものを除き、金融負債は貸借対照表において償却原価で計上される。

2016年12月31日および2015年12月31日現在の連結貸借対照表の「貸付および受取債権」に基づき計上された資産および「償却原価金融負債」の項目に基づき計上された負債の一部は、年次金利改訂を伴う変動金利で計上されており、利率の動向の結果としての公正価額は、連結貸借対照表において計上されるものと有意差があるとはいえない。

「貸付および受取債権」および「償却原価金融負債」の項目に基づき計上された合計額のうち、2016年12月31日現在で8,038,591千ユーロおよび7,225,000千ユーロに達する額（2015年12月31日現在では8,373,392千ユーロおよび5,850,000千ユーロ）は、それぞれ、固定金利の資産および負債である。これらの公正価額は、割引フローを使用し公正価額の計算を進める加重平均残存月数および加重平均レートを使用して得たものである。2016年および2015年12月31日現在、当該運用のために計算された価値は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	簿価		公正価額	
	2016年	2015年	2016年	2015年
資産				
貸付および受取債権				
信用機関に対する預金	6,965,176	7,228,537	11,424,925	11,221,782
顧客向貸付金	1,073,415	1,144,855	1,397,810	1,452,007
負債				
償却原価金融負債				
信用機関による預金	7,225,000	5,850,000	8,175,798	6,601,263

2016年および2015年には、マネー・マーケットおよび公債市場のインプリシット・カーブを参照した、全分類に関する公正価額が計算された。

注記35 子会社、合併会社および関連企業の運用

子会社、合併会社および関連企業に関連する企業の2016年および2015年の12月における残高は以下の通りである。

CERSA

- 顧客への預金（償却原価金融負債）：2016年12月31日現在では29,198千ユーロ（2015年12月31日現在では22,543千ユーロ）

別紙

2016年12月31日および2015年12月31日現在の株式
 (親会社としての100の直接所有株式および間接所有株式)

2016年および2015年12月31日現在の子会社および関連企業の株式に関する主要な情報は以下の通りである。

2016年12月31日現在

所在地	事業内容	所有持分割合			投資の簿価			被投資会社の数値			
		直接	間接	合計	総額	減損	純額	資産	資本	損益	
関連企業											
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・レアフイアンツァミエントS.A.(CERSA)	パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド	相互保証会社により延長された保証取引の借換	24.15%	-	24.15%	34,039	-	34,039	425,229	271,753	-
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES)	プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド	スペイン企業の持分を有する国外の発展途上国における民間プロジェクトに対する金融支援	20.31%	-	20.31%	8,465	-	8,465	119,996	108,960	8,505
EFC 2 EヘステイオンS.L.	パセオ・デル・ブラド・4-マドリッド	アセットマネジメント	50.00%	-	50.00%	2	-	2	78	72	(34)
						42,506	-	42,506			
子会社											
AXIS/バルティシバシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダダス・デ・キャピタル・リエスゴS.A.	ロス・マドラソ・38-マドリッド	金融投資	100.00%	-	100.00%	1,940	-	1,940	11,828	10,265	5,097
						44,446	-	44,446			

2016年12月31日現在の財務情報(未監査)。

2015年12月31日現在

所在地	事業内容	所有持分割合			投資の簿価			被投資会社の数値			
		直接	間接	合計	総額	減損	純額	資産	資本	損益	
関連企業											
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・レアフイアンツァミエントS.A.(CERSA)	パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド	相互保証会社により延長された保証取引の借換	24.15%	-	24.15%	34,039	-	34,039	418,728	259,365	-
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES)	プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド	スペイン企業の持分を有する国外の発展途上国における民間プロジェクトに対する金融支援	20.31%	-	20.31%	8,465	-	8,465	113,327	107,742	9,235
EFC 2 EヘステイオンS.L.	パセオ・デル・ブラド・4-マドリッド	アセットマネジメント	50.00%	-	50.00%	2	-	2	131	115	52
						42,506	-	42,506			
子会社											
AXIS/バルティシバシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダダス・デ・キャピタル・リエスゴS.A.	ロス・マドラソ・38-マドリッド	金融投資	100.00%	-	100.00%	1,940	-	1,940	11,567	10,168	4,565
						44,446	-	44,446			

2015年12月31日現在の財務情報(未監査)。

別紙 年次銀行報告書

本年次銀行報告書は、金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号第87条に準じて作成されたものである。第87条に従い、2015年1月1日より、金融機関は、スペイン中央銀行に対し、一般的な監査基準に従い監査されており、かかる金融機関が事業所を有する国別に内訳を出した財務書類の別紙として、以下に関する連結ベースの情報を提出し、毎年開示しなければならない。

- a) 名称、事業活動の性質および地理的所在地
- b) 収益
- c) 従業員数（フルタイム当量）
- d) 税引前総利益
- e) 法人税
- f) 政府から受けた補助金および援助

2016年および2015年に係る年次銀行報告書の作成に用いられた基準は以下の通りである。

- a) 名称、事業活動の性質および地理的所在地

この情報は当グループの連結年次財務書類の注記1において開示されている。スペイン開発金融公庫グループが行う主要な事業活動は、直接融資および仲介ファシリティーを通じた融資である。ICOが国外に事業所も子会社も有していないため、同活動は、スペインの法域内のみに限定されている。

- b) 収益

本報告書において、収益は、当グループの連結年次財務書類の一部を構成する連結損益計算書において定義および示される、営業利益純額の合計である。

- c) 従業員数（フルタイム当量）

フルタイム当量従業員についてのデータは、当グループの平均従業員数から得られたものである。

- d) 税引前総利益

本報告書において、税引前総利益は、当グループの連結損益計算書において定義および示される、継続事業の税引前利益である。

- e) 法人税

連結損益計算書において、未収の税金および法人税として計上されている税金が用いられている。

- f) 政府から受けた補助金および援助

現行の法律の下で義務付けられている開示に関し、政府から受けた補助金および援助は、国庫補助に関する欧州委員会のガイドラインに基づく援助および補助金をいう。この点について、当グループの企業は、2016年および2015年のいずれにおいても公的な援助および補助金を受けていない。

2016年および2015年における主要な数値の詳細は、以下の通りである（単位：千ユーロ）。

2016年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

地域	収益	平均従業員数	税引前総利益	法人税
スペイン	(56,806)	329	456,476	134,457

2015年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

地域	収益	平均従業員数	税引前総利益	法人税
スペイン	82,631	336	52,717	18,873

2016年12月31日現在、当グループの資産利益率（ROA）（継続事業の連結税引前利益を資産合計の平均で除したもの。）は、0.8254%と見積もられた（2015年は0.0824%）。

スペイン開発金融公庫

2016年12月31日現在の連結財務書類の承認

現行の法律に従い、議長は、このページより前の書類で構成され、スペイン語原文で171ページにおよぶ2016年に関する当公庫および従属事業体の連結財務書類、連結経営報告書ならびに利益分配案を承認する。

マドリッド、2017年3月27日

D.パブロ・ザルバ・ビデゲイン
議長

[前へ](#)

[次へ](#)

2016年度財務書類

貸借対照表
 2016年および2015年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資産	注記	2016年	2015年(*)
現金、中央銀行等への預金および要求払預金	6	437,825	452,439
売買目的保有の金融資産	7	254,389	153,890
デリバティブ		254,389	153,890
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-
損益を通じて公正価額で評価した金融資産		-	-
売却可能金融資産	8	1,800,530	1,990,899
持分証券		428,939	402,621
負債性証券		1,371,591	1,588,278
貸付金		-	-
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-
貸付および受取債権	9	34,237,709	46,594,067
負債性証券		1,675,187	4,748,097
貸付金		32,562,522	41,845,970
信用機関		19,164,712	26,932,663
顧客		13,397,810	14,913,307
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-
満期保有投資	10	10,504,208	10,810,652
負債性証券		10,504,208	10,810,652
貸付金		-	-
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-

貸借対照表
 2016年および2015年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資産	注記	2016年	2015年(*)
デリバティブヘッジ	11	1,222,013	1,755,253
金利リスクのポートフォリオヘッジにおける ヘッジ項目の公正価額の変動		-	-
子会社、合併企業および関連企業への投資	12	44,446	44,446
子会社		1,940	1,940
合併企業		-	-
関連企業		42,506	42,506
有形資産	13	82,204	84,180
有形固定資産		82,204	84,180
自己使用目的		82,204	84,180
(備忘事項)ファイナンスリースによる取得		-	-
無形資産	14	9,079	8,978
その他の無形資産		9,079	8,978
税金資産	15	222,544	248,339
当期		127,172	19,958
繰延		95,372	228,381
その他の資産	16	36,526	29,462
売却目的保有の非流動資産	17	-	-
資産合計		48,851,473	62,172,605

(*)注記1.2を参照のこと。

貸借対照表
 2016年および2015年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

負債	注記	2016年	2015年
売買目的保有の金融負債	7	249,858	148,649
デリバティブ		249,858	148,649
損益を通じて公正価額で評価した金融負債		-	-
償却原価金融負債	18	42,396,682	56,050,982
預金		14,390,297	12,701,118
中央銀行		-	-
信用機関		13,375,016	11,633,435
顧客		1,015,281	1,067,683
市場性を有する負債性証券		26,954,455	41,835,142
その他の金融負債		1,051,930	1,514,722
デリバティブヘッジ	11	218,726	271,857
金利リスクのポートフォリオヘッジにおけるヘッジ項目の公正価額の変動		-	-
引当金	19	239,260	335,917
年金および年金類似債務		365	343
税金およびその他の法的臨時費の引当金		-	-
偶発債務および不確定約定額の引当金		14	19,540
その他の引当金		238,881	316,034
税金負債	15	66,837	40,416
当期		877	1,246
繰延		65,960	39,170
持分払戻し		-	-
その他の負債	16	6,503	4,761
売却目的保有の処分グループの負債		-	-
負債合計		43,177,866	56,852,582

貸借対照表
 2016年および2015年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資本	注記	2016年	2015年
自己資本	20	5,556,874	5,265,800
資本金または寄付金		4,312,585	4,311,855
累積準備金		-	-
再評価準備金		23,591	24,501
その他の準備金		905,354	887,067
当期損益		315,344	42,377
配当金および分配金控除		-	-
その他の累積包括損益	21	116,733	54,223
損益として再分類可能な要素		116,733	54,223
キャッシュフロー・ヘッジ		117,145	54,022
売却可能金融資産	8	(412)	201
債務		9,187	11,832
持分証券		(9,599)	(11,631)
資本合計		5,673,607	5,320,023
資本および負債合計		48,851,473	62,172,605
備忘事項			
付与された保証	22	824,186	972,700
不確定付与約定額	22	2,748,003	3,562,167

認識損益計算書
 2016年および2015年12月31日に終了した年度
 (単位：千ユーロ)

	注記	2016年	2015年
利息および類似収益	24	899,753	1,458,170
利息および類似費用	25	(874,163)	(1,359,036)
利息収益純額		25,590	99,134
配当金収益	26	5,552	15,353
受取手数料	27	50,248	45,126
支払手数料	27	(12,898)	(8,436)
公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益 (純額)	28	(152,151)	(56,790)
償却原価金融負債		(152,151)	(56,790)
売買目的保有の金融資産および金融負債による損益(純額)	29	10,551	(11,581)
為替差損益(純額)	2.4	2,839	1,532
その他の営業収益	30	1,468	1,619
その他の営業費用	30	-	-
営業利益純額		(68,801)	85,957
管理費		(33,437)	(34,327)
人件費	31	(19,300)	(19,571)
その他の一般管理費	32	(14,137)	(14,756)
減価償却費		(5,251)	(4,908)
有形資産	13	(2,283)	(2,473)
無形資産	14	(2,968)	(2,435)
引当金経費または引当金の戻入	19	96,598	(5,266)

認識損益計算書

2016年および2015年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2016年	2015年
損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入(純額)		458,002	17,651
売却可能金融資産	8	(2)	(1,906)
貸付および受取債権	9	458,004	19,557
非金融資産の減損または減損の戻入(純額)		(141)	(107)
営業権およびその他の無形資産	14	-	-
その他の資産	13、17	(141)	(107)
廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益	17	1,132	475
継続事業税引前利益		448,102	59,475
継続事業法人税	23	(132,758)	(17,098)
当期継続事業利益		315,344	42,377
当期廃止事業利益		-	-
当期利益純額		315,344	42,377

資本変動表

I. 認識損益計算書

2016年および2015年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2016年	2015年
当期利益		315,344	42,377
その他の認識損益		62,510	67,369
売却可能金融資産		(876)	(6,032)
評価損益	21	(876)	(6,032)
損益計算書に移転された金額		-	-
再分類		-	-
キャッシュフロー・ヘッジ		90,176	102,273
評価損益	21	90,176	102,273
損益計算書に移転された金額		-	-
ヘッジ項目の当初簿価に移転された金額		-	-
再分類		-	-
外国事業への純投資ヘッジ		-	-
評価損益		-	-
損益計算書に移転された金額		-	-
法人税		-	-
為替差額		-	-
換算損益		-	-
損益計算書に移転された金額		-	-
再分類		-	-
売却目的保有の非流動資産		-	-
評価利益		-	-
損益計算書に移転された金額		-	-
再分類		-	-
保険数理による年金損益		-	-
その他の認識損益		-	-
法人税		(26,790)	(28,872)
認識損益合計		377,854	109,746

[前へ](#) [次へ](#)

資本変動表

・ 資本変動総額表

2016年および2015年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

2016年12月31日現在

株主資本

	資本金/ 寄付金	資本 剰余金	準備金	その他の 持分証券	自己株式 控除	当期利益 純額	配当金 および 分配金控除	自己資本 合計	その他の 累積包括 損益	資本純額 合計
2015年12月31日付期末残高	4,311,855	-	911,568	-	-	42,377	-	5,265,800	54,223	5,320,023
認識損益合計	-	-	-	-	-	315,344	-	315,344	62,510	377,854
その他の純資本変動										
資本金/寄付金の増加	730	-	-	-	-	-	-	730	-	730
資本間移転	-	-	17,377	-	-	(42,377)	25,000	-	-	-
その他の資本増減	-	-	-	-	-	-	(25,000)	(25,000)	-	(25,000)
その他の純資本変動合計	730	-	17,377	-	-	(42,377)	-	(24,270)	-	24,270
2016年12月31日付期末残高	4,312,585	-	928,945	-	-	315,344	-	5,556,874	116,733	5,673,607

2015年12月31日現在

株主資本

	資本金/ 寄付金	資本 剰余金	準備金	その他の 持分証券	自己株式 控除	当期利益 純額	配当金 および 分配金控除	自己資本 合計	その他の 累積包括 損益	資本純額 合計
2014年12月31日付期末残高	3,960,893	-	874,679	-	-	73,777	-	4,909,349	(13,146)	4,896,203
認識損益合計	-	-	-	-	-	42,377	-	42,377	67,369	109,746
その他の純資本変動										
資本金/寄付金の増加	350,962	-	-	-	-	-	-	350,962	-	350,962
資本間移転	-	-	36,889	-	-	(73,777)	36,888	-	-	-
その他の資本増減	-	-	-	-	-	-	(36,888)	(36,888)	-	(36,888)
その他の純資本変動合計	350,962	-	36,889	-	-	(73,777)	-	314,074	-	314,074
2015年12月31日付期末残高	4,311,855	-	911,568	-	-	42,377	-	5,265,800	54,223	5,320,023

[前へ](#)

[次へ](#)

キャッシュフロー計算書
2016年および2015年12月31日に終了した年度
(単位：千ユーロ)

	注記	2016年	2015年(*)
A. 営業活動からのキャッシュフロー		(293,429)	(3,450,291)
1. 当期連結利益		315,344	42,377
2. 損益調整額		(421,011)	(5,258)
減価償却費		5,251	4,908
その他の調整額		(426,262)	(10,166)
3. 営業資産純増減額		12,983,036	18,705,790
取引ポートフォリオ		(100,499)	155,660
損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産		-	-
売却可能金融資産		190,369	(1,078,221)
貸付および受取債権		12,366,991	19,452,137
その他の営業資産		526,175	176,214
4. 営業負債純増減額		(13,223,015)	(22,229,144)
取引ポートフォリオ		101,209	(141,350)
損益を通じて公正価額で評価したその他の金融負債		-	-
償却原価金融負債		(13,654,300)	(22,035,800)
その他の営業負債		330,076	(51,994)
5. 法人税の回収および支払		52,217	35,944
B. 投資活動からのキャッシュフロー		303,085	3,211,384
6. 支払		(8,642,172)	(17,596,029)
有形資産	13	(308)	(1,262)
無形資産	14	(8,605)	(7,216)
株式	12	-	-
その他のビジネス・ユニット		-	-
売却目的保有の非流動資産および負債	17	-	-
満期保有投資ポートフォリオ	10	(8,633,259)	(17,587,551)
投資活動に関連するその他の支払		-	-

キャッシュフロー計算書
 2016年および2015年12月31日に終了した年度
 (単位：千ユーロ)

	注記	2016年	2015年(*)
7. 回収		8,945,257	20,807,413
有形資産	13	18	681
無形資産	14	5,536	4,293
株式	12	-	-
売却目的保有の非流動資産および負債	17	-	-
満期保有投資ポートフォリオ	10	8,939,703	20,725,481
投資活動に関連するその他の回収		-	76,958
C. 財務活動からのキャッシュフロー		(24,270)	314,074
8. 支払		(25,000)	(36,888)
配当金		(25,000)	(36,888)
劣後債務		-	-
持分証券の償還		-	-
自己持分証券の購入		-	-
その他の受領された資金		-	-
9. 回収		730	350,962
劣後債務		-	-
自己持分証券の発行		-	-
自己持分証券の処分		-	-
その他の請求した資金		730	350,962
D. 為替レート変動影響額		-	-
E. 現金および現金同等物の純増減額		(14,614)	75,167
F. 現金および現金同等物の期首残高		452,439	377,272
G. 現金および現金同等物の期末残高		437,825	452,439
備忘事項		-	-
当期末における現金および同等物部分		-	-
現金	6	9	10
現金同等物の中央銀行等への残高	6	56,033	60,014
その他の金融残高	6	381,783	392,415
払戻し可能な当座借越し控除		-	-

(*) 注記1.2を参照のこと。

2016年12月31日に終了した年度
の財務書類の注記

注記 1 概要、財務書類の作成方針およびその他の情報

1.1 当公庫の概要

スペイン開発金融公庫(「当公庫」または「IC0」)は政府金融機関の組織および管理に関する1971年6月19日法律第13号により設立され、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令第12号が公表されるまで、1988年一般国家予算に関する1987年12月30日法律第33号第127条および1971年法律第13号の廃止されなかった特定の条項により規制された。

当公庫は、マドリッドのパセオ・デル・プラド4に所在し、すべての活動を同地で行い、スペイン国内にその他の支店網を有していない。

当公庫は公共部門法体制に関する2015年10月1日法律第40号第103条に定める形態の公共事業体であり、経済・企業支援担当大臣を通じて経済・産業・競争力省に報告を行い、金融機関としての法的性質および国家の財務代理人としての資格を有し、目的達成のための経営の独立性に加えて、法人格、資産および財産を保有している。

経済・企業支援担当大臣は当公庫の戦略的経営、ならびに事業活動の業績の評価および管理について責任を負う。

当公庫は、公共部門法体制に関する2015年10月1日法律第40号の条項、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令第12号追加条項第6条、1998年9月23日勅令第1091号により承認された一般予算法の適用条項、1997年4月14日法律第6号へのIC0の適合に関して1999年4月30日勅令第706号により承認されたIC0の定款およびかかる定款の承認(1999年5月13日政府官報第114号)、また上記の規則によって規定されていないその他の事項で、金融機関に適用される特別の規則ならびに民法、商法および労働法に服している。

企業統治業務の改善策を導入するため、スペイン開発金融公庫(IC0)のいくつかの指針を修正する2015年12月18日勅令第1149号が2015年末に、内閣によって承認された。同年10月に公共部門法体制に関する法律が、上記勅令により成立し、かかる法律により初めて政府金融機関の4人の社外取締役の情報共有された。目標の選択基準は、また、プレステージ、研修および不適合性となっており、マンドートは3年間有効で、3年以上に一度だけ更新することができる。当公庫において財政問題が生じた場合、社外取締役はそれぞれ2票投票することができ、よって理事会(理事会は、理事長と10名の理事(以前は9名)で構成される。)においては社外取締役が多数派となる。さらに、すべての理事の任命および解職は経済・産業・競争力大臣の提案の下、内閣に委ねられる。

内閣によって承認された勅令により以下の修正が行われる。社外取締役として選任されるための要件には、以下が含まれる。商業的かつ専門的な高い社会的評価ならびに適切な知識および経験を有し、潜在的かつ永続的な利益相反がなく、また、自営または雇用された立場において、ICOの競合になりうる活動を展開しないこと。さらに、信用機関、金融信用機関、投資機関、集団投資スキームおよびリスク・キャピタル企業またはその子会社もしくはかかる企業が所属するグループ会社または組合に関係がない者であることが要件となっている。

理事会の理事は、常にICOの利益のために機能しなくてはならず、またその業務を行う上で得た情報、データ、レポートおよび機密の経歴を、かかる業務が終了した後も外部に漏らしてはならない。経済・産業・競争力大臣により辞職が承認された場合、社外役員の任期が終了した場合、また、公共部門の従業員に関しては解雇された場合は、解職されることがある。守秘義務の重大な違反または利益相反など、社外取締役の適性が予期せず欠如している場合には、解雇されることがある。

当公庫の目的は国富の増大および分配の増進に寄与する経済活動、とりわけ社会、文化、技術革新および環境の面から奨励に値する活動を支援、促進することである。

かかる目的を達成するために、当公庫は財政の均衡原則および手段と目的の一致を厳格に遵守する。

また当公庫の職務は以下の通り定められている。

- a) 内閣または政府経済問題委員会の指図に従い、深刻な経済危機、自然災害またはこれに類似の状況により生じる経済に対する影響を緩和するように貢献すること。
- b) 当公庫の理事会により採択された規則および決定に従い、内閣、政府経済問題委員会または経済・産業・競争力省の定める基本的な方針を遵守して、経済政策の諸措置を実施する主たる機関として行為すること。

かかる目的および職務の中に含まれる業務の種類は、以下の通りである。

1. 中小企業、住宅建設、通信、スペイン事業の国際化等の一定の部門および戦略的活動に対して金融支援を行う直接的な貸付業務および仲介業務、ならびに1993年1月15日閣議決定（「RCM」）に従い、現在のバンコ・デ・ビルバオ・ピスカヤ・アルヘンタリア・エセ・アー（「BBVA」）に統合されている国立銀行から移譲された業務。
2. 相互金利調整契約（スペイン語表記の頭文字をとって「CARI」）。かかる輸出援助システムは、当該システムを利用するスペインまたは外国の金融機関のために良好な財務実績を保証する。当公庫は仲介機関としてのみ行為し、各年度の一般国家予算法で許容されている通り管理費用は国家が負担する。

関与した各銀行との金利調整純額は、各調整額が、受取残または支払残のいずれであるかにより、国家が支払うか、または当公庫を通じて支払われるかが決まる。
3. 開発プロモーション基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FONPRODE」）。かかる基金は2010年に2010年法律第36号の下設立された。その目的は国家から国家への補助金という形で発展途上国の開発プロジェクトおよび開発計画に資金供給することである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算法で許容されている通り、ICOに対して管理費用が補填される。2010年12月現在、この特定の基金は、1998年以降FONPRODEに統合されるまで、同じく当公庫によって管理されている小口融資を供与するための基金を取得した。
4. 法人国際化基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FIEM」）。かかる基金は2010年に2010年法律第11号の下設立された。その活動は、利権または市場条件の下、スペインの財貨およびサービス

の取得ならびにスペインの投資プロジェクトの遂行または国益の取得および遂行に結びつくプロジェクトに対して、返済可能な資金供給を行うことである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算で許容されている通り、ICOに対して管理費用が補填される。

5. 水道および公衆衛生協力基金。当該基金は、2008年度一般国家予算に関する2007年12月26日法律第51号追加条項第61条に基づき設立された。その目的は、中南米諸国の国家機関との金融取り決めの下、とりわけスペインとの協力を重視し、水道および公衆衛生プロジェクトに対して資金を提供することである。
 6. 2014年12月26日勅令法第17号により、地方団体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を保証するものである。当ファンドの自己資本は供給者支払のための融資基金（2012年勅令第4号および2012年勅令第7号により成立）の清算（2015年1月1日付で、その完全なる権利および義務のもと施行される。）により供給されたもある。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には関連する取引手数料が生じている。
 7. 2014年12月26日勅令法第17号により、自治体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を保証するものである。当ファンドの自己資本は2012年勅令第21号により設立された自治区流動性基金の清算（2015年1月1日付で、その完全なる権利および義務のもと施行される。）により供給されたもある。さらに、自治体に関しては、供給者への支払に関する融資メカニズムの自己資本部分に含まれている。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には取引手数料が生じている。
2. から7. の業務は、それぞれに適用される法律に従って、当公庫の勘定には含まれない。

1.2 連結財務書類の作成方針

当公庫の2016年12月31日に終了した年度の財務書類は、信用機関を対象とした、公開情報および機密情報の財務報告規則および様式に関する、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号（「2004年通達第4号」）（その後の改正を含む。）の条項に従って開示されている。2004年通達第4号（その後の改正を含む。）は、国際会計基準の適用に関する、欧州議会および理事会による2002年7月19日の2002年EC規則第1606号に従った、欧州連合により採用された国際財務報告基準（「IFRS-EU」）をスペインの信用機関に対し導入および適用するものである。さらに、かかる財務書類の作成にあたり、その他の一般的なスペインの業務基準および会計基準ならびにその他の適用あるスペイン中央銀行の通達および基準も用いられており、必要に応じて、財務書類の注記に、これらの基準が要求する開示内容が含まれている。

当公庫の2016年12月31日に終了した年度の財務書類は、すべての重要な側面において真実かつ公正な見解を示すため、適用ある全ての会計原則、会計基準および委任された測定基準に準拠して作成された。2016年12月31日現在の当公庫の資本および財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績およびキャッシュフローについても、前述の財務情報の報告に関する枠組み、また特にそこに含まれる会計原則および基準に準拠して作成されている。

本2015年財務書類に記載される情報は、2016年に関連する情報との比較のみを目的として表示され、当グループの2015年年次財務書類を構成するものではない。

本年次財務書類は、2014年11月28日スペイン中央銀行通達第5号および2015年7月29日スペイン中央銀行通達第3号ならびに2004年12月22日通達第4号を修正するスペイン中央銀行通達に適合しており、2015年年次財務書類について、財務書類における一部の項目の専門用語および表示は変更されている。同様に、本年次財務書類に含まれる2015年の情報は、かかる基準に基づき、比較手法により再策定されている。

表示目的の主な再分類は、連結貸借対照表の資産項目において行われており、信用機関の当座預金につき、以前計上されていた「貸付および受取債権（以前は「信用出資」項目として知られていた。）」項目から除外され、2015年12月31日現在の金額で392,415千ユーロを「現金、中央銀行等への預金および要求払預金」項目に計上されるようになった。財務書類のその他の項目における再分類は重大ではなかった。

当公庫の2016年12月31日に終了した年度の財務書類を作成するにあたり、適用となった主要な会計原則および測定基準は、注記2に記載されている。

2016年1月1日から12月31日の間の期間に発生した主な規制変更

以下は、当公庫に適用される規制において2016年に発生した主な変更であり、報告された数字または当該数字に基づく表示および内訳のいずれに対しても重大な影響を与えることなく、本年次財務書類の作成にあたり考慮されている。

2013年EU規則第36号および2013年EU規則第575号へのスペインの法秩序の適合を完成させた、監督および支払能力に関する2016年2月2日スペイン中央銀行通達第2号

この基準において、スペイン中央銀行は、公共部門機関のエクスポージャーの取扱い、適用される資本バッファおよび内部運営に関するその他の問題点につき、支払能力および監督に関する欧州規則の枠組みにおいて発展させた。

信用機関に対する公開および留保された金融情報に関する規則および財務書類の様式に関する2004年12月22日通達第4号を修正する、2016年4月27日スペイン中央銀行通達第4号ならびにリスクの主要情報に関する2013年5月24日通達第1号

主な修正は、以下の方法に基づく。

- IFRSに準拠する会計の枠組みとの完全な適合を維持するために、信用機関に対する公開および留保された金融情報に関する規則および財務書類の様式に関する2004年12月22日通達第4号の別紙を、銀行法における最新の改正に適合させる。この通達により導入された別紙の更新は、)信用リスク管理の方針、計量化技法、手続きおよび基準(会計方法における受領保証に関連するものも含む。)、)信用リスクに関連する業務の会計分類ならびに)引当金の単体および集合的な見積りに影響を及ぼす基準を補強することにより、現行の会計の枠組みの一貫した適用を促進することを目的としている。見積りにおけるこの変更は、2016年において当公庫に重大な影響を与えた。このため、基本的に、2015年までに「基準以下」と分類されたものは、特別監督下の標準リスク業務に再分類された。このように調整された関連引当金(通達の代替案)は、収益に全体で438百万ユーロの影響を与えた(注記9を参照のこと。)
- スペイン中央銀行に対する公開および留保されたへの新たな単体および連結財務書類ならびに既存の単体および連結財務書類の形式の修正。
- この2016年通達第4号により2004年通達第4号に導入された変更に対する情報要件に適合させるための、中央信用報告機関(スペイン語表記の頭文字をとって「CIR」)に関する2013年5月24日通達第1号の修正。

当公庫の2016年度の年次財務書類は、2017年3月27日付で当公庫の理事長により作成され、理事会による承認を依然として待っている。当該年次財務書類の単位は、別段の記載のない限り、千ユーロである。

1.3 情報および予測に対する責任

2016年12月31日に終了した年度の財務書類およびその注記に記載される情報の作成責任は当公庫の理事長にある。財務書類作成に備えて、IC0による以下に関する見積りが、かかる財務書類に含まれる特定の資産、負債、収益、支出および約定額の数値化に使われている。

- 一部資産の減損(注記2.7)
- 退職給付金に関する負債および約定額その他の従業員に対する長期約定額の保険数理上の計算基礎(注記2.10.2)
- 固定資産および無形資産の耐用年数(注記2.12および2.13)
- 偶発リスクから生じる将来の債務に関する損失(注記2.14)
- 一部の簿外資産の公正価額(注記2.2.3)
- 繰越税金資産の回収(注記15)

これらの見積りは、その対象について、2016年12月31日現在で入手可能な最良の情報に基づいているが、当該年度の損益計算書における見積りの変動の影響を認識するために、今後数年のうちに、将

来の何らかの出来事により、予め見積りの（上方または下方の）大幅な修正がなされる可能性がある。

1.4 旧アルヘンタリアからの資産および負債の譲受

今は存在しない会社であるが、アルヘンタリア、カハ・ポスタルおよびバンコ・イポテカリオ・エセ・アーは、コルポラシオン・バンカリア・デ・エスパーニャ・エセ・アー、バンコ・エクステリオール・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BEX）、カハ・ポスタル・エセ・アーおよびバンコ・イポテカリオ・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BHE）の合併の結果、1998年9月30日付の合併証書で正式に設立された。その後、バンコ・デ・クレディト・アグリコラ・エセ・アー（BCA）はカハ・ポスタル・エセ・アーにより吸収され、バンコ・デ・クレディト・ロカル・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BCL）は前記の法人に所属し法人格を維持している。

1993年2月15日のACMの規定に従い、当公庫は、1992年12月31日、スペイン政府または当公庫が保証している経済政策業務から生じるBCL、BHE、BCAおよびBEXの資産および負債を取得した。この中には、とりわけリストラ（事業の再構築）および産業再編改革法に基づきリストラ中の企業に対する信用供与および保証、洪水の犠牲者に対する特別融資およびかかる金融機関が上場株式会社になる前に供与した貸付、ならびにその他の資産、権利および企業持分が含まれる。

1993年3月25日にもまた、関係銀行と移転した資産および負債に関する管理契約が調印された。同契約は、現行の銀行法に従う管理および正確な会計について定める。過去に生じた管理手数料は、2016年および2015年のそれぞれにおいて合計277千ユーロおよび408千ユーロであった。

以下は2016年および2015年12月31日現在の内容別による譲渡された資産および負債である。当該日現在、その管理はBBVA（上記すべての統合により設立された会社）により行われている。

(単位：千ユーロ)

BBVAにより管理される資産および負債の残高	2016年		2015年	
	単体	連結	単体	連結
信用機関	9		9	
スペイン公的機関に対する貸付金	225		297	
その他の居住者部門に対する貸付金	18		36	
不良資産(*)	1,844		2,074	
非流動資産	382		370	
雑勘定	190		191	
資産合計	2,668		2,977	
雑勘定	220		225	
当公庫との合同勘定	2,311		2,605	
当期利益	137		147	
負債合計	2,668		2,977	

(*) 総額。金額は、引当金を100%計上している。

1.5 連結財務書類の表示

当公庫により直接運営される事業に加えて、IC0は、様々な活動に従事する当グループの親会社であり、合わせて全IC0グループを構成している。したがって、当公庫は自らの年次財務書類の他、合併企業および関連会社の保有に関して、現行の法律に従ってIC0グループの連結財務書類を作成した。

スペイン商法第42条に従い、当公庫は本財務書類と同日付で連結財務書類を作成した。2016年および2015年12月31日現在の当公庫の貸借対照表、損益計算書、資本変動総額表および認識損益計算書の連結による影響は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2016年		2015年	
	単体	連結	単体	連結
資産	48,851,473	48,865,284	62,172,605	62,184,593
資本	5,673,607	5,697,176	5,320,023	5,341,674
当期損益	315,344	317,019	42,377	33,844
資本における認識損益合計	377,854	379,529	109,746	101,213
現金または現金同等物の純増減額	(14,614)	(14,614)	75,167	77,575

1.6 環境影響および温室効果ガス排出権

IC0の国際取引は、環境保護に関する法律に従っている。当公庫は、当公庫がこれらの法律に実質的に準拠しており、その準拠を確保および奨励するよう設計された手続きを維持していると考えている。

また、当公庫は、当公庫が適切な環境保護・改善措置を実施し、環境影響を可能な限り最小化する措置を行い、これについての規則を遵守していると考えている。2016年および2015年、当公庫は重大な環境投資を実施しておらず、環境リスクおよび費用のための引当金を計上する必要はないと考えている。また、当公庫は、環境保護・改善に関連する重大な偶発事象が存在するとは考えておらず、温室効果ガス排出権を有してもしない。

1.7 最低資本

1.7.1 最低自己資本比率

スペイン中央銀行は2008年5月22日付で、最低自己資本の識別および管理に関して、2008年通達第3号を発布した。前記通達は、投資比率、自己資本および情報についての金融仲介機関の義務、ならびに他の金融システムに関する2007年11月16日法律第36号（1985年5月25日法律第13号を改正）により発布された自己資本および連結ベースでの金融機関の監督に関する法制度等（金融機関自己資本に関する2008年2月15日勅令第216号を含む。）について、金融機関業界における最終的な展開を示している。前記通達はまた、スペインの金融機関の法制度に、金融機関の事業に関する欧州議会および理事会による2006年6月14日の2006年EC規則第48号（改正後）、ならびに投資サービス会社および金融機関の適正資本量に関する欧州議会および理事会規則による2006年6月14日の2006年EC規則第49号（改正後）を適合させる過程を、完了させるものでもあった。かかる二つの規則は、バーゼル銀行監督委員会により採択された同様の規制（バーゼルとして知られている。）を受けて、金融機関および金融機関の連結グループが満たすべき最低資本要件について大幅に改正された。

従前の銀行業の健全性規制に関する立法機関（1985年5月25日法律第13号および2008年スペイン中央銀行通達第3号）に替わり、2014年1月1日より、金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号が施行された。これまで欧州連合は、その法制度として2010年12月付のバーゼルに移行しており、2012年EU規則第648号を修正する金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する欧州議会および理事会による2013年6月26日の2013年EU規則第575号、ならびに2002年EC規則第87号を修正する金融機関の活動ならびに金融機関および投資サービス会社の健全性監督に関する欧州議会および理事会による2013年6月26日の2013年EU規則第36号を採用し、また欧州連合の監督および金融機関の支払能力の基準にスペインの法律を適合させるための緊急措置として、11月29日の2013年勅令法第14号に当公庫のシステムを置き換えることで、2006年EC規則第48号および2006年EC規則第49号を廃止した。

2014年6月26日法律第10号の主な目的は、2013年6月26日EU規制第575号（CRR）の規定を直接的に組み込み、正式に2013年6月26日EU規則第36号（CRD）に移行することで、国際舞台および欧州連合に課せられている規制変更をスペインの法律に適合させることである。監督体制、資本要件および罰則等の側面が大々的に修正されてきたことにより、金融機関に適用される規則に関し、当該コミュニティ規制は、実質的に変更されてきた。

CRRおよびCRDは、欧州連合における資本要件を規制し、以下に記載するバーゼル の資本規制の枠組みまたは協定に定められた提案を含む。

- 加盟国に直接適用されるCRRは、金融機関の健全性要件を含み、とりわけ以下の事項を扱っている。
 - ハイブリッド商品が満たさなければならない要件を設定し、少数株主持分の適格性を制限する、適格自己資本の要素の定義。
 - 各資本区分における調整項目および控除項目の定義。この点において、規則はバーゼル に新たな控除項目（繰延税金資産、年金基金）を組み入れ、既存の控除項目の変更を導入する。一方で、規則はその完全な実施までに、5年から10年の段階的な予定を設定している。
 - 自己資本の三つの水準（普通株式等Tier 1比率4.5%、Tier 1比率6%および最低資本合計比率8%）を定める最低要件の設定（第一の柱）。
 - 金融機関がレバレッジ比率（Tier 1をリスクに対して未調整の総エクスポージャーで除した値として定義される。）を算定するための要件。開示要件は、2015年以降に適用される。レバレッジ比率は、委員会が最終的な定義および水準調整を決定する2017年までの試行期間中にテストされる。
- 加盟国が、それぞれの基準に従って、国内法令に組み込まなければならないCRDの意図および目的は、金融機関および投資会社の活動の透明性ならびにその統治および監督の枠組みについて国内法令を調整することである。CRDは、とりわけ、CRRで設定された資本要件に加えて、2019年までに段階的に導入される資本要件を含んでいる。以下に従わないことは、利益の任意分配に対する制限を伴う。
 - バーゼル の規制の枠組みを拡大する、金融規則の景気循環増幅効果を軽減するための資本保全バッファおよび反循環的な資本バッファ。すべての金融機関は、普通株式等Tier 1に上乗せする2.5%の資本保全バッファおよび普通株式等Tier 1に上乗せする、機関特有の反循環的な資本バッファを維持しなければならない。
 - グローバルなシステム上重要な機関およびその他のシステム上重要な機関が、システムミックリスクまたはマクロ健全性リスク（すなわち、特定の加盟国における金融システムおよび实体经济に深刻な悪影響を与えうる、金融システムの混乱リスク）を軽減するためのシステムミックリスクバッファ。
 - さらに、CRDは、監督責任の範囲内で、所轄官庁が、CRRに記載の最低要件（第二の柱）を上回る自己資本額の維持を金融機関に要求することが可能であると規定している。

金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号の追加条項第8条によると、規則により規定されていない限り、スペイン開発金融公庫は、当該法律のタイトル（金融機関の支払能力）、タイトル（監督）およびタイトル（法的罰則）ならびに情報の守秘義務に関する規定を適用する。

2015年から、スペイン中央銀行の2016年通達第2号に従い、この基準において設定された資本バッファが適用される。この意味において、今年度の銀行監督者によって設定された特定の反循環的な資本バッファの金額に左右されず、IC0は資本保全バッファ（2.5%）に準拠する。IC0は、グローバルなシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EISM」）ではなく、またシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「SIS」）としてみなされることもない。

2016年および2015年12月31日現在のIC0グループの算出可能な資本は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
普通株式等Tier 1 (*)	5,204,344	5,184,303
- 資本金	4,312,585	4,311,855
- 準備金および調整項目(**)	891,759	872,448
Tier 2	20,836	118,513
- その他の準備金(**)	-	-
- 一般支払不能リスク補填	20,836	118,513
算出可能資本合計	5,225,180	5,302,816
最低資本合計(***)	1,419,740	1,289,988

(*) 当グループは追加のTier 1 を有していない。

(**) 当グループの算出可能資本の計算に用いる合計準備金は、資本の計算において、無形資産の修正および準備金の修正が行われているため、連結貸借対照表の額とは異なる。

(***) 2013年EU規則第575号に従い、リスク加重資産（RWA）を8%として計算している。

2016年および2015年12月31日現在の当グループの最低資本の最重要データは、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
Tier 1	5,204,344	5,184,303
リスク加重資産	17,746,746	16,124,853
Tier 1 比率(%)	29.33	32.15
算出可能資本合計	5,225,180	5,302,816
算出可能資本合計比率(%)	29.44	32.89
最低算出可能資本比率(%) ^(*)	10.5	10.5

(*) IC0の最低算出可能資本比率は、資本バッファを考慮すると、10.5%である。

2016年および2015年12月31日現在、当グループの算出可能資本は、必要に応じて、連結ベースでは、適用ある規則により規定されている最低要件をそれぞれ3,805,440千ユーロおよび4,012,828千ユーロ上回っている。

1.7.2 最低支払準備率

当公庫は最低支払準備率を満たすために、ユーロ圏の国の中央銀行に預けられている資金の最低レベルを維持しなくてはならない。2016年12月31日現在、このレベルは算出可能な負債の2%であった。2011年11月24日に2011年EU規則第1358号が発効し、追加的な算出可能な負債（2年超の通知期間を条件として引出可能な2年超の定期預金、現先取引による販売および2年超の満期を持つ株式以外の証券）について1%が要求される。この修正は2012年1月18日に開始した積立期間の後に適用された。

2016年および2015年12月現在、ならびに2016年および2015年中、IC0は適用あるスペインの規制に基づく最低比率を遵守した。

1.7.3 資本管理

当公庫は、支払能力に関し適用される法制度（2013年EU規則第575号）に規制される算出可能なTier 1およびTier 2の管理を目的として、資本を検討している。

この意味において、常に10.5%を超える支払能力比率を維持するための資本管理システムに、資本要件規制は直接的に盛り込まれている。この目標は、適切な資本計画によって達成されている。

1.8 後発事象

上記2006年法律第42号で修正された租税、行政および社会保障措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項に従い、旧金融公庫と当公庫が付与した一定の与信および保証枠に基づき中央政府がICOから借入れた債務の返済によって回収される金額は、当公庫の資本の一部を構成する。2016年の見積総額は500千ユーロであり、2017年に計上される。

過年度と異なり、2017年度一般国家予算法第 章では、当公庫の資本に対する新たな拠出は想定されていない。

2017年、スペイン開発金融公庫は、国家財務当局の地位において政府の命令を受け、事業および個人に対する新たな信用枠を打ち出した。当方針の目的は、スペインの信用制度に更なる流動化をもたらす、組織的目標の枠組み内における他の需要に取り組むことである。承認を得た主な信用枠は、以下の通りである。

- Línea ICO Empresas y Emprendedores 2017 : このICOの信用枠は、国内で投資を行い、かつ流動性ニーズを満たす必要のある自営業者および企業に対して融資を行う。個人および家主団体も、住宅の修復のためにこの信用枠を利用することができる。
- Línea ICO Garantía SGR/SAECA 2017 : このICOの信用枠は、相互保証会社（スペイン語表記の頭文字をとって「SGR」）または国有企業であるCaución Agraria（スペイン語表記の頭文字をとって「SAECA」）の範囲内で、スペインにおける資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。
- Línea ICO Crédito Comercial 2017 : このICOの信用枠は、スペイン国内の営利事業による前払い金を通じて流動性を得ようとする自営業者およびスペイン企業またはスペインにおいて設立された多国籍企業に対して融資を行う。
- Línea ICO Internacional 2017 : このICOの信用枠は、外国で生産的な投資を行っており、かつ/または流動性ニーズを満たす必要のある、スペインの資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。
- Línea ICO Exportadores 2017 : このICOの信用枠は、流動性を必要とする自営業者およびスペイン企業に対して融資を行い、輸出活動による前払い金を通じて彼らを支援する。

これらの信用枠の合計額は、6,590百万ユーロに達する。2017年1月中、ICOおよびこれらの信用枠の申請書を提出した金融機関は、契約を作成および書名した。

当該期末（2016年12月31日）から財務書類承認日（2017年3月27日）までの間、前述以外に重要な事実は発生していない。

1.9 セグメント別情報

当公庫の主な活動は、信用枠および直接貸付を付与することである。したがって、該当する法律に従い、ICOの事業についてセグメント別の情報は不要とみなされる。

また、ICOはスペイン領域内外で活動を行っており、すべての事業はスペインの利益に寄与するものであると認められている。

1.10 「IC0ダイレクト」貸付業務

2010年6月、IC0は「IC0ダイレクト」として、機械、家具、IT製品および建物に新たに投資するため、自営業の個人、中小企業、およびスペインの非営利団体（1年を超えて活動している団体）に対して融資を行うことを目的とした新しい事業セグメントを開始した。この事業セグメントは、金融機関の仲介を通して行われるIC0の通常の貸付業務を補っており、中小企業および自営業の個人向けの金融手段を広めるよう務めている。IC0ダイレクトは、2011年および2012年に更新され、2012年6月に終了した。

IC0ダイレクトにおける取引は、バンコ・サンタンデル（BS）およびバンコ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア（BBVA）によって公的に処理および管理されていた。これらの金融機関はこの目的においてIC0に対し競争入札をしている。

IC0ダイレクトの2016年および2015年12月31日現在の経営事業体毎の資産および負債の性質別の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	2016年		2015年	
	BBVA	BS	BBVA	BS
IC0ダイレクトによる資産および負債				
その他の居住者部門に対する貸付金	13,928	18,224	24,617	33,048
不良資産	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
資産合計	13,928	18,224	24,617	33,048
雑勘定	-	-	-	-
当公庫との合同勘定	12,902	15,135	23,052	30,871
当期利益	1,026	3,089	1,565	2,177
負債合計	13,928	18,224	24,617	33,048

1.11 2011年のIC0の地方自治体向け貸付業務

2011年IC0地方自治体向け融資は、スペイン国会により2011年7月に承認された公会計および社会的保護の安定性を高めるための勅令法の結果として開始された。その目的は、低迷する経済を踏まえ、地方自治体に提供する備品、労働およびサービスに係る徴収権を決済する主要な問題に苦しむ多くの自営専門職および小企業の問題を緩和することであった。

この信用枠は、2011年4月30日まで未払いの請求書を決済するための流動性を地方自治体に提供することを目的としていた。主として、証明書および書類の経過年数に基づき自営業の個人および中小企業に対する債務の返済を支援することを目的としていた。

IC0地方自治体向け融資は、2011年7月から2011年11月まで実施されていた。同期間中、当該融資により、スペイン全域にわたる1,029の地方、地域および島域間町議会が、38,338の自営業の個人および中小企業により2011年中に提供された備品、労働およびサービスに対する未払請求書222,975件（総額967百万ユーロ）を支払うことができた。

2011年IC0地方自治体向け融資業務の形式化および運営は、当プロジェクトに追加されたいくつかのEECCを通じて実行されている。

2011年IC0地方自治体向け融資に関連する2016年12月31日および2015年12月31日現在の経営事業体毎の資産および負債の性質別の内訳は下記の通りである。

2011年IC0のEELL向け融資資産および負債貸借対照表	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年

スペイン行政に対する貸付金	-	10,908
不良資産	6,800	7,391
その他	-	-
資産合計	6,800	18,299
当公庫との合同勘定	6,800	18,191
当期利益	-	108
負債合計	6,800	18,299

EELLの借入に関し、この信用枠は、国家収益の割当（スペイン語表記の頭文字をとって「PTE」）により、当公庫へ保証されている。PTEの下、開始から2016年12月31日までにおける当該信用枠の残高の減少は、58.2百万ユーロ（2015年12月31日現在で55.74百万ユーロ）である。2016年12月31日までの間に、1,029の事業体のうち、合計で409の事業体がPTEを頼らなければならなくなった。2016年12月31日現在、依然として41のEELLにPTEの削減を要求しており、その残高は6.8百万ユーロであった。

注記2 適用される会計原則、方針および評価基準

IC0の2016年および2015年12月31日に終了した年度の財務書類の作成において用いられた会計原則、方針および評価基準は、以下の通りである。

a) 継続企業の原則

財務書類を作成するにあたり、当公庫の経営は当面継続していくと判断された。したがって、会計基準の適用は、清算の場合における、全部もしくは一部の譲渡を目的とする純資産価値を算定するためのものではない。

b) 発生主義原則

キャッシュフロー計算書に関連するものを除き、財務書類は、支払日または回収日にかかわらず、実際の物品およびサービスの発生に基づいて作成されている。

c) その他一般的な原則

財務書類は、取得原価法に基づき作成されているが、土地および建物（2004年1月1日までのものに限る。）（注記14を参照のこと。）、売却可能金融資産ならびに金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）の公正価額でなされた再評価により修正されている。

2.1 株式

2.1.1 子会社

「子会社」とは、当公庫が支配権を有する企業である。企業が投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する場合、かつ投資先に対する支配権を通じて、投資先の利益に影響を及ぼす資格を有する場合に、企業は投資先を支配していると解釈される。

子会社としてみなされるためには、以下を必要とする。

- 支配権：投資家は、関連活動（すなわち、投資先の利益に大きな影響を及ぼす活動）の管理を可能にする既存の権利を有する場合に、投資先に対する支配権を有する。
- 利益：投資家は、投資先との関与による利益が、投資先の実績によって変動する可能性がある場合に、投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する。投資家の利益は、プラスのみ、マイナスのみ、またはプラスとマイナスの両方になることがある。
- 支配権と利益のつながり：投資家は、投資先に対する支配権ならびに投資先との関与による変動利益に対するエクスポージャーおよび権利を有するだけでなく、投資先との関与による投資家の利益に影響を及ぼす支配権を行使する資格を有する場合に、投資先を支配する。

これらの株式は、本財務書類において貸借対照表の「子会社、合併企業および関連企業への投資」の項目に記載されており、減損調整後の取得原価で評価されている。

2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号の規定に従い、これらの株式に減損の証拠が認められる場合、減損額は、回収可能な金額（株式の公正価額から売却に必要な費用を引いた額または株式から配当として受領することが見込まれるキャッシュフローおよび株式の処分もしくはその他の利用に係るキャッシュフローの現在価値としての使用価値のいずれか大きい方として計算される。）および簿価の、負の差額であると見積もられる。これらの株式に影響する減損損失およびかかる損失の回復はそれぞれ、損益計算書の「金融資産および金融負債による損益」の項目で借方または貸方に計上されている。

当年度中のこれらの株式に係る未払い配当金は、損益計算書の「配当金収益」の項目（注記26を参照のこと。）に計上されている。

注記12には、本項の2016年および2015年12月31日現在の会計データに関する情報が記載されている。いずれの年においても、子会社に対する投資に関する取得または処分は行われなかった。

別紙には、これらの企業に関する情報を記載する。これらの企業の会計年度末は、すべて12月31日である。

2.1.2 関連企業

関連企業とは、当公庫とともに単一的意思決定機関を構成せず、また共同支配に服しないが、当公庫が重大な影響力を及ぼす企業をいう。通常重大な影響力とは、議決権の20%以上の直接的または間接的な持分を表す。

新規制の規定に従い、支配権とは、企業の事業活動から利益を得ることを目的として、その企業の事業方針および財務方針を管理する権利であるとみなされる。

「関連企業」の株式は財務書類において貸借対照表の「子会社、合併企業および関連企業への投資 - 関連企業」に減損調整後の取得原価で評価される。

2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号の規定に従い、これらの株式に減損の証拠が認められる場合、減損額は、回収可能な金額（株式の公正価額から売却に必要な費用を引いた額または株式から配当として受領することが見込まれるキャッシュフローおよび株式の処分もしくはその他の利用に係るキャッシュフローの現在価値としての使用価値のいずれか大きい金額として計算される。）およ

び簿価の、負の差額であると見積もられる。これらの株式に影響する減損損失およびかかる損失の回復はそれぞれ、損益計算書の「金融資産および金融負債による損益」の項目で借方または貸方に計上されている。

当年度中にこれらの株式について発生した配当は、損益計算書の「配当金収益」の項目（注記26を参照のこと。）に計上されている。

別紙 には、これらの企業に関する情報を記載する。

2.2 金融商品

2.2.1 金融商品の当初の認識

金融商品は当初、当公庫が該当する契約の当事者となった際に当該契約の条件に従い貸借対照表において認識される。特に、貸付および現金預金等の債務証書は、現金を受領する権利または支払う義務が発生する日現在でそれぞれ認識される。一般に金融デリバティブは契約日に計上される。

従来の契約を通じて行われる金融資産の売買は、すべての所有権に内在する利益、リスク、権利および義務が取得者に移転した日に計上される。当事者の相互義務に基づくこれらの契約は、規制または市場慣行により設定された期間内に履行されなければならない、株式市場取引または通貨先物取引等のように差額で決済することができない。購入または売却した金融資産の種類に応じて、契約日、決済日または引渡日となる。特に、外国為替現金取引市場で行われた取引は、決済日に認識され、スペインの証券市場で取引される持分証券を用いて実施される取引は、契約日に計上され、スペインの証券市場で取引される債務証書を用いて行われる取引は、決済日に計上される。

2.2.2 金融商品の譲渡および処分

金融商品の譲渡は、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益を移転させる方法を考慮して記録される。それは、以下の基準に基づいて行われる。

- リスクおよび権利が実質的に第三者に移転された場合、譲渡金融商品は、その譲渡により留保または発生した権利または義務すべてを認識した上で、貸借対照表上から除外される。なお、この譲渡に含まれるのは、無条件的売却、取得日における公正価額での売却および買戻、購入選択権もしくは深刻な資産危機状態での売却権が伴う金融資産の売却、譲与者が劣後融資を留保しない資産の証券化、または新たな保有者に対する信用補完等である。
- 譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が留保された場合、譲渡金融商品は貸借対照表上から除外されず、移転前と同様の基準に従って測定される。なおこの留保に含まれるのは、現先取引がされた金融資産の固定価格または利息付の売却額での売却、借方が同様または同等の価値の資産の返済を求められるローン契約等である。しかし、受領対価と同額に係る金融負債は認識される。その後、償却原価で評価され、認識はされないが、譲渡金融資産の収入および新たな金融負債額になる。
- 売買された購入選択権付き金融資産の売却（内部貨幣または外部貨幣での売却ではない。）、譲与者が譲渡資産の株式に対する劣後融資または信用補完をすることを想定する証券化等、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が、実質的に移転または留保されない場合には、以下の通り区別される。
 - 企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保しない場合、貸借対照表上から除外され、その移転により留保または発生した権利または義務は、すべて認識される。
 - 企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保する場合、起こりうる価値変動と同額のエクスポージャーが貸借対照表上で認識され続け、受領対価と同額の金融負債が認識される。損益を通じて公正価額で評価した金融負債として分類されるための条件を満たさない限り、かかる負債

は、後に償却原価で評価される。この金融負債額を計算するため、金融資産が移転された企業に対する融資を構成する金融商品（資産担保証券および貸付金等）の価格は控除される。その控除額は、かかる金融商品が、とりわけ譲渡資産を融資する際の価格とまったく同額である。譲渡資産とそれに係る負債との間の純額に関して、譲渡資産が償却原価にて評価された場合は、留保された権利および義務の減価償却額になる。また、譲渡資産が公正価額で評価された場合は、留保された権利および義務の公正価額になる。

以上の通り、金融資産が貸借対照表上から除外されるのは、発生したキャッシュフローが消滅した場合または内在的なリスクおよび利益が第三者に移転した場合である。

同様に、金融負債が貸借対照表上から除外されるのは、発生した義務が消滅した場合またはこの金融負債が取消もしくは交換の意図を持って購入された場合である。

2.2.3 金融商品の公正価額および償却原価

金融資産

金融商品のある日の公正価額は、適切な知識を有する当事者間の公正な取引において、当該日に取得または売却されると見込まれる金額である。金融商品の公正価額として参照できる、最も客観的で一般的な価格は、組織的で透明性が高く信用できる市場で支払われるであろう金額（「見積価格」または「市場価格」）である。

特定の金融商品に市場価格がない場合、その公正価額は、類似の金融商品の最近の取引に基づき見積もられる。それができない場合には、評価される金融商品の特性、特に金融商品に関連する様々な種類のリスクを考慮して、国際的な会計協会が承認した評価手法を用いる。

とりわけ、組織的で透明性が高く信用できる市場で取引されている売買目的保有のデリバティブ金融商品の公正価額は、日々の市場価格と同じである。例外的な場合において、いずれかの日に価格を設定することができない場合には、組織的な市場で取引されていないデリバティブに適用されるものと同様の手法を用いて測定される。

組織的な市場で取引されていないデリバティブまたは規模が小さいもしくは透明性に欠ける組織的な市場で取引されているデリバティブの公正価額は、金融市場で認められる評価手法（「純現在価値」（NPV）、オプション価格決定モデル等）を用いて当該商品から発生する将来のキャッシュフローの合計を測定日で割り引いたもの（「現在価値」または「理論値」）と同額である。

償却原価は、金融資産または負債の取得原価を元金の返済、また該当する場合には、金融商品の当初価格と返済価額の差異の一部（実効利率法を用いて損益計算書で認識される。）について（上方または下方に）調整した額である。金融資産の償却原価には、発生したであろう減損調整も含まれる。

実効利率は、金融商品の当初価格を残存期間中に見積キャッシュフローの全額と一致させる割引利率である。固定利付金融商品の場合、実効利率は、取得に際して決定した約定利率であり、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号の条項に従い実効利率の計算に含まなければならない手数料および取引費用の調整がなされている。変動利付金融商品の実効利率は、固定利付金融商品と同様に見積もられ、契約に定める各金利見直し日に商品の将来のキャッシュフローの変動を考慮して再計算される。

公正価額の客観的な評価が不可能なその他の企業の株式および金融デリバティブ（裏付資産のような商品を保有し、交付により決済されるもの。）は、それが適切とされれば、発生した減損損失のため、価格調整される。

子会社、共同支配会社および関連企業の株式は、それが適切とされれば、発生した減損損失のため、価格調整され計上される。

金融資産価格の変動は、通常、損益計算書内の対応項目とともに計上される。それは、損益計算書における「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」の項目で、純額で計上され、「利息および類似収益」で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、その他に起因するものとを差異化する。

しかし、為替差額から生起しない限り、「売却可能金融資産」のポートフォリオに含まれる商品価値の変動は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」の項目に計上される。損益計算書で償却された際、貸借対照表資産内の該当箇所から除外されるまでは、「評価調整額」の項目に記載される金額は、資本純額の一部として残る。

また、「売却目的保有の非流動資産」の項目に計上されるものの価格変動は、資本純額の調整として「その他の累積包括損益」に計上される。

本財務書類における金融商品の公正価額での評価は、以下の公正価額レベルを用いて分類される。

- ） レベル ：活発な市場における同一の商品の市場価格（調整前）により得られた適正な額
- ） レベル ：活発な市場において類似の金融商品に用いられる評価手法、最近の取引において値付けされた価額もしくは予測キャッシュフロー、またはすべての重要な投入資本が直接的にまたは間接的に観察可能である市場データに基づくその他の評価手法により得られた公正価額
- ） レベル ：いくつかの重要な投入資本が、観察可能な市場データに基づいていない評価手法により得られた公正価額

ヘッジ対象およびヘッジ会計として指定された金融資産に関しては、その評価差額は以下の基準を考慮して計上される。

- 公正価額ヘッジに関して、ヘッジ・リスクの種類と関連して補填されたものおよび補填対象の中で生じた差異は、損益計算書で直接認識される。
- キャッシュフロー・ヘッジおよび純外国投資の非効率に関する評価差額は、損益計算書に直接計上される。
- キャッシュフロー・ヘッジに関して、補填対象の実効補填において生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」の項目に計上される。
- 純外国投資カバレッジに関して、補填対象の実効補填において生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」の項目に計上される。

最後の二つの事例に関しては、ヘッジ対象の損益が損益計算書に計上されるまで、またはヘッジ対象の満期日まで、最終的に評価差額は認識されない。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクの公正価額ヘッジに関して、ヘッジ商品を査定する際に生じた損益は、損益計算書で直接認識される。その一方で、ヘッジ対象リスクに関しては、公正価額の変動を補填する金額の損益は、マクロカバレッジによる金融資産の調整として「その他の累積包括損益」に計上される。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクのキャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ商品の価値変動の有効な部分は、予定された取引がなされるまでは、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」に計上され、その後、損益計算書に計上される。ヘッジ・デリバティブの価値変動の非有効部分は、損益計算書に直接計上される。

金融負債

金融資産に関して定義されているように、金融負債は以下の場合を除いて、償却原価で計上される。

- 金融資産に関して定義されているように、「売買目的保有の金融負債」、「損益を通じて公正価額で評価した金融負債」および「資本変動表における公正価額で評価した金融負債」の項目に含まれる金融負債は、公正価額で評価される。公正価額ヘッジ取引により補填される金融負債については、ヘッジ取引で補填されるヘッジ対象リスクに関連するこれら公正価額の変動が計上され、調整される。
- 裏付資産が持分証券であり、公正価額を十分な客観性をもって決定できず、当契約書の交付によって決済される金融デリバティブは、原価で評価される。

金融負債額の変動は、通常、損益計算書上で相殺されて計上される。これは、「利息および類似費用」の項目で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、他の要因（「損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債」の項目で計上されるもの。）に起因するものを差異化する。

しかし、「資本変動表における公正価額で評価した金融負債」の項目に含まれるものは、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括損益」に計上される。損益計算書上で計上された際に、負債が貸借対照表の該当箇所から除外されるまでは、評価調整額の金額は資本純額の一部として残る。

ヘッジ対象およびヘッジ会計差額として指定された金融負債は、前記注記に記載された金融資産に関する、上記の基準を考慮した上で計上される。

2.2.4 金融資産および金融負債の区分および測定

金融商品は当公庫の貸借対照表で以下の区分に分類される。

- 中央銀行および信用機関に対する預金とは、現金残高ならびにスペイン中央銀行、その他の中央銀行およびその他の信用機関が保有する残高である。
- 損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債は、取引ポートフォリオに分類される金融商品ならびに損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債により構成される。
 - ・取引ポートフォリオに含まれる金融資産とは、短期間で現金化するために取得したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定される金融商品のポートフォリオの一部を構成するものである。また、当該ポートフォリオでは、ヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品は、適用ある会計規則に従いハイブリッド金融商品から分離される商品を含むものとする。
 - ・金融負債とは、取引ポートフォリオに含まれる、近い将来に買い戻すために発行したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定され、もしくは共同で運用される金融商品のポートフォリオの一部を構成し、選択性でない現先取引に基づき取得した資産の売却から生じる証券のショート・ポジションおよび証券の貸付ならびにヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品（ハイブリッド金融商品から分離される商品を含む。）をいう。金融負債は資産取引に融資するために用いられるという事実自体は、この区分には含まれない。
 - ・損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債とは、以下のものをいう。
 - ハイブリッド金融資産とみなされ、公正価額で評価される取引ポートフォリオに含まれない金融資産。「公正価額で評価される保険契約」に基づく負債または公正価額の変動へのエクスポージャーを軽減する目的および効果を持つ金融デリバティブとともに運用されるもの。あるいは、金利リスクへの全体的なエクスポージャーを軽減する金融負債およびデリバティブとともに運用されるもの。
 - 企業による当初の認識でみなされた金融負債、または、一度みなされたものに関して、以下の理由により、さらなる関連情報が得られるもの。
 - ・当該情報により、資産もしくは負債の評価、または損益の認識において生じる認識または評価の不一致は、別の基準によって解消または大きく軽減される。
 - ・金融負債または金融資産および金融負債グループは管理され、その成績はリスク管理または投資情報戦略の下、公正価額に基づいて評価される。文書化されたグループの情報は、公正価額に基づいて、管理局長に対して提出される。

- 満期保有投資ポートフォリオには、当公庫が十分な財務能力をもって、当初および保有を意図した日から最終満期日まで保有すると分類した固定満期の、キャッシュフローが特定され、または特定できる活発な市場で取引される負債性証券で構成される。

本科目に含まれる負債性証券は当初公正価額で計上され、直接金融資産の取得に帰属する取引費用について調整され、適用ある会計規則（2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号）において定義される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。これらは実効利率に基づき計算する償却原価で計上される。

- 貸付および受取債権には簿外負債性証券、当公庫が行う通常の信用供与および貸付活動から生じる第三者への融資ならびに資産の買主およびサービス利用者が被る負債が含まれる。本科目には、グループ企業が貸主となるファイナンスリース取引も含む。

本科目に含まれる金融資産は当初公正価額で計上され、直接金融資産の取得に帰属する手数料および取引費用について調整され、適用ある会計規則（2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号）に基づく実効利率法を用いて損益計算書で認識しなければならない。取得後、取得された資産は償却原価で計上される。

割引で取得された資産は、支払った価格で計上され、返済額と当該支払価格との差額は、満期まで実効利率法を適用し、金融収益として認識される。

一般に、当公庫はすべての貸付および信用供与を満期まで保有する予定であるため、企業の貸借対照表に含まれている。

本科目に含まれる資産の未収利息は、実効利率法を用いて計算され、損益計算書の「利息および類似収益」において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。これらの証券の減損損失は、注記2.7に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる負債性証券は、注記2.3に記載の通り計上される。

- 売却可能金融資産は、貸付および受取債権のように満期保有投資に分類されない負債性証券、または損益を通じて公正価額で評価した金融資産および当公庫により保有されており、子会社、合併企業または関連企業以外の事業体に関する、公正価額で評価されない持分証券に分類されないものを含む。

本科目に含まれる金融商品は当初公正価額で測定され、満期まで直接金融資産の取得に関連する取引費用について調整され、適用ある会計規則（2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号）において定義される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。ただし、金融資産の満期が固定していない場合には、減損が生じた時点で損益計算書に計上されるか、または貸借対照表で損金処理される。その後、本科目に含まれる金融資産は、公正価額で評価される。

上記にかかわらず、十分に客観的な方法で公正価額を決定することができない持分証券は、注記2.7に記載の通り計算された減損を控除して、財務書類に原価で評価される。

未払いの利息および配当金に関連する売却可能金融資産の公正価額の変動は、損益計算書の「利息および類似収益」（実効利率法を用いて計算する。）および「配当金収益」にそれぞれ計上される。これらの商品の減損損失は注記2.7に記載の通り計上される。ユーロ以外の外国通貨建ての金融資産に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジでカバーされる金融資産の公正価額の変動は、注記2.3に記載の通り計上される。

対応するものとして、売却可能金融資産の取得日から金融資産が償却されるまでの間の公正価額の変動は、残高が損益計算書の「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益 - 売却可能金融資産」に計上される際に、売却可能金融資産を測定する際の調整として、資本の部の「その他の累積包括損益」に計上される。

- 償却原価金融負債は、上記の科目には含まれない金融負債に関連する金融商品を含む。

本科目に含まれる金融負債は、当初公正価額で計上され、満期まで直接金融負債の発行に帰属する取引費用について調整され、適用ある会計規則（2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号）において定義される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後金融負債は、適用ある会計規則（2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号）において定義される実効利率法を適用して計算される償却原価で測定される。

実効利率法を用いて計算されるこれらの資産について発生する利息は、損益計算書の「利息および類似費用」において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる金融負債は、注記2.3に記載の通り計上される。

上記にかかわらず、売却可能非流動資産に分類されるべき金融商品は、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号規則第34条に基づき注記2.16に記載の通り財務書類に計上される。

金融商品ポートフォリオ間での再分類は、もっぱら以下の想定に基づいて行われる。

- a) 下記d)に記載される例外的な状況が生じた場合を除いて、一度取得、発行または承継された金融商品は、「損益を通じて公正価額で評価した」の区分へまたはかかる区分から再分類はされない。
- b) 意図的にまたは財政能力の変化により、金融資産が「満期保有投資ポートフォリオ」の項目への分類から外れた場合、「売却可能金融資産」の区分へ再分類される。この場合、この再分類が、適用法が許可する状況（償還期限が迫った売却、ほぼすべての主要金融資産または当公庫が予期し難く、一度限りの出来事に起因する売却）に含まれない限り、「満期保有投資ポートフォリオ」に分類されたすべての金融商品と同様の処理が施される。
- c) 金融資産または金融負債に、信頼できる評価があると考えられる場合、この金融資産または金融負債は公正価額で評価され、簿価との差額はポートフォリオの種類にある要件に従って維持される。なお、この場合の信頼できる評価は、以前は不可能であり、公正価額での評価が必須なもの（市場価格のない持分証券および裏付資産によるデリバティブ等）である。

d) 当公庫の意図もしくは財政能力の変化の結果として、または2年間の罰則(満期保有投資ポートフォリオに分類される金融資産の売却の際に適用される規制が課す。)の後、「売却可能金融資産」の区分に含まれる特定の金融資産(負債性金融商品)は、「満期保有投資ポートフォリオ」に再分類される。譲渡日における金融商品の公正価額は、新たな償却原価になり、この価格と償還価格との差額は、損益計算書に計上される。この際、商品の残りの期日に対しては、実効利率法を用いる。

e) 2008年以降、売却目的または短期買戻としての保持がなされなくなったデリバティブ金融商品ではない金融資産は、取引ポートフォリオの外へ分類される可能性がある。それは、以下の状況の内、いずれかが生じた場合である。

- 資産が貸付および受取債権の区分に含まれない限りにおける、例外的な状況。かかる例外的状況とは、近い将来に再発生するとは考えられ難い、特異な出来事から生じるものをいう。
- 当公庫が、近い将来または満期まで金融資産を維持する意図または財政能力を有する場合。この場合、その当初の認識は、投資控除の定義と一致する。

上記の状況では、結果を逆にせず、資産の再分類は公正価額で行われる。そして、この価値がそれ自体の価格および償却原価とみなされる。この金融資産の再分類は、再度、取引ポートフォリオに再分類することはできない。

2016年および2015年を通じて、取引ポートフォリオに含まれる金融資産の再分類はなされなかった。

2.3 金融デリバティブ

金融デリバティブとは損益を提供する商品であり、特定の状況下では、取引および残高に関連する信用リスクおよび/または市場リスクの総額または一部の補償を認める。その方法としては、金利および特定の利率、個別の証券価格、為替レート・クロスカレンシーまたは同様のその他基準を裏付資産として利用する。当公庫は、組織的な市場または組織的な市場に対応する相対市場(店頭)の両方で取引される金融デリバティブを用いる。

当公庫は、中でもとりわけ、金利リスク、為替レートおよび市場レートへのエクスポージャーを軽減するための戦略の一環として金融デリバティブを利用する。これらの取引が2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号規則第31条および第32条の特定要件を満たす場合には、かかる取引は「補填」とみなされる。

当公庫がある取引をヘッジとみなす場合には、ヘッジに含まれる取引または商品の開始時からそのようにみなし、ヘッジは適切に文書化される。これらのヘッジ取引を文書化するには、ヘッジされる商品またはヘッジを行う商品、ヘッジしようとするリスクの性質および当公庫が補填しなければならないリスクを考慮の上、有効期間中のヘッジの有効性を測定するための条件または手法を特定する。

当公庫は、ヘッジ期間を通して極めて効果的であると考えられるヘッジに対してのみヘッジ会計を用いる。ヘッジは、予定の期間中にヘッジで補填されたリスクに帰属する公正価額またはキャッシュフローの変動がそれぞれ、ヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で完全に相殺された場合に極めて効果的であるとみなされる。

前記のようなヘッジの有効性を測定するために、当公庫は、所定のヘッジ期間の開始日から終了日まで、ヘッジ対象のリスクに帰属するヘッジ項目の公正価額またはキャッシュフローのいずれかに関連ある方の変動がヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で将来的にほぼ完全に相殺されると見込まれるかどうか、および遡及的にヘッジの結果がヘッジ対象の数値結果の80%から125%の測定範囲で変動するかどうかを分析する。

当公庫が行うヘッジ取引は以下の科目に分類される。

- 公正価額ヘッジは、損益計算書に影響を及ぼす金融資産および金融負債もしくは約定額または特定のリスクに関連するこれらの一部の公正価額の変動に関するリスクを補填する。
- キャッシュフロー・ヘッジは、特定のリスクに関連して、損益計算書に影響を及ぼす金融資産もしくは負債または将来当公庫が行う可能性の非常に高い取引から生じるキャッシュフローの変動を補填する。

測定値の差異は、ヘッジ項目および会計ヘッジとしてみなされた金融商品について特に言及される場合、以下の条件に従って計上される。

- 公正価額ヘッジについては、ヘッジされるリスクの種類に応じて、ヘッジとヘッジ項目双方の公正価額の差異が直接損益計算書で認識される。
- キャッシュフロー・ヘッジについては、ヘッジの有効な部分について生じる測定値の差異は、一時的に「その他の累積包括損益」に計上される。この種類のヘッジが行われた金融商品は、注記2.2に記載される条件に従い、補填された商品とみなされたことによる調整を行うことなく計上される。

最後の場合には、測定値の差異は、ヘッジ項目の損益が損益計算書に計上されるまで、または満期まで、結果として認識されない。

キャッシュフロー・ヘッジの有効でない部分に関するヘッジ商品の評価における差異は、損益計算書の「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」において直接認識される。

当公庫は、ヘッジ商品が満了もしくは売却された場合、ヘッジがヘッジ会計の基準を満たさなくなった場合、または取引がヘッジと分類されなくなった場合にヘッジ会計を中止する。

上記の通り公正価額ヘッジ会計が中止され、ヘッジ項目が償却原価で計上される場合には、ヘッジ会計のために行われた評価額調整は、中止日に再計算された実効利率を適用してヘッジ項目の満期日まで損益計算書において認識される。

キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況においては、ヘッジからの累積損益は、貸借対照表の「その他の累積包括損益」に計上される。それは、予定されたヘッジ取引が行われるまでこの科目に計上され、実行された時点で損益計算書に移転される。また、キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止されなければならない場合で、ヘッジ要素が、金融資産または負債を計上することが予定された取引である場合には、計上される資産または負債の取得原価は調整される。予定された取引が行われないと予測される場合には、当該取引に関連する「その他の累積包括損益」の記載は直ちに損益計算書において認識される。

2.4 外貨建取引

2.4.1 機能通貨

IC0の機能通貨はユーロである。このため、すべてのユーロ以外の表示の残高および取引は、外貨建てとみなされる。

以下は、2016年および2015年12月31日現在、当公庫が保有する外貨建資産および負債の合計を示したものである（単位：各通貨につき千単位）。

	2016年		2015年	
	資産	負債	資産	負債
英ポンド	118,469	313,890	122,218	284,973
米ドル	1,289,196	4,789,226	1,655,117	5,598,610
カナダ・ドル	73,089	312,007	71,946	650,002
スイス・フラン	106	619,878	284	970,256
ノルウェー・クローネ	-	1,200,012	-	3,450,004
日本円(百万)	122	60,908	127	73,816
豪ドル	122	-	122	-
その他の取引通貨(ユーロ)	21,752	-	29,186	-
その他の非取引通貨(ユーロ)	108,965	-	121,027	-

以下は、2016年および2015年12月31日現在、当公庫が記録した、種類別の外貨建資産および負債に相当するユーロを示したものである。

	2016年		2015年	
	資産	負債	資産	負債
スペイン国内のスペイン金融機関	252,916	43,701	554,165	-
スペイン国外のスペイン金融機関	25,044	-	29,700	-
スペイン国外の外国金融機関	225,873	661,196	222,443	467,774
スペイン公的機関の貸付 / 預金	-	-	-	-
その他の居住者部門の貸付 / 預金	546,136	-	564,600	-
非居住者公的機関の貸付 / 預金	20,061	-	27,187	-
その他の非居住者部門の貸付 / 預金	471,944	-	482,751	-
外貨建引当金	-	-	-	-
発行済債券およびその他	2,825	5,627,930	5,064	7,310,912
	1,544,799	6,332,827	1,885,910	7,778,686

当初認識される際には、外貨建ての借方と貸方の残高は、認識日の直物為替レート（即時払い用の為替レート）にて、機能通貨に換算される。当初の認識後は、外貨建ての残高を機能通貨に換算する場合には以下の規則が適用される。

- ）貨幣性資産および負債は、年度末の為替レート（財務書類に記載される日付現在の平均直物為替レート）にて換算される。
- ）取得原価で評価される非貨幣性項目は、取得日の為替レートで換算される。
- ）公正価額で評価される非貨幣性項目は、公正価額が決定される日の為替レートで換算される。
- ）収益および費用は、取引日の為替レートを適用して換算される。しかしながら、著しい変動がない限りは、期間の平均為替レートが当該期間中に実施されたすべての取引について適用される。減価償却費は当該資産に適用される為替レートで換算される。

外貨建ての借方と貸方の残高の換算により生じる為替損益は、通常損益計算書に計上される。しかしながら、公正価額で評価される非貨幣性項目について生じる為替損益の場合は、公正価額の調整が「その他の累積包括損益」に計上され、非貨幣性項目の再評価に関する為替レートの要素が分類される。

当公庫が事業を行う主要外貨建ての残高を換算する際に使用するものは、2016年および2015年12月31日に欧州中央銀行が発表した市場レートである。

外貨建ての受取債権および支払債務の換算により生じる為替差損益の純額は、2016年12月31日現在、2,839千ユーロの利益（2015年12月31日現在は1,532千ユーロの利益）にまで上った。

2.5 収益および費用の認識

以下の要約は、収益と費用を認識する際に当公庫が採用する最も重要な基準である。

2.5.1 受取利息、支払利息、配当金および類似項目

通常、受取利息および支払利息ならびにその類似項目は、会計の目的上、発生主義に基づき適用ある会計規則（2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号）において定義される実効利率法を用いて認識される。他社より受領する配当金は、当公庫が配当金を受領する権利が発生した時点で、当公庫の損益計算書において認識される。

2.5.2 手数料、報酬および類似項目

事業の実効利率の計算に含まれるべきでない、または金融資産もしくは負債の取得原価を構成しない手数料に関する収益および費用ならびに類似の報酬は、損益を通じて公正価額で評価したものを除き、その性質に基づく様々な基準を用いて損益計算書で認識される。最も重要な項目は以下の通りである。

- 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債に関連する金額は、支払日に損益計算書において認識される。
- 長期取引または役務から生じる金額は、当該取引または役務の期間中に損益計算書において認識される。
- 一度限りの事象に関連する金額は、当該事象が発生した際に損益計算書において認識される。

2.5.3 金融外収益および費用

これらの金額は、発生主義に基づき認識される。

2.5.4 繰延回収および繰延支払

繰延回収および繰延支払は、市場レートで将来キャッシュフローを割り引いて算定した金額で認識される。

2.6 残高の相殺

取引により生じる借方および貸方の残高は、契約上または法律上、相殺が可能であり、会社に存在し、純額で決済されるものまたは現金化と同時に支払われるものにより、相殺され、貸借対照表に純額で表示される。

[前へ](#)

[次へ](#)

2.7 金融資産の減損

金融資産の簿価は、減損損失が生じたという客観的証拠がある場合には、一般に損益計算書について調整される。

- 貸付および負債性証券等の債務証券については、当初の認識後、将来のキャッシュフローに悪影響を及ぼす事象または様々な事象の複合的な効果が生じる場合
- 持分証券については、当初の認識後、ある事象または様々な事象の複合的な効果により簿価を回収できない場合

原則として、減損金融証券の価額修正は、当該減損が生じた期間の損益計算書に計上され、以前に計上された減損損失の回収（もしあれば）は、損失が解消または軽減された期間の損益計算書において認識される。減損について認識された金額の回収が不可能であると考えられる場合、かかる金額は、貸借対照表上から削除される。しかし、制限期間の満了、消却その他の原因により当公庫の請求権が消滅するまで、当公庫は、かかる金額の回収のために必要な措置を講じることができる。

債務証券および偶発リスクポートフォリオは、その所有者、保証または仲介にかかわらず、企業が晒される信用リスクを決定し、価額の減損の補償要件を見積もるために分析される。財務書類の作成のため、当公庫は、その起こりうる顧客および国の支払不能リスクを別々に分析することにより信用リスクの観点から運用を分類する。

債務証券の将来キャッシュフロー見積額は、当事業体が証券有効期間中に受領すると考えている元本および利息である全額である。財務書類作成の時点で利用可能な関連情報のすべてが、この見積りの際に考慮される。当該関連情報は、契約上のキャッシュフローの将来の回収の可能性についてのデータを提供するものである。また、証券の将来のキャッシュフローを含み証券を見積もる際、保証の可能性にかかわらず、その取得およびその後の売却の費用の額を差引いて、その実現の結果となるキャッシュフローが考慮される。

見積将来キャッシュフローの額の現在価値の計算において、契約上の利率が固定金利の場合、証券の当初の実効金利が更新利率として使用され、変動金利の場合、契約の財務条件に応じて決定される財務書類が関係する日付の実効金利が使用される。

償却原価で評価する債務証券については、減損損失額は、簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値とのマイナス差額に等しく、見積将来キャッシュフローの現在価値は、固定金利の場合には当初の実効金利、変動金利の場合には契約条件に従い計算される財務書類日現在の実効金利を用いて計算される。上場債務証券の場合には、当公庫が回収する価額を表すものと十分に信頼できることを条件として時価が用いられる。

減損が生じたという客観的な証拠は、すべての重要な債務証券については個別に、個別に重要ではない債務証券のグループについては個別にまたは集散的に決定される。特定の証券を類似のリスクを有する資産グループに含めることができない場合には、減損が生じているかどうか個別に分析され、生じている場合には減損損失額を見積もる。

金融資産のグループについては以下の通り集約的に見積減損損失額が評価される。

- 債務証券は、契約条件に従い債務者が全額（元本および利息）を支払う能力を示す類似の信用リスクの特徴を有するグループに分類される。資産をグループ化する際に考慮する信用リスクの特徴は、例えば証券の種類、債務者の業種、営業地域、保証の種類、支払遅延日数等将来キャッシュフローの見積りに関連するものである。
- 債務証券の各グループの将来キャッシュフローは、過去のデータを現在の市況に当てはめるための調整を施した上で、当公庫について類似の信用リスクを有する証券の過去の損失の実績に基づき見積もられる。
- 各グループの減損損失は、グループ全体の債務証券の簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値との差異である。

損益計算書の変動を通じて公正価額で評価されない債務証券、偶発リスクおよび約定額は、顧客または取引に帰属する支払不能リスクに基づき、2004年スペイン中央銀行通達第4号の別紙 に定められる科目に分類される。標準リスクに分類されない債務証券については、支払遅延日数、提供された保証、顧客の財務状況および適切な場合には保証人を考慮して、上記通達に定める基準に基づき必要とされる特定の減損ヘッジについて見積りが行われる。

同様に、これらの金融商品は、カントリー・リスクから派生する信用リスク（通常の商業リスク以外の状況により顧客が居住する国に関連するリスクであるとする。）を決定するために評価される。

上記の特定の減損ヘッジに加え、当公庫は、損益計算書を通じて公正価額で評価しない債務証券に内在する損失およびグループ・ヘッジを通じて標準リスクとして分類される偶発リスクに対するヘッジを行う。当該グループ・ヘッジは、特定の取引に割り当てられていない統計手法を用いて計算される、減損実績および財務書類日に発生した内在する損失に関連する評価時点におけるその他のよくある状況に基づき計算される。

当公庫は、スペイン中央銀行が業界における経験および情報に基づき設定したパラメーターを使用し、債務証券に内在する減損損失および標準リスクとして分類される偶発リスクを補填するための手法および金額を決定しており、当該パラメーターは、データに応じて定期的に変更される。減損損失の補填を決定する手法は、適用される会計規則で定められる一定の割合に基づいており、これは2004年スペイン中央銀行通達第4号の別紙 で定められる金融商品のリスクの分類に応じて異なり、当該変更は、当該通達の別紙に記載されている金融商品のリスクの分類によって決まる。

基本的に、債務証書の減損は、業務が属するリスクセグメントおよび満期日経過の年功に基づき、下記の割合を効果的な担保により回収される額でカバーされない未払いリスクに適用することで計算される。

	90日超～ 6ヶ月	6ヶ月超～ 9ヶ月	9ヶ月超～ 12ヶ月	12ヶ月超～ 15ヶ月	15ヶ月超～ 18ヶ月	18ヶ月超～ 21ヶ月	21ヶ月超
非金融機関および個人起業家							
特別融資							
建設および不動産開発	40	55	70	80	85	95	100
建設土木工事	45	60	70	80	85	95	100
その他の特別融資	20	30	30	55	80	85	100
非特別融資							
大企業	30	70	80	90	95	100	100
中小企業	40	55	65	75	80	90	100
個人起業家	25	40	55	70	80	90	100
住居							
住宅購入							
未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証）	20	30	40	55	65	80	100
未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証）	20	30	40	55	65	80	100
別宅	20	30	40	55	65	80	100
消費者信用（クレジットカード負債を含む。）	60	70	85	90	95	100	100
その他	60	70	85	90	95	100	100

標準リスクとして分類される業務に対する一般的な引当金は、警戒リストにおける標準リスクに対して計算されたものとは異なる。どちらも下記の割合を効果的な保証でカバーされない未払いエクスポージャーに適用することで計算される。

	標準リスク	警戒リストにおけるリスク
非金融機関および個人起業家		
特別融資		
建設および不動産開発	1.7	16.3
建設土木工事	1.7	19.0
その他の特別融資	0.4	2.6
非特別融資		
大企業	0.2	2.3
中小企業	1.0	7.7
個人起業家	1.2	10.1
住居		
住宅購入		
未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証）	0.4	3.7
未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証）	0.4	3.7
別宅	0.4	3.7
消費者信用	2.4	18.6
そのうち：クレジットカード負債	1.4	10.5
その他	2.4	18.6

ヘッジを計算するための効果的な担保の見積りには、以下の該当担保の基準値における推定割引が適用される。

実物保証の種類	基準値における割引率（%）
抵当保証（第一順位）	
建造物および完成建造物構成要素	
住宅	30
オフィス、公共施設、倉庫	40
その他	55
注文された都市部における土地および開発可能用地	60
その他の不動産	50
金融機関の提示された担保	
貨幣預金	0
その他の市場性のある金融機関	10
その他の市場性のない金融機関	20
その他の実物保証（例：二番抵当、動産）	50

該当する補償の評価を目的とした負債の支払いにおいて差し押さえたまたは受領した不動産資産については、当該資産の基準値につき以下の割引が適用される。

差押物件の種類	基準値における割引率(%)
建造物および完成建造物構成要素	
住宅	25
オフィス、公共施設、倉庫	35
その他	35
注文された都市部における土地および開発可能用地	40
その他の不動産	35

個別に有効なすべての債務証券および過去3ヶ月間に生じた価格の下落により計算された集合的な減損損失に関し、契約条件に基づく未収利息は、損益計算書において認識されない。

売却可能金融資産に含まれる負債性証券および持分証券の減損損失額は、その取得原価(元本返済額調整後)と公正価額の差額から、すでに損益計算書で認識された減損損失を控除した額に等しい。

公正価額の減少が減損によるものであるという客観的証拠がある場合には、純資本額の調整としての「その他の累積包括損益」に直接認識された潜在的損失は、直ちに損益計算書に計上される。減損損失の全部または一部が後に回収される場合、かかる回収額は、負債性証券の場合には回収期間の損益計算書、持分証券の場合には純資本額の調整としての「その他の累積包括損益」において認識される。

売却目的保有の非流動資産として分類される負債性証券および持分証券については、資本に計上された損失は、実現したものとみなされ、分類が行われた日に損益計算書で認識される。

関連企業、合併企業および子会社における株式については、当公庫は、回収可能額と簿価を比較して減損損失を見積もる。減損損失は、減損損失が生じた年度の損益計算書に計上され、その後の回収は、回収期間の損益計算書に計上される。

減損等として計上される金額は、回収が不可能であると考えられる場合、貸借対照表から削除されるが、当公庫は、終了、取消またはその他の理由によりかかる権利が恒久的に抹消されない限り、回収を試みるのに必要な行動をとることが可能である。

2.8 財務保証および関連引当金

財務保証契約とは、法律上の種類(とりわけ保証、財務保証保険契約、または信用デリバティブ)を問わず、債務者が債務証券の当初のまたは修正された条件に基づく特定の支払義務の履行をしない場合に、債権者が被った損失を返済するために特定の支払を行うことを発行者に要求する契約をいう。

財務保証契約の発行者は、保険会社により発行された契約を除き、当該契約につき、公正価額に取引費用(その発行に直接起因する。)を加えた額を「その他の金融負債」の項目に計上した。

当初は、相互独立条件における単独取引の範囲内で関係のない第三者に発行された財務保証契約の公正価額は、受領されたプレミアムに受領されるキャッシュフローの現在価値を足した額であり、類似の条件およびリスクで企業が発行した金融資産と類似の金利を使用する。同時に、上記の金利で受領される将来キャッシュフローの現在価値は受取債権として認識される。

当初の認識後、契約は以下の基準に従い扱われる。

) 受領する財務保証の手数料またはボーナス価額は、損益計算書に差異を金融収益として計上することにより更新される。

) 不良と認められていない財務保証契約の価額は、保証の予定有効期間にわたり定額法で、またはその他の基準により損益計算書に計上される部分を差引いた当初の認識額である。ただし、これがより正確に保証の認識による経済リスクと利益を反映することを条件とする。

財務保証契約を不良と分類することは、「偶発債務および不確定約定額の引当金」の項目に含まれる関連するヘッジを意味する。

2.9 リース会計

2.9.1 ファイナンスリース

ファイナンスリースとは、リース対象資産が有する実質的にすべてのリスクおよび報酬を借主に転嫁するものをいう。

当公庫がファイナンスリース取引においてある資産の貸主として行為する場合には、借主が受領する金額の現在価値と保証された残余価値の合計（通常はリースが終了する際の買取オプション価格）は第三者に対して提供された融資として計上される。そのため、借主の性質に応じて貸借対照表において、「貸付および受取債権」として計上される。

当公庫がファイナンスリース取引において借主として行為する場合には、リース対象資産の費用は当該資産の性質に応じて貸借対照表に計上され、同額の負債が計上され、その金額はリース対象資産の公正価額および貸主に対して支払われる金額の現在価値と適切な場合には買取オプション行使価格の合計のいずれか少ない方となる。これらの資産は、当公庫の自己使用目的の有形固定資産に適用されるもの（注記2.12を参照のこと。）と同率で減価償却される。

いずれの場合においても、ファイナンスリースにおける金融収益および金融費用はそれぞれ、期間差異を見積もるためにリースについて実効利率法を適用して、現行のスペインの法律（2004年12月22日通達第4号）に基づき計算され、損益計算書の「利息および類似収益」および「利息および類似費用」に計上される。

2.9.2 オペレーティングリース

オペレーティングリースにおいて、リース対象資産の所有権ならびに実質的にすべての所有権に係るリスクおよび報酬は貸主が保有する。

当公庫がオペレーティングリース取引において貸主として行為する場合には、リース対象資産の取得原価は、当該資産の性質に応じて、「不動産投資」の「有形資産」または「オペレーティングリースにより譲渡されたその他の資産」に計上される。これらの資産は、類似の自己使用目的の有形固定資産について採用された方針に基づき減価償却される。リース契約の収益は、定額法で損益計算書の「その他の営業収益」において認識される。

当公庫がオペレーティングリースにおける借主として行為する場合には、リースの費用（貸主により付与される奨励金を含む。）は定額法で損益計算書の「その他の一般管理費」に計上される。

2.10 人件費

2.10.1 短期報酬

従業員への短期報酬とは、従業員が役務を提供した年度末後12ヶ月以内に行われる支払をいう。報酬は一般に、当期の人件費として、受領し、記録した役務について支払われる金額で、調整を行わずに測定され、負債の期間差異が費用の合計とすでに支払われた金額との差異について計上される。

2.10.2 退職後約定金

当公庫が従業員と締結した年金契約は、有効な団体賃金協約に反映されており、確定拠出契約に相当する。

当公庫の従業員は、政府が提供し、2002年11月29日勅令第1号により承認された年金制度および基金規制法および2004年2月20日勅令第304号により承認された同規則の規制を受ける共同従業員年金制度に加入しており、同制度は、ヘスティオン・デ・プレビシオン・イ・ペンシオネス・エンティダ・ヘストラ・デ・fondos・デ・ペンシオネスが運用し、BBVAに預託されるBBVAエンプレオ年金基金に含まれる。

確定拠出契約として、当公庫は、キャリア公務員または暫定政府職員、契約社員、臨時社員または上級管理職であるかにかかわらず、毎年5月1日現在勤続年数が2年を超える従業員のために年次拠出を行う。年次拠出額を計算する際に以下のパラメーターが考慮される。

- ・従業員が帰属する専門集団
- ・勤続年数（契約にかかわらず、従業員が政府に勤務した3年間の数とする。）

拠出金額は、毎年一般国家予算で承認された金額である。2016年12月31日現在、当年度において「人件費」として計上された費用はなく、2015年12月31日現在の過年度においてもなかった。

2.10.3 死亡障害給付金および退職金

退職前に当公庫が従業員と締結した退職金および死亡障害給付金についての契約およびその他類似の項目は、財務書類日現在の法定債務および潜在的債務の現在価値を計算し、保険数理上の損失から保険数理上の利益を差し引いたもの、認識されていない過去の役務費用および約定額を保障する資産（保険契約を含む。）の公正価額を控除して見積もられる。過去の役務費用および保険数理上の利益または損失の全額は直ちに認識される。

2016年12月31日現在、退職後給付のための引当金365千ユーロ（2015年12月31日現在は343千ユーロ）が計上されている。

2.10.4 退職手当

退職手当は、当公庫が従業員または従業員グループを通常の退職日前に確実に解雇する場合、または従業員の希望退職の奨励金として報酬を支払う場合に限り、損益計算書の「人件費」および貸借対照表の「引当金」において「年金および年金類似債務引当金」に計上される。

2016年および2015年12月31日現在、当公庫はこの項目について引当金を計上しておらず、当該割当を要する制度または契約も存在しない。

2.11 法人税

法人税は、費用とみなされ、一般に損益計算書の「継続事業に係る法人税」の項目に計上される。

当期法人税費用は、当該年度の課税所得について支払うべき金額として計算され、当該年度の一時差異から生じる資産および負債の残高の変動、税額控除および欠損金繰越について調整される（注記23を参照のこと。）。

当公庫は、資産または負債の簿価と課税標準額に差異がある場合には、一時差異があるとみなす。税務上資産または負債に帰属する金額は課税標準とみなされる。課税対象一時差異とは、当公庫が将来政府に対する支払債務を負うことである。控除可能一時差異とは、当公庫に対して償還権が生じ、または将来政府に支払うべき金額が減少することをいう。

税額控除および欠損金繰越とは、活動が完了し、または結果が得られたとしても、税制に定める条件が満たされるまで税務上確定申告には適用されない金額をいい、当公庫は、将来適用する可能性がある。

当期税金資産および負債とは、税金が認識された日から12ヶ月以内に当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。繰延税金資産および負債とは、将来当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。

繰延税金負債は、すべての課税対象一時差異について認識される。上記にかかわらず、営業権の認識に基づく繰延税金負債は計上されない。

当公庫は、以下の条件を満たす場合に、控除可能一時差異、税額控除または欠損金繰越から生じる繰延税金資産のみを認識する。

- 繰延税金資産は、当公庫が相殺するに十分な将来の課税所得が生じるとみなす場合に限り認識される。
- 欠損金から生じる繰延税金資産の場合には、今後繰り返して生じる可能性が低い理由により生じたものとする。

資産が当初認識される場合、企業結合から発生しない場合、かつ認識時に、帳簿または課税所得に影響を及ぼさない場合には、繰延税金資産または負債は認識されない。

各決算時に、繰延税金資産および負債は有効であることを確認するために見直され、評価の結果に基づき調整される。

2.12 有形固定資産

2.12.1 自己使用目的の有形固定資産

自己使用目的の有形固定資産には、当公庫が管理目的で現在または将来の自己使用のためまたは資産の製造または供給のために保有する資産で、1会計年度を超えて使用する予定のファイナンスリースに基づき所有または取得した資産が含まれる。とりわけ、この科目には当公庫が第三者に対する債権を表章する金融資産の全部または一部の決済として受領する有形固定資産で、内部での継続的な使用が見込まれるものが含まれる。自己使用目的の有形固定資産は、貸借対照表に取得原価で計上され、取得原価は、支払われた対価の公正価額に支払済みまたは支払予定の金銭を加え、累積減価償却費および（必要に応じて）各項目の正味価格と対応する回収可能価格とを比較して決定される見積減損損失額を差引いた金額となる。

上記の目的において、当公庫の自己使用目的の有形固定資産の一部を構成する担保実行資産の取得原価は、担保実行と引き換えの金融資産の正味価格に類似している。

減価償却費は、定額法で、取得原価から残余価値を差引いて計算される。建物その他建造物が建っている土地は、期間無制限であるため、減価償却されない。

有形固定資産の減価償却費は損益計算書の「減価償却費 - 有形固定資産」に計上され、該当資産の推定耐用平均年数に基づき計算される以下の減価償却率に相当する。

	<u>年率</u>
建造物	2 %
備品	4 %から15%
器具および事務機器	10%
コンピューター機器	25%
輸送機器	16%

各決算期において、当公庫は、内部または外部で有形固定資産の正味価値が回収可能価格を超える兆候があるか否かを判断する。兆候がある場合には、該当資産の簿価は回収可能価格に減額され、将来の減価償却費用は、新たな見積りを要する場合には調整後の簿価および新たな残余耐用年数に比例的に調整される。自己使用目的の有形固定資産の簿価の減額は、必要に応じて損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」に計上される。

同様に、有形固定資産の減損が回収されたことを示す場合には、当公庫は、過年度に計上された減損損失の解消を損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」において認識し、将来の減価償却費を調整する。いかなる場合においても、資産に関連する減損損失の解消は、過年度に減損損失が認識されなかった場合に得たはずの簿価を上回らない。

また、自己使用目的の有形固定資産の推定耐用年数は、少なくとも年に一度大幅な変動がないか見直される。変動がある場合には、新たな推定耐用年数に基づき将来損益計算書に計上する減価償却費を訂正することで調整される。

自己使用目的の有形固定資産に関する維持管理費用は、かかる費用が発生した年度の損益計算書の「その他の一般管理費」に計上される。自己使用目的の有形固定資産のための資金調達により発生した金融費用は、発生時に損益計算書に計上され、当該費用は取得原価に含まれない。

2.12.2 不動産投資

貸借対照表の「不動産投資」においては、賃貸用または将来の時価の上昇により売却益を得るために保有している土地、建物その他建造物の正味価値を認識する。

不動産投資の取得原価の認識について減価償却、それぞれの耐用年数の見積りおよび減損損失の記録に適用される基準は、自己使用目的の有形固定資産に関するものと一致する（注記2.12.1を参照のこと。）。

2.13 無形資産

無形資産とは、物理的に存在せず、取引の結果生じ、または当公庫が内部で開発した特定可能な非貨幣性資産をいう。客観的に合理的な原価を見積もることができ、当公庫が将来財務的利益をもたらすとみなす無形資産のみが会計上認識される。

営業権以外の無形資産は、取得原価または生産原価から累積減価償却費および減損損失を調整した額で貸借対照表において認識される。

無形資産は、あらゆる要素について評価し、当公庫に対して純キャッシュフローを生じる期間に予測可能な期限がない場合には、無期限の耐用年数を有するものとし、その他のあらゆる場合には期限付耐用年数を有するものとする。

各決算期に、当公庫は、無期限の継続を確認するために、それぞれの残存耐用年数を見直す。無期限の耐用年数を有する無形資産は償却されない。これ以外の場合には必要な措置を取る。

期限付耐用年数を有する無形資産は、有形固定資産に適用されるものと類似のいくつかの基準を用いて償却される。これらの無形資産についての年次減価償却費は損益計算書の「減価償却費 - 無形資産」に計上される。

耐用年数の期限の有無にかかわらず、当公庫は、無形資産の減損を認識し、対応するものとして、損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」にそれらを計上する。これらの資産に対する減損損失および適切な場合には過年度に認識された減損損失の解消の認識に適用される手法は有形固定資産に適用されるものと同様である（注記2.12.1を参照のこと。）。

2.14 引当金および偶発債務

財務書類を作成するにあたり、当公庫は、引当金と偶発債務を以下の通りに区別した。

- 引当金とは、事業体に対して金融損失が生じる過去の事象から派生した貸借対照表日現在有効な債務を対象とする貸方残高である。かかる損失が発生する可能性は高く、種類を特定できるが、その金額または決済日を決定することはできない。
- 偶発債務とは、過去の事象の結果として生じる可能性がある債務のうち、当公庫の支配を超える一つまたは複数の将来の事象を条件として存在するものである。

当公庫の財務書類には発生のある可能性がある債務に対するすべての重要な引当金が含まれる。偶発債務は、財務書類において認識されないが、2004年12月22日スペイン中央銀行通達第4号の要件に基づき情報が開示される（注記19を参照のこと。）。

引当金は、当該事象の状況に関して入手可能な最善の情報を用いて数量化され、年度末に再度見積もられる。当該引当金は、当初認識した特定の債務を充足するために使用されるが、当該債務が消滅または減少した場合には、全部または一部が繰り入れられる。

2016年および2015年末、当公庫に対して、通常の業務から生じる法的手続および請求が多数提起された。当公庫の法律顧問および取締役は、これらの手続および請求の終了により、これらが終了する年度の財務書類に必要な応じて開示されるもの以外に重大な影響を及ぼさないと理解している。

前期の基準に従い必要とみなされる引当金は、損益計算書の「引当金経費または引当金の戻入」に計上される。

2.15 キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書において用いられる用語は、以下の意味を有する。

- キャッシュフローとは、現金および現金同等物の流入および流出をいい、流動性が高く、価値の変動リスクが低い短期投資をいう。
- 営業活動とは、一般的な金融機関の活動および投資または財務活動に分類されないその他の活動をいう。
- 投資活動とは、非流動資産ならびに現金および現金同等物に含まれないその他の投資の取得、売却またはその他の手段による処分をいう。
- 財務活動とは、持分および負債の規模および構成を変更する活動のうち、営業活動を構成しないものをいう。

2.16 売却目的保有の非流動資産および売却目的保有の非流動資産に関連する負債

貸借対照表の「売却目的保有の非流動資産」には、現状で財務書類日から1年以内に売却される可能性が高い個別の項目の簿価が計上される。

例外的に、1年を超える期間にわたって売却されることが予想される場合には、当公庫は、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」の項目における時間的価値の変動を加味し、最新の売却価格を算定する。

その結果、金融資産または金融外資産であるこれらの項目の簿価は、継続的な使用ではなく売却価格を通じて回収される。

特に、債務者の当公庫に対する支払義務の全部または一部の決済のために当公庫が受領した不動産その他の非流動資産は、当公庫がこれらの資産を継続して使用することを決定しない限りは、売却目的保有の非流動資産とみなされる。

対称的に、「売却目的保有の非流動資産に関連する負債」は、グループに関連するまたは当公庫の業務の障害に関する貸方残高を含む。

売却目的保有の非流動資産は、一般に認識時の簿価と見積売却費用を調整した公正価額のいずれか低い方で測定される。種類に応じて減価償却される有形固定資産および無形資産は、本科目に含まれる間は減価償却されない。

資産の簿価が売却費用を調整した公正価額を上回る場合には、当公庫は、資産の簿価を超過額分調整し、対応するものとして、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。資産の公正価額がその後増加する場合には、当公庫は、すでに計上した損失を取り消し、減損前の価格を上限として簿価を増額し、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。

売却目的保有の非流動資産の売却の結果については、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に示されている。

ただし、中断されている事業の一部である、金融資産、従業員給与からの資産、繰延税金資産および保険契約のための資産は、前段落に従うのではなく、この概念に適用される注記2の上記の段落に説明のある原則および規則に従って評価される。

2.17 企業結合

1 企業の取得をその最終実績に含むが、取得された企業が当公庫から独立した法律上の地位を維持する企業結合は、損益計算書の「株式 - 子会社」に計上される（注記2.1を参照のこと。）。

注記3 顧客支援サービス

2004年7月24日、EC0734法令が制定された。これは顧客支援サービス業務に関連するもので、顧客支援サービスならびに銀行サービスおよび金融機関の擁護官の規制を目的としている。ICOは、顧客サービス部門の設置を義務付けられてはいないが、かかるサービスに関し、金融機関として遂行する業務に関して受けるあらゆる要求および苦情に対処している。質の高いサービスを提供するため、2006年12月、当公庫はICOの貸付者、利用者および顧客からのあらゆる苦情および提案を受付け、処理し、対応し、かつ返答する業務を集中的に行う部署の設置を決めた。

2016年に受けた苦情の件数は107件であり（2015年は138件）、平均4.9営業日以内に処理された（2015年は3.8営業日以内）。全苦情の75%が仲介業務における与信取引関連（「ICOダイレクト」および「ICO SGR」）であり、そのためこれらは該当する金融機関に引き渡された。その他14%の苦情は、ICOダイレクト業務の払戻しまたは決議に関するものであった。

注記4 利益の分配

2016年における315,344千ユーロに上る利益の分配については、当公庫の一般理事会によりまだ決定されていない。かかる分配は、法律に従って行われる。

注記5 リスク・エクスポージャー

5.1 リスク - その全般的特徴

リスクは金融活動に内在するものである。リスクを正しく測定し、管理し、制御することにより、顧客、投資家および従業員の信頼の基礎となる適切な利益率の達成と支払能力の維持が容易になる。

金融機関が抱えるリスクを詳細に分類することを目的としなければ、流動性リスク、市場リスク、信用リスクおよびオペレーション・リスクの4種類に分類することができる。

- ・ 流動性リスクとは、債務返済に見合うだけの十分な流動資産が欠如する結果生じるリスクをいう。これは、不適切な資産および負債の満期構造または例外的な市場危機によって起こる。
- ・ 市場リスクとは、国内外通貨の金利、為替、株価のような金融変数の不利な変動により生じる損益計算書および資本に影響を及ぼすリスクをいう。かかるリスクは、貸借対照表上または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオに関する市場リスクの二つに大別される。
- ・ 信用リスクとは、投資の推定期間内にかかる投資の元利金全額が回収できないリスクをいう。かかるリスクは、銀行との関係における相手方リスクおよび投資活動における信用リスクの二つに大別される。
- ・ オペレーション・リスクとは、予測不能な状況における管理上、社内手続上、会計上、IT関連、法的または外的な過誤の結果生じるリスクをいう。

金融機関として、IC0は、これらの種類のリスクに晒されており、理事会が承認したリスク方針マニュアルに従って、これらを効果的に管理するよう、識別し、計量化し、監視しなければならない。かかるマニュアルは、様々な方法、適用ある規制・手続きおよび組織構造を編集したものである。

5.2 リスク - 組織構造

あらゆるリスクをカバーするため、当公庫は、（2016年12月16日首相通達第2号に基づき）管理およびリスク・財務局長の管轄下のリスク副局長の下に特別部署を設置した。

リスク副局長の職務には、内部リスク方針および当公庫の全リスクの分析・管理・監視方法の作成および提案、IC0の信用リスクの許容性の評価ならびに国内および国際的なリスク規制にIC0が適合しているかの監督、また同時にその権限の下にある部門の業務遂行の運営、調整および監督を含む。

四つのリスク専門の部署とは、グローバル・リスク部、リスク承認部、監視部および監督部であり、それぞれが決められた職務を遂行している。

グローバル・リスク部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 当公庫の金融リスクの計量化技法の作成、提案および管理。
- ・ 金融リスクの上限および承認済みのリスク方針の遵守の監督。
- ・ 借り手の信用枠の定期的な分析、監視および見直しならびに貸付仲介業者の水準の監視。
- ・ リスク計量化システム、バックテストおよびストレステストの定義および見直し。
- ・ 新規金融商品のための市場価額基準の提案、リスクの計量化および潜在的（追加）リスクに係る技法の設定。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の法律の適用についての分析。
- ・ 新規商品の市場価格および構造ならびにその潜在的（追加）リスクの評価。
- ・ リスクに係る承認された技法の正確な適用の監督。
- ・ 流動性枠証券化ファンドの運営における信用リスクの分析。
- ・ 流動性、市場、信用度および新規商品に関する新たなリスク限度枠の提案。
- ・ 資産および負債に係る委員会、管理部門および評議会に向けたリスクの状況の報告および分析。
- ・ スペイン中央銀行に対する金利リスク、流動性比率およびバーゼル比率の状態の報告。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するEU指令およびスペイン国内の規則の採用についての分析。

リスク承認部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 新規資産商品および自動化手続きに含まれていない直接信用供与のリスクが許容範囲内であるかどうかの評価。

- ・ 顧客および顧客の金融グループに関し、IC0により承認された直接信用供与のリスク限度枠が適切であるかどうかの分析。
- ・ すでに形成されており意思決定機関の承認が求められる事業の変更をIC0が実行する上でのリスクの分析および評価。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。
- ・ IC0からの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会の調整。
- ・ 直接信用供与のリスク方針および/または適切である場合にはIC0によりすでに承認された方針の変更に関し、IC0内部の意思決定機関による承認の定義および提案。

監督・取引回復部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 直接融資業務のリスクのコントロールおよび追跡。
- ・ 提案された仲介貸付枠につきIC0の信用リスクの観点から分析および評価。
- ・ パートナー金融機関から最終受益者に提供されるIC0の仲介貸付枠の条件の遵守の管理・検証、また、違反を発見した場合、必要に応じた是正措置の提案。
- ・ IC0の直接的な顧客および顧客の金融グループに関する内部格付システム、カンントリー・リスク格付システム、オペレーション・リスクの計量化技法および信用リスク制限技法の設定および維持。大規模なリスク・エクスポージャーの統制および報告。
- ・ すべての必要な情報を用いたIC0のポートフォリオの質の確保。
- ・ IC0からの直接貸付ポートフォリオに関する監視委員会の調整。
- ・ 支払不能リスク以外の理由による警戒リスト内の標準リスクおよび不良の取引のためのリスク引当金の提案。
- ・ IC0からの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会への出席。
- ・ 該当する法務・事業分野と連携した、遅滞、決済および不履行となった金融取引に関する適切な回収手続きの推進。
- ・ 規制機関（格付機関、内外の監査人、監査人の裁判所およびスペイン中央銀行等）からの要望に対する応答。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。

監視およびリテール監督部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 小売業者に対する直接業務のリスクのコントロールおよび追跡。
- ・ 対象とする部門に関する金融業務の実行可能性の分析。
- ・ 取締役会とのリテールの借換業務の承認に関する2週間毎の情報交換。IC0内部の意思決定機関による承認のための、融資の額に応じたかかる業務のリスク特性、顧客タイプ、縮小する占有率および承認の報告。
- ・ 当公庫から他企業へ管理が外注されている、IC0が保有する貸付金の回収作業の監視およびコントロール。かかる作業は、中小企業、零細企業、自営業者および個人へのサービス提供契約を通じて行われている。
- ・ 中小企業、零細企業、自営業者および個人に対して当公庫が直接的に経営管理を遂行している、IC0によって保有されている貸付金の回収管理。
- ・ 個々の分野の記録（決議提案、失敗、借換契約、取消、直接管理への業務移行等）に関するIC0内部の意思決定機関への提案準備。
- ・ 監視委員会における、リテールリスクの貸付ポートフォリオの状況の作成および提示。

- ・ 事業体に移転される事由の対応と解決に関する金融業務および経済政策の法律顧問部門の調整。かかる事業体には、係争回復のサービスの提供が委任されており、また裁判上の請求の過程および倒産の手続きまたは同様の特性を有する事柄において、IC0が様々な局面に置かれることが要求されるその他の行動が委任されている。
- ・ リテールポートフォリオのすべての貸付の保有者および/または保証人が顧客サービス部を通じて受けた依頼の管理。
- ・ 重大な経済危機、自然災害またはその他類似の出来事の結果、政府取引される直接金融業務の監視、承認および企画。その後における、当該状況および一定の借り手グループの活動範囲に関連する政府機関への移転に対する取組みまたは行動提案の評価。

IC0は様々な種類のリスクに関する専門家集団を擁しており、それぞれが職務における責任を持ってかかるリスクについての原則、有効なリスク方針マニュアルおよび既存の内部手続きに従い任務を遂行している。

5.3 IC0における流動性リスク

スペインのコミュニティ法およびその発展は、本件に関しては事業体における流動性リスクの測定、コントロールおよび管理のシステムに対する一般的な要件を規定するのみであるが、以下の規範文書に含まれる。

- 金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する2013年6月26日EU規則第575号第6部。
- 2013年規則第575号第7章第7の2項および第7の3項に従い技術的施行規則を規定する、2014年4月16日施行規則第680号。
- 金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月28日法律第10号第41条、第42条および付則8。
- 2014年法律第10号第53条を発展させる2015年2月13日勅令第84号。
- 証券化ファンドの会計基準、年度会計、公的財務書類および積立統計情報を規定する、2016年2月2日通達第2号。これは、2008年5月22日通達第3号(廃止)の規則51、DT6および別紙に置き換わる。
- 2004年通達第4号、規則59第4項、規則60第D.2項ならびに規則72第3項および第8項。

一般的に、2016年通達第2号のリスクの取扱いに関する第6章の規則51に含まれる、従うべき一連の行動基準(質的要件)を超える流動性リスクに関する特定の資本要件は存在しない。かかる通達はまた、第5章に含まれる資本の自己評価の過程および監督上の見直しの過程において実行された行動を報告する必要性にも言及しており、これはすべて、その内部資本がその現在および将来の活動を補填するのに十分であるかどうかを評価するためのものである。

現在、更新版のバーゼル の流動性および支払能力に関する文書「銀行および銀行システムを強化するための世界的な規制の枠組み」ならびに「バーゼル :計量に関する国際的な枠組み」の公表に伴い、流動性リスクの基準および監視が、流動性の計量および管理のより効率的なパラメーターを保証する指針となる新たな措置となっている。2013年1月1日、バーゼル委員会は、「流動性カバレッジ比率および流動性リスク管理ツール」を公表し、これにより短期流動性比率の定義付けおよび監視が前進した。また、これは2014年1月12日における「市場に基づく流動性指標の監督ガイダンス」により補足された。

かかる方面において、2015年1月17日に流動性カバレッジ比率(LCR)に関し、欧州議会および欧州理事会の2013年自己資本規制(CRR)第575号を修正する、2015年委任規則第61号が公表され、2015年

10月1日から60%以上、2016年1月1日から70%以上、2017年1月1日から80%以上、また2018年1月1日には完全な適用(100%)となるよう義務付けられた。

2014年1月、長期流動性比率の定義および計算に関する協議書類「バーゼル : 安定調達比率(NSFR)」が公表され、2014年4月11日までの協議段階を経て、2014年10月に最終文書が公表された。これにより、2018年1月1日以降、安定調達比率の最低水準の計算および維持が必要となる。

2013年および2014年の活動中、当公庫は追加の流動性管理として、短期流動性比率および長期流動性比率の計算を毎月行った。当公庫は、すべての期間において将来適用される制限の範囲内に収まる結果を得た。

さらに、2015年を見越して、また2014年10月にBISにより公表された「バーゼル : 安定調達比率」に基づき、四半期毎にその結果が計算され、安定調達比率に関する1年後(2016年)の様々なシナリオを導入したIC0の残高が提供される。

IC0では、流動性リスクの報告、監視、管理を担当する組織構造が明確に定められている。

貸借対照表上の流動性リスクを監視するために用いられている計量化技法は、流動性ギャップである。この流動性ギャップは、キャッシュフローを生じさせるすべてのオンバランス項目およびオフバランス項目について実際の実行日の資金の流入と流出の差額に関する情報を、毎日、12ヶ月を上限とする期間において提供する。

流動性ギャップは1週間、1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の期間で計量化されている。それぞれの期間において、当公庫の負債合計の次の割合を越えてはならない。1週間期間については0.5%以内、1ヶ月期間については1%以内、3ヶ月期間については2.5%以内および6ヶ月期間については5%以内である。

短期流動性の監視は、毎日行われる。限度額の監視および管理も1週間、1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の単位で毎週および月末に行われる。

IC0は流動性の危機的水準の予測が可能となる計量化された限度額および警報システムを設定した。

また、流動性リスクを低減するために基本的な資金調達源を多角化する方針を採り、年次資金調達計画の必要資金額および資金調達日についての情報を確立するために、新規事業活動の予定を含む流動性を定期的に見直している。

IC0は通常、銀行間取引市場、レポおよび同時流動性ならびに大規模あるいは小口の負債性証券の発行等、流動性を様々な方法で調達する。

アメリカのサブプライム市場不況に端を発する国際および国内市場に影響を与える金融危機は、金融市場に著しい低迷を引き起こし、国内外の金融法人の資金調達のための資源を著しく減少させた。結果として、銀行間取引市場または負債性証券の発行を通じての資金調達にも深刻な影響を及ぼした。

この新たな状況のため、IC0は、期日に間に合う正確な支払義務、また、戦略的な経営、投資および成長目標を達成するための確実な流動性にするために、従前と同様に2016年を通して新しい状況に適應するための決断をした。これらの方策により、2017年におけるIC0の流動性の欠乏は免れた。

IC0の資産および負債の支払期日

2016年12月31日現在のIC0の資産、負債（評価調整純額および外貨を含む。）の残存期間による分類は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

資産	要求払い	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～5年	5年超	合計
現金および中央銀行等への預金	56,043	-	-	-	-	-	-	56,043
信用機関への預金	945,444	1,139,481	246,750	1,212,884	1,681,656	9,197,966	4,838,869	19,263,050
信用機関へのローン	15,678	11,740	50,900	218,391	340,991	4,619,466	8,378,903	13,636,069
-スペイン公的機関	12,120	-	-	34,034	2,101	2,440,184	1,273,513	3,761,952
-その他の居住者部門	3,351	11,740	42,083	177,357	338,841	2,121,542	6,921,660	9,616,574
-非居住者	207	-	8,817	7,000	49	57,740	183,730	257,543
負債性証券	-	1,302,604	446,935	2,521,718	511,733	6,639,477	2,128,519	13,550,986
合意された満期付きのその他の資産	8,492	-	-	-	1,242	107	423	10,264
	1,025,657	2,453,825	744,585	3,952,993	2,535,622	20,457,016	15,346,714	46,516,412

(単位：千ユーロ)

負債	要求払い	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～5年	5年超	合計
信用機関による預金	497	200,000	-	500,000	-	4,371,425	7,532,089	12,604,011
顧客による預金	1,010,892	130	-	-	-	4,000	-	1,015,022
-スペイン公的機関	922,698	-	-	-	-	-	-	922,698
-その他の居住者部門	88,194	130	-	-	-	4,000	-	92,324
-非居住者	-	-	-	-	-	-	-	-
債券を含む負債性証券	-	2,762,747	367,192	-	5,811,919	10,182,463	1,373,089	20,497,410
合意された満期付きのその他の負債	-	-	-	-	1,048,942	-	-	1,048,942
	1,011,389	2,962,877	367,192	500,000	6,860,861	14,557,888	8,905,178	35,165,385

2015年12月31日現在のIC0の資産、負債（評価調整純額および外貨を含む。）の残存期間による分類は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

資産	要求払い	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～5年	5年超	合計
現金および中央銀行等への預金	60,024	-	-	-	-	-	-	60,024
信用機関への預金	362,626	149,360	629,060	1,321,703	2,040,527	15,269,163	6,727,562	26,500,001
その他の債務者へのローンおよび前払金	49,053	1,083	262,987	194,479	329,640	4,493,322	10,494,982	15,825,546
-スペイン公的機関	25,277	-	-	18,289	48,991	1,177,828	2,319,601	3,589,986
-その他の居住者部門	23,569	1,083	262,987	176,190	280,649	3,272,466	7,950,501	11,967,445
-非居住者	207	-	-	-	-	43,028	224,880	268,115
負債性証券	372,193	2,127,353	787,892	1,763,903	3,401,386	7,571,790	1,122,510	17,147,027
合意された満期付きのその他の資産	3,007	-	-	1,306	142	179	565	5,199
	846,903	2,277,796	1,679,939	3,281,391	5,771,695	27,334,454	18,345,619	59,537,797

(単位：千ユーロ)

負債	要求払い	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～5年	5年超	合計
信用機関による預金	54,367	-	-	-	6,088	1,973,480	9,030,004	11,063,939
顧客による預金	1,044,635	130	-	-	18,543	4,000	-	1,067,308
-スペイン公的機関	947,989	-	-	-	-	-	-	947,989
-その他の居住者部門	96,646	130	-	-	18,543	4,000	-	119,319
-非居住者	-	-	-	-	-	-	-	-
債券を含む負債性証券	-	3,508,160	2,311,583	2,747,247	3,895,839	16,949,516	3,821,036	33,233,381
合意された満期付きのその他の負債	-	-	-	-	1,463,553	-	-	1,463,553
	1,099,002	3,508,290	2,311,583	2,747,247	5,384,023	18,926,996	12,851,040	46,828,181

ユーロ建て取引およびデリバティブヘッジの満期分析

以下の表は、2016年および2015年12月31日現在の金融資産および金融負債として認識されるユーロ建てデリバティブにおける契約満期（デリバティブ内蔵ハイブリッド金融商品を除く。）、および金融デリバティブとみなされるローン契約（現金、またはその他の金融資産により調整の上、決済される契約であって、当公庫のキャッシュフローの見積りを理解するために満期を最も重要とするもの。）を概念的に示したものである。

2016年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1年未満	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	合計
売買目的保有のデリバティブ	-	6,000	46,542	13,439	-	65,981
- そのうち: デリバティブとして みなす貸付承諾	-	-	-	-	-	-
デリバティブヘッジ	10,365,520	8,320,512	2,475,759	307,706	-	21,469,497
	10,365,520	8,326,512	2,522,301	321,145	-	21,535,478

2015年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1年未満	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	合計
売買目的保有のデリバティブ	999	8,667	48,045	14,406	-	72,117
- そのうち: デリバティブとして みなす貸付承諾	-	-	-	-	-	-
デリバティブヘッジ	13,564,278	16,185,455	3,514,415	486,277	200,000	33,950,425
	13,565,277	16,194,122	3,562,460	500,683	200,000	34,022,542

上記の表に記載された情報は、以下の点に注意を要する。

- ・ 支払時期を相手方が選択できる場合、当該デリバティブは当公庫への支払を要求される第1ピリオドに割り当てられる。
- ・ 上記の表に記載された金額は、値引きされていない契約額である。金利スワップは、差額による決済の場合はその純額で、デリバティブとみなされるローン契約はその総額で、およびその他すべての金融デリバティブは、差額により決済されず、その換算契約額で記載されている。
- ・ インデックスの実績により決定される等の理由により報告日に契約額が明記されていないデリバティブは、残存期日を分類することを目的とする上記の表においては、それぞれ2016年および2015年12月31日現在の主導的状況を基礎として決定された。

流動性GAPによる分析

上述のように、IC0の主な流動性マネジメントとしては、契約上の満期ではなく主に予測の満期を基盤として、複数の金融資産および金融負債の満期の分析をすることを基本的な特徴とする。

IC0が上記の分析方法を用いる理由は、前例にも示される通り、かかる方法によることが、当公庫の資産の流入および流出をより正確に表すからである。

以下の表は、12ヶ月までの異なる満期の資産の流入と流出を比較したものである。外貨による流入および流出はその額に相当するユーロで表されている。

2016年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月
ユーロによる流入相当額	4,426,494	2,644,412	7,249,176	8,094,830
ユーロによる流出相当額	(5,082,123)	(2,266,113)	(3,026,045)	(11,447,635)
GAPの一部	(655,629)	378,299	4,223,131	(3,352,805)
GAPの累積	(655,629)	(277,330)	3,945,801	592,996

2015年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月
ユーロによる流入相当額	4,405,382	4,545,397	10,903,080	12,660,205
ユーロによる流出相当額	(4,981,647)	(4,385,992)	(8,384,807)	(10,252,688)
GAPの一部	(576,265)	159,405	2,518,273	2,407,517
GAPの累積	(576,265)	(416,860)	2,101,413	4,508,930

5.4 IC0における市場リスク

上述のように、市場リスクは二つの大きなグループに分類することができる。貸借対照表または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオ・リスクである。IC0は内部方針として、現在のところ取引ポートフォリオの最小化を図っており、現行の会計法規の適用によりヘッジまたは投資に分類することができないものだけを保有している。したがって、当公庫の市場リスクはほぼすべて通常の業務から生じるものとなっている。

(1) 標準的基準

金利および為替の変動へのエクスポージャーが具体化される標準的基準は、利益率と支払能力の二つからなる。

利益率：IC0においては、主に損益計算書に基づき計算され、関連する変数は利ざやである。

支払能力：当公庫の資本はその借り手にとっては主たる保証といえる。資本または株式資本の価額は支払能力を測定するための重要な基準である。

以上を考慮の上、下記が存在する場合、IC0は、a) 年間の利ざや感応度、b) 純資本価値の感応度、およびc) 仮想取引ポートフォリオの「想定最大損失額」の計算という3本柱に基づき市場リスク計量化システムを実行する。

(2) 計量化技法

利ざやに関するリスク残を計量化するために、2016年より前までは加重平均返済期限分離ギャップ法が使用されていた。これは資産額と負債額の差額および12ヶ月以内に返済期限が到来するかまたは更新される金利の付されたオフバランス取引を、それらが利ざやに影響を及ぼす期間で加重平均して計算される。

資本の感応度を計量化するために、2015年より前まではデュレーション・ギャップ法が使用されていた。デュレーション・ギャップは資産および負債の残存期間の差異として得ることができ、差異が求められると感応度ギャップの計算が可能となる。

両方法は、2014年半ばに利息収益および純資産に基づく他のシミュレーションに変更された。

想定最大損失額については、ポートフォリオの種類によってその計量化の方法が決定され、パラメトリック法、ヒストリカルシミュレーション法およびモンテカルロ法に基づくことができる。

(3) リスクの程度

IC0が負うリスクの程度の決定は、リスク会計局長の提案に基づき上級経営陣がその責任を負い、IC0独自の特徴に応じて許容限度を設定する。かかる許容限度は定期的に(最低年1回)見直される。

2014年中、IC0は利ざや感応度を設定するため、計算上、2014年6月におけるベースカーブの変動を±200ベース・ポイントとし、フロアを0%とする方法を採用した。以下は、その結果を示している。

かかる金利変動を採用した結果、2016年12月31日現在におけるIC0の感応度は、合計5.85%であり、このうちユーロは0%、米ドルは3.51%、英ポンドは0.09%であった。為替感応度(米ドル/ユーロおよび英ポンド/ユーロにおいて変動率±10%)は、米ドルが2.19%、英ポンドが0.06%であった。

同様に、資本感応度の設定において、市場曲線の変動を±200ベース・ポイントとし、フロアを0%とした。

2016年12月31日現在、IC0の純資産の感応度は、合計2.28%に達し、このうちユーロ金利が1.95%、米ドル金利が0.13%、英ポンド金利が0.02%であった。為替感応度は、米ドルが0.17%、英ポンドが0.01%であった。

(4) リスクの修正

効果的なリスク管理の最後の手段として、満期およびデューレーション・ギャップをその時々
に求められるリスク価値に当てはめて修正する方法がある。その結果、オンバランスおよび
オフバランスの金融商品は、市況に基づき、同目的上付与された権限の範囲内での経営陣の
判断ならびに金融管理部、投資および金融統括管理、または事業委員会に従い、使用され
る。

当公庫が2016年12月31日現在の貸借対照表で使用した主要通貨はユーロ、米ドルおよび英
ポンドであり、かかる通貨建ての取引が全体（オフバランス取引を含む。）の96%を占め、
そのうちユーロ建てが約90%、米ドル建てが9%、英ポンド建てが残る1%となっている。

貸借対照表の資産を見ると、ユーロが全体の約97%に集中し、米ドルは約2.5%である。一
方、残りの通貨は、残る0.5%に分配される。

当公庫が利用するユーロおよび米ドル以外の通貨について、ユーロ、米ドルおよび英国ポ
ンドの残高を除き、その残高は金利リスクまたは為替リスクを排除しているが、これは、
当該通貨建てで資金調達を行い為替変動を完全にカバーするデリバティブを用いてユーロ
建てに転換するため、または、特定の資産の資金調達が当該リスクを回避するよう企図
されているためである。

リスク限度、リスクの監視および定期的な遵守の管理の設定に加え、IC0は、関連ある
金融変数の動きの異なるシナリオが利ざやまたは純資本価値に及ぼす影響を精査するた
めに、リスクの計量化、管理および制御のために適用する統一システムを確立している。
したがって、IC0は、例えば、市場における金利カーブまたはストレスの状況が平行移
動しない場合にIC0の分析サービスにより提供される将来見積りを用いる等、複数のシ
ナリオにおいて制御された変数が被る変化を定期的に監視する。

5.5 IC0における信用リスク

すでに述べている通り、当公庫では信用リスクを二つの大きなグループに分類してい
る。相手方リスクとカントリー・リスクである。

相手方リスクには、オンバランスまたはオフバランスで行われる金融機関との取引が
含まれる。取引の管理と取引により発生するリスクの管理とをリアルタイムで統合す
るシステムにより、モニタリング活動が行われ、担当者にいつでも利用可能な相手方
信用枠について最新の情報を提供している。

IC0内の管轄機関は、市場価格による取引の評価額に将来のリスクまたは追加リスク
（取引の額面価値に対する割合として計量化され、取引期間中の信頼水準95%の潜在
的損失として計算される。）を加えた数値に基づいて相手方信用枠を使用する手法を
定めて、これを承認した。この手法は定期的に（最低年1回）見直され、最低半期に
一度の頻度で追加リスクが調整される。

また、ICOの理事会は、相手方信用枠の設定に関する基本基準を半年毎に承認し、各相手方信用枠の個別分析をする。かかる相手方信用枠は、ICOの取引の特徴により、現金取引のための相手方信用枠と仲介取引のための相手方信用枠という二つのグループに大別される。仲介取引では、ICOは例えば事業枠および起業家枠または国際化枠のようにスペイン国内の異なる事業体が締結した貸付枠の契約を通じて異なる投資プロジェクトに貸付けている。

現在、ICOが契約したデリバティブを伴う取引の相手方は信用度が高く、格付機関より投資適格の格付を取得している。これらの相手方金融機関はスペイン内外で営業を行っている。

コーポレート信用リスクについて、ICOは承認、監視および監督ならびに警戒解除という別々の評価および管理体制を有している。

「承認」プロセスでは、当公庫は、継続事業評価に基づき企業および事業を分析し、リスクおよび潜在的な顧客についての意見書を発行するために保証を分析するが、これらは事業委員会または理事会による適切な意思決定の基礎となる。

「監視」プロセスは、当公庫の貸付ポートフォリオが最高の品質を有していること、すなわち、貸付が合意された日に決められた通りに返済されることの実現を目的としている。取引に影響を及ぼす事由は顧客およびそのグループの格付にも影響を及ぼすため、基本的な監視対象は取引ではなく顧客である。この監視プロセスは、経済的および財政的な状態の定期的な見直しならびに意思決定のための支援ツールの更新の継続を用いた恒久的な管理により実現される。そしてそれは、警告の兆候を見つけたことも、供与された資金の返済を最大にするために問題のあるリスクに対する行動計画を促進することも可能にする。

「監督」プロセスは、融資先の企業がICOの間接的な顧客である場合の仲介貸付において行われ、金融機関の管理体制の確立および維持のため、また（ ）ICOの資金により融資された投資がなされることについて、および（ ）受益者の条件が関連する契約に従っていることについて、金融機関が締結した契約の遵守を検証するために行われる。

最後に、「監視およびリテールの警戒解除」分野の警戒解除の役割の重点は、電話、郵便またはEメールを通じて、債務不履行となった業務の債権回収をすることにある。また、かかる業務が訴訟の段階に入った場合における支払合意の交渉および債権者の入札における当公庫の票を確立するための入札にかけられた業務の調査にも焦点をあてている。

信用リスクについては、カントリー・リスクとして知られるリスクについて特記しなければならない。カントリー・リスクは、地理的、政治的および法的に「国家」として定義される地域に帰属していることを特徴とした相手方すべての支払能力に関するものである。

これに関連して、ICOは、現行の規則に沿ったカントリー・リスク計量化技法を承認している。これは、複数の基準に基づいてリスク・グループ別に国を評価するという目的に沿ったものである。これにより、カントリー・リスクのための引当を行う際の明確な基準が得られ、直接信用供与を評価し、非居住者貸付のポートフォリオを分別する。国家をリスク・グループに分類するに当たっては、格付機関と経済協力開発機構（OECD）およびスペイン輸出信用機関（CESCE）の評価をその情報源として使用している。

以下の表は、2016年および2015年12月31日現在、借入人から債務の履行遵守のために受け入れた担保またはその他の信用補完を控除する前の当公庫の信用リスク・エクスポージャーの最大値を示している。

2016年12月31日現在

商品別：	(単位：千ユーロ)					
	売却可能 金融資産	貸付および 受取債権	満期保有投資 ポートフォリオ	デリバティブ ヘッジ	オフバランス 項目	取引ポート フォリオ
債務証券	1,371,591	1,675,187	10,504,208	-	-	-
信用機関に対する預金	-	19,164,712	-	-	-	-
持分証券	428,939	-	-	-	-	-
貸付および受取債権	-	13,397,810	-	-	-	-
偶発リスク：保証	-	-	-	-	824,186	-
金融デリバティブ	-	-	-	1,222,013	-	254,389
その他の商品	-	-	-	-	-	-
合計	1,800,530	34,237,709	10,504,208	1,222,013	824,186	254,389

2015年12月31日現在

商品別：	(単位：千ユーロ)					
	売却可能 金融資産	貸付および 受取債権	満期保有投資 ポートフォリオ	デリバティブ ヘッジ	オフバランス 項目	取引ポート フォリオ
債務証券	1,588,278	4,748,097	10,810,652	-	-	-
信用機関に対する預金	-	27,038,580	-	-	-	-
持分証券	402,621	-	-	-	-	-
貸付および受取債権	-	14,807,390	-	-	-	-
偶発リスク：保証	-	-	-	-	972,700	-
金融デリバティブ	-	-	-	1,755,253	-	153,890
その他の商品	-	-	-	-	-	-
合計	1,990,899	46,594,067	10,810,652	1,755,253	972,700	153,890

内外から割り当てられた格付に基づく貸付および受取債権の内訳は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2016年		2015年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
外部格付				
信用品質水準 1 (AAA)	-	-	-	-
信用品質水準 2 (AA、AA+)	-	-	-	-
信用品質水準 3 (A)	425,000	3	575	1
その他				
割り当てられなかった金額(格付なし)	14,647,997	97	19,660,829	99
	15,072,997	100	19,661,404	100

5.6 IC0におけるオペレーション・リスク

特に新自己資本比率規制(バーゼル)を考慮した場合、オペレーション・リスクの計量化および管理がよりいっそう重要となる。このリスクには、業務を実際に行う過程で生じる不適切な処理、不正確な記録、システムの不具合等に起因するリスク、法的リスクおよび損失リスクが含まれる。

この領域においては、オペレーション・リスクの取扱いを容易にする一定の手段が開発されており、管理委員会および活動指標の毎月の監視方針、プロセスおよび内部手続きの開発、顧客および事業を監視する方針の定義、事故の内部管理ならびに既存の危機管理計画が特筆される。また、内外の監査人により実行される監査手続きおよび監査業務の定期的な管理も強調されるべき点である。

5.7 企業に関する既存の信用リスク

5.7.1 産業別の分類

産業別の分類によると、その他の債務者向貸付金および認められた金融保証に分類される既存のリスク(評価調整額は含まない。)の分布は以下の通りである。

(単位：百万ユーロ)

	2016年		2015年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
産業別の既存のリスク：				
不動産投資	867	5	990	5
公共販売住宅の建設	30	0	33	0
公共賃貸住宅の建設	568	4	612	3
土地の取得および開発	222	1	278	1
その他	47	0	67	0
無形資産投資	-	-	-	-
有形資産投資	9,726	62	11,090	55
再生可能エネルギー	1,162	7	1,220	6
水道インフラ	368	2	484	2
電力インフラ	716	5	995	5
ガスおよび化石燃料インフラ	870	6	1,029	5
輸送インフラ	5,315	34	5,944	30
観光・娯楽産業	45	0	45	1
医療/保健事業インフラ	192	1	225	0

電気通信事業	18	0	-	0
オーディオ機器の生産および展示	34	0	35	0
産業地区その他の建設	10	0	13	0
その他	716	5	789	4
調査開発の物資に対する投資	20	0	20	0
ICO融資ライン 自治体 代理店	260	2	291	1
企業買収	476	3	539	3
一般的企業ニーズ	770	5	874	4
債務の再編	638	4	681	3
一般国家予算	1,973	13	2,340	12
金融仲介サービス	1,291	8	3,576	18
	15,741	100	20,090	100

2016年および2015年12月31日現在の総エクスポージャーは、三つの分野に集中している。「有形資産投資」が全リスクに対して占める割合は、2015年の55%に対し2016年は62%であり、「一般国家予算」は13%（2015年は12%）、IC0から供給者支払資金に供給された合計残高を含む「金融仲介サービス」分野は、2016年は8%で2015年は18%を占めた。

「有形資産投資」分野において、2016年のリスクの34%（2015年は30%）を占めた「輸送インフラ」による影響は強調すべき点である。

5.7.2 金融投資の地域別の分類

2016年12月31日現在のリスクは、89%が14,044百万ユーロに増加したスペイン国内における投資活動への融資に関するものであり（2015年12月31日現在は18,375百万ユーロであり、91%）、11%がその他の国における投資プロジェクトへの融資に関するものであった。

既存のリスクの自治区別分布については、カタルーニャ州が最もリスクが集中していた自治区で13%（2015年は11%）を占め、続いてアンダルシア州が11%（2015年は6%）を占めた。国内全体に帰属するあらゆるリスクにかかわらず、関連する取引は、その性質上、特定地域には帰属していないが、領域全体にわたり拡大している。

国際市場で行われた取引の2016年および2015年12月31日現在の分布は、国外の既存リスクに従い、以下の通りである。

（単位：百万ユーロ）

	2016年		2015年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
欧州経済共同体(EEC)	355	21	388	23
中南米	445	26	458	27
米国	403	24	538	31
EEC加盟国以外の欧州諸国	24	1	24	1
その他	470	28	307	18
	1,697	100	1,715	100

5.8 供給者に対する支払遅延に関する情報

スペイン会計士協会（ICAC）の2016年1月29日決議が、財務書類の注記に含められるべき商取引における供給者に対する支払遅延に係る情報に関して制定し、商取引における支払遅延に対する措置を定めた2010年7月5日法律第15号（2004年12月29日法律第3号を修正するもの。）に従い、当公庫は下記の点を指摘しなければならない。

- ・IC0の中核事業（金融活動）の内容を踏まえ、本注記に記載されている支払遅延に関する情報は、IC0にサービスを提供している業者に対する支払ならびにIC0の証券の預託者および保有者を除く民間供給者に対する支払のみに関連するものとなっている。後者に関しては、要求があり次第支払期日が到来する債務および繰延払債務のいずれの支払も、その契約上および法律上の支払期限までに適式に行われた。営業債権者とみなされない固定資産の供給者等、供給者に対する支払に関して提供される一切の情報についても、前述のICAC決議の規定に従うかかる義務的な開示の範囲から除外されない。
- ・2010年7月5日法律第15号により義務付けられている、以下に示される当公庫の民間供給者およびサービス提供業者に関する情報に関して、2016年1月29日ICAC決議の第6条に含まれるものを勘案し、前段落に定義される範囲で、かかる規制により情報が要求されている。

	2016年	2015年
（単位：日）		
支払事業の比率	7	6.5
未払取引の比率	3.5	8
供給者に対する平均支払期間	6.75	7
（単位：千ユーロ）		
支払額合計	24,804	29,069
未払金合計	1,095	1,134

当グループ間の支払債務および受取債権に係る支払は、上記のデータから除かれている。

5.9 リスクの集中

2016年および2015年12月31日現在、当グループは、当公庫の定款の規定に従い、適用される規制（2013年EU規則第575号第4部および2008年スペイン中央銀行通達第3号）に定められた大規模エクスポージャーの制限を免除されている。

2012年3月31日勅令第12号は、EU加盟国に所在する金融機関のエクスポージャーの取扱いを定めた。

5.10 建設および不動産開発のための融資に関する情報および関連する担保実行資産

不動産リスクポートフォリオの方針および戦略に関して、当公庫はかかる種類の商品につきいくつかの方針（例えば経験豊富な開発者、認定販売の割合、独立した専門家による賃貸需要のデータ）からなる承認プロセスを有し、プロジェクトの経済的および財政的実現可能性を評価している。

認証された仕事に対する支払は後に有効化および管理され、建設経過は監督され、販売は管理されている。

さらに、取引を首尾よく完了させることのできる解決策を提案する目的の下、現在未払いがある顧客の支払を困難にしている理由を発見するために調査がなされてきた。

以下の表は、建設および不動産開発に対する融資について詳述したものである。

- 建設および不動産開発ならびに関連するヘッジのために提供された融資

(単位：千ユーロ)

	2016年			2015年		
	総額	担保超過分	特定の引当金	総額	担保超過分	特定の引当金
不動産貸付：	1,126,072	1,126,072	578,967	1,243,428	1,242,444	608,859
そのうち：破綻懸念先	474,717	474,717	469,480	496,105	495,121	481,500
備忘事項：						
債務不履行貸付	-	-	-	-	-	-

(単位：千ユーロ)

	2016年	2015年
備忘事項：		
地方政府を除く他の債務者への貸付金合計	9,464,300	11,359,630
資産合計	48,851,473	62,172,605
一般引当金合計	20,822	118,513

2016年12月31日現在の建設および不動産開発のための合計融資は、貸借対照表合計の2.30%（2015年12月31日現在は2.00%）を占めている。

- 建設および不動産開発のための融資（総額）

	（単位：千ユーロ）	
	2016年	2015年
1.不動産担保なし	381,204	470,747
2.不動産担保付	744,868	772,681
2.1 完成された建物	564,744	563,394
2.1.1 住宅	538,590	563,394
2.1.2 その他	26,154	-
2.2 建築中の建物	331	2,235
2.2.1 住宅	331	2,235
2.2.2 その他	-	-
2.3 土地	179,793	207,052
2.3.1 開発済みの土地	1,883	26,164
2.3.2 その他の土地	172,910	180,888
合計	1,126,072	1,243,428

- 住宅購入口ーン

	（単位：千ユーロ）			
	2016年		2015年	
	総額	そのうち： 破綻懸念先	総額	そのうち： 破綻懸念先
住宅ローン	16,348	-	18,116	-
不動産担保なし	15,064	-	16,518	-
不動産担保付	1,284	-	1,598	-

- 不動産担保付の住宅購入口ーン（最新の入手可能な査定額のリスクの割合（LTV））

2016年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

	LTV 40% 未満	LTV 40%超 60%未満	LTV 60%超 80%未満	LTV 80%超 100%未満	LTV 100%超
総額	939	346	-	-	-
そのうち：破綻懸念先					

2015年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

	LTV 40% 未満	LTV 40%超 60%未満	LTV 60%超 80%未満	LTV 80%超 100%未満	LTV 100%超
総額	944	654	-	-	-
そのうち：破綻懸念先					

- 不動産建設および開発債務の清算において受領した担保実行資産

当公庫の貸借対照表（注記17を参照のこと。）記載の担保実行資産はいずれも、建設会社および不動産開発業者に対して提供された融資または住宅購入のために一般家庭に対して提供されたモーゲージローンに起因するものではなく、当該資産を保有する非連結会社の株式、かかる会社への投資または融資で構成されるものでもない。

5.11 当グループのトップとしての、当公庫の借換済業務および再構築済業務に関する情報

2013年スペイン中央銀行通達第6号において公開および留保された金融情報に関するルールについて要求されている通り、次の表に2016年および2015年12月31日現在の借換済業務および再構築済業務に関する詳細な情報（総額）が記載されている。

2016年12月31日現在（総額）

	（単位：千ユーロ）				
	不動産担保の保証	その他の保証	保証なし	合計	特定ヘッジ合計
公的機関					
通常	-	-	-	-	-
基準以下	-	-	193,098	193,098	36,689
不良	-	-	-	-	-
企業および事業主					
通常	-	129,659	239,590	369,249	-
基準以下	11,704	606,300	191,593	809,597	20,846
不良	293,553	595,881	259,865	1,149,299	1,099,706
うち：不動産開発金融					
通常	-	-	-	-	-
基準以下	-	-	978	978	-
不良	-	8,301	77,110	85,411	294,309
その他個人					
通常	-	-	-	-	-
基準以下	-	-	-	-	-
不良	-	-	-	-	-
合計	305,257	1,331,840	884,146	2,521,243	1,157,241

2015年12月31日現在（総額）

（単位：千ユーロ）

	不動産担保の保証	その他の保証	保証なし	合計	特定ヘッジ合計
公的機関					
通常	-	-	-	-	-
基準以下	-	-	146,929	146,929	36,717
不良	-	-	-	-	-
企業および事業主					
通常	-	137,996	332,593	470,589	-
基準以下	5,779	591,903	266,995	864,677	205,361
不良	241,463	684,956	179,436	1,105,855	1,020,511
うち：不動産開発金融					
通常	-	-	-	-	-
基準以下	-	-	8,667	8,667	1,300
不良	202,053	60,778	77,110	339,941	287,464
その他個人					
通常	-	-	-	-	-
基準以下	-	-	-	-	-
不良	-	-	-	-	-
合計	247,242	1,414,855	925,954	2,588,051	1,262,589

注記6 現金、中央銀行等への預金および要求払預金

2016年および2015年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の残高の内容は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

	2016年	2015年
現金	9	10
スペイン中央銀行への預金	56,033	60,014
法定預金準備金(*)	56,033	60,014
その他の要求払預金	381,783	392,415
	437,825	452,439

(*) 利息を含む。

注記7 取引による金融資産および金融負債

2016年および2015年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の残高総額は、デリバティブ取引からなる。

デリバティブ取引を伴う取引は、当公庫が貸借対照表上のポジションを包括的に管理するが、ヘッジ商品に指定されるための規範的要件を満たしておらず、そのため取引ポートフォリオに分類される商品を主に対象としている。

以下は、2016年および2015年12月31日現在の当公庫のデリバティブ取引の公正価額およびその名目価値（当該デリバティブに係る将来の支払額および回収額のベースとなる金額）をデリバティブの種類毎に示したものである。

	(単位：千ユーロ)					
	名目価値		資 産		負 債	
	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年
市場別：						
組織的市場	-	-	-	-	-	-
非組織的市場	3,109,874	3,180,141	254,389	153,890	249,858	148,649
	3,109,874	3,180,141	254,389	153,890	249,858	148,649
商品別：						
スワップ	3,109,874	3,180,141	254,389	153,890	249,858	148,649
	3,109,874	3,180,141	254,389	153,890	249,858	148,649
相手方別：						
信用機関	1,613,409	1,630,160	-	-	249,858	148,649
その他の金融機関	-	-	-	-	-	-
その他の部門	1,496,465	1,549,981	254,389	153,890	-	-
	3,109,874	3,180,141	254,389	153,890	249,858	148,649
リスク別：						
為替リスク	3,043,893	3,108,024	247,702	146,486	243,085	140,895
金利リスク	65,981	72,117	6,687	7,404	6,773	7,754
	3,109,874	3,180,141	254,389	153,890	249,858	148,649

公正価額は、2016年および2015年を100%として計算されており、貨幣および公債市場のインプリシット・カーブを参照している。

2016年および2015年12月31日現在、公正価額で測定し、注記2.2.3記載の公正価額レベルを考慮した取引ポートフォリオの分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2016年			2015年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
デリバティブ取引目的保有資産	-	254,389	-	-	153,890	-
デリバティブ取引目的保有負債	-	249,858	-	-	148,649	-

以下の表は、2016年および2015年における、当公庫の未実現の利益および損失に関する取引ポートフォリオに含まれる金融資産の公正価額の変動に関連して、損益計算書で認識されている額を示す（注記29を参照のこと。）。価額が活発な市場の指値を考慮して評価された金融資産（レベル ）、資金が観察可能な評価手法により計算される金融資産（レベル ）、そしてその他（レベル ）と区別される。

（単位：千ユーロ）

	2016年			2015年		
	利益	損失	純額	利益	損失	純額
レベル	-	-	-	-	-	-
レベル	295,604	285,053	10,551	300,723	312,304	(11,581)
レベル	-	-	-	-	-	-

注記 8 売却可能金融資産

2016年および2015年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の残高の商品別の内容は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

	2016年	2015年
FONDICO PYME(1)	77,042	128,042
FONDICOインフラストラクチャラス(2)	76,943	69,073
フォンディコ・グローバル(3)	190,292	137,301
ファンド・フォンス・メディテラネア・ファンド・デ・カピタル・リエスゴ(4)	11,235	10,577
ファンド・マーガレット(5)	59,168	43,668
ファンド・カルボノ・エムプレサス・エスパニョラス(6)	-	74
FEI、ファンド・エウロペオ・デ・インベルシオネス(7)	12,667	12,536
SWIFT(8)	3	3
EDW(9)	206	161
GAMジェネラル・デ・アルキレル・イ・マキナリア (10)	1,383	1,186
ハビタット・インモビリアリア(11)	-	-
固定利付ポートフォリオ(12)	1,371,591	1,588,278
	1,800,530	1,990,899

- (1) ファンドは1993年5月に設立され、当グループの親会社である当公庫が唯一の出資者であり、AXISパルティシバシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。かかるファンドは2016年12月および2015年12月に全額支払済みである。2016年、ファンドは、拠出金の返済により53,490千ユーロ純資産が減少した。
- (2) 投資ファンドは2012年に設立され、当公庫が100%所有者であり、AXISビジネス・ユニットにより管理されている。2016年、当公庫による拠出金は10,048千ユーロ（2015年は12,561千ユーロ）であった。2016年、ファンドは、拠出金の返済により2,648千ユーロ純資産が減少した。
- (3) 投資ファンドは2014年に設立され、当公庫が100%所有者であり、AXISビジネス・ユニットにより管理されている。2016年、当公庫による拠出金は120,000千ユーロ（2015年は80,000千ユーロ）であった。2016年、ファンドは、拠出金の返済により66,000千ユーロ純資産が減少した。
- (4) ファンドは2005年10月に設立され、当公庫ならびに公的および民間事業者がその出資者である。このファンドはスペインの会社がアフリカン・マグレブで展開するプロジェクトに投資するために設立された。このファンドへの割当は、2016年12月31日現在2,916千ユーロとなった実質資本合計（公正価額の変動は含まない。）の30%の引当金を有している（2015年12月31日現在は2,914千ユーロ）。
- (5) マーガレット・ファンドへの資本参加。主導的な欧州の公的金融機関が参加しており、これは、市場政策に基づく投資家へのリターン原則と公共政策が定めた目標を同時に実現する目的で、気候変動と闘う欧州連

合の主要政策を実施するための、インフラに対する投資促進を目指す欧州の株式ファンドである。2016年および2015年、IC0によるファンドに対する拠出金はなかった。

- (6) 2011年より運営を開始したファンドであり、IC0が32.68%の持分を保有している。
- (7) 2016年12月31日現在、株式資本の0.72%に相当する出資を行っている（2015年12月31日現在では0.72%）。2016年、IC0の拠出金はなかった（2015年の期間中もなかった。）。2016年12月31日現在、支出額9,193千ユーロ（2015年12月31日現在では9,193千ユーロ）が未払いである。
- (8) 2008年よりかかる事業体の正式メンバーである当公庫は、かかる事業体に1株式出資している。
- (9) 2012年3月からのデータウェアハウス（EDW）企業への参加による3.70%。
- (10) 当公庫の事業の貸付金の一部支払が裁決されたことにより、2015年までに取得された非金融企業GAMの出資証券。2016年12月31日現在（2015年12月現在と同様）、IC0は、事業体に1.49%出資している。かかる証券は、取引のために公式な流通市場に上場される。
- (11) 当公庫の事業の貸付金の一部支払が裁決されたことにより、2015年までに取得された非金融企業不動産ハビタットの出資証券。流通市場に上場されていない当該投資の総価値（2016年12月31日および2015年12月31日現在は1,749千ユーロ）については、会計において完全に引当金が計上される。これらの持分は、売却可能金融資産に分類され、年度末の潜在的価値に基づき、公正価額で評価される。公正価額は投資の性質に基づいて決定され、潜在的価値は最も適切な評価手法を使って算出される。
- (12) IC0は、流動性マネジメント政策の一環として、売却可能金融資産に分類される負債性証券に投資することができる。これらは、スペインの金融機関が発行する固定利付証券であり、主に国家保証付債券からなる。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
1年満期	653,345	196,543
1年から2年満期	718,246	509,949
2年から3年満期	-	881,786
3年超満期	-	-
	1,371,591	1,588,278

2016年および2015年12月31日における、売却可能金融資産の項目の下の細目の公正価額の変化により生じた資産評価調整後項目としてのその他の累積包括損益残高は、以下の通りである（注記21を参照のこと。）。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
負債性証券	9,187	11,832
持分証券	(9,599)	(11,631)
	(412)	201

2016年および2015年における売却可能金融資産の変動は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
期首残高	1,990,899	912,678
追加購入	535,102	1,389,118
償却および売上	(724,856)	(304,997)
公正価額の変動	(613)	(4,222)
減損損失の変動	(2)	(1,678)
期末残高	1,800,530	1,990,899

2016年および2015年12月31日現在、公正価額で測定し、注記2.2.3に記載される公正価額レベルを考慮した売却可能金融資産の分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2016年			2015年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
負債性証券	1,371,591	-	-	1,588,278	-	-
その他の資本調達手段	-	-	428,939	-	-	402,621

2016年中、当公庫の損益計算書には、売却可能金融資産のポートフォリオに分類された負債性証券の売却により生じた売買益としての利益または損失は計上されていない(2015年の記録はなし。)(注記28を参照のこと。)

注記9 貸付および受取債権

2016年および2015年12月31日現在の貸付および受取債権の種類および状況別の詳細、資産の減損に対する正味評価変動調整は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
方法および状況：		
抵当権設定債務者	29,458	32,697
その他の担保を有する債務者	33,690	3,918
資産の一時的取得	217,292	-
その他の中長期債務者	32,236,142	44,711,388
前払金、その他	15,519	5,586
不良資産	1,629,204	1,746,127
評価調整額(減損修正を除く。)	76,404	94,351
	34,237,709	46,594,067

「前払金、その他」の項目には、(期限切れの減損資産を除く)第三者への貸付で未だ経過確認中の貸付金への引当金資金および一時的な前払金が含まれる。

2016年および2015年12月31日現在の連結貸借対照表において、本項目の相手方別の総額の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
相手方別：		
負債性証券(注記9.1)	1,675,187	4,748,097
信用機関(注記9.2)	19,165,418	29,912,149
現先取引に基づき相手方から取得した資産(注記9.3)	217,292	-
居住者公的機関(注記9.3)	3,761,952	3,589,985
非居住者公的機関(注記9.3)	38,613	48,034
その他の居住者部門(注記9.3)	10,178,119	12,551,270
その他の非居住者部門(注記9.3)	813,278	841,599
その他の金融資産(注記9.3)	13,092	10,256
	35,862,951	51,701,390
(減損損失)(注記9.3)	(1,701,646)	(2,201,674)
その他の評価調整額(*)	76,404	94,351
	34,237,709	49,594,067

(*) 評価調整額は、利息および類似収益の発生額ならびに手数料調整額に関連する金額である。

以下の表は、信用リスクを補填するために計上された減損損失の2016年および2015年中の変動と、かかる各年度の期首および期末現在の貸付および受取債権ポートフォリオにおける当該減損の累積額を表している。

(単位：千ユーロ)

	カントリー・ リスク	個別引当金	一般引当金	合計
2015年1月1日現在の残高	-	2,307,570	101,375	2,408,945
収益に費用計上された充当額	-	106,889	-	106,889
回収額	-	(122,686)	(2,218)	(124,904)
資金の充当	-	(196,905)	-	(196,905)
その他の変動	-	-	-	-
為替差額の調整	-	7,649	-	7,649
2015年12月31日現在の残高	-	2,102,517	99,157	2,201,674
収益に費用計上された充当額	-	73,918	-	73,918
回収額	-	(449,378)	(78,321)	(527,699)
資金の充当	-	(46,699)	-	(46,699)
その他の変動	-	-	-	-
為替差額の調整	-	452	-	452
2016年12月31日現在の残高	-	1,680,810	20,836	1,701,646

回収の可能性が低いとみなされる資産に影響を及ぼす変動の結果、添付の2016年および2015年の損益計算書上の繰越純額は、それぞれ4,222千ユーロおよび1,541千ユーロであった。

以下の表は、基準の内訳の決定に基づく個別引当金の詳細を示している。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
決定：	1,499,681	1,487,230
顧客滞納	409,637	565,611
顧客滞納以外	1,090,044	921,619
警戒リストにおける標準リスク(2016年) / 基準以下(2015年)	181,129	615,287
合計	1,680,810	2,102,517

基準以下の個別引当金は、2016年12月31日現在の2,378,110千ユーロの信用資産に相当する(2015年12月31日現在は2,784,315千ユーロ)。

以下の表は、基準の内訳の決定に基づく個別引当金の詳細を示している。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
期首残高	1,012,313	865,689
追加：	55,618	162,059
回収の可能性が低いことによる	-	-
その他の事由による	55,618	162,059
回収：	(4,222)	(1,541)
借換えおよび再編による	-	-
追加融資なしに回収した現金	(4,222)	(1,541)
資産の割当のため	-	-
その他	-	-
最終償却：	(14,996)	(17,732)
免除による	-	-
期限切れによる	-	-
その他の事由による	(14,996)	(17,732)
為替変動の純額	1,220	3,838
期末最終残高	1,049,933	1,012,313

以下の表は、貸付および受取債権に分類される金融資産であって、2016年および2015年12月31日現在の信用リスクによって減損とみなされるものであり、相手方別に、上記の期日現在未払いとなっている金額の支払期限およびリスク期限からの経過日数に基づき記載されている。中央政府が保証する減損認識資産については注記9.3を参照のこと。

2016年12月31日現在の減損認識資産

(単位：千ユーロ)

	6ヶ月以内	6ヶ月超 9ヶ月以内	9ヶ月超 12ヶ月以内	12ヶ月超	合計
相手方別：					
その他の居住者および非居住者部門	1,155,133	9	2,725	471,337	1,629,204
	1,155,133	9	2,725	471,337	1,629,204

2015年12月31日現在の減損認識資産

(単位：千ユーロ)

	6ヶ月以内	6ヶ月超 9ヶ月以内	9ヶ月超 12ヶ月以内	12ヶ月超	合計
相手方別：					
その他の居住者および非居住者部門	1,181,189	4,124	-	560,814	1,746,127
	1,181,189	4,124	-	560,814	1,746,127

2016年および2015年12月31日現在、カントリー・リスクに関連する減損資産はない。

2016年および2015年に係る減損が認識されていない満期資産の額は、それぞれ15,295千ユーロおよび5,462千ユーロであり、これらの資産の両年度における期間は1ヶ月ないし3ヶ月である。

9.1 負債性証券

貸付および受取債権として記載されている「負債性証券」の項目には、譲渡不可の金融資産が含まれており、2012年末には「顧客信用 - 居住者公的機関」の項目に含まれ、2013年中に当公庫から「供給者支払のための融資基金」のためのシンジケート・ローンに転換された。

一方で、2013年後半には、当公庫の業務委員会は、2015年のIC0信用枠の事業体により作られた、貸付金を債券へ転換する転換業務の対象となる条件および業務を規制するため、2015年のIC0の仲介貸付枠契約に関する枠組みに含まれている別紙5の書類を承認した。かかる承認には、転換される与信枠、金額、利息額、適格な事業体、スケジュールおよび金融機関の報酬額に関する一般的な仕様も含まれている。また、仲介貸付の転換により生じた負債性証券は、貸付および受取債権に関する「負債性証券」の項目にも記載されている。

貸借対照表に記載される2016年および2015年12月31日現在のかかる項目の内容は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
相手方別：		
居住者公的機関	1,294,418	3,583,198
信用機関	380,769	1,164,899
	1,675,187	4,748,097
(減損損失)	-	-
評価調整額	-	-
	1,675,187	4,748,097

貸付および受取債権に関する「負債性証券 - 居住者AAPP」に分類される2016年および2015年12月31日現在の主要な業務（評価調整額を含むが、資産の減損による変動を含まない。）の満期別内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
満期別：		
1年以内	1,219,131	2,288,385
1年超2年以内	75,287	1,219,503
2年超3年以内	-	75,310
3年超4年以内	-	-
4年超5年以内	-	-
5年超	-	-
	1,294,418	3,583,198

2016年12月31日現在のかかる資産に対する利息は年利4.60%（2015年12月31日現在は4.90%）であった。

2016年および2015年12月31日現在、評価調整を含み、かつ、資産の減損に対する評価調整を除く、貸付および受取債権に関する「負債 - 信用機関」に分類される主要な業務の満期別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

	2016年	2015年
満期別：		
1年以内	175,217	749,474
1年超2年以内	152,913	185,367
2年超3年以内	24,900	166,223
3年超4年以内	22,391	31,114
4年超5年以内	1,260	27,292
5年超	4,088	5,429
	380,769	1,164,899

2016年12月31日現在のかかる資産の利息は平均年利2.59%（2015年12月31日現在は2.42%）であった。

9.2 信用機関に対する預金

2016年および2015年12月31日現在の連結貸借対照表上の本項目の総額の内容は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

	2016年	2015年
内容別：		
金融機関に対する預金(注記9.2.1)	1,158,849	971,438
仲介貸付(注記9.2.2)	17,736,293	25,657,479
信用事業体へのその他の貸付(注記9.2.3)	270,276	283,232
	19,165,418	26,912,149
(減損損失)	-	-
その他の評価調整額(*)	(706)	20,514
	19,164,712	26,932,663

(*) 評価調整額は、利息および類似収益の発生額ならびに手数料調整額に関連する金額である。

9.2.1 金融機関に対する預金

2016年中、「金融機関における預金」は、年利0.55%（2015年中は0.37%）の平均利息による収益を得た。2016年および2015年12月31日現在のかかる預金は、すべて定期預金である。

2016年および2015年12月31日現在の「定期預金」項目の満期別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
1年以内	1,158,849	971,438
1年超2年以内	-	-
2年超3年以内	-	-
3年超4年以内	-	-
4年超5年以内	-	-
5年超	-	-
	1,158,849	971,438

これらの貸付金について2016年および2015年に発生した金利はそれぞれ996千ユーロおよび846千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

9.2.2 仲介貸付

1993年2月26日の閣議決定に従い、中小企業に対する融資を援助するための仲介貸付枠が当公庫に設けられた。かかる仲介貸付枠は、当公庫が様々な金融機関に供与した貸付を通じて行われ、当該金融機関が各企業に対する正式な貸付を行った。かかる方針は後年も継続され、常にスペインの中小企業に焦点を当てながら、毎年様々な金額および目的に沿った枠が承認された。

1997年12月31日までに付与された仲介貸付に区分される業務において、IC0は資金を受領する事業体の最終的な借り手に対する信用リスクの一定割合を引き受ける。それ以降は、IC0は2009年から2012年の一定の流動性資産枠を除き、最終的な借り手に関する不良債権リスクを引き受けていない。

2009年から2012年に設けられ、また2016年12月31日現在に総エクスポージャー378百万ユーロ（2015年12月31日現在は829百万ユーロ）である仲介貸付枠は、中小企業のための、流動性リスクを伴う一定のIC0信用枠である。かかる枠につき、IC0は、仲介に失敗した金融機関による全般的および総合的なリスクを引き受けた。2009年および2010年に供与されたかかる枠につき、かかるリスクは当該枠の引当金額の5%を上限とした。一方で、2011年および2012年に供与された枠については、不動産金融取引を除く金融機関セクターの平均不履行率が最大想定リスクとされている。2016年および2015年において、当公庫が引き受けたリスクにつき、新たな枠は承認されていない。

2016年12月31日現在、当公庫はIC0のリスクに係るすべての仲介貸付枠のために82,849千ユーロ（2015年12月31日現在は170,989千ユーロ）の引当金を設定している（注記19を参照のこと。）。かかる引当金は、当初は当該仲介枠により当公庫に対して発生する受取利息を参照できるが、期待された成長が見られなかった場合は例外的にIC0によって調整される。最終的に認識された引当金がかかる不履行をカバーするのに不十分な場合、かかる差額は直接1995年勅令付法第12号に基づき設定されたRDLファンドに請求され、当公庫における損失は一切発生しない。

仲介貸付により生じた利息は2016年および2015年には、それぞれ395,570千ユーロおよび667,577千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

2016年および2015年12月31日現在における仲介貸付残高の満期別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
1年以内	7,014,579	9,971,721
1年超2年以内	3,750,769	6,237,719
2年超3年以内	2,585,683	3,440,145
3年超4年以内	1,408,560	2,239,542
4年超5年以内	910,194	1,133,533
5年超	2,066,508	2,634,819
	17,736,293	25,657,479

2016年および2015年12月31日現在の仲介貸付の平均年利はそれぞれ1.76%および2.08%であった。

9.2.3 信用機関へのその他の貸付

本項目は、信用機関に対して直接行われた貸付取引の残高を含む（仲介貸付ではない）。

これらの貸付金について2016年および2015年中に発生した金利は、それぞれ7,040千ユーロおよび2,757千ユーロであり、損益計算書の「受取利息」の項目に認識される（注記24を参照のこと。）。

2016年および2015年12月31日現在のこれらの貸付残高の満期別の詳細は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
1年以内	-	-
1年超2年以内	20,790	21,787
2年超3年以内	20,790	21,787
3年超4年以内	20,790	21,787
4年超5年以内	20,790	21,787
5年超	187,116	196,084
	270,276	283,232

2016年および2015年12月31日現在の仲介貸付の平均年利はそれぞれ1.76%および2.08%発生した。

9.3 顧客向貸付金

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表において、本項目の残高の相手方別の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
相手方別：		
現先取引に基づき相手方から取得した資産	217,292	-
居住者公的機関	3,761,952	3,589,985
非居住者公的機関	38,613	48,034
その他の居住者部門	10,178,119	12,551,270
その他の非居住者部門	813,278	841,599
その他の金融資産	13,092	10,256
	15,022,346	17,041,144
(減損損失)	(1,701,646)	(2,201,674)
その他の評価調整額(*)	77,110	73,837
	13,397,810	14,913,307

(*) 評価調整額は、利息および類似収益ならびに手数料調整額に関連する金額である。

経済利益グループにおける投資の取引帳簿価額（2016年12月31日現在では23,653千ユーロおよび2015年12月31日現在では27,355千ユーロ）は、当該投資が利益保証型であることを考慮し、「その他の居住者部門」に含まれている。

これらの機関のマイナスの課税標準が当公庫の課税標準に含まれているため、本表に記載されている分配は会計財務要素を含んでいる。投資に対する最終利益の確定に伴い会計財務利益を調整するために連結損益計算書の所得税に対して引当金が毎年計上されている（注記19および注記23を参照のこと。）。

以下は、上記の相手方別残高のうち、公的に保証されている取引（2016年および2015年12月31日現在の「顧客に対する貸付金」の項目に分類される「その他の居住者部門」および「居住者公的機関」の項目に含まれる。）を相手方別および商品別に記載したものである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
「居住者公的機関」に含まれる残高		
中央政府に対する貸付	1,400,466	820,262
地方自治政府に対する貸付	2,361,486	2,769,723
評価調整額	(93,369)	(94,898)
	3,668,583	3,495,087
「その他の居住者部門」に含まれる残高		
国家により保証されている不良資産	185,444	196,908
その他の公共機関に対する貸付	2,934,685	4,014,059
国家により保証されているその他の部門に対する貸付	703,148	785,831
	3,823,277	4,996,798
国家により保証されている取引合計	7,491,860	8,491,885

2016年および2015年12月31日現在の「中央政府に対する貸付」（評価調整額は含まない。）の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
国家およびその自治機関に対する貸付	1,139,965	546,627
国庫からの受取勘定	255,050	266,283
国家からのその他の受取勘定	5,451	7,352
	1,400,466	820,262

2016年12月31日現在「国庫からの受取勘定」は、248,607千ユーロ（2015年12月31日現在も248,607千ユーロ）であり、これは、「i+d+iおよび福利厚生に関するFEDERの運営プログラムに含まれるテクノロジーカル・ファンド・IC0・イノベーション2015-2016年」の策定によるものであった。さらに国庫に支払った金額であって、仲介貸付の金利差を調整するための助成金として有効に返戻されていない金額である。

「国家からのその他の受取勘定」には、当公庫のCARI取引額が計上される。

これらの金額の残高は額面価格で表示され、利息は一切付されない。

2016年および2015年における公共部門機関による損益に寄与した利息および類似収益は以下の通りである（注記24を参照のこと。）。

	（単位：千ユーロ）	
	2016年	2015年
中央政府	12,091	10,324
地方自治政府	31,551	78,626
その他の公共部門機関	38,530	73,753
	82,172	162,703

2016年および2015年12月31日現在、「顧客に対する貸付金」に分類される貸付元本（評価調整額を含む。）の満期別詳細は以下の通りである。

満期別：	（単位：千ユーロ）	
	2016年	2015年
1年以内	2,185,197	2,440,786
1年超2年以内	1,680,600	1,649,693
2年超3年以内	1,601,534	2,304,164
3年超4年以内	1,492,280	1,517,848
4年超5年以内	1,355,531	1,571,157
5年超	6,784,314	7,631,333
	15,099,456	17,114,981

スペイン中央銀行の現行の規則に従い、偶発債務および不確定約定額の引当金は連結貸借対照表の「引当金 - 偶発債務および不確定約定額の引当金」項目に計上されている。

2016年および2015年12月31日現在のその他の債務者向貸付金の年率はそれぞれ1.50%および1.71%であった。

2016年12月31日現在、損益計算書には、貸付および受取債権として分類された金融資産の損益は計上されなかった（2015年12月31日現在も計上されなかった。）（注記28を参照のこと。）。

注記10 満期保有投資ポートフォリオ

2016年および2015年12月31日現在の満期保有投資ポートフォリオの相手方別の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
相手方別：		
スペイン公的機関	9,529,114	8,091,062
居住者金融機関	971,027	2,715,521
その他の居住者部門	4,067	4,069
不良資産	-	-
	10,504,208	10,810,652
減損損失	-	-
減損に係る評価調整額	-	-
	10,504,208	10,810,652

2016年におけるポートフォリオの平均補償率は、1.33%であった（2015年は1.78%であった。）。

「居住者金融機関」は、スペインの金融機関により発行された負債性証券を含む。かかる負債性証券は、当公庫が契約当初およびそれ以後において、満期まで保持の意思と財務能力を有するものであって、市場において運用され、固定満期で、かつ、そのキャッシュフローが確定しているか確定可能なものである。

2016年12月31日現在および2015年12月31日現在、当公庫は、満期を迎えた投資有価証券ポートフォリオの信用リスクによる減損損失を補うための引当金を割り当てていない。

満期保有投資ポートフォリオの項目のうち2016年および2015年における変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
当初残高	10,810,652	13,948,582
買取追加額	8,633,259	17,587,551
減損の変動	-	-
償還額および売却額	(8,939,703)	(20,725,481)
期末残高	10,504,208	10,810,652

2016年および2015年12月31日における期間毎の残存期間の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
要求払い	1,370,505	1,761,070
3ヶ月以内	696,217	1,370,893
3ヶ月超1年以内	1,349,673	3,114,036
1年超5年以内	7,060,403	4,538,289
5年超	27,410	26,364
合計	10,504,208	10,810,652

注記11 デリバティブヘッジ（借方および貸方）

添付の貸借対照表のこの項目には、注記2.3記載の説明に従った公正価額でのヘッジ商品が計上されている。

契約済みのデリバティブ取引およびヘッジ項目は、基本的には以下の通りである。

- 主にグループが発行するEuribor以外のレートで計算される金融商品をヘッジする金利スワップ
- 複数の金融商品に関連する公正価額とキャッシュフローの変動をカバーする為替ヘッジ

デリバティブの公正価額を決定するために使用する評価方法は、金利デリバティブや為替リスク・デリバティブを評価する割引キャッシュフロー法である。

2016年および2015年12月31日現在「デリバティブヘッジ」の項目に記載されている金融デリバティブの名目価値および公正価額は、相手方別、残存期間別およびリスク別で以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

	名目価値		資 産		負 債	
	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年
市場別：						
組織的市場	-	-	-	-	-	-
非組織的市場	28,414,644	42,755,512	1,222,013	1,755,253	218,726	271,857
	28,414,644	42,755,512	1,222,013	1,755,253	218,726	271,857
商品別：						
スワップ	28,414,644	42,755,512	1,222,013	1,755,253	218,726	271,857
	28,414,644	42,755,512	1,222,013	1,755,253	218,726	271,857
相手方別：						
信用機関	28,414,644	42,755,512	1,222,013	1,755,253	218,726	271,857
その他の金融機関	-	-	-	-	-	-
その他の部門	-	-	-	-	-	-
	28,414,644	42,755,512	1,222,013	1,755,253	218,726	271,857
リスク別：						
為替リスク	3,135,733	4,648,727	673,358	896,221	105,493	168,539
金利リスク	25,278,911	38,106,785	548,655	859,032	113,233	103,318
	28,414,644	42,755,512	1,222,013	1,755,253	218,726	271,857

2016年および2015年12月31日現在、公正価額で測定し、注記2.2.3記載の公正価額レベルを考慮したデリバティブヘッジの分類は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2016年			2015年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
資産						
- 売買目的保有デリバティブ	-	1,222,013	-	-	1,755,253	-
負債						
- 売買目的保有デリバティブ	-	218,726	-	-	271,857	-

公正価額は、2016年および2015年を100%として計算されており、貨幣および公債市場のインプリシット・カーブを参照している。

2013年1月1日付でIFRS第13号が効力発生したことにより、当公庫は相手方および当公庫によるデリバティブ金融商品評価額、リスク評価調整額を含んでいる（注記7および注記29を参照のこと。）。

[前へ](#) [次へ](#)

注記12 子会社、合併企業および関連企業への投資

2016年および2015年中の連結貸借対照表における、会社別の株式の詳細は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	子会社	合併企業	関連企業	合計
2015年1月1日現在残高	1,940	-	42,506	44,446
追加額	-	-	-	-
処分額 / 使用額	-	-	-	-
その他の変動	-	-	-	-
減損	-	-	-	-
2015年12月31日現在残高	1,940	-	42,506	44,446
追加額	-	-	-	-
処分額 / 使用額	-	-	-	-
その他の変動	-	-	-	-
減損	-	-	-	-
2016年12月31日現在残高	1,940	-	42,506	44,446

2016年および2015年12月31日現在の株式および持分に係る情報は、別紙 に記載されている。

注記13 有形固定資産

2016年および2015年の有形固定資産の変動およびこれに関連する累積償却額は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	自己使用の建物	設備、車両 その他の固定資産	不動産投資	合計
費用				
2016年1月1日現在の残高	113,562	15,062	-	128,624
追加額	219	89	-	308
処分額その他の償却額	-	(18)	-	(18)
2016年12月31日現在の残高	113,781	15,133	-	128,914
累積償却額				
2016年1月1日現在の残高	27,766	6,151	-	33,917
充当額	1,615	668	-	2,283
移転額その他の変動額	-	(17)	-	(17)
2016年12月31日現在の残高	29,381	6,802	-	36,183
減損損失				
2016年12月31日	9,876	651	-	10,527
有形固定資産純額				
2016年12月31日現在の残高	74,524	7,680	-	82,204
費用				
2015年1月1日現在の残高	113,326	14,717	-	128,043
追加額	236	1,026	-	1,262
処分額その他の償却額	-	(681)	-	(681)
2015年12月31日現在の残高	113,562	15,062	-	128,624
累積償却額				
2015年1月1日現在の残高	25,995	6,025	-	32,020
充当額	1,771	702	-	2,473
移転額その他の変動額	-	(576)	-	(576)
2015年12月31日現在の残高	27,766	6,151	-	33,917
減損損失				
2015年12月31日	9,876	651	-	10,527
有形固定資産純額				
2015年12月31日現在の残高	75,920	8,260	-	84,180

2016年12月31日現在、総額約15,445千ユーロ（2015年12月31日現在は13,437千ユーロ）で償却された自己使用目的の有形固定資産があった。

当公庫の方針に従い、すべての有形固定資産は2016年および2015年12月31日現在、保険が付保されている。

2004年スペイン中央銀行通達第4号の暫定規則第1、B）6項によれば、有形固定資産の公正価額による評価が認められている。この評価調整を実行するため、当グループは運用資産について関連する評価を実施し、それにより当グループの有形固定資産の価値は53,106千ユーロ増加した。租税効果を控除後のこれらのキャピタルゲインのために再評価準備金が設定された。再評価された簿価はその時点で帰属費用として充当される。

2016年12月31日現在、再評価準備金は23,591千ユーロ（2015年12月31日現在は24,501千ユーロ）であった（注記20を参照のこと。）。

下記の表は2016年および2015年12月31日現在の当グループの一部の有形固定資産の公正価額を当時の簿価とともに区分毎に表したものである。

（単位：千ユーロ）

	2016年		2015年	
	簿価	公正価額	簿価	公正価額
自己使用目的の有形固定資産	82,204	86,165	84,180	86,745
建造物	74,524	78,485	75,920	78,485
その他	7,680	7,680	8,260	8,260
不動産投資	-	-	-	-
建設中不動産	-	-	-	-

上記の有形固定資産の公正価額は、下記に従って見積もられた。

- スペイン中央銀行承認の価格査定人による評価の更新がされなかった資産については、事業体により類似した資産の価格傾向の市場データに基づき公正価額が見積もられた。
- スペイン中央銀行承認の価格査定人による評価の更新がなされた資産については2003年省令805号の評価方法に従い公正価額が見積もられた。

すべての自己使用目的不動産は、2016年および2015年12月31日付で、承認された鑑定人であるスペイン中央銀行により比較方法を用いて評価された。

注記14 無形資産

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表における無形資産は、もっぱらその他の無形資産の項目に分類される。

	推定耐用年数	(単位：千ユーロ)	
		2016年	2015年
耐用年数(無期限)	-	-	-
耐用年数(期限付)	3年から10年	37,490	34,421
総計		37,490	34,421
内訳：			
内部開発	3年	29,077	29,983
その他	10年	8,413	4,438
累積償却額		(26,274)	(23,306)
減損損失		(2,137)	(2,137)
		9,079	8,978

2016年および2015年12月31日現在のすべての無形資産はコンピューターへのアプリケーションに関連するものである。2016年12月31日現在の全額償却された無形資産は21,665千ユーロ（2015年12月31日現在は21,104千ユーロであった。）。

注記15 税金資産および税金負債

2016年および2015年12月31日現在の税金資産および負債の詳細は以下の通りである。

(単位:千ユーロ)

	資産		負債	
	2016年	2015年	2016年	2015年
当期税金:	127,172	19,958	877	1,246
法人税(注記23)	127,163	19,944	-	-
VAT	9	14	30	88
所得税(源泉)	-	-	457	768
社会保障負担	-	-	390	390
繰延税金:	95,372	228,381	65,960	39,170
信用供与、貸付および割引 に係る減損損失	95,372	228,381	-	-
キャッシュフロー・ヘッジの 評価(注記21)	-	-	50,205	23,152
資産の修正	-	-	15,932	15,932
売却可能金融資産の修正	-	-	(177)	86
	222,544	248,339	66,837	40,416

2016年および2015年の繰延税金資産および負債の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	資産		負債	
	2016年	2015年	2016年	2015年
期首残高	228,381	265,637	39,170	17,827
信用供与、貸付および割引に係る減損損失	(133,009)	(29,726)	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ評価額(注記21)	-	(7,530)	27,053	23,152
資産の修正	-	-	-	-
売却可能金融資産の修正(注記21)	-	-	(263)	(1,809)
期末残高	95,372	228,381	65,960	39,170

注記16 その他の資産および負債

2016年および2015年12月31日現在のその他の資産の本項目の残高は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
その他の資産	6,734	1,942
期間差異	29,792	27,520
	36,526	29,462

「期間差異」の項目には、供給者支払のための融資基金、自治区流動性基金および自治体の融資基金の業務管理についての当公庫の受取手数料およびその他が含まれている（注記1.1を参照のこと。）。2016年において、ICOの受取手数料総額は年間25百万ユーロ（2015年12月31日現在も25百万ユーロ）であり、これらの金額は損益計算書の「手数料収入」にも計上されている（注記27を参照のこと。）。

2016年および2015年12月31日現在のその他の負債の本項目の残高は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
その他の負債	1,471	1,458
期間差異	5,032	3,303
	6,503	4,761

本項目「その他の負債」は、基本的に、今は存在しないアルヘンタリアからの資産および負債の譲受に関連する様々な支払義務に対応する（注記1.4を参照のこと。）。

「期間差異」の項目には、「2016年ラベル仲介融資枠」の700千ユーロ（2015年は692千ユーロ）に基づき金融機関に支払われる未収の受取手数料が含まれている。

注記17 売却目的保有の非流動資産

「売却目的保有の非流動資産」の総額は、担保権実行資産に相当する。2016年12月31日現在および2015年12月31日現在記載されている担保権実行資産のうち、不動産開発およびその他の不動産開発事業に関連した資金調達に起因するものはない。

2016年および2015年の貸借対照表に記載される本項目の残高の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)		
	費用	減損	合計
2015年1月1日現在残高	72,995	(72,995)	-
追加額	135	(107)	28
処分額 / 使用額	(242)	214	(28)
移転額	-	-	-
2015年12月31日現在残高	72,888	(72,888)	-
追加額	208	(141)	67
処分額 / 使用額	(206)	139	(67)
移転額	-	-	-
2016年12月31日現在残高	72,890	(72,890)	-

売却目的保有の非流動資産の金額は2016年および2015年12月31日現在に完全に引当金を計上した単一の資産48,678千ユーロと対応する。

当公庫の取締役会はこれらの資産に対して投資の引上げ計画を毎年承認している。

2004年スペイン中央銀行通達第4号第55項の規則60記載の通り、売却目的保有の非流動資産は、居住用、産業用および商業用別に、都市部における土地および都市化から分断された未開地ならびに建物と幅広く分類される。以下の表は、評価会社、資産評価の方法および会社/代理店の評価額が示されている。

居住用建物		
最終評価額 (単位: 千ユーロ)	評価会社	評価方法
146	TAS. HIPOTECARIAS	動的残余
3	ALIA TASACIONES	動的残余
286	ALIA TASACIONES	費用および比較
17	GESVALT	費用および比較
473	TASVALOR	費用および比較
13	ARCO VALORACIONES	比較
404	JUDICIAL	その他
1,342		

産業用建物		
最終評価額 (単位: 千ユーロ)	評価会社	評価方法
2,296	GESVALT	費用および比較
2,296		

第三次利用建造物		
最終評価額 (単位: 千ユーロ)	評価会社	評価方法
11	TASVALOR	比較
716	ALIA TASACIONES	費用および比較
5,131	EUROVAL	費用
212	TASVALOR	費用
6,070		

都市部における土地および開発可能用地		
最終評価額 (単位: 千ユーロ)	評価会社	評価方法
3,152	ALIA TASACIONES	動的残余
7,929	TASVALOR	動的残余
4	ALIA TASACIONES	静的残余
19	TASVALOR	静的残余
218	EUROVAL	費用
11,322		

最終評価額(単位:千ユーロ)	未開地 評価会社	評価方法
66	TASVALOR	費用および比較
167	ALIA TASACIONES	比較
35	GESVALT	比較
59	TASVALOR	比較
42	ALIA TASACIONES	賃貸料の更新
18	GESVALT	その他
154	JUDICIAL	その他
541		
21,571		

注記18 償却原価金融負債

貸借対照表の本項目の残高を構成する項目の詳細は以下の通りである。

(単位:千ユーロ)

	2016年	2015年
相手方別:		
信用機関による預金(注記18.1)	13,375,016	11,633,435
顧客による預金(注記18.2)	1,015,281	1,067,683
市場性を有する債券(注記18.3)	26,954,455	41,835,142
その他の金融負債(注記18.4)	1,051,930	1,514,722
	42,396,682	56,050,982

18.1 信用機関による預金

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2016年	2015年
種類別：		
欧州投資銀行からの借入金	10,419,575	8,894,431
銀行間借入金	758,699	752,600
その他の金融機関からの借入金	2,090,697	1,870,220
その他の取引	497	332
評価調整額 - 期間差異	105,548	115,852
	13,375,016	11,633,435

銀行間預金は、2016年および2015年12月31日現在から起算して1年以内にそれぞれ期限が到来する。

「その他の取引」の項目には最終承認を待っている金融企業からの収益が含まれる。

「欧州投資銀行からの借入金」の最終償還期限は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2016年	2015年
1年以内	1,007,588	108,685
1年超2年以内	1,577,796	1,014,814
2年超3年以内	2,067,437	1,583,514
3年超4年以内	1,649,959	1,555,503
4年超5年以内	1,778,584	1,281,786
5年超	2,338,211	3,350,129
	10,419,575	8,894,431

「その他の金融機関からの借入金」の償還期限の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
1年以内	119,504	91,852
1年超2年以内	239,779	119,540
2年超3年以内	358,493	239,849
3年超4年以内	358,493	258,599
4年超5年以内	358,493	258,599
5年超	655,935	901,781
	2,090,697	1,870,220

18.2 顧客による預金

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

相手方別：	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
公的機関	922,698	947,989
その他の居住者部門(1)	92,324	119,319
その他の非居住者部門	-	-
評価調整額 - 期間差異	259	375
	1,015,281	1,067,683

(1) うち、2016年および2015年12月31日現在、88,194千ユーロおよび96,646千ユーロはそれぞれ経常収支であった。

2016年および2015年12月31日現在、「公的機関」の項目に記載された残高の種類別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
特別国家借入金	-	2
相互金利調整契約(CARI)	11,688	19,175
公的機関の経常勘定およびその他の項目	911,010	928,812
	922,698	947,989

18.3 市場性を有する債券

2016年および2015年12月31日現在の「市場性を有する債券」の項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
発行済債券	26,109,430	40,480,490
評価調整額(*)	845,025	1,354,652
	26,954,455	41,835,142

(*) ヘッジ会計士による取引費用および価格調整を含む。

2016年度中および2015年度中の負債性証券 - 債券および債務の項目における変動実績は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
期首残高	40,480,490	52,894,775
発行数	8,048,348	11,811,342
償却費	(22,419,408)	(24,225,627)
期末残高	26,109,430	40,480,490

以下の表は、2016年および2015年12月31日現在の発行済債券の主な特徴を、通貨、利率および最終償還期日で示したものである。

(単位：千ユーロ)

発行数		通貨	償還期日	年利率		
2016年	2015年				2016年	2015年
3	6	ノルウェー・クローネ	2021年	4.28% - 5.36%	131,020	358,273
1	2	カナダ・ドル	2020年	4.53% - 5.00%	176,205	430,008
36	42	米ドル	2020年	複数	4,081,407	4,815,115
108	157	ユーロ	2032年	複数	20,497,410	33,233,381
4	6	スイス・フラン	2024年	2% - 3.25%	577,016	895,330
3	2	英ポンド	2017年	複数	365,838	387,390
6	7	円	2030年	0.52% - 2.9%	280,534	360,993
					26,109,430	40,480,490

各発行の内容は、当グループの親会社である当公庫公式サイト（www.ico.es）の「投資 - 発行債券情報」のページを参照されたい。

2016年にユーロ建ておよびその他通貨建ての債券の金融費用の総額は損益計算書の「利息および類似費用」の項目に計上されており、金額は1,259,547千ユーロであり、その平均年利率は4.08%（会計ヘッジを考慮すると2.45%）であった。2015年の金融費用は1,931,217千ユーロであり、その平均年利率は4.05%（会計ヘッジを考慮すると2.59%）であった（注記25を参照のこと。）。

2016年に、一定の償却原価金融負債（ICOにより発行された債券）の買戻しの結果として、152,151千ユーロの純営業損失が計上された（かかる金額は、かかる排出を補填するために買戻しに関連したデリバティブの消却の結果を含む。）。2015年に同様の概念で計上された損失は、56,790千ユーロであり、これは「公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益」に計上されている（注記28を参照のこと。）。

18.4 その他の金融負債

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表における本項目の残高は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2016年	2015年
国庫準備金	775,028	1,177,514
その他	276,902	337,208
	1,051,930	1,514,722

国庫準備金には、当グループが受領し、各項目に適用される条件に従い返済する資金が含まれる。これらの各資金に関連する詳細については、当公庫のウェブサイト（www.ico.es）を参照のこと。最も重要な与信枠に関連する資金は以下のものである。

- 「Línea FOMIT」 - Renove Turismo (FOMIT - 観光与信枠) : かかる与信枠は、インフラおよび観光地の修復および近代化を目指す計画への資金援助を提供する。
- 「Línea Avanza」 : かかる与信枠は、ICOとともに、市民および企業による新情報技術（ブロードバンドおよびそれに必要な技術的サポート）の利用のための支援および資金を供給する。かかる対象に応じて、TIC向貸付金（中小企業）、若者および大学生向貸付金（特定グループ）ならびにデジタル顧客向貸付金（一般的な市民）が実施される。
- 「Línea Préstamos Renta Universidad」 : かかる与信枠は、2011年から2012年までの博士号または修士号の大学院過程における将来所得を保証する。
- 「Línea Plan Vive」 : かかる与信枠は、15年を超えて保有されている車両をより燃費の良い新車両に交換することを容易にする。
- 「Línea Futur E」 : かかる与信枠は、エネルギーの合理的使用、再生可能エネルギーの使用、水の使用量の削減および廃棄物管理の観点に立ちスペインにおけるツーリズムの基盤を固めるため、持続可能な観光を支えるためのプロジェクトに対する動機を提供し、持続可能性および環境へ配慮からの観点から現在のツーリズムを再構築する手助けをし、環境および持続的発展に関連した要素に着眼するものである。

ICOによる市場資金調達を通して資金供給される他の公庫与信枠とは異なり、これらの業務に指定された財政資金は、関連省庁の代理で当公庫が開設した勘定に、国家より直接資金供給される。これらの資金残高は、（上記与信枠の残高を反映する。）関連する勘定の金額および残高が与信枠供給のために当公庫が受領する金額と常に同額であるために、「貸付および受取債権」（純額、未償却）としても記載される公式の取引により供給される金額と常に一致する。

2016年および2015年12月31日現在のこれらの資金の残高は、以下の通りである。

	（単位：千ユーロ）	
	2016年	2015年
FOMIT	259,743	354,877
Avanza	109,594	289,552
Préstamos Renta Universidad	175,392	189,941
Plan Vive	-	18,926
Futur E	70,405	123,514
その他	159,894	200,704
	775,028	1,177,514

「その他」の項目には、ICOおよびERDFからの資金を含む中小企業および自営業に対する特定の仲介貸付枠への融資のためのICO・イノベーション・ファンド2013-2015年の設立に相当する金額（2016年および2015年12月31日現在において248,607千ユーロ）が含まれる。

2013年12月、I+D+IのためのFEDER運営プログラムは、C 決定(2007) 6316を通じて、テクノロジーカル・ファンド2013-2015年による企業の利益のために承認された。財務・行政省の共有資金総局は、スペインにおける当該プログラムの管理に指名されている公的機関である。当該プログラムは、資金の一部を管理するため、「IC0・イノベーション・テクノロジーカル・ファンド2013-2015年」を含む金融商品を利用する可能性を含む。当該金融商品「IC0・イノベーション・テクノロジーカル・ファンド2013-2015年」により、革新的企業に対する融資へのアクセスの促進を目的とする構造基金(ERDF)との協調融資が開始される。

注記19 引当金

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表における本項目の残高の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
年金および年金類似債務引当金	365	343
偶発債務および不確定約定額の引当金	14	19,540
その他の引当金	238,881	316,034
	239,260	335,917

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」の残高の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
1995年勅令第12号に基づく基金	107,428	100,009
その他の特別貸付引当金流動性(注記9.1.2)	82,849	170,989
BBVAからの回収額のための資金	174	331
プレステージ船事故補償資金	11,376	11,491
AIEの株式損益補償のための資金(注記9.2)	16,277	21,070
偶発債務積立資金	20,000	10,301
その他の資金	777	1,843
	238,881	316,034

1995年勅令第12号

1995年12月28日勅令第12号（1995年12月30日の官報（BOE）に掲載され、1996年1月1日より効力が生じる。）は、金融機関に関して現在有効な規則に従い、閣僚会議決議（1987年12月11日）のセクション4.1で言及される国家借入金から得られる資金を充当することにより、注記1に記載する業務から将来履行が疑わしいまたは貸倒れの発生する可能性のある貸付金に関し、引当金に繰入れるために、IC0が最大で総額150,253千ユーロのファンド（注記19.2を参照のこと。）を設定することを規定した。租税、行政および社会秩序措置に関する1997年12月30日法律第66号追加条項第4条は、これらの規則の適用にかかわらず、一般国家予算における特定の補償を受けないことを条件として、閣僚会議またはCDGAEが、通常の業務において発生する債務不履行に、1995年勅令第12号に基づき設定される特別引当金ファンドを充当する権限をIC0に付与することを規定した。当該ファンドは、「その他の引当金」の項目で1996年に設立された。

取引条件に基づき当該ファンドへの充当を要するこれらの貸付金および取引は、当該ファンドの費用の形で計上されている。したがって、当公庫の損益計算書に影響はない。

当該ファンドで補填される貸付金は、同ファンドによりすでに引当が行われているため、一般および特別貸倒引当金の計算には算入されない。

前段落で記載される通り、当該ファンドは、初回の割当に加え、IC0が得た利益や国による損失の引受や補填の実行または承認による利益から、または信用に影響を与える適切な制度取引を通しての、将来の割当をも期して設定されている。同様に、当該ファンドは、引当金が計上されているかまたは不履行が宣言され、当該ファンドに対して請求される借入金から得られる回収額（2016年は8,319千ユーロ、2015年は13,237千ユーロであった。）ならびに当該ファンドに割り当てられる資金の運用からの収益（2016年は85千ユーロ、2015年は436千ユーロであった。）で設定されている。

一般国家予算に関する1996年12月30日法律第12号の規定に従い、1997年に追加の150,253千ユーロが一般国家借入金を充当することにより当該ファンドに割り当てられた。

2004年、総額249,500千ユーロの割当が2004年7月30日の閣僚会議決議に従ってIC0に付与された国家借入金に対して充当された。

2016年および2015年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」に計上された資金の
 2016年および2015年の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)
2015年1月1日現在の残高	90,740
利息の資本組入れ	436
国による拠出金	-
貸付金の回収(元本および利息)	13,237
使用額	(4,404)
2015年12月31日現在の残高	100,009
利息の資本組入れ	85
国による拠出金	-
貸付金の回収(元本および利息)	8,319
使用額	(985)
2016年12月31日現在の残高	107,428

BBVAからの回収額のための資金

当グループの親会社である当公庫は、「BBVAからの回収額のための資金」の項目に関し、2001年と2002年に租税、行政および社会秩序措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項第11条を適用した。これにより、旧政府金融機関が付与し、政府が保証した一定の貸付および保証によって国が当公庫に対して負担することとなった金額を消却するために当公庫の株式の一部を割り当てた。

しかし、IC0は、この消却処理による影響を受けた業務管理によりかかる貸付に関する回収金を引続き受領することとなったが、慎重な会計原則に従い、当該回収金は通常、損益計算書の利益として認識されない。利益として計上されたものについては、関連する負債の引当金が、2015年および2014年12月31日現在でそれぞれ331千ユーロおよび800千ユーロ計上され、2001年法律第24号追加条項第10.1項(2006年法律第42号による修正に従う。)に従い資本に組み入れられる。

プレステージ船事故補償資金

プレステージ船事故補償資金は、2002年11月22日勅令第7号に基づいており、かかる特別引当金ファンドに従い、プレステージ船事故補償貸付金による不良債権額に、1995年勅令第12号に基づく特別引当金ファンドを充当する権限を与えるものである。

AIEの株式損益補償のための資金

AIEの株式損益補償のための資金には、経済利益グループを介して行われた取引による利益を運用成績に対して調整する引当金が含まれる（注記9.3を参照のこと。）。この引当金は、利益勘定の法人税の項目として認識され、2016年度および2015年度において、それぞれ92千ユーロおよび799千ユーロとなった（注記23を参照のこと。）。2016年度において、日程表通りAIEが解散すると、4,701千ユーロの金額が関連する投資を除外するために適用された（2015年度においては、金額は利用されていない。）。

偶発債務積立資金

この項目は、2010年に設定され、2016年12月31日現在の一般偶発債務（オペレーショナル・リスクを含む。）に対する一般引当金は20,000千ユーロであった（2015年12月31日現在は10,301千ユーロであった。）。

貸借対照表における本項目の引当金の2016年および2015年の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

	税金引当金	年金基金	偶発債務および 不確定約定額の 引当金	その他の 引当金	合計
2015年1月1日現在の 残高	-	216	24,341	302,688	327,245
割当(純額)(1)	-	127	-	22,836	22,963
回収	-	-	(4,801)	(12,896)	(17,697)
資金の使用	-	-	-	(4,304)	(4,304)
移転およびその他の変動(2)	-	-	-	7,710	7,710
為替差損益	-	-	-	-	-
2015年12月31日現在の 残高	-	343	19,540	316,034	335,917
割当(純額)(1)	-	22	-	9,955	9,977
回収	-	-	(19,526)	(87,049)	(106,575)
資金の使用	-	-	-	(4,935)	(4,935)
移転およびその他の変動(2)	-	-	-	4,876	4,876
為替差損益	-	-	-	-	-
2016年12月31日現在の 残高	-	365	14	238,881	239,260

- (1) 2016年度の利益および損失の純額には、当該ファンド自身の報酬に関して発生する利息の資本組入れのための特別引当金ファンド（1995年勅令第12号に基づく基金）への支払に関連して、82千ユーロ（2015年は436千ユーロ）が含まれる。また、85,808千ユーロ（2015年は22,348千ユーロ）に上るIC0のリスク（注記9.2.2を参照のこと。）に伴うIC0の流動性枠のための引当金および9,699千ユーロ（2015年12月31日現在は13,035千ユーロ）の偶発債務積立資金への割当も含む。
- (2) 2016年12月31日現在の「移転およびその他の変動」は、主にAIEの株式損益補償のための資金（92千ユーロ）（注記23を参照のこと。）およびBBVAの商品の回収のための出資（2001年12月27日法律第24号の追加条項第11号）によるその他の再分類（4,701千ユーロ）に関連している。2015年12月31日現在、変動はAIEの株式損益補償のための資金799千ユーロおよびその他の再分類（6,911千ユーロ）に関連している。

注記20 自己資本

連結貸借対照表の「資本」の項目の2016年および2015年の期首および期末の簿価の調整は以下の通りである。

(単位:千ユーロ)

	資本	修正準備金	その他の準備金	利益	合計
2015年1月1日現在の残高	3,960,893	25,412	849,267	73,777	4,909,349
利益の分配	-	-	36,889	(73,777)	(36,888)
その他の準備金の増加	-	(911)	911	-	-
年度利益	-	-	-	42,377	42,377
その他の変動	350,962	-	-	-	350,962
2015年12月31日現在の残高	4,311,855	24,501	887,067	42,377	5,265,800
利益の分配	-	-	17,377	(42,377)	(25,000)
その他の準備金の増加	-	(910)	910	-	-
年度利益	-	-	-	315,344	315,344
その他の変動	730	-	-	-	730
2016年12月31日現在の残高	4,312,585	23,591	905,354	315,344	5,556,874

2016年の「利益の分配」は、25,000千ユーロであり、2016年4月27日付の評議会法に基づき当公庫の意思決定機関の承認を得ている。

「その他の変動」は主に以下の内容を含む。

- 当公庫の資本を増やすために承認された2014年12月26日一般国家予算法第36号の予算項目15.16.931M.871に計上される拠出金(2016年の拠出金を除き、2015年12月31日は350,000千ユーロ(2014年12月26日一般国家予算法第36号))。
- 財務、行政および社会対策に関する2001年12月27日法律第24号追加条項第11条に基づき、旧政府金融機関および当公庫によって供与された、一定の貸付および保証の結果、IC0とともに国家が負担する債務の取消により当該資金が回復した。これに関連し2016年においては資本へ730千ユーロ(2015年は962千ユーロ)が計上された。

注記21 その他の累積包括損益

総額および租税効果に貢献している評価調整額の残高は、以下の通りである。

(単位:千ユーロ)

	2016年			2015年		
	総額	租税効果 (注記15)	純額	総額	租税効果 (注記15)	純額
売却可能金融資産(注記8)	(589)	177	(412)	287	(86)	201
キャッシュフロー・ヘッジ	167,350	(50,205)	117,145	77,174	(23,152)	54,022
合計	166,761	(50,028)	116,733	77,461	(23,238)	54,223

本項目の残高は、貸借対照表における「売却可能金融資産」および「評価額 - キャッシュフロー・ヘッジ・デリバティブ」の勘定に関連するものである。一つ目の勘定では、注記2.2.4に従い、当グループの資本の一部に含まなければならない、売却可能と分類される資産の公正価額の変動額（純額）を計上する。二つ目の勘定では、キャッシュフロー・ヘッジ商品の公正価額の変動額（純額）を計上する。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
期首残高	54,223	(13,146)
売却可能金融資産の公正価額の変動(注記8)	(613)	(4,222)
キャッシュフロー・ヘッジ	63,163	71,591
期末残高	116,733	54,223

注記22 第三者向け財務保証および金額

貸借対照表上の本項目は、通常の業務における約定額（付与された保証）及び第三者が使用可能な額（不確定約定額）に応じて、支払義務を負う第三者が支払わなかった場合、当該第三者に代わりIC0が支払うべき金額を記載している。

以下は2016年および2015年12月31日現在の本項目の内訳である。

（単位：千ユーロ）

	2016年	2015年
偶発リスク		
保証およびその他の担保	824,186	972,700
	824,186	972,700
付与された不確定約定額		
第三者向け		
信用機関	-	12,262
公的機関部門	2,086,095	2,245,316
その他の居住者部門	416,893	1,052,470
非居住者部門	245,015	252,119
	2,748,003	3,562,167
	3,572,189	4,534,867

保証商品（保証およびその他の担保）からの収益は、連結損益計算書の「受取手数料」の項目に計上され、契約で定められた利率を保証の額面価額に適用することによって算出される。

注記23 租税

予算、租税、財政および雇用に係る緊急措置に関する1993年2月26日勅令法第3号の規定に従い、当公庫は1993年から1996年まで法人税の支払を免除されていた。当公庫は、法人税に関する1995年12月27日法律第43号暫定条項第13条に従い、1997年および1998年に関しても同税を免除され、1999年からは一般法人税が課税されている。

法人税上の課税標準に対する2016年および2015年のIC0の親会社としての当公庫の利益の調整は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
税引前簿価利益	448,102	59,475
永久差異		
支払外国税	542	771
会計処理されていない会計利益	(379)	-
被投資会社により生じる税務上の欠損金の繰越	(4,171)	(4,150)
過年度からの損金算入	-	-
	444,094	56,096
一時差異		
減損および控除不能引当金	52,318	47,016
他年度発生一時差異の反転	(495,682)	(146,104)
	(443,364)	(99,088)
税務評価	730	(42,992)
税金総額(30%)	219	(12,898)
控除および引当金	(378)	(530)
源泉徴収税および中間納付	(113,577)	(6,516)
支払税額(注記16)	(113,736)	(19,944)
法人税	132,850	16,299
為替差損益調整額	-	-
その他の調整額(注記19)	(92)	799
法人税	132,758	17,098

相殺可能な税務上の欠損金はない。当該年度において、当グループの親会社であるIC0が様々な割合で出資している経済利益グループからの欠損金が組み込まれた（2016年12月現在でマイナス4,171千ユーロおよび2015年12月現在で4,150千ユーロ）。欠損金は、各グループ会社が提供した情報に基づき割り当てられた。これらの項目は、経済利益グループの貸借対照表の期末と同年度に認識されることになっている。

2015年に生成され、2016年にも相殺されていない42,992千ユーロの負の課税基準がある。

2016年および2015年に適用された税制優遇措置はなかった。国際二重課税（支払税額）の控除額はそれぞれ378千ユーロおよび530千ユーロに上った。2015年に生成された国際二重課税（530千ユーロ）は、未履行の保証であり、2016年に生成された179千ユーロも同様である。

特別事由による固定資産の減価償却方法に変更はなかった。

当公庫の確定申告およびその他の税金債務は、直近4年間税務当局による閲覧が可能である。

基本的に法人税の免除期間後に新たに発生する法人税負債に関し、一定の取引に適用される税規則の解釈によっては一定の偶発税金負債が存在する場合がある。ただし、当公庫の税務担当者の判断では、かかる負債が発生する可能性は少なく、いかなる場合においてもこれにより生じる税金債務が添付の財務書類を大幅に影響することはないものと見込まれる。

注記24 利息および類似収益

2016年および2015年の利息および類似収益の内訳は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2016年	2015年
中央銀行による預金(スペイン中央銀行)	9	33
信用機関による預金(注記9.2)	403,827	672,549
金融市場取引	-	1
顧客向貸付金(注記9.3)	195,016	297,846
公的機関	43,643	88,950
居住者部門	130,514	187,248
非居住者官民パートナーシップ	1,572	1,733
非居住者部門	19,287	19,915
負債性証券	285,091	488,205
会計ヘッジによる収益の調整	1,898	(17,593)
その他の利息	111	80
不良資産	13,801	17,049
	899,753	1,458,170

注記25 利息および類似費用

2016年および2015年の損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
中央銀行による預金	-	89
信用機関による預金	112,817	122,328
金融市場取引	100	199
顧客による預金	694	940
市場性を有する負債性証券	1,259,547	1,931,217
ヘッジ取引費用の調整	(499,008)	(695,757)
その他の利息	13	20
	874,163	1,359,036

注記26 配当金収益

本概念による収益はすべて株式ポートフォリオに対応しており、2016年および2015年においてそれぞれ5,552千ユーロおよび15,353千ユーロに上昇した。

注記27 受取手数料および支払手数料

損益計算書における本項目の残高の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
受取手数料		
偶発リスク	2,056	3,505
受取可能手数料	5,191	7,025
その他の手数料	43,001	34,596
	50,248	45,126
支払手数料		
署名リスク	(1,774)	(1,721)
その他の手数料	(11,124)	(6,715)
	(12,898)	(8,436)
手数料純額	37,350	36,690

2016年12月31日現在、手数料収入の「その他の手数料」の項目は、FFPPおよびFLAの管理手数料に関連する25,000千ユーロ（2015年12月31日現在では25,000千ユーロ）を含む（注記16を参照のこと。）。

注記28 公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益

構成する項目に基づく損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
売却可能金融資産(注記8)	-	-
貸付および受取債権(注記9.3)	-	-
償却原価金融負債(注記18.3)	(152,151)	(56,790)
	(152,151)	(56,790)

注記29 売買目的保有の金融資産および金融負債による損益

構成する項目に基づく損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
デリバティブヘッジ(注記7)	10,551	(11,581)
	10,551	(11,581)

IFRS第13号の施行後(2013年1月1日)、当グループはデリバティブ証券の評価につき、相手方のリスクおよび資本信用リスク(CVA-DVA)に対応する調整を組み込まなかった。2016年12月31日現在、本項目において行われた調整(この項目を含む。)は、マイナス844千ユーロに上った(2015年12月31日現在ではマイナス2,594千ユーロ)。

注記30 その他の営業収益および営業費用

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

その他の営業収益	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
不動産投資による営業収益	913	1,057
その他(*)	555	562
	1,468	1,619

(*) 主に剰余金の返還、BBVAのアセットマネジメントを通じての前払金から得た収益が含まれている。

2016年および2015年12月31日における「その他の営業費用」の残高はない。

注記31 人件費

2016年および2015年の損益計算書における本項目の構成は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2016年	2015年
賃金および給与	14,365	14,490
従業員福利厚生費	3,561	3,528
その他の費用	1,374	1,553
	19,300	19,571

2016年および2015年12月31日現在、職務別および男女別の従業員数は以下の通りである。

	従業員の分布			
	男性		女性	
	2016年	2015年	2016年	2015年
経営陣	7	9	5	5
管理職および技術者	108	106	134	142
事務職員	7	8	47	47
	122	123	186	194

2016年および2015年における当公庫の職務別および男女別の従業員数の平均は以下の通りである。

	従業員の平均分布			
	男性		女性	
	2016年	2015年	2016年	2015年
経営陣	9	9	5	5
管理職および技術者	106	108	138	142
事務職員	7	9	47	47
	122	126	190	194

注：第5 団体協約（2008年10月24日の官報に掲載された。）の調印以降、一般業務職員は専務職員として分類されている。

2016年において、33%を超える障害を持つ当公庫の平均従業員数は3名である。

理事会の報酬およびその他の給付金

当公庫は、理事会のメンバーが受領する報酬について、賃金、日当、その他の報酬として、2016年に98千ユーロおよび2015年に122千ユーロを損益計算書に計上した。これらの報酬は、適用ある規制法に従い国庫に支払われた。

代表取締役および同様の役割を遂行している他の者が、2016年および2015年中に受け取った報酬は以下の通りである（単位：千ユーロ）。

2016年

従業員数(*)	給与および賃金		その他の賃金	合計
	固定	変動		
6	537	77	3	617

(*) 2016年中、「当公庫」の総裁として代理人が存在した。

2015年

従業員数(*)	給与および賃金		その他の賃金	合計
	固定	変動		
6	537	77	4	618

(*) 2015年中、「当公庫」の総裁として代理人が存在した。

2016年および2015年12月31日現在、当公庫の理事会役員に付与された貸付金はなかった。2016年12月31日現在、従業員への貸付に関する内部規制に基づき付与された貸付金は、残存金額17,293千ユーロとなり、平均金利は2.51%（2015年12月31日現在で19,146千ユーロとなり、平均金利は2.51%）であった。

さらに、2016年12月31日現在、理事会の過去または現在の理事は年金または生命保険の義務を負っていない。

注記32 その他の管理費

損益計算書における本項目の残高の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2016年	2015年
建物、設備および資材	795	807
コンピューター	3,064	2,627
通信	1,720	1,780
宣伝および広告	819	1,679
金利および租税	1,182	1,368
その他の一般管理費	6,557	6,495
	14,137	14,756

監査費用

年度会計監査は、国家当局（スペイン語表記の頭文字をとって「IGAE」）の一般的介入により行われた。したがって、監査人の役割は（財務・行政大臣による）一般的介入により担われるため、この概念における監査人に対する報酬は存在しない。

アーンスト・アンド・ヤング（2016年および2015年の財務書類の監査人）グループが2016年行った監査業務以外のサービスについて請求した金額は48千ユーロ（2015年は36千ユーロ）であった。

注記33 公正価額

その市場価額を確実に見積もることができない貸付および受取債権を除き、上記の通り、金融資産は貸借対照表において公正価額で計上される。

同様に、取引ポートフォリオに含まれるものを除き、金融負債は貸借対照表において償却原価で計上される。

2016年12月31日および2015年12月31日現在の貸借対照表の「貸付および受取債権」の項目に基づき計上された資産および「償却原価金融負債」の項目に基づき計上された負債の一部は、年次金利改訂を伴う変動金利であり、市場における利率の動向の結果としての公正価額は、当公庫の貸借対照表において計上されるものと有意差があるとはいえない。

「貸付および受取債権」および「償却原価金融負債」の項目に基づき計上された合計額のうち、2016年12月31日現在で8,038,591千ユーロおよび7,225,000千ユーロに達する額（2015年12月31日現在では8,373,392千ユーロおよび5,850,000千ユーロ）は、それぞれ、固定金利の資産および負債である。これらの公正価額は、割引フローを使用し公正価額の計算を進める加重平均残存月数および加重平均レートを使用して得たものである。2016年および2015年12月31日現在、当該運用のために計算された価値は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	簿価		公正価額	
	2016年	2015年	2016年	2015年
資産				
貸付および受取債権				
信用機関に対する預金	6,965,176	7,228,537	11,424,925	11,221,782
顧客向貸付金	1,073,415	1,144,855	1,397,810	1,452,007
負債				
償却原価金融負債				
信用機関による預金	7,225,000	5,850,000	8,175,798	6,601,263

2016年および2015年には、マネー・マーケットおよび公債市場のインプリシット・カーブを参照した、全分類に関する公正価額が計算された。

注記34 子会社、合併企業および関連企業の運用

子会社、合併企業および関連企業に関連する企業の2016年および2015年の12月における残高は以下の通りである。

AXIS

- 顧客への預金（償却原価金融負債）：2016年12月31日現在では11,321千ユーロ（2015年12月31日現在では11,063千ユーロ）

CERSA

- 顧客への預金（償却原価金融負債）：2016年12月31日現在では29,198千ユーロ（2015年12月31日現在では22,543千ユーロ）

別紙

2016年12月31日および2015年12月31日現在の株式
 (直接所有株式および間接所有株式)

2016年および2015年12月31日現在の子会社および関連企業の株式に関する主要な情報は以下の通りである。

2016年12月31日現在

所在地	事業内容	所有持分割合			投資の簿価			被投資会社の数値			
		直接	間接	合計	総額	減損	純額	資産	資本	損益	
関連企業											
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・レアフイアンツァミエントS.A.(CERSA)	パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド	相互保証会社により延長された保証取引の借換	24.15%	-	24.15%	34,039	-	34,039	425,229	271,753	-
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES)	プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド	スペイン企業の持分を有する国外の発展途上国における民間プロジェクトに対する金融支援	20.31%	-	20.31%	8,465	-	8,465	119,996	108,960	8,505
EFC 2 EヘステイオンS.L.	パセオ・デル・ブラド・4-マドリッド	アセットマネジメント	50.00%	-	50.00%	2	-	2	78	72	(34)
						42,506	-	42,506			
子会社											
AXIS/バルティシバシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスコS.A.	ロス・マドラソ・38-マドリッド	金融投資	100.00%	-	100.00%	1,940	-	1,940	11,828	10,265	5,097
						44,446	-	44,446			

2016年12月31日現在の財務情報(未監査)。

2015年12月31日現在

所在地	事業内容	所有持分割合			投資の簿価			被投資会社の数値			
		直接	間接	合計	総額	減損	純額	資産	資本	損益	
関連企業											
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・レアフイアンツァミエントS.A.(CERSA)	パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド	相互保証会社により延長された保証取引の借換	24.15%	-	24.15%	34,039	-	34,039	418,728	259,365	-
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES)	プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド	スペイン企業の持分を有する国外の発展途上国における民間プロジェクトに対する金融支援	20.31%	-	20.31%	8,465	-	8,465	113,327	107,742	9,235
EFC 2 EヘステイオンS.L.	パセオ・デル・ブラド・4-マドリッド	アセットマネジメント	50.00%	-	50.00%	2	-	2	131	115	52
						42,506	-	42,506			
子会社											
AXIS/バルティシバシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスコS.A.	ロス・マドラソ・38-マドリッド	金融投資	100.00%	-	100.00%	1,940	-	1,940	11,567	10,168	4,565
						44,446	-	44,446			

2015年12月31日現在の財務情報(未監査)。

スペイン開発金融公庫

2016年12月31日現在の財務書類の承認

現行の法律に従い、議長は、このページより前の書類で構成され、スペイン語原文で157ページにおよぶ2016年に関する当公庫の財務書類、経営報告書ならびに利益分配案を承認する。

マドリッド、2017年3月27日

D.パブロ・ザルバ・ビデゲイン
議長

[前へ](#)

(6) 【その他】

該当なし

(7) 【発行者の属する国等の概況】

1 概要

(1) 一般

スペインは西ヨーロッパに位置する。スペイン本土はヨーロッパの南西海岸のイベリア半島にある。北はフランスに、西はポルトガルに国境を接する。スペインは17地域の自治体から成り、そこには50の行政州があり、このうち47州がイベリア半島に、2州がカナリア諸島に、1州がバレアレス諸島にある。北アフリカの都市セウタおよびメリーリャも地方自治体に準ずるスペイン領土である。スペインは約50万5,000平方キロメートル（19万7,266平方マイル）を占め、フランスに次いで西ヨーロッパで2番目に大きな国である。2017年上半期現在の推定人口は約46.55百万人である。

(2) 政府の形態

スペインは議会制君主国として構成される民主国家である。スペインの憲法は1978年12月6日に国民投票によって採択されたもので、国家の最高法であり、政党の存在、普遍的な参政権および国会議員の自由選挙を規定している。立法権は定数350名の下院議員からなる下院と266名の上院議員で構成される上院の二院制の議会に与えられている。議員の任期は任期満了前に実施される選挙の場合を除き4年である。下院と上院は法律について討議し承認し、また政府の行為を監督する責任がある。下院は立法に関し優先権があり、上院は地方の問題について優先権を有する。

スペインの憲法は地方自治の権利を認めている。スペインの「自治体」は教育および文化、医療サービス、都市計画、公共事業および社会問題のような分野で広範に法的権限を享受している。地方の歳出資金は主として税金および中央政府からの移転により賄っており、バスクとナバラは特別の金融制度がとられており、これによってこれらの領域で徴収した課税収入の大部分を獲得し、また国家レベルで提供された国家のサービスに対し対価を支払う。

一部象徴的なスペイン国王の職務は、法律の裁可、議会の招集および解散、国民投票の実施、首相を議会の承認にかけることおよび軍隊の最高指揮権を行使することである。

首相は下院で選出され、国王によって正式に任命される。首相は大臣を選任し、1名または数名の副首相（首相代行）も指名する。首相、副首相および大臣は内閣または政府を樹立する。首相はいつでも大臣を解任することができ、大臣は共同して議会の両院について責任を有する。首相が下院議員の過半数の支持を失った場合には、議会は首相を交代させることができる。

司法制度は最高裁判所を頂点とする階層的な裁判所制度により構成される。憲法裁判所は特別な地位を有しており、その主な責任はスペイン王国の三権の行為および法律の憲法尊重を確保することである。

(3) 政党

スペインには二つの主な伝統的な国内政党がある。すなわち、国民党および社会労働党である。また、近年において二つの新たな国内政党が結成された。すなわち、急進左派および中道派の政党である。それらの四つの国内政党は別として、カタロニア、バスク、ガリシアおよびカナリア諸島の自治体に多くの議員を送り込んでいる強力な地方政党も少数ある。

社会労働党（社会党）が7年間にわたり権力を握った（2004年-2011年）後、保守派である国民党が4年にわたり権力を握った（2011年-2015年）。2016年総選挙後は、国民党の党首であるスペインのマリアノ・ラホイ首相が議会での不信任投票により退任に追い込まれた2018年6月1日まで、国民党がスペイン政府を引続き運営した。社会労働党の党首であるペドロ・サンチェス氏が次期選挙までラホイ氏の後任となる。

(4) 外交関係

1) 二国間関係

日本との関係

2017年において、日本はスペインの輸出相手国として17位に、輸入では18位に位置付けられている。2017年の日本向けのスペインの輸出は、2016年より1.7%増加し、全体の0.9%を占める2,446百万ユーロであった。一方、2017年のスペインの日本からの輸入は前年に関連して7.7%増加し、輸入全体の1.3%を占める3,928百万ユーロとなった。結果的に、スペインの日本に対する貿易赤字は、2016年の1,244百万ユーロから、2017年には1,482百万ユーロに増加した。

投資に関しては、スペインにおける外国投資全体のうち、日本の投資は、2016年と比較して大幅な減少をみせ、2017年には0.1%となった（2016年における日本の投資は、全体の2.0%であった）。一方で、2016年および2017年の日本におけるスペインの投資は、スペインの外国投資全体のうち極めて少ない割合となった（3年前の0.02%から減少して、いずれの年においても0.00%）。

米国との関係

2017年において、米国はスペインの輸出の約4.5%、また輸入の約4.6%を占めた。

スペインと米国との間には多くの条約が締結されている（防衛協力 - 1988年、文化教育協力 - 1989年、二重課税に関する条約 - 1990年、または2001年共同声明（政治、防衛、経済、金融、科学、工業および技術、文化ならびに安全保障の分野における協力の枠組みを構築した。）。）。二国間の商業条約（すなわち「スペインの輸出業者組合」と米国商務省の「マイノリティ企業開発局」との間の協力条約）は少ないが、商業または経済条約のほとんどは、多国間組織または欧州連合（EU）を通じて扱われている。

2) 欧州経済共同体 / 欧州連合との関係

スペインは1986年1月1日、欧州経済共同体（EEC）の正式加盟国となった。1992年には、スペイン議会は欧州連合条約（マーストリヒト条約としても知られている。）を批准し（1993年に発効した。）、欧州連合（EU）が成立した。EUへの正式加盟により、EU機関への一定の主権の譲渡を余儀なくされた。その見返りとして、スペインは多数のEU機関において代表権を得ており、かかる代表権は主に、

- ・ 中央政府任命委員 1 名、
- ・ スペインで直接選挙により選出される欧州議会議員、ならびに
- ・ 閣僚理事会および欧州理事会のスペイン代表議員である。

2004年5月1日までのEUは、フランス、ベルギー、ドイツ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、英国、アイルランド、デンマーク、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデンおよびフィンランドの15ヶ国により構成されていた。それ以降EUは、チェコ、エストニア、ハンガリー、ポーランド、スロベニア、キプロス、マルタ、ラトビア、スロバキアおよびリトアニアの10ヶ国が新たに加盟国となり、合計25ヶ国に拡大した。2006年1月1日以降、EUは、ブルガリアおよびルーマニアの2ヶ国が新たに加盟国となり、合計27ヶ国に拡大した。また、2013年7月1日にクロアチアが加盟した。それゆえ、EUは28ヶ国で構成されている。しかし、英国はEU離脱に関する国民投票の結果を受け、2017年3月29日よりEUを離脱する手続を開始した。英国がEUとの新たな関係を協議する交渉期間は当該日付から2年間である。

欧州経済通貨同盟（「EMU」）が1999年に創設されて以降、スペインは加盟国となり、その他の加盟諸国とともに単一通貨ユーロを共有しているだけでなく、価格の安定に関与し公正な会計方針の追及の任に当たっている。1997年10月に15ヶ国が調印したアムステルダム条約は、マーストリヒト条約を欧州経済通貨同盟に関する条項に変更を加えずに対外政策および各種社会問題に範囲を広げた。2003年2月1日、ニース条約が発効したが、2009年12月1日付で発効したりスボン条約に取って代わられた。

3) 多国間関係

スペインは主要な国際政治・経済機関に参加しているが、その主なものは国際連合および国際連合の専門機関、国際復興開発銀行（IBRD）、国際通貨基金（IMF）、米州開発銀行（IADB）、国際金融公社（IFC）、国際開発協会（IDA）、世界貿易機構（WTO）、経済協力開発機構（OECD）、欧州投資銀行（EIB）、欧州評議会、および1982年に加盟した北大西洋条約機構（NATO）である。

国際金融機関名	加盟年月日	応募株数・額*	出資比率*
国際通貨基金(IMF)	1958年9月15日	9,535.5百万SDR(1)	2.01%
国際復興開発銀行(IBRD)	1958年9月15日	4,415.9百万米ドル(2)	1.94%
国際金融公社(IFC)	1960年3月24日	37.03百万米ドル	1.44%
国際開発協会(IDA)	1960年10月18日	4,513.9百万米ドル	1.73%
アフリカ開発基金(ADF)	1974年2月7日	604.8百万UA(1)	1.11%
米州開発銀行(IADB)	1976年6月14日	3,479.2百万米ドル	1.97%
アフリカ開発銀行(AfDB)	1984年3月20日	699.2百万UA(1)	1.07%
欧州評議会開発銀行(CEB)	1978年1月1日	597.3百万ユーロ	10.91%
欧州投資銀行(EIB)	1986年1月1日	23,517.0百万ユーロ	9.67%
アジア開発銀行(ADB)	1986年2月14日	514.4百万米ドル	0.34%
米州投資公社(IIC)	1986年5月13日	97.24百万米ドル	4.84%
欧州復興開発銀行(EBRD)	1990年5月29日	1,020.5百万ユーロ	3.44%
アンデス開発公社(CAF)	2003年1月1日	898.4百万米ドル	7.99%
多国間投資保証機関(MIGA)	1988年4月29日	22.65百万米ドル	1.28%
中米経済統合銀行(BCIE)	2005年3月9日	200.0百万米ドル	4.65%
アジアインフラ投資銀行(AIIB)	2017年12月19日	1,761.5百万米ドル	1.83%

出所：マクロ経済分析および国際経済総局（経済・企業省）

(1) 2017年において、1 SDR = 1 UA = 1.424134米ドル。

(2) IBRDが公式な出資額として用いる1944年における米ドル。

* 2017年12月31日現在または2017年6月8日付の最新データ。当該合計出資額の比率は、いくつかの機構では議決権と一致する場合もあり、例えばADFのように、一致しない場合もある。

2 経済

(1) 一般情勢

スペイン経済は1996年から2007年にかけて好調に推移し累積成長率は3%超であった。これによってスペインの主な経済問題は著しく緩和され、失業率は1996年の22.1%から2007年の8.2%に減少した。しかしながら、2008年に国内総生産（GDP）の成長率は減速して1.1%となり、失業率は増加し11.2%となった。さらに2009年および2010年にはそれぞれ、GDPは3.6%に減少および0.0%に留まり、失業率は17.9%および19.9%にのぼった。2011年において、失業率が増加し続け21.4%になり、GDPの成長率はマイナス1%に減少した。世界各国と同じく、2012年にスペインの景気は後退し、GDPは2.9%減少し、失業率は年平均で24.8%にのぼった。2013年において、GDPはまた1.7%減少し、失業率は26.1%に増加した。この長い景気後退の後、2014年にスペインの成長率は回復し、GDPは前年比で1.4%増加し、失業率は24.4%に減少した。2015年において、成長率は前年比で3.4%増加し、また失業率は22.1%に減少して景気回復が勢いづいた。2016年には、失業率が20%未満（19.6%）に減少すると同時に、スペインの経済は引続き年平均で3.3%の力強い成長を遂げた。2017年において、GDPが3年連続で年平均3%以上（3.1%）上昇した一方、失業率も継続して減少し、年平均で労働力人口の17.2%となった。

1996年から2007年までの間、かかる好調な発展は財政赤字（国家会計）の大幅な削減を背景として起こった。財政赤字は1996年の対GDP比4.9%から減少し、2007年には財政支援を含む対GDP比2%の黒字となった。しかしながら、2008年から2010年のGDPの減少により財政赤字は急増し、2009年はGDPの11.0%に上昇し、また2010年は9.5%であった。2011年、財政赤字はGDPの9.3%に微減し、いくつかの財政措置により、2012年には財政赤字はGDPの6.8%（財政赤字は、金融支援を考慮すればGDPの10.5%であった。）に急減した。しかしながら、2013年において財政赤字は微減し、6.7%（金融支援を考慮すれば7.0%）となった。翌年以降も財政再建は継続され（当該期間中、金融支援の重要性は比較的低く、かかる支援を考慮した数値と考慮しない数値は、ほぼ同じであった。）、劇的な成長ならびに歳出削減および最近の法人税改正を含むさらなる再建手段により、財政赤字は2014年に5.8%、2015年に5.2%、2016年に4.3%および2017年に3.1%にまで減少した。

1999年のスペインにおけるユーロ導入以降、インフレ率は約3%付近で持続率を維持した。しかしながら、2009年および2010年には、経済危機および特に民間消費の著しい縮小により、インフレ率の大幅な低下（2009年はマイナス0.3%、2010年は1.8%）が生じた。2010年後半以降、インフレ率は、主として国際市場における原材料価格の上昇ならびに一部の税金および規制価格の上昇のために、再度急速に上昇し始めた。結果として、2011年における消費者物価指数の平均変動率は3.2%に達し、2012年における平均インフレ率は2.4%となった。インフレ率は2013年に再び低下し、当該年度の平均変動率は実質的に1.4%となった。2014年のインフレ率は、主に石油価格の大幅な下落により、マイナス（マイナス0.2%）となった。エネルギー価格の下落により、2015年における国内の消費者物価指数（CPI）は、再度低下（前年比でマイナス0.5%）し、2016年のCPIもマイナスにとどまったが、前年比でマイナス0.2%とわずかに改善した。2017年において、CPIの一般平均は、石油価格に牽引され2.0%上昇した（2017年においてコアCPIは1.1%増加）。

1996年から2008年にかけて一般財政債務（GDP比）は着実に減少した。低金利と堅調な経済成長はGDPに対する債務の割合を押し下げた。公債は2014年において最大値（GDPの100.4%）となったが、2015年においては、構造改革、財政赤字の減少および健全な経済成長によって99.4%と減少傾向になり、この減少傾向は2016年（99.0%）および2017年（GDPの98.3%）においても継続した。

（単位：％を除き、百万ユーロ）

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
国内総生産(名目市場価格) (基準年:2010年)	1,025,693	1,037,820	1,079,998	1,118,522	1,163,662
実質国内総生産(変動率(%)) (基準年:2010年)	(1.7)	1.4	3.4	3.3	3.1
産業生産指数 (基準年:2015年)	95.4	96.8	100	101.6	104.5
失業率(年平均%)	26.1	24.4	22.1	19.6	17.2
消費者物価指数(変動率%)	1.4	(0.2)	(0.5)	(0.2)	2.0
貿易収支(FOB対FOB)	(16,533)	(24,974)	(24,979)	(17,385)	(24,744)
経常収支	15,590	11,218	12,173	21,486	22,146
現金の不足(GDP比%)	(3.9)	(2.3)	(1.3)	(1.4)	(1.4)
一般政府の赤字(国家会計)(GDP比%)	(7.0)	(6.0)	(5.1)	(4.5)	(3.1)

出所: INE、スペイン中央銀行およびIGAEの数値に基づく経済・企業省の月次経済指標

(1) 2010年欧州会計制度(EISA)およびIMFの国際収支マニュアル第6版の新たな方法論に基づく。実質的なGDPの数値は、百万ユーロの単位では公表されていない。

(2) 国内総生産

下表は表示期間のスペインのGDPを項目別に示している。

国内総生産					
(名目市場価格、基準年:2010年)					
(単位:百万ユーロ)					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年(p)
最終消費支出	800,781	809,265	833,524	855,613	886,573
- 家計最終消費支出	587,627	595,791	613,760	632,736	659,274
- NPISH家計最終消費支出(1)	10,781	11,037	11,275	11,983	12,464
- 一般政府最終消費支出	202,373	202,437	208,489	210,894	214,835
総固定資本形成	198,089	204,107	212,069	223,645	239,176
在庫推移	(662)	1,815	3,700	5,516	6,881
国内需要	998,208	1,015,187	1,049,293	1,084,774	1,132,630
財貨・サービス輸出額	329,545	338,848	356,873	368,515	396,725
財貨・サービス輸入額	296,481	312,875	330,527	334,767	365,693
GDP(市場価格)	1,031,272	1,041,160	1,075,639	1,118,522	1,163,662

出所: INE(スペイン国家会計)

(1) 家計サービス非営利機関

(p) 暫定値

(3) スペインの経済構造

主要経済部門

下表は表示期間におけるスペイン経済の主要部門別の総付加価値（時価）の内訳を示している。

	国内総生産				
	(名目市場価格、基準年：2010年)				
	(単位：百万ユーロ)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年(p)
農業および漁業	26,560	23,903	25,004	28,090	30,165
工業	161,040	161,150	176,102	181,210	190,812
建設業	52,452	51,369	54,554	57,005	60,704
サービス業	701,241	711,887	720,135	748,606	773,182
総付加価値(基準価格)	941,293	948,309	975,795	1,014,911	1,054,863
製品に係る純税額	89,979	92,851	99,844	103,611	108,799
GDP(市場価格)	1,031,272	1,041,160	1,075,639	1,118,522	1,163,662

出所：INE（スペイン国家会計）

(p) 暫定値

サービス業はスペイン経済の主要部門であり、2017年に名目経済総付加価値の約73.3%を計上し、総雇用の77.0%を占めている（国家会計数値）。サービス部門のうち、公共サービス（医療サービスおよび教育を含む。）はその総付加価値の25.0%を占め、比較的大きな比重を占めており、サービス部門の被雇用者数の28.1%が公共サービスに従事している。この大きな割合にもかかわらず、現在進行中の公共部門の縮小により、次第にその相対的な重要性が薄れてきている。工業およびエネルギーはスペイン経済の2番目に重要な部門であり、2017年の経済総付加価値の16.4%を占めている。建設業はスペイン経済のうち、歴史的に最も活発な部門の一つであった。それにもかかわらず、2008年以降、建設業は最も成長した部門ではなく、2012年および2013年には実質的に前年比で8%近く減少し、2014年も減少したが（2.1%）その程度は少なかった。しかし、2015年においては、前年と比較して0.2%わずかに上昇し、回復を始め、2016年には実質的に前年比で1.9%上昇した。2017年において、建設業は2008年以降で最も高い成長をみせ、前年比で4.9%上昇した。第一次産業に関しては2017年において経済総付加価値の2.9%だけであったが、依然として総雇用の4.2%に雇用の機会を与えている。かかる相対的な不均衡は、いくつかの農業活動の中に兼業的性質を有するものが含まれることに一部起因している。2017年における第一次産業は前年比で実質的に3.7%増加した。

(4) 2017年におけるスペインの経済活動

一般

- ・ 2017年において、スペイン経済は引続き堅調であり、2016年の成長率（3.3%）をわずかに下回って年間3.1%の比率で安定して成長した。四半期比では、スペインのGDPは、第1四半期および第2四半期に0.8%および0.9%ならびに下半期に0.7%の成長率を記録した。また、2017年は、ユーロ圏においても回復が続いたが、スペイン（前年比で2.5%）と比較して緩やかなものとなった。
- ・ 国内需要は、2017年においても再度、スペイン経済の成長の主な牽引力となり、消費の拡大および投資の増加によって2.8パーセント・ポイントの増加に貢献した。さらに、対外部門は、GDPに対しプラス0.3パーセント・ポイント貢献した。

- ・ 資本財への投資の盛況（2017年は前年比で6.1%）および建設業の回復（2017年は前年比で4.6%）によって、総固定資本形成（GFCF）は、2017年に5.0%増加し、順調に推移した。家計消費支出は、公共支出が緩やかに増加した（2017年は1.6%）のに対し、2017年には前年比で2.4%上昇し依然として安定していた。
- ・ かかる景気の改善は、雇用の創出（483,000の新たな雇用）を促進し、結果として失業率は、2016年の19.6%（年平均）から2017年は17.2%に減少した。

(5) 政府によるマクロ経済シナリオ

2018年から2021年までのスペイン安定化プログラムおよび2018年の国別改革プログラムが、4月末に欧州委員会に提案され提出された。そこから読み取れるマクロ経済シナリオは、2018年における2.7%のGDPの成長率および今後3年間ににおける平均2.3%のGDPの成長率が見込まれる、スペイン経済の力強い成長である。

かかる成長予測は、欧州委員会（EC）によるスペインの春期予測（2018年および2019年はそれぞれ、2.9%および2.4%）とおおむね一致しており、また2013年11月14日基本法第6号第14条およびEU加盟国の予算枠組み要件に関する2011年11月8日理事会指令2011/85/EU第4条に従って、政府によるマクロ経済シナリオを評価する独立財務責任当局（AIREF）によって是認された。また、ユーロ圏を上回るスペイン経済の成長見通し（ECによると、2018年および2019年にはそれぞれ、2.3%および2.0%）も、強調されている。

雇用の回復および可処分所得の増加によって引き起こされるスペインの国内需要は、予測期間中において引続き主な成長牽引力となることが予期されるが、よりバランスの取れた経済成長を維持する対外部門によるプラスの貢献も期待される。公債/GDP比率が2015年に始まった下降傾向を継続し改善すると考えられる中、2018年の財政赤字は3%の水準を大きく下回って下落し、かかるマクロ経済の状況が引続き財政再建を支える。

2018年の国別改革プログラムは、構造改革を継続させ、責任ある財政政策を実施し、欧州2020年戦略の目標の遵守に向けた基盤となる。

欧州経済通貨同盟への加盟

1999年に欧州経済通貨同盟（EMU）の第三ステージがスタートし、通貨統合にはEU11ヶ国（スウェーデン、英国、ギリシャおよびデンマークを除くすべてのEU加盟国）が関与した。ギリシャは2001年1月1日、EMUに加盟した。スペインはEMUの創設メンバーであり、インフレ、金利、財政赤字および財政債務、ならびに為替レート of 安定に関してEU水準（すなわち「統合基準」）で合意した前提条件を満たした。

その結果、スペインはその他EMU加盟国とともに単一通貨（ユーロ）を導入した。ユーロは2002年1月1日以降流通している。

EMUは加盟諸国のマクロ経済環境に大幅な変化を与えた。金融政策および為替政策の分野で主権を失わせたことが一つの即時効果であった。国際収支の均衡力学もまたEMU加盟国にとって劇的に変わることとなり、現在、加盟国はほとんどの対外貿易をユーロ建てで行っている。これは為替レートおよび通貨政策に係る国際収支上の制約を以前より大幅に少なくした。

EMUの主な特色の一つは加盟国が健全な経済政策の追及を約束することである。EMUは、二つの柱を基にしている。

- ・ 欧州中央銀行によって管理される物価の安定に向けた中央集権化された金融政策。

- ・ EUレベルで合意された厳格な赤字制限に従い各国が自国の会計問題に責任を持つ分散化された予算方針。

銀行同盟は、EMUにおいて必要不可欠な補完機構であり、EU規模における監督、決定および資金調達にかかる負担を調整し、同一規則に従うことをユーロ圏全域の銀行に強制する。銀行同盟は、三つの重要な構成要素に基づいている。うち二つは、単一監督メカニズム（SSM）および単一破綻処理メカニズム（SRM）であり、既に実施されている。三つ目の構成要素は欧州預金保険スキーム（EDIS）であり、銀行同盟に加えらる必要がある。

労働市場

2014年において、人口動態調査（Encuesta de Población ActivaまたはEPA）は、これまでの2001年の人口動態調査に代わる、2011年の人口動態調査による一連の新たな人口および世帯を組み込むという基本的な変化を経験した。当該変化に伴い、国家統計局は、2013年以前の一連の調査を再検討した。

INEの人口動態調査（Encuesta de la Población Activa、EPA）によれば、2017年中、労働人口は、わずかに減少しただけで、実質的に安定している一方、就労人口は2.6%増加しており、2016年（前年比で2.7%）と同様のペースであった。失業人口に関しては、2017年においても下落（前年比でマイナス12.6%）し続け、2017年の失業率は2016年の19.6%（年平均）から17.2%まで堅調に減少した。

ここで重要であるのは、過去6年間にわたってスペイン政府は、スペイン経済を転換させた意欲的な改革政策を実施し、かかる政策では労働市場改革は2012年において最も重要な改革の一つとされた。かかる改革により、生産性を損なうことなく、雇用成長の促進に必要なGDPの成長率を減じている労働市場に好影響を与えている。2016年には、約50万の新規雇用が創出され、2015年から良好な傾向が続いている。労働市場におけるこの良好な傾向は、2017年において継続し、483,000の新たな雇用が創出された。

下表は、表示期間の労働市場とその推移に関する選別統計を示している。

	労働市場				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
労働人口	23,190	22,955	22,922	22,823	22,742
就労人口	17,139	17,344	17,866	18,342	18,825
失業者数(1)	6,051	5,610	5,056	4,481	3,917
失業率(%)	26.1	24.4	22.1	19.6	17.2
失業登録者数(2)	4,845	4,576	4,232	3,869	3,508

(1) 人口動態調査 (Encuesta de Población ActivaまたはEPA) に基づく。

(2) INEM (公共職業安定所) 登録に基づく。

出所：INEおよびINEMの数値に基づく経済・企業省の月次経済指標

スペインでは二つの主要な失業に関する資料があり、人口動態調査 (Encuesta de Población Activa またはEPA) および「失業登録者数」が得られる失業者登録である。異なった方法を採用しているため、両資料から得られる数値には大幅な差異がある。人口動態調査は国際労働機関の定義と方法に一致している。

物価

消費者物価指数に基づくインフレ率は2016年12月に1.6%を記録した後、2017年12月は前年比で1.1%となった。さらに、通信手段、ホテルおよびレストランならびにその他の商品およびサービスにおける物価が改善した。しかし、2017年のコアインフレ率 (生鮮食品価格およびエネルギー価格を除く基調的なインフレ率) は、2016年の年間平均を0.3%だけ上回り、わずかに増加 (1.1%) した。年間平均における総合指数は、前年比で2.0%となり、2016年のマイナス0.2%から著しく回復した。

下表は、表示期間の卸売産業価格、消費者物価 (家賃、サービス料を含む。) および被雇用者一人当たりの賃金における年平均変動率を示している。

	価格と賃金		
	価格指数の 平均変動率(%)	消費者物価指数の 平均変動率(%)	被雇用者一人当たり 月次賃金の平均変動率(%)
2013年	0.6	1.4	0.0
2014年	(1.3)	(0.2)	(0.1)
2015年	(2.1)	(0.5)	1.1
2016年	(3.1)	(0.2)	(0.3)
2017年	4.4	2.0	0.1

出所：INEに基づく経済・企業省の月次経済指標

経済における政府の役割と民営化

スペイン経済における国家の役割は1980年代以降、劇的に変化した。国際的な傾向と同様に、スペインは財貨・サービスの直接的な生産から撤退し、その予算上および規制上の役割を重視してきた。これは民営化の過程に明確に現れており、テレフォニカ（通信部門）、レプソルおよびエンデサ（エネルギー部門）およびイベリア（航空部門）を含む多数の旧国有企業に影響を与えた。

かかる売却の結果、国有生産部門は著しく縮小されているが、政府が100%所有する企業のうちには、ウノサ（石炭採掘業）、アジェンシアEFE（通信業）およびナバンティア（通信業）等がある。

2014年、公法上の法人であるSEPIが国有起業家部門の再編および現代化を目指し、ナバンティアの子会社の一つである、船会社のレノサの株式の100%を売却した。さらに、2014年にアエナ（スペインの一般的な空港およびヘリポートを運営する会社）の民営化が開始され、2015年2月以降、アエナは証券取引所に上場したが、株式の51%は引続き国により保有されている。同様に、国による支援を受けるスペインの銀行再編計画の実施はほとんど完了しており、現在国有銀行として残っているのは、一つの事業体となる合併手続の最中であるBFAバンクアおよびマレ・ノストルムの二行のみである。

3 貿易および国際収支

(1) 貿易

2002年から2008年には、好調なスペイン経済は、輸入が輸出よりも急激に増加してGDP比の9.5%超に上昇し、膨大な赤字を生み出した。しかしながら、2009年には世界経済および国際貿易の低迷に応じて輸入の縮小が輸出の削減を大幅に上回ったため、貿易赤字は着実に減少した。貿易赤字は2010年に新たに増加したが、その後2011年には縮小し、2012年および2013年にはより大幅な減少が続いた。しかし2014年における貿易赤字は、強力な国内需要による輸出の上昇を上回る輸入の大幅な増加に起因して、その下降傾向から変化し、上昇した。さらに、数百万ユーロの貿易赤字は、2015年にわずかに増加したが、2016年には、主にエネルギー輸入が縮小した結果、前年と比較してマイナス30.4%と大幅に減少した。2017年には、輸出額の増加を輸入額の増加が上回ったことにより、貿易赤字が再度増加した。これは、国内需要が依然として好調であることを示している。

下表は表示年度毎のスペインの貿易収支を示している。

	貿易収支				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	(単位：百万ユーロ)				
輸出(FOBベース)(1)	235,814	240,582	249,794	256,393	277,126
輸入(FOBベース)(1)	252,347	265,556	274,773	273,778	301,870
貿易収支	(16,533)	(24,974)	(24,979)	(17,385)	(24,744)

(1) 本船渡し条件

出所：税関部の数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報

過去数年における商品別輸出入の内訳は非常に安定していた。資本財は2017年の総輸出の8.7%を占め（2013年は8.7%）、中間財は2013年の52.2%から2017年には48.9%に変化した。外国における売上高の消費財の割合は、2017年には37.3%（2013年は32.5%）であった。最後に、エネルギー財は2013年の6.7%から2017年は5.1%に減少した。

輸入については、資本財は2013年の6.5%から2017年には8.6%に増加して相対的重要度がわずかに回復した。同時に中間財も2013年の47.8%から2017年には49.9%へと増加した。さらに、消費財の相対的重要度は2013年の22.9%から2017年には28.1%へと推移したが、エネルギー財は同期間において22.8%から13.4%に減少した。

(2) 商品グループ別貿易

スペインの輸出入品目が表示年度毎に下表に示されている。

	輸出(FOBベース)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	(単位：百万ユーロ)				
消費財	76,681	80,871	92,695	99,012	103,291
食料、飲料およびタバコ	30,201	31,175	34,273	36,301	38,391
耐久消費財	26,897	28,692	35,656	38,329	38,447
その他の非耐久消費財	19,582	21,003	22,766	24,382	26,454
資本財	20,406	21,395	21,643	22,690	24,165
機械およびその他の設備	11,900	12,027	13,173	12,782	13,664
輸送資材	7,215	7,882	6,816	8,143	8,672
その他の資本財	1,291	1,486	1,654	1,765	1,829
中間財	123,009	122,159	123,865	125,185	135,410
農業、林業および漁業	1,640	1,709	1,633	1,712	1,745
産業中間財	121,369	120,449	122,232	123,472	133,665
エネルギー財	15,718	16,158	11,591	9,507	14,259
合計	235,814	240,582	249,794	256,393	277,126

出所：税関部の数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報

輸入(CIFベース)(1)

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
消費財	57,728	65,185	74,494	80,227	84,868
食料、飲料およびタバコ	16,772	17,485	19,093	20,443	21,692
耐久消費財	18,490	22,309	26,954	29,300	31,603
その他の非耐久消費財	22,466	25,391	28,447	30,485	31,573
資本財	16,292	18,670	22,625	23,932	25,820
機械およびその他の設備	11,796	13,168	15,453	15,921	17,467
輸送資材	1,582	2,085	3,143	3,572	4,059
その他の資本財	2,914	3,417	4,029	4,439	4,294
中間財	120,670	126,970	138,899	139,029	150,736
農業、林業および漁業	6,093	6,257	6,610	6,386	6,743
産業中間財	114,576	120,714	132,289	132,980	143,993
エネルギー財	57,657	54,731	38,755	30,590	40,446
合計	252,347	265,556	274,773	273,778	301,870

(1) 費用、保険料および運賃込値段

出所：税関部の数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報

貿易収支(CIFベース)(1)

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
消費財	18,953	15,686	18,201	18,785	18,423
食料、飲料およびタバコ	13,429	13,690	15,180	15,858	16,699
耐久消費財	8,407	6,383	8,702	9,029	6,844
その他の非耐久消費財	(2,884)	(4,388)	(5,681)	(6,103)	(5,119)
資本財	4,114	2,725	(982)	(1,242)	(1,655)
機械およびその他の設備	104	(1,141)	(2,280)	(3,139)	(3,803)
輸送資材	5,633	5,797	3,673	4,571	4,613
その他の資本財	(1,623)	(1,931)	(2,375)	(2,674)	(2,465)
中間財	2,339	(4,811)	(15,034)	(13,844)	(15,326)
農業、林業および漁業	(4,453)	(4,548)	(4,977)	(4,674)	(4,998)
産業中間財	6,793	(265)	(10,057)	(9,508)	(10,328)
エネルギー財	(41,939)	(38,573)	(27,164)	(21,083)	(26,187)
合計	(16,533)	(24,974)	(24,979)	(17,385)	(24,744)

(1) 費用、保険料および運賃込値段

出所：スペイン中央銀行の統計情報（税関部により提供された情報を編集）

(3) 地域別貿易

スペインの地域別輸出入はEU諸国との貿易の割合が高いことを示しているが、2017年にはわずかに減少した。2017年における、スペインの輸出の65.7%（2016年は66.4%）は当該諸国に向けられ、これに対し2017年における、スペインの輸入の54.9%（2016年は57.1%）は当該諸国からのものとなった。

下表は表示年度毎のスペインの貿易相手国を地域別に示している。

	地域別貿易				
	輸出(FOBベース)				
	(単位：百万ユーロ)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
EU(28ヶ国)	147,722	152,847	161,719	170,300	182,181
米国	8,762	10,657	11,504	11,371	12,461
日本	2,254	2,613	2,470	2,404	2,446
OECD諸国	175,664	182,495	193,072	201,858	215,431
OPEC	12,230	11,172	10,910	9,620	9,853
合衆国を除くアメリカ大陸諸国	10,423	8,521	9,002	7,723	9,043
アジアNIC諸国(1)	3,211	4,682	3,738	3,629	3,845
中国	3,943	4,060	4,438	4,878	6,258
全世界	235,814	240,582	249,794	256,393	277,126

(1) 新興産業諸国

出所：税関部の数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報

	輸入(CIFベース)				
	(単位：百万ユーロ)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
EU(28ヶ国)	130,664	142,407	154,271	156,420	165,845
米国	10,337	10,384	12,828	12,949	13,824
日本	2,437	2,634	3,221	3,648	3,928
OECD諸国	160,904	172,801	186,990	190,263	205,169
OPEC	29,478	28,343	21,186	16,194	20,746
合衆国を除くアメリカ大陸諸国	11,607	9,683	8,853	8,439	10,561
アジアNIC諸国(1)	3,205	3,277	3,960	3,908	5,106
中国	17,413	19,938	23,665	23,840	25,662
全世界	252,347	265,557	274,772	273,779	301,870

(1) 新興産業諸国

出所：税関部の数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報

(4) 日本との貿易

日本からの輸入

(単位：千ユーロ)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
輸送車	763,903	1,045,806	1,452,023	1,681,302	1,961,816
機械および機械設備	624,524	594,857	630,464	779,366	782,861
電子機器	375,144	324,520	314,510	357,330	371,821
光学機器、計測機または手術器具	179,714	175,096	231,736	218,874	225,986
医薬品	92,853	73,031	84,452	85,489	47,194
プラスチックおよびプラスチック製品	45,946	45,976	48,582	62,429	71,133
化学品	65,775	71,720	120,655	90,223	86,127
鉱物燃料および石油	15,764	20,010	14,889	16,211	12,849
鉄鋼製品	34,127	23,584	30,134	33,511	32,726
ゴムおよびゴム製品	42,917	41,625	43,733	51,116	48,786

出所：データコムクス（産業・観光・貿易省の貿易事務局）データベースの統計情報

日本への輸出

(単位：千ユーロ)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
医薬品	432,225	362,384	486,480	339,646	321,125
鉱物燃料および石油	284,573	547,072	96,778	6,260	903
輸送車	216,188	237,602	327,945	402,292	363,994
機械および機械設備	41,181	50,569	54,986	51,129	59,349
鉱石、スラグおよび灰	130,248	134,473	136,187	143,269	98,100
食肉類	139,963	254,467	271,325	341,796	435,331
有機化学品	100,370	89,001	82,688	103,522	88,648
飲料（ジュースを除く。）	131,821	90,316	92,907	91,187	92,033
魚介類	56,374	49,325	70,295	62,209	64,777
動物性油脂または植物性油脂	77,396	95,646	126,402	136,732	152,567
衣類	66,628	79,772	91,333	102,502	118,087

出所：データコムクス（産業・観光・貿易省の貿易事務局）データベースの統計情報

日本との貿易収支

	輸出		輸入		貿易収支
					(単位：百万ユーロ)
2013年	2,254		2,437		(183)
2014年	2,613		2,634		(21)
2015年	2,470		3,221		(751)
2016年	2,404		3,648		(1,244)
2017年	2,446		3,928		(1,482)

出所：スペイン銀行(税関部により提供された情報を編集)

(5) 国際収支

下表はIMFの国際収支マニュアル第6版に対応する表示年度毎の経常収支を示している。

	経常収支				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
財貨・サービス	33,771	25,674	25,252	33,671	33,541
流入	330,785	339,739	356,529	368,516	400,790
流出	297,016	314,065	331,279	334,842	367,249
そのうち観光業	34,803	35,440	35,334	37,223	40,560
流入	47,163	49,011	50,988	54,660	60,161
流出	12,360	13,571	15,654	17,437	19,601
第一次および第二次所得	(18,183)	(14,458)	(13,078)	(12,188)	(11,397)
流入	63,800	66,419	67,047	67,553	69,038
流出	81,981	80,878	80,121	79,742	80,432
経常収支	15,590	11,218	12,173	21,486	22,146

出所：スペイン中央銀行の国際収支の数値に基づく経済・企業省の月次経済指標

財貨・サービス収支において、観光は重要な役割を担っており、観光による黒字はここ数年を通じて増加している。2012年には、観光収支の黒字は貿易赤字を相殺し、したがって経常赤字は大幅に減少したが、依然としてマイナスであった。財貨・サービスによる黒字、特に観光の好業績により、2013年に経常収支は黒字を記録し、2017年まで引続き黒字となった。2013年以降の経常収支の黒字は、内需の堅調を伴っている点において、最近のスペイン経済史に見られなかった状況である。

下表は、表示年度毎のスペインの金融勘定を示している。

	金融勘定				
	(単位：百万ユーロ)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
A. 金融勘定(1)	(84,888)	(15,391)	63,854	79,327	54,395
直接投資 収支	(18,539)	6,480	27,925	16,671	19,255
スペインによる外国への投資 VA	20,756	31,601	58,839	45,369	24,210
外国からスペインに対する投資 VP	39,292	25,122	30,909	28,698	4,955
ポートフォリオ投資 収支	(52,990)	(5,446)	(6,797)	38,291	15,956
スペインによる外国への投資 VA	(4,419)	51,818	67,632	25,559	80,509
外国からスペインに対する投資 VP	48,572	57,262	74,429	(12,733)	64,556
その他の投資 収支	(14,401)	(17,707)	43,737	26,986	21,241
B. スペイン中央銀行の金融勘定	118,185	27,494	(40,160)	(52,635)	(31,944)
準備金	535	3,872	5,067	8,233	3,652
ユーロシステムにおける スペイン中央銀行のネット・ポジション	136,688	46,973	(50,929)	(59,707)	(31,266)
その他の資産純額	(19,037)	(23,349)	5,702	(1,159)	(4,331)
誤差脱漏	11,131	(4,163)	4,446	2,527	(2,341)
金融勘定合計 (A+B)	33,297	12,103	23,694	26,692	22,451

(1) スペイン中央銀行からのデータを除き、金融デリバティブを含む。

出所：スペイン中央銀行の国際収支の数値に基づく経済・企業省の月次経済指標、IMFの国際収支マニュアル第6版の
 新たな方法論

VA： 資産の変動

VP： 負債の変動

(6) 準備金と為替レート

下表は表示年度毎のスペイン中央銀行の外貨準備高を示している。

	準備高				
	(単位：百万ユーロ)				
	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
準備高：					
金	7,888	8,943	8,811	9,941	9,795
通貨	20,093	27,076	35,560	44,474	43,098
SDR(1)	3,122	3,233	3,507	3,551	3,398
IMFポジション	2,152	1,888	1,425	1,669	1,448
準備高におけるその他の資産	332	328	269	267	137
準備高合計	33,587	41,469	49,573	59,902	57,877

(1) 特別引出権

出所：スペイン中央銀行の統計情報

	年次為替レート				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
米ドル	1.33	1.33	1.11	1.11	1.13
日本円	129.66	140.38	134.29	120.31	126.65
スイス・フラン	1.23	1.22	1.07	1.09	1.11
英ポンド	0.85	0.81	0.73	0.82	0.88
豪ドル	1.38	1.47	1.48	1.49	1.47

ユーロ1単位に対する外貨額。

表示レートは日々のレートの年次平均を示している。

出所：スペイン中央銀行の数値に基づく経済・企業省の月次経済指標

(7) 為替管理

「4 通貨・金融制度」を参照のこと。

4 通貨・金融制度

(1) 金融・為替政策

スペインは、設立加盟国として、その他の10ヶ国のEU加盟国（オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダおよびポルトガル）とともに完全に欧州経済通貨同盟（EMU）に加盟したため、金融政策には主要な変化があった。EU委員会は2000年6月19日、ギリシャがユーロに加盟することを承認し、ギリシャは2001年1月1日にEMUに加盟した。EMU契約は欧州連合に係る条約（マーストリヒト条約）の中に含まれ、本格的な通貨統合の創造を志向している。EMU加盟国は各国の通貨のパリティーを取消し不能の形で固定するだけでなく、単一通貨（ユーロ）を導入し自国の通貨を廃止した。ユーロは2002年1月1日から流通している。

2004年に新たに13ヶ国がEUに加盟した。その加盟国のうちスロベニア共和国、キプロス共和国、マルタ共和国、スロバキア共和国およびエストニア共和国が2007年から2011年の間に単一通貨を採択した。2014年にはラトビアが、また2015年にはリトアニアがユーロ圏に参加した。これにより現在ユーロ圏には19の加盟国が存在している。

下表はEMU加盟国の通貨のユーロに対する固定および取消し不能の為替レートである。

	<u>対ユーロ</u>
オーストリア・シリング(ATS)	13.7603
ベルギー/ルクセンブルグ・フラン(BEF)	40.3399
ドイツ・マルク(DEM)	1.95583
ポルトガル・エスクード(PTE)	200.482
フィンランド・マルカ(FIM)	5.94573
フランス・フラン(FRF)	6.55957
アイルランド・ポンド(IEP)	0.787564
イタリア・リラ(ITL)	1,936.27
オランダ・ギルダー(NLG)	2.20371
スペイン・ペセタ(PTA)	166.386
ギリシャ・ドラクマ(GRD)	340.75
スロベニア・トラール(SIT)	239.64
マルタ・リラ(MTL)	0.4293
キプロス・ポンド(CYP)	0.585274
スロバキア・コルナ(SKK)	30.126
エストニア・クローン(EEK)	15.6466
ラトビア・ラツツ(LVL)	0.702804
リトアニア・リタス(LTL)	3.45280

EMU加盟の結果、スペインは、金融政策および為替政策に関する権限をEU機関に委ねた。支配権の統合は、おおむね、EU内の自由かつ強力な資本流入によってもたらされる諸問題に対する最も良い解決策である。

ユーロ圏の金融政策は欧州中央銀行とユーロを導入した19ヶ国（すなわち「EMU-19ヶ国」）の中央銀行からなる「ユーロシステム」によって取り扱われる。主たるユーロシステムの意思決定機関は運営理事会で、理事会の各国委員がEMU-19ヶ国の自国の中央銀行を代表する。金融政策の実行はEMU-19ヶ国の自国の銀行制度で公開市場取引を行う自国の中央銀行に責任がある。

金融政策は物価の安定を目的としており、消費者物価指数の上昇率が2%未満となるよう設定している。欧州中央銀行と自国の中央銀行は両者ともに自国とEUの政治機関から独立している。

ユーロの為替政策の責任は分担される。EMUメンバーの19ヶ国の財務大臣により構成される機関であるユーロ-19は主な決定（為替レートの合意に参加することおよびパリティーの固定等）を行い、日常の仕事は欧州中央銀行が行う。欧州中央銀行は為替政策の決定を行う前にユーロ-19から助言を受けなければならない。

インフレーション

スペインの平準インフレ率は、2016年にはマイナス0.3%であったが2017年にはプラス2.0%へと転じ、ユーロ圏におけるCPIは2016年の0.2%から2017年には1.5%に増加した。その差異は前年のマイナス0.5パーセント・ポイントに対して、プラス0.5パーセント・ポイントとなった。

下表は、表示期間におけるスペインとEUの平準化消費者物価指数の前年比増加率を示している。

消費者物価指数の変動(1)

	前年比変動率(%)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
スペイン	1.5	(0.2)	(0.6)	(0.3)	2.0
ユーロ - 19ヶ国	1.3	0.4	0.0	0.2	1.5

(1) 平準化消費者物価指数（2015年 = 100）

出所：ユーロスタットおよびINEからの数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報

金利

近年、スペインの金利は大幅に引き下げられた。主な引き下げ要因はインフレの下降と金融政策の枠組みに対する信頼性の低下およびスペインがEMUに加盟したことである。その結果、ドイツ国債（EUのベンチマーク）に対するスペインの10年物国債の利回りスプレッドは1996年の平均約250ベース・ポイントから2007年には平均8ベース・ポイントへと着実に縮小した。しかし、ドイツのベンチマークに対するスペインの10年物国債の利回りスプレッドは、2008年以降、国際金融危機および回避リスクにより増加し続け、平均スプレッドは2008年に38ベース・ポイント、2009年に72ベース・ポイント、2010年に148ベース・ポイントとなった。2011年および2012年、スプレッドは順調に増加し続け、2012年半ばには550ベース・ポイントを超えた。当局（特に欧州中央銀行）の行動または声明により、市場によるプレッシャーが緩和され、10年債のリスク保険料は低下し始めた。かかる改善は、マクロ経済データの好反応および2013年12月にスペイン銀行の救済が終了したことにより翌年も続き、2013年の末にはドイツのベンチマークに対するスペインの10年物国債のスプレッドは、200ベース・ポイントをわずかに超えるレベルとなった。差異の縮小は2014年中も続き、12月には100ベース・ポイントをわずかに超えるレベルとなった。その後数年間の差異は100ベース・ポイントに近い数値で安定した。

リスクプレミアムの低下を別として、金利は過去数年間、スペインを含む欧州全域でほとんど低下しなかった。短期金利は2012年中もすべての期間物について引続きマイナス値であり、スペインの債務の長期金利は緩やかに上昇したものの、依然として史上最低に近い値である。

下表は、スペインの表示年度の金利の変遷を表している。

	平均金利(%)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
長期(1)	4.7	2.7	1.7	1.3	1.6
短期(2)	0.7	0.3	0.0	(0.2)	(0.4)

(1) 長期金利はスペインの10年物国債の年平均金利に等しい。

(2) 短期金利は3ヶ月物マドリッド銀行間貸出しレート（MIBOR）の年平均金利に等しい。

出所：スペイン中央銀行の数値に基づく経済・企業省の月次経済指標

通貨供給

1999年1月1日にユーロを導入して以降、通貨総額はEMU全体のために計算される。EMUの開始により、下表の脚注に示されるように、いくつかの通貨総額の定義に関し、異なる定義が採用された。

	ユーロ圏				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
流通通貨	921.2	980.6	1,048.9	1,087.3	1,123.2
M1	5,444.5	5,938.6	6,631.5	7,238.2	7,787.0
M2	9,249.4	9,681.9	10,228.1	10,732.2	11,234.8
M3	9,852.3	10,310.5	10,830.7	11,392.3	11,873.4

M1：流通通貨および翌日返済預金

M2：M1ならびに2年満期預金および3ヶ月物通知払い償還預金

M3：M2ならびに現先取引、株式を除くユーロ圏2年満期通貨金融機関発行証券、マネー・マーケット・ペーパーおよびマネー・マーケット・ファンドの持分

出所：ユーロスタットおよびINEからの数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報

(2) 銀行制度

スペインの銀行制度には、商業銀行、貯蓄銀行および信用組合が含まれる。

商業銀行

スペインの商業銀行部門は二つのスペインの国際銀行グループによって占められている。すなわちサンタンデルおよびBBVAである。サンタンデルは、1,444十億ユーロ（2017年12月現在の連結データ）の資産を有する国内最大の銀行グループである。BBVAの資産は690十億ユーロ（2017年12月現在の連結データ）である。

貯蓄銀行が通常の商業銀行としても機能するための再編プロセスにより、下記の通り新たな銀行が発足した。

貯蓄銀行、信用組合および最近の部門再構築

スペインの貯蓄銀行（cajas de ahorros）はこれまで地方自治体（地方政府）により法的地位を規定されている金融機関であった。また、預金の受け入れならびに主に住宅購入者、公共住宅計画および中小企業に対する貸付を行っていた。その業務の自由に対するいくつかの規制の解除により、スペインの貯蓄銀行は民間銀行に近い広範な銀行業務を提供している。従来、地方機関として存続してきたスペインの貯蓄銀行は、スペイン全土に支店や事務所を開設している。

現在、多くの貯蓄銀行の再構築は完了している。金融危機以前における銀行制度は金融取引量の増加に伴い、規模の観点でも重要性を有する存在となっていた。変動する需要のニーズに合わせて事業を適合させていくにあたり剰余が明らかとなり、部門の縮小の必要性を示唆した。2009年半ば、金融機関の再編プロセスを管理し、その資本の増大を目指すための銀行再編基金（FROB）が設立された。再編プロセスは2011年になっても続き、ほぼすべての貯蓄銀行が関与した。2011年および翌数年間において、スペインの銀行部門の再編が行われ、機関の数および部門の定員数が削減され、貯蓄銀行が商業銀行へと変換された。貯蓄銀行の数は大幅に減少し、これら銀行（二つの零細銀行を除く。）はすべて業務を商業銀行へと切替えた。

カハス・ルラレス等のような信用組合は、主に地方で活動しており、預貯金、貸付業務を行っている。また、信用組合はその組合員に農機械・器具に対する融資を含む関連サービスも提供している。少なくともはあるが、統合のプロセスを踏んでいるかなりの数の信用組合がある。

再構築および資本再構成

スペインは欧州安定メカニズム（ESM）の支援を受けて、金融部門の改革の大規模な計画に着手した。2012年6月25日にスペインは欧州金融安定ファシリティー（EFSF）に、進行中の金融部門の再構築および資本再構成に対する金融支援を要請した。改革計画は、（ ）スペイン国内の銀行の資本を改善し、貸借対照表の強度に関する不確実性を減少させ、同時に資金調達市場に対する銀行のアクセスを改善することを目的としている。これにより、国内の信用状態が緩和され、経済再生が促進される。資本化の推進も、弱小な銀行に対して、資本不足の問題が拡大する前に個別に資本の調達活動に着手することを要求することにより、納税者を守ることを目的としている。また、（ ）金融部門の規則、監視および決議の枠組みを改革することにより、部門の回復力を増強し、将来におけるリスクの再集積を防ぐことを目的としている。

ユーログループは、2012年7月20日付の金融部門の政策条件に関する覚書に概説されているプログラムに基づくスペインの参加に伴い、スペインに対する支援を承認した。2012年11月に、当該プログラムに対する金融支援提供の責務が、かかる支援が古参優先の地位を得ることなく、EFSFから欧州の新たな永続的救済メカニズムである欧州安定メカニズム（ESM）へと移行された。

金融部門に対するかかる資本再構成計画は、2013年の末には最終段階に到達し、2014年初頭に完了した。スペイン当局は計画全体の具体策を着実に実行し、またこれらの主要な改革はスペインの金融部門に採用された。2013年末、欧州委員会、欧州中央銀行およびIMFからの評価は良好であった。スペインは、かかる改革および対策ならびにユーロ圏および欧州の主導権による支援により、銀行部門のいくつかの分野における深刻な問題を解決した。したがって、公的支援を受けた銀行の再構築プロセスは、欧州委員会が承認した再構築計画によって順調に進んでおり、かかる承認済みの対策を計画通り実行していく努力が引続き行われている。2013年EU規則第472号（ツープック）の第14条により想定された通り、スペイン経済およびその金融部門の監視は、事後調査報告（PPS）に関連して継続している。PPSは、プログラムの終了後自動的に開始し、報告および使命については年2回行われる。欧州委員会は、各事後調査報告を公表し、スペインが構造改革、財政再建および銀行部門の資本再構成の恩恵を得ていることが確認された。これらの要因は、金融部門の安定、資金調達条件の改善、力強い経済回復、労働市場の改善およびスペイン国家に対する借入コストの低下に貢献してきた。また、経済活動の拡大も石油価格の低下、有利な為替レートおよびより制限的でない財政政策により支えられてきた。結果として、当該報告書は、スペインのESMローンの返済リスクが現在非常に低いことを示している。最新の事後調査報告は、2017年秋に発表された。

その他

保険会社とその他の金融サービス会社も顧客の資金獲得で競合している。商業銀行と同様に、貯蓄銀行、保険会社およびその他の金融サービス会社もスペインの顧客に提供するサービスを拡大している。

IC0

旧政府金融機関が保有していたアルヘンタリア（現在はバンコ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア・エセ・アー）株式の譲渡の結果、IC0のみが政府の指令に基づく貸付を行う唯一の機関となっている。1998年2月のアルヘンタリアの完全民営化以降、スペイン政府の国内銀行への関与はその100%所有のIC0に限られている。

(3) スペイン中央銀行および欧州中央銀行

1962年に現在の組織に確立されたスペイン中央銀行は、自治権を有するスペインの中央銀行として事業を行う公法上の法人（entidad de derecho pública）である。さらに、民間銀行の機能も有して

いる。その公的機能を除いて、第三者とスペイン中央銀行の関係は私法に服し、その行為については民法および商法に服する。

スペイン中央銀行の自治権に関する1994年法律第13号は1994年6月3日に発効した。1994年法律第13号の主な目的は、欧州中央銀行（ECB）とEUの27ヶ国の自国の中央銀行からなる欧州中央銀行制度（ESCB）に基づく金融機関の統合に関するEMU条約の規定に従い、スペイン中央銀行に自治権を付与することである。

1999年1月1日まで、スペイン中央銀行はスペインの金融政策の立案および施行について責任を負う法人であった。同日現在、EMUの第三ステージがスタートし、ユーロシステムはユーロ圏内における金融政策に責任を負うこととなった。ユーロシステムはESCBの一部であり、ECBとEMUの第三ステージの一部としてユーロを導入した19ヶ国の中央銀行により構成される。したがって、ユーロシステムはスペインの金融政策に関し責任を担う。ユーロシステムの加盟国として、スペイン中央銀行はユーロ圏内の金融政策の立案および施行を含むユーロシステムの意思決定に参加する。

ESCBは以下の三つの決定機関により構成される。

- ・ 運営理事会：これはECBの役員会のメンバーおよびユーロシステムに属する各国の中央銀行総裁により構成される。
- ・ 役員会：これは、ユーロを導入した加盟国の総裁、副総裁および首脳または政府が指名したその他4名の理事により構成される。
- ・ ECBの一般理事会：これはECBの総裁、副総裁およびEU加盟諸国の中央銀行総裁により構成される。

運営理事会はESCBの仕事を実行するために必要な指針と決定を採択し、金融政策を策定する。役員会は運営理事会が策定した金融政策を施行する責任があり、金融政策を実行するために必要な指示を各国の中央銀行に与える。

EMUの第三ステージに参加する各国の中央銀行はそれぞれの国でユーロ圏の金融政策を実行する責任がある。EMUの第三ステージに参加しない国はESCBの一般理事会に席を有するがユーロ圏内の金融政策を決定または実行することができない。

1999年1月1日以降、スペイン中央銀行はESCBに起因する以下の基本的な機能を果たしている。

- ・ ユーロ圏の物価の安定の維持を主な目的とする、ユーロシステムの金融政策の設定および実行。
- ・ TEUの第111条の規定と一致する外国為替取引の実行ならびに国家の政府通貨準備金の保持および管理。
- ・ ユーロ圏の支払システムの適切な機能の促進。かかる背景に対し、緊急流動性支援（ELA）業務が参照されるべきである。
- ・ 法定通貨紙幣の発行。

ESCBへの加盟に起因する機能を認識し、スペイン中央銀行は自治法により以下の機能を定めている。

- ・ ECBへ移転されない通貨および貴金属の準備高の保持および管理。
- ・ 金融システムならびに、ECBの機能を損なうことなく、国内支払システムの適切な機能および安定を促進すること。かかる背景に対し、緊急流動性支援（ELA）業務が参照されるべきである。
- ・ スペイン中央銀行が監督責任を割り当てられている金融機関、その他事業体および金融市場の支払能力および特定の規則を遵守していることの監督。
- ・ 硬貨の流通および国家を代理してかかる流通に関連してスペイン中央銀行に委託されたすべてのその他機能の実行。
- ・ その機能に関連する統計の作成および公表ならびに統計情報の編集におけるECBの支援。

- ・ 財務サービスの提供および政府債務に関して財務代理人として行為すること。
- ・ 政府に対する助言ならびに適切な報告および研究の作成。

2007年に生じた金融危機により、銀行業務の規制および監督がEU全体、とりわけユーロ圏において調和される必要があることが明らかとなった。危機により、特に、銀行部門によるリスクの誤算が加盟国全体の金融安定性を弱体化させる可能性があることが判明した。したがって、2012年6月、欧州理事会は二つの新たな機関を設立することに合意し、当該機関はいわゆる銀行同盟の主要な要素となっている。一つ目の主要な要素は、単一監督メカニズム（SSM）であり（ユーロ圏のすべての銀行を対象としており、ユーロ圏以外の加盟国も、希望に応じて選択することが可能である。）、欧州最大の銀行が共通規則に基づき独立して監督されることを確実にするため、欧州中央銀行に対して直接的な銀行監督の役割を割り当てている。二つ目の主要な要素は、単一破綻処理メカニズム（SRM）であり、最悪の状況、すなわち銀行の破綻について、納税者に対して最小限の費用負担で、正しく状況を解決できるよう計画する責任を有する。必要な場合は、銀行業界による融資を受けている新たに設立された単一破綻処理ファンド（SRF）から、融資の提供を補足ベースで受けることも可能である。SSMは2014年11月から、SRMは2016年1月から完全に稼働している。ただし、SRFは2023年になって初めてその目標とする資金調達水準に到達する予定である。ユーロ圏の加盟国は自動的に銀行同盟に加盟するが、その他加盟国は選択することが可能である。2015年11月24日、欧州理事会は、銀行同盟に別の要素、すなわち欧州預金保険スキーム（EDIS）を追加することを目的とした立法を提案した。これは、既存の国内預金保険スキームに基づいて設立される予定である。単一監督メカニズム（SSM）に関しては、最大かつ最も重要な銀行グループ（2016年1月現在は129事業体）を直接的に監督する責任を有しているが、国内の監督者は、ECBの最終的な責任に基づき、引続きその他すべての銀行を監督する。

その監督責任の負担に先立ち、SSMは資産の質の査定およびストレス・テストからなる包括的審査を実施した。その目的は、SSMの機能の信頼性を開始時点から確保するため、銀行の貸借対照表の透明性の拡大を達成することにあつた。その結果は、2014年10月27日に発表され、130行の加盟銀行のうち25行が資金不足を経験していることを示した。

また、金融危機の初め頃からECBは、伝統的政策および非伝統的政策の両方の幅広い金融政策を採用してきた。下記はそれらの政策を時系列で示したものである。

2012年

- 2012年1月12日：ECBの運営理事会は、主要な借換事業の利率ならびに限界貸付ファシリティおよび預金ファシリティの利率をそれぞれ、1.00%、1.75%および0.25%に据置くことを決定する。
- 2012年2月9日：ECBの運営理事会は、主要な借換事業の利率ならびに限界貸付ファシリティおよび預金ファシリティの利率をそれぞれ、1.00%、1.75%および0.25%に据置くことを決定する。また運営理事会は、多くの国におけるユーロシステム信用事業の担保としての追加的融資の一時的な受入れのために、特定の国の適格基準およびリスク管理手法を承認した。
- 2012年3月8日、4月4日および5月3日：ECBの運営理事会は、主要な借換事業の利率ならびに限界貸付ファシリティおよび預金ファシリティの利率をそれぞれ、1.00%、1.75%および0.25%に据置くことを決定する。
- 2012年6月6日：ECBの運営理事会は、主要な借換事業の利率ならびに限界貸付ファシリティおよび預金ファシリティの利率をそれぞれ、1.00%、1.75%および0.25%に据置くことを決定する。また、運営理事会は、2013年1月15日まで借換事業において適用される入札手続および手続に関する詳細、とりわけ全額供給かつ固定金利の入札手続の継続を決定する。

- 2012年7月5日：ECBの運営理事会は、2012年7月11日に決定した事業から開始される主要な借換事業における金利を25ベース・ポイント減少させ、0.75%とすることを決定する。また、限界貸付ファシリティおよび預金ファシリティの両方の利率をそれぞれ25ベース・ポイント減少させ、それぞれ1.50%および0.00%とすることを決定する（2012年7月11日から有効）。
- 2012年8月2日：ECBの運営理事会は、主要な借換事業の利率ならびに限界貸付ファシリティおよび預金ファシリティの利率をそれぞれ、0.75%、1.50%および0.00%に据置くことを決定する。
- 2012年9月6日：ECBの運営理事会は、主要な借換事業の利率ならびに限界貸付ファシリティおよび預金ファシリティの利率をそれぞれ、0.75%、1.50%および0.00%に据置くことを決定する。また、運営理事会は、ユーロ圏の国債の流通市場において実施される国債購入プログラム（OMTs）の手順について決定する。
- 2012年10月4日および11月8日：ECBの運営理事会は、主要な借換事業の利率ならびに限界貸付ファシリティおよび預金ファシリティの利率をそれぞれ、0.75%、1.50%および0.00%に据置くことを決定する。
- 2012年12月6日：ECBの運営理事会は、主要な借換事業の利率ならびに限界貸付ファシリティおよび預金ファシリティの利率をそれぞれ、0.75%、1.50%および0.00%に据置くことを決定する。また、運営理事会は、2013年7月9日まで借換事業において適用される入札手続および手順に関する詳細、とりわけ全額供給かつ固定金利の入札手続の継続を決定する。

2013年

- 2013年1月10日、2月7日、3月7日および4月4日：ECBの運営理事会は、主要な借換事業の利率ならびに限界貸付ファシリティおよび預金ファシリティの利率をそれぞれ、0.75%、1.50%および0.00%に据置くことを決定する。
- 2013年5月2日：ECBの運営理事会は、2013年5月8日に決定した事業から開始される主要な借換事業における金利を25ベース・ポイント減少させ、0.50%とすることを決定する。また、限界貸付ファシリティの利率を50ベース・ポイント減少させ、1.00%とし（2013年5月8日から有効）、預金ファシリティの利率は0.00%に据置くことを決定する。さらに運営理事会は、2014年7月8日まで借換事業において適用される入札手続および手順に関する詳細、とりわけ全額供給かつ固定金利の入札手続の継続を決定する。
- 2013年6月6日、7月4日、8月1日、9月5日および10月2日：ECBの運営理事会は、主要な借換事業の利率ならびに限界貸付ファシリティおよび預金ファシリティの利率をそれぞれ、0.50%、1.00%および0.00%に据置くことを決定する。
- 2013年11月7日：ECBの運営理事会は、2013年11月13日に決定した事業から開始される主要な借換事業における金利を25ベース・ポイント減少させ、0.25%とすることを決定する。また、限界貸付ファシリティの利率を25ベース・ポイント減少させ、0.75%とし（2013年11月13日から有効）、預金ファシリティの利率は0.00%に据置くことを決定する。さらに、運営理事会は、2015年7月7日まで借換事業において適用される入札手続および手順に関する詳細、とりわけ全額供給かつ固定金利の入札手続の継続を決定する。
- 2013年12月5日、2014年1月9日、2月6日、3月6日、4月3日および5月8日：ECBの運営理事会は、主要な借換事業の利率ならびに限界貸付ファシリティおよび預金ファシリティの利率をそれぞれ、0.25%、0.75%および0.00%に据置くことを決定する。

2014年

- 2014年6月5日：ECBの運営理事会は、2014年6月11日に決定した事業から開始される主要な借換事業（MROs）における金利を10ベース・ポイント減少させ、0.15%とすることを決定する。また、限界貸付ファシリティの利率を35ベース・ポイント減少させ0.40%とし、預金ファシリティの利率も10ベース・ポイント減少させマイナス0.10%とすることを決定する（どちらも2014年6月11日から有効）。また運営理事会は、さらなる非標準的手段を採用することを決定する。とりわけ、（ ）非金融民間部門に対する貸付を行う銀行を支援することを目的とし、各オペの期間中の金利を、実施時において一般的なユーロシステムの主要な借換事業の金利に10ベース・ポイントの固定スプレッドを加えた金利に固定することにして、2018年9月に終了する一連の条件付き長期資金供給オペ（TLTROs）を実施すること、（ ）少なくとも2016年12月に終了する準備金維持期間の終了時まで、主要な借換事業を全額供給かつ固定利率の入札手続として継続的に実施すること、（ ）2016年12月に終了する準備金維持期間の終了前に供給される、全額供給かつ固定利率の入札手続としての3ヶ月の長期資金供給オペ（LTROs）を実施すること、（ ）証券市場プログラムに基づく、供給された流動性を打ち消すための週間微調整事業を延期すること、および（ ）ABS市場における買切りに関連する準備業務を強化することを決定する。
- 2014年9月4日：ECBの運営理事会は、2014年9月10日に決定した事業から開始される主要な借換事業における金利を10ベース・ポイント減少させ、0.05%とすることを決定する。また、限界貸付ファシリティおよび預金ファシリティの両方の利率を10ベース・ポイント減少させ、それぞれ0.30%およびマイナス0.20%とすることを決定する（どちらも2014年9月10日から有効）。さらに運営理事会は、（ ）ABS購入プログラム（ABSPP）に基づく、ユーロ圏の非金融民間部門に対する請求権からなる原資産とともに単純かつ透明性のある資産担保証券（ABSs）の幅広いポートフォリオの買入れ、および（ ）新たなカバード・ボンド購入プログラム（CBPP3）に基づくユーロ圏に本店を置くMFIsにより発行されたユーロ建カバード・ボンドの幅広いポートフォリオの買入れを決定する。これらのプログラムに基づく介入は、2014年10月に開始される予定である。
- 2014年10月2日：ECBの運営理事会は、主要な借換事業の利率ならびに限界貸付ファシリティおよび預金ファシリティの利率をそれぞれ、0.05%、0.30%およびマイナス0.20%に据置くことを決定する。また運営理事会は資産担保証券およびカバード・ボンド購入プログラムに関する運営上の詳細を決定する。

2015年

- 2015年1月22日：ECBIは、既存の資産担保証券およびカバード・ボンドの向けの購入プログラムを含有する、拡大した資産購入プログラムを立ち上げることを決定した。かかる拡大プログラムの下、統合された公共部門および民間部門の証券の月々の買入れ額は60十億ユーロとなる予定である。かかるプログラムは2016年9月末まで行うことが予定されているが、場合によってはインフレの過程で継続した調整が見られるまで行われる予定である。2015年3月、ユーロシステムは、流通市場においてユーロ圏の政府もしくは機関および欧州の機関により発行されたユーロ建投資適格証券の買入れを開始した。ユーロ圏の政府および機関により発行された証券の買入れは、ECBの出資比率におけるユーロシステムNCBの持分に基づいて行われた。EU / IMFの調整プログラム下にある国については、追加的な適格条件が適用される予定である。運営理事会は残りの六つの条件付き長期資金供給オペ（TLTROs）の価格決定を変更することを決定した。したがって、将来のTLTROに適用される利率は、TLTROが実施される時点の一般的なユーロシステムの主要な借換事業の利率と同等になる予定であり、これにより初めの二つのTLTROsに適用された主要な借換事業の利率にかかる10ベース・ポイントのスプレッドが取り除かれた。いくつかのICOの債権は、このプログラムに基づき、法律文書

で規定された条件の下、買い入れられた。この事実は、二当事者間の売戻条件付買入契約と統合された二当事者間の買戻契約を通して貸付を行うために利用可能なスペイン中央銀行により発行される証券のリストに反映されている。

- 2015年11月9日：運営理事会は、公共部門資産購入プログラム（PSPP）の株式の発行限度を一債券当たり25%から33%に引き上げることを決定した。かかる発行限度の引き上げにより、発行済みおよび新規発行されたPSPP適格証券両方に関する買入れ可能額が著しく増大する。
- 2015年12月3日：ECBの運営理事会は預金ファシリティーの利率を10ペーシス・ポイント引き下げ、マイナス0.30%とすることを決定した。

2016年

- 2016年3月10日：ECBの運営理事会は、その物価の安定という目的を追求して新たな一連の手段を立ち上げることを決定した。第一に、ECBはユーロシステムの主要な借換事業の利率を5ペーシス・ポイント引き下げ、0.00%とし、限界貸付ファシリティーの利率を5ペーシス・ポイント引き下げ、0.25%とすることを決定した。預金ファシリティーの利率は、10ペーシス・ポイント引き下げられ、マイナス0.40%となった。第二に、資産購入プログラムに基づく月々の買入れ額は、2017年3月末まで60十億ユーロから80十億ユーロに拡大された。資産購入の円滑な実行を確実に継続するため、ECBは、適格国際機関および多国間の開発銀行により発行された証券の買入れに関する発行体および株式発行の限度を33%から50%に引き上げることを決定した。第三に、新たな法人部門購入プログラムに基づき、ECBは、ユーロ圏において設立された非金融機関である法人により発行されたユーロ建投資適格債券を定期的な買入れの対象である資産のリストに含むことを決定した。これは本年第2四半期末に向けて開始される予定である。また、新たな一連の四つの条件付き長期資金供給オペ（TLTRO）が立ち上げられ、それぞれ4年満期として、2016年6月に開始された。かかる新たな事業は、ECBの緩和的な金融政策の姿勢を強化し、実体経済に対する銀行貸付をさらに奨励することにより金融政策の伝達を強化した。
- 2016年12月8日：ECBは、2017年4月から2017年12月末または必要に応じてそれ以降まで、毎月60十億ユーロのペースで純資産購入を継続して行うことを決定した。純資産購入は、APPの下で購入された満期となった債券の元本の支払の再投資と並行して行われる。

2017年

- 2017年4月27日：運営理事会は、新たに決定された毎月60十億ユーロのペースの純資産購入を2017年12月末または必要に応じてそれ以降まで行う予定であることを承認したが、場合によっては運営理事会がそのインフレ目標と一致するインフレの過程における持続的な調整を確認するまで行う予定である。見通しが好ましくない場合、または財政状況がインフレの過程における持続的な調整のさらなる進展と一貫しない場合には、運営理事会はこのプログラムの規模および/または期間を増加する準備がある。
- 2017年6月8日：運営理事会は、ECBの主要金利の動向に関する見通しから追加利下げへの言及を削除することを決定した。ECBの主要金利はそれまで、非常に厳しい不測の事態に対する政策対応の可能性を示唆していた。
- 2017年10月26日：金融政策手段が10月に修正された一方で、非常に有利な融資条件は維持された。したがって、運営理事会は、2017年10月、物価安定目標の達成に向けて複数の決定を行った。経済の見通しが改善し、インフレ収束への自信が増したため、運営理事会は、APPの規模を縮小することが可能となった。買入れは、2018年1月から2018年9月末まで、または必要に応じてそれ以降も、

いずれにせよインフレの過程で継続した調整が見られるまで、毎月30十億ユーロのペースで継続される。運営理事会はまた、APPの下で購入され満期となった債券の元本の支払の再投資は、純資産購入の終了後、期間を延長して、いかなる場合でも必要な限り継続されると発表した。資産購入の残高の規模を保つことは、好ましい流動性条件および適正な金融政策の姿勢両方の維持に役立つ、としている。

5 財政

(1) 公共部門と予算

公共部門は国家、自治体および社会保障を含む中央政府と自治共同体、地方自治体等の地方政府から成り立っている。毎年、一般国家予算は国家予算、自治体予算および社会保障予算を確定する。自治共同体、地方自治体およびICOのような公共部門の企業は一般国家予算に含まれない、独自の予算を編成する。

スペインの国家財政に関して集計された情報には二つの異なる基準が適用される。予算は当該年度中、国家が計上した歳出と歳入に分類され、国家会計は広範な視野に基づき、マクロ経済全体（生産、所得および支出）に関する国家の役割を特に強調して、ストックとフロー（すなわち、財政に対する国家の経済活動の影響を示している。）の統合された枠組みで国家の経済活動を捉えようとしている。通常、予算は歳入・歳出の構成を強調し、また政府債務の変動と赤字の数値を相和するするために用いられる。国家会計基準は「赤字超過手続」（後述の「赤字と債務の限度」を参照のこと。）のために参照される。実務上、二つのシステムには二つの主な差異があり、キャピタルゲインまたはキャピタルロスの取扱い（国家会計の赤字の数値からは除外される。）および経常収入と経常支出に使用される基準（予算は現金基準であり、一方発生主義は通常、国家会計に適用される。）である。

国家予算は経済・産業・競争力大臣により作成され、内閣に提出された後、関連会計年度の前年の10月1日以前に議会に上程される。予算はかかる二つの場で修正されるが一度議会で承認されると国王によって認可され、官報（Boletín Oficial del Estado）にて公表される。予算が関連会計年度の最初の日までに最終的に承認されない場合は、新規予算が承認されるまでの間、前年度の予算が自動的に継続される。

国家予算とは別の社会保障予算もまた経済・産業・競争力大臣により作成される。雇用者および被雇用者に課される給与保険料とは別に、社会保障制度のその他多額の収入の源泉には国家予算からの政府移転がある。社会保障は予算の合理化を執行中であり、このため非拠出型支出（すなわち、主として医療および最低年金の補足）にもっぱら資金を移転している。社会保障の拠出部門は完全に分離される。1999年以降の社会保障剰余金は一般国家予算に戻されず、社会保障信託基金に充当される。かかる基金の資産は拠出型年金が拠出総額を超過した時に将来使用される。2016年12月31日現在の社会保障信託基金の総額は15,020百万ユーロに上った。

下表は表示年度毎の社会保障制度の計上額を示している。

	社会保障制度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	(単位：百万ユーロ)				
収入	121,431	119,344	123,899	123,253	127,753
給与保険料	98,210	99,199	100,569	103,517	109,038
移転	18,437	15,714	15,986	16,066	16,273
その他の源泉	4,216	3,786	3,404	2,718	1,696
資本資源	567.9	645.4	3,940.4	952	746
費用	123,882	133,259	140,429	141,932	146,509
年金、補助金等	120,020	124,161	127,934	132,282	136,820
公衆衛生サービス	127	135	149	146	-
社会費用	2,275	1,178	1,224	1,222	-
管理費およびその他	1,460	7,785	11,123	8,283	-
金融ニーズ((-)または(+))	(2,451)	(13,915)	(16,530)	(18,679)	(18,756)

出所：経済・企業省の月次経済指標

赤字と債務の限度

スペインのEU加盟に関し、スペイン政府はその赤字と債務の水準に関して一定の義務を果たすことに合意した。特に、赤字をGDPの3%未満とし、GDPに対する債務の割合を約60%まで徐々に減ずることに合意した。かかる義務は一般政府（中央政府社会保障および地域・地方政府が含まれる。）の赤字および債務の水準に関係している。限度を超えることができるのは非常に例外的な場合（主として深刻な不景気）と一時的な場合に限られる。GDPに対する債務の割合が明らかに下方傾向（現在スペインはこのような状態にある。「6 公的債務」を参照のこと。）にある場合は60%の目標を超えることができる。

かかる二つの義務のいずれかに違背した場合はいわゆる「赤字超過手続」が設定される。かかる手続に関し、EU委員会はいずれかの例外事由にあたるかどうか決定し、もしいずれの例外事由も適用できない場合は加盟国から治癒方法を要求する。継続的な「赤字超過」の場合はEU委員会が最終的に勧告する。手続の最終段階では当該加盟国のGDPの0.5%を限度とする罰金を課す。

国家借入必要額

1996年以降、スペイン政府は国家の赤字減少に努力した。これにより1999年から2007年にかけて国家財政の黒字を達成した。資本歳出の減少の結果、資本の赤字が若干減少した。これにより、経常歳入が著しく増加したのとあいまって、借入必要額は当該期間にわたり減少した。2008年以降、歳出が大幅に増加すると、停滞した経済活動の結果として収入は減少した。歳出を抑える努力にもかかわらず、2012年には国家債務はGDPの7.9%（2011年は国家会計ベースで3.6%）となった。ただし、2013年には国家債務がGDPの4.9%まで削減された。2014年も引続き下降傾向にあり、GDPの3.7%に減少し、2015年には2.6%へと減少した。2016年には国家債務はGDPの2.7%となり、2017年には1.9%へと減少した。

国家借入必要額（現金ベース）

	(単位：百万ユーロ)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
歳入	121,118	134,036	144,370	133,588	131,456
歳出	160,796	157,993	158,074	149,791	147,746
借入必要額 ((-)または(+))	(39,678)	(23,957)	(13,703)	(16,203)	(16,290)

出所：IGAE数値に基づく経済・企業省の月次経済指標

歳入

国家の主要税収源は個人所得税と付加価値税である。2017年の国家歳入総額に対し、個人所得税は27.4%、付加価値税は22.2%を占めている（2016年はそれぞれ26.8%および23.6%）。その他の重要な税収には、法人税（2017年においては税収総額の17.6%を占めており、2016年（税収総額の16.2%）よりも高かった。）ならびにガソリン、アルコールおよびタバコに課される「特別税」（消費税）（2017年においては2016年を0.2%下回る税収総額の5.6%を占めた。）がある。

下表は表示年度毎のユーロ建の国家歳入の源泉と歳入総額の比率を表している。

	国家歳入（現金ベース）				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	(単位：％を除き、百万ユーロ)				
直接税	62,018.6	64,129.7	64,174.3	62,237.2	64,392.8
個人所得税	37,924.4	41,214.5	38,730.6	35,799.0	36,028.5
法人税	19,964.4	18,693.8	20,648.9	21,678.3	23,143.3
その他の直接税	4,129.8	4,221.4	4,794.9	4,759.0	5,221.0
間接税	35,778.8	37,803.0	43,180.1	42,677.6	40,148.0
付加価値税	25,502.2	28,435.6	32,565.2	31,528.3	29,235.3
特別税	7,553.6	6,411.5	7,340.1	7,739.1	7,349.3
その他の間接税	2,723.0	2,955.9	3,274.8	3,410.2	3,563.4
国家のサービスに対する手数料(1)	7,185.7	11,502.2	17,410.5	13,674.4	14,841.9
その他の歳入	16,134.8	20,600.9	19,605.5	14,999.1	12,073.2
歳入合計	121,117.9	134,035.8	144,370.4	133,588.3	131,455.9
GDP比(%) (2)	11.7	12.9	13.4	11.9	11.3

(1) 国家が提供したサービスに対して支払われる手数料である。

(2) 「2 経済 (1) 一般情勢」を参照のこと。

出所：IGAE数値に基づく経済・企業省の月次経済指標

国家の歳入構成比率(現金ベース)

	(単位：%)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
直接税	51.2	47.8	44.5	46.6	49.0
個人所得税	31.3	30.7	26.8	26.8	27.4
法人税	16.5	13.9	14.3	16.2	17.6
その他の直接税	3.4	3.1	3.3	3.6	4.0
間接税	29.5	28.2	29.9	31.9	30.5
付加価値税	21.1	21.2	22.6	23.6	22.2
特別税	6.2	4.8	5.1	5.8	5.6
その他の間接税	2.2	2.2	2.3	2.6	2.7
国家のサービスに対する手数料(1)	5.9	8.6	12.1	10.2	11.3
その他の歳入	13.3	15.4	13.6	11.2	9.2
歳入合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 国家が提供したサービスに対して支払われる手数料である。

出所：IGAE数値に基づく経済・企業省の月次経済指標

歳出

1996年から2000年にかけてスペイン政府はとりわけ経常歳出に関して、厳格な歳出管理の方針を実行した。特に、スペイン政府は給与歳出および財貨・サービスの購入を削減し、また大幅な支払利息管理も実行した。かかる歳出管理方針の結果、歳出の削減は、GDP比で1999年の19.2%（スペイン国家会計（CNE - 2000））から2005年から2008年にかけて平均13%となった。2009年において、移転における増加が国家の歳出合計に重要な成長をもたらし、2010年にはGDPの16.9%となった。2011年および2012年における歳出はGDP比で僅かに減少した（それぞれ14.1%および14.6%）一方で、2013年の国家歳出はGDP比で15.6%まで増加した。2014年において、国家歳出は再び減少しGDPの15.2%となり、2015年および2016年にも減少し続け、それぞれGDPの14.6%および13.4%となった。2017年において、国家歳出はGDPの12.7%であった。

下表は表示年度毎の国家の歳出の内訳を示している。

	国家の歳出(現金ベース)				
	(単位：%を除き、百万ユーロ)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
経常歳出	148,402.0	144,856.8	142,086.5	137,296.9	134,805.0
給与(1)	15,639.2	15,686.2	16,406.4	16,206.6	15,836.0
財貨・サービス	3,200.1	3,117.5	3,556.1	3,515.8	3,355.4
利息	28,407.5	31,823.3	31,749.9	32,077.6	30,323.8
移転(1)	101,155.2	94,229.8	90,374.1	85,496.9	85,289.8
資本歳出	12,394.1	13,135.8	15,987.2	12,494.6	12,940.9
実物投資	5,929.9	4,660.7	5,679.5	4,338.3	5,330.1
移転	6,464.2	8,475.1	10,307.7	8,156.3	7,610.8
歳出合計	160,796.0	157,992.6	158,073.7	149,791.4	147,746.1
GDP比(%) (2)	15.6	15.2	14.6	13.4	12.7

(1) 2014年に導入され、国家が支払った年金の処理に関して調整されたデータ

(2) 「2 経済 (1) 一般情勢」を参照のこと。

出所：IGAE数値に基づく経済・企業省の月次経済指標

最も大きな比率を占める非金融歳出は移転であり、中央政府からその他の公共法人および民間部門に対する移転と、主にEU予算に対しスペインが拠出する国外法人への移転を含んでいる。移転のおよそ95%はその他の公共法人に歳出される。スペインでは大部分の公的歳入が(国家レベルで)集中する一方、大部分の公的歳出は分散される。

地方政府に対する国家の移転は地方政府の責任下にある公共教育および健康管理等の支出資金に充当される。同様に、国家の社会保障移転は公的健康保険制度の資金となり、また公的年金制度を補足する。国外法人への移転は主としてEU予算に対しスペインが拠出する移転である。その他の公共部門への移転には失業手当、公共法人および公共団体に供与される資金が含まれる。民間部門への移転は主として教育への資金からなる。

国家の歳出構成比率(現金ベース)

	(単位：%)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
経常歳出	92.3	91.7	89.9	91.7	91.2
給与	9.7	9.9	10.4	10.8	10.7
財貨・サービス	2.0	2.0	2.2	2.3	2.3
利息	17.7	20.1	20.1	21.4	20.5
移転	62.9	59.6	57.2	57.1	57.7
資本歳出	7.7	8.3	10.1	8.3	8.8
実物投資	3.7	2.9	3.6	2.9	3.6
移転	4.0	5.4	6.5	5.4	5.2
歳出合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：IGAE数値に基づく経済・企業省の月次経済指標

下表は表示年度毎の国家の赤字の内訳を示している。

国家の現金赤字

(単位：%を除き、百万ユーロ)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
歳入	121,117.9	134,035.8	144,370.4	133,588.3	131,455.9
非金融歳出	160,796.0	157,992.6	158,073.7	149,791.4	147,746.1
現金赤字(国家の現金赤字)	(39,678.1)	(23,956.8)	(13,703.3)	(16,203.1)	(16,290.2)
GDP比(%) (1)	(3.8)	(2.3)	(1.3)	(1.4)	(1.4)
利息控除後	(11,270.6)	7,866.5	18,046.6	15,874.5	14,033.6
GDP比(%) (1)	(1.1)	0.8	1.7	1.4	1.2
金融資産の変動	34,319.4	33,227.7	37,190.2	16,663.7	27,438.6
金融負債の変動(2)	(73,997.5)	(57,184.5)	(50,893.5)	(32,866.8)	(43,728.8)
GDP比(%) (1)	(7.2)	(5.5)	(4.7)	(2.9)	(3.8)

(1) 「2 経済 (1) 一般情勢」を参照のこと。

(2) 金融負債の変動は金融資産の変動を控除した現金赤字に等しい。

出所：IGAE数値に基づく経済・企業省の月次経済指標

下表はEU加盟諸国が統一的に採用する国家会計制度（2010年欧州会計制度（ESA））で設定された国家会計基準に従って算定され、選別された行政資料（GDP比）を要約したものである。行政の赤字合計は、2017年にGDPの3.1%（2016年は4.5%）に達し、したがって、主として支出合計の減少および歳入の増加により、2017年も行政赤字の下降傾向は継続した。公債/GDP比率は2010年に60%超増加し、危機的な期間の行政赤字の増加に伴い、その後数年にわたり引続き増加した。しかし、2015年、公債/GDP比率は下降傾向を始め、それは2017年にも続いた。

行政

（2010年ESA / 国家会計基準に基づく計算）

	(単位：GDP比(%))				
	2013年	2014年	2015年	2016年(p)	2017年(a)
収入合計	38.6	38.9	38.5	37.7	37.9
支出合計	45.6	44.8	43.8	42.2	41.0
行政必要資金	(7.0)	(6.0)	(5.1)	(4.5)	(3.1)
中央行政の赤字	(4.9)	(3.7)	(2.6)	(2.7)	(1.9)
自治体					
社会保障の赤字	(1.1)	(1.0)	(1.2)	(1.6)	(1.5)
自治体の赤字	(1.6)	(1.8)	(1.7)	(0.8)	(0.3)
地方政府の赤字	0.6	0.5	0.4	0.6	0.6
公債	95.5	100.4	99.4	99.0	98.3

(p) 暫定値

(a) 予想値

出所：ユーロスタット、IGAE、IGAE数値に基づく経済・企業省の月次経済指標、スペイン中央銀行の統計情報、2010年ESAの方法論

国家の金融負債純変動額

	(単位：百万ユーロ)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
短期証券	7,822	(4,321)	(513)	1,719	(2,175)
中長期債務	58,268	28,192	16,242	19,364	20,629
政府証券	59,820	30,280	16,242	19,364	20,629
政府債券	(1,552)	(2,088)	-	-	-
スペインからの借入金	1,429	502	(1,525)	765	(320)
対外債務および借入金	204	239	-	-	-
その他の金融負債純額	794	2,271	2,038	4,904	(1,466)
金融負債純変動総額	68,517	26,883	16,242	26,752	16,668

出所：IGAE数値に基づく経済・企業省の月次経済指標

EU歳出予算に関する歳入と歳出

スペインの表示年度毎のEU予算への拠出は下表の通りである。

年 度	(単位：百万ユーロ)	
	資金提供者として スペインが拠出した資金額	資金受取人として スペインが受領した資金額
2011年	11,767.89	13,087.21
2012年	10,951.72	13,746.01
2013年	11,956.19	13,161.56
2014年	12,534.47	10,989.44
2015年	11,066.82	13,546.44
2016年	11,454.35	10,931.04
2017年	11,151.18	8,075.72
2018年	13,384.27	13,677.84

出所：スペインと欧州共同体の財政関係、国家予算および歳出、一般行政予算、経済・企業省、2018年一般国家予算、2011年 - 2017年現金ベースデータ、2018年予算データ

EUに対するスペインの拠出額は、表示期間におけるスペインのGDPおよび付加価値税による税収を考慮した方式に基づいて決定される。スペインに対する支払額は、主としてEUが承認したインフラプロジェクトに基づいて支払われ、EUの共通農業政策に従った支払に基づいて行われる。

6 公的債務

スペイン中央政府の債務は対内（国内市場で発行されるもの）または対外（国際市場で発行されるもの）債務のいずれかである。2018年4月30日現在、対内債務はGDPの83.84%、対外債務はGDPの0.05%であった。スペイン中央政府の債務合計はGDPの83.89%であった。

(1) 対内債務の概要

2018年4月30日現在のスペインの対内債務合計は975,569.56百万ユーロであった。

下表は2018年4月30日現在の証券の種類別の対内債務残高の内訳を示している。

**スペインの証券別対内債務
債券**

(単位：百万ユーロ)

金利(%)	銘柄	発行年度	2018年4月30日現在残高	最終償還年度
6.00	オブリゲーション	1998	24,622.13	2029
5.75	オブリゲーション	2001	21,195.64	2032
4.20	オブリゲーション	2005	19,750.60	2037
4.90	オブリゲーション	2007	18,061.44	2040
4.10	オブリゲーション	2008	20,813.44	2018
4.80	オブリゲーション	2008	17,564.70	2024
4.60	オブリゲーション	2009	20,758.37	2019
4.30	オブリゲーション	2009	21,161.15	2019
4.70	オブリゲーション	2009	18,802.54	2041
4.00	オブリゲーション	2010	23,365.04	2020
4.65	オブリゲーション	2010	22,903.30	2025
4.85	オブリゲーション	2010	18,387.22	2020
5.50	オブリゲーション	2011	24,001.92	2021
5.90	オブリゲーション	2011	19,388.95	2026
5.85	オブリゲーション	2011	22,927.11	2022
5.40	オブリゲーション	2013	21,666.65	2023
4.40	オブリゲーション	2013	21,073.20	2023
3.75	ボンド	2013	20,417.53	2018
5.15	オブリゲーション	2013	18,769.07	2028
5.15	オブリゲーション	2013	13,167.42	2044
2.75	ボンド	2014	22,405.17	2019

(単位：百万ユーロ)

金利(%)	銘柄	発行年度	2018年4月30日現在残高	最終償還年度
3.80	オペリゲーション	2014	21,185.84	2024
1.80	オペリゲーション	2014	13,404.22	2024
2.75	オペリゲーション	2014	23,500.03	2024
1.40	ボンド	2014	23,102.99	2020
4.00	オペリゲーション	2014	1,000.00	2064
0.55	ボンド	2014	9,786.23	2019
1.60	オペリゲーション	2015	19,795.11	2025
1.95	オペリゲーション	2015	20,206.38	2030
1.00	オペリゲーション	2015	8,347.13	2030
2.15	オペリゲーション	2015	21,873.88	2025
1.15	ボンド	2015	19,079.19	2020
1.95	オペリゲーション	2016	19,626.61	2026
0.25	ボンド	2016	18,138.86	2019
0.75	ボンド	2016	21,979.32	2021
2.90	オペリゲーション	2016	16,281.35	2046
0.30	ボンド	2016	5,076.04	2021
3.45	オペリゲーション	2016	7,584.60	2066
1.30	オペリゲーション	2016	22,604.65	2026
0.40	ボンド	2017	20,900.01	2022
1.50	オペリゲーション	2017	17,723.33	2027
2.35	オペリゲーション	2017	13,035.12	2033
0.65	オペリゲーション	2017	7,915.85	2027
0.05	ボンド	2017	12,556.02	2021
1.45	オペリゲーション	2017	22,291.07	2027
0.45	ボンド	2017	16,631.31	2022
1.40	オペリゲーション	2018	17,357.75	2028
2.70	オペリゲーション	2018	7,664.21	2048
債務合計			859,849.67	

国庫証券

(単位：百万ユーロ)

金利(%)	銘柄	2018年4月30日現在残高
割引	レトラス	71,146.01
国庫証券合計		71,146.01

その他債券

ユーロ建債券

(単位：百万ユーロ)

金利(%)	発行年度	2018年4月30日現在残高	最終償還年度
5.60	2011	335.00	2036
ユーロ建債券合計		335.00	

その他の借入

(単位：百万ユーロ)

金利(%)	発行年度	2018年4月30日現在残高	最終償還年度
5.01	2010	130.00	2025
4.68	2010	185.50	2032
4.637	2010	151.50	2033
5.5834	2010	150.00	2034
Euribor(*)	2012	29,721.46	2027
2.221	2013	625.00	2021
3.253	2013	465.00	2028
4.05	2014	198.00	2034
3.99	2014	215.00	2036
2.502	2014	120.00	2025
1.402	2014	200.00	2022
0.668	2014	300.00	2020
1.879	2014	350.00	2031
1.716	2014	150.00	2031
0.585	2014	260.00	2020
0.738	2016	700.00	2026
1.695	2016	90.00	2046
1.137	2016	68.13	2046
0.369	2017	255.00	2023
0.495	2017	100.00	2027
0.397	2017	443.00	2027
その他の借入合計		34,877.59	

(*) 2015年以降、欧州安定メカニズム (ESM) の平均資金調達費用が参照レートとなる。

その他債務合計：35,212.59百万ユーロ

引受債務

(単位：百万ユーロ)

金利(%)	銘柄	発行年度	2018年4月30日現在残高	最終償還年度
9.90	オブリゲーション	2004	90.15	2024
10.50	オブリゲーション	2004	48.08	2024
10.55	オブリゲーション	2004	18.03	2024
Euribor+2.95	ボンド	2014	171.75	2018年5月31日
2.45	ボンド	2014	750.00	2018
3.82	ボンド	2014	250.00	2022
Euribor+0.13	ローン	2004	230.77	2023
Euribor+0.13	ローン	2004	150.00	2024
Euribor+0.13	ローン	2004	76.56	2024
Euribor+0.13	ローン	2008	87.36	2033
Euribor+2.95	ローン	2014	18.57	2018
2.95	ローン	2014	912.00	2018
4.334	ローン	2014	650.00	2022
3.172	ローン	2014	90.00	2018
3.004	ローン	2014	560.00	2018
4.121	ローン	2014	600.00	2023
Euribor+2.22	ローン	2014	3,000.00	2023
Euribor+1.879	ローン	2014	900.00	2020
3.93	ローン	2014	750.00	2023
2.932	ローン	2014	8.00	2020
引受債務合計			9,361.28	

対内債務合計：975,569.56百万ユーロ

(2) 対外債務の概要

スペイン政府の対外債務は627.12百万ユーロであった。下表は発行通貨別対外債務の構成を示している。

スペインの発行通貨別対外債務

米ドル(USD)建

(単位：千米ドル / 千ユーロ)

金利(%)	銘柄	発行年度	2018年4月30日現在 残存元本	最終償還年度
5.010	ボンド	2014年11月21日	300,000	2044年11月21日
米ドル合計			300,000	
ユーロ換算合計(1)			248,364	

日本円(JPY)建

(単位：千円 / 千ユーロ)

金利(%)	銘柄	発行年度	2018年4月30日現在 残存元本	最終償還年度
2.915	ボンド	2010年11月30日	20,000,000	2030年12月2日
日本円合計			20,000,000	
ユーロ換算合計(1)			151,377	

英国ポンド(GBP)建

(単位：千英ポンド / 千ユーロ)

金利(%)	銘柄	発行年度	2018年4月30日現在 残存元本	最終償還年度
5.250	ボンド	1999年4月6日	200,000	2029年4月6日
英国ポンド合計			200,000	
ユーロ換算合計(1)			227,376	

対外債務合計(百万ユーロ)：627.12百万ユーロ

(1) 使用為替レート(2018年4月30日現在の欧州中央銀行(ECB)により公表された公式為替レート)

1ユーロ = 1.2079米ドル

1ユーロ = 132.12日本円

1ユーロ = 0.8796英国ポンド

債務記録

全額債務返済は、スペイン発行のすべての対外債務および対内債務と同様に、スペイン保証の他の発行体が発行したすべての対外債務および対内債務が満期となった時に常に履行されている。